收容書目

抄録

乾巻

日本經濟叢書

卷三十三

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷三十三目次

然その形質を異にし、前卷卽ち第三十二卷までに收容すること能はざりし殘籍中、一二三重要のものを拔萃したるものに、從來既に抄錄しありたる部分を加へて、之を編成したるものに過ぎず、而して此の二卷の抄錄は、全く余一個の私見を以て撰擇したるものにして、其の杜撰粗漏の責は、余の獨自ら任ずる所なり、殊に余は初めより主として、經濟學史の資料を拾集する目的なりしかば、其の採る所學說の方に偏して、經濟史料を疎にせるの過ちあるべきは、余の自ら覺悟する所なれども、當初の目的既に斯くの如くにして、今俄に之を奈何とも爲すべからず、讀者庶くは之を諒察し玉はん事を

本卷に收容せる抄錄原本及其の著者等に關し、參考とすべき件々略記することと左の如し

○惺窩文集　本書は二種あり、其一は本集五卷・續集三卷、共に八卷にして、本集は林羅山之を編纂し、續集は菅原玄同の編纂したるものにて、寛永四年の出版に係り、其二は著者の孫冷泉爲經の編纂にして、德川光圀之を校定し、

文集十二卷・歌集五卷・目次一卷、合せて十八卷、後光明帝御製の序を附して、享保年間に出版したるものなり、今此に抄錄せる「舟中規約」の一篇は、前記八卷本の本集に載せたるものにして、此の規約は著者が京師の豪商角倉貞順(著者の門人)の爲めに、代作したるものなり、貞順は慶長年間、所謂御朱印船なるものを所有し、盛に呂宋・安南・暹羅邊に通商貿易し居たるが故に、其の御朱印船に乘組みて、現に貿易に從事する者の爲めに、舟中の心得書として、此の規約を定めたるものなり、規約の主意は自他を利するを以て貿易の主義となし、徒らに目前の小利に眩んで、大利を遺却すべからざることを戒め、又世界の各國民は、皆同胞兄弟なれば、一視同仁なるべきを說きたるが如きは、其の言簡單なりと雖、其の旨洵に公平にして、全く平和を主とする、自由貿易主義の要領を得たるものと云はざる可らず、然れども著者は少しの覇氣もなく、純乎たる平和主義の人なりしや否、多少疑なきを得ず、則ち續集卷之一「交隣國之事」の一文中に、

吾、德を以て國と交、則隣國大小は申すに及ばず、天下皆服して、吾は堯舜となり、民も亦堯舜の民とならん、此交り、既に先如此にして、小國をめぐむふりをして、大國に從ふ巧をめぐらし、後には人の國をとり、天下を奪んとするは私にあらず、是天理の自然、禮にあたる儀則也、云々と云へるが如きは、宛然帝國主義者の心術を自白するもの丶如し、吾人は今茲に此の思想の矛盾を說明するの餘暇なしと雖、兎に角德川初代の海外貿易論は、鎖港時代のそれの如く、偏狹卑屈のものにあらざりしこと明けしと云ふべし

著者藤原惺窩、名は肅、字は斂夫、惺窩は其の號、別に北肉山人と號す、播州三木郡細川村の人なり、中納言定家十三世の孫にして、父は參議冷泉爲純と云ふ、永祿四年播州に生る、幼時、祝髮して僧となり、名を蕣と稱す、長じて京師に遊び、儒學に志し、還俗して專ら聖學を研鑽し、遂に我國中興の儒宗となる、關原の役後、家康京師に入り、屢々惺窩を招きて、經史を講演

せしむ、晩年洛北市原村に隱居し、世事を謝して、專ら篤志の爲めに學を講ず、元和五年、年五十九にして歿す、門人林羅山・那波活所・菅原玄同・堀正意・三宅亡羊・松永遐年の徒、尤も世に著はる

○**山鹿語類**　本書は山鹿素行の意見を、門人の筆錄せるものにして、書中に師日とあるは、皆素行の說を表識するものなり、語類の原本は、四十五卷にして、君道・臣道・父子道・兄弟之序・夫婦之別・朋友之信・三倫談・士道・士談及聖學の十篇に分類し、倫理及社會哲學を詳論したるものにして、吾人の最も重要とする一大著作なり、然れども、今此には第五卷（君道五）民政上卽ち論㆓以㆑民爲㆓國之本㆒、正㆓田產之制㆒、詳㆓民戶㆒、促㆓新墾種藝㆒、明㆑救㆓窮民㆒、除㆓民之害㆒、詳㆑救㆓患之備㆒、建㆓民間之長㆒、建㆓民之守牧㆒、詳㆓守令之教戒㆒、遣㆑使巡察の十一章と、第六卷（君道六）民政下卽ち建㆓市廛㆒、詳㆓町人制㆒、立㆓町人雜品之制㆒、定㆓市民之禮㆒、立㆓市民諸式㆒、制㆓市廛非常之變㆒、規㆓百工之用㆒、詳㆓商賈之用㆒、正㆘市廛害㆓風俗㆒之甚㆖、論㆓羅錢之法㆒、立㆓市民之長㆒、置㆓巡察之官㆒、寺社之制、立㆓寺

社之司↓、欲↓廢↓浮屠淫祠↓之議の十五章及第十卷（君道十）國用卽ち理↓財、正↓賦稅之法↓、詳↓貢獻↓、正↓力役↓、詳↓奴婢僕隸↓、設↓傳驛↓通↓道路↓、正↓征榷之事↓、制↓山野海川之利↓、詳↓遏盜之法↓の九章を抄錄せり、著者の意見は概ね周官の本文に據り、王制を說き、王道の要を述べたるものにして、新說卓見と云ふにあらざるも、兎に角唐虞三代の經濟制度を論述して、最も精細詳密を極め、此種の著作に在りては、頗ぶる完備したるものなり

著者山鹿素行名は高祐（初め義矩と名く）字は子敬、甚五右衞門と稱す、素行又隱山と號す、東肥の醫、山鹿玄庵の子にして所謂山鹿流兵學の元祖なり、素行幼にして穎悟、九歲の時、林羅山の門に入りて儒學を修め、十一歲にして、小學・論語・貞觀政要等を講說す、辯論滔々澁滯なく、殆んど老成人の如し、稍々長じて北條氏長に從つて韜略を學ぶ、居ること五年、學大に進み、氏長悉く祕訣を傳授す、是より文武兼備、名敎を以て自ら任じ、其の名聲遠近に震ふ、赤穗侯其の賢を聞き、禮を厚ふして之を聘し、祿千石を給す、寬

文六年、幕府の忌諱に觸れて赤穗に幽せられ、其の著政敎要錄を焚毀せらる、貞享二年、年六十四にして歿す、著はす所は既記の外、武敎要錄・治敎要錄・治平要錄、其他數種ありと云ふ

本抄錄は國書刊行會本を底本とせり

○集義和書及外書　此の二書は各々十六卷、共に熊澤伯繼の著作にして、問答體の假名文に綴りたるものなり、和書には書簡の事・心法圖解・始物解・義論等の目あり、外書には脫論・中庸九經考・窮理・雅樂解・水土解等の目ありて、種々の記事中、多くは蕃山一流の道學を述べたるものなれども、此に抄錄せるは專ら經濟上に關するものなり、但外書は世上に伯繼の著作にあらず、全然僞書なりとする者あれども、現に二書ともに、既に寶永年間に出板せられ、(著者の沒後二十年にならず)信據すべき諸書に引用しあるを見れば、今俄かに僞書とは斷定し難きが如し、然れどもその事實は未だ明確ならず、著者熊澤伯繼の小傳は、本叢書第一卷「大學或問」の下にあり

○初學知要　は爲學・修身・接物・處事・警戒の五綱目の下に、更らに四十餘の細目を設けて、經史子中の要語を、摘錄類纂したるものなり、元祿十年、三卷三冊本として、之を出板す

○愼思錄　本書六卷は、總て著者の儒學上の意見を、斷片的に述べたるものなれども、簡單明晰にして、碩儒の本領を見るに足る、正德四年、自序を附して出板せり

○自娯集　は著者の漢文集にして、勸學論・順事論・事天地說・爲善說・孝說・爲學論等より、楠公敎子圖贊・自贊畫像・四靈贊等に至る、百七十八篇を七卷に編次し、正德二年、門人竹田定直の序あり、同四年出板したるものなり

以上三種は、何れも貝原益軒の著はす所なり、益軒の傳は本叢書第一卷「家道訓」の下に記せり

○童子問　本書は伊藤仁齋の著作にして、其子東涯が寶永四年に、校訂出板

せる所東涯の序文に「昔吾先君子、夙耽宋學、研味性理、既而直泝鄒魯之旨、沈潛多年、會其眞詮、時有問者、常用法應之、錄爲童子問三卷」云々とあり、以て其の內容如何を知るべし

仁齋名は維楨、字は源左、初名は維貞、字は源吉、仁齋は其號、別に又古義堂と號す、京師の儒なり、少くして性理の學に志し、日夕研鑽して心學原論、大極論及性善論等を著はせしが、中年に及び、飜然其の說を改め、宋儒の學は、孔孟の本意にあらずとし、考索多年、遂に一家の見を立つ、世人稱して古學先生と云ふ、仁齋帷を堀河に下して、生徒に授く、四方の士來り學ぶ者頗ぶる多く、其の門籍に上る者、前後三千餘人に及べり、平生生徒に勸むるに道術を明にし、治亂に達して、有用の材ならざる可らざることを以てし、其の學の主とする所は、主として論語にあり、孟子之に次ぎ、旁ら易・大學等の諸書に及び、敎授怠らざること四十餘年、其の講席に臨める者、皆大に啓發する所ありと云ふ、寶永二年歿す、歲七十九、著はす所は童子問の外、孟子

古義七卷・論語古義十卷・語孟字義二卷・古學先生集八卷、其他數種あり、皆有用の書なり

○經史博論　本書の來歷は、著者の引文中に「佔俾之次、時有所得、因題命詞、歲月侵尋、殆充巾衍、比來稍閱、汰得六十餘篇、命曰經史博論」と云ふとあるに由て明なるが、其の採錄する所は、專ら經書史傳に關する學說及事實の眞僞を考證したる論文なり、全書を通じて、皆見るべきの大議論なるも、專ら經濟上に關するものは、只だ此の抄錄二篇あるのみ

著者伊藤東涯は有名なる儒者にして、前記仁齋の長子なり、三四歲にして能く字を知る、長ずるに及び、博聞强記、勉めて有用の學に從事し、專ら古學を唱道して、父の志を紹ぎ、其の經義を說くや鑿々皆據る所あり、其の文を屬するや、精微神に入る、人と爲り溫厚篤實にして、講學の外、他の嗜好なく、終日矻々として手に卷を釋かざりしと云ふ、元文元年病んで家に歿す、年六十七、門人私諡して、紹述先生と曰ふ、東涯名は長胤、原藏と稱す、東

涯は其の號にして、別に又慥々齋と號す、著はす所は下記盍簪錄・秉燭談・制度通・東涯漫筆・紹述先生文集の外、數十種あり、多くは皆板刻、世に行はる

○盍簪錄　本書は第一卷攷古篇・第二卷紀實篇・第三卷文學篇・第四卷雜載篇の四卷に分ち、其の外餘錄二卷あり、凡て寫本に依て行はる、內容は著者が諸書を涉獵して得たるもの、又は友人及門弟等に聞知したる談話を、漢文に綴りて、分類編纂したるものなれども、其の體裁の整はざるに因て、之を察すれば、恐らくは著者の未定稿本なるべし、但題名に盍簪とある盍は合、簪は聚にして、人々合聚、相益するの義なりと云ふ

○制度通　本書(十三卷)は和漢の制度を諸書に徵し、考證したるものにして、東洋の政治經濟を研究する者の、坐右に缺く可らざる最も便利なる書なり、殊に州縣郡國ノ事、郡縣大小等差ノ事、都邑城坊並ニ皇城・宮城・門號ノ事(以上第二卷)古今戶口多寡ノ事、墾田並稅糧總數ノ事、田賦並井田・租庸調兩稅

ノ事(以上第八卷)田法歩畝頃、幷本朝町段ノ事、行程里數ノ事、常平倉・社倉幷本朝屯倉・公廨田ノ事(以上第九卷)錢貨ノ事、尺度ノ事、斗斛ノ事、權衡ノ事、端匹屯絢ノ事(以上第十卷)等など、經濟上に關係の事項、鮮なしと爲さざるも、今此には其の一部分のみを拔鈔したるのみ、著者の長子善韶(通稱忠藏、東所と號す)の跋文中に、本書は著者が四十五十の間に、起草したるものゝ如く記しあるを見れば、正德の初年より、享保三四年頃の間に成りたるものなるべく、又善韶が寛政八年に、之を出板せんとするに當り、原稿本の誤寫脫漏等を校正し、更らに體裁を整へて全書となしたる由を記しあれば、板刻本(寛政九年に刻成て發行す)は、著者の原本とは、多少の差異あるべしと思はる

○訓幼字義　は童幼の爲めに、經書中の字義を解釋したるものにて、經濟上には固より重要の書にあらず、玆には唯に論語にある「富貴貧賤」の語を解したる一節を抄錄せり

秉燭譚　本書は主に著者の父、仁齋の雜話などを假名文にて筆記編次したる

ものにして、（凡て五卷）寳曆十三年に出板したるものなり、經濟上の記事は多からず

○東涯漫筆　著者の漢文漫筆にして、專ら斷片的に宋儒學說の異同を辨じたるものなれども、書中著者の識見を、窺ふに足るべきもの少なしと爲さず、甘雨亭叢書本の外、二卷寫本にて傳はる

○紹述先生文集　本書三十卷は、著者の詩文集にして、善韶の校訂出板する所なり、本卷に抄錄せる一節は力を勞する者、卽ち筋骨の勞役に服するものと、心を勞する者、卽ち頭腦の勤務に任ずるものとの差別を論じたるものなり

以上六種、皆伊藤東涯の著はす所、東涯の略傳は、前記經史博論の下を見るべし

○天民遺言　本書は並河亮が經義を解說したる大論文なれども、成書の體裁、甚だ複雜にして、數人の手に成りたるものなり、著者の兄五一の跋文に「天民

遺稿中集二其要一、亦謂二之遺稿一、門人渡邊毅之所二編次一也、輯二錄門人平日所レ聞謂二之遺言一、予之所レ述也、復取下遺稿中疑二先儒之説一者上、以立レ言、謂二之疑語孟字義一、平巖氏記二其始一、予成二其終一、言也稿也疑也、皆出二於天民之遺意一、爾應二乎書林之需一而復書二其末一云」とあり、以て其の成書の由來を知るべし

並河亮、字は簡亮、京師の儒なり、少き時兄五一（號誠所）と共に伊藤仁齋に學びて、盡く其の學の奧蘊を究む、然れども仁義性情の説に至ては、師説に服する能はず、特り自ら大に發憤研究して、孔孟の正旨を探求し、遂に一家の言を立てゝ、獨立門戸を張る、然れども終身師恩を忘れず、居常深く仁齋の德を景慕し居たりと云ふ、仁齋の歿後、其の徒分れて二となり、一は東涯に從ひ、一は簡亮に屬す、簡亮は天資豁達果斷、志氣豪邁にして、最も經濟の學に長じ、常に經世の大體を說き、政治の要道を究め、竊かに國事を以て自ら任とす、嘗て上疏して蝦夷地方を本邦の內屬たらしめんことを論じ、大に爲さんとする所ありしも、不幸其志を齎らして病沒す、（年四十）實に享保三

年四月八日なり、箇亮門人に語つて曰く、凡天下之事、皆以名責實、故名不可不眞、吾雖講經典而不欲得村夫子之稱、若揭名榜、吾謂天民者乎と、故に歿後門人相與に私謚して、天民先生と云ふ

○中興鑑言　本書は著者の歴史論文にして、其の主旨は自ら跋文中に之を明記せり、曰く、自中世多故、治亂相踵、逮至後醍醐帝、圖濟恢興、成而復顚、則其處措之方、馭攬之術、與夫閨閫之邃、貨利之細、孅悪得失、沓然並集、陳而論之、大有以爲世戒者、今乃敷暢條次、總之三節、以造斯編云々、而して論文は、凡て十八篇より成れるものなれども、本鈔錄文は、聚歛の三條のみを採收したり、聚歛は主として、南朝後醍醐帝の時の財政を論じ、一時の窮策として、不換紙幣を發行したる事を痛撃したるものにて、其の論旨は兎も角、史上の事實として、一讀の價値あるものなり

著者三宅觀瀾、名は緝明、字は用晦、通稱は九十郎、觀瀾は其號、舊京師の人なり、初め淺見絅齋に師事し、後江戸に來り、木下順庵の門に入る、天資

穎悟、讀書を好み、日夕怠らず、最も文章に名あり、水戸義公聘して、史館の編修とし、祿二百石を賜ふ、幾もなく累進して總裁となる、正德二年新井白石の薦めに依り、室鳩巢と與に擢られて幕府の儒官となる、享保三年病んで家に歿す、年四十五、著はす所は、本書の外、觀瀾集其他數種あり

○執齋先生雜著　は倫理彙編に收容せるものにして、此には大學の生財有大道の一章を拔抄したるなり、此の一章は執齋先生古本大學和解として、傳寫するものと、其の大意の相似たるのみならず、現に冒頭に「生民の道、上一人より、下萬民に至るまで」云々とあるより以下、數句の如き、皆殆んど同一の語を以て記しあれば、雜著中此の一章は、其の「和解」を修正再錄したるものなるや知るべからざれども、雜著なるものは、流傳甚だ稀れにして、彙編本の外、容易に得難きを以て、本叢書は特に此の中より之を拔抄せり、平塚飄齋が「末黑の薄」に記する所に依れば、「大學和解」は享保二年に、著者が江戶小石川の寓舍に於て、執筆せるものなりと云へり、雜著は何年代の編輯なるや

詳かならずと雖、此に拔抄せる一章は、矢張其頃の作なるべしと思はる、但雜著には大學本文にある、用之者舒の一節を缺けるが如くなるが、これは原稿の脫落なるべし、倫理彙編本の底本は、井上博士の藏本なりと聞けば、博士の示教を乞へば、勿論直に判然すべきも、本卷發行期既に迫り、東西兩京を隔て丶、今俄かに之れを確かむるの日なきを以て、假りに此に「大學和解」の解說を揭げて、其の缺を補ふこと左の如し

用之者舒とは、一年の物成の所務を考へて、分際相應にくらす事也、天下の大と云へども相應に又用る事多ければ、旱水の備ある事不レ能して、一旦飢饉などあらば、必定餓死の者あるべければ、ケ樣の所に法を設て、分量を定むべき事也、是聖人の禮法を定め給ふ所也、王制の三年耕して、一年の蓄を存する類、社倉・豫備・平價の類、各々心を用ひて、永久を計りてなすべき事也、夫禹の天下に王たる、菲二飲食一而致二孝乎鬼神一、惡二衣服一而致二美乎黻冕一、卑二宮室一而盡二力乎溝洫一とあり、飲食を厚くし玉へりとて、孝を鬼神に致すの邪魔にもなるべからず、衣服を美しに玉へりとて、黻冕を美にせられまじきにもあらず、宮室を高くし玉へばとて、溝洫に力のとゞかぬにもあらざるべきを、兩方よき樣にはならぬ者故、一方を不足し給ひぬるを、孔子間然する事なしと、稱美せさせ玉へば、

輕くして事の濟む所に、財を費す事は、聖人の戒と心得べし、況や始に於て、少も華侈の方に流れば、後世必ず大に非分の奢り出べき事也、如此の禹王の子孫に、桀と云侈り者、出來ぬる事、歷然の明證也、よく〳〵可ㇾ反省ㇾ也、又或は當代に奢肆の事なしと云へども、前代宮中の華侈になれたる風を改むるに及ばずして置くも、姑息の愛の類なるべし、又報ㇾ本に似て非なる者あり、佛事等を盛んにするの類、皆々可ㇾ考也、然れども時所に應じたる禮法を缺事は、又聖人の旨にはあらざるべき也、それ如ㇾ此の大道を以て、財を生ぜば、財必ず常に餘ありて、不足なかるべき也、故財恆足矣(元文四年吉田操齋と云ふ人の寫本に據る)

附言　此の雜著、抄錄の末尾、「問、銅鐵金銀を異國へ渡し申事は」云々の一節は、「生財有大道說」の前に置くべきを、誤て其の終りに續けたり、讀者の諒察を乞ふ

○默識錄　本書は道體(第一卷及第二卷)爲學(第三卷)及問諸生(第四卷)の三綱目を設けて、道學の本源を說きたるものなり、別に新說あるにあらざれども、闇齋學派三大家の一人たる、著者の意見として、之を抄錄せり、著者三宅尙齋、名は重固、字は實操、丹治と通稱す、播州明石の人なり、幼時京師

に出てゞ、醫を學ぶ、年十九山崎闇齋の門に入りて、儒學を修め、刻苦研鑽、遂に淺見絅齋、佐藤直方と與に、崎門の三大家を以て稱せらるゝに至る、元祿中江戸に來り、阿部侯に仕ふ、居ること十年、侯卒して嗣君封を襲ふに及び、亟〻直諫して容れられず遂に之が爲めに忍城に幽閉せらる、尙齋氣象豪雄にして、最も士節を重じ、其の獄中に在るや、臂を刺して、狼疐錄三卷を血書し、以て其の志を述ぶ、越えて三年赦に逢ふて、忍を去り、京師及江戸の間に往來して、講說懈らず、縉紳列侯の從遊する者、頗ぶる多しと云ふ、元文六年、年八十にして京師に歿す、著はす所は、前記の外、白雀錄・祭祀來格說・四書筆記、其他數種あり

○道學正要　本書は老子道學の要旨を說きたるものにて、著者の序文中に「吉嘗欲下注二老子一、鐲二彼妄誕一、使中後學者、覿上二大道妙一、有レ志未レ果、故著二此書一、廼依二老子之正意一、以述二長生治國戰勝之要道一、凡七篇、名曰二道學正要一、學二大道一者、幸閱二此書一、則長生久視之秘術、富國安民之要道、思過レ半矣」とあり、以

て其の內容を知るべし

倫理彙編に記する所に依れば、著者有木雲山、名は吉、字は元吉、雲山道人と號す、備前沼隈の人なり、山脇東洋に師事して、醫を學ぶ、人と爲り寡欲にして、黃老の學を好み、當時師とする者なかりしかば、獨力研究すること十年にして、始めて道要を悟ることを得たり、生死年月日未詳なれども、本書は明和三年の刊行に係はるものなりと云へり

○黃白問答は別名「黃門白石問答」又は「新野問答」若くは「位記問答」等種々の名稱に依て、坊間に傳寫せらるゝものにして、內容は野宮定基が、新井白石の質問に答へたるを、筆錄したるものなり、問答は郡鄉・莊園・社御厨・勳位介・別當・勾當・開園・寄人公文・院掌など種々の雜事に涉るも、此には莊園の事のみを拔抄したり

野宮定基は松堂と號す、權中納言正三位にして、故實家中院通茂の二男なり、少時和歌を好み、旁ら大に故實を學んで、其の奧義を極め、正德元年々四十

三にして薨ず、著はす所は、本朝故實記・玉食供進抄・平家物語考・有職聞書等あり

○湖亭渉筆　本書四卷は、支那の諸書中、學者の參考となるべき事柄を、摘錄批評したるものにして、享保十二年、著者の友人室鳩巢及著者の自序を附して出板せり、抄錄の一章は有名なる聶夷中の閔農の詩に付、眞西山の評語を引き、農民の憐まざる可らざることを說きたるものなり

安積澹泊、名は覺、字は子先、通稱は覺兵衞、澹泊は其號、別に又常山、老牛居士等の號あり、水戶の碩儒なり、澹泊幼時、江戶に出て、朱舜水に從て句讀を受け、長ずるに及び、博識能文にして、最も史學に長じ、大日本史の編輯に與りて、大に力ありと云ふ、元文二年歿す、年八十、遺著は本書の外に史論・烈祖成績・澹泊齋文集、朱文恭遺事、其他數部あり

○新安手簡　は新井白石と、安積澹泊との往復書簡を、水戶の人立原翠軒が編次したるものなり、今此に抄錄せる古錢の記事は、澹泊が白石に寄せたる

手簡なるが故に、特に其の名を表榜したるのみ

○たはれ草　本書は著者の假名文の隨筆にて、其の發端に「たわれたるものの言葉も、かしこき人はゑらぶといへるを、たよりとし、見し聞し思ひしことどもを、そゞろに書きつゞけて……のこし侍るなり」とあり、著者は、日本には金銀の產出多き樣に云ふ者あれども、それは誤にして、實は我國に左程多くもなき金銀銅を、無暗と採掘して、惜氣もなく、海外へ輸出するは、嘆はしき次第なりと論じ、又た邦人は海外より絲を買入るゝこと盛んなれども、我國には桑もあり、養蠶に適する土地も少なからざるより、爲政家は此に着眼して、外絲の輸入を禁じて、養蠶を奬勵すべしと述べたるものなり、本書の原本は寬政元年の出板なれども、近世百家說林第十卷に、之れを收採せり

著者雨森芳洲、名は俊良、字は伯陽、東五郞と稱す、伊勢の人なり、年十七、江戶に出て木下順庵の門に入り、學成りて對馬侯に聘せられ、其の儒官とな

る、同門新井白石、幕府に仕へて朝鮮來聘の儀例を改め、幕府を日本國王と稱せしむるの議あり、芳洲奮然として、其の名分を誤れるを論じ、書を致して痛く白石を責む、識者皆其志節を稱す、寳永五年、々八十八にて歿す、著はす所は本書及下記橘窓茶話の外、交隣提醒一卷・朝鮮略說一卷、雞林聘事錄五卷・橘窓文集二卷あり

○橘窓茶話　本書（三卷）は著者が漢文の隨筆なり、橘窓は芳洲の別號、故に名づく、天明六年の出板に係る

○鈐錄　本書は凡て二十卷あり、一大兵書にして、兵制・行軍・陳法・戰略・守法・攻法等を論じたるものなれども、其の最初の一篇、即ち「制賦付土着并武士之本を不﹂忘事﹂」の一篇は、兵賦は建國の大制にして、軍法の根本なることより說き起して、諸侯の領土の地割・知行高・及租稅の取立方に關聯して、封建制度の眞相を詳述し、旁ら百姓と商人との關係を記し、日傭遊民の城下に聚るの非なることを論じたるが如きは、我國の經濟史に着眼する者の一讀せざる

可らざるものなり、著者荻生徂徠の略傳は、本叢書第三卷「政談」の下にあり

○徂徠答問書　本書は徂徠の尺牘を、門人根本武夷の編次する所なり、服部南郭の序文に依れば、南郭も亦武夷と與に之を校正し、兩人相謀りて、享保十年に之を出板せり、抄錄は定免と檢見の利害を簡單に論じ、代官制の弊害を一言したるまでに過ざるも、亦以て著者の意見の一班を見るべし

○辨名　辨名（二卷）・辨道（一卷）の二書は、著者の得意の作にして、蘐園門の規範とする所なり、辨名は其の題名の如く、經史子に現はれたる重要の字義を辨明し、敷說したるもの、今此には儉の字を解釋したる一節のみを拔抄せり

○紫芝園漫筆　本書は太宰春臺の漢文隨筆にして、寫本（八卷）を以て行はる、序跋もなければ、其の編輯の年月を詳にすること能はず、蓋著者の未定稿本なるが如し、太宰春臺の略傳は、本叢書第六卷「經濟錄」の下に出づ

○爲學初問　本書は學術上に關する雜事を、假名文にて論述したるものにして、書中往々經濟問題に涉るものあり、甚だ參考に資すべきことにあらず、例へば抄錄文の初めに於て、支那の人口を記るし「豐年の田地に稻よく生ればとて、一町の田に生る稻の限りある如く、中華の地に生ずる人も、土地相應の限りあると見へて、古今の差ひなし、世久しければとて、諸物に越へて、人類のみ蕃息して、養ひ不足すべきことに非ず」と云へるが如きは、正さに「マルサシヤン、セオリー」を否認するの言にして、必ずしも一部分の眞理なしと云ふ可らず

著者山縣周南の略傳は、本叢書第六卷「宣室夜話」の下にあり

○南郭文集　本書は初篇より、四篇に至る、凡て四十卷あり、今此に拔抄したる淨英子墓碑は、伏見の人、壺非益秋（即ち淨英）が、淀河の漕運業を舊公船の一手に專占して、壟斷の利を擅にするを憤慨し、官に乞ふて、新たに伏見公船なるものを造り、以て舊船と競爭を開始し、之に因て伏見の船業者は

勿論のこと一般行旅の爲めにも、亦非常の便益を得たるの事實を記したるものなり、著者服部南郭、名は元喬、字は子遷、小右衞門と稱す、京師描金商の子なり、幼にして穎悟、年十四にして江戶に來り、故ありて柳澤邸に出入し、遂に士籍に入る、南郭性學を好み、徂徠を見るに及び、大に其の說を喜んで、直に門に入り、日夕研鑽して學漸く進む、年三十四、致仕して專ら古文辭を修め、帷を下して徒に授く、諸侯其の名を聞き、招延聽講する者、頗ぶる多し、寶曆九年、々七十七にして歿す

○昆陽漫錄　元文寶曆年間の隨筆にして、古今和漢の諸書中より、種々の事實を拔萃考證したるものなり、本集は寫本六卷、續集同一卷、補集　同一卷あり、寶曆十三年の自序文に依れば、元文中本集一卷を撰述し、其の後補修して、六卷を成せりと云ふ、而して又其後に於て、續補二集を補足したるものゝ如し、著者青木昆陽の略傳は、本叢書第七卷「經濟纂要」の下を見るべし

○垂統後篇　本書は前篇と後篇との二篇(各二卷)より成り、共に著者獨特の

見識を以て、專ら經義を解釋したるものにして、門人の筆錄する所なり、此に抄錄せるは、其の後篇中の章にして、大學にある「仁者以財發身、不仁者以身發財」の語を說明し、更らに敷衍して、仁者の用心に論及し、徂徠などの云へるが如く、安民の功業を立つるを以て、聖人の要道とすることを逑べたるものなり、安永九年出板す

著者片山兼山は上野の人なり、名は世璠、字は叔瑟、東造と稱す、十七歲の時、江戶に來り、鵜殿士寧の門に入つて、修辭の學を硏究し、物徂徠の說を奉ず、士寧其の篤學を悅び、心を傾けて敎示す、後其の紹介に依つて、南郭の門に入り、秋山玉山と親む、玉山其の貧を憐れみ、伴ひて熊本に歸り、薦めて時習館の生員となす、居ること六年、再び江戶に來り、又士寧に因つて宇佐美灊水に謁す、灊水兼山を見て奇なりとし、遂に養つて嗣子となす、兼山學力益々進むに從ひ、大に徂徠の說を疑ひ、屢々之を排斥す、灊水怒りて放逐す、是れより兼山修辭の學を厭棄し、其の經義を說くや、古注疏を用ふ

と雖も、敢て之に拘泥せず、博く諸書に渉りて、衆說を折衷し、極めて妥當を旨とす、時人之を「折衷學」と曰ふ、又「山子學」と曰ふ、天明二年歿す、年五十三、著はす所尚書類考・古文尚書存疑・莊子類說・孟子類說・荀子一適・管子一適・斥非辨名・五行古義等數十種あり、皆有用の書なり

○贅語　本書は玄語・敢語と與に「梅園三語」と稱するものにして、三浦梅園の著はす所なり、三語は合して本邦有數の大哲學にして、其の點より之を見れば、最も重要の著作なるべしと雖、此には唯だ「贅語」善惡帙下治亂第十の一篇を撰拔したるのみ、此の篇は、利義の辨を明にし、安民利用、以て人をして愛慾の正を遂げしめざる可らざることを論じたるもの、其の見る所、高遠にして、尋常俗儒の及ばざる所なり

著者三浦梅園の略傳は、本叢書第十一卷「價原」の下にあり

○名疇　著者は本書の卷首に於て「名疇者何也、此書蓋正二孝悌仁義諸德物之名一、明二其義理之等類一、以二九疇一紀二實體用道一、而使三其無二漫忽紛亂之患一、故命曰二

名疇」と云つて、自ら本書題名の事由と、其の內容の何にものなるかを明にせり、抄錄文は、倹と義との二字を解釋したる二章に過ぎざるも、亦以て著者の意見の在る所を察するに足らん、本書は凡て六卷となし、天明四年の自序を附しあれば、思ふに其頃の出板なるべし

著者皆川淇園、名は愿、字は伯恭、通稱は文藏、京師の儒なり、幼にして學を好み、長ずるに及んで、廣く經史百家の書を涉獵し、常に曰ふ、先づ字義を知らざれば、文作る可らず、書解すべからずと、是より思を字學に潛め、古人用字の例を類聚して、或は之を象形に求め、或は之を聲音に徵し、始めて名物の正義を得たりとし、進んで之を六經・語・孟・左・國等の諸書に參證し、以て名疇二篇を作る、又字義を推し、文理を晰にし、章句を逐ひ、編次を繹ねて、聖賢述作の本旨を審にし、易・詩・書・禮・學・庸・語・孟等の釋解を作り、遂に一家の學を立て、弘道館を開きて徒に授く、其の門籍に上る者前後數千人に及べり、文化四年、々七十四にして歿す、門人私諡して、弘道先生と曰

ふ

○資治答要　別に又「淇園答要」とも云ふ、皆川淇園が或人の質問に答へたる要領を編次したるものにして、種々の雜事を記せる中、士道を述べたる數節を拔萃したるなり、士道は經濟上に直接の關係あるかと疑ふ者あるべけれども、我が德川時代に、士道なるものが、如何に解釋されて居つたかを明にするは、經濟史上最も重大の問題なり、況や此に抄錄する數節の如きは、士道の質問に答へたるものとは云へ、其の實文中に於て直接經濟上に涉る意見多きに於てをや、本書は坊間に寫本を以て行はる、恐くは未だ板本なかるべし

○逸史　本書十三卷、主もに德川家康一代の事績を記して、間々論賛を加へたるものなれども、第一卷には、源平以下德川氏迄の治亂興亡を叙せり、抄鈔せる論賛の一篇は、兼好法師・三宅觀瀾・新井白石等が、我邦の金銀が、海外へ流出するを痛嘆したるを駁擊し、金銀は銅鐵の如き實用的のものにあらざれば、地を拂つて海外へ流出するも、國家の爲め何等の損害なしと論じた

るものなり

著者中井竹山の略傳は、本叢書第十六卷「草茅危言」の下に出づ

○履軒幽人文稿漫錄　本書は編者未だ一見せざるを以て、其の內容を詳にすること能はざるも、此に採錄せる「利政雜議」及「擬諭」の二篇は、京都帝國大學教授內藤博士の珍藏に係る「履軒幽人文稿漫錄」と題する原本より、內田博士が特に謄寫せしめて、編者に寄贈せられたるを、其儘に收容したるなり、此に兩博士の好意を謝す

著者中井履軒の略傳は、本叢書第十六卷「年成錄」の下にあり

○安良滿保志　中井履軒の和文體の隨筆にて、徂徠の「奈留別志」の如きものなり、內容は政治上又は社會上、種々あらまほしき事を述べたるものにて、中にも經濟問題に涉る事少からざるが如し、寫本五册本にて傳はる

○茗會文談　太田錦城の隨筆にて、種々の雜事を記るし、其の體裁は、略同著者の梧窓漫筆に類せり、抄錄中、別に注目を要するが如き新說なしと雖、

「經濟學」の三字を表榜して、述べたる事項などは、其の內容の極めて貧弱なるに拘はらず、兎に角儒者の意見の一班として、閱讀し置くの價直なきにあらず、本書は勿論未だ板本なく、寫本亦甚だ稀れなり、余が藏本久しく佚して、其の所在を失す、七八册本なりしかと思へども、憾らくは明確に記臆することなし

太田錦城は江戶の儒にして、名は元貞、字は公幹、才佐と稱す、加賀大聖寺の人なり、初め京都に出でゝ、皆川淇園に師事し、後ち江戶に赴き、山本北山の門に入る、然れども皆其意に滿たず、是に於て慨然自ら奮て、之を古人に求めんと欲し、刻苦勵精、遂に都下の一大家となる、乃ち帷を下して、教授を業とす、居ること數年、老中吉田侯、幣を厚ふして之を招き、其の世子の爲めに講說せしむ、晚年復た加賀侯に仕へ、祿三百石を賜はり、班上士に列す、文政八年江戶に歿せり、年六十一、錦城博學にして、諸子百家の書、讀まざるなく、就中最も經義に深くして、所謂折衷學の泰斗たり、其の著は

す所は、周易會通纂要二十四卷・尙書精義十三卷・論語大疏二十卷・孟子精蘊四卷・中庸考二卷・大學原解三卷・孝經詳說三卷・九經談十卷、其他數十部あり

○梧窓漫筆拾遺　は初・後・三の三篇あり、本書は其の拾遺にして、共に皆太田錦城の著はす所なり、抄錄は奢侈を論ずる一章に止む

○古琴操　本書十卷、今其の一・二卷を佚す、編者の藏本は、即ち第三卷以下、第十卷に至る、八卷にして、此に抄錄せるは、其の三・四・七・八の四卷なり、內容は我邦德川時代に於ける、經濟上の談柄を漢文にて記るし、間間論評を加へたるものにして、其の要は、奢侈を戒むるの一點にあるが如し、此の種の書名に「古琴操」とあるは、疑はしき樣なれども、支那の古き書に「琴操」と云ふものあり、其の中に「伏羲作ㇾ琴、所㆓以修ㇾ身、理惟反㆓其天眞㆒」とあり、又漢の楊雄の「琴淸英」と稱する書にも「舜彈㆓五絃之琴㆒、而天下化、堯加㆓二絃㆒以合㆓君臣之恩㆒」などの言あれば、著者此等に因んで、命名したるなるべし

著者河添子納（樂洋集には子訥とせり）通稱は矢五郎、肥後宇土侯の臣にして文化・文政頃の人なるべきも、其の傳詳かならず、大日本教育史資料に、寶暦中宇土藩主細川興文、儒術を尊崇して、溫知館を創設するに當り、宗藩熊本の人、江口惠と與に處士河添彌五郎を聘して、教師としたることを記しあり、彌五郎・矢五郎の違あるも、是れ或は其人なる耶、然れども本書文中、島原の大夫岩瀨華沼の記事ありて、而かも其の政績を稱揚しあるを見れば、教育史資料に寶暦中とあるは、少しく時代の差異あるかとも思はれざるにあらず、暫らく記して、博識の示教を待つ

○新策及通議　新策正本の例言に依れば、同書は賈誼の「新書」及陸賈の「新語」などに倣ひ、著者一人の私言にして、天下の公議にあらざるの意に因みて、命名したる由記しあるも、其の體裁は寧ろ著者の私淑せる「東坡策」及「潁濱策」等に類似し、全く後者を藍本とし、それに我國の事實を適用して作りたるものに外ならざるが如し、通議二十八史篇は其の文異なりと雖も、其の論

旨は大要同じ、新策正本の序に、出板者杉本貞健の記する所に依れば、通議は全く新策の删定本なりと云へり、乃ち二書を併せ見れば、著者の意見の發達を探求するの便あるべし、新策正本六卷は、安政二年之を刻し、校正通議三卷は、弘化四年刻成りて發行す

著者賴山陽は安藝の人なり、名は襄、字は子成、久太郎と稱す、年甫めて十三、柴野栗山、彼が其父春水に寄するの詩を見て、大に之を嘆賞し、春水に云つて曰く、足下子あり、宜しく之をして、史を讀み、古今の事を知らしめ、以て有用の實材たるを期す可しと、山陽之を聞き、感憤して日夕綱目を讀む、然れども章句の末に齷齪たらず、唯々治亂の大勢を記するのみ、年十八、叔父杏坪に從て東遊し、尾藤二洲の門に入り、僅か一年にして才學益々進む、文化七年、去つて備後に赴き、明年又去つて京師に遊び、遂に此に留る、時に年三十二、文政元年、鎭西に遊び、筑・豐・肥を經て、長崎に至り、又薩隅を窮む、明年廣島に歸り、母を奉じて復た京に入る、天保三年、病んで歿す、

年五十三、著はす所は、前記二書の外、日本外史二十五卷・日本政記十五卷・山陽詩鈔及遺稿各々八卷・文抄十二卷、其他枚擧に遑あらず

○言志錄　本書は佐藤一齋の著す所にして、其の內容は、聖學の要旨を述べたる語錄の類なり、弘化三年之を出板す、別に後錄・晚錄・及耋錄あり、皆前錄の續篇なり、著者の略傳は、本叢書第二十六卷「濟廠略記」の下を見るべし

○艮齋閑話　本書は安積艮齋の著はす所なり、艮齋名は信、字は思順、祐助と稱す、奧州郡山の人なり、少くして發憤、鄕を出でて、江戶に來り、佐藤一齋の玄關番となり、苦學勵精して業漸く進む、二十一歲の時、林祭酒の門に遊び、三年研鑽して學益々深く、遂に名聲都下に聞え、尤も文章を以て顯はる、二十四歲にして、始めて帷を駿河臺に下し、生徒に授く、遠近教を乞ふ者日に門に滿つ、文略三卷を公行するや、其の名海內に震ひ、當時文章を云ふもの、先づ指を艮齋に屈すと云ふ、後丹羽侯の文學となり、二本松に下り、藩校の教授となる、嘉永三年幕府に召され、昌平校の教官となり、万延

元年其の官舍に歿す、年七十六、著はす所は既記の外、遊豆記錄・史論・南柯餘編・洋外紀略等あり

本書は本篇二卷・續篇一卷あり、和漢の諸書に由り、齊家治國の要道、治亂興廢の事蹟などを評論したる隨筆なり、鈔錄文は、初めには學者の治生の事を說き、それより古人の艱難勞苦を顧みて、奢侈に流る可らざる事などを論じたるものなり、本書は天保十一年の出板に係る

○常陸帶　本書は水戶烈公の政治上の事蹟を記したるものなり、水戶藩に於ける政治史の資料として、最も重要なるものなれども、此には唯〻其の經濟上に關する一部分を拔抄せり、本書は校定小本・活字本等あり、何れも明治前後の出板なり、著者藤田東湖の略傳は、本叢書第三十二卷「上下富有の議」の下にあり

○東湖隨筆　本書も亦重もに水戶藩に關する、政治上の事蹟、及人物等の事を評論し、中には往々幕府若くは他藩に涉ることもあり、一讀に値するもの

惺窩文集

藤原惺窩著

舟中規約

一　凡回易之事者、通二有無一而以利二人己一也、非三損レ人而益二己一矣、共レ利者雖レ小還レ大也、不レ共レ利者雖レ大還レ小也、所謂利者義之嘉會也、故曰、貪賈五レ之、廉賈三レ之、思焉

一　異域之於二我國一風俗言語雖レ異、其天賦之理、未二嘗不一レ同、忘二其同一怪二其異一莫三少欺詐慢罵一、彼且雖レ不レ知レ之我豈不レ知レ之哉、信及二豚魚一機見二海鷗一、惟天不レ容レ僞、欽不レ可レ辱、我國俗若見二他仁人君子一則如二父師一敬レ之、以問二其國之禁諱一而從二其國之風教一

一　上堪下輿之間、民胞物與、一視同仁、況同國人乎哉、況同舟人乎哉、有二患難疾病凍餒一則同救焉、莫レ欲二苟獨脫一

一　狂瀾怒濤雖レ險也、還不レ若二人欲之溺一レ人、人欲雖レ多、不レ若二酒色之尤溺一レ人、到處同レ道者、相共匡正、而誡レ之、古人云、畏途在二衽席飲食之間一其然也豈可レ不レ愼哉

一　瑣碎之事、記二於別錄一日夜置二座右一以鑑焉

日本國慶長　年月日

山鹿語類

山鹿素行著

民政上

○論三以レ民爲二國之本一

師曰、天地の間生々無レ息して、其生々皆民也、而民に其品を定むること、唯不レ得レ已のゆへんにして、身心理氣相因に同き也、衣食・家宅・用具は民の所レ制にして、其制法を正し其宜き義を敎るは君の所レ爲也、君不レ因レ民則身體を養ふことを不レ全、民不レ戴レ君則其生々を遂て其全ことを不レ得、身體四支に因て心の融通を得、身體四支の心に因て其宜に叶ひ、理の氣にしたがい氣の理に因が如し、其品に高下前後あるが如しといへども、本一致にして更に不レ別也、而して其別あるゆへんは、これ不レ得レ已の處にあり、こゝに案ずるに、民は天地の氣を得、其理を受て生々するの所、先口を養て飮食をなすの用あり、此養一日かくる時は疲勞してついに死に至るが故に、農耕の儀自て出來す、農耕只手足を以て致す迄にてはならざるが故に、木竹を以て是をなすといへども、其制不レ宜、こゝに於て木竹に制法を定め、金鐵をとらかして其耕農の具あらしむ、是農耕ありといへども百工あらざれば其用具たらざる處なり、衣服・居宅・用具の制各如レ此、こゝに百工自ら營で自ら是をあきないするといへども、遠方

遠國に交易せしめ難きを以て、其間に中次をいたして其勞役を以て養を得る、是を商賈と號す、以上三民の起るゆへんなり、三民ともに起るといへども、己が欲を專にして、農は業に怠て養を全くせんことを欲し、或は弱をしのぎ少を侮り、百工は器を疎にして利の高からんことを欲し、商賈は利をほしいまゝにして奸曲をかまふ、是皆己が欲をほしいままにして其節を不ㇾ知、盜賊爭論やむことなく、其氣質のまゝにして人倫の大禮を失するがゆへ、人君を立て其命を受くる所とし、敎化風俗所ㇾ因とす、然れば人君は天下萬民のために立㆓其極㆒たるゆへんにして、人君己が私する所に非ざる也、是士農工商の起る所、天下の制用全き所と可ㇾ謂、されば民聚て君立ち、君立の國成の所以なれば、民は國の本と可ㇾ謂也、三民は身體四支にして君は心氣の如し、三民一として不ㇾ可ㇾ缺、其間にも以㆓農民㆒爲ㇾ重、農は衣食のよる所なれば也、古は穴居野處すること久して、而後に居所詳に制す、衣食は一日もこれを不ㇾ可ㇾ棄なれば、農桑をつゝしみて天子籍田をみづからするあり、后妃蠶室に事あるあり、各稼穡之艱難をなめて小民のなりはいをしろしめされんといへる意也、天下の事農より重きあらず、一人の上食より重きたすけなく、一身又此肉を以て農に比す、是農の尤所ㇾ可ㇾ愼にあらずや、工商は是に次げり、すべて國土の國土たるは三民を以てすれば也、孟子曰、桀紂之失㆓天下㆒也失㆓其民㆒也云々、古の明君賢將天下國家の政道は只三民の安否を監察するにありて、民安ずる時は君樂み、民つかるゝときは君憂ふ、末世に至て君と民と別なるの思をなして、民を賤じて士を重んず、重んずること其形にありて其理を不

レ究がゆへに、民をいため苦しましめて君の樂を盡すなり、身體四支をそこなつて心氣を安んぜんとするに不レ異、脣盡て齒寒しといへるためしに不レ別也、民の國の本たることを知て其政法を正しくせんとならば、詳に下の情を索り其利害を分別し、古今の法を具にし其弊を改め、その成ることを緩にするにあり、民は國の本也としると云とも、その制法を不レ詳時は、唯空言徒政にして其實不レ可レ立也、民政の重く其制法の詳なることを知と云ども、時の宜土の風俗を不レ明ば又不レ可レ立、古今勢異にして土地しばらくする時は其俗變ず、必ず一様に存じて其法になづむべからざる也

○正二田產之制一

師曾論二民政一曰、民生二天地之間一、有レ身則衣を制せずして不レ叶、口あるものは必ず食せずして不レ叶、父母妻子あるものは必ず養ふべきの理あり、此身此口此父母妻子を保養する事は、此身を以て能つとめ能はたらきて而後に衣食のたすけを可レ足也、衣食の資不レ足ときは必ず盜賊に與し僞詐を行て、ついに身を失ひ父母妻子を苦しめ傷ましむるに至るべし、故に孟子曰、無二恒產一而有二恒心一者惟士爲レ能、若レ民則無二恒產一因無二恒心一、苟無二恒心一、放辟邪侈無レ不レ爲已といへり、然れば民に恒の產あらしむることは、唯田產の制を正しくして授田の法を詳にし、是に教戒を專にするにあるなり、衣食保養の不レ足は、人多くして田地少なきか、田地多くして人少きか、田民相應すと云ども教戒不レ足して游民となり、游樂佚民たる多くして其業を勤むるに怠りあるを以てす、是教戒の不

レ足が所レ致也、或は火災・水旱之災、或は民屋憂患ありて、業を棄て牛馬相死して不慮に費蔽に陷る、是又可ニ賑恤ーのゆへん也、人君於ニ民政ー其志深、則風俗自正、盗賊自止、禮節こゝに可レ被レ行也、田產の制不レ正敎戒不レ詳、賑恤不レ明時は、民不レ得レ已して盗賊僞詐するに至る、こゝにおいて刑法きびしくまふけ死罪日に行はるゝとも、民禮節を知るにいとま不レ可レ有也、孟子曰、明君制ニ民之產一、必使下仰足ニ以事ニ父母ー、俯足ニ以畜ニ妻子ー、樂歲終レ身飽、凶年免中於死亡上、然後驅而之レ善、故民之從レ之也輕、今也制ニ民之產ー、仰不レ足ニ以事ニ父母ー、俯不レ足ニ以畜ニ妻子ー、樂歲終レ身苦、凶年不レ免ニ於死亡ー、此惟救レ死而恐レ不レ贍、奚暇治ニ禮義ー哉、鼂錯言ニ於漢文帝ー曰、夫寒之於レ衣不レ待ニ輕煖ー、飢之於レ食不レ待ニ甘旨ー、飢寒至レ身不レ顧ニ廉耻ー、人情一日不ニ再食ー則飢、終歲不レ製レ衣則寒、夫腹飢不レ得レ食、膚寒不レ得レ衣、雖ニ慈母ー不レ能レ保ニ其子ー、君安能以有ニ其民ー哉、明主知ニ其然ー也、故務ニ民於農桑ー、薄ニ賦歛ー廣ニ儲蓄ー、以實ニ倉廩ー備ニ水旱ー、故民可ニ得而有ー也云々、先民の品を定むること三民にして、其詳なることは周禮大宰以ニ九職ー任ニ萬民ーと云へる也、九職と云は、民の司どりて業といたすこと九段の品あれば也、一に曰、三農生ニ九穀ーと云へり、三農は山澤平地の三地によりて九穀をうゑしむることなり、九穀は黍稷・稻粱・秫苽麻・麥豆を云へり、二曰、園圃毓ニ草木ーと云へり、園圃は樹木をうゑ、野菜を時々にこやし、瓜茄子等を澤散ならしむるの民職也、三曰、虞衡作ニ山澤之材ーと云へり、虞衡は山澤を掌どるの官也、山澤については林木柚取等の事幷薪木用のこと多ければ、是に因て世業をなすことある也、四曰、藪牧養ニ蕃鳥

獸一と云へり、藪は無ㇾ水地にして草野原廣所也、牧は馬を可ㇾ畜の地也、如ㇾ此の地には鳥獸をやしない、或は鳥獸を取て是を利とするあり、五曰、百工飭ニ化八材一と云へり、百工はもろ〳〵の細工を致すもの也、八材は珠・象・玉・石・木・金・革・羽、此八の材をそれ〳〵にこしらゆるのたくみ也、六曰、商賈阜通ニ貨賄一と云へり、四方を往來して交易するを商と云、居ながらあきなふを賈と云、金玉を貨と云、布帛を賄と云各たがいに有無を交易して金銀、布帛を相通ずるを業とする也、七曰、嬪有ㇾ夫者婦有ㇾ姑者化ニ治絲枲一、繭之已績者曰ㇾ絲、麻之未ㇾ緝者曰ㇾ枲是は女は夫に嫁し、よめは姑につかへしめて、互に女の業をつとめしむること也、八曰、臣男之賤者妾女之賤者聚ニ斂疏材一と云へり、これは自ら業をつとめしむることのあたはざるものは、人の臣となり妾となりて其所に養はれて居、或は百草の根をとり葉をあつめて、其食たるべきものを蓄へ置と云こと也、九曰、閒民無ニ常職一轉移執ㇾ事と云へり、閒民は游民のこと也、定職あらずして何方へなりともやとはれつかわれて其日を營で世を渡る也、以上是を九職と云ふなり、天地之間の生民・男女・大小・貴賤・貧富・內外、いづれも各其職業あらずして世を渡ることなし、如ㇾ此に常の產ある時は、人々皆生をとげて彼盜賊に至ることあらざる也、古來民の品を定めて民の業を定むること如ㇾ此、中にも農は九民の重き所にして、天下の萬民三分にして二分の者は皆農也、このゆへに農業の所ㇾ定、尤も其法を不ㇾ詳ばあるべからざる也、ゆへに正ニ田產之制一と云へり、田產の制と云は、民に田地を與へて是を耕墾せしむるの法也、然るに授田の法、先一民の可ㇾ耕力役を考へて、而して其所ㇾ養を考へてこれに授く

る也、民の夫婦相備はるを家と云て、初めて是に家を與へ、いまだ人の子弟にして其家に寓居するは皆丁と號す、民の家に上中下の品あり、上農夫は九人を養ひ、中農夫は七人、下農夫は五人を養ふと云是也、周禮小司徒、乃均ニ土地一、以稽ニ其人民一、而周知ニ其數一、上地家七人、可レ任也者家三人、中地家六人、可レ任也者二家五人、下地家五人、可レ任也者家二人、（一家男女七人以上、則授レ之以ニ上地一、有レ夫有レ婦、然後爲レ家、可レ任也）王制、制、農田百畝、百畝之分、上農夫食ニ九人一、其次食ニ八人一、其次食ニ七人一、其次食ニ六人一、下農夫食ニ五人一云々、（孟子答ニ北宮錡一曰、朱子曰、一夫一婦佃ニ田百畝一、加レ之以レ糞、糞多而勤力者爲ニ上農一、其所レ收可レ供ニ九人一、其次用レ力不レ同、有ニ此五等一也、小司徒、上地中地下地以ニ田之肥瘠一言レ之、王制言ニ上農下農一者、以ニ人之勤怠一言レ之）凡そ民の所レ養を考へて、それに從て田を授け、田地の善惡によりて其廣狹をはかる也、民の養は稼穡・樹藝・牧畜の三を以てす、稼穡は田畠を作て養をなす也、樹藝は家宅のまはりに樹木をうへ、桑をそだて、畠に野菜を仕立て朝夕のいとなみに致し、竹木の枝葉をあつめて薪とするなり、牧畜は草をかるの場をかまへて牛馬のまふけとすることなり、此三者地に因て考をなすことなり、（一夫一婦也）田は大概一夫に與ゆるに百畝を以てすといへり、畝は歩百なり、六尺を歩とするなり、則六尺の坪百を一畝と云、百畝とは六尺の坪一萬也、但し是は周の法にて云へり、今の四十一畝は古の百畝に當也、（金履祥曰、古次ニ百歩一爲レ畝、今ニ二百四十歩一爲レ畝、◎傍註秦孝公初制）

大司徒、凡造ニ都鄙一、制ニ其地域一、而封ニ溝之一、以ニ其室數一制レ之、不易之地（歲種之地、上地也）家百畝、一易之地、家二百畝、（休ニ一歲一乃復種也）再易之地、家三百畝、（休ニ二歲一之地）遂人云、上地、夫一廛田百畝萊五十畝、餘夫亦如レ之、中地、夫一廛田百畝萊百畝、餘夫亦如レ之、下地、夫一廛田百畝萊二百畝、餘夫亦如レ之、（萊謂ニ休不レ耕者一、廛居也、孟

子所㆑謂五畝之宅樹㆑之以㆑桑也 是皆其土地を考へて、其民に因て是を耕さしむるの法也、周官授㆑田之法、大司徒遂人に所㆑謂不㆑同と云ども、必竟唯民力の耕べきほどを考へ、其所㆑養を計て、其田畠屋敷を可㆑渡といへる義也、是田產の制相定まれるゆへん也、次に井田の法、是往古授㆑田之制也、抑井田之法と云ふは、黄帝に始て三代ともに此によれり、通典曰、黄帝時、八家爲㆑井、井開㆓四道㆒而分㆓八宅㆒、鑿㆓井於中㆒、則井田之原其來遠矣、文献通考曰、昔黄帝始經㆑土設㆑井以塞㆓爭端㆒、立㆑步制㆑畝以防㆑不㆑足、使㆓八家爲㆖井、井開㆓四道㆒而分㆓八宅㆒、鑿㆓井於中㆒、一則不㆑洩㆓地氣㆒、二則無㆑費㆓一家㆒、三則同㆓風俗㆒、四則齊㆓巧拙㆒、五則通㆓財貨㆒、六則存亡更守、七則出入相司、八則嫁娶相媒、九則無有相貸、十則疾病相救、是以情性可㆓得而親㆒、生產可㆓得而均㆒、均則欺凌之路塞、親則鬪訟之心弭云々、滕文公使㆔畢戰問㆓井地㆒、孟子曰、夫仁政必自㆓經界㆒始、經界不㆑正、井地不㆑均、穀祿不㆑平、是故暴君汙吏必慢㆓其經界㆒經界既正、分㆑田制㆑祿可㆓坐而定㆒也、夫滕壤地褊小、將爲㆓君子㆒焉、將爲㆓野人㆒焉、無㆓君子㆒莫㆑治㆓野人㆒、無㆓野人㆒莫㆑養㆓君子㆒、請野九一而助、國中什一使㆓自賦㆒、卿以下必有㆓圭田㆒、圭田五十畝、餘夫二十五畝、死徙無㆑出㆑鄕、鄕田同㆑井、出入相友、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦、方里而井、井九百畝、其中爲㆓公田㆒、八家皆私㆓百畝㆒、同養㆓公田㆒、公事畢、然後敢治㆓私事㆒、所㆔以別㆓野人㆒也、此其大略也、若大潤㆓澤之㆒、則在㆓君與㆖子矣、是各井田の法を論ぜる也、而して井田の法は、黄帝中央に井をかまへて八方に田をまふけ、中央の水を以て八方にそゝいで田の水利をなさしむる也、孟子の云所は、中央を公田と

して八方を八家の田とす、合て井九百畝にして、八家相ともに公田を耕して是を上への田賦とし、公事をはかりて私事を治むる也、方里にして井し、自二一里之井一積而至二四井之邑一、四邑之丘、四丘之甸、旁加二一里一、方十里爲二一成一也、一成百井九百夫之田也、自二四甸之縣一積而至二四縣之都一、四都方八十里、旁加二十里一、則方百里爲二一同一、萬井九萬夫之田也、是井田制也、必竟井田は、民にあたふる所の田、廣狹を一つにして其全を得て、恩意聯屬姦宄不レ容、少而不レ散多而不レ亂、是人君の仁政匹夫匹婦に至るゆゑん也、井田の法やぶれて、貧富不レ同民の產不レ均して、富るもの兼ね併せ强きもの押領して、こゝに於て田賦難レ制、奸民因て私をなすに利ある也、秦の世に商鞅井田を廢して阡陌を開けり、阡陌と云は、南北曰レ阡、東西曰レ陌、こまかなる所々のわかちをやめて、唯東西南北の大すぢ計のこせりと云心也、而して井田の制今の世に用ること難レ成や否やと云ること、古今其論多し、或問、井田今可レ行否、程子曰、豈古可レ行而今不レ可レ行者、或謂、今人多地少、不レ然、譬二諸草木一、山上著二得許多一便生二許多一、天地生レ物常相稱、豈有二人多地少之理一云々、呂與叔撰二横渠先生行狀一云、先生慨然有レ意二三代之治一、論レ治レ人先務、未下始不中以二經界一爲上レ急、嘗曰、仁政必自二經界一始、貧富不レ均教養無レ法雖レ欲レ言治皆苟而已、世之病レ難レ行者、未下始不中以三亟奪二富人之田一爲上レ辭、然茲法之行、悅レ之者衆、苟處レ之有レ術、期以二數年一、不レ刑二一人一而可レ復、所レ病者特上之人未レ行耳、乃言曰、縱不レ能レ行二之天下一、猶可レ驗二之一鄕一、方與二學者一議二古之法一、買二田一方一、畫爲二數井一、上不レ失二公家之賦役一、退以二其

私正經界、分宅里、立斂法、廣儲蓄、興學校、成禮俗、救菑恤患、敦本抑末、足以推先王之遺法、明當今之可行、是皆有志未就、程子嘗與張子厚論井地曰、地形不必謂寬平、可以畫方、只可用算法折計地畝以授民、子厚曰、必先正經界、只觀四標竿、中間地雖不平饒、與民無害、就一夫之間、所爭亦不多、又側峻處田亦不甚美、又經界必須正南北、假使地形有寬狹尖斜、經界則不避山河之曲、其田則就得井處爲井、不能就成處、或五七或三四或一夫、其實四數則在、又或就不成一夫處、亦可計百畝之數而授之、無不可行者、如此則經界隨山隨川、皆不害於畫之也、苟如此畫定、雖便使暴君汚吏、亦數百年壞不得云々、張子厚・程子、各井田の今の世に行はれんことをいへり、又蘇老泉曰、今雖使富民奉其田而歸諸公、乞爲井田、其勢亦不可得、何則井田之制、九夫爲井、井間有溝、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸、甸方八里、旁加一里爲一成、成間有洫、其地百井而方十里、四甸爲縣、四縣爲都、四都方八十里、旁加十里爲一同、同間有澮、其地萬井而方百里、百里之間爲澮者一、爲洫者百、爲溝者萬、既爲井田、又必兼備溝洫之制、夫間有遂、遂上有徑、十夫有溝、溝上有畛、百夫有洫、洫上有涂、千夫有澮、澮上有道、萬夫有川、川上有路、萬夫之地蓋三十二里有半、而其間爲川爲路者一、爲澮爲道者九、爲洫爲涂者百、爲溝爲畛者千、爲遂爲徑者萬、此二者非塞溪壑平澗谷夷丘陵破墳墓壞廬舍徙城郭易疆隴不可爲也、縱使盡能得平原曠野而遂規畫於其中、亦當驅天下之人竭

天下之糧、窮數百年、專力於此、不治他事、而後可以望天下之地盡爲井田、盡爲溝洫、已而又爲民作屋廬於其中、以安其居、而後可、吁亦已迂矣、井田成而民死、其骨已朽矣云々、水心葉氏曰、井田之説、其爲論雖可通、而皆非有益於當世、爲治之道終不在此、且不得天下之田盡在官則不可以爲井、而臣以爲雖得天下之田盡在官、文武・周公復出而治天下、亦不必爲井、何者其爲法瑣細煩密、今非天下之所能爲、昔者自黄帝至於成周、天子所自治者皆是一國之地、是以尺寸步畝可歴見於郷遂之中、而置官師役民夫正經界治溝洫、終歳辛苦以爲井田爲事、而諸侯亦各自治其國、百世不移、故井田之法可頒於天下、然江漢以南濰淄以東、其不能爲者不強使也、今天下爲一國、雖有郡縣、吏皆總於上、率二三歳一代、其間大吏有不能一歳半歳而代去者、是將使誰爲之乎、縱使爲之、非少假十數歳不能定也、此十數歳之內、天下將不暇耕乎云々、馬端臨曰、井田未易言也、蓋有封建、足以維持井田故也、三代而上、天下非天子之所得私也、秦廢封建而始以天下奉一人矣、三代而上、田產非庶人所得私也、秦廢井田而始捐田產以與百姓矣、秦於其所當取者予之、然沿襲既久、反古實難、欲復封建、是自割裂其土宇以啓紛爭、欲復井田、是強奪民之田產以召怨讟、書生之論所以不可行也云々、丘文莊曰、井田已廢千餘年矣、決無可復之理、説者雖謂國初人寡之時可以爲之、然承平日久生齒日繁之後、亦終歸於隳廢、不若隨時制宜、使合於人情宜於土俗、而不失先王之意、如朱子所云者斯可矣、

政不ニ必拘ニ於古之遺制一也云々、◎闇本頭註云、漢荀悅曰、夫井田之制、不レ宜三於人衆之時一、田廣人寡苟爲レ可也、朱子亦可レ之也 今案ずるに、井田の制、張子厚・程子各今以是を行ふに利あることを云、蘇老・泉葉・適丘文莊等は當時に行て利あらざらんことを云へり、井田は黄帝より事起て、三代ともに是に順ふの道なれば、當時に用ひて其害あるべきにあらず、唯因循すること久くして、今是を改めんとならば又其弊多かるべし、而して井田の制は、民の力を考へ民の養ふべき人の數をはかり、農の勤むると怠るべきを考へて、是に田產を授け、其民の內少長幷同工士と可レ爲、ことごとく是を知り、水道を八家ともに相用ひて、其患難を救ひ其不足を補て死生をともにす、是民間の利害を詳にして、經界を正し授田をひとしくして、民人の貧富かたつかたならしめざらんとの政也、必しも地を九に畫して中央を公田とし八家是を可レ耕と云のことにはあるべからず、往古に初めて田制をなす時分、天地の正位を法則として其地を畫せんとならば、井田にしくべからず、彼の河圖・洛書・八卦・九疇の次第、ともに井田の方位に相同じ、故に黄帝初めて田制をなして民の產を制し玉ふに、此井田を用て水道を利し經界を正ふし、民伍を組て憂患好樂を一つにし、存亡死生をともにし大禮を同ふして風俗を淳朴ならしめ玉へるの法也、末世に及んで經界ことごとく相たがい、貧富各勢によりて、民政施すに利なし、然ればとて田畠をうちくづし民屋をやぶりて天下を井田の形に制せんと云ふことは、聖人又出づるとも難レ行の勢なれば、唯今より已後新に田を槩せん所は井田の制を可レ用、不レ然の田畠は皆法令を立て田を私に賣買せしめず、民力をはかり民の口をつもりて、其力可レ耕其田

足ㇾ養ほど一民一家に可ㇾ授なり、而して民富と云とも外に餘田なく、已前に多く買置所の田は、連々是をうつて自餘の民にあたへしめ、民年十六に至らば（朱子曰、餘夫年十六授ㇾ田、在ニ百畝之外一也） 別に其力に可ㇾ耕の田を與へしむ、如ㇾ此して今まで持來る所の田畠其經界を正くして民に奸曲なからしめ、水道を利して水論を禁じ、民に什伍の組を立、患難死生好樂大禮を一つにして、互に相救ひ相助けしめば、年を經て自然に井田の制のごとくなるべき也、必しも其形を井田ならしめずとも、井田の用を理會して其用を古にかへらしめば、形ち井田の如くならずとも、其法井田にひとしかるべき也、井田の形破るといへども、田畠に經界なくんばあらず、水道あらざるなし、民田產あり家宅あり牧野あり、是等の事一もかくるときは民一日も民たらず、然れば井田の形の破れたる計にして、其用は未だかくべからず、其用を正しくして其敎を詳にせば、井田と云ずして自ら井田の理たるべし、凡そ天下の政法、時代により土地によりて、古ありて今なく古用ひて今不ㇾ利こと多し、然れども其道は相續て不ㇾ斷は天地生々の理聊不ㇾ得ㇾ已也、孟子沒して聖學の世に明かならざること二千有餘歲にして、聖學の道其傳失せりと雖ども、其間人道沈淪するにあらず、井田既に棄て民政猶あるが如し、然るを其婉曲して不ㇾ直、山谷相そびへて經界自曲折するの地をも、一向井田の形を以てせんと云へることは、決して實理と云がたからんにや、（孟子集註）朱子曰、井地之法、諸侯皆去ニ其籍一、此特其大略而已、潤澤謂下因ㇾ時制ㇾ宜、使中合ニ於人情一宜ニ於土俗一、而不ㇾ失ニ乎先王之意上也といへり、又曰く、講學時且恁講、若欲ㇾ行ㇾ之、（井田）須ㇾ有ニ機會一、經ニ大亂一

之後、天下無レ人、田歸レ官、方可レ給ニ與民一、如ニ唐口分世業一、是從ニ魏晉一積亂之極、至ニ元魏及北齊・後周一、乘ニ此機一方做得、荀悅漢紀一段、正說ニ此意一甚好、若ニ平世一則誠爲レ難レ行と云へり、是世を創業の君始て民に田產を與へんときには行ふに利あり、平生は難レ成と云るの心也、井田は田官ありて是を民に授ることのひとしきを論ず、今田皆民にありて官になし、地勢因循して無ニ正界一、俄に是を改めんとするに無レ所レ因、後魏の孝文始て李安世が言を以て均田の法を行晉武帝已行レ之也、しも、民離散して無主の田多きがゆへに、是を官に得て而して民に授田することを均しくせしむる也、唐太宗武德七年に、凡天下丁男十八以上者、給ニ田一頃一、百畝也篤疾癈疾給ニ四十畝一、寡妻妾三十畝、若爲レ戶者加ニ二十畝一爲ニ永業一、其餘爲ニ口分一、永業之田、樹以ニ楡桑棗及所レ宜之木一云々、通典曰、雖レ有ニ此制一、開元・天寶以來、法令弛壞幷兼之徹有レ踰ニ漢成哀之間一といへり、唐又隋の亂によりて口分世業を行ふ、口分は八十畝にして永業は二十畝也、周の制は百步を畝として、唐は二百四十步を爲レ畝、畝百を一頃とす、其制周に一倍して占田愈多し、占田又曰ニ名田一、限ニ己田一也詳に水心葉氏が記に出せる也、然れば井田の制やぶるゝの後、限田之議漢武帝之時、董仲舒言レ限ニ民名田一、哀帝之時師丹亦請レ之均田之制・口分世業之法ありて、暫く是を行ふといへども、終に久しくすること不レ能は、人情にたがふ處あるか、土地に不レ宜故あるか、敎令の設くる所不レ詳かのゆへによれり、是必井田の法を行はんとするとも其形の行ひがたき故にあらずや、爰を以て可ニ併案一也、蘇老泉曰、夫井田雖レ不レ可レ爲、而其實便ニ於今一、今誠有下能爲ニ近ニ井田一者中用上レ之、則亦可ニ以蘇一レ民矣乎、聞ニ之董生一曰、

井田雖レ難ニ卒行一、宜下少近レ古限ニ民名田一以贍中不足上、名田占田也、各爲立レ限、不レ使ニ富者過一レ制 名田之說蓋出ニ於此一、而後世未レ有ニ行者一、非レ以レ不レ便レ民也、懼乙民不レ肯下損ニ其田一以入中吾法上、而遂因レ此以爲甲レ變也、孔元何武曰、吏民名田毋レ過ニ三十頃一、期盡ニ三年一、而犯者沒ニ入官一、夫三十頃之田、周民三十夫之田也、縱不レ能ニ盡如ニ周制一、一人而兼ニ三十夫之田一、亦已過矣、而期レ之三年、是又迫蹙、平民使ニ自壞ニ其業一、非ニ人情一、難レ用、吾欲丁少爲ニ之限一、而不丙奪乙其田甲、嘗已過ニ吾限一者、但使丁後之人不丙敢多占レ田以過乙吾限甲耳、要レ之數世富者之子孫、或不レ能レ保ニ其地一、以復ニ於貧一、而彼嘗已過ニ吾限一者、散而入ニ於它人一矣、或者子孫出而分レ之以無レ幾矣、如レ此則富民所レ占者少而餘地多、則貧民易上取以爲下業、不レ爲ニ人所ニ役屬一、各食ニ其地之全利一、利不レ分ニ於人一、而樂レ輸レ官、夫端ニ坐於朝廷一、下ニ令於天下一、不レ驚レ民不レ動レ衆、不レ用ニ井田之制一、而獲ニ井田之利一、雖ニ周之井田一、何以遠過ニ於此一、故水心葉氏曰、井田之制雖下先廢ニ於商鞅一、而後諸侯封建絕上、然封建既絕、井田雖レ在、亦不レ可ニ獨存一矣、故井田封建、相待而行者也、夫畎遂溝洫環レ田而爲レ之、間レ田而疏レ之、要以爲ニ人力備盡一、望レ之而可レ觀、而得レ粟之多寡、則無レ異ニ於後世一、且大陂長堰、因レ山爲レ源、鍾ニ固流潦一、視レ時決レ之、法簡而易レ周、力少而用博、使下後世之治無上レ愧ニ於三代一、則爲ニ田之利一、使ニ民自養ニ於中一、亦何異ニ於古一、故後世之所下以爲上レ不レ如ニ三代一者、罪在下於不上レ能レ使ニ天下無ニ貧民一耳、不レ在ニ於田之必爲レ井不レ爲レ井也、夫已遠者不レ追、已廢者難レ因、今故堰遺陂在ニ百年之外一、瀦防衆流即レ之、渺然瀰漫千頃者、如ニ其湮淤絕滅一、尙不レ可レ求、而況井田遠在ニ數千載之上一、今其阡陌連亘、墟聚

遷改、蓋欲レ求二商鞅之所一レ變、且不レ可レ得矣、孔孟生二衰周之時一、井田雖レ不レ治、而其大略具在レ勸、々
以二經界一爲レ意、歎三息先王之良法、廢二壞於暴君汚吏之手一、後之儒者乃欲三以二耳目之所一レ不レ見不一レ聞之
遺言上、顧從而效レ之、亦啻嗟歎息、以爲レ不レ可レ廢、豈不レ難乎、井田既然矣、今俗吏欲下抑二兼幷一破中富
人上、以扶中貧弱上者、意則善矣、此可下隨レ時施二之於其所一治耳、非三上之所二恃以爲一治也、夫州縣獄訟繁多、
終日之力不レ能レ勝、大半爲二富人役一耳、是以吏不レ勝レ怒、常欲下起而誅中之、縣官不幸而失二養レ民之權一、
轉歸二於富人一、其積非二一世一也、小民之無レ田者、假二田於富人一、得レ田而無二以爲一耕、借二貸於富人一、歲時
有レ急求二於富人一、其甚者傭作奴婢歸二於富人一、游手末作、俳優伎藝、傳二食於富人一、而又上當官輸、雜出
無レ數、吏常有二非時之責一、無三以應二上命一、常取二具於富人一、然則富人者州縣之本、上下之所レ賴也、富人
爲二天子一養二小民一、又供二上用一、雖二厚取レ贏以自封殖一、計二其勤勞一、亦略相當矣、廼其豪桀過甚、兼取無
レ已者、吏當レ敎二戒之一、不レ可二敎戒一隨レ事而治レ之、使二之自改一則止矣、不レ宜下豫置二疾惡於其心一、苟欲中
以立レ威取上レ名也、夫人主既未レ能三自養二小民一、而吏先以レ破二壞富人一爲レ事、徒使三其客主相怨有二不安之
心一、此非二善爲レ治者一也、故臣以爲儒者復二井田一之學可レ罷、而俗吏抑二兼幷富人一之意可レ損、因レ時施
レ智、觀レ世立レ法、誠使三制度定二於上一、十年之後無二甚富甚貧之民一、兼幷不レ抑而自已、使三天下速得二生養
之利一、此天子與二其群臣一、當二汲々爲一レ之、不レ然古井田終不レ可レ行、今之制度又不二復立一、虛談相眩、上下
乖忤、俗吏以レ卑爲レ實、儒者以レ高爲レ名、天下何從而治哉と、二說皆井田今に不レ可レ行ことを云て、實

は田をひとしくして民の貧富を同じからしめんことを井田の本也とす、井田の說唯貧富を一にして兼并をやむるのみを以て云べからず、五八の制を立、比閭・族黨州・鄕のわかちを詳にして、正ニ經界一分を安んぜしめ、田宅を與へて產を制し、斂法を明にして隱田せしむることなく、學校を設け禮俗を立、患難好樂を一にして互に救ひ互に助け、八家各親族を厚くし、其有餘をはぶいて不足をたらしめば、力耕相勸めて軍政自ら立、奸曲懈怠の游民其閒にあるべからざるゆへん也、田產之制如レ此時は、兼幷のこと自らやみて貧富終にはひとしかるべし、凡そ人の貧富は天の命にして、敎戒制法ありて過分の豪富はあらざれども、貧富は常に異なること定れる儀也、必しも貧富一ならずとも、貧にして盜賊餓死に不レ及、富んで兼幷凌レ弱奪レ少に至らざるの制は敎育にあるべきなれば、先王初めて田を民にあたへし時、地を畫し水道を利せし其遺形を必とせんことは、陋儒の泥着して、唯文字を學記して是を世敎に擴充せざるが云こと也、後世民政に志深きの徒尤可レ味也、次に正ニ經界一と云へること是井田の遺法也、經界は民の面々に所レ耕の田の界をたゞすこと也、經は經歷すべきの道也、界は自他の差別を明にして其界を正すこと也、其界或は道を以てし、或は水道を以てす、經界を正しくすることは、第一爭論をあらしめざらんがため也、第二に貢賦を致す閒、必ず其田畠を考へ難く、算數にまがふとありて、租稅不レ正ものなり、第三に經界を曲折せしめては他の田を奪ふに利あり、不ニ曲折一ば奪ひ犯すの地自然に明白也、彼是其得多きを以て經界を正さしめたり、孟子曰、仁政必自ニ經界一始、經界不レ正、井地不レ均、穀祿

不レ平と云へるはこのこと也、後世に至て經界ありといへども不レ正、民少しの地をも耕して田畠といたし、年貢のつぐのいと成す、是人君聚斂の臣を愛して民をしへたげ貢賦を重くするがゆへより起る、このゆへに田畠の經界ことごとく違ふて往來の道無く、水道せばくして雨水盛なれば却て水災を招くと云へども、民只當座の利に因て始終の勘辨薄き也、秦に至て、商鞅が法を用て古の經界をことごとく除去と云へる、此心なり、朱子開二阡陌一辨曰、漢志言、秦廢二井田一開二阡陌一、説者之意皆以レ開爲二開置之開一、言秦廢二井田一而始置二阡陌一也、故白居易云、人稀土曠者宜レ修二阡陌一、戸繁郷狹者則復二井田一、蓋亦以二阡陌一爲二秦制一、井田爲二古法一、此恐皆未レ得二事之實一也、按阡陌者、舊説以爲二田間之道一、蓋因二田之疆畔一、制二其廣狹一、辨二其縱橫一、以通二人物之往來一、即周禮所レ謂遂上之徑、溝上之畛、洫上之涂、澮上之道也、然風俗通云、南北曰レ阡、東西曰レ陌、又云、河南以二東西一爲レ阡、南北爲レ陌、二説不レ同、今以二遂人田畝夫家之數一攷レ之、則當下以二後説一爲上レ正、蓋陌之爲レ言百也、遂洫從而徑涂亦從、則遂間百畝、洫間百夫、而徑涂爲レ陌矣、阡之爲レ言千也、溝澮橫而畛道亦橫、則溝間千畝、澮間千夫、而畛道爲レ阡矣、阡陌之名由レ此而得、至二於萬夫一有レ川、而川上之路周二於其外一、與二夫匠人井田之制一、遂溝洫澮亦皆四周、則阡陌之名、疑亦因二其橫縱一而得レ之也、然遂廣二尺、溝四尺、洫八尺、澮二尋則丈有六尺矣、徑容二牛馬一、畛容二大車一、涂容二乘車一軌一、道二軌、路三軌、則幾二丈矣、此其水陸占レ地不レ得レ爲レ田者頗多、先王之意非レ不レ惜而虛棄下之也、所下以正二經界一止二侵爭一、時二蓄洩一備中水旱上、爲二永久之計一、有二不レ得レ不レ然者一、其意深

矣、商君以其急刻之心、行苟且之政、但見田爲阡陌所束、而耕者限於百畝、則病其人力之不盡、但見阡陌之占地太廣、而不得爲田者多、則病其地利之有遺、又當世衰法壞之時、則其歸授之際、必不免有煩擾欺隱之姦、而阡陌之地切近民田、又必有陰據以自私、而稅不入於公上者、是以一旦奮然不顧、盡開阡陌、悉除禁限、而聽民兼幷買賣、以盡人力、墾闢棄地、悉爲田疇、而不使其有尺寸之遺、以盡地利、使民有田、即爲永業、而不復歸授、以絕煩擾欺隱之姦、使地皆爲田、而田皆出稅、以覆陰據自私之幸、此其爲計、正與楊炎疾浮戶之弊、遂破租庸以爲兩稅、蓋一時之害雖除、而千古聖賢傳授精微之意於此盡矣、故秦紀鞅傳皆云、爲田開阡陌封疆而賦稅平、蔡澤亦曰、決裂阡陌、以靜生民之業、而一其俗、詳味其言、則所謂開者乃破壞剗削之意、而非創置建立之名、所謂阡陌、乃三代井田之舊、而非秦之所制矣、所謂賦稅平者、以無欺隱竊據之姦也、所謂靜生民之業者、以無歸授取予之煩也、以是數者合而證之、其理可見、而蔡澤之言尤爲明白、且先王疆理天下、均以予民、故其田間之道有經有緯、不得無法、若秦既除井授之制矣、則隨地爲田、隨田爲路、尖斜屈曲無所不可、又何必取其東西南北之正、以爲阡陌、而後可以通往來哉、此又以物情事理推之、而益見其說之無疑者、或乃以漢世猶有阡陌之名、而疑其出於秦之所置、殊不知、秦之所開、亦其曠僻而非通路者耳、若其適當衝要而便於往來、則亦豈得而盡廢之哉、但必稍侵削之、不復使如先王之舊耳、或者又以董仲舒言富者連阡陌、而請限民

之名田、疑田制之壞由於阡陌、此又非也、蓋曰富者一家兼有千百夫之田耳、至於所謂商賈、無農夫之苦、有阡陌之得、亦以千夫百夫之牧而言、蓋當是時、去古未遠、此名尚在、而遺跡猶有可尋者、顧一時君臣、乃不能推尋講究而修復之耳、豈不可惜也哉、愚案ずるに、阡陌の說朱子これを辯ずること詳也、阡陌は縱橫往來之小徑田間之道也、井田は一夫百畝を以てさかいとして、百畝の四方に水道をあく、其經界尤正し、秦に至て田貢甚重くして、尺寸の地も亦是を耕すに至る、こゝにをいて古來の制をやめ、井田の間にある處の田間の道をことごとく田中に切入あらきはりて、古へ百畝の田をも、中にほそき道をいくすぢも付たる也、凡そ百畝の田は六尺の歩一萬也、古法このめぐりに道を付て往來を利し、道の外に水道あり、此道をやぶるのゆへに、百畝の田に小徑を多く縱橫せしめざれば田中の水利不宜、是不得已也、然れば秦の阡陌は、今田間の畛を千百にして、井田の經界なからしむるの心と可云なり、古來は田間の道を少くして、今は田間の畛を多くす、是井田行るゝと不行とによること也、朱子、阡陌は古の制にして秦これを始むるにあらず、秦に至て阡陌を棄てたるなりといへる、其說尤深しといへども、井田破るゝ時は經界不正して、地に順ひ水の流に因て田間の小徑千百に縱橫せしむること、是不得已の勢也、こゝを以て云ば、秦の井田を棄て阡陌をひらきしと云も其理可有之也、秦廢井田と云上は溝洫の說ともにすたれるなり、又開除阡陌と云は是重言也、井田の外に別に溝洫、封疆の義あるべからざれば、廢井田と云て阡陌のすたれる所明なり、然れば井

田廢せるがゆへに今の阡陌の田路出來て經界不レ正也、是皆苟且捷徑の政にして、聖人遠圖深思の道にあらざるなり、そのゆへは、井田の道の付やうは、土地すたるに似て修覆すること少なく、往來自由にして人馬にかまはず、生長收藏に其利多く、水をたくはへ水をもらすこと、水旱ともに其自由宜し、是經界を正して止二侵爭一、時二蓄洩一備二水旱一、まことに永久之計なり、秦是を棄て水路をせばめ道路をくづして、唯一人漸往來するが如きうね道を以て經界とす、是當分尺寸の地を耕して其利あるが如くなれども、人馬の往來不自由にして畔せばくひきくして、ややもすれば破壞して修覆やむときなく、經界正しからざる故に爭論日々に起り、水道不レ正ゆへに蓄洩を堅くすること不レ能して水旱の備不全也、水旱あらざるの年は利あるに似たりといへども、水旱あるの歲は田傷堤やぶれて、或は永荒に至り或は宅地に水つく、是前眼の利潤を翫びて始あり終あるの道にあらざる也、正二經界一之說甚有二其理一也、後世に至て經界不レ正因循すること久し、然るを今是を經界を正すことは俄にして難レ成の間、檢地の法を詳かにして民に奸曲なからしめ、吏の依怙することをあらため正して、各民の所分の田產其制正しからしめて自今已後の兼併をやめ、不足にして養にあきたらざるをば速々本にかへらしむる如く可レ仕也、而して檢地之法、民の間暇を考へ、奉行。目付あり、取レ箭取レ繩あり、圖二地形一記二田地の作主の名字牓示一者あり、算士あり、或は堤池河水を限り或は限二林叢在家一て立二牓示一、或は四方三方各其地の形に隨て方圓曲直鋭を考へて其坪數をはかり、詳に其作主の名字を記さしむ、幷作る所の田產何程と云こと

をあらはさしむ、其所記の紙札を細竹に挾て、其田畠に立てこれを驗しとす、而して算者其國を考へてその坪を計て、田間の道縱橫の處、或は池代或は森林、祀二佛神一之地皆除レ之、如レ此相はかりて、大繩の檢帳と、百姓所二書出一の札と、今檢地する所の帳、三ながら相合せて其實否を糺明して、百姓所レ古の田產有餘不足を明にして、年を追て是を均しからしめ、强民の押領をとゞめ、富民の兼幷をやめしむる也、古今檢地繩打の法は百姓の所レ苦也とす、是其本意たがふ故也、世の檢地は唯地を打つめて田賦の高を多くせんと云を本とす、是民を苦めんと云を以てす、故に繩打の間、其役人悉く百姓の養にして、奉行酒食珍味にあき、僕從利をほしいまゝにす、こゝを以て百姓の費尤大也、且又百姓奸曲をかまへて、賄賂を以て其地の廣狹を私し、上中下の田を僞らしむ、此レ如のこと皆檢地の弊也、檢地は後世の經界を正すの法にして、却て其法不レ正ば經界をみだるに到る也、經界を正すを以て本とせんとならば、是等の弊を計て田產の制を明にし、民に隱田の私なく、其風俗を正し、民に常の產あらしむるを以て本とすべき也、次に水利の事あり、農田は水利を不レ得しては不レ成ゆへに、古來尤重レ之也、是溝洫井田の制なり、井田もと井によりて田つくる、是を井田と云へり、然れども水道を利せざる時は、水災旱魃に其自由不レ宜を以て、溝洫の制あるなり、抑溝洫の制と云は、一夫所レ受の田百畝也、百畝は縱橫百步にして、其內に步數一萬あり、而して一畝に三畎あり、一畝は方十步にして、內に百坪あるを以て畝と云也、是を長くして、縱の長百步、橫の幅一步、是百畝の田の制也、然るに百姓の所レ耕の植、其廣さ五寸の

もの也、二人相並で耕して其耜はゞ一尺也、地に入ること又一尺、ひろさ一尺に田をうなふを以て、六尺の歩に三の名ありて、以上一畝三畎と云へり、三畎三壠各廣一尺と云是也、田畠を耕してうねつくるの法是を以て本とす、是則溝洫の起る所也、そのゆへは、うねとりくろをつくるを以て、一畝の間に雨水のたまらずして、此畎に落て水道たるゆへんなり、四畝の間悉く如ㇾ此して、其兩端に遂あり、遂は廣さ二尺深さ二尺の水道也、井池の內田首は皆遂を用て、井池の外に溝あり、是を井間の溝と云、溝は廣さ四尺深さ四尺の水道也、井池方十を並べて是を成と云、井は其方一里なれば十里を以て成と云、成の間洫あり、廣さ八尺深さ八尺の水道也、方百里を同と云、是成を十かさねたる也、同の間に澮あり、廣さ二尋一丈六尺 深さ二仞の水道也、澮より川に至らしむる也、凡そ田間の水道、横を遂と云縱を溝と云也、溝の水は洫に入り、洫の水は澮に入る、洫は横にして澮は縱也、縱横大概其廣さ相倍する也、是水の勢を考へて、水少ときは留めて田に是をかけ、水あまる時は切て是を落し、霖雨水災ありとも、水よく相除て災をなすに至らしめまじきため也、古來民をあつめ井を穿て、其田に其所の水をあたへて水論をやめ、溝洫を詳にして水旱の備をなすこと、其慮尤深し、後世に至て、井田の制やぶれ溝洫の法すたれるがゆへ、尺寸の地も爭て田がへす、このゆへに各水利を全くせずして、少の水を多の田にかくるがゆへ、やゝもすれば水論出來て鬪諍やむことなし、溝洫の考あらずして、水道をせばめ田を廣くするを以て、霖雨數日に及べば、秋潦を不ㇾ待して田に水災あり、後世は專ら國中の河水を以て水利

とす、各其地勢を計て小溝をうがちて水を通じ、小溝より大溝に至てついに河海に落し、奉行を撰みて其閉塞を糺し、時を考へて巡察せしめ、其地によりて堤川除をかまへしめば、水利常に全して水災更に至るべからざる也、孔子夏の禹を稱美ありて、卑二宮室一而盡二力乎溝洫一たまへりとの玉ふは、正二經界一備二旱潦一のことをの玉へる也、周禮に、凡そ溝は必ず因二水勢一、防は必ず因二地勢一といへり、溝ある時は必ず堤防あるべし、溝は水の勢を考へて其道を付、堤は其所の地形をはかりて其用を可レ考と云へる事也、水利の說此兩條を不レ出也、其味尤深し、周禮、遂人掌二邦之野一、凡治レ野、夫間有レ遂、（百畝）遂上有レ徑、十夫有レ溝、溝上有レ畛、百夫有レ洫、洫上有レ涂、千夫有レ澮、澮上有レ道、萬夫有レ川、川上有路、以達二于畿一と云は、野外山谷藪澤の所、隨レ地田をかまへて溝洫をなすこと、其廣狹如レ此なるべき事を云へり、路の下に水道をかまへ、水道の下に田をつくる、是定法也、又稻人掌レ稼二下地一、（下地水澤之地也）以レ瀦畜レ水、（瀦積也、積レ水爲二陂塘一也）以レ防止レ水、（増二之堤防一）以レ溝蕩レ水、（引レ水播蕩）以レ遂均レ水、（均二布溝水一）以レ列舍レ水、（列者縢二其町畦一水可二止舍一）以レ澮瀉レ水、（水有レ餘則瀉二之於澮一）匠人爲二溝洫一（主通二利田間之水道一）耜廣五寸、二耜爲耦、一耦之伐、廣尺深尺、謂二之畎一、田首倍レ之、廣二尺深二尺、謂二之遂一、（畎映也）九夫爲レ井、井間廣四尺深四尺、謂二之溝一、方十里爲レ成、成間廣八尺深八尺、謂二之洫一、方百里爲レ同、同間廣二尋深二仞、謂二之澮一、專達二於川一、（尋與レ仞皆八尺）各載二其名一、（識レ所二從出一也）凡天下之地勢、兩山之間必有レ川焉、大川之上必有レ涂焉、凡溝必因二水勢一、防必因二地勢一云々、是を以て上古の制法を可レ考也、末代にをいて溝洫の制不レ正と云ども、農田に水利なくんばあるべか

らざるゆへ、川澤の勢を考へ地形の高下をつもりて、或は谷に堤をまふけて水をたゝへ、或は器を以て高原に水をあげしむ、こゝにをいて水利甚行はれ、民田畠をあらきはり、國家の益大也、其計永久に不レ及と云とも、その利大にして害少きことは、人君民を養ふの道なれば、其地利水勢に因て古制を較量して、猶謀の永久にして民の害なからしめんことを可レ計也、丘文莊曰、井田之制雖レ不レ可レ行、而溝洫之制則不レ可レ廢、但不レ可下泥二其陣迹一、必欲中一々如二古人之制一爾云々、次に立二什伍之制一と云へり、什伍の制と云は、宅相近く居り田相ともに耕すの民を手組して、五人を一にくみ什人を一に致して、出入相友、守望相助、病疾相扶、大禮相共にして、互にみちびきともに敎へて、風俗をひとしくし仁厚をむつまじくす、是を什伍の制と云也、民をして如レ此什伍あらしむる時は、敎導すること通じやすく、法令能あづかり、盜賊奸曲糺明する事安く、力役軍賦の制次第に明也、是以先王制二六鄕六遂之法一、所下以維二持其民一爲中之綱目上、使中其鄰比相保愛、賞罰相延及上、故出入存亡、臧否逆順、可二得而知一也と云へるは是なり、されば周禮曰、大司徒施二敎法于邦國外也一、都鄙内也使三之各以敎二其所一レ治民一、令二五家一爲レ比、使二之相保一、五比爲レ閭使二之相受一、四閭爲レ族、使二之相葬一、五族爲レ黨、使二之相救一、五黨爲レ州、使二之相賙一、五州爲レ鄕、使二之相賓一、鄭玄曰、百里内爲二六鄕一、其外爲二六遂一、鄕畿内也、遂外郡也、遂人掌二邦之野一、以二土地之圖一經二田野一造二縣鄙一、形體之法、五家爲レ鄰、五鄰爲レ里、四里爲レ酇、五酇爲レ鄙、五鄙爲レ縣、五縣爲レ遂、皆有二地域一、溝二以レ通レ水爲レ限、樹以レ植レ木爲レ固、之一と云々、周の什伍の制也、畿内畿外に因て什伍の名はかはると云ども、其法皆

五家を以て一組として、廿五家より萬二千五百家に至る、而して五家に長ありて各其能否奸曲を正さしむるゆへに、民間に游手豪㭽のあぶれものなく、教戒つねに詳にして風俗自然にすなほなり、軍旅の制ある時は、一家に一人を出して則五人を伍とし、五伍を兩とし、四兩を卒とし、五卒を旅とし、五旅を師とし、五師を軍とするに至る、是又五人より一萬二千五百人に至る也、比隣各五家にして、軍には是より出る兵を伍と云、閭里各廿五家の名にして、軍には是より出る兵を兩と云、旅鄙各百家にして、軍には是より出る兵を卒と云、黨部各五百家にして、軍には是より出る兵を旅と云、州縣各二千五百家にして、軍には是より出る兵を師と云、鄕遂各一萬二千五百家にして、軍には是より出る兵を軍と云、如レ此に什伍の制正しき時は、治亂ともに民の用相通じて聊かくるゝ處なし、是は周の制也、人をくむことゝ必五に不レ限、世々に因て其制かはり多し、黃帝井田の法を立玉ふ時は、井一爲レ鄰、隣三爲レ朋、朋三爲レ里、里五爲レ邑、邑十爲レ都、都十爲レ師、師七爲レ州、迄ニ于夏殷ニ此制を用たり、齊管仲、郊內以ニ五家ニ爲レ軌、軌十爲レ里、里四爲レ連、連十爲レ鄕、鄕五爲レ師、國內十五鄕、自レ五至レ師、郊外則三十家爲レ邑、邑十爲レ卒、卒十爲レ鄕、鄕三爲レ縣、縣十爲レ屬、屬有レ五、自レ五至レ屬、各有ニ官長ニ以司ニ其事ニ以寓ニ軍政ニ焉、而齊遂霸たりと也、唐以ニ百戶ニ爲レ里、五里爲レ鄕、四家爲レ鄰、三家爲レ保、在ニ邑居ニ者爲レ坊、（有ニ正一人ニ）在ニ田野ニ者爲レ村、（有ニ正一人ニ）其村滿ニ百家ニ增ニ置一人ニ同ニ坊正ニ、其村居如滿ニ十家ニ者、隷ニ入大村ニ不レ須ニ別置ニ村正ニ云々、是各其時に依て損益すといへども、什伍の手分をなさゞれば

民に制なきがゆへ、法令通ぜず風俗一ならずして、奸民盜賊のがれて此中に入て、人々姦心競生、僞端並作處の本也、必しも古來の制法の如くならずとも、人君こゝにおいて心を盡し、伍より十百千に及ぶまで各其制を詳にし、綱目明にして大を以て用るにやすく、小を以て具にするに利あらしめて、民互に相親しみ相救ふて、患難好樂をともにし、吏官能教戒して風俗を正し、親を親として賢を賢とせしめば、年を經てついに民俗正しく、古の學校のまふけに異なるべからざる也、民に盜賊奸曲あること、かならず其黨あるがゆへ也、什伍之制如レ此時は、奸民何くにかくれ、たれを黨とすべきや、尤可レ味也、次に戒ニ游手一と云へり、游手と云は游民の事也、游民は田產を持ながら其いとなみに惰て事をつとめざるを云也、或は民百姓の子弟田產なくして常に游行して日を費やすをも云へり、各處のついへにして、其末々は必ず盜賊奸曲するに至るべければ、是を戒しむるにあり、古は田畠皆君にあり、朱子孟子注故に民年十六にして別に受ニ田二十五畝一也、俟ニ其壯有一レ室、然後更受ニ百畝之田一といへり、前漢書食貨志に民年二十受レ田、六十歸レ田、七十以上上所レ養也、十歳以下上所レ長也、十一以上上所レ强也勉強勸レ之と云へり、然して民の子十歳已上のものは、其名主、庄屋相あらため、其父にたゞし其相應の事を命ず、如レ此時は民各產業ありて游民あるべからざる也、もし其間に游民あらば、伍々の組として是を改めて敎戒し、敎戒久しくして不レ已時は、則是を所のきも入・名主・庄屋に相ことはり、奉行に告てこれを戒しめしむる法也、凡そ田產の制、一民業に怠れば一民飢をうくること定れることはり也、國に米穀其

價高直なることは、游手游民多くして米穀を食つぶす者の多ければ也、然れば所の游民をあらため是を戒むること田產の制也、周禮大宰の職に閒民と云あり、是は無レ職して人にやとはれつかはるゝものの也、人にやとはれて其日のあたいをとりてこれを產業とするは游民にはあらざる也、程顥曰、古者四民各有二常職一、而農者居二十八九一、故衣食易レ足、而民無レ所二困苦一、後世游民多矣、游手不レ可二貲度一、觀二其窮促辛苦孤貧疾病一、變作詐巧以自求レ生、而常不レ足二以生一、日益蔵滋、久將何若、事已窮極、非二聖人能變而通一レ之、則何以免レ患、豈可下謂レ無レ可二奈何一而已上哉、此宜下酌レ古變レ今、均レ多恤レ寡、漸爲二之業一以救上之耳、次に田器の事あり、田器は人力をついやすことを少なくして其功の大なることをなすこと、器にあらずしては難レ調也、然れば牛馬を以て人力にかへ、器械を巧にして其土地に利あらしむること、古今の通例也、山海經曰、后稷之孫叔均始教二牛耕一、注曰、用二牛犂一也、後改名二耒耜一曰レ犂といへり、石林葉氏曰、世多言、耕用レ牛始二漢趙過一(武帝臣)、以爲易レ服牛乘レ馬、引レ重致レ遠、牛馬之用蓋同、初不二以耕一也、故華山桃林之事、武王以レ休レ兵並言、而周官、凡農政無レ有二及レ牛者一、此理未二必然一、孔子弟子冉伯牛司馬牛皆名レ耕、若非レ用二於耕一、則何取二於牛一乎、漢書趙過傳但云、晦五頃用二耦耕二牛三人一、其後民或苦レ少レ牛、平都令光乃教レ過、以レ人輓レ犂、由レ是言レ之、蓋古耦而不レ犂、後世變爲二犂法一、耦用レ人犂用レ牛、過特爲レ之增二損其數一耳、非二用レ牛自レ過始一也、耦犂皆耕事、故通言レ之、孔子言二犂牛之子一、則孔子之時固用レ犂云々、古より牛を用て田をたがやすに利ある事也、牛馬各其所の產

多きを用ゆる也、田器多きが中に钁鍤耒耜を以て大要とす、钁は居縛切、斸ㇾ田器也、爾雅謂ニ之錯斫一也、蓋農家開ニ闢地土一、用以斸ㇾ荒、凡田園山野之間、用ㇾ之者又有ニ濶狹大小之分一、然總名曰ㇾ钁、鍤楚洽反、顏師古曰鍬也、所ニ以開ㇾ渠者といへり、耒耜は是又古のすき也、是等の田器農具の上也、但其制法所によりて替れり、中にも钁は民常に取て田畠を耕すものなれば、輕重大小尤其制あり、地の位により民の力をはかりて其制を詳にすること古の法也、民田器をおろそかにして、是を用ひ是をおくに其節を失ふ時は、民必ず田產を心とせざると知るべし、農器不ㇾ正利あらざれば勞すといへども無ㇾ功也、故に吏常に巡行して田器を利あらしめ是を教戒せしむること、民を教育の一也、農田又器械用具のそなへあらかじめ不ㇾ詳しては、力役すること多して、其利をうることまれなり、このゆへに田器の利を論ずる也、耕作の器械詳に三才圖會に出ㇾ之、能考へはかりて、可ㇾ制ㇾ之也、次に屋宅種藝のことあり、云ところは、民の屋宅は田に近きを以て利とする也、家屋の制、五家鄰里相共に助けて其米穀の制に利あるが如くならしむ、四壁或は壁を用ひ或は五穀のからを以てして、速かに出來せしむるをよしとす、やね弁に柱を强くす、風雨の難をのがれしめんがため也、種藝のこと、宅地の四方各桑を以てし樹木を多くす、其所ㇾ受の白田園圃皆桑麻漆楮の類を以てして、聊空地あらしむべからず、凡そ樹木野菜皆其土地に宜しきあり、然れば土地に所ㇾ生の草木の其さかゆるを考へて、それに相應の樹木野菜をうゑて、食のたすけ家產の餘慶とする也、其土地都城に近き時は、瓜茄子等の野菜栗柿等の果

實、そのあたい尤重くして田産に比すべし、況や樹木は節を考へてこれを植培時は、其生長すること居ながらにして可レ待、葉をひろひ枝を折て薪とし、野菜を取て食のかてとすること、小民のやしないなれば、屋宅種藝を專とする也、周禮大司徒、頒二職事于邦國都鄙一、使三以登二萬民一、一曰稼穡、二曰樹藝といへり、孟子告二梁惠王一曰、五畝之宅樹レ之以レ桑、五十者可二以衣一レ帛矣、鷄豚狗彘之畜無レ失二其時一、七十者可二以食一レ肉矣云々、古は五畝の宅一夫の所レ受にして、二畝半は在レ田、二畝半は在レ邑、田中不レ得レ有レ木、故に於二墻下一植レ桑以供レ蠶と云へるはこの事也、種藝のこと不レ可レ輕也、以上田産の制其大概也、案ずるに本朝給二口分田一の制あり、男二段、女減二三分之一一、（田令曰、田長三十歩廣十二歩爲レ段、十段爲レ町也云々、）是田産之制也、而して給二口分田一、務從二便近一不レ得二隔越一といへり、其法詳に田令に出、給二園地一課二桑漆一ことあり、嵯峨・淳和帝益田一狹山之池を築て農田水利のことあり、本朝井田の法不レ被レ行といへども、溝洫の制自然にそなはり、水利尤宜しといへども、猶其制法を詳にして、其古の本意に相叶はんことを思ふにあるのみ也

○詳二民戸一

師曾論レ蕃二民之生一曰、民戸は民數幷戸數也、天下の盛衰治亂彊弱悉く皆庶民にあり、國の政正しく教育時をうる時は、民生々を全くして、各家室をまふけて其業を廣む、この故に政其道に叶へる時は、民多く生を全くし民戸年々に多し、是を倉廩の有レ粟府庫の有レ財に比喩せる也、天下の間の人民皆其生

を全くして其養をうる事は、人君の政によるべき也、然れば先年々天下の人民の數をしらべ、其年に出生する處の男女、幷に死亡する所の男女の數をしるさしむべし、是國郡所々の奉行我所レ司を詳に相改めて記し置、三年に一度天下の人口を合せしるす、玆に於て其年々の出生すると死亡するとを比校して、民の蕃昌を考ふべき也、而して其死亡する處、或は疾病或は刄傷或は罪害或は窮死あるべきなれば、詳に其品を糺明して其養を可レ全也、民幼なる間は不レ能二自立一して、老ては又自存する事難し、子細ありて時の災難にあひ、とぼしく苦みて上へ可レ告のやうもなきあり、又類親廣く子孫多くなりて貧乏なるあり、其身長病をわづらい家業を遂がたきあり、此五は具に糺明して其養を上より不レ下ば、必す死亡に及ぶの所なり、糺明すること不レ正ば、又其間に奸曲あるものなれば、是を明かにたゞして至極する時は、必ず奉行奏して其養をうけしむ、是民の生を全くして、人君民の父母たるゆへん也、此養不レ全ば彼等黨をかまへ盜賊を企て、在々にある所の富民をおびやかし、其民を害するに至ることあり、然れば五民を養ふ時は富民自安也、周禮大司徒以二保息（安二其民一使二蕃息一）六一養二萬民一、一曰慈レ幼、二曰養レ老、三曰賑レ窮、（無告）四曰恤レ貧、（不給）五曰寬レ疾、六安レ富と云は此こと也、而して古は民の女子時を過て不レ嫁には、其ゆへんを正して有レ罪、民の婦人懷姙して業に付こと不レ叶時は、必ず其養を給はる、又出生する所の嬰兒に米を給て、其養を全くせしむることあり、是等の事皆民の生々を全くするの道なり、然れども法の所レ立不レ明時は、却て奸曲のことになれるあり、すべて天下の政事若新たに立所

あれば、それに其弊相並ぶもの也、尤可愼也、杜祐通典曰、古之爲理也、在於周知人數、乃均其事役、則庶功以興、國富家足、敎從化被、風齊俗一也、夫然、故災沴不生、悖亂不起、所以周官有比閭・族黨・州・鄕・縣遂之制、維持其政、綱紀其人、孟冬司徒獻民數于王、王拜而受之、其敬之守之、如此之重也、及理道乖方版圖脫漏、人如鳥獸、飛走莫制、家以之乏、國以之貧、姦宄漸興、傾覆不悟、斯政之大者遠者、將求理平之道、非無其本歟、周禮大司徒之職、掌建邦之土地之圖與其人民之數、司民、掌登萬民之數、云々、歲登下其死生、及三年大比、以萬民之數詔司寇、司寇及孟冬祀司民之日、獻其數于王、王拜受之登于天府、内史司會冢宰貳之以贊王治、致堂胡氏曰、世有博古者言、自古人主養民、至一千萬戶則止矣、三代以上無經據者、兩漢而後誠未有溢於一千萬戶、明皇幾之矣、繁夥既甚、理復虧耗、豈人力所能過哉、是以數言、亦然亦不然也、然者以漢文景而武帝繼之、以隋高祖而煬帝繼之、以明皇而祿山出焉、不然者堯舜禹啓太平凡三百餘年、周成王身致刑措、康王・穆王・昭王嗣守丕業、太平亦二百餘年、豈與後世中國無事之時淺促之比也、然則唐虞夏周之民豈止一千萬戶而已哉、養之既至、敎之又備、無夭禮瘥及兵革殺戮之禍、父子祖孫連數十世爲太平之民、王者代天理物、於是爲盡矣、明皇享國雖久、戶口雖多、不待易世而身自毀之、比禍亂稍平、幾去其半、徒以内有一楊太眞外有一李林甫而致之、嗚呼可不監哉、唐天寶管戶總八百九十一萬九千三百九、管口總五千二百九十一萬九千三百九　案ずるに、民戶多しといへども用之のゆへんを不知時は、國の役丁少なく游民多くして却て盜賊の本たり、世久く太平にして國に干戈を用ることあらざれば、民人逐日蕃熾昌衍し

て、米穀・布帛・鳥獸・野菜・用器・家宅・田地・山野ともに、其爭取て商賈利潤すること古に十倍するものなり、然れば天下の戸口の數を計り、年をへて是を考へ合て、その增減する所を以て國政の可否を正すことは、是民政の大本也、而して民戸は五家を以て五人組とし、或は十人を以て一組とす、男女は三歳以下を爲レ黄、十六以下爲レ小、二十以下爲レ中、男は廿一を爲レ丁、六十一を爲レ老、六十六を爲レ耆、三等に別て科を定め、是を以て其年序に從て其役をなさしむる也、（唐の制にして、戸令從レ之也）次に僧尼・神人の差別ありて、寺社の方より是を改め、其僧尼・社人となるの類、私を以てせしめず、必ず奉行に至て其下知を受けしむ、奉行詳にあらため、無二由緒一して僧尼・社人となることを禁ず、是國に游民あらしめざらんがため也、次に殘疾・癈疾・篤疾のものあり、凡一目盲、兩耳聾、手足不レ得レ用、禿瘡有て髪落、久漏（身成二孔穴一膿汁潰漏也、漏作レ瘻、）下重（陰核脹腫、沈重難レ行、曰二下重一）大瘦瘇（瘦頸腫也、瘇者足腫也）これを殘疾と云へり、かつて知惠あらざる者、言ふ不レ能瘂、侏儒、（短人也）腰かゞみ折て行歩ならず、四足かたつかた折そこねたるを癈疾と云也、癲病・癲癇・狂人・二の支折れ、兩目ともにめしいたるを篤疾とす、并鰥寡・孤獨・貧窮・老癈のもの、是等を詳に記して其養の便あるが如くならしむ、次に民八十以上には侍者を給ふ、侍者は其つかゆべきものをゑらみて、子孫の内又は近き親類の内より是を出さしむるの法あり、次に民に婚嫁の法を用ひしむ、（令に出たり）男子十五女は十三より婚姻をゆるす、女をめとること、其父母の命に從はしめて不レ令レ失レ禮、婚姻の禮相定まるの後三月まで無レ故して嫁禮不レ調ば、女家改嫁することあり、棄レ妻にその法あらしむ（詳出レ令、）次に民家

養子の法あり、次に一戸の内わかれて別戸をなすこと、中男より許して別にかまどを立しむ、寡妻妾は別戸をなすことを禁ずる也、別戸なりと號して新に帳に載こと、皆其五人組證據人を正し、はしりもの又は詐をかくすことあらん事を糺明す、次に戸各五人組ありて、内一人を其長とするゆへに、その内非常の奸人あるか又は遠客來り止まるの類、皆五人組として改め正さしむ、若し組の内かけ落あれば、五人組として是を追訪て是を還す、苦不レ還ば田畠を五人組として分ち作て其租調をあぐ、是尋ね出す限りの内のこと也、限を過れば田畠を公に還す也、戸内にある所の民かけ落いたす時は、其役を其戸内にてつとめ、年限を定めて公に告也、次に課役を出す民口あり、又課役を不レ出民口あるもの也、是を詳にせざれば必奸曲起るもの也、尤可レ愼、次に民戸の帳、奉行一々明かにこれを見て而後に其帳を可レ竊也、必ず奸曲あるもの也、其帳一通は所に留まり、一通は其國の太守に止まり、一通は是を天下の奉行所に送る也、三年に一度づゝ詳にあらためざれば其脫漏多き者也、人に有二死生一家に有二興衰一貧者富富者貧、榮枯易レ地ものなれば、度度に糺明せずして、或十年或は廿年を以て是を正さんとする時は、其政法疎にして、地或は易二其主人一或は更二其業一民口ともに大に變ずるもの也、本朝の戸令、大概唐の開元の戸令に準據す、後世民の政に志あるの人君、能古今を斟酌して其宜に可レ從也

○促二新墾種藝一

師嘗曰、墾田事多くの心得あると雖、唯人と地と水と時とを知るにあるなり、人と云は、國により所

に因て人民多きあり、人民多き時は新田を開發せしむるに利あり、地又廣からざれば田畠の用を廣くすること不レ能、水利不レ宜ば地廣しといへども田畠不レ利なり、時又其節に不レ至ば促レ之難レ叶もの也、世久しく太平に屬して人民次第に增長し、米粟・布帛のあたい鳥獸・野菜の商買古に十倍するを以て、下民愚暗の百姓、子孫を養育なりがたきは或はこれを僧尼・神官にいたし、或は己が身渡世に苦みて道心と號して業をのがれて世をいとなむ輩多きもの也、一民業をすつれば一民必ず饑るの理なるに、人君これを制するの政なくんば、國に游民多くして次第に米穀・布帛の價高直たるべし、是民口の法を詳にせざるゆへ也、凡そ天地は唯生々無息の理のみなれば、人多き時は田多く出來、人少き時は田少なく、民の有餘不足に從て各生々あるのみなり、然るに天下に游民游手多くして新田開發の功なく、居ながら食をくらふに足れるならば、年を追て萬物のあたひ古に百倍して、小民皆饑莩に至るべし、人君は民の父母にして、民を饑死に至らしめんこと甚不仁の至也、こゝを以て案ずるに、天下の間の人民を校量し、其民口を正して游民をあつめ、土地水利をはかりて新田の利をなさしめんことは人君の大德也、游民次第に多く耕すもの少き時は、ついには盜賊出來りその末々は兵亂となり、民の生生一度に竭て、土廣く民少なかりしの古に歸すべし、是天運循環の道也、但當時一郡一國の太守、强て新田の開發を促して利潤を專とすること多し、是又右に云所の考あらざるゆへに却て弊多きもの也、人少きを强て新田を促す時は、本田をろそかになりて其用不レ足もの也、土地水利あらざるを、一旦のたくみ

を以て當分利をなす時は、是がために苦の民多く、ついには其功むなしきもの也、時至らざるに速かに功をまねくは禍の本也、況や其本とする處、只祿を豐にし其利潤を專にするまでにして、民をやしなふのゆへんにあらず、如何して其利全からんや、土地に廣狹あり人に衆寡あれば、能時を計りて其制をなすべき也、氷心葉氏曰、爲國之要在於得民、民多則田墾而稅增、役衆而兵强、田墾稅增役衆兵强、則所爲而必從、所欲而必遂、是故昔者戰國相傾、莫急於致民、商鞅所以壞井田開阡陌者、誘三晉願耕之民以實秦地也云々、今天下州縣、直以見人職貢者言之、除已募而爲兵者數十百萬人、其去而爲浮屠老子、及爲役而未受度者又數十萬人、若是者皆不論也、而戶口昌熾生齒繁衍、幾及全盛之世、其衆强富大之形、宜無敵於天下、然而偏聚而不均、勢屬而不親、是故無墾田之利、無增稅之入、役不衆兵不强、反有貧弱之實見於外、民雖多而不知所以用之、直聽其自生自死而已云云、以臣計之、有民必使之闢地、闢地則增稅、故其居則可以爲役、出則可以爲兵、而今也不然、使之窮居憔悴、無地以自業、其駑鈍不才者、且爲浮客爲傭力、其懷利强力者、則爲商賈爲竊盜、苟得旦暮之食、而不能爲家也と云へり、是民戶多しといへども制すること正しからざれば其弊多きことを云へる也、本朝難波帝、詔於河內國蒔田郡、大堤を築て新田をあらきはり、是に依て三郡を起すこと、舊記に出たり、三韓の民帝德を慕て來朝す、ゆへに東八州山野廣曠の地也、中にも武州曠野甚多きを以て、外國の民をうつして新田をあらきはること、實錄に

見へたり、これによりて常州に高麗郡の名あり、凡そ田畠を仕立ること、いづれもこれを墾と云也、それ普天下莫レ非ニ王土一、率土之濱莫レ非ニ王民一、人君より是を見る時は天下皆王土王民なれば、其多きを曠野にうつして其生を豐にすること、仁政の大要と可レ云、山川限隔、時世變遷、地勢有ニ廣狹一、風氣有ニ厚薄一、時運有ニ盛衰一は天地の常なれば、人の多少地の大小皆自然の勢也、人君之をひとしくして其生を全くするを其大德と號する也、崔寔曰、徒ニ貧民不レ能ニ自業一者於寬地一、是亦開レ草闢レ土振レ人之術也、次に促ニ樹藝一と云は、必ず田畠にのみ致し立べきと不レ可レ存也、其土地之高下水利をはかり、寒溫を考へ人力をつもりて、其所に宜しかるべき草木を樹藝せしむる事也、周禮大司徒、以ニ土宜之法一辨ニ十有二土之名物一、（十二分野之土、各有レ所レ宜、辨ニ其名一謂ニ白壤黑墳一之類、物謂ニ所レ生之物一也、）以相ニ（古視也）民宅一而知ニ其利害一、以阜ニ人民一、以蕃ニ鳥獸一、以毓ニ草木一、以任ニ土事一、辨ニ十有二壤之物一（壤亦土也）而知ニ其種一、以教ニ稼穡樹藝一と云へるはこの心也、地形の廣狹長短、其土地の寒煖燥濕を考へ、民の性の宜しき所、民物之詳なる利害のわかちを明にして、稼穡を教へ草木をやしなひ鳥獸をそだてしめよとの心なり、凡そ山野の間民宅近き所には、必ず桑をうへてこがいせしむ、桑其梢をかりて一拱斗を一束とし、其根を田澤の水にうるをし、五日斗すぎて是を畢て、宅地のまはり畠のくろ山野の近き所、其刺べき地に穴して、或は五本七本ほど一なみにうへしむ、風雨の後又鹽せしめて其根を堅めしむ、如レ此のときは百千の枝ことごとくもへ出る也、又桑椹をまきても一本も不レ生はなきもの也、而して山野地に宜しくば漆をうへてそだてしむ、漆は其實を水

に浸すこと三十日、或は熱湯をかけて其後是をまかしむ、畠をうないて是をまき、ことごとく生じて後に山野の空地にうへ、五年十年の後は蠟漆甚多くして國家の用たり、楮は孟秋其種をとりこれをうへしむ、三年にして十倍となるもの也、其梢悉く刈取て其皮をたゝき紙とす、民家の子女の業として利あり、而して松杉の實をふせ、栗柿の實をうへ、桃李を盛にし、斧斤の用時を以てすれば、材木薪蒭の利國家の用大也、きわだあさゑ油のみ、其外人民の用となるべきものを考へて、其土地に宜しき草木を多からしむべし、其土地に宜き草木と云は、前方より生々する所の草木の樣子を可レ考也、但し先の奉行怠て、可レ種を不レ種して指置するもあるべきなれば、其所に不レ有の草木なりと云て必ず種藝せざらんは誤也、民家近き所は、林木をそだてんより畠をあらきはりて民の食業を可レ助也、民屋遠くして山野廣き時は、林木漆楮の種所可二斷辨一也、財は地より生ずるものなれば、尺寸の地と云ともこれを棄置べからず、稼穡・樹藝・牧畜の用と可レ仕也、民は本より知淺く、只當分のことをのみ心とするゆへに遠き慮あらざるものにして、上より是を教戒せしめざれば如レ此ことに怠りあるものなるゆへに、巡察の奉行を以て民の暇ある時は如レ此のことを可二仕立一なり

○明レ救二窮民一

師曰、凡そ天下の間無レ業而食ふものあらず、産業たゆる時は則飢ゆ、こゝに天地の氣を受ること不レ正して、或は重疾をうけ或は五體不具にして、産業につくこと不レ能、奴婢・僕從となることあたはざる

の輩あり、又年幼若にして養はるべき父母なく、年衰老耄してかゝりどころとすべき子孫あらざるの類、是を天下の窮民と云、或は無告のものと云、何れも人君の養ひ恵み玉ふべきものとする也、書曰、(大禹謨)不レ虐ニ無告一、不レ廢ニ困窮一、惟帝時克と云へり、而して窮民の品多しといへども、唯鰥寡孤獨の四に不レ出也、老て子なく身のよるべきなきものを獨と云、幼少にしてはやく父母にはなれて、養はるべきたづきあらざるを孤と云、老て無レ夫を寡と云、老て無レ妻を鰥と云、是皆其養不レ全のものなれば、人君是を詳に正して其養をなし玉ふべき也、たとへば重疾不幸のものありと云ども、其親屬正しく子孫多きものは窮民と云がたし、此の四のものは其養に可レ有レ便ものなきがゆへに天下の養を可レ受也、王制に、少而無レ父者謂ニ之孤一、老而無レ子者謂ニ之獨一、老而無レ妻者謂ニ之矜一、老而無レ夫者謂ニ之寡一、此四者天民之窮而無レ告者也、皆有ニ常餼一、書無逸に懐ニ保小民一、惠ニ鮮鰥寡一、詩(正月)云、哿矣富人哀ニ此煢獨一、孟子曰、此四者天下之窮民而無レ告者也、文王發レ政施レ仁、必先ニ斯四者一と云へり、次に養レ之の道、明君賢將ともに重んじて、天下にみことのりありて年々賑救のこと、歴代に其ためしあり、中にも宋の崇寧元年に諸路に安濟坊を立て、紹興二年に臨安府に養濟院を立、又錢塘仁和の二縣に安濟坊を置て窮民を養ふの處とす、こゝにおいて道路の乞丐非人をあつめて是を養ふのためしとなれり、又慈幼局を立て棄子をひろふてやしなはしむ、大明の大祖、郡縣に孤老院を立て孤獨殘疾のものを養へり、後にこれを養濟院と號す、又宋の崇寧三年に漏澤園を立、大明に義塚の號あり、是は寺院に葬りしものゝ子孫な

きもの、或は路頭にて死してかばねを收むる親屬あらざる者を、悉くこゝに瘞み祭らしむるの處とす、月令に孟夏之月掩㆑骼埋㆑胔と云へるは、上代にも又死して其尸を路近に曝せるものゝありしにこそ、本朝の古、鴨川の西畔に悲田院あり、延喜左右京職式云、凡京中之路邊病者孤子、仰㆓九箇條令㆒、其所㆑見所㆑遇、隨㆑便必令㆑取㆓送施藥院及悲田院㆒と也、施藥院は養㆓病人㆒所也、悲田寺は無緣のものゝ尸骸を收むる處とす、令曰、凡鰥寡・孤獨・貧窮・老癈者、不㆑能㆓自存㆒者、令㆓近親收養㆒、若無㆓近親㆒、付㆓坊里㆒安䘏、戸以㆓五十石㆒爲㆑里、毎㆑里有㆑長、京毎㆑坊置㆓長一人㆒　本朝無告の窮民を養ふの例甚之を重んず、案ずるに鰥寡・孤獨・丐乞・非人を養は人君の大德なりといへども、養不㆑以㆓其道㆒、則奸人其養を得てまことの窮民は養を不㆑得こと、その例多し、ことに無㆓子細㆒糺明することをろそかにして、唯養を專とする時は、民却て業を廢て養を待に至り、奸民父兄にさからつて上の養につくあり、これ民を養ふにあらずして、民を暴惡に至らしむると可㆑謂也、此等の弊を以て論ずる時は、制法の所㆑出大方に糺明しては、奸曲費へに乘じて可㆑起也、然れば人君天下の廣く豐なるを以てすといへども、產業あらずして養を待の民を不㆑殘養ふこと、不㆑可㆑叶也、古の法を以て云ば、天下郡國の民各五々の組を正しくし、民間にをさを置、庄園に地頭あらしめて、民の業を正し、其奸曲をあらため、親㆑親の政をひろくする時は、其在所其村里に於て鰥寡、孤獨をしらべ、其親屬の親疎厚薄恩の輕重を能く正して親屬の養をうけしむべし、親屬たへて養ふべきあらずんば、其一村一鄉として其養を可㆑遂、一村一鄉とぼしくして養をつぐのい難きか、或は養

といへども全からずんば、奉行を以て是を詳にして而後に上より是を養に可レ及、もし養をうくるの者奸曲にして、産業ありといへどもわざと是を棄て游樂を好むか、又親屬多きを賴て業に怠るか、又は惡人にして人に不レ隨爭論をこのまば、是を詳にして上の戒を可レ受也、養所の親屬上の命を以て養ふといへども、其養疎にして、我親屬の早く死して養のすくなからんことを願ふのたぐいあるべし、然れば養ふ所の者・所レ養の者ともに是を糺明して、其奸曲なきが如くならしむべし、是敎化の詳にして人々皆親レ親老レ老孤レ孤の道也、如レ此ときは、乞丐非人の道路に悲みよばい屍を路徑にさらすこと不レ可レ有なり、都城は天下の萬民あつまる處也といへども、乞丐非人あるに逢ば、則これが本國・生緣・親屬をあらためて速にその本親にかへし、國主地頭に檢斷せしめて其虛實を正し、或は親屬に養はしめ、或は國主地頭の養に及び、或は天下より是を養はしむべし、不二糺明一して只惠を專とし、別に家宅を設け一所に集めて養ふこと、其惠み廣きに似たりといへども、却て民人を暴惡に至らしめて實の養と難レ成也、もし親屬あらずして其養はるべき所なくば、緣者・舊知音或は伍人組あるべきなれば、その所について可レ養レ之也、惡疾にして近づき難くんば、別に身を入るゝの所をかまへしめて可レ置レ之也、己が親屬惡疾あればとて追放し、路頭に耻をさらさしめんことは、親レ親の道にあらざる也、其敎化不レ足撫育失レ用は、多く費へて然も其用實ならざるものなり、唯人君よく人を選みて其糺明を正くし玉ふにあるのみ也、故に明レ救二窮民一とは云へり、ひたすら愛惠をのみ專らとして、始終の考へを不レ詳

奸曲を不㆑糺時は、そのまふけ理に中るといへども、ついには實惠と難㆑成こと也、況んや其究民の出て乞丐非人となり、口を道にもらふに至らしむることは、人君の仁政本にたがふ處あるがゆへ、民人風俗あしくなりて、耻べきことを不㆑耻して可㆑養を不㆑養にいたれる也、宋明の時所をまふけて民を養て其用不㆑正は、皆民に產業をすてしむるに至れるなれば、人君能不㆑可㆑鑒乎

〇除㆓民之害㆒

師曰、民は其產業に暇なきを以て、知慮物にあまねからずして、遠きをもんぱかりをなすこと能はず、人君は民の父母にして、常に民にかはりて其養の全からんことを欲す、こゝに民の害となりて、生民居を全くし生々の功を遂げしめざるのことあり、所㆑謂水火風疾也、水火は民の因て生ずる所にして、又因て害をなす所也、水は旱に備ゆといへども、其用を不㆑得ば其害尤甚し、案ずるに、禹貢に九河既道といへり、(河分爲㆓九道㆒也)孟子曰、當㆓堯之時㆒、天下猶未㆑平、洪水橫流氾㆓濫天下㆒、堯獨憂㆑之、舉㆑舜而敷㆑治焉、禹疏㆓九河㆒瀹㆓濟漯㆒而注㆓諸海㆒、決㆓汝漢㆒排㆓淮泗㆒而注㆓之江㆒、(決排皆去㆓其壅塞㆒也)然後中國可㆓得而食㆒也、史記、禹抑㆓洪水㆒十三年、過㆑家不㆑入㆑門云々、是皆古來水害を除くのことを論ぜるなり、凡そ水を道きて洪水に至らしめざることは、地形と水勢を詳にしるにあり、水の生ずること、その本山谷に出るもの也、山は地の陽なり、陽は陰の伏する所なるがゆへに、地脈至て盛にして地氣甚大也、氣の至る所水隨て登るがゆへに、草木の露したゝり地氣に水上りて泉源こゝに出づ、而して山々より

所レ聚の水ついに川となり、谷にそふて流れをなす、その聚る所多きは大河となり、その少は小河となれるなり、小河諸方より落合て、その流るゝ間遠き時はついに大川大河となれる也、水の勢唯ひくきに付て潤下す、其勢をはかりて道びくこと、是水を治るの法なり、孟子曰、禹之治レ水、水之道也、又云、禹之治レ水也、行二其所上レ無レ事也と、是古今治水の手本也、天に時ありて雨水盛なる時は山谷の水勢甚盛になり、田畠を流し民家をひたして、所レ耕の田は川となり、沙をあげて永荒となりて、民産業を失ふこと世以て多し、然れば水勢の増減をはかり地形を詳にして、水道を常に利すること萬代不易の道也、こゝに水道を正すこと其法三つあり、一には水の所レ流の川またを多くつけて水の勢を弱くする、是を疏と云ふ、隨二河之流一因而導レ之曰レ疏といへる是なり、二には其川久しくして淤泥ふさがり、河淺して水を多く不レ入あり、是を深くほり川をさらへしむるを濬と云、去二河之淤一因深レ之謂二之濬一、是なり、三には堤を高くして水のあまるを塞ぐ、是を塞と云、抑二河之暴一因而振レ之謂二之塞一といへる是なり、以上この三つの外に水を治むる様あらず、此の三は又其土地にしたがつて用ゆるにあり、然るに後世に至りて、地ををしみ民力の少なからんことを思ふがゆへ、唯眼前の利潤にまかせ疏濬の二法を棄て、専ら堤防を以て水の勢を抑ゆ、古來はあらざることにして、其法後代に出たる也、漢の哀帝時平當が所謂、按二經義一、治レ水有二決レ河浚下川、而無二隄防壅塞之文一といへるは是也、然れども隄防を以て暴水を防ぎ、千仞の水を内につましむること、又其利甚大也、此三法を考へ、其地利を詳にして、地を

惜まず人力を退して川のをちくを正し、其勢を四方にもらして水田の利をなし、水門を堅くし井關を丈夫にして暴雨の時水をはかしめ、川をさらへあくたを去て深くし、然も猶卑下にして危き時は堤坊のまふけをなさしむる也、凡そ民正月十一日以後堤川除の普請を企て水害の利を備ふるは古の法なり、然れどもなほ水勢の考へ地形のつもりあらずして、たゞ堤川よけ迄を普請せしむるは勞して功少なし、堤川除には、其功者あるものなれば是を撰み求め、年々雨水暴逆の節を詳にして、奉行を以て具に其樣子を考へ、水のふさがるべき所つかゆべき所不レ破已前に修覆せしめて、是を水害の備へたらしめば、水災次第にやむべきなり、但し一國一郡を領する所の主は、土地せまり田產少なくならんことは難レ成はかりごと也、天子人君は天下を以て家とするなれば、普天の下いづくか王土ならざらん、其水道にあたらん民屋田產は、所をかへ地をはかりて其業をやすんぜしめ、一時の計をなさずして萬世の利を慮り、歲月をつんで其功を全からしめんこと、是天下の所レ願也、後世は只水利をなして新田をあらきはらんことをのみ計るがゆへに、ひたすらに地をつゞめ川ばたを耕して川をせばくし、我領分に別條あらざれは下流に於て人の領分に水害あることを不レ計、林木をながし大石を出す輩は、これがために川のうまり水利の失することを忘る、皆只我を利して人をはからず、ゆへに富家は堤川よけをよくすれども、貧家は退することあたはずして每歲水害をまぬかれざるにいたる、是利レ利而共をもんぱかり不レ足がゆへと可レ知也、朱子曰、禹之治レ水、只是從二低所一下レ手、下面之水盡殺、則上面之水漸淺と云々、是水を治

るの術也、漢賈讓曰、治レ河有二上中下三策一、古者立レ國居レ民、疆二理土地一、必遺二川澤之分一、度二水勢所下不レ及、大川無レ防、小水得レ入、陂障卑下、以爲二汙澤一、秋水多得レ有レ所二休息一、左右遊波、寬緩而不レ迫、夫土之有レ川、猶二人之有下口也、治レ土而防レ川、猶下止二兒啼一而塞中其口上、豈可二遽止一、然其死可二立而待一也、故曰、善爲レ川者決レ之使レ道、善爲レ民者宣レ之使レ言、蓋隄防之作、近起二戰國一、雍二防百川一、各以自利、今行二上策一、徙下冀州之民當二水衝一者上、決二黎陽一遮二害亭一、放レ河使二北入下海、河西薄二大山一、東薄二金隄一、勢不レ能二遠泛濫一、朞月自定、難者將レ曰、若如レ此、敗二壞城郭・田廬・塚墓一以レ萬數、百姓怨恨、答レ難曰、今瀕河十郡治レ隄、歲費且萬々、及二其大決一、所レ殘無レ數、如出二數年治レ河之費一、以業二所レ徙之民一、遵二古聖之法一、定二山川之位一、使下神人各處二其所一、而不中相姦上、且大漢方制萬里、豈其與レ水爭二咫尺之地一哉、此功一立河定民安、千載無レ患、故謂二之上策一、若乃多穿二漕渠於冀州地一、使二民得一以漑下田、分二殺水怒一、可下從二洪口一以東、爲二石隄一多張中水門上、旱則開二東方下水門一漑二冀州一、水則開二西方高門一分二河流一、通レ渠有二三利一、塡游加レ肥、一利 黍麥更爲二秔稻一、二利 轉漕舟船之便、三利 民田適治、河隄亦成、此誠富レ國安レ民、興レ利除レ害、支二數百歲一、故謂二之中策一、若乃繕二完故隄一、增レ卑倍レ薄、勞費無レ已、數逢二其害一、此最下策、古今治レ河者未レ出二此三策一、丘文莊曰、國家誠能不レ惜レ棄レ地、不レ惜レ動レ民、舍レ小以成二其大一、棄レ少以就二夫多一、推二度其得失之孰急一、乘二除其利害之孰甚一、毅然必行、不レ惑二浮議一、擇二任心膂之臣一、委以二便宜之權一、俾三其治二河流一、相二地勢一、於二其下流迤東之地一、擇二其便利之所一、就二其汙下之所一、條爲二數河一、以分二水勢一、又

於二所レ條支河之旁地堪レ種レ稻之所一、依二江南法一創爲二圩田一、多作二水門一、引レ水以資二灌漑一、河既分疏之後、水勢自然淸減、然後從二下流一而上、於二河身之中一去二其淤沙一、或推而盪二滌之一、或排而開二通之一、使二河身益深、足二以容一水、如レ是則中有レ所レ受、不レ至二於溢出一、而河之波不レ及二於陸一、下有レ所レ納、不レ至二於東隘一、而河之委易レ達二於海一、如レ是而又委任得レ人、規置有レ法、積以二歲月一、因レ時制レ宜、隨見二長智一、則害日除而利月興云々、水を利して害を除くの法は、其事に得たる者あるものなれば、是を招て其利害を詳にするにある也、次に旱損のこと、水道の利不レ足ときは必ず旱損あり、以レ是水の可レ聚所を計て大池をかまへ、水門を多くして農田に利あらしめ、或は河水をさぐつて水を高くし、水門を以て田地に洩す、各旱損なからしむるの法也、これまた其利害に功者多し、高轉筒車水轉高車等の器あり、各その制法を正くして其功者に尋るに利あり、古大旱損の農田今旱損あらざるの類多し、皆是人其事に巧みあるを以て也、次に火災のこと、民屋甚多きの所尤其制を可レ愼也、其制先火をみだりにせざるにあり、火をみだりにすること時あり、一日の間に於ては朝夕飯炊の時あり、夜中置レ火の處あり、一年の內にしては寒凍風燥の考あり、これ必ず火をみだりにする時、火災に及べきの時也、其地民屋甚多く、炊竈一家にあまたある所の小民繁昌の地、各火災大なるべきの所也、小民火をみだりにして出火せるあり、盜賊火を付て人を惑はし利をほしいまゝにするあり、是奉行巡察の不レ足より起れり、而して失火を拒ぐの術並其役人其器械を利すべきなり、尤も其物を早く靜むるにあり、故に遠きを望む

の地をなし、約束の聲色を以て是を通じ、速かに火を拒ぐ時は無レ不レ利也、左傳、襄九年に宋災、樂喜爲ニ司城一以爲レ政、使ニ伯氏司一レ里、里宰 火所レ未レ至、徹ニ小屋一塗ニ大屋一陳ニ畚挶一畚簣籠、挶土轝 具ニ綆缶一綆汲索、缶汲器 備ニ水器一量ニ輕重一人力所レ任 蓄ニ水潦一積ニ土塗一巡ニ丈城一繕ニ守備一恐ニ因レ災有一レ亂 表ニ火道一火起則從ニ其所一レ趣標ニ表之一 使ニ華臣具ニ正徒一役徒也 令下隧正納ニ郊保一奔中火所上、隧正官名也、五縣爲レ隧、納ニ聚郊野保守之民一使下隨ニ火所一レ起往救上レ之、 使ニ華閱討ニ右官一官庀ニ其司一向戌討レ左、亦如レ之、使ニ樂遄庀ニ刑器一亦如レ之、使下皇鄖命ニ校正一出レ馬、主馬 工正出上レ車、主車 備ニ甲兵一庀ニ武守一使ニ西鉏吾庀ニ府守一府六官之典也、令ニ司官巷伯儆一レ宮、奄官寺人 宮内 二師令ニ四鄕正敬一レ享、祝宗用ニ馬于四墉一祀ニ盤庚于西門之外一墉城也、穰レ火也、盤庚殷王、宋之遠祖、城積陰之氣、故祀之 又曰、哀三年 魯司鐸火、宮名 火踰ニ公宮一桓僖災、桓公僖公廟 救レ火者皆曰顧レ府、言常人愛レ財 南宮敬叔至、命ニ周人一出ニ御書一司周書典籍一官 俟ニ於宮一曰庀レ女而不レ在死、子服景伯至、命ニ宰人一出ニ禮書一以待レ命、家宰也 命不レ共有ニ常刑一校人乘レ馬、主馬 巾車脂レ轄、主事 百官官備、府庫愼守、官人肅給、恐ニ乏事一 濟濡ニ帷幕一鬱攸從レ之、火氣 蒙ニ葺公屋一自ニ大廟一始、外內以レ悛、先レ尊後レ卑也 助所レ不レ給、有レ不レ用レ命、則有ニ常刑一無レ赦、公父文伯至、命ニ校人一駕ニ乘車一季桓子至、御ニ公立ニ于象魏之外一門闕也 命ニ救レ火者一傷レ人則止、財可レ爲也、命藏ニ象魏一縣ニ象魏一示レ民之書也、曰、舊章不レ可レ亡也、富父槐至曰、無レ備而官辦者、猶レ拾レ瀋也 責辨不レ得也 於レ是乎去ニ表之稾一火道之稾積也、道還ニ公宮一開ニ除道一也 又鄭火作、昭十八年 子產辭ニ晉公子公孫于東門一晉人新來未レ入、故辭不レ使レ入 使下司寇出ニ新客一禁ニ舊客一勿上レ出ニ於宮一使下子寬子上巡ニ群屛攝一至中于大宮上、屛攝祭祀之位、大宮鄭祖廟 使ニ公孫登徙ニ大龜一使下祝史徙ニ主祏於周廟一主祏廟主石函、周廟厲王廟也 告中于先君上、合群主於祖廟也 使ニ府人庫人各儆ニ其事一商成公儆ニ司宮一寺人官 出ニ舊宮人一

先公宮女 寘ニ諸火所ト不レ及、司馬司寇列ニ居火道一、備ニ非常一 行ニ火所ト焮、城下之人伍列登レ城、備焱、明日使ニ野司寇各保ニ其徵一、野司寇縣士也、火之明日四方乃開レ災、故戒下保所ニ徵役一之人上 郊人助ニ祝史一除ニ於國北一、就ニ大陰一禳レ火也、禳ニ火於玄冥回祿一、玄冥水神、回祿火神 祈ニ于西墉一、書ニ焚レ室而寬ニ其征一、與ニ之材一、征賦稅也 三日哭、國不レ市、使ニ行人告ニ於諸侯一、案ずるに左傳に出る處の火災を備ふるの法大概如レ此、火の起る所民屋小家なりといへども、速かに是を不レ防時は風燥に從て都城に及ぶこと多し、故に人君の都城火難の守禦其用尤大なり、左傳に出る所をみるに、火災相起るに因て其掟をなすこと如レ此とみへたり、然れども火災は世々其ためし多ければ、兼て其制法を正し守禦の令を示すべし、凡民屋市街水道を利して水をたゝへ、所々に空地を置、大路小路を考へて縱横に道を通じ、民屋市町の屋作具に其制を定め、都城の構へ、郭外郊野の地、宮室殿閣、溝池土井堤の制を正す、是その法天地の用を本とするがゆへに、火難の守禦自から備て不レ危、而して可ニ守禦一の宮室府庫、其先後を計て其官司を設け、防レ火の役人器械用具を究め、察ニ火起一之候望約を正して其起りを待つ、宮門郊野の武備あらかじめ其是非を糺明して其法令を定め、巡行按察の監官晝夜の分ちをなして、非常の往來夜行を戒めぐるに時を以てす、時に寒風の節あり、玩レ火の時あり、年穀不レ熟して盜賊ついへに乘ずるの事あり、人君賞罰を明にし法令を詳にしてその守禦道に叶ふときは火起るべからず、起るといへども强大に不レ可レ至なり、不レ得レ止して强大に至ると云とも、守禦法を得武備戒を全する時は、奸人得て私することを不レ可レ得也、而して火災甚大なるは、尤も天災の人君を戒むるにあら

んか、こゝに於て人君退て德を修し諫を入、專儉德を行ひ米穀を省きて民を養ひ、材木を出して其家宅をいとなましめ、速かに令を出し法を立て衣食居の儉約を嚴しくし、天の咎をつぐのひ玉ふこと、是聖賢の政也、如ㇾ此時は、火災に由て君德を修し、民却て淳朴に歸し、災變じて福たり、凡そ火災の所ㇾ傷は財寶用器居宅也、人是に死するは其財を惜むが致す所也、然も火災は土地繁榮にして屋宅相連なるの地のみにして、天下の廣き其災の所ㇾ及至て渺少なり、財寶はあらずとも不ㇾ苦、用器居宅は輕麁にして可也、故に火災に由て上德を修し下淳朴に歸すると云ふなり、次に風災のこと、風の大なること時節常に定れり、奉行其時をはかりて民家を巡行し、やねの繩をしめ板をさゝせ、四壁のかきを堅くし、田畠の收納を急がしめて、其害を少なからしむべき也、次に疾病のこと、民常に水濕におかされ、山嵐の瘴氣に中り、四時不祥の氣に乘ぜられ、疫癘・中暑・瘧疾・霍亂等の病、風寒に感冒して咳嗽なをすの類多し、然れども醫藥を施すことを不ㇾ得、いながら其死に至る多し、仁政と不ㇾ可ㇾ云、故に醫に命じ藥を制して、あらかじめ疾病を計り急病を除き、醫を巡行せしめて長病を治せしむ、民屋多き所には醫を置藥器を設けしめ、小村は大村に屬して醫療をうく、是君子の仁政なり、すべて民の死生は人君の政によることとなるがゆへに、其愼を重くして民の生々を全からしめんこと、民の父母たる道と可ㇾ謂也、周禮に、司牧、凡歲時有二天患民病一、則以ㇾ節巡二國中及郊野一、而以二王命一施ㇾ惠といへり、天災疾病をあはれみ玉ふこと古の道也、說苑 古者有ㇾ災者謂二之厲一、君一時素服、使三有司弔ㇾ死問二疾病一、以二

巫醫ニ制飼以救レ之、湯粥以ニ方之善者ー先ニ乎矜寡孤獨ー、及疾不レ能ニ相養ー、死無ニ以葬埋ー葬者ニ埋之ーとい
へり

○詳ニ救レ患之備ー

師曰、人一日も食絶るときは不レ立、食は民の命也、故に民に勤めしめて農の時を失なはざらしむるは古之道也、舜棄に命じて爲ニ后稷ー播ニ時百穀ーと云へるは此意にや、民のつとめ不レ怠といへども、天の時不順にして風寒暑濕時を失ふ時は、五穀不レ熟して國に米穀なし、是を飢饉と號す、但天下の廣大なる、國土に其產多ければ、天下一同に飢饉することはあらず、又一國一郡一庄一園、年々に損亡飢饉に不レ及こともあらず、況や小民疾疫に久しく煩ひ、火災にあい、父母妻子の憂、奴婢牛馬を失ふの類、家々に其子細ある者也、是皆民の不レ得レ已而所レ受の患也、人君は民の父母にして、天下の財用を司どるの源にして、其有餘不足を均ふして、不足を補ひあまりあるを省くの政なくんばあるべからず、一民一庄の小一郡一國の大に至るまで詳に糺明して是を救はんこと、實の仁政と可レ謂也、民餓て死亡に至れば民戶減耗して田畠自ら荒、田畠荒廢する時は國不レ國、國不レ國則君何を以てか君たらんや、故に救レ患の備不レ可レ不レ愼也、茲に案ずるに救レ患の備先在ニ豫蓄ー也、豫蓄の道其法品多し、上代は國に水旱の災ありといへども、蓄を積ことの多く民又少くして、饉に及ぶの沙汰あらず、荀子曰、禹十年水、湯七年旱、而天下無ニ菜色者ーと云へり、書曰、（說命）惟事々乃其有レ備、有レ備無レ患と云も國に水旱の備を設

くる也、然るに其蓄ること、能一年の田賦税租を通計し又一年の諸用を考へて、而して後に其蓄を積ること也、是量レ入爲レ出之道也、天下に天下の蓄あり、國郡に國郡のまふけあり、一郷一庄に至るまで皆然り、而して其不レ足の民ある時は、則廩をひらき賑恤して民を救也、王制に三年耕必有二一年之食一、九年耕必有二三年之食一、以二三十年之通一、雖レ有二凶旱水溢一、民無二菜色一、（饑而食レ菜則色病、）然後天子食日擧以レ樂と云へり、是三十年のたくはへにして十年のやしないを全くすること、古來よりの禮なり、周禮地官遺人（遺饋也、掌二委積一之官、）掌二邦之委積一、（少曰レ委、多曰レ積、）以待二施惠一、郷里之委積以恤二民之艱阨一、（年穀不熟也）門關之（在レ國曰レ門、在レ郊曰レ關）委積以養二老孤一、郊里之委積以待二賓客一、（四方至者、）野鄙之委積以待二羇旅一、（謂不レ得レ去者）縣都之委積以待二凶荒一といへるは、都鄙悉く相蓄へて其患を救はんといへるのこと也、如レ此其たくはへ全き時は、米穀の直ひ高きに至ることあらずして民自ら安し、鼂錯言二漢文帝一曰、聖王在レ上而民不二凍飢一者、非二能耕而食レ之、織而衣一レ之也、爲レ開二其資財之道一也、故堯禹有二九年之水一、湯有二七年之旱一、而國亡二捐瘠者一、以二蓄積多而備先具一也、今海内爲レ一、土地人民之衆不レ減二湯禹一、加以レ亡二天災數年之水旱一、而蓄積未レ及者何也、地有二遺利一、民有二餘力一、生レ穀之土未レ盡レ墾、山澤之利未二盡出一、遊食之民未二盡歸一レ農也、朱子曰、自レ古國家傾覆之由、何嘗不下起二於盜賊一、盜賊竊發之患何嘗不レ起二於飢餓一、時天災流行、國家代有、是以先王之於レ民也、備二之於未レ荒之前一、救二之於方荒之際一、而又養二之於已荒之餘一、誠以禮義生二於富足一、一旦飢餓切レ身、吾民無レ所二倚頼一、或遂至二於犯レ禮越一レ分、非三獨慮二其身之不一レ能レ存、亦慮二其心之或以蕩一也、是以

太平無事之時恒爲凶歳匱乏之慮、豐歳有餘之日恒爲荒歳不給之憂、此無他、天生人君以爲生民之主、必體天心以安民生、然後有以保其位也、不然、方其無事之時吝則貪之以爲用、及其有患之際吝乃棄之而不顧、是豈天之意哉、亦豈君之道哉、是以古昔盛時、三年耕餘一年之食、九年耕餘三年食、以三十年通計之、則餘十年之食矣、今不能盡如古制云々、古法如此して其たくはへを深くす、然れども蓄ふるに道を以てせず、米穀を置に不以法時は、或は有餘て吝嗇に至り、或は米粒うるをひ腐て不可食也、唐太宗曰、隋末年、天下儲積可供五十年、煬帝恃其富饒、侈心無厭、卒亡天下、但是倉庾之積、足以備凶年、其餘何用哉云々、丘文莊曰、大抵備荒之政不過二端、曰斂曰散而已、有以斂之而積欠不散、則米粒浥腐而不可食、有以散之而一切不斂、則倉廩空虚無以繼云々、國家其たくはへを蓄ふすることと不能、時に戰國ありて久しくたくわふること不叶ことあり、こゝにおいて先王の制ことごとく破れぬ、然れども民の飢饉を救ふ道あらずんばあるべからざるを以て、常に米穀のあたい其高下あるを考へ、是をひとしくして、民のつかれなく國を富しむるの妙法あり、齊の管仲始て斂散輕重の說を立つ、管子輕重篇是也、（民輕之之時、官爲斂糴、人重之之時、官爲散之、）魏の文侯の相李悝又平糴の法を行へり、平糴の法と云は、其年の五穀の熟上中下を考へて、上熟の年は四分の一をかいて三分を上にかい入、中熟の時は三分の二をかい入、下熟の時は中分にして、年の飢饉不足を考へて其所糴の物を出しうり米とす、是を平糴と云也、故雖遇飢饉糴不貴而民不散也、漢に至て大司

農中丞耿壽昌奏して常平倉を邊郡に築けり、常平倉と云は穀賤き時は價を增してかい入て農民を利し、穀貴き時は價を減じてうらしめて民を利す、隋の開皇に長孫平奏聞をへて義倉を立つ、是は每秋家ごとに麥粟を出さしめ、所々の神社にあつめ倉を立、奉行檢使立會て封じ置、飢饉の備とすること也、宋に至て韓魏公奏して廣惠倉を置く、是は罪科ありて沒收せられたる處の田畠を人に與へ作らしめ、其麥粟をあつめたくはへ、鰥寡孤獨飢饉の民に分散せしめ玉ふの事也、又廣濟倉あり、孝宗の時に至て朱子社倉の法を建安に行て民に利あるを以て、是を諸路に行はしむ、社倉の法と云は、朱子建安を始し時、常平倉の米六百石を借て夏ごと〲く是を民にかさしめ、冬に至て利息を加へてつぐのはしむ、年々如レ此して、若年に凶荒ある時は其利息をゆるす、凡十四年にして、元の米六百石を常平倉にかへして、相あつまる處の米三千一百石、倉三間に充して、これを社倉と號して復利息を不レ取民にかへし與ゆ、止一石に三升の耗米を加へしむ、これに由て一鄉四五十里の間飢饉に逢といへども、人不レ至二飢死一也、是社倉の法なり、凡借貸者、十家爲レ甲、甲推二其人一爲二之首一、五十甲則本倉自有下擇二一公平曉一レ事爲中社首上、正月告示、社首下レ都結レ甲、其有二藏匿一、逃レ軍及作レ過無二行止一、人互相覺察、及有二稅錢衣食不レ闕者一、並不レ得レ入レ甲、仍問二人戶願與一レ不レ願レ入レ甲、開二具一家大人若干口小兒若干口一、大人一石小兒減半、五歲以下不レ預レ請、甲頭加請一倍、社首親自審訂二虛實一、取二各人親手押字類一、聚齊備齊赴二本倉一、再自審二其無一レ弊、然後逐一排定、甲頭寫二上都簿一、明載二某人借二若干石一、依二正簿一給レ闕、

與二甲頭一收執請レ穀、仍分二兩時一支散、初當下レ田時、次當耘耨時、秋禾成熟還レ穀、不レ得レ過二八月三十日、納足穀有二濕惡不レ實者一罰レ之云々、是社倉の法也、すべて皆民を救を以て本とす、然れども其設け不レ以レ法、則美意遂に不レ被レ行して仁政下に通じ難し、其故は人君民に父母たるの法を不レ知ば也、父母之愛レ子、其本更に天然の慈愛のみ也と云ども、慈愛するに不レ以レ法、則或は驕子に至てほしいまゝなるあり、或は姑息の仁に因て却て疾病を生ずるあり、或は煩勞而其子不レ全あり、各失二其道一不レ知二其法一が致す所也、父子の愛猶然り、況や人君の民にをける、其理は民を子とし君を父母とすといへども、其形は貴賤相隔たり其間に萬里のへだてあり、然れば其仁心ありといへども其仁政を糺明いたさずしては、仁心仁聞のみにして徒善徒政たり、常平倉・義倉・社倉之設甚宜しといへども、やゝもすれば必奸民の利に至て、飢寒孤獨の救ひにならざるなり、後漢書劉般傳、顯宗欲レ置二常平倉一、公卿議者多以爲レ便、般對以爲、常平外有二利レ民之名一、而內實侵二刻百姓一、豪右因緣爲レ姦、小民不レ得二其平一、置レ之不レ便、帝乃止、致堂胡氏曰、賑レ飢莫レ要三乎近二其人一、隋義倉、取二之於民一不レ厚、而置二倉於當社一、饑民之得レ食也其庶矣乎、後世義倉之名固在、而置二倉於州郡一、一有二凶飢一、無狀有司固不三以上聞一也、良有司敢以聞矣、比レ及二報可一、委二吏屬一出而施レ之、文移反復、給散艱阻、監臨胥吏相與侵沒、其受レ惠者大抵城郭之近、力能自達之人耳、居之遠者、安能扶レ老携レ幼、數百里以就二龠合之廩一哉、必欲レ有レ備無レ患、當下以二隋氏一爲レ法、而擇二長レ民之官一、行二勸農之法一、輔以中救荒之政上、本末具擧、民之飢

也庶有瘳乎、丘文莊曰、今朝廷亦設義倉、本以爲荒歉之備、使吾民不至於捐瘠、而有司奉行不至、方其收也、急於取足、不復計其美惡、及其儲也、恐其浥爛、不暇待其荒歉、所予者不必所食之人、所徵者多非所受之輩、或嚴其期、或徵其耗、或取其息、或予之以米、而使之歸錢、或貧無可償、而督之不置、或胥吏以詭貸而徵諸編民、此今日有司義倉之弊也、朱子建安五夫社倉記曰、予惟成周之制、縣都各有委積、以待凶荒、而隋唐所謂社倉者、亦近古之良法也、今皆廢矣、獨常平義倉尙有古法之遺意、然皆藏於州縣、所恩不過市井惰游輩、至於深山長谷力穡遠輸之民、則雖饑餓致死而不能及也、又其爲法太密、使吏之避事畏法者視民之殍而不肯發、往々全其封鐍、遞相傳授、或至累數十年不一訾省、一旦甚不獲已、然後發之、則已化爲浮埃聚壤而不可食矣、夫以國家愛民之深、其慮豈不及此、然而未有所改者、豈不以里社不能皆得可任之人、欲一聽其所爲、則恐其計私以害公、欲謹其出入同於官府、則鉤校靡密上下相遁、其害又有甚於前所云者、是以難之而有弗暇耳云々、宋嘉定末、眞德秀帥長沙行之、然今所在之州縣間有行之者、皆以熹之已行者爲式、凶年饑歲人多賴之、然事久而弊、或主者倚公以行私、或官司移用而無可給、或拘納息米而未嘗除免、甚者拘催無異正賦、良法美意胥此焉失、必有仁人君子、以公心推而行之、斯民庶乎其有養矣、丘文莊曰、朱子社倉之法固善矣、然里社不能皆得人如熹者以主之、又不能皆得如劉如愚父子者以爲之助、熹固自言、其斂年之間、左提右挈、上

說下教、爲二郷閭一立二此無窮之計一、然則其成二此倉一也蓋亦不レ易矣云々、是皆常平倉・義ノ・社倉について其法不レ正ば各其弊あることをいへる也、必竟人君時を考へて、或は年賦を以てたくはへとし、或は民に米粟を出さしめて凶年の設けとす、何れも人君の民を惠み玉ふ仁政と可レ謂、其法唯所の奉行幷檢使の善惡によること也、善惡と云は、奉行檢使自ら是を糺明して、民の情を察せするを以て本とす、而して所の政に是非のかくるゝことありて、奸民私富民利を逞して、其救ひ小弱の民に不レ及ことあらんには、小民直訴して上奏すべし、遠方田舍には、巡察使往來して民の訴狀を請、所の盛衰を正さしむべし、其所レ與所レ救、小民孤獨を專とし急なるを先んじ、所レ施の米穀飢を救ふに至て逸樂に至らしめず羨食ならしめず、所レ請の民奸曲詐僞なきが如く糺明するにあるなり、その法不レ如レ此ば、富民彌富んで其の救飢民に至らざるもの也、古人の所レ戒專ら在レ玆也、次に早知レ機と云へり、所の飢饉民の餓死に及ぶこと、一朝一夕のゆへんにあらず、年の不熟又俄にあらず、然れば常に是を考へて、あらかじめ其きざしを知て早く賑恤の法をまふくべき也、其飢饉に及ぶ所は其根ざしありて、死に及ぶことは速なるもの也、其機を早くしらざれば、賑恤をそくして其間に民離散し餓死するもの也、されば先二水旱一而爲二水旱之備一、未二飢饉一而爲二飢饉之蓄一と云へり、早く飢饉至るべきの機を知て其救をまふくること、尤仁政と可レ謂也、唐代宗時、劉晏掌二財賦一以爲、戶口滋多則賦稅自廣、故其理レ財以レ愛レ民爲レ先、諸道各置二知院官一、每二旬月一具二州縣豐歉之狀一白二使司一、豐則貴レ糴、歉則賤レ糶、或以レ穀易二雜

貨供官用、及於豊處賣之、知院官殆見不稔之端先申至、某月須如干蠲免、某月須如干救助、及期、晏不俟州縣申請即奏行之、應民之急、未嘗失時、不待其困弊流亡餓殍然後賑之也、由是民得安其居業、戶口蕃息、晏始爲轉運使時、天下見戶不過二百萬、其季年乃三百餘萬、在晏所統則增、非所統則不增云々、宋熙寧八年夏、吳越大旱、趙抃知越州、前民之未饑、爲書問屬縣、菑所被者幾鄉、民能自食者有幾、當廩於官者幾人、溝防構築可僦民使治之者幾所、庫錢倉粟可發者幾所、富人可募出粟者幾家、僧道士食之羨粟書於籍者其幾、具存使各書以對、而謹其備云々、丘文莊曰、每年夏六月麥熟、秋九月以後百穀收成之候、藩府州縣將民間所種有無、成熟分數、逐件申達、十月以後通申一年之數、兼計明年食足與否、有收者幾鄉、無收者幾鄉、鄉凡幾戶、得過者幾家、必須賑給者幾家、官廩之儲多少、富家之積有無、近邑何倉有米、近鄉誰家有積、或借宮帑以爲備、或招商賈以通市、或請於朝廷有所蠲貸、或申於上司有所干請、凡百司以爲賑濟之備者、皆於未荒之先而爲先事之慮、歲々而襲其常、事々而爲之制、人々而用其心、雖有荒旱水溢民無菜色矣云々、案ずるに、民飢て始て驚てその救ふべき術を求むるは政の末也、故に先謀てたくはへを全くし、每月ごとに其所の作毛の次第を具に注進せしめ、其地に高直下直の物を詳にしるし、早く不作のきざしを知て速に救助の謀を專らとし、民の困を不待して是を救ふこと、仁政の實と可云也、朱子曰、爲政者當順五行修五事以安百姓、若曰賑濟於凶荒

之餘一、縱饒措置得レ善、所レ患者鮮、終不レ濟レ事といへり、次に年不レ熟して米穀みのらず民に菜色あること、是天の咎にして君徳の所レ闕也、然れば人君自ら戒めて專ら其徳を可レ修也、所レ愛の民すでに餓て死に至るに、父母たるの君豈悦び樂まんや、この故に王藻曰、年不二順成一則天子素服乘二素車一食無レ樂、又曰、年不二順成一君衣レ布（布衣）搢レ本（士笏）關梁不レ租、山澤列而（遮列也、守レ之之義、）不レ賦、土功不レ興、大夫不レ得レ造二車馬一、穀梁亦曰、五穀不レ升爲二大饑一、一穀不レ升謂二之嗛一（不足貌）二穀不レ升謂二之饑一、三穀不レ升謂二之饉一、四穀不レ升謂二之康一、（康虛）五穀不レ升謂二之大侵一、（侵傷）大侵之禮、君食不レ兼レ味、臺榭不レ塗、（飾也）弛（廢也）侯（射侯）廷道（廷內道路）不レ除（備也）百官布而不レ制（雖二布列一而不二更制作一）鬼神禱而不レ祀、此大侵之禮也云々、凡そ上古の人君天災に遇たびに、必ずをそれ敬みて專ら儉徳を行ふが例如レ此、故に周禮に大荒則不レ舉と云へる也、舉と云は牲を殺し盛饌をそなゆるのこと也、君飢饉に及で俄に饍を減じ儉約を行て、是を民の助にすると云へるにはあらず、今天下の民天災に逢て木の葉草の根を取て食として、面に人の色なく形ひたすら餓鬼に同くして、老をたすけ幼をたづさへ路頭に宛轉して乞丐悲泣し、朝夕を不レ待して死亡に及ぶを見聞することは、あらかじめ設け備ふるの政あらず、亦時に取て民をめぐむの術なきが故なれば、是天災とは云ながら、併人君の政事にかゝる所也、然れば上は天のとがめを恐れ、下は民の悲みを思ひ、君徳のあまねからずして、天災至り下民餓死に及ぶことを思ふが故に、君何の游樂喜悦のありて珍膳美味を口に味はへ錦繡を身に飾り宮殿臺榭のいとなみをなさんや、こゝを以て古の明君一たび災

變に遇ひ玉へば、避二正殿一、變レ服、損レ膳、撤レ樂、恐懼修省見二於顏色一、惻怛哀矜形二於詔命一也、暗君は下情を下レ知がゆへに、野には餓莩多く國には萬民身を投げ子をうり乞丐街をさへぎれども人君これを不レ知、しるといへども罪を天に讓て其政を不レ正孟子のいましめし言に不レ異、是君と民と父子一體の思ひをなさずして我獨り樂むの故なり、民惟邦本、本固邦寧と云へること可レ按也、次に賑恤之法あり、時の天災によりて民飢饉に及ぶことは、聖代治世と云ともなくんばあるべからず、故に國郡にたくはへをまふけ米穀をあつめて其時を待は古の政也、賑恤の法と云は、民に飢饉の色ありてすでに流亡に及ばんとす、こゝに於て人君仁政を行はせ玉ふの法を云へる也、其法世々の政品多し、周禮地官大司徒以二荒政一（救レ凶之政）十有二一聚二萬民一（禮瘥凶荒民皆轉二徙四方一、故以レ政聚レ之）一曰散レ利（散二其所一レ積）二曰薄レ征（輕二租稅一）三曰緩レ刑（凶年犯レ法者多、緩レ之恐レ致レ變）四曰弛レ力（息二繇役一）五曰舍レ禁（舍二山林川澤之禁一）六曰去レ幾（關市不二幾察一）七曰眚レ禮（凡有二禮節一皆從二減省一）八曰殺レ哀（凡行レ喪皆從二降殺一）九曰蕃レ樂（閉二藏樂器一）十曰多レ昏（不レ備レ禮而昏娶）十一曰索二鬼神一（求二廢祀一而修レ之）十二曰除二盜賊一（嚴レ刑以除レ之）是を十二政と云へり、是年穀みのらずして民四方に分散し土地荒廢するの時に財を散じて是を救て、安所託居の地あらしめ、日用飲食の具あらしむるの政也、財を散じたくわへを不レ施時は、民あつまることなし、天下の財寶米穀は本より天下の萬民の爲にして、人君一人の私する所にあらざる也、大學曰、財散則民聚と云へるはこの心にや、周禮十二政の本とする處、專らこゝにある也、竊に案ずるに、賑恤の道其法不レ正ば官の費甚大にして養又遑からず、唯愛に專らにしてその制不レ中、義はついゑて益すくなく、却て永

久の計にあらざる例多き也、而して其法貸と賜と養にあり、貸は賑貸と云へる是也、民の未だ飢饉に及ばざる已前を考へ、其民屋を一々點檢せしめ、所レ養の人數牛馬、所レ耕の田畠を詳に考へて、麥作收納の時まで其養に可レ足衣食用具の料を借しあたゆること也、麥作の豐凶をはかりて秋糧の收まるまでの糧を相計らしめて、不足する處あるときは又これを養ふて耕作をつとめしめ、而して其一年の耕作の出來上中下を考へて、右に借る處の米錢を或は半をさめ三分一をつぐのはしめ、大豐年に於ては不レ殘是をかへさしむべき也、如レ此時は民饑に不レ及して、田畠の耕作のつとめ不レ怠が故に、年穀次の年には滿作すべき也、然れども奉行の點檢不レ詳時は民に所レ借の米錢不レ均して、小民必ず餓死を不レ免に至り、是によりて奸民利を專にし下司利欲をかまへ、或は他日のつぐのいを責ることをきびしくし、或はこれに利息を加へ、或は米のよしあしを吟味し、耗米を多く入しめ、或は其民を打擲刄傷し、或は民家に入て賄賂をうけ飲食を請ふ、是賑貸と號すといへども實は當分の利にして、必竟民の害たり、又其所レ借其民家のある所を詳にせざれば、唯一軒について米錢何ほどゝ斗相計るがゆへ、其中所レ養の人數不レ詳して、所レ養多き時は民猶饉をまぬかれず、人少き時は民は有餘を以て食を豐にす、又田畠（工商）器械家業を不レ詳ば、食足るといへども業つとむるに力なし、然れば養るといへども耕作を遑しくし業をつとむること能はざるが故に、農又不作たるに至るべき也、故に其制を詳にせざれば其利不レ遍と云也、すべて農民は秋納相濟の後、冬中は米穀しばらく存すといへども、年を越て麥作出來

の間、農田に事あるの時必ず食にうゆること毎年のこと也、以レ此夫食作米をあたへて民の力を全からしむるは通例の良法也、況や飢饉に及ぶの時、早く其機を計て米錢を借して其養を全からしめんことまことに先レ事而爲レ計者と云べき也、次に賑賜のことは、民已に飢に及ぶ時は速に倉廩を開いて其米穀・金銀・布帛を散じて國の養を全くすゝること也、遠方邊土の民は、奉行上裁をうくるの間に死亡に至ること速なるものなれば、兼て其制を詳にせしむるにある也、其法唯其民情を糺明するを以て正とす、ことあり、又民これを賴て業をつとむることを專とせず、もし飢に及べば上より賜ものあらんと思ふに至るの類、皆散レ財についての弊也、然れば兼日民の產業を勤を不レ令レ怠して、今天災に遭て飢饉に及ぶことは、人君天下の財をなげうつても可レ必救のことはり也、故に奉行を以て其に民屋を糺明し、民の眞僞を明にし、而後に速に倉廩を開て、一民一戶に相應して其養を可レ足也、所に饉飢ありと云とも押して皆うゆることはあるべからず、必ず富家たくわへあるもの可レ有、又米の熟するまではやうやくにして取つゞく民あるべし、今所レ賜の米錢は、先貧乏にして殆んど死に及ばんとするを救て死せしめざるまでのことなれば、聊有餘のことにあらず、尤其民の日比のつとめを詳に糺明すべし、もし業に怠り飮食を專にして如レ此に至らば、死を遁れしめて而後に役を重くし田畠を沒收するにも可レ至也、所レ賜の米錢いさゝか富家に不レ可レ及、その故は、富家わづかの米錢を得ては養のたりにもならず、却て

飲食のつゐと成ものなり、これを貧民小家に施す時は、大に養用たるに足ればなり、天災に由て死亡に及ぶの小民孤獨は、其所の富家たくわへあるの輩相助ること、是古保伍の行はれし時の道也、然るに今上より其養を賜はりて富家の財を省かしめざることは、是富家への賜もの也、富家全く不レ飢上の賜ものに不レ及ば、又富家のつねに産業に不レ怠ゆへとも可レ謂なれば、民皆救を得生を全くして其年豐饒に至るの後、或は酒肉布帛を賜ふのことも可レ有也、凡そ所レ賜の米錢必ず多からしむべからず、多則民これをついやして酒肉の味を好む、又これを賴て其つとめに怠る、是賑賜についての弊也賜ふこと必ず其家にあたへしむ、是を招て賜はるべからず、民道路に勞役して或は老若來ることを不レ得、强壯も亦業をつとむるに暇なきの費あり、所レ賜必ず米穀に不レ可レ限、尤錢を不レ賜ば用かけて田器をうり家具をひさぐに至るもの也、布帛のたぐいまで是をからしめて其養にあつべき也、如レ此の法詳に糺明をとげざる時は必ず其弊多きものなれば、先例を考へ智者に尋ねて、養て不レ害が如く可レ致二賑賜一也、蘇軾書云、朝廷厚設二儲備一、熙寧中本路截發及別路般來錢米、幷因二大荒一放レ稅、及二虧却一課レ利、蓋累二百鉅萬一、然於レ救レ荒初無二絲毫之益一者、救之遲故也、朱子又言二於其君一曰、臣嘗幕下得蘇軾與二林希一書上、說下熙寧中荒政之費、費多而無レ益、以二救之遲一也上、其言深切可レ爲二後來之鑒一、丘文莊曰、嗚呼救之遲之一言、豈但熙寧一時救、荒之失哉、自レ古及レ今莫レ不レ然也、臣常見二州郡一、毎レ有二凶荒一、朝廷未下嘗不丙發二倉廩之粟一賜二内帑之銀一、以爲乙賑卹之策甲、然往々行レ之後レ時、緩不レ及レ事、朝廷有二鉅

萬之費、而飢民無分毫之益、其故何哉、遲而已矣、所以遲者其故何在、蓋以有司官吏、惟以簿書爲急、不以生靈爲念、遇有水旱災傷、非甚不得已不肯申達、縣上之郡、郡上之藩府、動經旬月始達朝廷、及至行下、遣官檢勘、動以文法爲拘、後患爲慮、因一之詐疑衆皆然、惟己之便不人之䘏、非民阽於死亡狼戾慘切、朝廷無由得知、及至發廩之令行、賫銀之勅至、已無及矣、雖或有沾惠者亦無幾爾、臣願聖明行下有司、俾定奏災限期則例、頒行天下、災及八分以上者馳傳、五分以上者差人、二三分以上入遞、隨其遠近以爲期限、緩不及期以致誤事者、定其罪名、秩滿之日降等叙用、如此則藩服監司郡縣守令咸以救濟爲念、庶幾無遲緩之失乎、曾鞏救菑議曰、有司建言、請發倉廩與之粟、壯者人日二升、幼者人日一升、今百姓暴露乏食、已廢其業矣、使之相率日待一升之廩於上、則其勢必不暇乎他爲、一切棄百事而專意於待升合之食、是直以餓殍之養養之而已、非深思遠慮爲百姓長計也、以中戶計之、戶爲十人、壯者六人、月當受粟三石六斗、幼者四人、月當受粟一石二斗、率一戶月當受粟五石、自今至於麥熟凡十月、一戶當粟五十石、今被災州郡民戶不下二十萬、內除有不被災及不仰食於官者、去其半、猶有十萬戶、十閱月之食當用粟五百萬石而足、何以辨之、況給受之際有淹速、有均否、有眞僞、有會集之擾、有辨察之煩、凡此又不過使之得旦暮之食耳、其於屋廬構築之費、將安取哉、爲今之策、下方紙之詔、賜之以錢五十萬貫、貸之以粟一百萬石、而事足矣、何則今被災州郡爲十

萬戶、如一戶得粟十石、得錢五千、下戶常產之貲平日未有及此者也、彼得錢以完其居、得粟以給其食、則農得修其畎畝、商得治其貨賄、一切得復其業、而不失其常生之計、與專意以得二升之廩於上、而勢不暇乎他爲、豈不遠哉、由有司之說、則用十月之費爲粟五百萬石、由今之說、則用兩月之費爲粟一百萬石、況貸之於今而收之於後、足以賑其艱乏、而終無損於儲蓄之實、所實費者錢五鉅萬貫而已、次に養流民事あり、案ずるに人誰か故鄕を慕はざらんや、飢饉身にせまり性命全くのべがたく朝夕のいとなみたへ難きを以て、家をすて業をやめ、老をたすけ幼を携へて流浪の身となれる也、萬民離散して其居を不安ば其終りついに亂を生ず、民あつまる時は君たり、民散ずる時は君亡す、民の離散すること尤可愼也、こゝを以て古は凡そ國野之道十里有廬、廬有飲食、三十里有宿、宿（可止宿）宿有路室、路室有委、五十里有市、市有候館、候館有積といへり、是は所々流亡の民さきまで不行付して途中に於て絕命に及ばんことをあはれみ、又は國用のために市肆旅店の間までに其たくわへを設くる也、然れば所々各たくわへを聞きて民をすくふといへども、若不幸にして公儀に其たくわへ其所に全からざる時は、民を豐年の地にうつし粟を凶年の地に運送せしめて、其有餘を以て不足を補ふべし、所に米穀不足にして其あたい貴き時は、商賈をうながして米をまはさしめ、公より是を市て民にはぶき、富民のたくわへを出さしめて時の値を以てこれをかふて民を養ふに足らしむる也、而して是を養ふ事多くは粥を以てす、民久しくうゑて草の根木の葉を食とす、俄に

飯を豊にすれば必ず疾病に中て忽ち死するに至ればなり、以レ粥養レ之事又有レ法、擇二置民之地一構二小屋一、專二不淨舍一而別定二炊レ粥之場一、有二奉行一有二檢使一、各飢民伍什の制を以て養レ之也、老弱にして粥の場に至ることを不レ得の輩は、其保伍の内互に先之を養しめて而後に强壯に及ぶべきなり、或は又其所來の國郡をしるし、この飢民を別遣して以二粥米一與二彼主一而令レ養も亦可也、養て已に健に至る時は一强壯の民には各其食米を與へて本所にかへし送て、田產をかいもどし牛馬田器を與へ種夫食を以てして嗣年の計をなさしめ、老弱はとゞめて其養を全くす、或は力役を起して强壯を力役につかしめ、老弱を以て其助けたらしむ、而して粥、米、麥を合せ搨碎、野菜、海藻を加て制レ之、以二五杯三杯一爲二一日之食一、脾胃やうやく養て而後に米麥の飯にかへらしむる也、古人云一人一日一合の米加レ鹽増二野菜一作レ粥朝夕夜三盃を服する時は全二其命一、一日の米一石にして千人を育、十石養二萬人一、百倍にして千石、若快養レ之則加二麥千石一、人雖レ得二菜食一、鹽を和せざる時は草木、海藻を不レ能レ食、故に先鹽を蓄へて飢饉に備ゆといへり、但し粥のみを食はしむることは唯死を遁れしむるまでにして、力役に付き產業にかへること不レ可レ叶、力役に付產業にかへること不レ能は養ふと云へども無レ用、粥を以て脾胃をとゝのへ、飯を以て其力を全ふして、力役、產業に付て、こゝに於て民全ふして田園荒廢せざる也、又養を遑して巡察不レ怠、脾胃顏色已に本にかへらんとするの民早く產業に不レ付ば、養に安じて飢民たることを利とす、其養如レ此といへども猶不レ得レ已して死に至るの輩は官より是を埋ましむ、死屍多き時は必疫氣生

じて民其氣にゑやみす、生て養て死して埋む、始終の禮全きは人君の厚德と可レ謂也、養事その實を不レ得ば粥不レ足レ養レ身、或は不レ均、或は不レ糺二眞僞一、或有二會聚之擾一、或は官大に費て民不レ得レ養の類多し、是唯其民に父母たるの心薄きが致す所か、その心厚しといへどもその法不レ正が致す所なり、後漢獻帝興平元年、穀一斛五十萬、豆麥一斛二十萬、人相啖白骨委積、帝使下侍御史侯汶出二大倉米豆一爲二飢人一作上糜、經レ日而死者如レ故、帝疑二賑恤有一レ虛、乃親於二御坐前一量試作レ糜、乃知レ非レ實、使三侍中劉艾出二責有司一、收二侯汶一考レ實杖五十、自レ是之後多得二全濟一、宋眞宗咸平五年、遣下中使詣二雄覇、瀛黄等州一、爲レ粥以賑中饑民上、兩浙提刑鍾離瑾言、百姓闕レ食、官設二糜粥一、民競赴レ之、有レ妨二農事一、請下轉運司一、量二出米一賑濟、家得二一斗一、從レ之云々、賑貧始二於嘉祐二年一、樞密使韓琦請留勿レ鬻二天下沒入戶絕田一、（初官自鬻レ之）募レ人耕收二其租一、別爲レ倉貯レ之、以給下州縣郭內之老幼貧疾不レ能二自存一者上、謂二之廣惠倉一、神宗以來其法不レ廢、自三蔡京置二居養院安濟坊一、給二常平米一、厚至二數倍一、差二官卒一充二使令一、置二火頭一具二飮膳一、給以二袷衣、絮被一、州縣奉行過當、費用既多、不レ免二率斂一、貧者樂而富者擾矣、慶曆八年河北京東西大水大饑、知靑州富弼、擇二所部豐稔者五州一、勸レ農出レ粟得二十五萬斛一、益以二官廩一、隨二所在一貯レ之、擇二公私廬舍十餘萬區一散二處其人一、以便二薪水一、官吏自二前資待闕寄居者一皆給二其祿一、使下卽二民所一レ聚、選二老弱者一稟上之、山林河泊之利有下可二取以爲一生者上、聽二流民取一レ之、其主不レ得レ禁、官吏皆書二其勞一、約爲二奏請一、使四他日得三以レ次受二賞於朝一、率五日輒遣レ人以二酒肉、糧飯一勞レ之、人々爲盡レ力、流民死者爲二大冢一葬

レ之、謂二之叢家一、自爲レ文祭レ之、及三流民將レ復二其業一、又各以二遠近一受レ糧、凡活二五十餘萬人一、募而爲レ兵者又萬餘人、上聞レ之、遣二使慰勞一、就遷二其秩一、弼曰、救レ災守二臣職一也、辭不レ受、前レ此救レ災者、皆聚二民於城郭中一、煮レ粥食レ之、饑民聚爲二疾病一、及二相蹈籍死一、或待レ次數日不レ食、得レ粥皆僵仆、名爲レ救レ人而實殺レ之、弼所レ立法簡便周至、天下傳以爲レ法云々、是皆可二併案一也、凡そ民の流亡する、やむことを不レ得ば必ず盜賊をなし、人をおびやかし財を奪ふに至る、其甚きは國家の禍亂に及ぶあり、飢饉によりて亂を招くのためし多し、今人君民に父母たるの心を推して、其仁政を施し其法令を正しからしむる時は、民自ら命を全ふして各其産業にかへり、その本所にもどつて故鄕舊里のすまいをなし其なりはいをいとなむに至る、是民をめぐみわざわいを救て、盜賊をやめ天下の禍亂を靜謐に屬せしむ、其政尤大也と可レ云也、次に飢饉に可レ及の年かねて諸國に可レ出二法令一事あり、法令は民を未然に禁ずるのこと也、但その政あらずして其法令を施は民をしゆるに至る也、政令と號して政ありて其令を發すること古よりの道也、平レ價、免二租稅一、寛二力役一、緩二逋負一、留二歲漕一、薄二市關之征一、弛二山澤之禁一の類、兼て此制あるべし、急に臨で是をなすは法令あつて益なく、況や租稅、逋負のこと、其責つよくも不レ可レ債なれば、皆不レ得レ止のことにして、民のための法令に可レ成なり、すべて米穀を可レ費のこと、酒菓子の類をいとなましめず、草木、海藻の食に加ふるにたるをば、悉く是を蓄へて其設を全くせしむ、民自ら收養すること不レ能のもの、幷子を賣り牛馬をひさぎ、田器、産業の具を賣ることを禁じ

て、速かに告しめて不ㇾ可ㇾ令二淹遲一、不ㇾ得ㇾ止して子弟を賣り人に與ふるの輩は、官より是を買もどして聚めて田畠を墾しむる也、如ㇾ此のこと、かねて其法を出し、官より其政を明にする時は、その法令立て民全し、官に其政なくして只牛馬、田器をうらせざると云は皆無法の制なる故に、民必ず不ㇾ得ㇾ止して其禁法を犯すに至る者也、而して富民の粟を出さしめて官より是をかい、民の閉糴を禁ずる也、閉糴と云は、富民買置の米あたいの高を待て、不ㇾ賣して藏にたくわへおくこと也、商賈の民は如ㇾ此の節を利とするものなれば、是を惡むべきにはあらざる間、奉行其に教戒して、早く米をうらしめて所の救とすべし、もし速に不ㇾ開ㇾ倉して在々飢民の死に至るあらば、此買置所の米高直の節に至るともうらしめず、豐年までたくはへしむ、是富民閉糴の罰也、昔辛棄疾帥二湖南一、賑濟榜文、祇用二八字一、曰劫ㇾ禾者斬、閉糴者配、朱子曰、棄疾傚二兩榜一使ㇾ亂ㇾ道、蓋欲二其兼禁下之也、蓋荒歉之年、民間閉糴、固是不仁、然當二此際一米價翔涌、正小人射ㇾ利之時也、而必閉ㇾ之者、蓋彼亦自量二其家口之衆多一、恐二嗣歲之不上ㇾ繼耳、彼有二何罪一而配ㇾ之耶、若二夫劫ㇾ禾之擧一、此盜賊之端、禍亂之萌也、周人荒政除二盜賊一、正以ㇾ此耳、小人乏ㇾ食、計出二無聊一、謂飢死與二殺死一等死耳、與二其飢而死一不ㇾ若二殺而死一、況又未二必殺一耶、聞二粟所下在、群趨而赴ㇾ之、哀告求ㇾ貸、苟有下不ㇾ從卽肆二劫奪一、自諉曰、我非ㇾ盜也、迫二於飢餓一、不ㇾ得ㇾ已耳、嗚呼白晝攫二人所下有、謂二之非下盜、可乎、漸不ㇾ可ㇾ長、彼知二其負二罪於官一、因ㇾ之烏駭鼠竄、竊弄二鋤挺一以扞二遊徼之吏一、不幸而傷二一人一焉、執不ㇾ容ㇾ已、遂至二變亂一、亦或有ㇾ之云々、

而飢饉の年必ず盜賊起る者也、故に早く機を計て遏レ盜の政を固くし其刑を嚴にする也、天下の禍亂其萌す處少しの處にあり、故に早く是を戒めざれば其やぶれ終に大に至る也、民いひうへて不レ得レ已して盜に至ることなれば、凶年の盜賊は刑をゆるくするにありなどゝ云る論、大にあやまれり、刑を嚴にしてその萌を抑ゆべき也、もし是をゆるがせにせば富民家をやぶられ生を傷ふに可レ至、周禮に荒政を論じて除二盜賊一と云るも此心也、又大司徒以二保息六一養二萬民一、六曰安レ富と云へり、富家たくわへあるをば、小民必ずこれを奪はんことを欲し、劫奪盜賊をなさんとす、君政を正くして盜賊をとらす、劫奪やむ時は富民自業を安んじて富を全くするにある也、貧人を救ふて富人を傷ふは善政と可レ謂乎、宋神宗飢民の劫盜せしをば死罪を減じて配流に處し玉ふ、司馬光上疏論曰、臣聞周禮荒政十有二、率皆推二寛大之恩一以利二於民一、獨於二盜賊一愈更嚴急、所三以然一者蓋以下飢饉之歲、盜賊必多、殘二害良民一、不上可レ不レ除也、頃年嘗見二州縣官吏一、有下不レ知二治體一務爲二小仁一者上、或遇二凶年一、有下劫二盜斛斗一者上、小加二寛縱一、則盜賊公行更相劫奪、鄕村大擾不レ免、廣有二收捕一重加二刑辟一、或死或流、然後稍定、今若朝廷明降二勅文一、豫言下偸二盜斛斗一因而盜レ財者、與減レ等斷放上、是勸二民爲一レ盜也、百姓乏レ食、官中當三輕レ徭薄レ賦開レ倉賑貸以救二其死一、不レ當レ使二之相劫奪一也、今歲府界京東京西水災極多、嚴レ刑峻レ法以除二盜賊一、猶恐二春冬之交饑民嘯聚不一レ可二禁禦一、又況降レ勅以勸レ之、臣恐國家始二於寛仁一而終二於酷暴一、意在レ活レ人而殺レ人更多也云々、丘文莊曰、願明勅二有司一、遇レ有二旱災之歲一、勢必至二飢窘一、必先榜示禁二其劫奪一、諭

二之不レ從、痛懲二首惡一、以警二餘衆一、決不レ可レ行二姑息之政一、此非三但救二飢荒一、乃弭二禍亂一之先務也と云へり、是皆盜賊をきびしくして其禍亂の萠をやむる也、次に救レ荒の時宜あり、時宜と云は、必ず定法を守てその救を全くせんことは、後世衰亂の世難レ叶こと也、故に漢の汲黯は矯レ制の罪を不レ顧して倉を開かしめて河南の飢民萬餘家を救ふ、宋の趙抃は米の價を增して糶して他國の米をあつめ、蔣之奇は三十六陂の水利を起して民を力役して飢を救ふ、范文正公は自レ春至レ夏居民悉く出遊せしめ、湖上に宴を設けて有餘の富民の財を發せしめ、土木の役をなして民をうへしめず、王文正公は盜を赦して飢民の罪に入を活すこと數千に及ぶ、是等の術皆其土地人民の格に因て相用ゆるの時宜也、時宜を知らずして唯一片に心得る時は、古法に泥みて當用を不レ知也、ゆへに救レ荒に時宜あることをいへる也

師嘗議二救レ荒之惣論一曰、東萊呂氏曰、大抵荒政、統而論レ之、先王有二預備之政一上也、修二李悝之政一次也、所在蓄積、有二可レ均處一、使二之流通一、移レ民移レ粟、又次也、咸無レ焉設二糜粥一最下也と云へり、上代の政を以て云ば、三十年のたくわへを以て十年の災を救ふに足れり、此時は天下の國郡各其所に蓄ありて、民又保伍互に持して患難相救ふが故に、天災しきりに至るといへども民に患なし、此聖代の政也、然れども末代と云とも、世治平に屬すること久しふして國用茲に足る時は、此政無レ不レ行、人君豈可レ忽乎、管仲、李悝が平糴の說は、國家の財用を平にして其直を高下なからしむるの術也、是又そのたくはへあらずしては難レ行、或は流民をうつして食を足らしめ、流亡を一所にあつめて粥の養を致す

の類は、唯土地の遠近人の衆寡米穀のたくはへ有餘不足によると也、然れば民飢て蓄なきの時に三十年の蓄あらんとを云は、皆空談にして當用にあらず、移レ民易レ粟は孟子以て苟且の政とすれども、土地近隣豐凶堺を分つ時は、此政を用て上策善と可レ云也、物皆本を論ずるあり末を論ずるあり、聖人本末兼論ず、故に周の政其蓄を本として又荒政十有二を論ず、本を以てすべきには本を以てし、末を以てすべきはに末を以てす、こゝに於て其政不レ殘唯隨レ時理會し便ニ其民一にあり、爰を以て案ずるに、人君荒政の道廣く糺明して、本聖人の戒に叶ひ末其時に宜しからしむるにあるべき也、必ず上中下を以て不レ可ニ謂本末一、體用と云て可也、人君は民の父母として救荒の政を詳にいたさゞる時は、其弊不レ可レ止也、世學は本を云て不レ知レ末、俗士は末をつとめて本を不レ知、是學之失ニ其法一俗之失ニ其道一ゆへん也

○建ニ民間之長一

師曰、民間に其組を分ち組に其長を置べし、民の内に於て其知其行しばらく任ずるにたゆべきを擇て是が長として、其相組の內訴論、疾病、患難、好樂を一にして、互に相救ひ相糺さしむるなり、其組む所五人三人を以て一組として、其間に長を置、それより廿五人百人に至るまで各段々に其司を用ゆ、或は一村一鄉に長を立て、十村十鄉を以て其司を定む、是唯民戶の多少遠近を以て準とす、如レ此相組相統しむる時は、民皆つらなるがゆへに、出入存亡好否順逆をともにし、上命滯る所なく貢賦の制うながすこと易く、奸曲邪黨糺すこと速にして逐電來匿者いるゝ處なし、但維持綱目を可ニ分別一也、維持と云

ふは十人組五人組にいたすの民屋、其遠近老若のつり合を考へて、相救ひ相たゞすに利あるが如くすること也、維はつなぐ心、持は互にもちあふ心也、綱目と云は少を組て多に至ること也、たとへば家千軒に及ぶ處には千軒の司を置く、此を綱と云、目と云は千軒の在家には五百軒づゝ二ヶ所の司を立五百軒の下に又二百五十軒づゝ二の司を立、二百五十軒の下に五十軒づゝ五の司を立、五十軒の內に廿五家づゝ二の長を置、廿五家の內五人組十人組を立て其司を置、是を目と云、目ありて綱なければ細瑣にして亂る、綱ありて目あらざれば其事不詳、このゆへに目の內に綱あり、綱の內に目ありて而して事相通ずる也、是又村をあつめ鄕をあつめて綱目を立るも同じ儀也、此綱目たるの司其衆寡によつて其人をゑらむこと勿論也、これを民間のをさを立てると云也、此綱目を立て維持すること不明時は民に組はづれ多くして役をのがれ、或は奸人を匿し或は所をのがれて盜賊かくるゝこと易く、奸民所を得るもの多き也、其上命令通ぜず貢賦相みだり、風俗一ならず力役軍旅あたり難也、成周の世大司徒施敎法於邦國外、都鄙內、使之各以敎其所治民、令五家爲比使之相保、五比爲閭使之相受、四閭爲族使之相葬、五族爲黨使之相救、五黨爲州使之相賙、五州爲鄕使之相賓、及三年則大比（謂使天下更簡閲人數及其財物也云々）　大比則受邦國之比要、比長每比下士一人（掌五家）　各掌其比之治、五家相受相和親、有辠奇衺則相及云々、每閭中士一人（掌二十五家）　各掌其閭之徵令、歲時數其閭之衆寡辨其施舍、凡春秋之祭祀役政喪紀之數、聚衆庶、既比而讀法書其敬敏任恤者、凡事掌其比觵撻罰之事（失禮者罰之也）

族師每族上士一人（掌百家）各掌其族之戒令政事、月吉屬民讀邦法、書其孝悌睦婣有學者、春秋祭酺亦如之、登其族之夫家衆寡、辨其貴賤老幼癈疾可任者及其六畜車輦、比伍閭族各爲聯、使之相保相受賞罰相及、以受邦職、以役國事、以相葬埋、若師田行役、則合其卒伍、簡其兵器、以鼓鐸旗物帥而至、掌其治令戒禁刑罰、歲終則會、黨正每黨下大夫一人（掌五百家）各掌其黨之政令教治、四孟月屬民讀法、春秋祭禜亦如之、國索鬼神而祭祀（蜡祭）則以禮屬民、而飮酒于序、以正齒位、凡黨之祭祀喪紀昏冠飮酒、敎其禮事、掌其戒禁、師田行役、則以法治其政事、正歲屬民讀法、書其德行道藝、歲終則會、州長每州中大夫一人（掌二千五百家）各掌其州之敎治政令、月吉屬民讀法、考其德行道藝、糾其過惡、而勸戒之、歲時祭祀州社、則屬民讀法、春秋以禮會民而射于州序、州之大祭大喪皆涖其事、師田行役則帥而致之、掌其戒令賞罰、（於軍因爲師帥）歲終則會、正歲讀法、三年大比、則大考州里、以贊卿大夫之廢興、遂人掌邦之野、（郊外曰野、此野謂甸稍縣都）以土地之圖經田野、造縣鄙形體之法、五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲酇、五酇爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂、皆有地域溝（以通水爲限）樹（以植木爲固）之、使各掌其政令刑禁、以歲時稽其人民、而授之田野、簡其兵器、敎之稼穡、鄰長每鄰一人（掌五家）掌相糾相受、凡邑中之政相贊、徙于他邑、則從而授之、里宰每里下士一人（掌二十五家）掌比其邑之衆寡與其六畜兵器、治其政令云々、酇長每酇中士一人（掌百家）鄙師每鄙上士一人（掌五百家）縣正每縣下大夫（掌二千五百家）是成周の法也、鄕は王城畿內の地、遂は王畿の外也、內外各民をくむこと、五より始て萬二千五百家

に至る、而して內には是を鄕と云、鄕には師あり老あり大夫あり、外には是を遂と云、遂には人あり長あり大夫あり、五の長より一萬二千五百家の大夫に至るまで、こと〳〵く其司ありて聊みだるゝ所なし、此法相をとろへて齊の桓公猶什伍の制を立、以二五家一爲レ軌、軌十爲レ里、里四爲レ連、連十爲レ鄕、鄕五爲レ師、これ郊內の制也、郊外は三十家爲レ邑、邑十爲レ卒、卒十爲レ鄕、鄕三爲レ縣、縣十爲レ屬、自レ五至レ屬、各そのをさありて事を司るといへり、漢に至て十里を一亭と云、亭に長あり、十亭を一鄕と云、鄕に三老を置、嗇夫游徼あり、三老は敎化を司どり、嗇夫は訟をきゝ賦稅ををさめ、游徼は盜賊を戒む、百里を縣といへる也、唐は以二百戶一爲レ里、五里爲レ鄕、四家爲レ隣、三家爲レ保、每里設二正一人一、掌下按二比戶口一課二植農桑一檢二察非違一催中驅賦役上、在二邑居一者爲レ坊、置二正一人一、在二田野一者爲レ村、別置二村正一人一、其村滿二百家一增置二一人一、其村居如滿二十家一者隸二入大村一、不レ須二別置二村正一、宋には第一等戶爲二里正一、第二等戶を戶長と云、明には百十戶を一里と云、十戶爲レ甲、每レ甲有レ長、在レ城謂二坊長一、或謂二廂長一、在レ外謂二之里長一、或謂二社長一、一里ごとに年老て器量あるものをゑらんで老人と號し、民間の大禮爭論一切の小事を聽決せしむと也、世世其名號は相替れども、民間の長を立て農桑を互にし、大禮を相たすけ爭論を相しづめ、患難を救ひ奸惡を糺すの道は同き也、唯成周の保伍を守て良法美意に循ふべし、氷心葉氏曰、古者百里之狹自爲二朝廷一、由二後世一觀レ之、疑若レ煩レ民、然三老嗇夫游徼猶各有二職掌一、近レ民而分二其責任一、若二後世蕩然無二復紀秩一乎と云へり、唐の柳宗元有レ言、有二里

胥一而後有二縣大夫一、有二縣大夫一而後有二諸侯一、有二諸侯一而後有二方伯連帥一、有二方伯連帥一而後有二天子一といへり、天子と里胥とは其貴賤遙に隔ると云へども、人に長として司たる處の思ひ入は別に替るべからざる也、然れば民間の長をゑらみ常に相たゞさしめば、禮教相行はれ風俗次第に易て、田里更に愁悲の害あるべからざる也、丘文莊曰、臣願明敕二有司一、屬レ民而讀レ法、必其如二周之族師一、索レ鬼而祭祀、必其如二周之黨正一、如三閭胥之辨二其施舍一、如三里宰之行二其秩叙一、如下鄰長之趨二其耕耨一稽中其女工上、如下閭師之任二農耕事一任中圃樹事上、又如二鄰長之相糺相受一、相糺使二之有レ所レ警而不一レ爲レ惡、相受使二之有レ所レ勸而必爲上レ善云々里胥里有レ長事也本朝戶令に所レ出又唐の制にしたがふ也、戶令曰、凡戶以二五十戶一爲レ里、毎レ里置二長一人一、掌下檢二校戶口一、課二殖農桑一、禁二察非違一、催中駈賦役上、若山谷阻險、地遠人稀之處、隨レ便量置、若滿二十戶一者依二上法一立二別里一、不レ滿者令二伍相保一、附二於大村一也凡京、毎レ保置二長一人一、四坊置二令一人一、掌下檢二校戶口一、督二察奸非一、催中駈賦徭上云々、是王城外國ともに民戶の數を以て里を定めて其長を置也

○建二民之守牧一

師曰、郡國に守令を置き諸道に牧を置、是を守牧と云也、民間に長を立、其長に守令を立、守令をすべて牧を建、牧をすべて天子とす、是亦綱目にして民間に長を立るに不レ異也、郡國は所々に其司を立て、郡を領するを令と云、國を領するを守と云、諸道はその方角の道を方へ山川國郡の總會する處を考て諸道を立、五畿七道是也、此一方は牧伯を置て、其守令を司てすべしむる也、是民のをさの司也、凡そ里胥を

あつめて一鄉となり、鄉をあつめて縣となり、縣を合て郡となり、郡を合て國となり、國を合て道たり、これを一つにする時は天下也、天子より方伯牧師とわかれ、方伯牧師より國守郡令と別れ、而して民間の小吏に至る、合すれば一にして別つ時は千百萬億たり、必竟民間の長、郡國の守令牧伯、ともに一理にして、其處によつて其名號を替ると可知也、丘文莊曰、天地之間而人生焉、天雖無所不包、而地則必有遠近、人君中天地而立爲生民之主、民生近地者、擧目而可見、聞聲而即至、民生之百步之外、則視有所不及矣、一里之外、則呼有所不聞矣、是以人君必隨地勢之所至、民生之所在、立爲君長、以臨涖保養之、由近而及遠、用大而統小、自中而制乎外、合外以奉乎中、譬則人之一身焉、上必有首、以爲衆體之尊、自是而下、分爲肢體、肢體之下、又有臂有指焉、上焉以衛乎首、次焉以爲耳目口鼻之用、外焉以修飾乎髮膚、內焉以承附乎臟腑、夫然則彼此應援、血氣周流、而一身得其安矣、人君子民、何以異此、夫人君以一人之身、雖曰居尊以臨卑、然實以寡而御衆、以理言、固可以一人統、以勢言則不能以一人周也、是以爲治者、既建國立都、以宅中圖治、又必隨地形因民俗、衆爲郡國邑里、以分理之、然散必有所以聯之之方、分必有所以合之之處、于是乎又因山川之形便、據地理之統會、建爲州牧方伯之職、以提綱而挈領、承流而宣化、此唐虞三代之制、皆有九州十二牧之設、而漢唐宋之世、因之而分部設道也歟

○詳守令之教戒

師嘗論下守令始入二所部一之法上曰、令曰、凡國郡司須下向二所部一檢校上者、不レ得下受二百姓迎送一妨二廢產業一、及受二供給一致レ令中煩擾上、義解曰、國司向二所部一有レ所二檢校一、郡司里長及百姓等、不レ得三輙奔趣迎送、至二於境上一、皆於二當所一祗承而過レ之、則郡司入部、里長百姓亦依二此例一也、供給者百姓供給也云々、凡そ守令國郡に入部して其土地を領すること、先具二土地人民一而在レ布二時令一、土地を詳にすること、其地の廣狹長短高下險易、土の上中下を知、都鄙の遠近、隣國、並往來の道大路小路を具にするにあり、田畠の大小多少上中下、野の廣狹高下、萱野芝野、水がゝり、山の大小高下險易、沙石草木、杣出水道、山中にある禽獸までを考へ、林竹藪の有所大小、竹木の品多少大小を考へ、川の淺深大小、川上津出水の善惡、堤川除魚の品々舟付をはかり、海の有樣、湊舟がかり、鹽濱入海潟江、內海荒海魚鯨の考へ、涅泥葦原沮澤の地、村數大小家數屋敷樹木村の善惡盛衰、田畠についての遠近、獵師漁人杣取の在家、宿の大小家數善惡盛衰、傳馬場旅泊の多少、町の大小家作善惡盛衰、寺社堂塔の大小多少、寺領社領の考へ、是その大概也、次に人民を詳にすべし、百姓の男女奴婢、諸職人商賈人獵人漁師、出家尼社人山伏巫、醫師猿樂大夫座頭ごぜ乞食非人、牛馬鷄犬の品に至るまで具さに是を考ゆべし、或は產業をなして世を渡り、或は諸人の有力を以ていとなみをなすものあり、而して所より出る材木ししう檜木雜木薪炭萱竹、米大豆雜穀、茶酒鹽魚鳥、皮油干物、絹紬木綿麻布紙燒物、栗柿蜜柑等の菓、瓜茄子野菜等の樣子、諸色の運上をつもる、是地に付て商賈の多少他國の旅泊をはかる也、如レ此の儀を校量

して後に貢賦を考也、次に時令の事あり、民間に什伍の組を定め、名主年寄月行事を究めて時々に敎戒を專とす、五人組十人組は中間の內に業をつとめず遊樂飮食を好むものを異見して是を改め、病人あらば是を互に看病し、醫を招て療治をたのみ、火災あらば聚まりて救ひ、患あらは相ともにたすけ貧窮に至らばこれを救て、猶及ばざるを其名主年寄に告、かけ落のものを早く改め、奸人の來舍するを糺し、組の內に盜賊姦曲のものあるを糺明す、是組中間の制法也、所の名主年寄は下の諍論をやめ奸曲を戒め盜賊をたゞし、無ㇾ罪して寃枉するものを改め、民の子弟已に業を可ㇾ致年齡を改め、時々の可ㇾ勤わざを觸流し、經界を正し水利を均しくし、田器をそこなはしめず、牛馬を不ㇾ令ㇾ失、家作を繕はせ屋敷のかこい種藝を專にせしめ、その什伍の間奸曲あらんを糺明して、その輕重によりて是を戒む、而して月行事ありて時の法令觸流をいたし、晝夜の巡行をなして非常を改む、其禁法は遊手佚遊の民を改め、晝夜無ㇾ故して往來いたすものをたゞし、博奕巡酒をあらため、火難の守禦を制し、兵器軍旅のことをなすを制し、無二子細一して多く相聚るを禁じ、夜行或は夜久相あつまり酒宴謠歌の節をこゆるを改む、これ巡行のものゝ制事なり、或は五村十村廿村に置て代官手代を立、右の名主年寄月行事糺明するの事、其實否をあらため、民に敎るに五倫の大法を以てす、民孝悌忠信淸白異行學材篤實にしてそのきこへあるものは是を褒美してあはれみを加へ、五倫にそむいて禮をみだり法をそむくものは罰をつよくす、こゝにおいて不ㇾ敎して五敎相敷也、民間に婚姻冠禮葬禮祭禮あらば、下代相

臨でその非常をいましめ、過奢をとゞめ異風をたゞし、自然の禮節にかへらしむべし、春秋について神社の祭禮あるか、又は民大にあつまりて飮食の禮行はれば、下代相望で其奢を考へ、ともに互に樂みて不ㇾ覺まことの禮節に至る如くならしむべし、而して社家寺院に百姓の子弟未だ業につかざるをあつめて手習物讀、其人によりて六藝の敎を施すべし、是各風俗を正すの道也、凡そ人皆一旦の佚樂を好んで永久の計をなさず、況や百姓聊始終の考へなき者なれば、年中行事をつもりて年中の所業を詳にして、正月より十二月まで民の可ㇾ營ことを、此方よりさき立て催促するにあり、正月七日已後は民間に法令を下して堤川除の普請を催して、二月中旬三月上旬に盡く仕舞が如く可ㇾ仕、力役人足の考へ、材木しがらみの竹土俵繩はくち萱等の品あり、而して貧民には種籾を借して耕作をうながし、在在村々各田畑の作行無二油斷一ことを制して、菩物をいださしむべし、田地仕付て已後、ねぐさを取、水のかけ引に念を入さすべし、麥作出來の時民亦飮樂をほしいまゝにいたし、穀物をちらすことあれば、奉行速かに至りて是を改む、八月に至ては初米納所の時也、必ず祭禮寺社への參詣勸進音信等に米穀をちらすことあり、奉行先だつて是を改め、貢賦並民家の養をつもりて、穀物を施行せしむべからざる也、農桑は百姓男女の業なり、必ず桑とりこがいする斗に不ㇾ限、其土地に因て女の職を考へて是を致しならはせ、民の養とすべき也、すべて如ㇾ此時令不ㇾ可ㇾ擧計一也、人君稼穡の艱難を知り玉はざれば、守令又怠て民に敎戒するのわざを不ㇾ知もの也、同くこれ人也、只格知すると不ㇾ爲とに因て其

功者不功者あるものなれば、能守令に教戒して國郡を守令たらしむること、是人君之大德也

○遣ㇾ使巡察

師曰、人主常に九重の深きに居り高堂のうずたかきに在て、千里の遠く下民のいやしきを知るに便なし、こゝにおいて人主聰明の耳目を人臣にあたへて、上下の情を通じ宣ぶ、是を守令牧伯と云、故に守令牧伯の選は古今の重んずる所也、其選其器に相中るといへども、人君數々教戒する事怠る時は、守令牧伯逸樂に誘引して其つとめを忘れ、つとむといへども窮理する處薄くして詳かならずして民政こゝに怠るを以て、上に賞罰の權を設け其法令を嚴にし、勸善懲惡の道を重くす、然れども天下の廣き郡國の遠き、必ず聰明ををゝひ下の情を不ㇾ通して、富家の民は公義に取入て㣲私をほしいまゝに致し法制をあなどり過奢を事らとし、己が職分を忘れて吏官下司をないがしろに致し、貧窮孤獨の民は日を追て貧くして、昔は誰がし何がしと云し者も、今は富家の奴婢僕從と成て口をもらひ命をつなぐを利とするに至るあり、是れ皆風俗の頽廢し治教の下に不ㇾ及所より起れり、然るを以て朝廷年々に諸道へ使を發して、其國俗、守令の政、天災地變を考へて救ニ窮民一の政なくんばあるべからざる也、但し其心實より不ㇾ出時は、使却て所の害となるもの也、其故は使者己が威を逞くせんことを欲して、人夫用具を多く持參し、所々にて道橋をつくらせ、茶屋店屋をかまへさせ、飲食のまふけをなさしめ、人夫傳馬の催促を急にいたし、押買狼藉を事とし音信馳走を喜ぶ、如ㇾ此の使者、悉皆國郡の費にして民の害

大なり剩へ可レ見所可レ聞處心を可レ付處皆遺失して、ひたすら不レ入ことを覺悟するを以て、奸曲の守令しきりに媚を入るゝ類は、惡政も善政になり大事も細事になりぬ、直道を以てするの守令は、善政却て惡政になり小事も大事に及ぶの事多きもの也、是併人君の政道其志は仁慈に出といへども其法を細評して窮理することの薄きによれば也、然れば巡使に先立て諸國に下知を出して、國郡在々所々まで所の奸曲の横政は目安直訴あるべしと云ふことを數十日已前に觸置、道路の遠近を計てそのつぐのいを豐ならしめ、所々道筋の守令出逢事、使を通ずること、音信馳走を禁じ、道橋のつくろいあるべき儘に仕り、民屋山林聊か繕を不レ入、農工商ともに業をつとめて、使のために奔走することを禁ずべし、使又人夫用具を省き往來に利あるが如くして、其所レ宿皆寺社旅館に於てして民屋に不レ入、其所に久しく滯留して再三直訴目安書の有無をたゞし、使を巡して詳に可二窮問一なり、もし所の守令下吏竊に音信を通じ奔走をねんごろにせば、則ち奸曲の吏に屬すべし、使人國用に因て守令に相通ずべきは格別也、而して使に正使あり副使あり、副使は正使の替りたり、監察あり、使の作法を糺明するの使也、使にみだりなる作法あらば、守令又是を監察して速に申上、守令巡使互に相戒察す、是遣レ使して巡察せしむるの法大概如レ此也、使の巡察すべき條數亦詳にして可レ示レ之、それとは風俗を考ふるべき也、風俗を考ふる法は所の民の唱を以て其哀樂を可レ知、所にて商買する物を考へて其はやり物を可レ知、民の衣食居を考へて其奢と儉とを可レ知、民の業のつとめやうを以て其職に情を入るゝ不レ入を知るべし、公事訴訟を考へて

民の奸直を可ㇾ知也、次に民の盛衰を可ㇾ知、それとは衣食居の體乞丐・非人・鰥寡・孤獨・貧民の有無多少を以て可ㇾ考、次に守令の善惡を可ㇾ考、それとは民屋民口の多少を以てその撫育を考へ、新田水利の樣を見て其業を勤むるを考へ、年貢力役の厚薄を以て其邪直をはかり、公事沙汰のさばきを以てその理非の明暗を察し、囚獄の內の盈虛を以て其決斷の遲速を考へ、盜賊の有無を以て其所の法令をはかり、諸人のつとめ作法を以て其守令の勸善懲惡を可ㇾ考也、次に其糺明して可二黜陟一の品あり、それとは新田をあらきはり水田を利し種藝を盛にせしむ、所の田畠浮物成を考へて今所二收納一の有餘不足をあらため、所の民の多少丁壯の衆寡をはかつて其力役を具にし、商賈のものを考へて其利を平にせしむべし、而して民の鰥寡孤獨をあはれみ、疾病を救ひ貧民を賑はし、業を失へるを本にかへらしめ、訴論の滯を改て山野の堺をきはめ、民間に孝悌のものありや篤學のもの秀才ありやと云ふことを糺して、是を官に擧用せしむ、而して時の災をはかりて其政の急緩を正し、省二官之不一ㇾ急去二物之無一ㇾ用罷二事之非一ㇾ要て、來年にのばして不ㇾ苦ことは盡く是をゆるやかにせしむ、是使を以て相糺明せしむべきこと也、凡そ使を發すること、常に國俗をたゞし守令の善惡を明にするあり、又新田開發の地を改め隄川除をなすの使あり、又時の風旱水蝗に因て其賑恤をなす使あり、又訴論によつて見聞のために行く使あり、是各其事に因て其人を撰にある也、然れども平生巡察の使を遣して其事を詳ならしむれば、改めて別に使を發するに不ㇾ及こと也、如ㇾ此の所、人君民の父母たる仁心を本としてその作法を詳かにし賞罰を明にす

るにあり、爰に異朝を考ふるに、行人を以て天下を巡行せしめて民の情を安んぜしめし事、其ためし多し、漢に定れる名あらず、毎郡に刺史を置て官吏の是非民情を正さしむ、凡そ十三人、毎部一人也（漢分二天下一爲二十三部一、奉二六條一督二察郡國吏安寧一、六條出二州牧任一）是州牧の外に刺史を置也、（唐改二大守一號二刺史一）按撫使と云は梁の武帝より始れり、唐の貞觀に大使十三人をつかはして巡二省天下諸州一せしむ、是を觀察使と云、もし水旱のことあれば巡察使あり、按撫使あり、存撫使あり、又十道の按察使あり、分二察天下一、貞觀八年に巡二省天下一せしめて、延二問疾苦一、觀二風俗之得失一、察二刑政之苛弊一これを觀風俗使と號す、同年黜陟使を以て四方を巡行して官吏を黜陟せしむ、自二建中一省レ之也、各一時の良臣を使として天下の民政をたゞさしむ、貞觀の治可レ考也、開元（二十二年）に初めて置二十道採訪處置使一、（乾元改曰二觀察處置使一）宋又唐の例に因て諸州觀察使を置、（紹興元始）宣諭使を以て宣二諭德音一、撫諭使を以て掌二慰安存問一、採二民之利病一、條奏而罷二行之一、（建炎年中）鎭撫使は招二收群盜一、招收討使は討二殺盜賊一等のことあり、又宋に安撫使あり、是は兵民の政を司どる也、大明には御史を以て天下を監察せしむ、何れも世々民政を直して其下情を通ぜしめんとのこと也、容齋隨筆曰、唐世於二諸道一置二按察使一、後改爲二採訪處置使一、治二於所部之大郡一、既又改爲二觀察使一、其有二戎旅一之地卽置二節度使一、分二天下一爲二四十餘道一、大者十餘州、小者二三州、但令下訪二察善惡一擧中其大綱上、然兵甲財賦民俗之事無レ所レ不レ領、謂二之都府一云々、本朝又巡察して民の苦を考ふること是國司の所レ重とする也、戶令曰、凡國守每年一巡二行屬郡一觀二風俗一云々、續日本紀（第八）、元正養老三年に始て諸國の按察使

を左右に設け、升形を搆し、番の兵士輕卒を設け、高樓を出して合圖の金鼓を置、武器を多く○三字圖本作品々を設けて非常を防がしむべし、尤往來を改むるに、わり符、相じるし可レ有也、周禮に司門・司關と云あるに同じ、掌節の官と云も此わりふを改むる役也、是則遏レ盜の法となり郊外の武備とも云ふべき也、次に町中番所の事、一町一町に辻番を致し、棒・さし繩・夜旗・たいまつを置、門戸の開閤をつかさどらしむ、而して五町或は十町をへだてゝ大番所を立、此處に番人を多くまふけ、武器其外番人の可レ用諸器悉くたくはへ、相圖の道具を可レ設、尤火消道具不レ殘相あつめ置べし、町ごとにはしご水桶水ため桶あるべし、夜陰に及ぶ時は往來皆くゞりより仕り、若物騷の節盜賊火難には一町の中央にも猶番を設くる、如レ此時は町に非常の變あるべからず、次に川筋の町屋は舟の運送を利してその相應なる商旅をまふく、故に大川をうけて所々へ掘入舟入をいたし米薪の運送を利す、海邊の町屋はれうしをゝき湊舟付を考へ、旅泊の往來をゆるやかにす、是又其制不レ詳ば、法ついにみだるべし、次に制札場、これは國の禁法をしるして立つるがゆへに、宿町のはづれ・川ばた・海ばた、其外人の相聚る處、往來の旅泊あらん所には、制札を立て國の大禁を知らしむべし、是又制札をけがさず、奸人のとゞすつることあらんことを戒むべき也、是大概市廛を制するの用也

○詳二町人制一

師曰、商賈の號を近代町人といへり、此相あつまる處に其制不レ正時は法みだりなり、周禮に所レ出保

伍の制是也、先五人組を立べし、出入相友、守望相助、疾病相救、大禮相共にするは古の法也、（出二田產之制一）然れば五人組を立、家持の町人、五人組の中間、切々出合、たがひに物ごとを示し合せ、公義の大禁時の法令を相守り、五人組の內に家業をこたり遊宴をこのみ夜行朝寢惡友あらん輩は度々異見を加へ猶やまざらんには其親戚に告げて是をたゞさしめ、終にやまざるときは名主目付に申わたし、相談を以て改めたゞすべし、尤もその間吉凶あらんには、共に相たすけてその禮節をたがへしめず、患難に及ぶを相救ひ、出入往來以て相糺すべし、若し名主町目付の糺しを不レ用ものは名主町目付より上へ可レ告、若し名主町目付に不屆あらば五人組可二申出一、以來まで名主町目付あだを不レ仕ごとく仕置あるべき由、五人組方へ示すべし、棚借多き時は、裏棚表棚に於て五人組を立て、互に相守り相たゞし、其上に大屋地主に可二申聞一なり、地主不レ怠巡行して公禁法令を改め、その萠を知て非をたゞし示さば惡にくみし入べからざる也、次に立二町目付一にあり、是は一町又は二町三町にても、其町中の是非、名主と地の町人との樣子諸事を見聞いたし、町に大禮ある時は必ず其席に望んで過不及を正すの役人也、是又其町中よりえらみ出さしめて、その上に奉行誓紙を申付、其ものゝ身をたゞし、幷町中目付の可レ考事可二糺明一ことを敎へ示し、條目をしるしかれに渡して守らしむべし、名主平の町人の間を能たゞし、大禮を詳に可レ示也、次に名主のこと、其町ごとに名主あるもの也、是町頭也、以前より相定れる名主たりと云とも、町の作法を不レ詳、その町に無作法のもの多く出、切々不義のことあらんは、

速かに可₌改易₋町中の作法よく公事訴訟もなく惡人無ㇾ之は、名主制法正しきゆへなるべければ、町目付町人に是を糺明して賞せらるべし、町中朔望俗節の禮、一町ぎりにいたし、五節句には名主へ禮あるべし、朔日には必ず町の家持をあつめ、名主對面いたし、月々の改公用禁法を可ㇾ示なり、正月十一日に詳に年中の行事を可₌申渡₋名主町人方より音物を取るべからず、歳暮には公私の祝儀に輕處の鹽肴を可ㇾ送、但ありあいたりとも鹽肴の外不ㇾ可ㇾ送也、名主可ㇾ改、法令作法の帳をいたし、名主常にこれを可ㇾ守、尤名主所には家に印を立、武器を公儀よりうけとり、非常のものを制すべき也、次に月行事の事、一月ぎりに家持家並に可₌相勤₋公儀よりのふれ流しを町中へ申しわたし、風はげしければ火難を戒しめ、雨つよければ水やりを考へ、不淨捨道路のさゝわりを知てこれを改め、夜中に巡行して非常のものゝ門立、往來火の用心盜賊をたゞす、四時に付てその考へあるべし、如ㇾ此して下にてすまざる儀は、五人組名主に申きかす也、公用ある時は月行事出座し、課役あれば月行事ひきつれて出づ、故に月行事は毎日名主にかはりて下をたゞすの役儀なり、月行事の可ㇾ勤事幷制法を詳にしるして渡すべし、月行事たるの印可ㇾ有ㇾ之也、次に町年寄の事、是は其所に久く居或は由緒有ㇾ之町人事をよくしれるものを、町の年寄と號して五人三人も仕立、名主方への觸流し諸事を申しわたす役人なり、町に變ある時は、名主下にて詳に改め、而後に町年寄方へ行て先例をたゞし、町年寄の思入を可₌聞届₋町年寄合點不ㇾ行時は乃奉行所に至て事をたゞす也、然れば町年寄の人品不ㇾ宜その譏うすき時は、必ず

依怙賄賂これあるもの也、故に人品をたゞし、町年寄の可レ勤條目を詳にしるして、是を町年寄所にをいてしらしむ、是を勤むること不レ叶時は、年寄の役を別に可レ讓、而して町中へふれながしの使役帳紙筆硯墨、如レ此入用を詳に考へ、或は役領を考へ或は町役にいたすこと、其地に可レ依、必ず町へ役をかくれば是に奸曲のことあるもの也と可レ知也、次に並の家持可レ存次第あり、其身の身持、子弟下人女房父母親類への作法、町中の禮法、公儀の禁法、借棚つけめしなど云ものまでの作法、上より具に可レ示人請狀棚請狀まで上より其可レ存ことを詳に示す時は、町中の風俗一致すべし、ことに諸商買の問屋、その外人の相あつまるべき町人方には大禁制法を示して、旅泊のもの是を知るが如くならしむべき也

○立二町人雜品之制一

師曰、町人諸色の制法不二詳究一時は、必ず風俗不レ正もの也、故に上より詳二其制法一にあるべし、町人子弟の制、家持棚がりともに、その子弟十五六までは手習物讀をいたさせ可レ令レ知二家業之事一、樂府音曲器用なりと云て習はすべからず、尤弓馬の稽古無用たるべし、手前貧して子弟を下人同前に仕ること勿論の儀也、父兄貧き時は、子弟必ず僕從になりて事をつぐのふ如くに可レ仕也、十五六以後はそれぞれに父兄の業をいたし手傳て、家の渡世宜きやうに可レ存也、尤年たけても父兄貧しければ子弟必ず僕從たるべし、五人組の內互にせんさく致し、子弟のみだりあらざるやうに可レ仕也、若し父母兄の制詞を不レ用、五人組名主の異見を不レ用、必竟不義無道にをち入るべきものは、名主五人組相談の上、

町年寄奉行に申上て其下知を可ㇾ待也、幷親類縁者たりとも、その家主のはごくみを受け養にあふものは、皆子弟同意の心得たるべきなり、次に養子の事、父方の一類たるべし、父方の一類無ㇾ之か、或は有ㇾ之といへども家業つとめがたきに於いては、妻女の方たるべし、妻女の方を專らとすべからざる也、存生の內五人組へ可二相斷一、養子の事相すむと云とも、家業つとめず不屆の次第あらば、幾度も仕改むべし、但養父不屆の仕方度々に及ば、五人組名主異見を加へて可也、不ㇾ及二承引一ば奉行所に可ㇾ斷、存生の內養子不ㇾ仕候はゞ、家財父方の親類に相わたし、後家これに可ㇾ養、但遺言の狀あらばそれに可ㇾ任也、養子の儀、親類をさしをき無二子細一他人の子を仕るべからず、ヶ樣のこと取次候ものも迄可ㇾ爲二曲事一、五人組の中間、年老養子可ㇾ仕もの不ㇾ仕ば異見を可ㇾ加、不ㇾ然して死後異論あらば、五人組尙以可ㇾ爲二曲事一也、次に隱居のこと、七十以後たるべし、七十已前にも、病者老衰その外子細あらば、五人組相談可ㇾ仕、隱居以後は子どもの後見可ㇾ仕、寺參遊山切々不ㇾ可ㇾ仕、隱居のもの、有得の町人たりとも下人二三輩下女一兩輩たるべし、衣食家宅猶以て儉約に可ㇾ仕、是又五人組相たゞすべし、たとへ遠き所へ引越とも、人數身持同前たるべし、嫡子二三男末々の子供まで、實父の儀は不ㇾ及ㇾ云、養父は猶以て隱居以後如在仕間敷なり、隱居の輩財寶澤山に所持露顯候はゞ、子供の養に用捨あるべき也、次に後家の事、其家を繼候子可ㇾ養ㇾ之、子幼少に候はゞ後家口入可ㇾ仕、後家身持のこと、早々尼になり衣類木綿ぎぬを可ㇾ用、五十已上は制外なり、再嫁の輩は家督の子見屆に不ㇾ及也、後家寺參

遊山堅く法度たり、忌日と云とも寺に入齋を食ふべからず、諸事子の申分に可レ任也、後家因二夫の讓狀一
金銀家取候て無レ程再嫁のこと禁制たり、再嫁の願あらば、夫方の親類養子いたし家の家財相わたし其
已後たるべし、或は後家下人と密懷のこと、五人組そその事跡をたゞし、速に所を拂ひ、家の家財のをさ
まりは公儀の裁許に可レ從也、次に家僕のこと、たとへ有得の町人たりと云とも、下人十人下女五人たる
べし、此外に下代幷子供の乳母を置ことは格別たり、分限よりすくなく可レ仕、下人下女ともに請狀寺
請狀を可レ究、下人仕ぎせ衣類は法度の通可レ仕、晴の時と云とも禁服の外不レ可レ用也、町人有得なる
にまかせ妾を多く置こと、太以て禁制、五人組これを改むべし、下代のこと、その身の親緣たりとい
へども、慥成證人證文をたゞし寺請をいたさすべし、下代の樣子見屆不レ申候はゞ五人組へ可二申斷一、主
人見付不レ申候はゞ五人組見聞次第たゞすべし、手代年季の間無二奸曲一つとめ候はゞ、應二其分限一愛
憐を加へ、人並に商買をも仕る如く可レ仕也、尤下代病氣のこと可レ入レ念、長病に候はゞ親類ども方へ
可レ遣、醫者のこと、五人組互に情を可レ出也、病人の事、五人組中間互に見屆、自分のさいかくに難
レ成醫者は名主方へ申ことはり、名主方より町醫者へ可レ斷なり、如レ此儀名主延引に及び病人あしく
なり候はゞ、名主可レ爲二曲事一也、町目付可二見屆一貧者の煩、棚がり・ひとり身のもの、猶以て可レ加二
下知一、死亡に及ばゞ五人組相あつまり見屆可レ申也、貧乏まぎれなく葬禮なりがたきは、五人組又は一
町としてこれを見屆可レ申也、次に物讀手習の師のこと、一町二町五町三町、其町によつて手習物よみ

の師を立、町中よりこれをつぐのい、子弟一類の若輩なる輩其外町人ども、閑暇あらんには相聚りて讀書手習可ㇾ仕なり、右の師その人によりて賂あるべし、大方二三人の扶助たるべし、讀書手跡よろしくば、則ゑらんで能町にうつし賂を厚くすべし、而して物讀手習の師に上より制法あるべし、その弟子どもも順番に師の宅にゆき、座敷の掃除をいたし、つくゑを直し書物をならべ、水を入、一人は惣ての給仕たるべし、朝には書をならい晝は手習たるべし、晩は作法進退を可ㇾ練、刻限をきはめて食事にゆく也、師を敬てその下知を可ㇾ守、刀脇指をさし來らば、相聚の間はこれを一所にあつめ置、かへる時に面々に授くべし、小童相聚の時他人來るべからず、子どもの内一兩輩目付を置て、無作法男色の事を改むべし、師匠身のをさめ、藝能のたしなみ、朝夕のつとめ可ㇾ爲二肝要一、その門弟子の內器用の者出來いたさば師匠を賞すべし、次に醫者のこと、是又町々に可ㇾ有、本道小兒外科各その町々に考へやどすべし、是又醫術をたゞし、病人をあてがい、そのつぐのいを可ㇾ仕也、その町の者は大小貴賤にかぎらず、醫者見屆療治可ㇾ仕、名主方より斷これあらば、遠所と云とも可二見廻一、もし藥料を心がけ醫師の本意を失ば、名主五人組相改、奉行所に可二申出一、藥料のこと、所のつぐのいをうくるものは所より藥料を不ㇾ可ㇾ得、他町の療治は格別也、但藥料金銀衣服何ほどより上を不ㇾ可ㇾ取と制す、醫療術を得ば上より賞せらるべき也、次に町中諸牢人宿かりの事、先主をたゞし請人證人をとるべし、朝夕のつとめ不ㇾ正、或は夜あるき、或は人あつめ、或は分限に過たる體有ㇾ之て、しかと仕りたる方へ

出入の沙汰も無レ之ば、五人組これを改て所を排ふべし、子細むつかしくば、奉行所に至て下知を可レ受也、惣じて天下泰平日久しき時は、家々よりの牢人多く、小者中間刀を用意いたし、羽織はかまをこしらへ名字を自らなのりて歴々の牢人になるあり、又初めは刀さし若黨などいはれしもの、器量骨法よくてついには侍のごとくいゝなす類あり、これに因て處々に牢人多く相聚まれり、故に中間小者、主人のゆるしなくては若黨になることを禁ずべし、主人ゆるして緣にあがらしめば其家を不レ可レ出、末々まで本主の下知に可レ從也、如レ此しては放埒の侍あるべからざるなり、又不レ得レ止歴々牢人いたせるは不便の義なり、相あつめて公義より一人の扶助をも與へられ頭を付られば、大用ともなりぬべき也、これに付ては制法さま〴〵あるべき也、次に出家社人宿かり、是以て證文あるべし、出家の身として町屋をもつこと堅く禁制也、勿論町屋に佛だんをかまへ、或は勸進のため佛體を路道に曝し、或は護摩壇を町屋に設けなど致さしむべからず、當分の借屋は格別也、久しくおくべからず、尤も人あつめをいたし談議をのべ、神道勸請などゝ號して奇怪を云ことを禁ず、尤又寺々より持出て古佛古繪をかけ人をあつむること禁制なり、次に坊主がつそう出家にてもなく、醫師物よみにてもなき輩は、必ず遊民奸曲のものあるものなれば、茶道咄のもの音曲の役人、又はたしかなる牢人は格別、不レ然ばこれを宿すべからず、宿をからば證人猶以て分明たるべきなり、次に奉公仕官の輩、町屋を持つこと堅禁制也、宿借は不レ苦、平生の行儀作法、五人組あらため考ゆべ

し、次に猿樂の事、主人持候ものは格別也、不レ然して町屋に居り町人に音曲を敎へ候事不レ可レ仕也、町人大體の時分相招ことは不レ苦也、次に出替の男女の事、出替の時分十日の外、請人處に不レ可レ居、請人に格別也男女一處に居るべからず、男の請人女の請人別なるべし、尤夜行博奕大酒を禁じ、五人組糾して私あるべからざる也、次に請人の事、何人と可二相究一、その處の奉行人この請人の外を立べからず、別の請人を以て置たる奉公人は、いかやうのことありても、公儀より取さばき不レ可レ有レ之、然らば請人その奉公人より何ほどのつぐのいと云ふことを定めて請に立べし、如レ此時は奉公人走りかくれても詮議なりよく無作法不レ可レ有レ之也、請人の制不レ正ば家僕の作法不レ宜もの也、次に日傭人の事、十五以下六十以上は、何方にても札なくて日傭たるべし、不レ然ば日傭のもの悉く札をつけ、衣類を一樣にいたし可レ然也、五人組相改め、家業をつとめずして日傭を取るものを禁ずべし、尤も日傭頭を定むるにあり、奉公人奉公をやめ日傭のものになることを禁ず、次に山伏・比丘尼・みこ・かんなぎの事、町中に相雜はり居るべからず、尤棚に社壇をかまへ奇怪を云ふことを禁ず、多く遊民奸曲淫亂の事此間にあり、次に諸勸進の輩願人、是又處々に於て改め、奉公人たるべきものは請人方へよびよせて糺レ之、町人たるべき輩、農人たるべきもの、各其出處親類知付にたゞして本へかへらしむべし、宿をかすべからず、次に座頭・ごぜの事、是は所緣分明に於ては宿をかすべし、但音曲なりものを以て人をあつむることを禁ずべし、物讀平家詠歌の儀は格別也、此内貧くして親緣舊知のたづきもなきは、五人

組相あらためて奉行へ告べし、親縁あらばこれをやしなはしむべし、次に馬かた・牛つかい・船頭・獵師・漁の者、各その中間あるべければ、互に相たゞし相救ふべし、博奕放埓なることを戒めて可也、次に非人乞食の事、三病の輩、かたわもの、親縁なくて路頭に口をもらふあらば官に告べし、官これを詳に改め、養ふべきの便無きをば一處にあつめ、高貴の人往來なからん地をゑらんで、宅をかまへ養をなすべし、此内奉公をも仕り可ㇾ然男女は、請人に相談して奉公せしむべき也、必ず路頭に口をもらはしむべからず、次に穢多の事、公罪を行はるゝ時これを執行せしむべし、そのおく處遠かるべし、牛馬の死せるをとりまかなはせ、たをれものあらば此を持はこばせべし、尤町中の掃除、非人乞食穢多の役たるべし、穢多牛馬の皮を剝取らば、乃其からだを埋むべし、牛馬の身を切取りて鹿狸の肉と一つにして人を僞ること甚多し、故に彼が中間に五人組を立て、その頭を申付て奸曲をたゞし、その職業をつとめしめ、衣類紋處にもそのしるしを定むべき也

〇定二市民之禮一

師曰、人として禮を知らざれば人たらず、國の人民多は農工商の三民也、農人は民間に禮をまふけ、工商は市廛に禮を定むるときは、三民各安んじて、國俗自然に正しき也、故に市民の禮まふけずんば不ㇾ可ㇾ有也、町人衣服の事、有得の町人と云とも絹紬地布のかたびらたるべし、十五已下五十以上は制外也、妻妾の衣類同前、金銀ぬいはく・すりはく・鹿の子・くゝし類禁ㇾ之、十歳已下五十已上は制

外也、下人下女は不レ殘木綿を用ゆ、夏は地布たるべし、晴の時たりともつむぎの外不レ可レ用、但五十以上は制外也、町人の肩衣袴木綿たるべし、さらし布高宮布禁レ之、有得の町人も肩衣不レ可レ着、冠昏喪祭の時は格別なり、足袋は皮を可レ用、羽織雨羽織帯皆布木綿等たるべし、漢の高祖令賈人不レ得衣絲乘レ車と出たり、古來其制あり、家宅の事、町並は町並を見合せ可レ仕、尤も儉約を用ひ、有得の町人たりとも座敷は八疊十疊じきたるべし、なげし張付板天井ぬり縁すり板すかし閣居數寄屋不レ可レ立、やね柱戸障子各制法あるべし、棚の事、孫びさしはり出しを廣く不レ可レ仕、火燒所に念を入、水道を利すべし、商賈たくさんの時分も町中へ出店をいたし往來をさゝゆべからず、家作の時分、材木土を道の中央まで出して道路をふさぐべからざる也、食物の事、有得の町人も一汁三菜たるべし、膳部男女ともに平折敷たるべし、ささゑいつかけ仕間敷也、尤茶を詰させ申すまじき也、振舞の事、元服婚姻、家督相續、葬禮法事、歳暮年頭、此分は二汁五菜を可レ用、諸器皆平をしき、足つけべからず、木具不レ可レ用、黑ぬり朱ぬりたるべし、これより疎草なるは不レ苦也、食後に濃茶あるべからず、後段の食物不レ可レ出、尤猿樂をよび、うたいは不レ苦、はやし仕べからず、その日には必ず町目付をよびてただしむべし、菓子一種たるべし、たとへ外より得ものありとも不レ可レ出レ之也、下人の食物、米味噌に念を可レ入、疎菜尤也、町人商賈の檀那出入仕處へ武士振舞へ行べからず、馳走のため見物人座頭小歌うたいをよび申こと禁制たるべき也、諸道具の事、先祖より持傳る處の器は格別なり、當時に於て梨

地蒔繪いつかけ地唐物等もちあつかふべからず、町人中間の出合他人來客たりとも、諸器右の禁制の物を不㆑可㆑出、父祖より所持すとも不㆑可㆑用㆑之也、次に元服の事、十五六兩年の內元服可㆓申付㆒、國名百官名不㆑可㆑用、兵衞右衞門は不㆑苦、其外きゝよく呼よき名を付べし、替りたる名不㆑可㆑付、先祖よりの名は格別也、元服已後は家々の商賈可㆓申付㆒、手代同前に可㆓召使㆒也、愛子と云とも元服已後あそばせ置こと、五人組可㆑改㆑之、二男三男猶以てそれ〲に可㆓申付㆒也、次に婚姻の事、有得の町人たりと云とも、長持二枝三枝、尤蒔繪いつかけゆたん不㆑可㆑用、（◎閣本作㆑仕）諸道具黑ぬりたるべし、金銀の道具ほりもの等仕るべからず、下女五人乘物二丁たるべし、乘物しげかなものを不㆑打、少も結構に不㆑可㆑仕也、下々の町人これに從てかろくすべし、尤音信贈答可㆑如㆑法、振舞可㆑爲㆑如㆓定法㆒、町目付五人組立合てその制を可㆑糺、三つ目五つ目の作法をごりを不㆑可㆑致、しき金堅停止たり、如㆑此法を違背有㆑之ば媒人五人組可㆑爲㆓曲事㆒、近き親類の外、酒を入音信贈答を致すべからず、長袴・のしめ・小袖、町中のけいご大挑燈、尤禁㆑之也、付たり父母同心不㆑仕娘みだりに密懷理不盡に奪取こと、其夫可㆑爲㆓罪科㆒也、次に葬祭の事、定法の通たるべし、五人組町目付立合ふべし、弔のため寺へ金銀を送ること、百ケ日迄の法事に銀十枚の上を遣すべからず、これに從て下々は減少せしむべし、道具一切不㆑可㆑遣㆑之也、服忌の事、可㆑爲㆑如㆓定法㆒、但し有得のものも商賈をやめ候事は三日七日たるべし、貧者はその日と云ともいとなみ可㆑有㆑之、忌中酒肉謠歌女色を禁ず、尤遊山翫水振舞堅く停止、五人組

町目付可ㇾ改ㇾ之、年忌弔の事、有得の町人と云とも銀十枚の上不ㇾ可ㇾ出、その下はこれに從て減少すべし、米を遣は五石たるべし、米銀相あはせてつかはすべからず、手前にて非人貧人に施行いたさんは志次第たるべし、出家をまねき候とも、金銀衣服を與ゆべからざる也、近隣を集め饗應すとも大酒謠歌に不ㇾ可ㇾ及也、家督相續のこと、忌明候はゞ家督相續の禮を行ふべし、名主五人組方へ時の肴を持參いたすべし、名主禮をあつくし、町中の諸法度式目を詳に申わたし、家業に精を出し可ㇾ勤ㇾ之ことを申わたすべきなり、是大禮也、五節句禮日の事、朔日には毎月名主方へ禮にゆくべし、五節句猶以て然り毎月の朔日に名主申わたすことと詳に可ㇾ承、正月は十一日に可ㇾ承也、諸事いんぎんに仕り、無禮緩怠を仕るべからず、十五日廿八日は略すべし、禮日は袴計也、大禮には上下の禮服を可ㇾ用也、朋友會禮の事、禮をあつくし饗應作法の如くなるべし、隱密の會夜咄夜泊堅くこれを禁ず、音信贈答の事、當座の菓子有合せたる肴たるべし、儉約を守り美麗を用ゆべからざるなり、町人武器用意堅く法度すべし刀脇指は格別なり、有得の町人と云とも脇指計さすべし、平生刀をさすべからざる也、處を離れて遠く出る時は、五人組にことはり刀を可ㇾ用なり、町人乘輿乘馬の事、堅くこれを制す、六十已上病人は格別也、乘輿かごたるべし、馬は荷鞍たるべし、乘鞍無用也、町人武家へ出入の禮、富有の町人たりと云とも、武士衆に交はるべからず、大小によらず侍より下座に付くべし、飲食の相伴堅く法度、尤客の席へ出座あいさつ、料理の引もの、肩衣はかまの取あつかひ諸事不ㇾ可ㇾ仕、その士家用事すむときは乃

去るべし、禮日は色代の上へあがる不ㇾ可也、尤も若年の輩武家へ往來して亂舞酒宴の興、可ㇾ爲二罪科一也、刀わきざしの取うり、唐物屋、其身座敷へ不ㇾ可ㇾ出、よび出さるゝとも法度の由申し不ㇾ可ㇾ出也

○立二市民諸式一

師曰、市民に諸式を立て諸法度を詳に示さゞれば、不ㇾ敎ㇾ民して殺すに似たり、彼只利を知て義を不ㇾ知、身を利することをのみ心とす、故に市廛の間にあるべきことを詳に計て、さきだつて是を示すべし、擧二孝廉藝能一と云ことあり、家持棚借共に、父母に孝行ふかき輩、兄弟の間無欲なる作法そのまぎれなく、其身の作法心入よくば、五人組名主相たゞして是を奉行に告べし、その品に由て褒美あるべし、古人閭に表すと云の心也、諸藝に抽てよくつとむべき町人あらば、是又告べし、その家々へ出してその事を習はしむべき也、道路往來の事、乘馬幷荷付馬は中たるべし、男子は右をゆき女子は左をゆくべし、王制曰、男子自ㇾ右、婦人自ㇾ左、車從二中央一と云はこの心也、百姓馬副町中のるべからず、神社の緣日、寺方談義參り、佛誕生法事葬禮の見物、老人小兒の外相あつまるべからず、大名武家往來の時は、町人いんぎんを以て禮を厚くし、無禮あるべからず、大名祝言事あらば、面面の家の前をそふぢあるべし、尤も商買にさゝわりなき如く道路のけいごあるべし、道路掃除の事、家々の水道をさらへ、家々の前路次あしき處をつくるべし、五人組相談せしめ、路次あしからぬ如く、可ㇾ仕也、五人組計にてなりかねば、名主相談の上一町にかゝり可ㇾ申也、一町としても難ㇾ成儀は奉行所に

告ぐべし、水をとし水ぬき橋大破に不ㇾ及まへかた、其處の町目付名主可ㇾ改ㇾ之也、大守往來の時は、家持ども自身道路の掃除に念を入れ、家內棚がり惡人あるをただし、二階を改め非常のものを不ㇾ出、火難をきびしくし、しとみやり戶をもはづし、女子は上にをき、口々に自身をり立て禮をあつくすべし、往來をふせぎ道をつくるべからず、夜中往來の事、急用の外は四つ已後は門戶をしめ往來せしむべからず、用事ある輩は挑灯を以て通るべき也、町役の事、守ㇾ式巡番にこれを可ㇾ勤なり、町年寄方より名主方へわりふの證文を出すべし、役錢の義は町奉行より其わりふを可ㇾ出也、不ㇾ然して奉加帳勸進帳まはるといへども、錢を不ㇾ可ㇾ出、その上諸役の次第、兼日その定ありて、每年人皆可ㇾ知こと也、その時々臨時の役あらんには、奉行急度わりふを可ㇾ出也、傳馬の事、馬をあつかふ町巡番に可ㇾ令ㇾ出ㇾ之也、その年の傳馬役の衆寡を改めて公用を制すべし、駄賃錢一里を以てその制を定む、町中へ運送の駄賃、なり次第に不ㇾ可ㇾ仕、是又可ニ相定一、傳馬役をつとめずして私に駄馬を持つことを禁ず、但自分の用事にいたすは格別也、されども祿地ある輩は民と利を爭ふと云べし、舟賃日傭賃、是又制法あらざれば市民利を貪るべし、棚錢の事、町によつて高下あり、表うらに因てその定めあるべし、惣て申し合せてかろく仕るべし、棚錢高直なれば、商賈人そのあきないに利を加へて世間のついへたる也借金の事、證文分明の上は、五人組名主立合すまさせ可ㇾ申、貧きものは家財家をうりてもつぐのはすべし、父祖の借金たりとも、その身豊ならばこれをすますべし、貧してつぐのい難き時は、或は半或

は三分の一なりとも、家財をうりてもつぐのはすべし、是風俗のかゝる處也、家屋敷賣買の事、五人組相たゞし、不ㇾ賣して不ㇾ叶子細あらんにはこれをうらしむべし、町中としてその直段を立べき也、手形證文分明に可ㇾ仕也、買候輩、名主五人組へ禮をいたし禮物を送り、名主方にて町の制法諸式をきくべき也、侍又は富有の輩、利賣のためにかひをくには、うらしむべからざる也、神社祭禮の事、家別に祭禮をかくること不ㇾ可ㇾ有、立願の輩は制外なり、神官社人までねりとほり神輿を拜せしむべし、所の氏神と號し氏子と云ふて、商賣をやめ祭禮の人衆に加はり、諸色のまなびをなすこと不ㇾ可ㇾ然也、神は非禮を不ㇾ可ㇾ受也、尤棧敷をかまへ見物を催し往來をやること、禁制たるべき也、遊山見物の式、花見月見に出づると云とも、その月に日限を定め、男の出る日女の出る日を定め、男女一同に出さしむべからず、其日は必ず巡行の役人相めぐりて、非常の者の往來狼藉の輩を可ㇾ拒也、見物のものにさわるべからざる也、讓狀の式あり、父存生の內讓狀分明の上はこれに可ㇾ任也、以前の讓狀分明也といへども、本人不屆ものに付相改ば可ㇾ任ニ後狀ㇾ也、父老耄或は愛子愛妾の儀に付讓狀相違あらば、可ㇾ任ニ先狀ㇾ也、讓狀、五人組名主その宛所たるべし、尤五人組の內兩人判形を可ㇾ見也、媒人の式あり、敷金を以てきゝ入るべからず、男女の年不相應なることをきも入不ㇾ可、男は十六才女は十四才已後婚姻を可ㇾ結、媒人の傾を可ㇾ定、言い入の音物音信送答、定式を守べき也、町人遠所へ行の式、商賈人と云ともその中間にことわるべし、何方へ行とも五人組名主に可ㇾ斷也、訴訟人公事人の式あり、町人

訴訟の儀は名主五人組承屆、本人を召つれて可ㇾ出なり、連々訴訟すといへども名主五人組不ㇾ承延引せば、その身計り可ㇾ出也、名主五人組曲事たるべし、町人のぞみ候事は何に不ㇾ因五人組申合可ㇾ出也、公事人は五人組同道すべし、公事の名代法度也、惣じて公事訴訟ともに、名主五人組より承屆、下にてすむ事は埒を明べき也、尤非分のすまし樣あらば可二直訴一、公事人評定の席に出るに禮法をたゞし武器をたづさゆべからず、賄賂を行て奸曲をなすべからず、町人出入の定式あり、父子の出入、當分のことは九分一分たりとも父の命に可ㇾ從也、財寶利欲に付ての諍論は四分六分たるべし、父母切々異見を加といへども、其子無作法これありて公禁をも可ㇾ犯ば、可ㇾ爲二罪科一、父母もし違二犯公禁一あらば是又罪科たるべし、兄弟出入は、四分六分の事は兄の理運たるべし、夫婦の出入、離別の上は女の道具衣類金銀速にかへすべし、難澁せしめば可ㇾ處二曲事一、女相果候已後子無ㇾ之ば、是又道具を可ㇾ返、但卅年に及ぶ妻女の義は格別也、主從の出入は父子の出入同前也、もし公儀の令にたがはゞ主人のがるべからざる也、密二懷他人の妻一の式、その處に於て男女打留ば不ㇾ及二子細一也、其外證據分明に於ては、せんさくの上男女同罪、中にも女の罪を重くす、めがたきの男の一類遺恨を存ば、從類迄可ㇾ及二罪科一也、たをれものゝ事、辻切にをいてはその近所の番人罪科たるべし、その處にて俄に死して行末しれざる輩は、日數を定めこれをさらして後、近所の寺に埋むべし、其地に札を立て一年をくべし、死人又はしめころしなどを棄置てかへらば、是又番人の曲事なり、しめころしの死人をさらし、たをれも

の同前の制たるべし、如ㇾ此こと速に名主奉行に告べし、その死骸をためしものにいたし引ちらすこと不ㇾ可ㇾ有也、牛馬六畜の死を路頭に棄しむべからず、穢多にわたしつかはすべし、不ㇾ然ばほり埋むべし、棄子の事、辻々に棄しむべからず、番人これを改むべし、これ又制法あるべき也、公儀の法令を詳に示すべし、第一耶蘇宗門を改、第二博奕を禁ず、かけの諸勝負を禁ず、無二子細一人あつめをいたし、夜久居、明家明棚二階等にあつまるを可ㇾ改也、第三遊女をかくし置こと、傾城町の外處々にこれを置こと、其風俗あしゝ、棚を不ㇾ開あきないものを不ㇾ出、帷幕をたれ屛風をたて戸障子をあげざる類、可ㇾ改也、第四奸民の宿をいたすこと、是必ず町はづれに多し、五人組を立て可ㇾ改、第五制外の町屋かし棚を禁ず、公役をつとめず、寺社の門前に町を立る類、伍々の制たゞしからず、必ず惡人をやどし遊女を置にたよりあり、末々の町さかゆれば本町をとろふるもの也、第六出家社人山伏、奇怪不思議の沙汰、これ人をまどはし風俗をあしくするがゆへに禁ず、第七順禮うてがう諸願人ぬけ參り等、こと〳〵く遊民にして國のつひえ也、堅く禁じてその人を改め、尤宿をかすべからざる也、第八夜行、必ず惡事の根たり、五人組これを可ㇾ改、この外時にとつて諸式の法令あるべし

〇制二市廛非常之變一

師曰、非常の變所をきらふことなし、故に市廛人の多くあつまるにはその制を堅くするなり、辻番の制あり、一町〳〵に木戸を立てくゞりを設け、左右に辻番をおくこと、町中より可ㇾ勤ㇾ之、一所に兩

人は或は三人、番所人二人をいるゝにたれり、棒さしなは續松を置、あいづのなりものをまふく、門のあけ立のこと、人の面みゆる時分に門をあくる也、人面みへざる時分大門を立てくゞりを開き、四つ已後くゞりをも立べし、月行事無㆓油斷㆒巡行すべし、非常の事あらば相圖を以て大番處に告べき也、如㆑此ときは非常の變なく、あるときは速に通じて滯なし、町人喧嘩の變、町人口論の上、刀脇指に手をかけ人に疵を蒙らせば、刀心のものを可㆑處㆓罪科㆒、尤合手死去に於ては可㆑爲㆓死罪㆒、其場の樣子具に見聞、町人に相應の式あるべし、人を殺し逐電の輩は、町人の請人可㆓尋出㆒也、その子孫にかゝるべし、父母へかゝることとも其罪の公私によるべし、童子誤て生㆓害明友㆒せば不㆑可㆑及㆓死罪㆒、但十二歳已後は不㆑可㆑遁㆓其難㆒、十二才の内にても、數日相かまゆる儀は可㆑及㆓詮議㆒、尤利刀の用意そのせんさく可㆑有也、町人かたき打の儀、其子細公儀に可㆓申達㆒也、その祖父公罪にあたる處をかたきと存じ返報の志あらば、從類まで可㆑及㆓罪科㆒也、その一類かねて異見を申し、承引なくば可㆑訴㆓名主五人組㆒、不㆑然ば一類の難たるべし、町人の被官喧嘩、互に蒙㆑疵か一方死人あらば、主人の心に可㆑任、尤五人組相談大法の如く可㆑仕也、被官私の喧嘩、主人にかゝるまじき也、町人口論の事、其場に有合輩速に取さへべき也、不㆑然して以來出入六ヶ敷ばその場のもの可㆑爲㆓曲事㆒、理不盡に打擲にあはゞ、堪忍の輩奉行所へ出て可㆑受㆓下知㆒、荷擔の輩は本人の罪より可㆑重、童子の口論不㆑及㆓沙汰㆒、双方の父母可㆑加㆓誓詞㆒なり、荷擔の者可㆑爲㆓曲事㆒、盜賊の事、刻限を定めをき兩方の門しまるの處、その町に盜賊あらば其所の

内たるべし、五人組名主改むべし、他所よりの盗は合圖次第町中挑灯を出しこれを改め、大番所にわたし可ㇾ申也、盗ニ小物一と云とも町中ゆるすべからず、奉行所へ可ㇾ出也、町中に於て喧嘩かたきうちの事、兩方の木戸をしめ、家々より棒を持出、すくめ可ㇾ申、立退輩は何かたまでも付屆たしかに可ㇾ仕也、番人取のがし候はゞ可ㇾ及ニ罪科一、酒醉氣違ものあらば町をくりに可ㇾ仕、刀心仕らば刀脇指をさへ町をくり可ㇾ然、打擲狼藉不ㇾ可ㇾ仕也、取者の事、公儀より咎人ありて取者あらば、双方の木戸をしめ出合ふべからず、にがし不ㇾ申ごとく可ㇾ仕也、武家方より仕物とりもの、付屆あらば、家主精を出しにがし不ㇾ申樣に可ㇾ仕也、少も咎人に荷擔不ㇾ可ㇾ仕也、火難の事、家々より水桶火消道具を出し、近所の火事にはかけ付消し可ㇾ申也、尤面々の家の上に遠見の者を出し、火ほこり落候處見付可ㇾ申也、五人組申合をき、その組中失火においては速かにかけ付るごとく可ㇾ仕也、一町の内にても手より次第もみけすごとく可ㇾ心付一也、大番所辻番のもの切々巡見可ㇾ然なり、火事場へ役人足を出す事、如ニ定式一相圖のしるし幷桶とびぐち持參、月行事さしそひ可ㇾ加ニ下知一、先にて荷物等紛失、又は人足物を拾ふこと、可ㇾ爲ニ曲事一、町目付詳に可ㇾ改也、遠所の火事にその場へ切々かけ付る輩、必ず盗賊奸曲のもとい也、速にこれを改め其子細を可ニ糺明一也、付火のこと、其罪科甚重し、親子兄弟まで可ㇾ處ニ罪科一也、見聞次第可ニ申出一也、風はげしき時無ニ子細一他行し、夜陰に往來をこのみ、家業なくして身をゆたかに持もの、必ず如ㇾ此奸曲あり、五人組詳に可ㇾ改也、火札の事、一人の意趣によつて大勢を苦ること、罪科付火のもの

同前也、五人組名主速にせんさく仕出すべし、札はられ候家主、處を立退べからず、札はり候惡人嫌疑のものを可㆓請出㆒也、狼藉もの丶事、町人幷に奉公人たりとも、其衣類爲㆑體人にすぐれ、町中にて狼藉をいたし、往來をなやまし商買人をいためば、大番所にこれを留め、奉行へ可㆓申告㆒也、事急においては、合圖のなりものをならし、惣番へ通ずべし、町はづれにて甲冑武具を帶し、大勢非常のものみへば、大門をうち合圖を以て四方に告べき也、町中にさらし者の事、四方の人相あつまるべき處に可㆑仕、その制、四方に垣をゆい、口を一方にあけ、武器を備へ、見物の輩を近くよすべからず、其わかちを詳にしるし、兩所ほどに札を立、人々見知る如くすべし、その咎天下の大禁を犯す者をさらす也、町人武器の事、町人武器を不㆑可㆑貯也、非常の變は番所にてあらため、名主處より制す、故に家持は棒ひねりとび口火消道具を用意すべし、刀脇指は格別也、鑓弓持來れるは不㆑苦、新規に仕るべからざる也

○規㆓百工之用㆒

師曾曰、百工者天下の用也、農その利をなすこと、桑とりかいこの衣服の制をなす事、各工によらざれば不㆑成、竹木藥草ありといへども工を用ひざれば家宅ならず、人民日用の器物こと〲く百工によらずと云ことなし、其工金木水火土を以て本として、皮毛角爪牙玉石の類相たすけて其用なる、周禮考工記曰、國有㆓六職㆒、百工與居㆑一焉、或坐而論㆑道、或作而行㆑之、或審㆓曲面勢㆒、以飭㆓五材㆒以辨㆓民

器一、或通二四方之珍異一以資レ之、或飭レ力以長二地財一、或治二絲麻一以成レ之、坐而論レ道、謂二之王公一、作而行レ之、謂二之士大夫一、審二曲面勢一以飭二五材一以辨二民器一、謂二之百工一、通二四方之珍異一以資レ之、謂二之商旅一、飭レ力以長二地財一、謂二之農夫一、治二絲麻一以成レ之、謂二之婦功一、智者創レ物、功者述レ之守レ之、世謂二之工一、百工之事、皆聖人之作也、天有レ時、地有レ氣、材有レ美、工有レ巧、合二此四者一然後可二以爲一レ良、材美工巧、然而不レ良、則不レ時不レ得二地氣一也、是古人百工を重ずる也、然れば百工の制各奸曲詐僞を不レ可レ爲、奸曲詐僞あることは、價をやすくして利を貪るにをこれり、是風俗のかゝる處甚大也、故に百工各その名を其器にしるすべし、改むるに其法宜し、諸細工人皆中間に五人組を立て相互に可レ改レ之、その子弟又は下代年を追て其職につく時は、其父兄より親に付て五人組の制あるべし、他國より來れるは奉行の命をうけて五人組に入べし、其器に因て地あり時ありてその制を全くす、利を貪てその制をたがへば、五人組改め出してたゞすべし、是百工の式なり、百工の用、衣類食具家宅の匠巧是その大本也、而して四民各用具あり、或は便用を利し、或は要害を逞しくす、こゝにをいて文武の具相成て、これを飾するに禮容を以てするにあり、故に衣類の織染裁制、食具の塗こしらへ高下大小飾、衣宅の制悉く禮に從て、分をこへ制の外なる器を致すときは、五人組是を改め正して、禁猶不レ已ば、所の名主或は町目付にことはり奉行に告ぐべし、是をあつらゆる人ありとも、ことはりて不レ可レ仕、百工此制を守る時は、下に禮をそむくの工人なくして上自ら正し、次に遊具淫器を禁ず、遊具と云は目を喜ば

しめ耳を樂しましむるの器、或は五節供に付て男子女子の翫好の器物、童子のもてあそび、各是遊器也是を事と致せば百工の用こゝに費ゆ、故に正月のはま弓、三月のひいな、五月の冑など云ものも、上より制法ありてその作者を定め、其事をはぶいて人の心の實に至る如くして、童幼の男女自然に風俗を正しくするが如き、是百工の用也、淫器と云は、身の眼目のみる處、耳にきく處、手足の所二運動一、その器によりて人の心をとらかし淫亂に至らしむる、是淫器也、淫巧とも云也、人の心惟危ふして、事にふれて必ずうつりやすく惑ひやすし、鄭聲をきいては喜び雅樂をきいては睡眠生ずるが如し、必ず是を禁ずべし、遊具淫器をこしらへて世を渡り身をすぐる者のために困究致すに似たりといへども、其の細工をうつして天下の用具の人數にいるゝ時は、用具こゝに足て上下の風俗自然に正しきに至る、是聖人の戒なり、月令曰、季春之月、命二工師一、令三百工審二五庫之量一、金鐵皮革筋角齒羽箭幹脂膠丹漆、毋レ或二不良一、百工咸理、監工日號、毋レ悖二于時一、毋レ或下作二爲淫巧一以蕩中上心上、又曰、孟冬之月、命二工師一效レ功、陳二祭器一按二度程一、毋レ或下作二爲淫巧一以蕩中上心上、必功致爲レ上、物勒二工名一以考二其誠一、功有レ不レ當、必行二其罪一以窮二其情一と出たり、百工いつはり多くして諸具皆輕薄ならんは、國俗實なく、人皆當座の事ばかりを事として、一時の間人の目をかざり耳をよくしてあとは皆すたるになること、利心甚深きが致す處なり、故に百工の用を正しくす、況や淫器をいとなみ淫畫を以て人を淫亂に入るゝ事、尤可レ戒の隨一也

○詳二商賈之用一

師曰、國に交易あらざれば有無を通ずること難し、是商賈の交易あるゆゑん也、而して商賈の法交易の道不レ詳ときは、民利を貪ることを專とす、故に功少して其あたいを高くし、其物を僞て其あたいを得んことを欲す、こゝを以て交易の商賈こと〴〵く僞詐を風俗とし、人皆商賈は僞詐のものときはむ、是人倫の正道を失て、渡世のために禽獸のふるまいを致になれる、甚不便の至也、是併人君の敎化によること也、國に儉德をこなはれず、人皆過奢を專とし、民に遊人多く、世久しく泰平に屬すれば只だ人の目をかざりよそほいを專として、義悉くかけ風俗頽廢して、萬事薄く其誠なし、是より臣の君をなみし子の父をなみすると云ふも、風俗不レ正禮節不レ定が所レ致也、周禮曰、司市（地官市官之長也）掌二市之治（治以理之）敎（敎以化之）政（政以正之）刑（刑以制之）量（量二多少一）度（度二長短一）禁（使レ勿レ僞）令、（使二之爲一）以二次敘一分レ地而經レ市、（以二所レ居之次一爲レ敘、分レ地以掌レ之）以陳レ肆辨レ物而平レ市（陳二物於市肆一、使二各以レ類相從一）大市（交易衆多）日昃而市、朝市朝時而市、夕市夕時而市、凡治市之貨賄六畜珍異、亡者使レ有、（物之無者常使二之有一）利者使レ阜、（有二利益一者使二之阜盛一）害者使レ亡、（物之害レ財者賤レ之使レ至二於亡一）靡者使レ微、（修靡者抑レ之使二微少一）是古之制也、然るに商賈の制品々ありと云ども、先其物品の始終を詳にするにあり、それとは諸品ともに其出る處の本あり、それをなすに工なくんばあらず、工でこれを致して世間に出してあきなはしむ以上何事にも三段のわかちあり、金銀の出る山ありて、それを取るの工を用ひ、取出してこれをあきのふ、是三段也、又金銀をとり出せるをうけて、細工人金銀をふきわけ、その形をなし

て、而して商人是をあきのふ、是又三段也、天下の諸品その物によつて其名相たがふといへども此三段に不レ出也、然れば此三段を詳にしてそのあたひを定め、其商賈を正しからしむべき也、天下商賈の物、衣服飲食の諸色、家宅の諸品、金銀銅鐵、草木土石、皮毛羽牙角雜品、すべてその物の出る處、それをあつめてこしらゆるの所、これを四方にあきのふもの也、その法先丈尺はかりなすの制を詳にす、次に正二諸品之價一と云へり、右の三段を考へて、その出る處の遠近人力を考、其こしらへ細工いたすの手間をつもり、これを商賈するの勞役入用を詳にして、その物のあたひを定むべし、周禮に胥師（市中官正之長）、各掌二其次之政令一、而平二其貨賄一、（平二其價一不レ使三擅爲二高下一）憲二刑禁一焉、賈師（知二物價一者）各掌二其次之貨賄之治一、辨二其物一而均二平之一、展二其成一（物之成者）而奠二其賈一、（使二之有一レ常）然後令レ市と出たり、天下の商賈甚繁多にして一々定めがたきに似たりと云へども、其物の出産する處不レ多、市廛にをいてこれを細工するゝ人又不レ多、しかれば處には奉行目付あつてこれを正し、市廛には中間に五人組を立てこれを正さんには不レ可レ相棄一也、中にも帝都公城の繁昌なる地にては人多く相あつまるを以て、諸色のあたい日々に增減ありて、奸曲の商賈利を逞しくすること多し、その故は、財寶を豐にたくはへたる商賈その中間ひそかに相通じて、その時のやすきものをかいこみ、そのきるゝを待て世間に出してあたいを高くし、或は魚鳥多ければそのあたいやすきがゆへに、悉く鹽にし乾して、わざと生魚を少なくして其あたいを高くす、或はやすき物を俄にかひとりて俄にあたいを高くすること、皆奸曲のなす處也、これ民間市廛の

制不レ正が致す處也と知るべし、又上に利を專とすれば下に商賈の奸曲あり、そのゆへは魚鳥諸色に運上を立て十分一をとるの事、古來その法あり、上に利を好む時は、運上をたかくあぐる輩にこれをうけしめ、分一を多く出す町人を賞すれば、奸曲こゝに行はれ、運上分一のたかきほどその賣物のあたいを高くするゆへに、物の價不レ正也、これ上に利を好む所より下に其費をこる也、又當時甚安くなりて、それを買置町人悉く困ときは、公よりこれを買て民を不レ困ことあり、周禮に、泉府（泉府委積之府）掌下以二市之征布一（征布廛人所レ斂之布）斂中市之不レ售貨之滯二於民用一者上、（市貨有二積滯一不レ售者則以二征布一買而收レ之）以二其價一買レ之、（使三民不レ喪二其本一）物揭而書レ之、（逐レ物表揭而書二其價一）以待二不時而買者一、（以待二民之乏レ用、）買者各從二其柢一、（柢音帝、本也）都鄙從二其主一、國人郊人從二其有司一、（主與二有司一即所謂柢也）然後予レ之、凡賖者祭祀無レ過二旬日一、喪紀無レ過二三月一、凡民之貸（借用也）者、與二其有司一辨而授之、以二國服一爲二之息一、（國服謂三民於レ國所レ服之業一、如二農圃之類一也、民貸物不レ取二其息一、俾下其出レ力以服二國事一以代中出息上也、）是聖人政を立て商賈のあたいをひとしからしむるの法也、民のかい來りし物うれずして其價のやすきをば、官より其本の直に買取て置て、民の急に入る時は則ち本の價にうつて民の用をすくふ、民のあたいを出すこと不レ能ば、官則それにあたへて價を不レ乞、或は貸與ゆる時はつぐのいを取て利息をとらず、是民の急事喪祭等の用に應ずる也、或は民急用ならずしてこれを買取てそのあたいを貸ときは、力役を以て利息として金銀を不レ取、是又其みだりなることを戒めんとのこと也、如レ此の政皆民を利して國用を通ずる計にして、聊財寶をあつむべきために不レ有也、その制あしければ必ずあやまりあり、漢の武帝桑弘羊が言を用ひて均輸の官を

郡國に置、京師に府を設けて時のやすきものを買て收納し、たかき時は出して官より是を賣る、これによつて富商大賈獨り大利を貪ることとなくして物のあたい高下なし、ゆへに是を平準と號す、史記に所レ出の平準書これ也、均輸と云は、諸國より京都へ所レ献の年貢租稅、其運送する費大なるを以て、其運賃をそへてその所の奉行へ直に奉り置こと也、奉行所々にたくわへ置て京都へ連々はこびのぼせ、其直のたかきをうりやすきはこれを買て收むること也、昭帝時、霍光輔レ政、令三郡國擧二賢良文學之士一、使三丞相御史相與語二人疾苦一、文學曰、理レ人之道、防二淫佚之原一、廣二敎道之端一、抑二末利一而開二仁義一、無レ示以レ利、然後敎化可レ興、而風俗可レ移也、今郡國有二均輸一、與レ人爭レ利、散二敦厚之樸一、成二貪鄙之行一、是以百姓就レ本寡而趨レ末衆、夫末修則人侈、本修則人懿、懿則財用足、侈則饑寒生、願罷二均輸一、以進レ本退レ末、大夫曰、匈奴皆叛、數爲二寇暴一、備レ之則勞二中國一、不レ備則侵盜不レ止、先帝哀三邊人之愁苦爲二虜所一レ俘、乃修二鄣塞一、飭二烽燧一、屯レ戍以備レ之、邊用不レ足、故置二均輸一、蓄レ貨長レ財、以助二邊費一、今議者欲レ罷レ之、是內空二府庫之藏一、外乏二執備之用一、罷レ之不レ便、夫國有二沃野之饒一、而不レ足二於食一者、器械不レ備也、有二山海之貨一、而不レ足二於財一者、商工不レ備也、隴蜀之丹砂毛羽、荊楊之皮革骨象、江南之柟梓竹箭、燕齊之魚鹽旃裘、兗豫河之漆絲絺紵、養レ生奉レ終之具也、待レ商而通、待レ工而成、故聖人作爲二舟檝之用一、以通二川谷一、服レ牛駕レ馬、以達二陵陸一、致レ遠窮レ深、所下以交二庶物一而便中百姓上也、文學曰、有レ國有レ家者、不レ患レ貧而患レ不レ安、故天子諸侯不レ言二利害一、大夫不レ言二得失一、蓄二仁義一以風レ之、勵二

德行以化之、是以近者親附、遠者說德、王者行仁政無敵於天下、惡用費哉、夫導人以德則
人歸厚、示人以利則人俗薄、俗薄則背義而趨利、則百姓交於道而接於市、夫排困市井防塞利
門、而民猶爲非、況上爲之利乎、傳曰、諸侯好利則大夫鄙、大夫鄙則士貪、士貪則庶人盜、是開
利孔爲人罪梯也、夫古之賦稅於人也、因其所工、不求其拙、農人納其穫、工女效其織、今釋
其所有、責其所無、百姓賤賣貨物以便上求、間者郡國或令作布絮、吏恣留難、與之爲市、吏之
所入、非獨濟陶之縑、蜀漢之布也、亦人間之所爲耳、行姦賣平、農人重苦、女工再稅、未見輸
之均也、縣官猥發闔門擅市則萬人並收、並收則物騰躍、騰躍則商賈牟利、自市則吏容姦豪、而
富商積貨儲物以待其急、輕賈姦吏收賤以取貴、未見準之平也、蓋古之均輸所以齊勞逸而便
貢輸、非以爲利而賈物、大夫曰、往者郡國諸侯各以其物貢輸、往來煩難、物多苦惡、不償其費、
故郡置輸官以相給運、而便遠方之貢、故曰均輸、開委府于京師以籠貨物、賤則買、貴則賣、是以
縣官不失實、商賈無所牟利、故命曰平準、準平則民不失職、均輸則人不勞、故平準均輸所
以平萬物而便百姓也、古之立國家者、開本末之塗、通有無之用、故易曰、通其變使人不
倦、故工不出則農用乏、商不出則寶貨絕、農用乏則穀不殖、寶貨絕則財用匱、故均輸所以通委
財而周緩急、是以先帝開均輸以足人財、王者塞人財禁關市、執準守時、以輕重御人、豐年
則貯積以備乏絕、凶年歲儉則行幣物、流有餘而拯不足、戰士或不得祿、今山東被災、賴均輸之

蓄倉廩之積一、戰士以秦、儀人以振、故均輪之蓄、非レ所下以賈二萬人一而專奉中兵師之用上、亦所三以振二困乏一而備中水旱上也、古之賢聖理レ家非二一室一、富レ國非二一道一、理レ家養レ生必於レ農、則舜不レ甄レ陶、而伊尹不レ爲レ庖、故善爲レ國者以レ末易レ本、以レ虛易レ實、今山澤之材、均輪之藏、所下以御二輕重一而役中諸侯上也

丘文莊曰、桑弘羊作二均輪之法一以爲二平準一、觀下其與二賢良文學之士一所二辨論一者上、大略盡レ之矣、然理之在二天下一、公與レ私、義與レ利而已矣、義則公、利則私、公則爲レ人而有レ餘、私則自爲而不レ足、堂々朝廷而爲二商賈貿易之事一、且曰、欲二商賈無下所レ牟レ利、噫商賈且不レ可レ牟レ利、乃以二萬乘之尊一而牟二商賈之利一可乎云云、是均輪の說必ず利を增に至るゆへんなり、この後に漢の王莽五均の官を置て周の泉府に比し、宋の安石市易均輪の說ありといへども、皆其制民と利を爭て、民を利するの故にあらざ也、人君富四海を保て何の利を爭はんや、唯國用を豐にして民の貧富を不レ叶ざでもひとしくせんとの政こそ、聖人の法と可レ謂也、後世に至て民皆利を逞しくし、富民居ながら財寶を其所にして、(○五字闕本作共にしいて)そのあたいを高下せしめ、又は各商賈の事を云合せて利をひとしくして、物の直を一様に致す事をなす、皆是奸民の所レ私也、物所レ出に遠近あり、所レ成に遲速あり、同じき物と云ども、其所レ蓄所レ得に因て高下なくんばあるべからざる也、商民これを一にして利をし逞くせんとすること、甚奸曲の所レ成也、明二商賈之禁法奸曲一也、王制曰、用器不レ中レ度不レ鬻二於市一、兵車不レ中レ度、不レ鬻二於市一、布帛精麤不レ中レ數、幅廣狹不レ中レ量、不レ鬻二於市一、姦色亂二正色一、不レ鬻二於市一、五穀不レ時、果實未レ熟、不レ粥二於

市一、木不レ中レ伐、不レ鬻二於市一、禽獸魚鼈不レ中レ殺、不レ鬻二於市一と出たり、孟子曰、數罟（古者網罟必用二四寸之目一、魚不レ滿レ尺市不レ得レ鬻、數密也）不レ入二洿池一、魚鼈不レ可二勝食一也、斧斤以レ時入二山林一、材木不レ可二勝用一也と云へり、商賈いたす物品制を失すれば天地の生々不レ全、人の嗜欲かぎりなく、終に天下の風俗相やぶるゝ也、凡そ魚鳥野菜菓類に初物と號してもてはやすこと、是飲食の欲より起て、其實は難レ得ものを以て人にほこる也、これに因て商賈爭てこれを得、天地の間無盡藏の造物なれば、このみの熟せざるをゝとし、魚鳥の未だ長ぜざるを殺すと云とも、盡ることなきことはりなり、又是を買ほどの人は、財寶の足らざるにもあらざる也、然れども聖人の道人に敎るに天地自然の禮を以てして、その欲を節するにあり、故に天地のままに事をいたして無理を不レ可レ仕と云へる心得なり、こゝを以て飲食の物皆制あり、衣服材木各その禁法あり、たゞし凡下のものゝ衣服は丈尺あまりて不レ入、材木制にあたらずして可なれば、これには制法あるまじきに似たれども、その禮容を盡さしめんことを欲して、其制を詳にする也、末々まで違ふことあるべからず、故にこと〴〵く格物して禮を以てその商買物を定め、禁法を堅くすべし、次に商買の物によりて奸曲あることあり、米穀薪蒭飲食のもの、衣類用具のたぐいまでに、似せものを致して人を僞はり、買ものと相對してのことなれば、買もの見ちがへたるは賣手の誤りに非ずと思ふこと、甚奸曲也、買來れる物相違ありて米にもみを加へ耗を多くいたし、薪の數をちがへ、酒に水を加へ升目を少くし、かはれる酒を用ひ、衣類に湯入・鼠くい・やれそこねたらん所をかくして

賣に於ては、買來るもの則これを五人組に告、糺明の上罪科に可ㇾ處、ことに食物に毒をまじへたる類あらば、五人組ともに可ㇾ處二罪科一なれば、買來りこれを食せしもの大病をうけ死亡に及ばんに於ては、せんさくの上商人從類を罪に可ㇾ行、只ありていに相對して更に僞を不ㇾ用にあり、是ぞ商賈人の間に五人組を立て、詳に中間をせんさくするにあるべし、次に女子童子幷遠國の百姓小者に對して似せものをうり、直段をいつはり過分のことを致すに於ては、五人組聊すてをくべからず、その輕重を糺して咎に可ㇾ處也、富有の町人たりとも、買手に對して無禮過言を不ㇾ可ㇾ致也、次に商賈に伍法を立て、その中間を五人組にいたし、その中間として公禁をたゞすべし、直段をしめしあはせ高下仕るためにはあらざる也

〇正下市廛害二風俗一之甚上

師曰、市廛は市の相交りて其便用を利する地也、故に市廛市民の制に因て、士の風俗必ずたがふもの也、故にその制を詳にすべき也、第一、士と町人と相對する禮前に出ㇾ之、その用所すまば町人退去すべし、食をくらふことをゆるさば側に入て食すべし、かりにも足付の膳たるべからず、富有の輩たりとも此制をそむくべからず、日比出入の士家たりとも、相伴密會可ㇾ處二罪科一也、第二、町人侍とあきないを一に致すこと、手形證文ありと云とも、云こと出せば侍より預る金銀不ㇾ殘町人に可ㇾ與也、その士つみあるべし、尤町人へ侍方より借金口入仕るべからざる也、第三、問屋前より直に侍大名衆へ

うりかいを不レ可レ致、尤侍屋敷にある處の野菜諸色買べからず、五人組これを改むべし、其あたい買取町人に可レ與レ之、第四、立賣ふりうりのこと、衣類その外金銀の入目重きものを、下々小者路頭にて立賣の輩あらば、その町より改むべし、絹うり木綿うりは兩三人づゝ可二往來一、少しも武士方に於て無二心元一ていあらば、近所の番所隣家へことはるべし、番所隣家のもの相たゞすべし、賣手堪忍仕ると云とも、きゝ付見屆し輩さしをくべからず、已後知れ候はゞ隣家番人可レ爲二同罪一也、第五、古衣買中間に五人組を立、買來るもの、屋敷の名うりての名詳に可二聞屆一、尤一人の手前よりかはず、をんみつの所にてうりかい不レ可レ致、その衣類ふしんあるか、格別直段下直ならば不レ可レ買也、盜みもの買取輩は、以來五人組まで罪科たるべし、第六、ふるがね買、是又右同前、橋門のかな物・小刀・木わり・ひつて・古ほうてうの類持出てうるもの不レ可レ買、その家に入て見定め可二買取一、盜物かいとらば五人組までせんさくの上に可レ爲二罪科一、第七、質屋の制、確かに證人をとりて質をとるべし、其身の分限に不二相應一道具持來る輩は、必ず盜みものたるべし、以來あらはるゝに於ては質屋の罪たるべし、第八、菓子あめうり等、童子小見の持來る器物に取かへてうり遣すべからざる也、第九、茶屋の制、時のくい物を可レ仕也、遊女を置、淫巧の器物、堅く法度いたすべし、座敷がまへ制法あるべし、第十、煮賣の輩堅く法度可レ仕、奸人こゝに會す、且禮容をみだる也、都城の外一里二里を去るの處に茶店あるべし、道路にをくべからず、第十一、傀儡みせ物の町一所にあるべし、左右に大門大番所を立、非常を

禁ず、供のもの二三輩より多く連れたらん衆尤乘馬肩輿の歷々不ㇾ可ㇾ入、女子老人小兒は格別也、第十二、傾城町のこと、都城その外人多く相あつまるの處には是をまふく、是人の氣をはやく發して淫亂に及ばしめざらんため也、其制凡下僕隸の爲に設けたる如くあつべし、故に其町不ㇾ遠二其地一、間道なく、唯一方に門を立、口に大番所をまふけ、兵卒武器を備へて非常を禁ず、而して遊女の制その値をかろくす、衣類絹紬その染色制法を定めて美麗ならしむべからず、座敷がまへを不ㇾ致、振舞一汁三菜ならしめ、その地に至ること、供のものなく、刀は番所にてこれをさゆべし、刻限夜中に不ㇾ令ㇾ行、改めよき時分を定法とす、晝夜こゝに泊ることを禁ず、第十三、うてがう・諸願人・祭文の山伏・鉢ひらき・かねたゝき・夜念佛・神子・鈴ふり・比丘尼、此類往來を禁ず、町中に不ㇾ可ㇾ置、付たり、辻算・路頭の代待・かけ綺の勸進あるべからず、第十四、商賈往來の地嚴二法令一、大分の金銀諸器荷物往來の間、若途中に於て紛失すること不ㇾ可ㇾ然、故に道路の驛長、津々浦々の問屋、舟がゝり湊々に水印を立て、常燈を設けて其海上を明かならしめ、國用を利し民の生々を全くす、もし荷物をはね、船そこなたる處、商人道中にて荷物紛失、其身の夭死あらば、宿主馬方速かにあらため、處の五人組名主各詳にたゞすべし、第十五、市稅を寛にすと云へり、これは商賈の物の分一を官に收むること也、是を抽解とも抽分とも云、此法重きときは商賈大に著で其貨物の直甚高し、故にこれを正しくして分一を減ずべし、第十六、諸色の座は僞りあらん物をたゞすに用ゆ、不ㇾ然して市民私に座を立、或は中

間申合せ直段を高下し、或は惣の直と同じことにいたす、皆奸民のわざにして風俗のかゝる所也、第十七、問屋の外なみの町人土藏をかまへべからず、當座の物置を仕ることは不レ苦なり、第十八、異國の商船勘合の事、是遠人をきたすの政なり、其湊に政所を立奉行を置、異國の商船を入れ、その人を一所に置、本朝のもの常に不二相通一、只有無を互に替ふ、金銀を外夷に不レ可レ與、唯所の土産をかへ合すべし、凡そ天下の富土地の廣き、外夷の物を不レ待して事たりぬべし、藥種に於ては本朝になきもの多けれども、又代用て其用たりぬべし、香木毛織等不レ足レ用、却て奢侈のかゝる處なり、然れども懷二柔遠人一は聖人の政なれば、只其制を正すべし、漢より始めて互市之法あり、宋に至て立二市舶一也交易海舟也と云へり

〇論二糴錢之法一

師曰、萬物の用穀を以て最上とす、故に米穀を商賈の輩、その利を私して或はかい置を致し、四方通合せて其價を高下せしむる時は、天下常に飢饉に同じ、故にその制を要とす、古來平糴の法と云ことあり、糴はかいよねとよめり、是は官に米穀を多くたくはへて、所のたかき時はこれを出して民を利し、やすき時は官に買て民の苦みに不レ至が如くいたすこと也、異朝には齊管仲魏の李悝に事をこれり、齊管仲相二桓公一、通二輕重之權一曰、歲有二凶穰一、故穀有二貴賤一、令有二緩急一、故物有二輕重一、上令急二於求一レ米則民重レ米、緩二於求一レ米則民輕レ米、所レ緩則賤、所レ急則貴、人君不レ理則畜賈游二於市一、謂二賈人一乘二民之不一レ給、百二倍其本一矣、以レ十收レ百民有レ餘則輕レ之、故人

君斂之以輕、民不足則重之、故人君散之以重、（民輕之之時官爲斂糴、人重之之時官爲散之）凡輕重斂散之以時、即準平、守準平使萬室之邑必有萬鍾之藏、藏千萬、（六石四斗爲鍾、鏹錢貫）千室之邑必有千鍾之藏、藏鏹百萬、春以奉耕、夏以奉耘、耒耜器械、鍾鑲糧食、必取贍焉、故大賈畜家不得豪（謂輕傷之）奪吾民矣、又曰、國之廣狭壤之肥墝有數、終歳食餘有數、彼守國者守穀而已矣、曰某縣之壤廣若干、某縣之壤狭若干、則必積委幣、（委蓄也、各於州縣里蓄積錢幣、即上文萬室千室所藏者、）於是縣州里受公錢、若下令謂郡縣屬大夫里邑、皆籍穀入若干、云云、魏文侯相李悝曰、糴甚貴傷人、（人謂士工商）甚賤傷農、人傷則離散、農傷則國貧、故甚貴與甚賤、其傷一也、善爲國者、使人無傷而農益勸、是故善平糴者、必謹觀歳有上中下三熟、大熟則上糴三而舍一、中熟則糴二、下熟則糴一、使人適足、價平則止、馬端臨曰、古今言糶糴斂散之法、始於齊之管仲魏李悝、此則桑孔以來所謂理財之道、大率皆宗此說、然山海天地之藏、關市物貨之聚、而豪强擅之、則取以富國可也、至於農人服田力穑之贏餘、上之人爲制其輕重、時其斂散、使不以甚貴甚賤爲患、乃仁者之用云云、此皆民のために米穀を出入して其災害をのぞくの政也、歷代常平倉義倉社倉の說（具用詳救患之備）これによりて起れり、宋の神宗に至て、王安石が言を用て青苗の事行はる、青苗と云ふは、なはしろの時分民に錢をかして其利息二分を出さしむ、たとへば一百文をかして息二十文を出さしむ、春これをかして夏をさめ、夏かして秋をさむ、而して是を以て民の利とす、然れども錢民の手に入る時は、必ず是を以て費となして民に利あらず、こ

れをつぐのふ時に民傷む、息を取るがゆへに民苦しむ、不レ能レ出ものは抑て是を皆納す、皆其民を利するにあらずして、唯財をあつむるに至る、こゝに於て民大に苦みて、終に此法とゞまれり、然れば民を利するの政也といへども、詳に不二糾明一ときはその法必ず亂る、尤可レ愼也、凡そ天下の財貨は天下の財貨にして外にもるゝ處あらざれども、專ら富民の得ものと成し貧人次第に困究せんことは、民を利し國用を通ずるの道にあらざるを以て、和買和糴と號してこれをひとしくせしむるの政なくんばあるべからざる也、令曰、凡一位以下及百姓雜色人等、皆取二戸粟一以爲二義倉一、分レ富賑レ貧、其情合レ義、故曰二義倉一也 是又本朝米穀をたくはへて其饑を救ふの政也、次に鑄錢の制のこと、錢は國用の大利にして、民間これなくんば不レ可レ有也、金銀のたぐいはこれを細に分つときは必減じて其用不レ足、布帛の類これを切斷ては其あと用に不レ立、米穀の類は不レ入とき是を置くに所をせばめ久而必減少す、こゝに於て錢を鑄せしめて、多少其利に叶はしむるゆへに、是を置に所をせばめず、久して不レ減、或は金銀にかへ或は米帛用器に替て其國用尤利す、是錢の天下の寶たるゆゑん也、故に官に其場を定め、大小厚薄を定めて輕重をたゞし、其制法を糾明して、遠近各是を用ひしむる也、もし私を設けてこれを鑄るものあらば禁法を重くす、是法を破て錢を少さくし輕薄ならしむるを以て、ついに眞僞相亂風俗そむくの本たり、然れば地を定め制を具にし、銅ををしまず工人をゑらんで常に是を鑄せしめて、天下の用あまねからんことを欲するなり、凡そ財寶は天下の便用を利するにあり、而して其物に高下ありて其通用を自由

ならしむるの物なくんばあるべからざる也、是故に上古より錢の制ありて、或は皮をきざみて印を押或は紙を切て證文をしるし、是を以て通用の物とすといへども、この損ずること速にして、其僞をなすに易し、こゝを以て銅を鑄て錢とし、其文字を鑄付、その厚薄を一にし、大小をひとしくす、是人に僞ること難成、久してそこねず、やけて又用となるの利多ければ也、異朝の制を考るに、管子に禹以歷山之金鑄幣（幣は錢也）と云へるはこのこと也、されば以珠玉爲上幣、以黃金爲中幣、以刀布爲下幣といへり、刀と云へるは今の錢にして、其形圓にして內に方孔をけたにす、太公立九府圜法、黃金方寸而重一斤、錢圜函方、（外圓而內孔方）輕重以銖、（金以斤爲名、錢以銖爲重也）布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲疋と也、刀は以利於民これを刀と名付くる也、布は取布官之意布と名づけて、是又布を以て物にかゆる也、而して實は刀布ともに錢の名とす、（周禮行之曰布、藏之曰泉）周泉布の號あり、泉は則錢也、古の錢其形古の泉の字也、後人代るに以錢字也、周の景王の時初めて大錢を鑄て、文曰寶貨、肉好皆有周郭、（內郭爲好、外郭爲肉）これ錢に文を出すの初め也、年號を鑄ることは劉宋の孝建より起て、唐の高祖開通元寶の錢を鑄せしむ、每十錢重一兩、一貫（一千也）重六斤四兩也、是得輕重大小之中、（丘文莊曰、今之一兩即古之二十四銖計、一錢則重二銖半、古秤比今秤三之一、則今一錢爲古之七銖以上也）此より已後宋金元皆此式を用ひて年號を鑄付、輕重唐の制に準ず、（自漢鑄五銖錢至唐皆用之）明に大中通寶・洪武通寶・（太宗）永樂通寶等ありといへども、又唐の制にしたがへり、紙錢は古は券書と云、本朝の手形證文の心、周禮官府之八成に傅別と云是也、特民間私爲符驗、交易のものにあらず、漢の武帝皮幣

を作れり、唐の憲宗飛錢を用て初めてこれを楮幣とす、宋に至て蜀に交子の法あり、一交三年而換是を交會と云、高宗の時改二交子一曰二會子一神宗朝皮公弼言、交子之法、以二方寸之紙一、飛錢致レ遠、然不下積レ錢以爲レ本、亦不レ能中以二空文一行上と云へり、是錢を以て本として紙錢を行也、金に交鈔を置、是桑皮を以てこしらへ、卽以二字紋一也、皆是紙錢の制より起れり、凡そ天下の國用を利すること、金銀銅錢に過ることあらず、銅錢の外に飛錢を制して是を以て事を通ずるは、皆末々の議にして、或は失し或はそこなふて其利不レ宜也、唯公私通用する所の利不利を計るにあり、丘文莊曰、天立レ君以子レ民、付二之利權一、使三之通融以濟二天下一、非三專以爲二一家一人用一也、所下以通二百物一以流中行於四方上者幣也、金銀之屬、細分レ之則耗、布帛之屬、片二折之一則廢、唯鑄レ銅以爲レ錢、物多則予レ之以レ多、物少則予レ之以レ少、唯所レ用而皆得焉、且金銀出二於天一、幣帛出二於人一、錢也者合二天人一以成二其器一、銅天生者也、銅而成レ錢、則人爲レ之矣、自レ古論二錢法一者多矣、唯南齊孔顗所謂、不レ惜レ銅不レ愛レ工、此二語者萬世鑄レ錢之良法也云云、本朝又鑄錢司の官を立て其制法を詳にし、私に錢を鑄て官の錢に相亂ることを禁ず、天平寶字四年に開基勝寶の錢を鑄、又萬年通寶の錢を鑄る、銀錢金錢各其文をかへて、銀以レ一當二銅十一、金錢以レ一當二銀錢十一、其後歷代に各鑄錢の事あり、是銅錢年序をへて其質こと〴〵く減少するを以て、商工これをゑらむに暇なきを以て、新錢を行て其政をひとしくし、國用を利せしめんとの心得也

○立二市民之長一

師曰、市民の長を不レ立ときは市民の教化不レ正、各奸曲をかまへ、風俗詐僞に及ぶべし、是古の司市の官、本朝の市正にして、武家にこれを奉行と號する也、職員令左右京職の下に東西の市司あり、掌下財貨、交易、器物眞僞、度量輕重、賣買估價、禁二察非違一事上と出たり、この下に正一人、佑一人、令史一人、價長五人、物部二十人、使部十人、直丁一人あり、各市司の屬官なり、案ずるに、市民の長可レ心二得一事、其本安二工商一、利二交易一、正二風俗一にあるべき也、安二工商一とならば、工商の業を詳にして、諸職人諸商買人の品々、その安否いかやうにして安ずべきことを晝夜心をつけて其用を制すべき也、利二交易一には、商買の法を定め、其事物の可レ然のりをよくきわめ、眞僞亂法なからしむべし、而して教を詳にし、士民の禮を明にし、訴論刑獄を詳にし、其輕薄を抑へて篤實に至らしむる、是風俗を正しくする也、風俗不レ正ときは、市民安んずと云へども不レ以レ道也、不レ以レ道時は教化と云べからす、教化あらざれば豐にさかゆると云とも猶ほ禽獸の如し、豈に聖德の化と可レ謂や、然して奉行平日の勤めあるべし、若逸樂をこのみて市民の事を心に不レ入、己が職分を輕しとせば、必ず官に怠慢あるべし、又我知を立て古の則を不レ考、或は古例に泥んで當時の相應を不レ知、皆あやまりあるべし、故に能く身に行跡をつみ、德をねり才を逞しくして、而して先官の作法先例、當時この所にて今の人に可レ用子細を分別し、而して後に市民の用をなすにあり、右市司奉行に可レ屬役人あるべし、非常の制を戒しむるに士及び輕卒あり、これ今の與力侍歩卒の同心など云もの也、囚獄の司ありて、非常のもの

くゝ上より預け與ゆ、祿ゆたかなりとも下司あるべし、奉行より下司に至るまで、町中の賄賂音物を不レ受、町人の饗應を禁ず、尤も出入信仰の寺社たりとも、奉加勸進のこと堅く口入不レ可レ仕、すべて町中の役儀役錢天下人民のためをはかり、私を以てすべからざる也、ことに訴訟公事の品々はかやうの頓知才覺にまかせて其實を不ニ糾明一こと多し、事延引に及ぶと云ども、一度に諸品をすます可から(◎ら間本作り)に不レ仕、一々念を可レ入、きく者は一人、云者は數十百人のことゆへに、皆一例に推し、奉行ず、人々奉行所に出てその裁許を待つことは大方の事にて不レ可レ叶、詳に糾明せずんば人情をつくすと云がたし、況や生死のかゝる公事、身體のやぶるゝ訴訟、不レ疎こと也、故に酒色に放逸し世事にいろいては、市民の情不レ可レ盡ニ其實一也

〇置ニ巡察之官一

師曰、市司奉行の外に、時を以て巡察すべき官を置いて、奉行の敎化其しく所しるしありやと云ことを可レ考也、此官人の下に夜巡昔廻の者を置、市廛の間毎日巡見して是を糾すべし、先巡察の官幷に夜廻り昔廻りともにその制法を立べし、其制法不レ明ときは巡察ことごとく市民の害となり、商賈これがためにやみ、市民これがために勞役す、故に巡察の官は、只市廛の間を往來してその實を見聞し、はかります丈尺のたがい、物の價の高下、座運上問屋番人をたゞし、非常のものを改め、人大に相あつ

なりて喧嘩狼藉に及ぶべきをたゞし、訴狀をあげて事を告、その末々にたがいあるを拾遺補闕するの官たる也、夜廻晝廻其形をかへず、ひそかに往來の人に交りてめぐるべし、非常のものあらば則大番所に告べし、尤名主方に其廻人のわりふの證據あるべき也、而して其相めぐるに時あり、大風大雨大地震の時分、火難盜賊のあるべき時分、月見花見見物遊山あるべき時、神社の緣日祭禮の時分、その外非常臨事のことあらんには必巡察あるべし、其可レ廻地、海邊・川ばた・堀ばた・人遠き町はづれ・堤川除・林木叢草あるの地・見物町市の立つ地、如レ此處皆非常の事あるべき所なれば、心を付て巡見すべし、尤もその所のさゝわりとなるべからず、然れば奉行の敎化よく行はるゝや不レ行やと云ことと分明に知れて、民情彌かくれず、奉行又私なく、自然に德化行なはるべき也、されども其制不二分明一其實あつからざれば、奉行と巡察の官ひまありて、町の民人皆くるしむになることあり、尤可レ愼也

○寺社之制

師曰、天下の民農工商にして、此を敎ゆるを士と云、此外に無家の業して天下の農業を費やし家宅をせばむる、是當時の寺社なり、然れども久しく因循して、今速に釋氏をたち淫祠をこぼたんとすること、又聖人の敎化にあらず、唯其制を詳にして、寺社ともに其家家の作法をつとめしむべし、神祇令僧尼令に所レ見、尤信用するにたれる也、凡そ寺院の事、在家市廛士家に近かる不レ可、四方の邊地を以て是にあつべし、其地不レ以二廣大一、以レ有レ便二葬地一、尤不レ爲二市廛借地一、不レ作二田園一、廣二葬墓之地一、少二寺

院一也、寺院のこと、不レ高不レ大、專用ニ儉疎一、不レ貴ニ粧嚴一、ほりもの釆色はり付を不レ致、只法事弔の用を以て充レ之、次に在ニ寺院一の法、朝夕のつとめ不レ可ニ怠慢一、佛前墓所の掃除をきはめ、石塔位牌に麈を不レ置、貧者賤者たりとも過去帳を以て忌日のゑこう不レ可レ怠也、亡者の弔華麗粧嚴を禁ず、施主の布施物定法の如くなるべし、貧賤のもの也とも弔葬のつとめ不レ可レ忽也、卵塔位牌の大小、木石の寸尺、可レ有ニ定法一、年忌法事猶以て不レ可ニ怠慢一、右の時分も俗人に時齋を與ふべからず、相聚る僧計如ニ作法一饗應あるべし、次に俗人をふるまふべからず、出家中間の會席不レ苦、一汁三菜の外を禁ず、酒を禁じ、男色を禁じ、音曲歌舞を禁ず、俗人持參するとも魚肉を入べからず、次に親類たりとも女人を寺中に不レ可レ入、尤不レ可ニ一宿一、弔法事の參詣にも不レ可ニ參謁會釋一、次に俗人はしりこみ、主人のかまいあるもの付屆あるをかこふべからず、次に本寺末寺の禮をあつくし、その證據を正しくすべし、位階の次第可レ守ニ先規一、次に弟子を取ること、官に告て度すべし、私の度あるべからず、寺をゆづること、本寺にことはり、師弟の禮みだれなからしむべし、隱居の事、寺に付處の器物、私にこしらへ置とも隱居へ取行べからず、殊に先住より相承る諸色、以ニ帳面一可レ糺也、次に寺內わき寮わき寺ありと云とも、寺中の制可レ如ニ作法一、寺の內外隱密の便所を不レ可レ設也、次に盆彼岸年頭、各檀越へ音物を送るべからず、盆中燈籠・つくり物・金銀のかざり色紙絹ばりあるべからず、是大概寺院に於ての制也、凡そ僧は三寶の內につらなり五戒をたもつ、是釋氏の戒也、故に朝夕のつとめ更に不レ怠、食一汁

一業たり、又は一食たるべし、在家に出と云とも二業を不レ可レ食、衣類麁布木綿紙衣たるべし、七十以上十歳已前はこれをゆるす、寺領富有の僧長老有位の輩も可レ守レ之、家宅狹きを用ゆ、方丈を以て節とす、いぬると云とも帶をとかず、晝夜座禪行道看經修行不レ可レ怠也、師弟の禮を厚くし、師のためには僕從たるべし、かりにも在家に不レ可レ入、茶屋店屋に不レ可レ入、而してその法令を詳にす、僧にして卜筮まじない祈念等を禁ず、俗書をよみ兵書を好むを禁ず、在家へ音信を送ることを禁ず、飲酒五辛をくふこと、魚肉の席に交ることを禁ず、女色は不レ及レ云、男色を禁ず、國家の政事を不レ可レ云、商賈とりうりを禁ず、財寶家珍をたくはゆることを禁ず、夜中蠟燭をとぼすべからず、弔法事は制外也、音曲なりもの、博奕諸勝負、蹴鞠歌學を禁ず、父母の宅に入るとも不レ可二一宿一、況や在家に入て不レ可二一宿一、旅泊は制外也、寺院の談議、幷に不レ在二寺院一して人をあつめ談議を興行すべからず、辻町に佛體を置、町やに佛壇をかまふることを禁ず、新地を取立寺院營作を禁ず、是皆通法也、次に僧中間公事訴訟の事、利欲色欲の異論は衣袈裟をぬぎ白衣にて可レ出、師弟の爭論は弟子白衣にて可レ出、學問人のためなど云ふことは皆禮容を以て出座すべし、大概寺院の制如レ此にして釋氏の末流をつぐといふべきなり、尼寺の法これに同じ、神社の事、所の大社子細あるに於ては可レ重レ之、尤も神名帳にのる處可レ貴レ之、或は大山大嶽の頂に神社を勸請して、地民これを崇敬しこれを畏れて惡事を不レ致の輩、其國その所に多し、本朝は神國にして、人皆神威を畏れ其非義無道をやむる、尤も篤實と

云べし、故に重レ之民を化するも一つの敎也、その社地の制大概寺院に同じ、社内のつとめ、それぞれの式法あるべし、神前の禮、幣帛の制、供物行法、朝夕のつとめ不レ可レ怠、社家社人各神道を學びはらいを知り、齋戒をつよくいたし神威をますべし、俗家へ音物を不レ贈、その外諸事のつとめ、品替りても僧法にひとし、自今已後末社を取立て所々に勸請することを禁じ、兵具を帶し剛毅を立ることを制すべき也、次に山伏の制、寺社同前たるべし、子孫の外山伏の弟子をとることと官に告べし、尤所ニ定記一の山伏の外、他國より來る輩可ニ申出一也、陰陽師、以前より有來輩は可レ守ニ先規之制一、奇怪不思議をとき、術を用ひ判をはんずる類、皆以て衆を惑はすにたれり、禁レ之町中に雜居すべからず、山伏陰陽師各一町たるべし、往來して卜を賣の輩可レ禁レ之也、みこかんなぎ各同レ之、諸願人、巡禮、うてがう、諸の乞食非人、悉く其ゆへんを糺明して、或は本主にかへし或は本國にをくりて家業を致させて可也、出家山伏のたぐい還俗致さば、各本主の方へをくり、本主の差圖たるべし、自分の思をなすべからざる也

○立ニ寺社之司一

師曰、遊民の長あらざれば、其制を示し制外をあらため彼等が情を通ずること不レ能、故に寺社の奉行を設けてその作法をあらため、其公事訴をたゞすべきなり、出家社人山伏陰陽師等、國に在て國用とならざれば、彌遊民の最上たり、吉凶軍賓嘉の禮に因て各國用をつとむべし、而して法をそむき寺社

のつとめ不ㇾ正の輩は、速に釋氏神慮にそむくべければ、還俗せしめて本主本國へかへし、本の家業をなさしむべし、故に巡行の目付幷中間に五々を立て其師弟の作法を相ただし、大禁を犯す時は官に是を告しめ、官よりたゞして其非義あらはれば、五人組を罪に行ふべし、如ㇾ此時は釋氏の教神道のをもむき相叶ふべき也

○欲ㇾ廢二浮屠淫祠一之議

師曰、本朝には聖學久しく絕て釋氏の說大に行はる、其由來尤もはかるにして非二一朝一夕之所以一、匹夫匹婦のいやしき愚不肖のをろかなるまで各念佛稱名をとなへ、釋迦阿彌陀の名を知て外に聖人のあることを不ㇾ知、況んや兒童女子の類は、地獄天堂のさたに惑ひ、哀傷無常の說にちなみ、或は禍福或は因果の論を尤とし、悉く此間に習練す、今天下の土地人民工商の用、三分の一は寺社の用たり、是風俗のかゝる處敎化の專とすべき處也と云へども、聖學の統たへてなく、志の深重せる大王宰相なきがゆへに、ついに是をたゞすこと不ㇾ能、殊に代々の帝王各釋氏に歸依ありて、堂塔伽藍を建立あり、供佛施僧を以て大道となし玉へり、武將に至て猶然り、北條泰時、同じく時賴、道に志ありて世の政務を正さんことを欲すといへども、其所ㇾ本皆佛見にして其所ㇾ行皆小惠なり、是より後には天下の一人大臣悉く釋門に因て道をきくがゆへ、釋氏の餘流太盛にして、中ごろ法然日蓮等新宗を立て天下の人を誣ひ、邪說暴行云べからず、これに因て聖學日に衰へて、周公孔子を名をしらず、五倫五常の教

なし、これに便りて南蠻耶蘇宗邪法をのべ、本朝の人民を害す、皆是釋氏の餘流にたよれば也、たまたま聖學に志あるの輩も、亦宋明の儒にかすめられ聖人の本意を失を以て、民を治め國を政するも、釋氏に歸依する人よりは劣れり、或は釋氏をきらつて寺をやぶり僧を拂ふに至り、或は木佛をやき銅佛を鑄くづして釋氏を擯斥すといへども、本聖人の大道を不ㇾ知、只其形斗をとらへて其作略をなすがゆへに、彌聖學くらく、人皆儒學の世にさゝわり人の苦になることを恐る、古へも不ㇾ謂や、三武滅ㇾ僧僧不ㇾ滅、一韓摧ㇾ佛佛不ㇾ摧と、天下の帝王その威四海に充る勢を以ても、下の心不ㇾ服して只これを滅すことは不ㇾ叶ためし、異朝既に然り、本朝若し然らんとならば禍蕭牆の下にをこりつべし、是皆聖人の大教を知らずして後世利口の學者を信ずるが故也、されば我夫子も攻二異端一は害ならくのみと宣へり、もし釋氏を棄て悉く聖道に至らしめんとならば、能聖人の道を知て其用法を格知○閣本作ㇾ物せば、數年の間に寺院やぶれ浮屠還俗して、不ㇾ糺して釋教をのづからやみ、不ㇾ毀して寺院ついに破壞すべし、聖人の道必ずとすることとなし、若聖人の道を不ㇾ知して、儒の行は如ㇾ此、聖人家つくりは如ㇾ此と形を立ば、儒者の宅は寺院の如く、儒士は僧沙門の體になりて、何のいたしなすこともなく、深衣を着しかんむりをいたゞき、記誦詞章を翫んで世務日用に施すべきなく、文武農工商に用ゆべき道なく、只出家の女犯肉食して國の遊民たるに異なるべからざる也

淫祠の事、本朝は神國にして、所々にほこらを立神を崇めこれを恭敬するが故に、民に詐僞なくその

風尤あつし、然れば學敎久しくほどこされ民其化に及んで、而後に人々神の非禮を不レ受ことをしらば淫祠自然にやむべき也、敎化を施すこと少して只淫祠をこぼたんとせば、人民を以て惡にをとし入ると云なるべし、故に制を立法を設け、社人祝部の作法を正して神の威をますこと、是敎化の所レ重也、但民間に近年取立たる所のほこら神事の事、是不レ可レ然こと也、又あり來れると云へども、由來不二分明一神威をそるゝ人なきは格物してこれを去るべし、必竟所のつゐへ風俗のかゝる所と云べし

國用

○理財

師曾論二財用一曰、財者所三以利二天下之用一也、財不レ利二天下之用一則不レ財、故財用相因而其利相成也、凡そ財貨は人の欲する所にして人々爭論の所レ出也、聖人以レ何か財貨を定むとなれば、互に交易利潤して有無相通ずること、財にあらざれば不レ成、是不レ得レ已のゆへん也、古は三民各已が業をつとめて、其所レ有のものを以て其所レ無に易て、食を足し衣をとゝのへ居をかまへ用器を利す、士は其道德を敎へ非常を制し、文武の政法こゝに正しきを以て、三民これがために衣食居をそなへて是を敬恭す、是又道德を以てして其三民の業に交易すとも可レ謂、而して物に大小あり厚薄疎密あつてひとしくなし難く、彼の三民業を疎にして其厚に交易せんとすることあるが故に、財寶を定めて是を以て其大小厚薄疎密輕重を均しからしめて、三民に業をつとめしめ交易を正しからしむるなり、是聖人其財寶を定

むるゆへん也、こゝに天地の間萬物の生何物を以てか寶と定めんとならば、物物皆自然の財寶ありといへども、天下の萬民に交易して不變不易のもの、米穀を以て本とし金銀を以て上とす、米穀は人一日として不レ可レ無、金銀は使用の所レ由なればなり、米穀金銀各土に生じて、米穀は人これを播施し、黄金は自然の出產にして水火のために不レ變、古今のゆへに不レ易、これ寶の上にして、白銀次レ之也、易曰、何以聚レ人、曰財、洪範の八政以二食與一レ貨爲レ首者此也、惣じて山澤の所レ出江海の所レ生土地の所レ育皆財の所レ成也、其ゆへは衣食居用具の間各有レ所レ用、人又欲する所有て、其以二有餘一與二不足一、これ財のよる所也、財に大中小を定めて、大を以て大にかへ中を以て中にかへ小を以て小にかゆ、こゝにおいて交易利潤して其用全し、金銀銅鐵の所レ出各自然のことはりにして、本不レ得レ已也、後世に至て難レ得の貨を貴ぶを以て、山海江河の深を探り異國遠方の珍玩を弄ぶに至て、その貨とする所唯目を悦ばしめ耳をたのしましめ、絶てあらざる器を以て是を寶器とす、大なる誤也、すべて物の寶と云へることは、或はその徳を以てし、或は其形を以てし、或は其聲色を以てす、然れどもその用の及ぶ處廣く物々に不レ施ときは寶あつて用なし、金銀を府庫にかくして是を不レ用に同じ、財あつて不レ用ば財と不レ可レ云、是財を論ずるに用を以てするゆへんなり、人々皆天地自然の寶をそなふ、性心氣血四支百體、其甲乙はありと云ども皆是同じく寶にして、若塞で不レ通ときは寶と難レ云が如し、然れば財は交易相通じて上下よく均しきに至るを以て財の寶と云べき也、上古は三民唯己が職をつとめて、相な

は天下の政道輔佐の臣を宰相と云、天下の財寶米穀を考ふるの官を計相と云、漢の高祖張蒼を爲計相といへる是なり、大學に用人理財を天下を平にするの要道とす、いづれも財を愼しむの心を以てすれば也、治めて入るゝと用てだますとは出入の道にして、宰相計相の稱まことに其故あること也、後世に至て其法大にまどつて、財を愼しむものは財を嗇吝するになり、聚斂之臣を以て天下の宰相に任じ、或は財をいやしんじて是を疎にするの輩は、計會の臣を以て利潤の職として是を賤んず、各過不及のよる處なり、楊炎言于唐德宗曰、財賦邦國之大本、生人之喉命、天下の治亂輕重繫焉、先朝權制以中人領其職、五尺宦豎操邦之柄、豐儉盈虛、雖大臣不得而知、無以計天下利害、臣請出之、以歸有司、從之云云、天下の財をよく愼で其用をなして、自らのために不用して萬民の用たらしむること、是愼財ゆへんと可云なり

師論節用曰、凡富四海をたもち萬國の財をあつむと云ども、人君其所用節をこえて其をごりを究むるときは天下こゝに貧し、君とぼしきときは必ず民にとる、民不足ときは君やぶる、是財の乏しきが至れるは國破天下亂るゝのゆへんなり、天下の財は天下にあつて、出ては入り入ては出でゝ、更に外にすたるにあらず、然れば君財用をついやすと云ども、又是天下に散じて萬民の利たるべきなれば、天下のとぼしきに至ることはあるべからざるに似たりと雖ども、或は外國に金銀を遣はし、或は宮室衣服用具に鏤、或は富民ことごとく財貨を籠て其用相通ぜざるに至るときは、天下の萬民自から貧しく

上これを救ふに利あらずして、生民ほとんど命を全くせず、是用を節せざるゆゑん也、天下の財を以て萬民のためにするときは其用節あり、もし一人のために奉ずるときは其用節あらざる也、而節レ用と云は、禮記王制曰、冢宰制二國用一、必於二歳之杪一、杪末也五穀皆入、然後制二國用一、用二地小大一、視二年之豐耗一、以二三十年之通一制二國用一、量レ入以爲レ出、又曰、國無二九年之蓄一曰二不足一、無二六年之蓄一曰レ急、無二三年之蓄一曰三國非二其國一也といへり、地力のものを生ずるに大方其定まりあり、人力を以て物をなすこと又其限あり、天は年月日時の長短盈縮あり、風雨寒暑の不レ得レ已あるがゆへに、一年之間天下の財貨相生ずる處の定まるあり、これを考へて、其所其民其時において相費へて、その餘る所を以て蓄とする也、蓄ふる處ゆるやかならざれば民を養ふこと不レ全を以て、三十年にして十年のたくはへをはかり、而後に年々の用を施し用ゆる也、入る所の考を委しくせずして出す處を浞するは、唯一時の快意にして永久の計と不レ可レ謂也、これを量レ入以爲レ出と云り、論語に、子曰、節レ用而愛レ人、朱子曰、國家財用皆出二于民一、如レ有レ不レ節而用度有レ闕、則横賦暴歛、必先有下及二于民一者上、雖レ有二愛レ人之心一、而民不レ被二其澤一矣、是以將レ愛レ人者必先節レ用、此不易之理也といへり、孟子曰、無二政事一則財用不レ足と、是皆財を用ゆるの間其節を不レ違、その政令を正しくするの謂也、財をたくわふること、是又民のためにして、人君私のゆへんにあらざる也、財豐ならざれば民を救ふにいとまあらず、こゝを以て年年の蓄をあつめて是を不時の救にあて、而して其年々の入を考て其年の用を成すときは、其用節に應

ず、周禮に、大宰以二九賦一（上取二於下一曰レ賦）斂二財賄一也、（帛布）以二九式一（用レ財節レ度）均二節財用一と云は、民にをさむる所に九段の法を立て、是を用ゆるに又九段の式を立て用を節にするといへるのこと也、九賦と云は、一曰邦中之賦、（在二城郭一者）二曰四郊之賦、（去レ國百里）三曰邦甸之賦、（去レ國二百里）四曰家削之賦、（去レ國三百里、大夫之家也）五曰邦縣之賦、（去レ國四百里）六曰邦都之賦、（去レ國五百里）七曰關市之賦、（關征二貨出入一、市征二貨所レ在也）八曰山澤之賦、（虞衡所レ掌）九曰幣餘之賦、（職幣所レ掌餘財）九式と云は、一曰祭祀之式、二曰賓客之式、（諸侯之君曰レ賓、其臣爲レ客）三曰喪荒之式、（喪禮荒年）四曰羞服之式、（飲食衣服）五曰工事之式、（百工）六曰幣帛之式、（贈勞也）七曰芻秣之式、（養二牛馬一）八曰匪頒之式、（匪分也、頒賜也）九曰好用之式、（燕好所レ用）九の賦を以て九の用にあつることは、入を量て出すを制するのゆへんなり、民にとる處ことごとく其理を究めて、これを用ゆること亦其理を究む、是出入共に理に中りて更に不二相紊一がゆへに、國用こゝに足てその蓄全き也、四海の大を以てして天下の富をあつむと云へども、其所レ用其理に不レ中、その志をほしいまゝにして其樂をきはむるときは、天下の財速に竭て天子人君財に乏しきこと異朝にして漢の武帝唐の明皇皆以て然り、人必ず貧して後にしきりに儉約を專とす、事久しく費へて財乏しきこと年を重ぬるの後は、日々に食二糲麥飯一啖二蕪菁根一ても其債なし難し、其費へ一朝一夕のゆへにあらざれば也、人衣食居に費す處不レ大して、若その心の欲にまかせ、美をくらべ財をてらふに至ては、取ることは錙銖を盡して用ゆることは泥沙の如くするのためしになるべき也、大學に生レ財有二大道一、生レ之者衆、食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恒足矣といへり、是國用を利するの道

を論ずる也、而して是又國に遊民なく朝に幸位なく、農の時を不レ奪して量レ入爲レ出の道なり、金仁山注レ之曰、天地之間自有二無究之利一、有二國家一者亦本有二無究之財一、但勤者得レ之、怠者失レ之、儉者裕レ之、奢者耗レ之云云、財を用るに心をつけば何ぞ財用のつくるに至らんや、蘇軾曰、爲レ國有二三計一、有二萬世之計一、有二一時之計一、有二終月之計一、古者三年耕必有二一年之蓄一、以二三十年之通計一、則可二以九年無一レ飢也、歲之所レ入足レ用有レ餘、是以九年之蓄常間而無レ用、卒有二水旱之變盜賊之患一、則官可二以自辨一、而民不レ知、如レ此者、天不レ能レ使二之蓄一、地不レ能レ使二之貧一、盜賊不レ能レ使二之困一、此萬世之計也、而其不レ能者、一歲之入纔足三以爲二一歲之出一、天下之產僅足三以供二天下之用一、其平居雖レ不レ至三于虐二取其民一、而有レ急則不レ免二于厚一レ賦、故其國可レ靜而不レ可レ動、可レ逸而不レ可レ勞、此亦一時之計也、至二于最下而無レ謀者一、量レ出以爲レ入、用レ之不レ給則取レ之益多、天下晏然無二大患難一、而盡用二衰世苟且之法一、不レ知有レ急、則將二何以加一レ之、此所謂不レ終レ月之計也

師又曰、禮に天子不レ言二多少一、諸侯不レ言二利害一、大夫不レ言二得喪一、皆言二貨財一士不レ通二貨財一、士賤、雖レ言不レ得二貿遷如一レ高レ賈也有レ國之君不レ息二牛羊一、錯レ質之臣不レ息二雞豚一、質贄也、執レ贄置二君前一也冢卿不レ修レ幣、大夫不レ爲二場圃一といへり、是等の事を心得ることあしき時は理財の道を失へり、人君天下郡國の財を司て其出入を計るの奉行を置、儉約を守て節レ用の奉行官人を置て、聊も自のために天下の財を不レ費、天下の爲に府庫の材寶を不レ惜、これ財用の所レ制の道を得る也、もし自をたのしましめて財貨を空く費すときは、必ず民と利

を爭て、人君商賈の心になつて、道德のかくる處を不レ知也、又儉によつてついに吝に至るの人君は、公のためには可レ用可レ費、自のためには不レ可レ費二一錢一と云て、分をこへて儉を專とするがゆへに、可レ成ことをなさず、可レ救ことを不レ救、剰へ財寳山の如くに積て猶稼穡をさめ菜蔬をうえ、民と利を爭ふに至るの類甚以て多し、是風俗の因る處、鄙吝にして各其職分を不レ勤をいへる也、故に從レ士以上皆羞レ利而不下與レ民爭上レ業、樂二分施一而恥二積藏一、然故民不レ困レ財、貧窶者有レ所レ賃二其手一（力作也）といへるなり、人君其奉行を正し其節を守る時は天下の財利甚豐也、若財利を不レ知して其用節をこへば、一時の快意ありと云へども長久の計にあらざるを以て、俄に利をかまへ民をしへたぐるに至るべきなれば、必竟理レ財ことと其理をきはめて其用を節にあたらしむることは、皆民の業を安んぜしめて其生々を全するの大要と云べし、豈をろそかにして忽レ之乎、尤も可レ愼也

○正二賦稅之法一

師曰、租稅之法、先其民の所レ耕の田品の經界を詳に正し、一民一家の家宅人積その業とする所を知るにあり、田品に上中下の三段あり、上中下各又三通の品あつて、合て九品の別ち有レ之也、土の品多くして、其所レ生の米穀も亦善惡差別し、其所レ得も多少はるかに相かはるなり、先上品の地、一歩一坪にして其所レ得の籾三升、中品は二升、下品は一升也、然れば上品の土には一反三百歩にして籾九石、これを米にして四石五斗也、中品は籾六石、米にして三石、下品は籾三石、米にして一石五斗也、上

上品は春秋に兩毛を作て麥と米とを得、是畿內寒暑相均しきの地にして、邊方遠鄙の所㆑及にあらず、而して畠は麥作を營み雜穀野菜をかはる〳〵植てその利をなす、或は麻木綿を作り、或は胡麻ゑあぶらを作り、或は紅花茶園を作る、各其土地に因て其物の宜を種へ、運送の自由都鄙遠近をはかりて其宜を制せしむべき也、田賦租稅の法は、其田畠に所㆑種所㆑作を考へ、其民が所㆑養をつもりて、其民の生相全くして來年の作に取付が如くならしめて、其餘を以て上へ奉る、是を租稅と云也、民の養を不㆑考して、唯あるにまかせて是を收納する時は、民つゐへて遂に壞る、一時の快意にして永久の計にあらざる也、民戶多く田畠廣く民に奸曲多きを以て、こゝにおいて是を糺明すること不㆓分明㆒奉行代官或は賄賂により或は事に怠り倦でこれを詳に不㆓究理㆒がゆへ、租稅の法みだれて君民ともに詐り風俗日々におとろふる也、能一民を收納するの法を知るときは千萬民も相同じ、能一村を收納するときは天下の郡國も相ひとし、其法よく地形を知るにあり、それとは百姓田地の地心、畠のうへもの、屋敷の大小四壁樹木用木、田畠への遠近、山林草刈場の遠近、海川の遠近、城下宿所の繁昌、此等に心を付べし、次に百姓自分の體たらく、女房子の體たらく、子供かかり人家人譜代の者、衣類食物所帶のもちやう、農具牛馬の肥瘦多少持樣かい樣、家作り、家內の道具、盤の上の器、酒家の多少、酒屋の貧富、此等を考へて百姓の體を可㆑積也、次に當年の風雨旱をはかり、而して三のものを校量してその租稅を定むるときは、更に不㆑可㆓相違㆒也、唯田畠と斗心得ても、上田といへども有所によつて下田

に同じく、下田にしても有所によつて上田にひとしきあり、尤民のつとむると不レ勤とにてその作善惡あるものなれば、地をはかり民を考へ當年の位を知て其租稅を正しくするにある也、凡民至てをろかにして、眼前の利潤を事とし一時の樂にふけりて、わづか一年の計に不レ及ものなり、上よく是を教戒していさゝか不レ怠が如くにあらしめざる時は、富民も頓に貧に至り、貧民はやくうえになるものなり、然れば已に田畠に事あらんためには、正月十日過より制法を出して、堤川除を早く仕舞、種糭を催して或はこれを借し、夫食を出して民に精を出さしむべし、麥作成就の時、速に點檢して田賦を制し、民に麥を散さしめず、八月に及ばゝ大廻り檢見坪入檢見の役人を出す也、大廻と云は村々を巡見して其是非を考也、坪入小檢見と云は所のつまびらかに不レ知をば春法して考ふること也、而して其租稅を皆濟せしめ、その民の養を考へしめて、祭禮音信贈答諸勸進諸の見物事に米穀を費さしめざる如く相戒也、所にある所の名主百姓必ず小百姓を押領して、村々の小役小遣の入樣をあて民を勞役せしめ、或は上より賜る處の米穀を押へて、其與ふる所を少なくする事多し、或は已が田地に隱田をなして田賦を不レ出のやからあり、小百姓具に知といへども、これを訴ふるときは名主百姓にいためられて、所の居住なりにくきこと多し、是大なる奸曲なり、よくこれを考へはかりて其本意を可レ索なり、富民は少して貧民は多きものなり、富民利を專にするときは貧民次第によはりて、遂に富家のために兼幷せらるゝものなり、尤可ニ糾明一也、租稅至て重き時は民荒亡して不レ全レ命、租稅輕き時は民分をこ

えて奢をなし、こと〳〵く飲食にふけりて却て業ををろそかにす、人怠て豊なる時は勞役をきらふて逸樂を本とす、彼の小民の至愚、豈豊にして業をつとめんや、然れば租稅の法を以てするは、上人を養ふのつぐのいを以てし、患を救ふの蓄をなし、民業をつとむることを知て生々を全することを得、姑息の仁を以てして敎戒を失ひ租稅をひたすらゆるやかにせば、民生々を全くすることを不ㇾ可ㇾ得也、古は十が一を以て其田賦とすといへり、其法井田の制にして、後世是を詳にすること不ㇾ能、唯田畠家業を考へて、民の所ㇾ養をゆるやかならしめて、その餘を上へ收納するを以て準據とすべき也、民の耕作する處の餘慶は各其家に可ㇾ置ことなりといへども、小民手前に米穀豊なれば必ず怠り多し、且又盜賊火災その弊多きを以て、是を府庫にをさめしむるのゆへんなり

こゝを以て能治ㇾ民ものは、民の產業の貨米こと〳〵く收納して、一年のまかないを上よりこれに與ゆといへる也、是君民奸曲なく能相和せるが致す處也、定免土免と云事あり、定免と云は、五年十年の間出る處の租稅をならして、その中分に租稅を定め、年々相かはらざるなり、土免と云は、其所の土地を考へ先その租稅をきわめ置、其年を以て增減せしむること也、各春法を以てせざれば不ㇾ正也、春法と云は、一歩一坪の稻をかりて其籾をはかることなり、土地により年に因り民のつとめによつて各不ㇾ同ものなれば、其上中下を詳に春法して、上中下の田多き方につく、是を春法と云也、然れども春法は一坪の春法ゆへに、米一粒もすたることあらず、是を以て田法に合せば民亦可ㇾ苦なれば、その奉行こ

の間に斟酌あるべし、此法ありても明に不㆑致ときは、其所㆑成の米穀不㆓分明㆒也、租稅の法尤可㆑愼也、師曰、租稅の事、必ず田畠にのみ是を加ふると不㆑可㆓心得㆒也、民の所㆑致の業に從てその租稅を加ふべし、然れば民も租稅を出すに利あり、或は麻綿糸綿、或は紙油紅花蠟漆、或は栗柹等の樹木、海邊山野江河について、民のたよりある事を以て租稅を定むることをよしとす、古(書)は租庸調の三法を以てすと云へるが如し、租は一人百畝の田一年に二石を出し、庸は每丁定役廿日也、若不㆑役ときは一日を以て絹三尺を出さしむ、調は每丁きぬ二丈綿二兩麻三斤を定む、是を以て天下の租稅とす、然れども必ず絹麻綿と定めがたし、所によつて其所㆑生相たがへばなり、唯民の出すに利あるを以て收納せしむるをよしとする也、或人曰、民に小役雜色を出さしむる時は、その制度々に事しげくして、その間奸曲の小吏これによつて賄賂を得、名主庄屋これを以て小百姓をいたむること多し、故に種類をすゝめ民を選㆒くして田租を貴くするにありといへり、是又奸民の利を專にせしめざるの一術と可㆑謂也、又曰、貧民力たらずして田畠不作し、或は逃亡と號して所を立退て、其田畠入作すといへども不作することあり、すべて田の上地にして不作するは皆民のつとめざるによれるなり、ゆへに其民の什伍をはかりて、其村として其不作の地の租稅を出さしむ、如㆑此ときは、互に相救ひ互に相たすけて民を怠らしめざる也、民をやしなふの道、よく敎戒して法を詳にせざれば、民安に怠て業を不㆑勤也、七月の詩に晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘㆑屋といへるも敎を專とするなり、周禮載師、凡宅不㆑毛者有㆓里布㆒、凡田

不レ耕者出二屋粟一、凡民無二職事一者出二夫家之征一、不レ毛、不レ樹二桑麻一、布、泉也、宅不レ毛者罰以二一里二十五家之泉一、空レ田者罰以二一屋三家之稅一、民無二職事一者出二一夫百畝之稅一也 是周に此法を立て游惰の民を戒むるなり、若怠て不レ勤の民その田賦租稅を免して是を收納せずんば、民日に怠て田園こゝにあれなんとす、民怠て不レ勤田園荒廢せば、民何を以てやしなはれ君何を以てか立んや、一夫不レ耕ときは一夫飢をうくるは古の戒なり、よく民を治むるものは、互に救ひ互に助けて一夫も業に怠ることなからしむる也、これを致すの法、或は什伍を正し或は經界をひとしくし或は田賦を征するの法による、民政の所レ出尤も勘辨すべきなり

又曰、異朝之制、以二什一一爲レ制、孟子曰、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也、朱子曰、夏時一夫受レ田五十畝、而每レ畝計二其五畝之入一以爲レ貢、商人始爲二井田之制一、以二六百三十畝之地一、畫爲二九區一、區七十畝中爲二公田一、其外八家各授二一區一、但借二其力一以助二耕公田一、而不三復稅二其私田一、周時一夫受二田百畝一、鄉遂用二貢法一、十夫有レ溝、都鄙用二助法一、八家同レ井、耕則通レ力而作、收則計レ畝而分、故謂二之徹一、其實皆什一者、貢法時以二十分之一一爲二常數一 故凡そ十一の制古來の通法なり、夏殷周三代ともにことごとく十一を以て制する也、周の井田九百畝、中を公田とす、公田百畝にして私田は八百畝也、一夫百畝を耕す、公田の內二十畝を以て爲レ舍、殘を八十畝を八人相耕せば、一夫の田殆ど百十畝に當れり、百十畝を耕して十畝の租稅をあぐ、是十分一にして一分を租稅とする也、又十が一の法より輕き也、夏も五十畝を一夫にあたへて五畝の租稅をあぐ、又什が一也、助法は朱子不レ可レ考と注す、是又什が一の制なるべし、公羊傳曰、什一者天下之中正也、什一行而頌聲作矣と云へり、按ずるに、本朝の田令に曰、凡田長三十步廣十二步爲レ段、十段爲レ町、段租稻二束二把、町租稻二十二束、義解曰、段地穫二稻

五十束一、束稻舂得二米五升一也、即於レ町者須レ得二五百束一也、租田賦也、雜令曰、凡度レ地五尺爲レ歩、三百歩爲レ里と也、是令に所二相定一の法也、拾芥抄田籍部に、凡田以二方六尺一爲二一歩一、四面各六尺也卅六歩爲二一段頭一、三百六十歩爲二一段積一、七十二歩爲二十代一、百四十歩爲二廿代一、二百六十歩爲二卅代一、二百八十歩爲二四十代一、五十代爲二一段一、或云代頭也一段爲二一町頭一、十段爲二一町積一、三千六百歩也卅六町爲二一里一、又曰、長卅歩弘十二歩爲二一段一、二百四十歩爲レ武、百畝爲レ頃ともいへり、本朝の令に所レ云は、大略唐の制に從ふ、故に賦役令に調庸の法を論ず、凡調絹絁細爲レ絹、麁爲レ絁、絲綿布、並隨二鄕土所一レ出、正丁一人絹絁八尺五寸、六丁成レ疋、長五丈一尺、廣二尺二寸、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成二約屯端一、謂絲十六兩曰レ約也、綿二斤曰レ屯也、布五丈二尺曰レ端也又有レ輸二雜物一者、鐵・鍬・鹽・鰒・堅魚・烏賊・螺・熬海鼠・雜魚楚割等之雜物是皆令に所レ出の田賦調庸の法也、田令に所レ云の段の租稻二束二把と云時は、段の地五十束を得てその內二束二把を出は二十分の一に近し、弘仁式云、上田一段地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束と云へり、是は上田中田下田ともに家を作て田に不レ致たぐいに加地子することとなり、租地子ともに一流たりといへども、租は少なくして地子は多からしむること、是格式の法也、則裁師に所レ出、民の業を勸めざるを戒めんとのことなり、田賦の制、古今其法甚相替れり、段畝町の坪數亦不同ありといへども、民に所レ授の田畠宅地は、民力をはかり其所レ養を以て高下あらしめ、田賦は其地の善惡民の養時の風儀をはかりて是を制するを本とする也、必ず十が一を以てすと云べからず、田地の租稅は十が一にして其制相中也、民ゆるやかにして米穀財用にたるときは、却てこれを惡に入れしむるの弊あり、尤も貧し

く乏しきときは家を破り業にすさむ、其間皆地を治むるの奉行教戒するにあるのみ也、周禮載師、凡任地、國宅無征、園廛二十而一、近郊十一、遠郊二十而三、甸稍縣都皆無過十二、唯其漆林之征二十而五、（征税也、國宅凡官所有宮室吏所治者也）山齋易氏曰、孟子之說、十一之法通乎三代、今攷載師所言、任地則不止十一而已、毋乃非周人之徹法歟、鄭氏惑焉、蓋誤認載師為任民之法、而不知其為任地之法也、嘗攷載師之職、以宅田士田賈田任近郊之地、故近郊十一、以官田牛田賞田牧田任遠郊之地、故曰遠郊二十而三、若公邑之田則六遂之餘地、家稍小都大都之田則三等之采地、故曰甸稍縣都皆無過十二、是六者皆以田賦之十一者取於民、又以一分為十分、各酌其十一十二二十而三者、輸之於天子、此皆任地之賦也、知任地之法異乎任民之法、則成周十一之徹法可考矣、（周禮、載師掌任土之法、以物地事授地職而待其政令、以廛里任國中之地、以場圃任園地、以宅田士田賈田任近郊之地、以官田牛田賞田牧田任遠郊之地、以公邑之田任甸地、以家邑之田任稍地、以小都之田任縣地、以大都之田任畺地、鄭云、廛里若今邑居、廛民居之區域也、里居也、園樹果蓏之處、宅田致仕之家所受田、士田圭田也、賈田在市賈人其家所受田也、官田庶人在官者其家所受田也、牛田牧田畜牧者之家所受田也、賞田賞賜之田、公邑謂六遂餘地、天子使大夫治之、自此以外皆然、家邑大夫之采地、小都卿之采地、大都公采地、王子弟所食邑也、畺五百里王畿界也、皆言任者、地之貢、不方平如圖、受田邑者遠近不得盡如制、其所生育賦貢、取正於是耳）

師嘗曰、魏文侯相李悝曰、善為國者、使人無傷而農益勸、今一夫挾五口、治田百畝、歳收畝一石半、為粟百五十碩、除十一之稅十五碩、餘百三十五碩、食人月一碩半、五人歳終為粟九十石、餘有四十五碩、碩三十、為錢千三百五十、除社閭嘗新春秋之祠用錢三百、餘千五十、衣人率用錢三百、五人終歳用千五百、不足四百五十、不幸疾病死喪之費及上賦斂、又未與此、此農夫所以常困、有不

勸耕之心、而令糴至於甚貴者也、又曰、李悝爲魏文侯作盡地力之敎、以爲地方百里、堤封九萬頃、除山澤邑居三分去一、爲田六百萬畮、治田勤則畮益三升、（臣瓚曰當言三斗、畝加三斗也云云）不勤則損亦如之、地方百里、增減輙爲粟百八十萬石矣云云、漢鼂錯說文帝曰、今農夫五口之家、其服役者不下二人、能耕者不過百畝、百畝之收不過百石、春耕夏耨、秋穫冬藏、代樵薪、治官府、給傜役、四時之間無日休息、又私自送往迎來、弔死問疾、養孤長幼、在其中、勤苦如此、尙復被水旱之災、急政暴賦、賦斂不時、朝令而暮改、於是有賣田宅、鬻子孫、以償責者云云、今案ずるに、租稅民をつもり田地を考へて其中分を制すること、古すでに如此也、地上品に屬すといへども、民怠るときは下品にひとし、然れば田下品に屬すとも、民つとむる時は上品に至るべし、況その所によつて人功の多少あり、人功と云は稻麥を作るのみにあらず、桑とりこがいし、綿布麻絲を造り、蠟漆紙をこしらへなど致すの類是也、下田にしても人功多きときは賦上につき、人功少ければ上田にても賦少きこと、禹貢に出る處の厥田惟中中、厥賦上上、厥田上上、厥賦中下と云る是也、末に租稅品品を定む、大凡租稅有穀帛金鐵物產四類、穀之品七、一曰粟、（粟之品七、白粟・小粟・粱穀・䊱糜・粟・秫米・黄米）二曰稻、（品四、粳米・糯米・水穀旱稻）三曰麥、（品七、小麥・大麥・靑稞麥・蕎麥・靑麥・白麥・蕎麥）四曰黍、（品三、黍・蜀黍・稻黍）五曰穄、（品三、穄・秫穄・麼穄）六曰菽、（品十六、豌豆・大豆・小豆・綠豆・紅豆・白豆・靑豆・褐豆・赤豆・黄豆・胡豆・落豆・元豆・蕐豆・巢豆・雜豆）七曰雜子、（品九、脂麻・床子・稗子・黄麻子・蘇子・苜蓿子・菜子・荏子・草子）布帛絲綿之品十、一曰羅、二曰綾、三曰絹、四曰紗、五曰絁、六曰紬、七曰雜折、八曰絲線、九曰綿、十曰布葛、金鐵之類四、一曰金、二曰

銀、三曰鐵鑞、四曰銅鐵錢、物產之品六、一曰六畜品三、馬・羊・猪・二曰齒革翎毛、品七、象牙・犀皮・鹿皮・牛皮・獺・鵝翎・雜翎也三曰茶
鹽、四曰竹品四、箣竹・簩竹・箬葉・蘆蓆木品三、桑・橘・楮皮・麻品五、青麻・白麻・黃麻・冬麻・苧麻・草品五、紫蘇・麥・紫草・紅草・雜草・芻品四、草稻・草穣・麥・草・菜、五曰果藥油品三、大油・
桐油・魚油・紙品五、大灰紙・三抄紙・芻紙・小紙・皮紙薪品三、木柴・蒿柴・草柴也炭漆蠟、六曰雜物、品十、白膠・香桐子・麻鞋・版尾・堵筤・甕器・苕蒂・麻剪・藍靛・草薦是等の租稅
を定むること、唯其土地の宜に從ひ民の出すに利あるに因て、其品々を以て租稅せしむる也、畢竟租
稅の法、土地に田畠山野宅地の稅あり、人に役賦あり、戶に又戶の役あり、地と人と戶と此三を以て
其法を定むる也、而して民のなりはいやしないを考へ、公家のつぐのいを較量して宜きに可レ從也、
左傳、哀公十二年季孫欲レ以二田賦一、田乃一井之田也杜預注、丘賦之法、因二其田財一、通出二馬一匹牛三頭一、今欲下別二其田及家財一各爲中一賦上、故名二田賦一使三冉有訪二諸仲尼一、仲尼不レ對、而私二
於冉有一曰、君子之行也度二於禮一、施取二其厚一、事擧二其中一、斂從二其薄一、如レ是則以レ丘亦足矣、丘、十六井出二戎馬一匹牛三頭一、是賦
之常法者不レ度二於禮一而貪冒無レ厭、則雖レ以二田賦一將又不レ足、且子季孫若欲二行而法一、則周公之典在、若
欲二苟而行一、又何訪焉、弗レ聽、馬端臨曰、四井爲レ邑、四邑爲レ丘、四丘爲レ甸、甸六十四井、成公以二甸賦一取二之於丘一、已是四二倍於先王一、今詳二夫子答語一似下是以二井賦一取二之於丘一、又十中六倍於成公上也
師又曰、本朝今以二三十步一爲レ畝、三百步爲レ段、三千步爲レ町、古來三百六十步を以て段とし、三千六
百步爲レ町、その盈縮遙かにたがへり、是又民口田賦を用ゆるの厚きによつてなり、或人曰、周の尺八寸
を以て一尺とす、若今八寸を以てすれば、三百六十步を以て段とするにかなへりと云へり、是非未
レ勘、而して十町を以て百石の地とす、或は其地の品に因て高盛を以て地を盈縮す、凡そ一町に所レ耕、
上田にして其糓三十石、米十五石也、是を十五のもりと云、或は廿、或は廿餘のもりあり、中下はこ

れに次也、その收納する所、或は一町に於て五石を租税する時は十町にて五十石を收納す、是を五つ成と云、一町において十石を租税し、十町を以て百石を收納するを十成と云へり、是異朝十が一の制に合する時はその租税甚重く、十町にして五十石を收むるは三分の一、十石を收むるは三分の二を賦せしむるに同じ、然れども畠幷加地子山野の租税小物成浮役を合せて云時は、又租税ゆるやかに可ㇾ成也、殊に異朝の古は民皆上をつぐのひまかなつて、只主の用のみを民の貢とす、故にその貢太だ少なし、本朝は兵民の法久しく廢して、民以ㇾ賦充二兵士一、且田地斗へかゝる物成にあらず、諸色の有餘不足を勘辨して惣體へかくる租税なるがゆへに、終には什が一にも可ㇾ至也、その故は民の所ㇾ耕の田地三分の一をとられ或は二をとられては、民何を以て相つぐのふて妻子家屬を養ひ、春秋の社祭、親睦の付値、吉凶の禮節、いかにして可ㇾ叶や、然るに今の民皆三分の一或は二を收貢して猶このいとなみを致すにたり、凶年飢饉の外には餓莩に及ぶの民あらざる也、是を以て云時は、田賦甚重きに似て實は什が一の制に可ㇾ由也、本朝中古迄は、皆以二田地之廣狹一所ㇾ賜の多少を云ひ、戸口の衆寡を以てこれを數ふるがゆへに、其制異朝にひとし、近代皆以ㇾ石稱ㇾ之、不ㇾ以二土地廣狹戸口多少一、大概以二十町一充二百石一、その外に山野をかゝへ、民屋家宅の地を入、各是に加二地子一種穀を專とす、こゝを以て守令撫育教導のこまやかなる地は民豊にして租税厚し、撫育教導をこたるの地は田園荒れ百姓逃亡して租税日を逐ふて薄くなるなり、租税の厚薄皆土地人民に從ふべし、押して云べからず、白圭曰、吾欲二二十而

取㆑一、何如、孟子曰、子之道貉道也、（貉北狄名）欲㆑輕㆓之於堯舜之道㆒者、大貉小貉也、欲㆑重㆓之於堯舜之道㆒者、大桀小桀也と云へり、又曰、有㆓縷布之征、粟米之征、力役之征㆒、君子用㆓其一㆒緩㆓其二㆒、用㆓其二㆒（一時併二用二端㆒也）而民有㆑殍、用㆓其三㆒（一時併二用三端㆒）而父子離、朱子曰、征賦之法、歲有㆓常數㆒、然布縷取㆓之於夏㆒、粟米取㆓之於秋㆒、力役取㆓之於冬㆒、當㆓各以㆑時、若幷㆓取之㆒則民力有㆑所㆑不㆑堪矣、今兩稅（唐）三限（宋）之法亦此意也云云、古より民に所㆑取過不及あるは各聖人の道にあらずとするなり、又布縷粟米力役を以て貢賦租稅をなすこと、是又古より然り、周禮九職是也、（一曰三農、二曰園圃、三曰虞衡、四曰藪牧、五曰百工、六曰商賈、七曰嬪婦、八曰臣妾、九曰閒民轉移執㆑事）是を以て案ずるに、民の生を厚くして公用たらしむることを以て租稅貢賦の本とす、民の生不㆑全時は禮節を警戒するに暇なし、管子が倉廩充知㆓禮節㆒と云へる心也、公用不㆑足ときは上に財乏しくして、終には民に取るに至るなり、君と民との間本一つにして差別を不㆑可㆑思、その親愛を以て云ときは君は民の父母たり、其一體を以て云ときは君は腹心にして民は四支骨節也、聊か相離れざること必然なれば、其用捨を時あつて過不及に至らしむべからざるなり、兩漢各三十而稅㆑一、王莽曰、漢氏減㆓輕田租㆒、三㆓十一而稅㆑一、而豪民侵凌、分田劫假、（分田謂㆘貧者無㆑田、而取㆓富人田㆒耕種、共分㆗其所㆑收、假如㆓貧人賃㆓富人之田㆒、劫者富人劫㆓奪其稅㆒欺㆓凌之㆒也）厥名三十、實什稅㆑五也、富者驕而爲㆑邪、貧者窮而爲㆑姦、俱陷㆓于辜㆒云云、荀悅曰、古者什一而稅、以爲㆓天下之中正㆒也、今漢氏或百一而稅、可㆑謂㆑鮮矣、然豪强人占㆑田逾侈、輸㆓其賦大半㆒、官家之惠優㆓於三代㆒、豪强之暴酷㆓於亡秦㆒、是上惠不㆑通、威福分㆓於豪强㆒也、文帝不㆑正㆓其本㆒、而務除㆓租稅㆒、適足㆓以資㆓豪强㆒

也云云

師曰、民間の租稅、或は粟を以てし或は錢を以てするあり、田畠に所レ中の租稅は不レ可レ以レ錢、其所レ生の物を以てすべし、若市に近して後是を商買して利あらば、錢を以租稅を可レ收也、如レ此のこと、皆民の利害を考ふるにあり、世多以二畠方一充二金銀錢一、是又利害を詳にするときは不レ苦也、只公用の宜を以てしして民の利害に無レ考ときは其弊有レ之也、吳の徐知誥爲二淮南帥一、以二宋齊丘一爲二謀主一、先レ是吳有二丁口錢一、又計レ畝輸レ錢、民甚病レ之、齊丘以爲、錢非二耕桑所一レ得、使二民輸一レ錢、是敎二之棄一レ本逐一レ末也、請蠲二人口錢一、自餘稅悉收二穀帛紬絹一、疋直二千錢一者稅二三千一、知誥從レ之、由レ是曠土盡闢、國以富强といへり、是大中祥府年中太常博士許載著二吳唐拾遺錄一、勸農桑一篇あり、これに此ことをのせたりと容齋隨筆に所レ出也、漢昭帝令レ得下以二菽粟一當上レ賦、丘瓊山曰、以二菽粟一當レ賦、謂レ聽下以二菽粟一當中錢物上也、蓋粟生二于地一、非三一日所二能致一、錢出二于人力一、可二旬月間而辦一也、自レ古識二治體一者、恒重レ粟而輕レ錢、蓋以二錢可レ無而粟不レ可レ無故也、後世以二錢物一代二租稅一、可レ謂下失二輕重之宜一、違中緩急之序上矣、故爲二國家長久之計一者、寧以二菽粟一當二錢物一、使三其腐二于倉庾之中一、備二之于無用一、不下肯以二錢物一當中菽粟上、恐一旦天爲二之災一、地無レ所レ出、金銀布帛不レ可二以充一レ飢、坐而待レ斃也云云、是錢をたくわふると粟をたくわふると兩箇の損利を論ずる也、利害はかはる〳〵あるものにして一方に不レ可レ落、唯民と公と共用をはかつて共宜に從ふべき也

〇詳ニ貢獻一

師曰、蔡沈凡上之所レ取謂ニ之賦一、下之所レ供謂ニ之貢一といへり、故に禹貢に所謂厥賦厥貢と云はこの心也、田賦は上より是を制して、民之產業によつて其租稅を出さしむ、貢は國郡を領するの太守其所より出產するものを天子に獻じ奉る是也、地によつて其所レ出異也、太守之政によつて所レ有もの美也、然れば土地に所レ有之物を獻ずることは、國用を利し政事を告げ物の豐凶を呈さんと云の心也、況や郡國を領して其所の賦稅出產悉く是を收納して、上に人君へ貢獻あらざらん事は、守令の可レ安所に不レ在、是を以て土地に付て出るの土產を奉る、是貢獻也、若國用に不レ叶して耳目を喜こばしめ口體の養にのみ可レ成土產を、人力を勞して獻んことは、累を民にかくるの事なれば、自レ古愛レ民の君の不レ致處也、況や無用の器物を遠境外國に求めて財を費し人を勞し、一人口體の養を以て千萬人の累を貽すこと、甚可レ傷こと也、周禮、大宰以ニ九貢一致ニ邦國之用一、一曰祀貢、犧牲包茅之屬 二曰嬪貢、絲枲之屬 三曰器貢、銀鐵石磬之屬 四曰幣貢、玉馬皮帛之屬 五曰材貢、栝栢篠簜之屬 六曰貨貢、金玉龜貝之屬 七曰服貢、絺紵之屬 八曰斿貢、羽毛可ニ以爲ニ旌旄一者 九曰物貢、所レ產雜物 是を九貢と號して國用を利せしむと也、漢の文帝千里をゆく馬を獻ぜし時の詔に曰、鸞旗在レ前、屬車在レ後、吉行日五十里、師行三十里、朕乘ニ千里馬一、獨先安レ之、朕不レ受レ獻也、其令ニ四方無レ求ニ來獻一といへり、唐太宗謂ニ朝集使一曰、任レ土作レ貢、布在ニ前典一、當州所レ產則充ニ庭實一、比聞都督刺史邀ニ射聲名一、厥土所レ賦、或嫌ニ其不レ善、踰レ境外求、更相倣效、遂以成レ俗、極爲ニ勞擾一、宜レ改ニ

此弊ニ不レ可ニ更然一云云と、如レ此の儀、尤も人君の仁政と可レ謂也、凡そ普天の下率土の濱こと〳〵く人君の有にして、求て無レ不レ至、然るに不レ入器物玩好のもてあそびを聚め、これを倉庫に收めて無用のものとなし、歳久して皆敗壞腐朽して、是を棄て塵埃にひとしくす、而して其所レ求所レ成をはかる時は、民力をついやし道路を役し、奉行又貢物の名をかつて民を苦しめ利をほしいまゝにす、甚不仁之至也、宋の孝宗詔ニ諸路一、或假ニ貢奉一爲レ名、漁ニ奪民利一、果實則封ニ閉園林一、海錯則彊ニ奪商販一、至ニ于禽獸昆蟲珍味之屬一、則抑ニ配人戸一、致レ使下所在居民以ニ土産上物爲上レ苦、仰ニ州軍一、條ニ具土産合レ貢之物一聞ニ于朝一、當レ議ニ參酌一、天地宗廟陵寢合レ用薦獻、及德壽宮(母后)甘旨之奉、止許ニ長吏修貢一外、其餘一切並罷云云、天子人君へ貢獻するの物は、其ゑらみ共あらためつよくして民のついへをびたゞしく、其用至て輕き多し、故に貢獻を詳にして、貢獻せしむべからざるものは是を斟酌して省き、可ニ貢獻一のものは民のついへ道中の障りとならざるが如く可レ戒也、況や朝廷これを得て棄て不レ用の類、尤も可レ詳也、丘文莊曰、古今之寶者、三代以來中國之寶珠金貝、漢以後西域通ニ中國一、始有ニ所謂木難瑠璃瑪瑙珊瑚瑟琴之類一、雖レ無レ益ニ于世用一、然猶可ニ製以爲下器焉、至レ元所謂寶者則異ニ于是一、塊石碎砂之屬、形既不レ圓、文又不レ瑩、嗚呼棄ニ有用之金銀一易ニ無用之砂石一、元胡人也、而華夏之人亦爲、所レ惑何居云云、人君の所レ好によつて貢物亦違ふべし、故に此論有り

○正ニ力役一

師曰、力役者役二民之力一也、人君用二民力一勞二役之一せしめて事をなす、皆私の身を安んじ耳目の樂を究めんと云のためにする時は民怨み國費ゆ、天下の間不レ得レ已して人力を用ひこれを勞役せしむることなくんばあるべからざるなり、本萬民のためにして私のためにあらざるなり、民のために勞役するは、人々皆己が害をさけ己が利をなすの用なれば、力役すと云ともこれを怨みずして、國用こゝに盛なり、以二佚道一使レ民則雖レ勞不レ怨と云へるはこの心也、文王の靈臺恐レ煩レ民といへども、民心ことごとくこれをいとなまんことを說び樂んで、子の父のわざに如レ趨、まねかざれども自ら來りしためし、可二併案一也、たとへば人々己が家にわざはいの來らんには、老若ともにはしり、壯人力のあらん限りを以てこれを可レ拒、身にかゝる炎を防がずして是に害せらるゝものあるべからず、是力役して是をつかれたりと不レ怨のゆへんにあらずや、而して力役の品、常に土木の功あり、土功と云は堤川除水道その外土に付き普請あるのこと也、木功は家作造營の作事あることなり、これを土木の功と號して、專ら力役あるのことゝするなり、次に軍役旅役あり、軍役は軍事に付て人を出し馬を出さしむるの役也、旅は邊戍のため或は巡狩述職或は田獵敎閱のために人民牛馬を出すの役也、次に運漕の役あり、米穀材用の類荷物諸器往來の人を運漕せしめて、人力を用ひ牛馬車輿を以てし舟筏を以てするの類、皆是運漕の役也、次に游民に役を用ゆ、是は業なく職あらざるものはこれに力役をあてゝ、其無レ職して常に游ぶを戒しむる也、以上力役を用ゆるゆへん也、是各國用を利するためにして、聊か私のため

にあらざるなり、然れども猶緩急をはかりて、其ゆるやかにして無レ害の儀は、皆力役を寛くし民の勞役を省いて、自然に事の成就するが如くならしむべし、尤も夫食を與へ、或は其品に依て日雇錢を與へ、いづれも力役のゆえんを正して其用捨をなすべきなり、古人曰、（丘瓊山）夫民食二三土一、而賴二官府之庇一、以有二其家室田產一、則服二力役一、以爲二國衞一、足二國用一、成二國事一、亦其職分之所レ當レ爲者也、用二所レ當レ用之人一、爲二所レ當レ爲之事一、雖レ曰レ爲レ國、亦所二以爲一レ民、而又明以察レ之、公以處レ之、仁以憫レ之、是以國家有レ所二經營一、則咸如二子趨一レ父事一、有レ所二征伐一、則莫レ不レ敵二王所一レ愾、而上無レ不レ成之事一、下有二衞レ上之忠一、而天位永安、國祚延長矣といへり、力役の征は古來の法也といへども、力役のゆえんを不レ知ときは、唯民力を勞役するのみにして國用のためならず、民を戒むるの道あらずしては、上はつかふべきと怒り下は勞すと怨み、上下こもごも相違くこと、又力役のゆえんを不レ知也、孟子曰、有二力役之征一といへり、周禮に力役の法を詳にす、各古よりの制也

師論二力役之制一曰、民に力役を申ること、先民の上中下を考へ、而後に其役丁を定むへなり、凡夫婦あるの民を一家と云、夫婦あらざれば飲食をしたゝめこれを運ぶにたよりあらざるがゆへに、夫婦ある家に寓居して職をいとなむ、是古よりの制也、而して民の内に、貴而有レ爵、賢にして德あり、能あつて材あるの類は、是をあげて公に勤仕せしめ奉公のものたらしむる、是舉レ士之法也、老衰して事につくことかたく、幼弱にして未だつとめを知らず、篤疾廢疾あつて力役かなふべからざるものを除い

て、年若く壯にして力役尤も功あらんの輩を撰で是を役丁と定む、毎年詳に戸口を改めて、其年に家をもち、その年に他國よりうつり、或は死亡し、或は所を逃亡するの類を明にして、所レ在の民年廿に滿る時は其年より役丁に定め、六十の前後に及で後役丁をのぞかしむ、これ古の法制也、周禮、小司徒之職、稽二國中及四郊都鄙之夫家九比之數一、（家宰之職、出二九賦一者之人數）以辨二其貴賤老幼廢疾、凡征役之施（讀爲弛）舍一、（征謂レ稅レ之、役謂二繇役一、施舍者不レ科レ役也）乃均二土地一以稽二其人民一、而周知二其數一、上地家七人、（一夫受二田百畝一、七口以上授以二上等之地一）可レ任也者家三人、（可レ任二力役一者每レ家三人）中地家六人、可レ任也者二家五人、（二家共五人）下地家五人、可レ任也者家二人、凡起二徒役一毋レ過二家一人一、以二其餘一爲レ羨、（正卒之外皆爲二羨卒一）唯田與二追胥一竭作、（田獵與レ逐二捕寇盜一、正卒羨卒皆作）卿大夫之職、以二歲時一登二其夫家之衆寡一、辨二其可レ任者一、國中自二七尺一以及二六十一、（七尺年二十）野自二六尺一以及二六十有五一、（六尺年十五）皆征レ之、其舍者、（謂二不レ征者一）國中貴者賢者能者服二公事一者老者疾者皆舍、以二歲時一入二其書一、（入二司徒一也）（國中晚賦而早免レ之以二其所レ居復多役少一、野早賦而晚免レ之、以二其復少役多一）遂大夫、以二歲時一稽二其夫家之衆寡六畜田野一、辨下其可レ任者與中其可レ施舍上者、司民掌レ登二萬民之數一、自二生齒一以上、皆書二于版一、辨二其國中與二其都鄙及郊野一、異二其男女一、歲登二（上也）下（落也）其死生一、及二三年一大比、以二萬民之數一詔二司寇一、司寇及下孟冬祀二司民一之日上、獻二其數于王一、（版者即前代之黃籍、今之黃册也、周時惟書二男女之姓名年齒一、後世則凡民家之所レ有丁口事產皆書レ之、非二但民之數而已一）漢制、民年二十二始傅、（傅著也、言著二名籍一以給二公家繇役一也、）五十六乃免、景帝二年、男子年二十始傅、（凡民之一生、供二繇役一出二口賦一、凡卅有六年也）唐制、凡民始生爲レ黃、四歲爲レ小、十六爲レ中、二十一爲レ丁、六十爲レ老、以二百戶一爲レ里、五里爲レ鄉、每レ里設二正一人一、掌レ案二比戶口一、在二邑居一者爲レ坊、別置二坊正一、

在田野居者爲村、別置村正、凡里有手實法、歳終具民之年與地之濶陿爲鄉帳、鄉成于縣、縣成于州、州成于戸部、又有計帳、具來歳課役以報度支、宋制、男夫二十爲丁、六十爲老、女口不預、明制、十年一大造黃冊、其冊首著戸籍、若軍民匠竈之屬 次書其丁口、成丁不成丁、 次田地分官民等則例 房屋牛隻、凡例有四、曰舊管、曰開除、曰新收、曰實在、今日之舊管卽前造之實在也、每里百十戸也、十戸一甲、十甲一里、里有長、轄民戸十、民年十五爲成丁、未及十五爲未成丁云云、本朝の戸令、凡戸以五十戸爲里、每里置長一人、掌檢校戸口、催駈賦役云云、京每坊置長一人、四坊置令一人、凡男女三歳以下爲黃、十六以下爲小、廿以下爲中、其男廿一爲丁、六十一爲老、六十六爲耆、丁老者三等也 老殘爲次丁、殘殘疾也 凡造計帳、每年六月晦日以前、京國官司責所部手實、手實者戸頭所造計帳也、其戸籍亦責手實也具注家口年紀云云、凡戸籍六年一造、起十一月上旬、依式勘造、里別爲卷云云、賦役令にも其法を出せり、案ずるに、周の法は民戸の富貧を以てその役人を出すの品を定め、漢より以來は民戸をすてゝ、只見在する所の民二十以上を以て役人に出さしむる也、本朝に所定正丁也二十一歳より役をなす、老弱疾病あるの類はこれを次丁と云て、その役を輕くするなり、是民數を詳にせざる時は必ず相違ふものなるゆへに、令に所定、六年を以て一戸籍をつくると云へり、尤可愼也、齊高祖詔朝臣曰、黃籍人之大紀國之理端也と云へり、黃籍と云ふは本朝の戸籍、當時所言の水帳、周の世にはこれを版といへり、此の帳にいつはり多き時は、民間皆無故して役を重くし、戸口脫漏して役を免るゝの徒又多

し、是賦役不レ均して民政不レ正所也、丘文莊曰、國初洪武五年定二民籍一、十四年始大造、自レ是以來、毎二十年一一攢造、官府按レ冊以定二科差一、脫二漏戶口一者有レ禁、變二亂版籍一者有レ刑、凡有二科徵差役一、率驗二其戶口田產一、立爲二等第一、敷レ役者不レ得二差レ貧賣一レ富、受レ役者不レ得二避レ重就一レ輕、其制度可レ謂二詳盡一矣、凡天道十年一變、十年之間、人有二死生一、家有二興衰一、事力有二消長一、物直有二低昂一、蓋不レ能二以一々齊一也、唐人戶籍、三年一造、況今十年一造、十年之中、貧者富、富者貧、地或易二其主一、人或更二其業一、豈能次二一律一齊哉、今宜下每年九月、人民收穫之後、里甲入役之先、布政司委官一員督二府州縣官一、造中明年當レ應二賦役一之冊上、先レ期行レ縣、俾丁各里開丙具本理人民軍民匠竈其籍各若干、仕宦役占其戶各若干、其餘民戶當レ應レ役者總有乙若干甲、量二其人丁事產一、分爲二九等一、一以二黃冊一爲レ主、冊中原報人丁有二逃亡事故一、田地有二沉斥買賣一、必須二買者賣者兩戶相照一、典當者不レ具審レ實造レ冊、州縣上二之府一、府上二之司一、委官親臨二其地一、據二其見在實有一、以二田丁一相配、參酌定爲二九等則例一、隨據州縣一年該レ應之役幾何、當レ費之財幾何、某戶當二某役一、各塡二注其下一、輕而易者則一力獨當、重而難者則合レ衆併レ力、貧者任二其力一、富者資二其財一、必盡二一年之用一、而無レ欠無レ餘、造二成三冊一、一留レ司、二發二府州縣一、俾二其前レ期開示以曉一レ民、使レ知二備豫一、至レ期據レ冊以召集、使レ供地繇役天云云、是民戶の帳を詳にせざれば役を正しくすることの不レ能を云へるなり、次に繇役の法、家ごとに一人の正丁を出さしむること、是定法なり、是をつかふの道、上古は一年に三日を以てす、周禮、均人、凡均二力政一以二歲上下一、豐年則公旬均音用三日焉、中年則公旬

用二日焉、無年則公旬用一日焉、凶札凶謂二飢荒一、札謂二疾疫一則無二力政一、倂與力政免正制に用二民之力一歲不レ過二三日一と云へり、是一年之間こと〳〵く自分の農業家職に用レ力しめて、公役に用るの日、わづかに一家の役三日に不レ出也、後世に及で其制多くして、唐に用二人之力一二十日、閏に加二二日一となり、本朝賦役令に曰、正丁は歲に役二十日一、義解曰、次丁一人歲役二五日一と云へり、これ又本朝上古の令にして、近來は皆これに不レ及して、或は三十日或は五十日に及べり、凡そ役人を出さしむるに其時あり、年に豐凶のたがひあつて民の苦樂不レ均、時に農業の要月あれば、一日怠て一年のついへとなることあるべし、孔子曰、使レ民以レ時と云、是なり、然れば其時を考へて役をなさしむべし、隄川除池等の普請は、春正月十日過より是を起して、二月中に仕舞ごとく不レ仕ば、農業にさゝはりあるものなり、夏秋に至て水ましの時分、水を決り堤川除を修覆あり、是又その耨の暇を以てす、季秋より冬中は米穀の運送諸用の役あり、各四時ともに民に暇あるの時を計て使レ之ときは、農其時を不レ違がゆへに、一年の業不レ怠ものなり、次に均役の法あり、均役と云は、唯一年に何十日の民役ありとばかり心得ては、地形に遠近あり、所に道筋邊土のたがひあつて、官物の運載使客の供應にしば〳〵勞役するの所あり、又一年中一人の官使往來もなく、一事の公用に勞役することあらざる地あり、如レ此の所を具に較量して、徭役のかたをもちず、ひとしく相役する如くならしむべき、是を均役の法と云へるなり、周禮、均人掌レ均二人民牛馬車輦之力政一人民治二城郭涂巷溝渠一、牛馬車輦則轉二運委積之屬一也政讀爲レ征と出たり、是人民の多少をはかり牛馬車輦の有無

よつて是をひとしからしむるのことなり、たとへば一家に一人を役に出さしむと雖も、富家貧家に之を共に同するときは、役を出す處は均きに似て、富家は輕しとし貧家は重しとす、然れば民の家の貧富詳をにし所の遠近を明にして、而して後に均役の法行はるべきなり、賦役令曰、凡差科、先ニ富强一後ニ貧弱一、先ニ多丁一後ニ少丁一、其分番上役者、家有ニ兼丁一者要月、家貧單身者閑月と出たり、次に役錢の制あり、役錢と云は、所によつて役人を不レ出して役の錢を官に收め、これを以て間民游手を雇て役たらしむること也、役に人を出してよき所と錢を出さしめて民に便りあると、兩樣のたがひあることなり、是また其土地の廣狹民のなりはい多少富貧を詳にして、其民の爲に便りあるの政に可レ從也、公の爲をはかつて致すことは民の害となること多ければ、唯民の便りたるべきことを分別して、それに從ふを仁政と云べきなり、凡そ古は田をもつものは田に租稅をかけ、其身は役をなさしむ、租稅は是財貨となり、力役は國用に利あつて、ともに天下の用たり、漢の高祖に至て、人ごとに錢百二十を出さしめ、これを算賦と號して、民の年十五に至るときは、則この賦を出すを口賦と云へり、力役の外に又計レ人出レ財さしめたるなり、唐に租庸調の法を置、田に租稅を出し、（節本傍註云、蠶郷には絹綾絁布綿麻を出也）この外に一丁に銀十四兩を出し是を調と云、力役するを庸といへり、力役二十日の內、不レ役者日爲ニ絹三尺一、謂ニ之庸一、有レ事而加レ役廿五日者免レ調、卅日者租調皆免、通ニ正役一不レ過ニ五十日一と也、本朝賦役令曰、正丁歲役十日、若須レ取レ庸者布二丈六尺、（其收レ庸者須レ隨ニ鄉土所一レ出、不レ可ニ以レ布爲ニ一例一）一日二尺六寸、須ニ留使一者（正役之外）滿ニ三十日一、租調倶免、役日少者、計ニ見役

日一折免、調租混合、惣作二三十分一、以二三十分之一一當二一日之分一也通二正役一並不レ得レ過二四十日一云云、是は其年に役あらざるの時は役のために此庸を出すなり、必役あるなきにかゝはらず、役に不レ可レ使の民役錢を出すの例如レ此、漢の口賦は役の外にこの錢を出すなり、是又役錢の心なり、宋の神宗熙寧年中に、王安石が言に因て新法を行はれ、免役錢のことあり、凡當レ役人戶、以二等第一出レ錢、名二免役錢一、其坊郭等第戶、及未成丁單丁女戶、寺觀品官之家、舊無二色役一而出レ錢者、名二助役錢一、凡敷錢先視二州若縣應レ用雇直多少一、隨二戶等一均取二雇直一、既已用足、又率二其數一增二取二分一、以備二水旱欠闕一、雖レ增毋レ得レ過二二分一、謂二之免役寬剩錢一也云云、宋の英宗の比より、役丁甚重ふして民殆んど苦しめり、こゝにをいて諸臣各議して異論まちまちなり、ついに王安石差役の法をやめて免役錢になれり、差役は役人をさし使ふことなり、その代に錢を出さしめて、これを免役錢と號するなり、司馬溫公言、免役の法、其害有レ五、差役を可レ用ことを論ぜるなり、差役は唯差科役たらしむるのことなり、呂中曰、司馬公主二差役一、王安石主二雇役一、二役輕重相等、利害相半、蓋嘗推二原二法之故一、差役之法行、民雖レ有二供役之勞一、亦以爲レ有レ田則有レ租、有レ租、則有レ役、皆吾職分當レ爲之事、無レ所レ憾也、其所レ可レ革者、衙前之重役耳、官物陷失勒レ之出、官綱費用責レ之供、農民之所レ不レ堪、苟以二衙前之役一、募而不レ差、農民免レ任、則民樂二于差之法一矣、至二雇役之法行一、民雖レ出二役之直一、而闔門安坐、可三以爲二生々之計一、亦無レ怨也、其可レ去者、寬剩之過數耳、實費之用、固所レ當レ出、額外之需、非レ所レ當レ誅、苟以二寬剩之數一、散而不レ歛、則樂二于雇之說一

矣、因其利而去其害、二役皆可行也、馬端臨曰、差役古法也、其弊也、差役不公、漁取無藝、故轉而爲顧、顧役熙寧之法也、其弊也、庸錢日輸、苦役如故、故轉而爲義、義役中興(高宗)以來江浙諸郡民戶自相與講究之法也、其弊也、豪强專制、寡弱受凌、故復反而爲差、蓋以事體之便民者觀之、顧便於差、義便於顧、至於義而復有弊、則未如之何也已云云、(乾道五年、處州松陽縣首倡義役、衆出田穀助役戶輪充、守臣范成大嘉其風義、爲易鄕名云云、及朱子亦謂義役有未盡善者四云云、)丘文莊曰、古今役民之法、必兼用是二者(差雇)、然後行之不偏、非時利害相半而已、蓋實相資以爲用也、夫自古力役之征、貧者出力、富者出財、各因其有餘而用之、不足者不强也、各隨其所能而任之、不能者不强也、彼有力者而無財、吾則俾之出力、財有不足者、人助之、彼有財而無力、吾則俾之出財、有不能者人代之、若夫事鉅而物重、費多而道遠則必集衆力裒民財、使之運用而不至于顚躓、資給而不至于困乏、則民無或病、事無不擧矣云云、案ずるに、役錢に惣を相究めては其害あるべし、故に宋の免役錢に弊ある也、又總て差役せしめん事も其弊あるべければ、其民に便あらん事を本として、徭役のかたをちず、何れも均しく相役するが如く可仕也、其所に因て品變り、時に因て事變る者なれば、或は差役して役せしめ、或は役錢を以て雇役して便あらしめ、或は要月閑月を考へて、要月は一日を以て二日にかへ、閑月は二日を以て一日とするの類、その料簡あるべきことなり、況やその役に輕重あり急緩あつて、一樣になし難し、事の急にして人力多く可入事あり、又ゆるやかにして自然の功を用ゆるあり、或は常役にして定れるあり、

或は臨時にして緩なるあれば、必ず一法に泥むときは闕用利し難きものなり、營繕令曰、暴水汎溢、毀壞堤防、交爲人患者、先卽修營、不拘時限、應役五百人以上者、且役且申云云、且又京畿城下邊方各其所に隨て、役を出さしむるの法、その品相かはるべきなり、すべて役を出さしむること、其身についての租稅にして、民又事にをこたりなからしめんがためなり、この所を本として、其便りあらん所を可考也、次に役人の事、其在々所々より出る處を相組で、或は廿人三十人、或は五十人百人を以て相組で、奉行を付、其下に小頭を置、算書のものを用ひ、利器を司どるのつかさ、觸使いたすものを置べき也、凡そ百人の夫には、監士二人・主簿二人・主利器者二人・觸使四人、總て十人如斯則其吏司之配用足ると云り、是又必と不可致也、唯役人の多少によらず、頭奉行を付詳に糺明をとげざれば、役夫事に怠てその業ならざること勿論なり、或は初出て人數を合せてひそかに去り、或はつとむるものはつとめて怠るものは常に休し、或は夫食不足し、或は雇錢ひとしからず、或は小頭奸曲を構へ、或は杖突刻急を甚しくす、こゝにをいて利器をぬすみ官物を私すること多し、是奉行ありといへども監察するの目付なく、目付ありといへども巡行をするに不以時、時を以てすれども糺明不正して賞罰道を失へばなり、上古は五家に設比長、廿五家に設里宰、皆下士の所勤也、閭胥（廿五家）鄙長（百家）は中士也、族師（百家）鄙師（五百家）は上士也、黨正（五百家）縣正（二千五百家）は下大夫也、州長は中大夫也、周の時は在々所々各以命官主之、漢の時の鄉亭も、亦每鄉に三老を置き、每亭に亭の長嗇夫游徼の官を置、これに祿秩を與

へ、歳の十月に酒肉を賜はる、而して郷里（三老）を導きすゝめ、風俗をたすけ、盜賊（游徼）を巡察し、獄訟（嗇夫）をきゝ賦税をたゞす、如レ此の會釋によつて、各我が所レ率の村里より所レ出の役人聊か怠るを恥とす、況や奸曲盜賊の事あらんは、一郷一里のものゝ所レ恥とする也、後世その法次第にみだれ、郡國の治教日を逐て衰へ、ついに相互に侵しひとごろふて不レ知レ恥、唯當分の利用を專とす、上又彼をつかふこと寇讎のごとく、これをしゑたぐること犬馬にひとし、故に奉行監察の糺明しばらく怠る時は其事成就すべからず、然も民つかれて事ならず、公私の費不レ可レ過レ之也、尤も可レ戒ことなり、次に寬ニ力役一ことあり、民の力役をゆるやかにして、勞役をすくなからしむることなり、王制曰、凡使レ民、任ニ老者之事一、食ニ壯者之食一と云へる心、まことに寬厚の道と可レ云、但可レ役のことを不レ役と云にはあらざるなり、同じく役すると云へども、民の苦を知てそのつかれを可レ考と云へることなり、尤も復除の法あり、周禮にはこれを施舍といへり、是又役をゆるすべき者を詳にしてこれを除くの事也、周禮に、（司徒）其舍者、國中貴者賢者能者服ニ公事一者老者疾者皆舍、旅師に、凡新甿之治、皆聽レ之、使レ無ニ征役一、（新徙來者）均人、凶札則無ニ力政一、王制曰、八十者一子不レ從レ政、（從レ政、給ニ公家之力役一）九十者其家不レ從レ政、瘖疾非レ人不レ養者一人不レ從レ政、父母之喪三年不レ從レ政、齊衰大功之喪三月不レ從レ政、將レ徙ニ（欲レ去者）於諸侯一三月不レ從レ政、自ニ諸侯一來徙（巳來者）家期不レ從レ政といへり、しかれば民の老衰して力役になりがたき、疾病あつて事ならざる、喪祭並に新に事あるもの、其品を糺明して、所の風俗となるべき事をば之を免除す

ること、仁政と可レ謂也、但力役を寛にするに道あり、民戸の貧富民の年數を考へて、力役するに道を以てひとしからしむる、是一也、而して土地の遠近をはかり、其事につくの早晩を節にし、飲食を便あらしむる、是二也、寒暑を考へ長日短日をはかつて民に便あらしむる、是三也、徭役をひとしくして其所レ爲の事に偏頗なく、或は輕く或は重くして勞休を時あらしむる、是四也、緩急をつもりて民をつかふ、是五也、此を以て民を役する時は民雖レ勞不レ怨、民不レ怨ときは寛ニ其力一也、後世姑息の仁を用て力役其道を以てせず、民をつかふに法を以てせざるゆへ、當分かれをゆるやかにすといへども、民ついに不レ歸ニ其德一、是本末の逆ふ處也、若ひたすら民を愛して、可レ役ことをゆるがせにせば、民皆業を怠て、其なりわいをつとむること不レ可レ有也、このゆへに周禮載師、凡民無ニ職事一者出ニ夫家之征一、閭師、凡無レ職者出ニ夫布一と云へり、夫家之征と云は、張子厚曰、疑無レ過ニ家一人一者謂ニ之夫一、餘夫竭作、或は三人、或は二人、或は二家五人、謂ニ之家一云云と、馬端臨曰、古人于游惰不レ耕及商賈末作之人一、皆于ニ常法之外一、別立レ法以抑レ之、閭民或出ニ夫布一、或幷ニ出夫家之征一、夫布其常也、幷ニ出夫家一所ニ以抑一レ之也云云、是上代聖人の政とへいども、民の職業なきに其罰役をかくるは、彼をして姑息の仁あらしめずして、終に其業を怠らしめまじきとの掟也、寛ニ民之力一は、是民をつかふに法を正しくするにありと可レ知也、次に官人役丁を出すこと、其身勤仕に暇あらざらんは、其公私衣服營作飲食下人の料多し、故に役丁を出すに暇あらざるなり、或は疾病によつて恪勤をなさず、或は老衰して朝夕の

勤仕不レ叶の類は、その糺明を詳にして、或は出さしめ或は免除して、各戒たらしむべし、郡國の守令は各其郡國にをいて其役丁の法を正しくして、山川海陸の用を通じ民に便りあらしむべし、天下の公用は、大造營作都城壘溝の事、天下の大禮あらんとき、門戸の經營警固、その時にをいて守令相勤めて便あらんことをなす、是則國役諸侯大名の役也、すべて人を集めその事をなさしむるは、皆武を講じ兵をならはすの道なれば、古より俗語に陣普請と通用して云へり、只金銀財用をなげうつて其事を利すると不レ可レ思也、後世に至りてその法次第に衰へ、一向只外をかざり美を盡すとをのみ好むが故に、金銀は泥沙のごとく入て、なす處の事實儀なく、尤も武を講じ兵をならはすに不レ及、其弊甚しと可レ謂也、周禮に貴者賢者能者服二公事一者皆其役を免すと云へるは、官人力役を不レ出こと、古の法也漢の高祖五年、諸侯子在二關中一者復レ之と云へり、是又官人をゆるす也、官人に役丁ををくことは、其無レ職して恪勤にをこたるを戒しむるの道と可レ知也、次に軍役之事、異朝の制を考ふるに、以二田賦一出レ軍也、このゆへは周禮小司徒、乃會二萬民之卒伍一而用レ之、五人爲レ伍、五伍爲レ兩、四兩爲レ卒、五卒爲レ旅、五旅爲レ師、五師爲レ軍、以起二軍旅一、以作二田役一、(功力之事)以比二追レ胥一、(逐レ寇伺レ盗捕レ賊)以令二貢賦一(施二政令一以二貢賦之事一)云云、是五家を比とし、五比を閭とし、四閭を族とし、五族を黨とし、五黨を州とし五州を鄕とするの制也、而して凡起二徒役一毋レ過二家一人一(小司徒)といへるときは、鄕一萬二千五百家にして軍又一萬二千五百人なり、五人に伍長あり、比に比長あり、兩に司馬あり、閭に胥あり、卒に卒長あつて

族に族師あり、旅に旅師あつて黨に正あり、師に師々あつて州に州長あり、軍に軍將あつて郷に大夫あり、各皆家と軍とを其制同じ、是一家に一人を出すの法也、班固漢志に曰、殷周以レ兵定二天下一、天下既定、戢二藏干戈一、敎以二文德一、猶立二司馬之官一、設二六軍之衆一、因二井田一而制二軍賦一、地方一里爲レ井、井十爲レ通、通十爲レ成、成方十里、成十爲レ終、終十爲レ同、同方百里、同十爲レ封、封十爲レ畿、畿方千里有レ稅、（爲二田租一）有レ賦、（謂二賦斂之財一）稅以足レ食、賦以足レ兵、故四井爲レ邑、（三十二家）四邑爲レ丘、（百二十五家）丘十六井也、有二戎馬一匹・牛三頭一、四丘爲レ甸、（五百二十家）甸六十四井也、有二戎馬四匹・兵車一乘・牛十二頭・甲士三人・卒七十二人一、干戈備具、是謂二乘馬之法一、天子畿方千里、提封百萬井、定出賦六十四萬井、戎馬四萬匹、兵車萬乘、故稱二萬乘之主一、戎馬車徒干戈素具云云、（一同百里、提封萬井、除二山川沈斥城池邑居園囿術路三千六百井一、定出賦六千四百井、戎馬四百匹、兵車百乘、此卿大夫采地之大者也、是謂二百乘之家一、一封三百一十六里、提封十萬井、定出賦六萬四千井、戎馬四千疋、兵車千乘、此諸侯之大者也）薛氏が註に曰、周制萬二千五百人爲レ軍、六軍七萬五千人、千里之畿、提封萬井、定出賦六十四萬井、一井之田、八家耕レ之、總計六十四萬井之田、爲二五百一十二萬家一、家之一夫、爲二五百一十二萬夫一、以二此夫衆一而供二萬乘之賦一、是爲二七家一而賦二一兵一、孫子曰、興レ師十萬、日費二千金一、內外騷動、怠二於道路一、不レ得レ操レ事者七十萬家、蓋一夫從レ軍、七家奉レ之、此亦見二七家賦二一兵一也、王畿之內、凡七征而役二方一遍一焉云云、朱子論語注、馬氏說、八百家出二車一乘一、包氏說、八十家出二車一乘一、恐非三八十家所二能給一也とあり、然れば八十萬家にして千乘を出すなり、又朱子語錄曰、問、周制都鄙用二助法一、八家同レ井、鄉遂用二貢法一、十夫有レ溝、鄉遂所三以不二爲レ井者何故、曰、

都鄙以レ四起レ數、五六家始出二一人一、故甸出二甲士三人武卒七十二人一、郷遂以レ五起レ數、家出二一人一爲レ兵、以守二衛王畿一、役次必簡云云、周制、司徒の所レ任は多して司馬法の出レ士は七家にして一人を出也、漢法、民年二十三爲レ正、正卒也一歳爲二衛士一、二歳爲二材官騎士一、習二射御騎馳戰陣一、年六十五、衰老乃得レ免、爲二庶民一就二田里一、一歳當レ給二邦縣一月之役一、其不レ役者爲二錢二千一入二於官一 唐制、凡民年二十爲レ兵、六十而免と云、是皆民を以て兵とする也、司馬光曰兵出二民間一、雖レ云二古法一、然古者八百家纔出二甲士三人歩兵七十二人一、閑民甚多、三時務レ農、一時講レ武、不レ妨二稼穡一、自二兩司馬一以上、皆選二賢士大夫一爲レ之、無二侵漁之患一、故卒乘輯睦、動則有レ功、今籍二郷村人民一、二丁取レ一、以爲二保甲一、宋安石新法是也 授以二弓弩一、教二之戰陣一、是農民半爲レ兵也云云、自二唐開元一以來、民兵法壞、戍守戰功、盡募二長征兵士一、民間何嘗習レ兵云云、馬端臨曰、古之兵皆出二於民一者也、故民附則兵多、而勃然以興、民叛則兵寡、而忽然以亡、自二三代一以來皆然矣、秦漢始有二募兵一、然猶與二民兵一參用也、唐之中世、始盡廢二民兵一而爲二募兵一、夫兵既盡出二于召募一、於レ是兵與レ民始爲レ二矣、於レ是兵之多寡不レ關二于國之盛衰一、國之存亡不レ關二于民之叛服一、募兵之數日多、養兵之費日浩、而敗亡之形反甚二于此一、唐自二天寶一以來、內外皆募兵也、外兵則藩鎭擅レ之、內兵則中人擅レ之云云、異朝には民を以て兵にあて、居る時は民たり、出るときは兵たり、是を民兵と云へり、唐より後は、民間をゑらんで其勇健のものを兵士とす、これ募兵の法なり、本朝軍防令に所レ出、是又民兵の用、募兵の說也、後世に至つては兵農こゝに分れ、民賦稅を出して兵士たることを免る、

用二日焉、無年則公旬用一日焉、凶札（凶謂二飢荒一、札謂二疾疫一）則無二力政一、（併與力政免）正制に用二民之力一歳不レ過二三日一と云へり、是一年之間こと〴〵く自分の農業家職に用レ力しめて、公役に用るの日、わづかに一家の役三日に不レ出也、後世に及で其制多くして、唐に用二人之力一二十日、閏に加二二日一となり、本朝賦役令に曰、正丁は歳に役二十日一、義解曰、次丁一人歳役二五日一と云へり、これ又本朝上古の令にして、近來は皆これに不レ及して、或は三十日或は五十日に及べり、凡そ役人を出さしむるに其時あり、年に豊凶のたがひあつて民の苦樂不レ均、時に農業の要月あれば、一日怠て一年のついへとなることあるべし、孔子曰、使レ民以レ時と云、是なり、然れば其時を考へて役をなさしむべし、隄川除池等の普請は、春正月十日過より是を起して、二月中に仕舞ごとく不レ仕ば、農業にさゝはりあるものなり、夏秋に至て水ましの時分、水を決り堤川除を修覆あり、是又その耨の暇を以てす、季秋より冬中は米穀の運送諸用の役あり、各四時ともに民に暇あるの時を計て使レ之ときは、農其時を不レ違がゆへに、一年の業不レ怠ものなり、次に均役の法あり、均役と云は、唯一年に何十日の民役ありとばかり心得ては、地形に遠近あり、所に道筋邊土のたがひあつて、官物の運載使客の供應にしば〳〵勞役するの所あり、又一年中一人の官使往來もなく、一事の公用に勞役することあらざる地あり、如レ此の所を具に較量して、徭役のかたをもちず、ひとしく相役する如くならしむべき、是を均役の法と云へるなり、周禮、均人掌レ均二人民牛馬車輦之力政一（人民治二城郭涂巷溝渠一、牛馬車輦則轉二運委積之屬一也政讀爲レ征）と出たり、是人民の多少をはかり牛馬車輦の有無

よつて是をひとしからしむるのとなり、たとへば一家に一人を役に出さしむと雖も、富家貧家に之を共に同するときは、役を出す處は均きに似て、富家は輕しとし貧家は重しとす、然れば民の家の貧富詳をにし所の遠近を明にして、而して後に均役の法行はるべきなり、賦役令曰、凡差科、先ニ富強一後ニ貧弱一、先ニ多丁一後ニ少丁一、其分番上役者、家有ニ兼丁一者要月、家貧單身者閑月と出たり、次に役錢の制あり、役錢と云は、所によつて役人を不ㇾ出して役の錢を官に收め、これを以て間民游手を雇て役たらしむること也、役に人を出してよき所と錢を出さめして民に便りあると、兩樣のたがひあることなり、是また其土地の廣狹民のなりはい多少富貧を詳にして、其民の爲に便りあるの政に可ㇾ從也、公の爲をはかつて致すことは民の害となることも多ければ、唯民の便りたるべきことを分別して、それに從ふを仁政と云べきなり、凡そ古は田をもつものは田に租税をかけ、其身は役をなさしむ、租税は是財貨となり、力役は國用に利あつて、ともに天下の用たり、漢の高祖に至て、人ごとに錢百二十を出さしめ、これを算賦と號して、民の年十五に至るときは、則この賦を出すを口賦と云へり、力役の外に又計ㇾ人出ㇾ財さしめたるなり、唐に租庸調の法を置、田に租税を出し、（舊本傍註云、蠶郷には絹綾絁布綿麻を出也）この外に一丁に銀十四兩を出し是を調と云、力役するを庸といへり、力役二十日の內、不ㇾ役者日爲ニ絹三尺一、謂ニ之庸一、有ㇾ事而加ㇾ役廿五日者免ㇾ調、卅日者租調皆免、通ニ正役一不ㇾ過ニ五十日一と也、本朝賦役令曰、正丁歲役十日、若須ㇾ取ㇾ庸者布二丈六尺、（其收ㇾ庸者須ㇾ隨ニ郷土所ㇾ出、不ㇾ可ニ以ㇾ布爲ニ一例一）一日二尺六寸、須ニ留使一者（正役之外）滿ニ三十日一、租調俱免、役日少者、計ニ見役

少〻して使用を不レ糺ことは、又民政の正しきに不レ在也、次に譜代の僕隷の事、その家に重代たるもの、又は主人僕從の久しく勞役せしめつるに家をもたしめて、其生出する子、これを譜代と云へり、又は奴婢法を亂てひそかに相通じて出生するの子、その罪をゆるして譜代と稱す、又は飢饉にして既に死に及ぶを、憐みて是を養育して、其艱苦をのがれしむ、是又譜代と號す、惣て僕從その家の恩顧をふかく蒙て後は、皆其家の譜代たる、是古の法なり、但し男女各その年老によつて嫁娶の節を全くせしむべし、勞役を事としてその年老をはからざれば、女は節を過て後に子孫を絶す、尤も不便の事なり、こゝを以て、年期と號して其雇金を以て數年を約すとも、此制を可レ定也、或は所替國替、或は家主遠鄕に移るの時、僕從必ず約をそむいて出奔するのことあり、是皆背レ恩違レ約、其所レ本甚近ニ禽獸ニ風俗こゝにをいて敗壞す、制法不レ明ば、其弊必ず、上下相亂るに至るべし、故に其制戒を可レ定也、漢高祖令ニ民得レ賣レ子と出たり、又詔、民以ニ飢餓ニ自賣爲ニ人奴婢ニ者、皆免爲ニ庶人ニと云へり、これ異朝にも人を賣て民のつぐのいといたせること多し、民飢寒に不レ絶して、子をうり身を賣て、其あたいを以て年貢租税にあてしむること、田園荒廢し豪民ことごとく兼幷するに至るの道なり、故に人の商賣を止め、年期を永からしめずして、民の男女その生々を全くせしめ、田園をあらきはつて國用を利する如くならしむべき也、人を商買せしむる時は、富民はつねにさかへ貧民はつねに勞役し、或は虎狼貪婪の族は僕從を責殺し、或は利を貪てその家に老しむ、こゝにをいて民すくなく、子孫斷絶して

國用不レ全、天地生々の道を失へり、然ればこれを堅く制して、戒をつよく可レ仕也、馬端臨曰、今豪家奴婢、細民爲ニ寒飢所一レ驅而賣者也、官奴婢、有レ罪而沒者也、民以ニ飢寒一至ニ於棄レ良爲一レ賤、上之人不レ能レ有ニ以賑ニ救之一、乃復效ニ豪家兼幷者之所一レ爲云云、唐制、凡反逆相坐、沒ニ其家一爲ニ官奴婢一、一免爲ニ番戸一、再免爲ニ雜戸一、三免爲ニ良人一、皆因ニ赦宥所一レ及則免レ之、凡免皆因レ恩言レ之　本朝の戸令に奴婢の制を詳にす、家人奴婢の法は民部省に掌どる處なり、家人はその家につかはるゝものにして、奴婢にひとしからず、奴婢は男女の下賤也、令に其法を明にすといへども、後世の例となりがたし、唯其時代にしたがつて其制を正し、國用を利するにあるなり、次に使ニ僕隷一事あり、これは我に重代の僕隷なき時は、間民游民なりの內より金銀米錢衣服を與へて相招き、主從の禮をなすことあり、其土地の民を置には、父母兄弟妻子を以てあらため質とし、公禁國法を詳にして彼に奸曲邪義なからしむべし、他國の民は其宿主知人其證人を明にして證文をとり、公禁國法を詳にしめし、家禮を具にすべし、彼僕隷その質直なりと云ども、證人證文ゆるやかなれば、久して必ず奸曲生ずるものなり、證人證文明なれば、奸曲の僕隷も久して直になるもの也、殊更繁榮の地にては、猶以て是を正さゞれば僕隷の奸曲多きなり次に民豐なる時は、奴婢僕隷の給仕少して仕官これに苦しむ、故に民のをさに命じて、年々かはるかはる是を出さしめて仕官の奉公につかしめ、民に兵の法を示す、是民兵のことはりにあたるべきなり、次に所替國替の時、先主をかすめて民ほしいまゝなることを企、僕隷逃亡して主人ををくりとゞ

けず、約のごとく奉公を不ㇾ勤ことあり、是風俗のかゝる處、主從の禮大にみだる、主人のついゑを考へてあたをなすこと、不義甚大なり、太守人君專ら是を戒め、其罪きびしかるべし、次に日傭民のこと、民間互に相やとつて事をなすは不ㇾ苦、諸侯大夫仕官の輩、日雇を以て僕隸をなし其事をとゝのふる、甚風俗の衰ふる也、承平日久しき時は國に游民多く、以て諸侯大夫より仕官の輩まで、皆日雇を以て番戍普請をつとめ、常に僕隸を不ㇾ置、是大なるあやまり也、次に僕隸を御する事、食を豐にし冷暖を時ない、寒暑について其養を考へ、彼を置の所、家宅不淨捨をつもり、其苦しみなく又佚樂に及ばざらしめ、其患難疾病をあはれみ、目付奉行を立て、時々にかへりみて彼を教導し、飮食佚樂を時ならしむべし、如ㇾ此にあらざれば、僕隸を御する道にあらざるなり

○設二傳驛一通二道路一

師曰、諸國を七道に分て、東西南北の國々其本道を明にし、村々の在々の小徑、國府城下への脇道、各此七道へ出て國用を通ずるがゆへに、紀綱こゝに明にして往來の旅泊道路にくるしまず、運送の器物財貨聊か紛亂せしむることあらざる、是國用の所ㇾ專也、天下に此制あらざる時は、往來の旅客無ㇾ故して刼奪殺害せらるゝに及び、器物財貨皆盜賊のためにゑものとなる、旅人死して其あたを尋ぬるに無ㇾ由、財貨失て其盜賊を求むるに無ㇾ據、尸骸路頭に棄られ、財寶盜賊のさいはいとなる、其事相長ずる時は終に天下の亂となるに至る、其本七道驛路を正しくし、道路を通ずる事を詳にせざるの故によ

つて、人々交易を利すること不レ能、往來のもの生々を全することと叶はざるなり、然れば人君天下の驛傳をまふけ通路を通じ、國守郡令其郡國の驛傳道路を糺すときは、國用大に利し人生々を全くするに至るべき也、周禮に、司險掌二九州之圖一、以周知二其山林川澤之阻一、而達二其道路一、設二國之五溝五涂一、而樹二之林一、以爲二阻固一、皆有二守禁一、而達二其道路一、國有レ故、則藩二塞阻路一而止二行者一、以二其屬一守レ之、唯有レ節者達レ之、（遂溝洫澮川謂二五溝一、徑畛涂道路謂二五涂一）又合方氏掌二天下之道路一、野廬氏掌下達二道路一至中于四畿上、比二（較）也一國郊及野之道路、宿（賓客所レ宿之廬、）息（所レ止之舍）井樹、（井以供二飮食一、樹以爲二蕃蔽一）是古の制也、凡そ驛路の法、往來の旅泊可二勞疲一の道程、幷山險叢野山だち剛盜の可レ有所を計て、其宿廬を設け驛馬を置く、大體五里をへだてゝ宿を置て、驛馬をまふけ馬次を利するなり、然れども山險隘阨の處は又是を短くす、此間二里三里にをいて、間に又小廬を置驛馬を立しむることありといへども、公官より必ず設くるに不レ及、或は國府城下或は市街追分の地は、四方通達して人相あつまるの處なるを以て、一里半里をへだてゝも宿馬次有レ之ことあるなり、不レ然して定驛五里の間又馬次あるときは、定驛の宿衰微して利あらざるものなり、然りといへども一里二里に宿を立て飮食を利し、手足を休し、疾病をたすけ、暴雨迅風をまぬかれ、寒暑を時なふことあらずしては、人馬往來のもの疲勞甚しきを以て、其間々に又小宿をまふくること、是古の法也、而して十里を去るときは旅泊の大館をかまへしめ、市町をひろくし驛馬を多くして、公用を待旅客を宿し賓客をうく、其要地には城郭を設けて、米穀をたくはへ兵士を置て、常に非常を改め軍旅に備ふるな

り、周禮、遺人掌郊里之委積以待賓客、野鄙之委積以待羈旅、凡賓客會同師役、掌其道路之委積、凡國野之道、十里有廬、廬有飲食、三十里有宿、宿有路室、路室有委、五十里有市、市有候館、候館有積、少曰委、多曰積、廬若今野候徒有房也、宿可止宿、若今亭有室也、候館樓可以觀望也、一市之間有三廬一宿　委人掌斂野之賦斂薪芻、凡疏材木材、凡畜聚之物、以稍聚待賓客、以甸聚待羈旅、疏材草木有實者也、畜聚之物瓜瓠葵芋禦冬之具也、三百里稍地之聚、二百里甸之聚、待羈旅過客之等　以是皆驛路の制にして、遺人は稟米穀のことを司どり、委人は薪芻果菜の屬をつかさどるなり、各旅客を相待て國用を令通の法也、又環人秋官環二周圍保護之義　掌送逆邦國之通賓客、以路節達之四方、舍則授館令聚柝、與之同、有任器則令環之、凡門關無幾、送逆及疆、令聚柝令野廬氏也、賓客有任用之器、則亦令環衛之也　次に驛馬之事、其村宿の大小有所を考へて是を置事多少あり、令曰、凡諸道須置驛者、每三十里置一驛、若地勢阻險、及無水草處、隨便安置、不限里數、其乘具及蓑笠等、各准所置馬數備之、凡驛各置長一人、取驛戶內家口富幹事者爲之、一置以後、悉令長仕、若有死老病及家貧不堪任者、立替、其替代之日、馬及鞍具欠闕、並徵前人云云、凡諸道置驛馬、大路謂山陽道也　二十疋、中路東海東山道、以外爲小路　十疋小路五疋、使稀之處、國司量置、不必須足、皆取筋骨強壯者充、每馬各令中中戶養飼、若馬有闕失者、即以驛稻謂驛田之收穫也　市替、其傳馬每郡各五、皆用官馬、以軍團馬充之也　若無者、以當處官物市充、通取家富兼丁凡驛徭役共免、故不必取家富、至於傳戶唯免雜徭、故必取富者也　者付之、令養以供迎送、國用向任、及罪人令乘官馬者、皆乘傳馬之類也云云　凡軍團官馬、本主欲於鄉里側近十里內調習聽、本主養馬之兵士　在家非理死失因公事死失、官爲立替　者、六十日內

備替云云、凡驛傳馬、毎年國司檢簡、其有下大老病不レ堪二乘用一者上、隨レ便貨賣、(轉賣也)得レ直若少、驛馬添二驛稻一、傳馬以二官物一市替云云、令に所レ出の詳なる事如レ此、驛馬は往來旅客のために人を乘せ荷を負の馬を、其宿宿に相集置て、過客の用たらしむることなり、令の大路は山陽道をあつ、今は東海道を以て日本の大路とすべし、東山山陽次レ之也、古は國司の往來官物貢獻のもの相往來す、今は朝覲の諸侯大名往來已事なく、勅使傳奏年々絶る間なく、外國之禮聘使譯を重ねて來朝し、番戍交替上使行人口々に繁し、然れば驛路に驛馬を置こと、大槩五十匹を以て準ず、此馬を出す事、在々所々巡易或は傳馬の役民を定め令レ無二遲滯一、之を觸流し其滯なからしむる問屋馬さしあり、是又詳に究めざる時は其奸曲あり、而して諸侯の交代只農隙を以てして、民のさまたげをやむべし、驛馬の雇錢、里數險易を以て其制を定め、駄物の輕重をひとしくして、牛馬の力をつくさしめざるなり、凡そ馬或は負二一石一、或は逓二八斗六斗一、米一升の盛さ三百六十日或三百七十日にして、一石の重四十貫目に近也、故に一石を負の馬は在々の驛路にまれなるを以て、大概八斗を以て準とするなり、此制不レ明時は、民其利をほしい儘にして、馬の力をはかることなく其貨を重くす、故に爪をそこない皮を破り、汗をすごし息せしむるに至て、馬その生を全くせず、然れば其制法を正しくして、是を負するもの乘るものともに禁法を重くす、驛の長名主具にせんぎす、且往來甚だ繁きの時は、馬つぎを近くして其利をひとしくし、馬力を盡さしめざるなり、傳馬の事、これ國家の急事を相通ぜしめんがために所レ備也、周禮に(秋官)、行夫

掌二邦國傳遽之小事、微惡而無レ禮者一、凡其使也、必以二旌節一、鄭玄曰、行夫邦國使二之小禮一者也、傳遽若二今時乘傳騎驛而使者一也、丘文莊曰、後世乘傳騎驛、其原蓋出二於此一又孔子曰、徳之流行、速二於置レ郵而傳一レ命となり、是急用又は巡行の使節に傳馬を賜て往來を利せしむることなり、朱子の注に、置は、驛なり、郵は馹也、許謙曰、字書に馬遞曰レ置、歩遞曰レ郵云云、何れも所々に傳馬を定めて國家の急用を相通ずることとなり、或は脚力をそなへて、次飛脚を以て事を速に通ぜしむ、是又同意なり、異朝の古は車にて行を傳車と云、馬にてゆくを驛騎と云へり、漢に上中下の三等を立て高足中足下足を定め、璽書使と號して傳馬を賜はり、三騎晝夜千里をあゆましむ、是傳馬を賜はるの印符を持て是をしるしとして行の使也、後に一日に三百里の道則に定れり、今の早使なり、唐には銀牌と號して印符をのせる處の銀の札を其馬につけ、或は是をもたしめて往來するなり、本朝太政官符の式を國司に賜て、是を以て合印として傳馬驛馬を制す、是を鈴剋傳符と云て、諸國へこの符式を下行するなり、公式令令に曰、凡諸國給レ鈴、太宰府二十口、三關及陸奥國各四口、大上國三口、中下國二口となり、是右の官符をきざめる鈴にして、其國に用事あるとき、此鈴を驛馬につけ又は馬丁につけしめて、公用の體をしめして道路の障を止めしむるなり、驛には鈴あり、傳馬には符あり、いづれも太政官符也、令曰、凡給二驛傳馬一、皆依二鈴傳符剋數一、事速者一日十驛以上、事緩者八驛、還日事緩者六驛以下、謂二四驛以上一、依レ文、二驛爲レ差故也親王及一位、驛鈴十剋、傳符三十剋、三位以上驛鈴八剋、傳符二十剋云云、是其位に因て驛鈴傳符を賜はるの法なり、古來より驛を發し事を通ぜしむるは國用の大利な

るがゆへに專重レ之、且又子細無して傳馬を賜はることは所の勞役することなれば、ことに糺明あらざれば傳馬を賜はることなし、國に急事あつて速に通ずるの時、或は祿少きの行人公用によつて巡行し、或は大賓貴客の用是也、不レ然しては驛を賜はることあらず、傳馬を賜ふほどの者は、多くは皆官より是をまかなふ、令曰、凡官人乘ニ傳馬一出レ使者、所レ至之處、皆用ニ官物一、准レ位供給、其驛使者、每ニ三驛一給、若山險澗遠之處、每レ驛供レ之云云、凡そ驛馬に鈴を付ること、是古は鈴剋の心にや、此聲を以て乘るものゝ睡をさまし、馬の氣を新にし、官の驛馬なることを示す也、今の驛馬傭賤の駄馬も皆以て飾とす、甚不ニ古制一、傳馬馬次の所は、具に名主庄屋を以て是を改め、馬料を賜ひ、設ニ廐舍一、諸役を免除し、又使客往來のもの私なく、暴逆を不レ致、所の費へざる如くすべし、尤も巡察使を以て是を改め、公私の馬死亡傷損を明にして、或は是をかへしめ或は官より賜はる、各其制を正すべきなり、丘文莊曰、凡天下水馬驛遞運所、遞ニ送使客一、飛ニ報軍情一、轉ニ運軍需一之類、沿レ途設ニ馬驛船軍人夫一、必因ニ地里要衝偏僻一、量レ宜設置、其衝要之處、或設ニ馬八十匹六十匹三十疋一、其次或二十匹十五疋、大率上馬一疋該糧一百石、中馬八十、下馬六十、其僉ニ點人夫一、先儘ニ驛所近民一、如不レ及レ數、取ニ於鄰郡民戶一、糧不レ及レ數者、衆戶輳レ數當レ之、民於ニ常役之外一、而又加ニ此役一、承平日久、事務日多、而民力亦或因レ之以罷弊云云、水驛の事、是は海道の間入海大河あるの處に、船を設け川越の役人を置ことゝなり、是川の大小によつて船の數を定め渡しもりをきはめ置ことなり、令曰、水驛不レ配レ馬處、量ニ閑繁一、驛別

置二船四隻以下二隻以上一、隨レ船配レ丁、驛長准二陸路一置といへり、又曰、（雜令）凡要路津濟、不レ堪二渉渡一之處、皆置レ船運渡、依レ至レ津先後一爲レ次、國郡官司檢校、及差二人夫一充二其度子一、（謂下以二雜徭一充配上）二人以上十人以下、毎二二人一船各一艘云云、次に道路の事、先天下公用の大路をきはめて、而後に其國府城下所々の別道を利するなり、爾雅曰、路旅途也、路場猷行道也、（博說二道之異名一）一達謂二之路一、（長路也）二達謂二之岐旁一、（岐道之旁出也）三達謂二之劇旁一、（數道交錯謂二之劇一）四達謂二之衢一、（交通四出）五達謂二之康一、（康莊之衢）六達謂二之莊一、七達謂二之劇驂一、（一道交復有二一岐出一者）八達謂二之崇期一、（四道交出）九達謂二之逵一、（四道交出復有二旁通一）是道路の品々をしるすなり、周禮、匠人營レ國、經涂九軌、環涂七軌、野涂五軌と云へり、是道の廣狹を制するなり、國中を經涂と云、繞レ城を環涂と云、郊外を野涂と云、軌は廣さ八尺のことなり、是は國の內外によつて道はゞを究むるの制なり、王城は人の多くあつまる所、車馬の往來甚だ盛なるを以て、其道車九輛を入るゝにたれりとなり、此心を以ていはゞ、今都城の道路、亦車馬歩卒の往來をはかりて、是に障礙なきが如くすべきなり、但し道路至て廣き時は聲不二相通一、事不二相救一、往來疎にして所の繁昌ありがたきといへり、唯其國都に隨て制すべき也、尤も水通じ堀溝を考へて、小溝は大溝に入、大溝は小河に落、小河は大河に至て終に海に入しめ、會所を定め塵を捨るの所を構へて道路を不淨ならしめず、橋を設けて渡を自由にいたし、船を廻して運送を自由ならしむ、而して道路を巡行するの奉行を設けて時を以て相めぐらしめ、水除をさらへごみ塵をのぞき、人馬可レ苦の所は沙石を入て是を搚らへ、大小の橋を修覆して、往還を惱ましめず運送を利せ

しむ、海道各此旨を守るにあり、其上道路に子細なく人相集ることを禁じ、非常の者の往來夜行を戒しめ、喧嘩辻切强盜火難を戒しむ、禮記、季春之月、命二司空一曰、時雨將レ降、下水上騰、循二行國邑一、周二視原野一、修二利堤防一、道二達溝瀆一、開二通道路一、毋レ有二障塞一と云へり、是雨水の時を知て行旅の往來をたゞすなり、雨水に先立て其制を立て、雨水の後に又巡行して其やぶるゝ處を考ふる、各國用を利するゆへんなり、殊に海上津泊の法、並廻船破損の制、各國守郡令その事を詳にするにあり、道路は天下往行の利なるを以て、國用の所レ要也

○正二征權之事一

師曰、民各其職業あり、百工皆其職業を以て公役を勤むること古の法なり、民其地を賜はりて市町の用をなし、君これがために奉行を立制法を設け、官又其費大也、民これが役を出して其つぐのいに充つ、是を征と云、權者商買のものに座を置て、其利をほしいまゝにせしめず、其分一を官にをさむることを云、凡そ商買の者に座を定むることは、其物にまぎれあるべきものは、民僞てこれが似たるを致して、世俗をまどはし奸曲を以て世を營む事を糾明し、眞僞こゝに亂れて人々疑惑を專とし、國用速かにもとをらざるがゆへに、官より其人を撰で其物の座として、印封のしるしを固くし、世以て是を證して國用を利せしむること、是權法なり、其制法不レ明時は、座を司どるの者運上を上に奉り、其利を恣にして下民其用を不レ得、唯高貴富人のみ其自由をなす、是糾明する事の不レ明して、奉行詳に

不レ知二下情一が所レ致也、後世に及で、諸色に座を置、分一を官に收めて、座を司どるの民獨其利を專とす、是椎法の制を不レ知して奸民のために惑はされ、聚斂の臣其利をあつむるを以て勤めとするがゆへなり、物の眞僞相亂るべからざるもの、又是を損に無レ紛の類、何ぞ座を可レ用や、古の椎法は、眞僞をみだりて民の風俗さかしまに及、民恣に是を賣買して其失多からんことを戒むるの制なり、其本とする處に所レ差あるを以て、その末々に至て皆國用を害して不通となれるなり、尤可レ謹事也、周禮、大宰九賦、其七曰關市之賦と云へり、是關は其貨の出入する處を以て、分一を出さしめて其つぐのいをなし、市は百工そのあきものを置の地に分一を以て征せしむ、本朝阿波土佐木曾飛驒東奧深林幽谷の材木、其川口にをいて、分一と號して是を征し、市井皆加地子をなし、其地に所レ產の物皆分一を出す、是征也、金銀朱輕粉各置レ座、是椎也、其國用を利する處を本として征椎の議を制するを古の法とするなり、孟子曰、昔者文王之治レ岐也、關市譏而不レ征、又曰、市廛而不レ征、法而不レ廛、則天下之商、皆悅而願レ藏二於其市一矣、關譏而不レ征、則天下之旅、皆悅而願レ出二於其路一矣といへり、王制に市廛而不レ稅、關譏而不レ征と云へり、凡そ市町商買のものに役をあてゝ其分一を取り、加地子して其賦を收むるの類、惠に過るときは一向に是を免除し、急なる時は分一加地子を重くす、皆其宜を不レ知して過不及の間に落つ、是まことの政令に非ず、其故は、田畠ある處の百姓には租稅をかけて、百工商買のものに免除を深くするときは、農をいたましめて工商を安ずるなり、農民は百穀をつくるを以

て是を租稅とし、百工は市町を借て其なりはいをなす、百工或は其職業の分一を出し、或は其加地子を出し、商買その利を得るの分一を出し、牛馬車力の稅を賦する事、是國用を利するもの丶必ずつぐのふ處也、此つぐのふ處のつぐのはざれば、工商必ず佚樂に陷て、ついには業をすつるになる、是又下を敎戒するの道也、然るを寬仁に過て其征法を失すること、甚だ民の利にあらず、故に周禮に關司の官あつて、其關市にをいて征稅を設くるなり、されども其制分を越て官を利するに至て、いやが上に課役の義、尤も君子の所ㇾ戒也、榷法は漢の武帝に始れり、武帝天下の酤酒を制して、酒に座をまふけて是をうらしむ、是榷ニ酒酤一と史漢に所ㇾ出也、酒は五穀の費る處多くして、民是に因て氣を傷り性を損じ業を弃るに至る事、古今ともに然るを以て、是を禁制して市町に買賣することを得ざらしめしためし多し、周公旦酒誥の篇を作て康叔に告げ、周禮に禁酒の制を出すこと、各民の德を傷り敗ㇾ性ことを戒めんとの事也、武帝酒の座を立たまふは、利を專らにすることを本として、桑弘羊がすゝめに從て建ニ榷酒之利一、其心古人に比する時は甚不ㇾ同、是國用を利すると官を利すると兩端のたがひより出たり、且又米は民の手前より收納の時已に其租稅をとり、酒に又分一を出さしむることは、一物にして再たび稅するなり、聚歛の臣不仁之君にあらずしては不ㇾ可ㇾ有ㇾ之也、武帝榷法を立るの後、竹木魚鳥麴醋に至るまでこと〳〵く座を置て、分一を取て利を逞するに至れる事、尤可ニ歎息一也、孟子曰、古之爲ㇾ市者、以ニ其所ㇾ有易ニ其所ㇾ無者ニ、有司者治ㇾ之耳、有ニ賤丈夫一焉、必求ニ壟斷一而登ㇾ之、以左右望

而罔ニ市利ー、人皆以爲ㇾ賤、故從而征ㇾ之、征ㇾ商自ニ此賤丈夫ー始矣といへり、凡そ征權は、民の利をほしいまゝに不ㇾ令ㇾ致して、其宜を制せんがため、すべて國用を利するを本とすることなれば、征權も亦民の教にして、其風俗をすなほにし、其偏利をひとしからしめんと云るの仁政なり、人君其本を忘れて逐ㇾ末專ㇾ利、しきりに民と利を爭ふは、是孟子の賤丈夫の論に同じ、故に租征を重くし權法をきびしく强くするときは、民其市に不ㇾ居、商其地に不ㇾ來、終に人民を失ふに至るべし、是を以て見る時は、征權の制國用をたすくるの道にして、人君是を利せんことを思ふにあらざるなり、故に周禮は聖人の定法にして、征賦の說物々に詳なることを考ふべきなり

○制ニ山野海川之利ー

師曰、山澤之利は古今之所ㇾ重也、周禮、山林川澤有ニ虞衡之官ー、凡山林は地の高陽に因て草木の所ㇾ叢金鐵之所ㇾ生也、故に其官を設けて、山林に入て用木を取り、其本木を材木とし其末を薪とすること、各土地に因て其制を定むるなり、世久しく承平に屬する時は、居民日に多く飮食こゝに盛にして、材木薪炭古に百倍せざれば國用足らず、然れば其山林の遠近を計り所の水利を考へ、五年三年にあとより林木を仕立て、山林の用木如ㇾ不ㇾ絕可ㇾ仕、十年の計は在ㇾ植ㇾ樹と云へり、林木をきるに節を以てして、五年三年を以て、山林を替る〳〵斧斤を入れて、跡より用木種藝の斷絕せざる樣可ㇾ致なり、孟子曰、斧斤以ㇾ時入ニ山林ー、材木不ㇾ可ニ勝用ー也と云へるは此心にや、時と云は、仲冬には斬ニ陽木ー、（生ニ山南ー也）

仲夏には斬二陰木一、生二山北一也 王制 草木零落して然後入二山林一の類、或は山のあすべきを考へて、東をきる時は西の山を立、南の山に入時は北の山を立、或は林木の生長を計て是を立るの年限を究むる、是皆以レ時也、山林の政令如レ此時は、薪木材用更に斷絕することなくして、國用大に利す、若其奉行を立ることなく、制法不レ詳、則民利を恣にして、其杣取するに近く便りあるの處をのみ伐取て、山のあするに不レ構、川のうまり水の淺くなるに不レ構、唯一時の便用を利す、於レ是山林の材木年を追て少なく、木を出す所遠くして其要脚大につひゑ、材木の買賣尤も貴く、薪木次第に寡く、國用不レ利、是山河に奉行なく、只民の利をほしいまゝにするゆへんなり、周禮に山師の官あり、又周禮地官司徒山虞、掌二山林之政令一、物爲二之厲一、而爲二之守禁一、厲遮列守レ之也 而して山に所レ出金銀銅鐵土朱石、其所レ出國用甚多し、是皆其功者を以て其制を詳にして、國用を可レ利也、次に草野之制、尤其用多し、水草不レ足ときは民牛馬を飼に不レ利也、草野を近くし民の用をたらしむ、若民の用に不レ利の地は種藝を專として、其地に可レ宜木苗をうゑ竹をそだて是を林とする時は、十年を經て其用たり、廿年を經て國用となる也、然れども民の利不利を不レ考して、唯種藝を專とする時は、芻草絕て民是に苦しむ、馬の草場に樹木を仕立る時は、草やせて不レ生、草を取れば、林木又そだゝざるものなり、如レ此の事大方に糾明しては、皆聚斂の利を專にするに至て國用足らざるなり、野水に近くして澤野たれば萱野葦荻多く生ず、是又民屋をふかしめ、或は民屋のかこい四壁に用ひ、或は薪にかへ、其用多し、或は水利を以て新田をあらき

はる時は其利多し、然れども其萱草又少なき時は、民の屋をふき薪とするに苦しむことあり、或は濕地を考へて柳をさし、蓁葭をうゑしめて空地なからしむる事、教戒のよる所也、俗に曰、吉日良辰を撰で用₂斧斤₁一本の木をきる時は、千本のわか木をうゑしむれば、神木を伐ると云とも山靈谷神たゝりをなさずと云へり、都て山野の間守令の教戒に隨て、林木蒼欝し國用こゝに足は、是天下之財用を利する也、次に海は運送の利、魚鹽の出產する處、天下の國用甚利するの地なり、故に運送の湊舟がかりに番所を置奉行を設け、其制法を詳にして、往來を利し奸人を改め、風波によつて所ㇾ繋の旅船安堵して、且又放埒ならざるが如くに是を制して、國用を利せしむ、其海に因て漁人の衆寡を計り、他國の入交を考へて制を正し、其船に相なるゝの鹿子を以て軍用の利をなし、魚を漁するの法商賈の制を詳にして國用をたらしむ、海邊に因て鹽を燒て利とするあり、鹽の利₂天下₁甚大也、故に鹽濱と可ㇾ成の地を考へて潮留をいたし、是を汲でたれしむ、凡そ鹽は潮留をよくして其地を利する時は、民不ㇾ苦して其利甚大也、地をあらきはりて田畠とすることは、其功久しからざれば其用たらず、鹽は潮の勢に因てその潮を汲で利するがゆへに、其功不ㇾ勞して成る、其久は又田に致して、さきへ鹽濱を出さしむ但海邊の地形に從て其制あり、尤天の時によることなり、禹貢に、海岱惟靑州、厥貢鹽絺といへり、周禮に鹽人あり、掌₂鹽之政令₁と也、齊の桓公に至て、管仲が政を以て始て有₂鹽鐵之征₁也、是鹽をやくの所に其征をかくること也、是より相續でその法相行はる、是を鹽鐵官と號するなり、次に川は

運送の利、魚鱉の用、其利海に次で、水田の利又海に倍す、是を以て流を導き并闕を設けて、新田をあらきはり、旱損を利し、材木薪草を伐て時を得て是を流出すこと、皆是川の用也、國用の利甚可レ詳也、河に河の奉行あつて、其通塞を利し、堤川除の普請を改め、水がれ水ましの時を積り、新田へ川また多くついて古田の悪敷なるべきを考へ、水いかりのとき水のはき所をつもり、其利を正しくする、是川河の用也、周禮に川師あり、凡運送の用、山をうがち岩をくだき、地の利に因て川をめぐらしめて米穀材木諸具を運送せしめて、人馬の勞を免かれしめ其費を省かしむる事、國用の所レ大也、承平日久しき時は人力多きを以て、漕輓の宜を考へて其利に隨事、古今の所レ專也、但土地に因て、人馬力役して其傭錢を以て民の營み豐なる地あり、是を運送するに水利を以てすれば、官の費あらざるといへども民の産こゝに不レ給の所あるものなり、然れば官のために利を計ると民のために其宜を校了して、その輕重を可レ考也、或は富民川舟の運送を見立て、其要脚を出して川舟に運上の征を加へ、或は其舟を專にして、その國その所の運送を己が利とするの類あり、皆是官に聚斂の臣有て、民の營を不レ思によること也、然れば運送は利二國用一といへども、猶その制を不レ詳時は却て其失に可レ及也、天下の政は只天下を利するを以て本とす、己が利を專として、山林を切盡して川下の水をすくなくし、運送を專として民のいとなみを不レ計の類、甚だ不仁の至也、是多くは封建の法たへて、郡國に給人微官の輩互に利を競ふが所レ至也、凡そ漕輓の義は、既に禹貢に、他州の貢賦皆以レ達レ河爲レ主、秦に至ては

じめて漕運のことあり、夫より歴代是を以て國用とす、皆山を穿ち岩を切て、山谷險隘の地より舟を下し、米穀材木をつみて小川より大河に出、大河より海に入て、其運送を便りせるなり、而して其津泊に府倉を立て米穀をたくわへて水旱の備をなす、其利尤大也、船海上にをいて破損し、悪風に逢て上をはぬるの類ありといへども、一年を通計し五年三年をならして是を考ふる時は、其損亡する處至て僅なるものなり、但し津湊に奉行の制法あしき時は、破損すまじき處にて破損し、廻船の荷物うせ又は船に乘の輩奸曲を構て上荷をはぬるの由を傷ること多し、是を以てその法令を詳にし、官の船運送のことは勿論、商賈の旅船たりと云とも、舟破損の時は、其浦々の者情を出し荷物を取上げ、其浮荷沈荷に因て、分一を取上るものに與へ、是を揚る者これを損するもの聊緩怠の義なからしめ、沖にをいてはぬる處を、地湊にをいて奉行に告げ、穿鑿を遂しむべきなり、如レ此のこと、各海河に付て國用を利せしむべきの政法なり、丘文莊曰、自レ古漕運所レ從之道有レ三、曰陸、曰河、曰海、陸運以レ車、水運以レ舟、而皆資二乎人力一、所レ運有二多寡一、所レ費有二繁省一、河漕視二陸運之費一省二什三四一、海運視二陸運之費一省二什七八一、蓋河漕雖レ免二陸行一、而人輓如レ故、海運雖レ有二漂溺之患一、而省二牽率之勞一、較二其利害一、蓋亦相當云云

○詳二過盗之法一

師嘗論下弭二盗賊一之說上曰、凡盗賊之驚レ民害レ人、其しば〳〵行はるゝに至ては、國用不レ通、富人不レ

全レ家、旅客不レ安、是天下の害にして、其所レ究は終に亂を起し國を傾るの端となることなり、故に人君の政法、專ら過盜の法を詳にするにあり、周禮士師の職に所レ謂是也、士師掌二士之八成一、一曰邦汋、（斟二酌盜二取國家密事一）二曰邦賊、（爲二逆亂一）三曰邦諜、（爲二異國反間一者）四曰犯二邦令一、（干二冒王教令一者）五曰二撟邦令一（稱詐以有レ爲者）六曰爲二邦盜一、（竊二國之寶藏一者）七曰爲二邦朋一、（爲二私黨一以亂レ民也）八曰爲二邦誣一、（造二訛言一以惑レ民）是皆國の盜賊なり、盜賊と云へば、必ず民間の財寶を奪て人をおびやかす斗を云にあらず、言を僞り行をたがへ君命をないがしろにする事、皆盜賊のよる處なるがゆへを以て是を治むるの事を論ぜるなり、按ずるに過二盜賊一之法、人君聚斂の心をやめ利心を遠ざけて、其本を正しくするにあり、孔子曰、苟子之不レ欲、雖レ賞レ之不レ竊とは此心なるべし、而して民に盜賊の起ることは、或は衣食かけて不レ得レ止がゆへか、或は分をこへ游樂し博奕を好で終に盜賊に至ることあり、或は衣食あれども國俗あしくして盜賊を業とするあり、是唯人君の教導撫育不レ足が所レ致なり、されば人君身に儉を行ひ用を節にして民の聚斂を薄くし、民にすゝむるに義を以てし、戒しむるに業を勤むるを以てし、吏官時を以て民屋を巡察し、地によつて民を教へしめば、節儉純朴を本とし教化を專とするがゆへに、盜賊こゝに起るによしなかるべし、彼の盜賊も本知あれば盜賊を不レ可レ好也、風俗の衰へ衣食の乏しきに任せて、不レ得レ已して盜賊を業とするに至れり、然れば必竟人君の恩入に因ることとなるを以て、教化こゝに盛にして風俗常に正しくば、盜賊何に因て起らんや、孔子曰、君子有レ勇而無レ義爲レ亂、小人有レ勇而無レ義爲レ盜といへり、義は上の教化にあらずし

ては、民何に因てこれを知らんや、而して刑を明にし罰を重くするは、愚民を善に入しむるの法なり、盜賊のきざしを知て早く是を戒しめ、若盜賊至る時は法を稠敷して其民に示す、民必ずしも愛を遂するまでにて其惡やむべからざれば、法を詳にし令を明にすること、是又遏盜の道なり、次に民間に設二什伍之制一、互に奸民を改め、內よりたゞし外より不レ入しむること、是古の法也、周禮、士師之職、掌二鄕合州黨族閭比之聯、與二其民人之什伍一、使二之相安相愛一、以比二追（逐寇）胥（捕二盜賊一）之事一、以施二刑罰慶賞一と云へり、是民互に什伍を組合せをいて相互に奸曲を正し、盜賊起る時は什伍の民相ともに出て是を追捕するの制を論ずるなり、然れば民間に合圖を定め、盜賊を伺ふの小樓を置、其來返の道筋を考へ、遠近ともに能示し合せて、ともに相助くるが如くならしむること其制なり、大概國郡他領不二相交一して、其所の守令一國一郡を制するには、命令能通じ、盜賊のがるゝに所なくして、盜賊を制することなりやすきもの也、自他の領分入交りて制法一致せざるを以て、こゝを制すればかしこにかくるゝに至る也、盜賊は國用の害天下のともに惡む所なれば、自他の領主互にこれを制すべし、聊自他のへだてをなして、民を害に陷しむべからざるなり、若土地廣く城下國府遠くば、其地に因て、代官下代に追捕の卒をさし加へ盜賊の戒をなすことあり、すべて盜賊の起るは、上に警戒怠て、巡行の監察間斷するにあるなれば、奉行代官不レ怠して巡行するに時を以てし、民間に番人を置、合圖を設け其約を堅くし、遠近互に相通じて、一盜たりと云とも之を糾明して遁さしめざるが如くする、是各遏二盜賊一の

制法也、次に地に因て關を設け、門扉を堅くし、兵仗を置て警衛し、道路に番人を置、監察の役人を置て道路の往來を利せしむ、都城の四郊に壘を高くし溝を深くし、四門を堅め兵士を置、烟火を設け合圖を定め、割符を以て荷物貨財の出入を糾明し、疑しきものを止め、若し辻切刧奪の事あらば、金を吹き〔〕四字舘本作鐘をつき太鼓をうち、烟火を以て互に相通ぜしむ、內に郭を設け外に惣がまへをいたし、猶遠郭に外圍を高くして、一二三段の糾明をなさば、都城の間更に盜賊のかくるべき所なし、盜賊遁るゝ處なくかくるべき處あらざれば、何に因て其惡を逞しくせんや、且都城は人の集まること繁多にして人家彌が上に相重り、市町年々に廣がること、長久太平年久しき時は、必ず市街如ㇾ此になれるものなり、因ㇾ茲盜賊却て都城の市街にかくれ、日々市町を往來して盜を利することあり、是廣きがゆへに糾明とゞかず、多きが故に穿鑿明かになり難ければ也、これを以て云ば、市町共借屋迄皆什伍の制を正しく組、五町三町に名主町の年寄を究め、一町〳〵に月行事を置て輪番し、町の跡先に木戸門を設け、その所に番人をすゑ、大番所小番所をいたし、夜中に刻限を定めて人の往來を留め、相定まる處の市町の外に別に町屋を立出すことなからしめ、巡行の役人晝夜を別て巡行して疑をたゞし奸人を改め、人あつまり相語ることを禁じ、異形のもの異樣の器あるを糾明す、如ㇾ此ときは盜賊更に不ㇾ可ㇾ起也、賊盜の旅宿する處は、必ず市町の外、官より不ㇾ設所の町屋あつて、商賈の旅人は是を借て不ㇾ居がゆへに、彼惡人等に宿をかし、是を利とするがゆへなり、官の制法にもれて、什伍を立ず公役を

つとめず、或は寺社の內或は百姓地に加地子して、町屋を立人をやどする處あるは、必ず惡徒盗賊のあつまる處と可レ知、幷に町屋棚を不レ開、商賈のものを不レ出、唯幕をゐろし、しとみやうどを立て內を暗くするの類、是奸人の所レ居也、然るときは、相定れる市町の外、私として町を立ることを堅く禁じ、商沽をなさずして旅宿するの族は、其五人組として相たゞさば、奸人何れの處にかくれんや、周禮曰修閭氏、掌下比二國中城內宿謂二宿衞一互欜者、與二其國粥養也謂二養卒一而比二其追逐寇胥讀作宿伺也者一而賞二罰之上、禁下徑踰者與以二兵革一趨行者甲、與中馳二騁於國中一者上、邦有レ故則令レ守二其閭互一、唯執レ節者不レ憂察也、是國中城內の制也、又野廬氏、掌下達二國道路一至中于四畿上、比二校也國郊及野之道路宿息廬之屬井樹一、若有二賓客一、則令下守二涂地一之人聚中欜上、有二相翔者一誅レ之といへり、是畿內の制也、畿內には野廬氏の官あつて往來をあらため、遣人の官を設けて地官十里に廬を立、三十里に宿を設け、五十里に候館を立、都城の內には修閭氏を置、各非常の變をはかり盗賊奸民を糺明して、夜盗辻切付火等の戒を詳にするなり、天下の郡國とごとく此法を守るがゆへに、大姦より小盗に至るまで、聊かくるゝ處あるべからざるなり、次に盗の起るは其時あり、水旱の時、米穀しきりに貴く民くるしみて終に盗賊を致すあり、一年の間三冬必盗出、夜長く巡行寒にいたみ、民亦困究の時なり、而して風燥の時、是に便て火を發し、人を驚して物を奪ふにあり、凡そ人多く聚る時、人の少なき時、皆彼が利するの時也、遏盗の制、專ら此時を考へて其戒を節にするにあり、人君の政令如レ此詳なる時は民生を全くし旅泊の商賈往來に便あつて、國用大に利する也、遏盗の法豈可レ忽乎

集義和書

熊澤了介著

○神農氏、木ヲケヅリ耒サキヲトクシテ耜トナシ、木ヲタハメテ耒トシ柄ヲナシ、是ヲ以テクサキリテ、土ヲオコシ、タネマキウフル事ヲ敎タマエリ、是䷩(エキ)卦ノ象ヲ見テ作タマヒヌ、震巽ノ二體ミナ木ナリ、益ノ象ニトル、風雷ハ相助ケテ、ハゲマスモノナリ、耒耜ノ二木、相助テ土ヲ起ス是ナリ耜ノ上ヨリ入テ下土ヲウゴカシヲコス、風ハイリ、雷ハウゴク、上入下動クハ益ノ德ニトレリ、故ニ雷風ヲコリテ雲ユキ雨ホドコス處ヲ見タマヒテ、農具ヲ作テ耕作ヲ敎タマフニ耒耜ヲ始トス、天下ノ益ハ耕作ノ事ヨリ大ナルハナシ、耒耜ヲ本トス益ノ義ナリ、故ニ天施シ地生ズ、與レ時偕行トイヘリ、天地人ナラビ益アルモノハ耕作ノ業ナリ、故ニ民ハ國ノ本ナリト云、古者ハ木ヲケヅリテ耜鍬ニ作リシカドモ、後世ハ人ノ力モヲトリ、木ノ性ヨハクナリタル故ニ柄バカリ木ニテ作リ、金鐵ヲキタヒテ作カヘタリ、國天下ノ平治シテ長久ノ政ヲナス道理モ此䷩ノ卦ニテ明ニ見タリ、☰(ケン)ノ三陽ヲ一陽、損シテ☴(ソン)ノ卦トナリ、☷(コン)ノ三陰ヲ一陽、益テ☳(シン)ノ卦トナル、此風雷ノ二卦ヲカサネテ天下國家ヲ利益スル仁政ノ象ヲ見タリ、イカントナレバ上ヲ損シテ下ヲ益スガユヘナリ、或問、上ヲ損シテ下

ヲ益スヲ益トスルハ何ゾヤ、云、上ヲゴリ下クルシム時ハ亂レ亡ブ、損コレヨリ大ナルハナシ、上質素ニ下豐カナル時ハ國治リ天下平ナリ、益コレヨリ大ナルハナシ、問、上ハ一人ニシテ下ハ衆多ナリ上ノ財用普クホトコシスクフニ不ㇾ足、又儉約ノヲキテハ何ノ世ニモ下シタカハズト見タリ、聖代ニハイカンシテ能クホドコシ、イカンシテ儉約ノ法、立テ玉ヘルヤ、云、仁者ハ不ㇾ富トテ聖賢ノ君ハナヲ以テ財用豐ナラズ、ホドコシスクフコトアタハズ、只ホドコサズシテ、上ヲ損シ下ヲ益スルノ政アリ上、無欲ニシテ物ヲ蓄ヘアツメタマハザレバ、財用ヲノツカラ下ニ散シテ、下ノ心、上ニアツマリ服スルモノナリ、人心ノ歸服スルハ益、是ヨリ大ナルハナシ、是ホドコサズシテ上ヲ損シ下ヲ益スルニアラズヤ、無欲ニシテカザリナキヲ質素ト云、上古ノ風俗ナリ、如此ナレバ治メザルニ平カナリ、此時ニハ天氣順ニシテ五穀ノ多コト水火ノ如シ、故ニ民不仁ナル者ナク、ウエニ及フ者ナシ、人々無欲ニシテ足コトヲ知レリ、亂イツクヨリシテ起リ盜賊イヅレノ所ニカ出ンヤ、心法治道トモニ無欲ヨリ先ナルハナシ、無欲ナルトキハ心靜ニシテ靈明生、仁義禮知信ノ性、自然ニ照スモノナリ、此心法ヲ知テ用ル人ハスクナシ、民ノ如キハアマネク敎テ知シムルコト不ㇾ能、タヾ政ヲ以テ不ㇾ知不ㇾ識無欲ニナルコトアリ、後世ハ文明ノ運ニテ文章アラハル、文章ハカザリニ近シ、器物ニ至ルマテ多ナリ、又カザリ過ル時ハ欲、生シ奢長ス、コヽニヲイテ禮儀ノ則アッテ不ㇾ過不ㇾ奢、欲ヲフサグモノナリ、是ヲ名ヅケテ式ト云、此式ヤ時、處、位アリ、其人ニアラザレバ語カタシ、後世ハ禮儀ノ則、時、處、位

ニ不レ叶、奢欲ノ源ヲフサガズ、當然ノ式ナクシテ奢ヲオサヘ倹ヲナサシメントス、大海ヲ手ニテフセクタトヘノ如シ、問、其禮儀ノ則ノ當然ナル式ハイカヽ、云、予其位ニアラズ、亦時ニアラズ、知ト云ドモ云ベカラズ、問、今質朴無欲ノ風俗トナラハ農人ハヨカルベシ、然レドモ數十年ノ奢トカザリニヨリテ職ヲ立タル工商ハ幾萬人ト云フ數ヲ不レ知、男女妻子共ニウヘニ及ブベシ、タトヒ古者ノ美風ナリトモ、數多ノ者、困窮ニ及ビナバ仁政トハ云カタカルベキカ、云、是ヲ以テ時、處、位ノ至善アリ、一人モ困窮ニ及者ハナキヤウアリ、問、左樣ノ事ニハ上ノタクハヘ多カラデハナリガタカルベキカ、云、仁者ハ上ヲ損シ下ニ益ス、故ニ不レ當ト云ハ身ノ爲ノ財用ナキヲ云、益ノ時ハ天下ニ財用ミチミチテ多キモノナリ、財用ト云ハ金銀錢等ノ事ニハアラズ、金銀多トキハ却テ天下困窮スルモノナリ、眞ノ財用ト云ハ五穀ノ多ト薪・材木・麻綿等民生日用ノ物ヲ云ナリ、益ノ道十年ニ及デ行ハル、時ハ五穀アマリアリ、是ニオイテ四時ノ理ニ配シテ、大身小身共ニ我一年ノ財用ヲ四ニシ、三分ヲ以テ其年ノ用ヲ達シ、一分ヲタクハヘトス、如此スル時ハ九年ニシテ三年ノ用アマリ、三十年ニシテ十年ノタクハヘアリ、是ヲ以不時ノ用ニソナフルナリ、タトヒイカナル大旱・大風・洪水・火災ノ變ニアイテモ民不レ饑、夷狄ノ難アリトテモ軍用乏キコトナシ、天下ノ爲ノタクハヘナレバ多トイヘドモ一人ノ富トイハズ、君子ハ心ヲ洗ヒ小人ハ其樂ミヲ樂テ外ノ願ヒナシ、益ノ道至レリ、問、むかし天下の奉行職諸侯より金銀多とりたる時代は天下もゆたかに不レ取時代はかへりて天下困窮せし事あり、しかれ

ば上無欲にして財散し、有欲にて財あつまるともいひがたきか、云、道なき代の風俗は奉行職の欲と無欲と、取と不ㇾ取とは欲ありて取たるかたはまされり、いかむとなれば其人にさゝくる事は大なる事にあらず、奉行の取ざるは事の外むつかしき事也、何をか馳走にとて振舞音信奉行の用にもたゝざる事に金銀をつかひてとりたるよりも十倍百倍の費出來る者なり、又其奉行へ出入の者にことごとくまいなひすれば一人取たる十億百倍ついゆることはり也、是によりて奢日々に長ずれば諸國の土民の膏澤、一時につきて天下困窮する者なり、吾京にて大原八瀨の薪を賣りてこれをさとれり、八瀨大原の山內の恰好には民家すくなし、この故にうる所も今出川のあたり、西は室町邊まで少の間をうる也、それも此薪ばかりをたのむにあらず、伏見よりたかせにて上る木をも買をきてたく上なれば多事にあらず、この故にむかしより今に至て八瀨大原の柴薪つゞく事也、もし八瀨大原の在所を多くして京へうる所ひろくは山つき木賣なくならむ事數十年の內なるべし、上無欲なれども天下のはやく衰微し亡る事は天下の主の都ひろくして奢長し、諸國の潤澤をはやくかわかす故みづからの潤澤をもはき盡しぬれば四海困窮するなり、無欲にてよき樣なれ共道を知ざれば有欲にしてしまりたるにはかへりておとれり、都せばく通路自由ならずばたとひ欲ありて財用をあつむるとも剛惡だになくば奢て無欲なるよりは久しかるべし

○聖人天下の民を見たまふに有餘あり不足あり生を養の道全からず䷔（ゼイカウ）の象を見玉ふに口中に物あ

りくいあらする時は味ありて生の養となる、又卦の德を見玉へば上明に下動く是によりて日中に市をなし天下國々所々に於て人を聚め有ところの物を以て無きところの物にかへて各其生を養ふことを得せしめ玉ふ、五穀ある者は魚なし魚ある者は五穀なし交易する時はたがひに用を達す、農業を事とする者は鍬カマを造るに暇なし鍬鎌を造る者は耕作をカヌル事能はず、故に農人は易をも五穀を以てし鍛冶は農具を造りて互に交易して各其所を得たり、萬物皆如此又農人職人自ら來て易るに暇なし、商人コレを買取て相通ず䷔は上を離にし下を震にす離は明なり日中にとる、震は動なり市にとれり上明に下動くは噬嗑の義なり

○庶人の一等と云は農が本にて工商は農をたすくるものなり、工とは工匠ばかりにあらず、鍛冶・白かねや・塗師屋・小細工師、すべて何にても職をする者を云、商はあき人にて居ながらあきなひするも、國々ありきて有所の物をなき所へ通ずるも、手に所作なくて金銀をもつて世を渡る分はおしなべて商なり、まづ人の初は農なり、農の秀たる者にたれとりたつるとなく、すべて物の談合をし、指圖をうくれば事調ひぬる故に其人の農事をば寄合てつとめ、惣の裁判の爲に撰びのけたるが士の初なり、在々所々ありて後又秀たるものに惣の士が談合し、ひきゐはされて諸侯出來ぬ、又諸侯の內にて大に秀たる有、其德四方へきこへその〳〵不ㇾ及所は此人より道理出る故に寄合てつらねとし、天子とあふぎたるものなり、擇士の中より公卿大夫と云ものを立、農のうちより工商を出して、天下の萬事備り

天地の五行に配して五倫五等出來たるなり

○心友問、冉求季氏が家臣と成て民よりとる所ます〳〵多しといへり、孔門の高弟なれば、後世のことく不仁にしてせめとる事はよもあらじと思はれ侍るに、孔子其罪をならしてこれを責よとの給へり、我等ごときの淺學不德の者だにさはあるまじき事なるを、心得がたく侍り、云よき不審なり、後世の樣に民をしへたけてとりたるにはあらず、其はじめにすくなく出したるよりも民はゆる〳〵として、物成は多とりたるなり、民も悅び地頭も滿足する事なり、問しからば孔子何とて甚だしくせめ給ふや、多くとりては民の爲めによきことあるまじきとおもはれ侍り、云不審尤なり、凡夫は才知かしこけれ共、欲ふかく貪のくらき所あり、其上物の筋目をしらざる故に財用のわき出る道をしらず、多くは誰爲めにもならず、費てすたるものなり、古は農兵なりし故につよきといふ分にても十にして二とりたり、民の得分八の中三ほどは中にてついえてすたるべし、仕置をよくせば其上のすたりなく、一を上へまし、二を民にますべし、故に主人滿足し、民悅なり、上下の爲によけれども、孔子の責給ふ主意は、季氏道に志あり、仁政を行はむとする者ならば、費る物を上下にあたへて、仁政の助とすること尤なり、季氏は仁義を不知、たゞ利をのみこのめり、しかるにいよ〳〵富しめて其利心を助け奢を長ずるは僻事なり、其上惡を後にのこす道理あり、冉求裁判の間はよかるべし、奉行かはりなば、上へましたる所は其まゝにて下のついえ又むかしにかへるべし、しからば民のいたみ初に倍すべし、これ

悪をのこすなり、君子は人の悪をのこさゞるものなり、故に孔子深く歎き給也

○問、後世豐年ありて食足ときは士困窮し、凶年にして食不足ときは民餓上下かはる〳〵苦て位つめに亂世と成ものあるは何ぞや云　此その由り來る所餘多ありといへとも、其大本三有、一には大都小都共に河海の通路よき地に都するときは、驕奢日々に長してふせきかたし、商人富て士貧しくなるものなり、二には粟を以て諸物にかふる事次第にうすくなり、金銀錢を用ると專なる時は、諸色次第に高直に成て、天下の金銀、商人の手にわたり、大身小身共に用不足するものなり、三には當然の式なき時は、事しげく、物多くなるもの也、士は祿米を金銀錢にかへて諸物をかふ、米粟下直にして、諸物高直なる時は、用足ず、その上に事しけく、物多ときは、ます〳〵貧乏困窮す、士困すれは民にとる事倍す、故に豐年には不足し、凶年には飢寒に及へり、士民困窮する時は、工商の者粟にかふへき所を失ふ、たゝ大商のみます〳〵富有になれり、是財用の權、庶人の手にあれはなり、夫國君世主はかりそめにも、富貴を人にかすべからず、富貴を人にかす時は、權を失ひて國亡ひ、天下亂るゝ時は商の富は身のあたなり、虎は皮に文ある故に田獵の災をいたし、商は金銀多か故に盜賊の奴となり、或は命を失へり、草木の情なきたに時ありて落葉枯槁す、物の盛衰は物の自然也、況や己か利を專にし衆の苦みをなす者何ぞ久しかるべき

○天下有〻道ときは、天子は天下の富貴を有て人にかさず、國君は一國の富貴を有て、人にあづけず、

大臣は君を助けて、私の權勢なし、農は耕し、工は其職をよくし、商は有無を通して、其利をするのみ、天下國郡の財用は、自然の勢ありて、商はからず、何ぞ國天下の政令を議することをせん、天下道なき時は、國君世主の驕奢なる事、有道の時に十百倍すといへとも、富貴の權は下にうつるもの也、故に商人、國天下の財用の本末を心に取得て、國天下の利をあみし、山澤の淺深河海の運行を、たなごゝろの內にす、故に商は日々に天下の事に委しく、士は日々に萬事にうとくなりぬ、たゞ庶人の私議するのみにあらず、財用の權、商の手にありて、心のまゝに成ものなり、故に商日々に富て、士日々に貧し、士の貧乏きはまる時は、民にとる事法なし、士民ともに困窮するときは、天下の工商利を失て衣食を得へき便なし、よき者はわつかに富商の數十人のみ也、これを四海困窮すと云、堯曰四海困窮天祿永終と、君の祿福もなかく絕へて天下やぶると也、此時に當て彼財用を心のまゝにして、さかへを極めし富商も盜賊の奴と成て、悲哀すとも益なかるべし、聖人の言たがふことなし

○明友問、關東には年貢十一よりもかろき所あり、然れ共民盜をする者多きは何ぞや、云是も徒善は政をするに不ㇾ足といふものなり、日本もむかしは農兵なりし故に、皆十一の貢をとれり、十一よりかろきは、其後開きましたるものなるべし、飢寒に及て盜をするは凡人の常なり、民のときはにくからず、上より盜をなさしむるかことし、政なく敎なければいたつらにくらす者多し、この故に貢かろく、地ひろしといへとも、末々の子弟は盜をするにいたる者なり、知行を取人の子弟だに强盜を好む者あり、

況や民をや、此俗、長する時は亂世の端をひらくもの也

○心友問、漆器は美なる物なり、舜何そ如ㇾ此の美器を始給ふや、云、是凡人の知ところに非す、數千歳の後をはかり給へば也、上古飲食の器物は多くは燒き物なり、朝夕用る物なれば、くだけやすく、損じ易し、人も次第に多くなりて、天下に是を用る事かぎりなし、帝舜の時より五百歳千歳の間には、目に見へぬ事なれ共、數千歳、へて後は山林あれて、人民の難儀、天下の凶亂の根となるへき勢ひあり、天下のひろきといへども、つくるに至りては俄にすべき樣なし、故に山林ふかき時において、うるしを取り、木地をぬり、飲食の器を始め給へり

○心友問、費の字を解してたからとせざる也との給ふは何ぞや、云、上古には貝を以てたからとす、費の字弗貝の二字を合す、如心を恕とするの類也、財、散ずる時は民あつまるといへり、散ずるはたからとせざるの義也、用の廣といへると、意、相近し、財の字も貝にしたがふ、いにしへ貝をたからとせし故也、いにしへのたからの貝は、いづれの貝といふことをしらず、後世金銀錢を以てこれにかへたり、堯の時、天下洪水にて五穀不ㇾ足ゆへに、錢を作て交易の助けとなし給へり、廣く天下に用るのみ、いまだ君の藏にたからとし、納たることゝなし、賢君のたくはへは民のためのたくはへ也、故に王城にあつめずして在々所々に五穀をつみ置て、水旱饑饉の備とし給ふ、民みな己が用と思ひて君の物とせず、君の私のたくはへなければなり、これたからとせずして用の廣きなり、道は天下の道にして、君

子の私すべき理にあらず、然れども其大本は未發に存して、聲もなく、臭もなし、聖人といへ共あらはすことあたはず、是を無といはんとすれば神明不測也、これを有といはんとすれば形色聲臭なし、無欲なるが故によるところなし、好惡なきがゆへに過不及なし、しばらく名をかりて中といへり、昔も今も末世も終にあらはれざる物也、故に造化の根たり、寂空虛無もこれが名とすれば病あり、たゞ隱といひて無にながれず、有をのこさず、かくるゝと云につきて其神を知聖人の言妙なり

○心友問、いにしへ上國ときこえし國も中となり、中といひしは下國となり、國郡山澤あれ侍ることは、國主郡主のよからざる故也、しかれば王代の一任四ヶ年の法よき道理あるべきか、云古の時勢をば不ㇾ知、今の時節には行ひがたかるべし、昔といへども仁政を行ひ給はんがためならばよかるべし、帝舜の象を有庳に封じたまひ、代官をつかはして其國を治しめ、象は其國の貢物おさめ諸侯の富貴をたのしめる計にて、象が不仁の仕置の民にをよばざる樣にし給へり、日本のいにしへも國々の貢物を給はりて、諸侯にひとしき人、都にありしもありとみへたり、扨國政は守介の下知なれば帝舜の遺法に近し、仁政を行はざる時は秦の制法にて、侯をやめ守令を置たる法なれば、よろしからず、其守令あしきものならば、四ヶ年を待べからず、あしからざれ共さして功もなく守令の任なき者ならば四ヶ年にてかはるべき事尤なり、若其守令、仁者にて國政よろしくば、四ヶ年にてかへんことは益なかるべし、初ていたる一二年は國の民情もくはしく知がたし、敎令も熟せじ、やう／＼仁政もほどこし行

はれ、風俗善にうつらんとする比には任はてヽかはり來る守令、前の守令の善政に習て相繼者は有がたかるべし、甚しき者は己を立んがために悉くけづりすて、もしはけづらずとも用ひざらんには其德功むなしくなるべし、大方時の間を渡して過る者、中人ならん、中人に耻をあたへずしてかはらしめよきをば年をかさねて在國せしめんための法ならば、四ヶ年の大法しかるべきか

◯心友問、井田は九一といへども、公田より二十畝をとれば貢の十一よりもかろし、此輕重ある事はいがゝ、云、上古のゆたかなりし代、すこしの輕重に心は有べからず、山野は地廣くして舍を取事安し、舍は今のこなしやといふもの也、國中は田地の外、空地すれ也、故に公田の中より舍をあたへ給ふ、たゞ舍を與ふるに心ありて、貢よりかろきに心はなし、此舍には深き意あり、空地なきにて、田地にこなし屋を作る事は民迷惑に思ひて作らざるもの也、しかれどもこなし屋といふものなくてはいねをかり入べき所なし、今は民間に此舍を持たる者は百人の中にも有かなきかなり、此故に田に直にいねをほし、屋の前につみなどすれば雨にぬれては米あしくなるのみに非ず、わらもくさりて性あしくなりすたり費多く民の憂すくなからず、長雨に日をかぞへ、はれを待うちに思ひの外にぬらせば、もみ又めくみはえ出て用に立ず、わらの民の用を達する事あげてかぞへがたし、俵繩・こもむしろ・草履・藁鞋・馬のくつ・牛馬のはみ・薪の不自由なる所にては朝夕の薪木とす、かやの遠き所にては屋のふき草とす、城下に持出て賣て用をもかなへり、米といひ、わらといひ、此舍なき故のついえ、天

下を合て、おびたゞしき事也、しかれ共、民は地なく、舍作るべき竹木なく、力なければ是非なし、民の力には成がたき事を知給へば上より給はる也、是は田畠にさし次で重き事也、天下の本なれば公家武家の文庫、武庫、米藏よりも先にすべき事也、生れながら榮耀にて、民の艱苦をしらざる人は心もつかず、今は山野といへども地せはく成て舍をとるべき所なし、宗領を立るの法なきゆへに、子弟に田地をわけ〳〵して後には作り取にしても家内の衣食にたらざる體也、山野に行て薪を取、賣てうへを助むとすれ共、山林次第にあれて、勞するのみ、牛馬の食にかはらざるものを食して、其一日をおくるばかりなれば、地有とても舍作るべき樣なし、此故に凶年には餓死多し、餓死といふ事を奉行代官ははゞかるとて、病死といへども、食あしき故に、腹中損じて死するは、皆餓死なり、是皆仁政の法みだれて、かく成來る事久し、在々舍なきの費をおさめば凶年の餓をばすくふにたりぬべし、問唯今仁政を行ひ給はゞ舍を先し給ふべきか、云、是より急なる事あり、舍を命ずるにいとまなし、國天下の多き、大君諸侯といへども、俄にはなしがたき勢也、其上山林あれて今の民用だにつくのひがたし、此上に天下在々の舍を作らば、材木薪ともに盡て、民いよ〳〵困窮し、士大夫も難義に及ぶべし、先仁政を急にせば數十年の後、仁君つぎおこり給ひて自然に出來ぬべし、夫農は民の力をうばふべからず、勞する事は彼が秋の收めに利ある事に勞し、使事は彼がゆく〳〵休息すべき事に使時は民勞すといへば恨みず、是を佚道を以て民を使と云也、其本は仁君良相の心に民を子とするの愛を立て

用を節し、民に取事すくなきにあり、如此なれは民の心、君上に歸服し天道順にして天下長久なり、是を財散する時は民あつまると云也、問、貢法の十一豐年凶歳共わかつとゝいかむと、云、たとへば一反の田にいね百束あれば十束を貢とす、いにしへは五家として共に田かへし、共にうへ、共にかりて秋の取實いね五千束あれは五百束を貢とし、四千五百束を五家の有とす、是を五人組ともいへり、軍法の五々も是より出たる也、いにしへは農兵にて軍役民間より出たり、今も九州には農兵の遺風殘れる所ありといへり、此故にむかしは毛見といふ事なし、毛見の費又舍なきの費にひとし、問、今の勢にては毛見といふ事なくても叶ましきか、十一にてこそなくとも束をかぞへて分つ法も行はるべきか、云、今は毛見なくて不叶勢もあり、然れども毛見の仕樣あり、四五萬石若は七八萬石にても郡奉行心得よく功者なれば一人して毛見する樣あり、民の中にて心得よき者をえらび、一萬石ばかりの毛見をつかさとらしめ、當村の庄屋、肝煎に近里の者をかね、二三人つゝ指加へ、下毛見させ、帳を作りて郡奉行、こゝかしこ順見のついでに、其下毛見の帳と、我見分とくらぶれば、功者は只一目にしるべし、日數もかゝらず、かり納も時を過さず、麥のまき時もおくれず、上下共によき也、問、諺に相圖、兵法、自身の取合といふやうに百姓に毛見させては私曲あらんか、云、此毛見は何の手間もいらざれば、心見に此毛見の內帳をかくし、世間なみの毛見を入て見給へ、百姓毛見に五物成あらば世間なみの公儀毛見には四六七分ならでは有へからず、二四分ほどは地頭の損あり、民の痛みは其上に四五分にも過へ

きなり、彼此一物成の費は有へし、其故は世間の毛見を見に、國大名の下なれば、五六萬石の郡へは二三百石取の士十人も毛見に出るなり、供の者七八人ならしにして七八十人也、馬をかけて百人には當るへし、百の人數一郡へ入こみて、二十日三十日もかゝるべし、此荷物宿おくりに百姓をつかひ、藁鞋薪米つき水くみ朝夕に人多く勞するのみならず、農のつとめもせす、用なき者も立さはぎ、免のわびと訴訟に日をくらし、夜をあかせば此入用又費なり、隨分直に淸くするとも免の外に毛見の出し米五六分は有へし、其上によからずして庄屋肝煎私欲あれば無用の費一物成は有べし、扨かなたこなたする間に、風吹、雨ふりていねのかり時過ぬれば民の心に四にはうくへしと思へるも三七八分にもうけかたくなる事有、米すくなく成のみにあらずわらもあしくなりて民迷惑す、とかくすれば麥のまきとき三十日もをくれて來見の取實すくなし、此損又三四五分にも當るべし、萬事手をくれとなれば十二月三十日迄もいそかはしく安き心なし、妻子の安事も成かたくこゝかしこにて困窮す、其上にたらされはかりて利を出しぬ、其外如此の費あけてかそへかたし、地頭も損し百姓はつかれて、あしき事のあつまりは毛見なり、百姓に此道理をいひきかせて、まかすれば公儀毛見に出合ては大に損ある事を得心して、奉行代官の目よりは免つよく取付て毛見のいらぬ樣にするもの也、今の世の勢には是にまされる仕樣はなきなり、無事の時は定免よし、定免なれば大かたの不足は堪忍して出すもの也、毛見をうくれば免のさかりはしれてあれども、右にいふことく其さかりよりは一倍も損有によりてなり、故に

豐凶によらず年々の見とりといふ事大にあしき事也、此道理を不知してする者あり、又しれ共私欲のために代官手代など是を好もあり、代官は仁愛有て淸直なるを上とす、私慾にして不直なるを中とす不仁にして淸直なるを下とす、問、私欲不直は下にあらずや、云、聞たる所は不仁にても淸直なるはまされり、然れども今君のため國のため民のためには私欲不直の者にをとれり、私欲の代官には民まひなひて免をさぐればとかくつゞきて居なり、私欲よりまひなひをうけて免をゆるすは不直なれ共民大に困窮せず、凶事おこらずしてゆがみなりにも無事なるは亂世にはまされり、是君のため國の爲ならずや、彼不仁にして淸直の代官をば世間これを上とす、しかるに下といふものは、己がまいなひをとらざるを以て淸とし直として世間になき樣に自滿し、身にくもりなきまゝにおそるゝ所なく、上への奉公ぶりに免を高くあげ米をつよくとれり、公事さたなども依怙なくすみやかに決斷すれば、世間にほまれありて立身する事有、右の私欲不直の者よりも大欲なる所あり、終には村里あれ民困窮して亂逆の本となれば是を下といふなり、いにしへの上とせし仁愛淸直の代官は今是を下とす、其身淸く直なれ共仁愛あり民のなつくを以て下にゆるす所多かるべき事を疑ふ也、今の世の勢にては仁心ありといへども人にかはりて民にゆるすことはなりかたし、民も國用のせまる所を知れば世間なみには出す也、仁愛淸直の奉行には民和する故に、無用の費なきを以て、所もあれず、民も甚困窮せず、其跡を見たる時は用捨多きに似たり、不仁淸直の者は一旦多く取といへども、所あれ民かしぎて數年の後

は免も大にさかるもの也、此善惡のしるしまでもまたず淸直にしてつよく取を以てよき代官と思ふ也、淸直不仁の仕置によりて村里の亡處となる條目をいふべし

一　剛直の代官四分六分を目當とす、百姓迷惑して高免なりといへば歩かりして六分を年貢四分を百姓とす、然れどもしいさしをれなどいふ物をこめての事なれば、此四分六分さへ全からず、藏納は米の吟味つよければ百姓の四分をも打こみてやう〳〵六分の米をおさむる故に百姓の得米はなし、年貢米のくつ米をあつめて食とすといへども、農具諸色の代には、何をうりてとゝのふべきや、一向無理也

一　山林ある村里は山林を目當にして田になき高免を置あり、此故に山林日々にあれて、後々はたよるべきものなし、家屋をこぼち田畠を賣て村の體、昔のかげもなく、かしけてとるべきやうなければ無是非免をさぐる也、水を入れば田となり、水をおとせば畠となり、麥を田に作て百姓の食とする所有、かやうの所は四分六分ほどの高免を出してもとかく取つゝくものなり、然れども麥のあしき年とて、田免のゆるしなければ、借物出來ぬ、さあらでも用たらざるに、借物の利を出しぬれば、毎年借物かさみて出すべき様なければ、田地をしちに入て他領へとられ、田十反持たる者、わづか二三反になり、村の家居民の衣食、乞食のごとくに成ぬ、其間に先代官死しなどして前代の非をいひ、外聞あしゝ成ぬれば、俄におどろきて免をさぐれども、田畠うりて後なれば一寸二寸さげても昔の二三分のさがりにもあたらず、作取にさせても本の様にはならざるなり、奉行代官心ありて其始に少つゝの用捨すれば

如レ此亡所にもならず、殆もさがらざるものなり

一　水田濕地にて麥まかれず、山林のたよりなく、田より外にはよすがなき所あり、さやうの村は今とても十にして二三を年貢に出し、七八を得ざれば民立かたし、此差別をしらで、なべて四分六分と心得て、毛見すればやがて亡所となるもの也、田地に米の有無をもはからず、しきりに催促して取たつれば、春はなくて叶ざる牛馬をも、先賣て出し、やがて作の助と成べき子をも、年切とて奉公に出し、おさなき男子女子は永代人にあたへなどすれば、夫婦共になげきかなしみてまめしげもなく、心氣かしけて力づかれ、耕作に精も出されねば、田畠いよ〳〵出來あしく、牛馬を冬は下直にうり、春高直に買求め、萬事前後して借銀ます〳〵おさなり、田畠屋敷、富人にとられて、民間にいへる絶人となり、其跡の田地は村中のわりといふものになり、家の百軒も有しむらに、二十三十殘るやうなれば田畠あらす事、御法度とあれども、作るべき力なしうへ付まき付たるはがりなれば、毛見してもむかしの殆の半分もなし、如レ此なりぬれば、多くのすくひ米を出し、取立むとしてそ、砂にて淵を埋むといへる事はざのごとし、昔に歸りがたきものなり

一　毎年毛見を入あらだてゝ、つよく取人の領内を見れば、百姓屋敷の本屋の跡は石ばかりにて、かたはらに乞食の小屋のごとくにして居者をとへば、其屋敷主にて高作の百姓也、何として田畠を作り年貢米を仕立事ぞと思はるゝあり、左樣になりては昔二石ありし田に今は一石も有かなきかなり、し

かも米あしきもの也、貪欲の地頭といへ共多く取べき樣なし、かやうのたぐひ一々いひ盡しがたし、如ㇾ此なりて國郡を不ㇾ失はなし、近年思ひの外なる凶事出來て、身をうしなひたる人に民の困窮せざるはなし、民は是國の本也といへり、天命のかゝる所也、問、如ㇾ此民間の事をの給ふは野卑也と人申侍らん、云、國の本は民也、民の本は食也、民食の事くはしくしらでは、國郡を治る事あたはず、予かれを治るものにあらずといへども、治國は事の大なるものにして、窮理の學これをしらざることあたはず、予がごとき者だに窮理によりては少し知事あり、況や大君諸侯は其任にして天の責あり、しり給はでは天に應じ給ふべからず、故に云人君は億兆によつて尊し、是を撫、是を治るの道、至誠を盡すべし、人の至誠を盡す所子に過たるはなし、人君は民の父母也、親の子における何をか先とする、養をかへり見るを、第一とせずや、養道備りて後敎べし、故に仁君は稼穡の艱難をしれり、周公旦の詩云、七月流火、九月授ㇾ衣、一之日觱發、二之日栗烈、無ㇾ衣無ㇾ褐、何以卒ㇾ歲、三之日于耜、四之日舉ㇾ趾、同ニ我婦子一、饁ニ彼南畝一、田畯至喜、七月は夏の代の七月也、斗柄、申に建の月なれば今の七月也、流火は星也、大火心星也、此星六月の昏に地の正南にみゆ、七月の昏に至て下りて西に流る、故に流火といへり、堯の時は此星仲夏五月の昏に南に中せり、周公旦の時までは一千二百四十年餘なれば歲差といふものにて十六七度退く故に、此大火星、六月の昏に中して、七月の昏には地の未の位に有也、七月はいまだ殘暑甚しといへ共、大火星の西に行を見ては八月を越て、九月霜降るべし、此故にいまだ暑

氣の中に冬の用意有也、何事も時に先達てなさゞれば行當りてせはしく、人痛み煩ひて切なりがたきもの也、九月の初て寒く衣を用べき事を、七月流火を見て心に感ずる事妙なり、故に人に衣をあたへ寒をふせがしむる事あまねし、一之日は今の十一月也、斗柄、子に建一陽の月なれば一之日といへり、此故に周の代となりて此月を以て正月とし用ひたり、觱發は風の寒きなり、二之日は今の十二月也、斗柄、丑に建す二陽の月なり、栗烈は氣寒きなり、風吹て寒きはいまだ至極にあらず、風なくても寒きは寒きの至なり、衣はきぬの衣服なり、褐は毛をり也、衣服の用意なくては此寒氣をしのぎて年を越がたしと也、三之日は今の正月也、斗柄、寅に建の月也、于耜とは農具を取出し、其用を利する也、四之日は今の二月也、斗柄、卯に建の月なり、擧レ趾は田をかへす也、すきにて土をかへすは足をあげ、すきを土中にふみ入、土をはね發すなり、易に上入下動とあり、耜は農具の初也、今日本にては牛にからすきをかけて耕す所もあり、馬にまくはといふものをかけてすく所あり、すきにて人のかへす所もあり、いにしへは上田は毎年作り中田は一年やすめて作り、下田は二年やすめて三年目〳〵にめぐりて作るなり、此故にこやしといふものさのみ用ひずといへり、今は中田下田ともに毎年、間なく作るゆへにこやし多くいれば、一年中こやしを取にいそがわしき所もあり、又むかしなれば田畑にせざる地をも今は田とすれば人力にてははかゆかざる所あり、次第に世間せはしくいそがはしければ人ばかりにてはならざる所もあり、此故に牛馬の力をかるなり、今も上田の地こゝろよくこやしもいらぬ所にては

牛馬なく人力ばかりにて耕すも有、同ニ我婦子一饁ニ彼南畝一とは若き者、達者成ものは皆田に行て勞するゆへに、家の老父よめ子をひきゐて食物を作り、田にをくる也、田畯、田長といひて農事をつかさどる官なり、今の郡代郡奉行のごとし、時に先ちてよく農事をつとむる事を悦也、今の郡代郡奉行、代官の民間をありては民の煩ひに成事多し、庄屋肝煎近村の者まで出ておくりむかへし、宿所へ見廻宿をくりとて人足多くつかはされ、さまざま農事のさまたげに成事多し、この故に功者なる地頭は民間へ奉公人の往來せぬ樣にするなり、いにしへの田長は民間へ入事しげきを民よろこべり、農をさまたげる事少もなく助くる事のみ多かりしゆへなり、七月流火、九月授レ衣、春日載陽、有ニ鳴倉庚一、女勢ニ懿筐一、遵ニ彼微行一、爰求ニ柔桑一春日遲々采レ蘩、祁々女心傷悲、殆及レ公同歸、春の日初てあたゝかにして倉庚のうぐひす鳴を聞く、去年七月の流火、九月の授衣きのふけふのやうなりしが、はや春になりて、日のどかにうぐひすもなくと心に感ずるなり、懿筐は内ふかくうつくしきかご也、花かたみなどのごとし、微行は細き道也、柔桑はわかき桑のやわらか成也、桑とりに行道は常に人の往來する道にあらざれば、ほそ道をつたひてゆき、やはらかなる桑を求て蠶の初て出て、ちいさきにはましむる也、遲々は日のうらゝかに長き也、日のゆく事はいつもかはらねども、春はながきゆへにおそきやうなり、蘩はしろよもぎ也、かひこ初て生れていまだおひとゝのほらざれば、桑を食する事なりがたきゆへに白蒿をはましむといへり、祁々は除也、とあればゆるやかなる心也、春の日

ながくしてゆるやかなれば、天人一體の心にて、女の心もいそがはしからず、こがひの女事にのみ心を入るなり、女心傷悲、春は女悲、秋は男悲といへり、天地の物化に感ずる也、公子は國君の子弟也、同歸とは春は婚姻の時なれば、公子國中に來てかねて緣邊を約せし女をむかふる也、親迎の禮也、女は父母に遠さからむ事を思ひてなげくなり、是いにしへ公子貴家の質素にして驕奢なき風俗を見べし、國中の女の賢なるを求て妻とし、みづから稼穡蠶桑の事をつとめしかば、家事富有にて民にむさぼらず、此故に爭亂の憂なし、七月流火、八月萑葦、蠶月條㆑桑、取㆓彼斧斨㆒、以伐㆓遠揚㆒、猗彼女桑、七月鳴鵙、八月載績、載玄載黃、我朱孔陽、爲㆓公子裳㆒、萑葦はあしなり、八月に成てかるべし、こがひの時分このあしを以て作たる器を用ゆ、こがひは來春三月よりの事なれ共、あしは今年八月になるものなれば、來歳のためにかりてたくはへ置也、七月流火を見て來月はあしをかるべき事を思ふ也、蠶月はこがひの時分をいふ也、條桑はこがひの盛なる時は、葉ばかりつみてはたらざる故に、枝ながら折來りてはましむ、斧斨はをのまさかりの類なり、伐㆓遠揚㆒は桑に大木あり、婦女の手にかなはず、木ずへの葉をつむ事はならざる故に、遠き上の枝をば切おとして、下にて葉を取なり、猗は葉ばかりつみて、枝をたすくる也、女桑はわかき小木の桑なれば、引たはめ葉ばかりとるなり、きりては桑もいたむ故也、去秋流火を見、あしをかりしが、はや春ふかく、夏もきて、こがひの最中となりたり、こがひの事、やう／＼終りぬれば、七月來て鳴鵙あり、麻をかりむしひたして緒となしぬ、もずは其時節に鳴鳥

なれば、且おどろかされ、且感ずる也、八月は其麻をうみ、くろくし、黄にし、中にてよきをば朱にそめて、明かにあざやかなれば、公子の禮服にたてまつるなり、赤きは婦人の服に近けれども、禮服となりては花やかなるも却て正し、今日本にても衣冠束帶になりては、下かさねに紅を著し、太刀のつかさや、赤地の錦にてつゝみて、花やかなれ共、少も見にくからずかへりて文明に見ゆ、禮儀の尊き所也、夫天地の物を生ずる、冬用るものは春夏出來、夏用べき物は秋出來て、來夏の用となる、此故にこがひのわざは來冬の用なれば、春夏に出生す、麻は夏の服なれば、七八月の陰氣になれり、此故にこがひの時は陽に來るうぐひすに感じ、麻の時は陰になく鵙に感ず、故に君子は天に則とりて、何事も時に先て助なさしむ、暑氣に當りて、俄にかたびらの用意し、さむきにのぞみて小袖のしたくすればせはしくて、事たらず、萬事手をくれになりて、世中ゆるやかならず、政道ゆたかなれば、萬事時に先てくるしめば時におくるゝもの也、四月秀葽、五月鳴蜩、八月其穫、十月隕擇、一之日、于貉取二彼狐狸一、爲二公子裘一、二之日、其同載纘二武功一、言私二其豵一、獻二豜于公一、秀は花さかずして實のるをいふ、葽は草の名なり、今の遠志也といへり、四月は純陽の月にて、陽氣上に極る故に、微陰已に胎を下に受、葽草是に感じて、はやくも秀づ、蜩は蟬也、五月は一陰下に生ず、故にせみ陰氣に感じて先鳴なり、秀葽は物成の初也、鳴蟬は秋の漸なり、穫はわさいねをかる也、隕擇は草木の葉の落る也、十月は諸木の葉おつる故に、風をも木枯といへり、貉はまみとも、むじなともいへり、狐狸はきつね

たぬきなり、裘は皮衣なり、公子の裘といふものは、皆公子のためにするにあらず、初て取る者をまづ公子の裘に作る也、國君の子弟、山野をめぐり、民のために勞すれば、民其功德を感じてかくのごとし、二之日同とは十二月は、國中こと〴〵くおこりて山澤を取廻し、大にかりする也、十一月は面面に少づゝ小かりし、十二月國君みづから國中の兵をひきゐて大にかりし給ふ、必しも獸を多くとらんとに非ず、軍法をならはさんとなり、故に纘㆓武功㆒といへり、武事をならはす也、先人の武威を以て國天下を平治し、夷狄をしたがへし、其武功に繼て習す也、十一月は農事終といへども、民なを冬の用意などすれば、はやく仕廻たる者は私に小牧にかりするなり、十二月は民事こと〴〵く仕舞て、民力用べし、故に大にかりして戰陣の法をならはす也、敎へざる民を以戰はしむるは人をすつる道理也といへり、よく軍法にならへば疵をかうふる事、死する事、各別すくなし、萬事なれたる人のする事は人ずくなにても功あり、人多なればよくまはるもの也、豵は一歲豕、豜は三年豕也、其小を私にし、大を公にたてまつる、こと〴〵くしかるにあらず、かりの初めしりそめたる時の事也、いにしへは農兵なり、其上かりの得物を君所にあつむる事なし、かりは近き所其くみ〴〵にあつめ、數ばかりを書付て君の御目にかけ、其組にての得物のよきを俗に初尾といへるごとく君にたてまつる也、多くは皆命じて民間の用となさしめ給ふなり、君の民を見給ふ事子のごとし、故に私欲を忘れて何事にもまづ君を思ふ也、四月は著さへいまだいたらざれ共、秀葽を見て陰氣の初めてきざす所を知、五月な

く蟬を開て一陰、下に生ずる事を感ず、是より八月の四陰をへて、十月の純陰に至り、大寒至れり、君子は善惡共にきざしの時に知て其備をまうくる也、此章、冬の末民のいとまに、かりして武事をならはし、裘を作りて寒をふせぐ事詩の主意也、然るに四月の秀葽、五月の鳴蜩をいひて辭を起し給ふ、其意其體ゆたかなる事、聖人にあらずして誰か如此ならん、道德の事なくして道德の盛善、言外に明なり、天道の造化、人倫の正道、文武の美ことと〱く備れり、五月斯螽動レ股、六月莎雞振レ羽、七月在レ野、八月在レ宇、九月在レ戸、十月蟋蟀入ニ我床下一穹窒熏レ鼠塞レ向墐レ戸、嗟我婦子、曰爲レ改レ歲、入ニ此室一處、斯螽莎雞みなむしの名也、斯螽はいなごとよめり、されど今俗にいへるいなごにはあらず、蟲は詩歌ともに秋の物とすれ共、斯螽は五月に鳴莎雞は六月になく、莎雞ははたをりとよめり、斯螽は五月、一陰生ずるに感じてなき、莎雞は六月、二陰生ずるに感じてなく、皆陰類なれば、陰に感じて鳴故に、夏よりなくといへども蟲は秋の物とす、其上秋は盛になく蟲多し、動レ股とは初ておどりて、もゝを以て鳴なり、斯螽は兩の股を以て相切てなくなり、振レ羽とはよく飛でつばさを以て鳴なり、松蟲なども羽をふるひて鳴也、蟋蟀はきり〱すとよめり、今俗にきり〱すと云蟲にはあらず、斯螽、莎雞、蟋蟀は一物、時に隨て變化して名異也といへり、斯螽は五月の中よりなき、莎雞は六月の中より鳴、七月は此むし野にあり、八月は屋ののき下に來り、九月は戸のうちかべなどにおり、十月はゆかの下に入なり、暑氣の時は野にあり、寒氣には人に近付もの也、歌にもきり〱すな

くや霜夜とよめり、此のきり〴〵すを今俗にいとゝと云也、穹窒は家の中のすきま〳〵、風の入べき所をふさぐなり、鼠をふすぶるは、屋の中に穴し害をなさゞるやうに、ふすべ出すと見へたり、向は北に出たるまどなり、夏はあけて風を通し、冬は是をふさぐ也、墐レ戸は竹のあみ戸などにて、夏は風を通し、冬はぬりて風をふさぐなるべし、家の老父、よめ子に告て云、天さむくして事もまたやみぬ、屋の冬用意も成ぬ、年も程なくあらたまらんとす、此室にいりて寒をふせぎ、春を待べしと也、是老者の愛也、此詩冬をふせぐを主とす、然るに五月、斯螽の鳴を聞て、一陰下に生ずべき、きざしを知、いまだ暑の初めにおいて嚴寒の事を思ふ、治世に亂を忘れず、天應をむなしくせざるの義也、九月築ニ場圃ヲ十月納ニ禾稼ヲ黍稷重穋、禾麻菽麥、嗟我農夫、我稼既同、上入執ニ宮功ヲ晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘レ屋、其始播ニ百穀ヲ場はには也、圃はその也、春夏より七八月まで物生ずるの時は、土をおこしかへして、菜物をうへ、九十月菜終り、いねかり入る時は、つきかためてこなし、場とする也、十月納ニ禾稼ヲは田より場におさめ入なり、禾は穀の皮をとらざる總名といへり、もみの事也、食とする時當座にすりうすにて皮をとる也、常にはもみにておさめ置也、米の蟲になりてすたる費なし、其上當座にすりて皮を取たるは風味各別にして、人の元氣を養ふもの也、稼は禾の秀で實のりて、田野にあるをいふ也、さきへうへて後に熟するを重といひ、後にうへてまづ熟するを穋といふ、禾麻菽麥とはあさまめむぎ、此冬より來年春夏をへて、五穀のいでくるまでのたくはへ備れりと也、又禾といふものは

禾は五穀の總名なり、五穀みなたくはへありとなり、嗟ニ我農夫ーとは我等農人といへるがごとし、一家のみならず隣家みなおしなべての意也、旣同とは田野のたなつものみなとり入て、一所にあつめたる也、上入は公へ奉るべき貢物を君の藏に入なり、執ニ宮功ーとは農事終て、初めて公儀の役をつとむる也、いにしへは民の力を用ること一年に三日也、それだに農事に指合てはつかはず、農事終ても民の遊ぶいとまはなし、屋根をふきかへ、むねをつゝみなをし、垣をゆひなどすれば、晝は山野に行てかやをかり、夜はなわをなひ、むしろを織、これをあみ、又は晝は薪をとり、木をきり、春の耕作前に、春夏秋冬までの用意をする也、播ニ百穀ーは春はいろ〱の物をまきうゆるを言也、膳中の一飯も一粒〱民の辛苦より出たり、いにしへの人は食することに其功を思へり、天下は相助相報ゆる道理なり、故に善をなさゞる者は天地の賊なり、況や驕て民をくるしめ、人の害になるものをや、士の文を學び、禮儀を愼み、弓馬に遊び、武勇をたしなむは民の耕作の業に同じ、士は天下を警固して民を安からしめ、君上の干城となり、武威を以て世のしづかならんことを欲す、是道德をしるの故に、少し民の勞に報むと思ふもの也、國郡の主は士の文武をすゝめ、人の善惡を知、民の艱苦をわすれずして、人民の君師たり、何ぞ下の情を知をいやしとせん、みづから飲食をたしむを心とするを、飲食の人といひて、是をいやしむは古今の通義也、夫諸侯大夫士の會合は遊ぶに弓馬を以し、和するに禮樂を以す、詩を作り歌をよみ、造化の功用を吟詠して、道德仁義を思ふもの也、然るに其人々の言語の

飲食・衣服・家屋・器物・米穀・金銀の事にのみ及びぬるは、其心の道にあらずして欲にある事をいやしとするなり

○朋友問、貴老先年池堤をなして當然の飢饉をすくひ、後の日損をとゝめ水損をふせき、民今に至て其功を稱すといへり、何として鍛錬し給ひしや、云予左樣のこと見たる功もなく、習たる事もなし、若かねて功者ならば自分の才覺を發して、人の才知をふさくべければ功をなすことあるべからず、不レ知故によくなす者になさしめたり、予は人々のなすことをゆるしたるのみ、後には人にとひ、たづね見習ひ敎へられて少し功もありし也、世に事を取行ふ人のあやまちを見に、多くは問たづねざるよりおこれり、京の事は京そだちの者にたづね、山の事は山賤にたづね、川の流、洪水の勢は河邊の者にたづねて談合し、堤をつき水よけをすれば、後悔すくなし、事の大小にたとへがたきことなれども堯の時にあたりて天下洪水の難あり、是を治め平ぐべき人なし、朝廷の諸臣より下民人に至るまで、みな鯀をさして其人とす、帝堯ひとり其才はあれ共、其功をとげざらん事を知給へり、しかれ共その時は舜いまだしられ給はず、禹は若年なり、天下鯀の右に出べき人なし、其器量は此難を任ずべき人也、貴賤共にすゝむるによりて不レ得レ已して命じ給へり、はじめの程は才知すぐれたれば其功なきに非ず、終に成就せざる事は己を立て人にくだらざる故也、夫治亂となく大任に當る者は、其心至公にして己をすてゝ人にしたがひ、天下の才知を用ひ、衆のはかりことを盡さゝれば其功をなすことあたはず、鯀

はみづからの才知に自滿し、はじめ功ありしにほこり、いよ〳〵己知ありとして、みづから任ずる事ます〳〵强なり、この故に善を告るものなく、功なく人心はなれて大功ならず、是帝堯のはじめより終あらじと知給ひし所也、世人は鯀の才知のすぐれたるを見てすゝめ、堯は其心のみづからみてるを以て功あるまじき事をしろしめしたり

集義外書

熊澤了介著

一　來書略、領分に鹽濱を可申付所あり、又山林によつて燒物をやき申度と望者候、主人勝手不自由に付、何もおよほし可申覺悟に候、いかゞ

返書略、五十年此かた鹽濱の出來たる事むかしに三倍せりと老人の物語候き、又老農の申しは鹽の高直なる年は世の中よく、鹽の澤山なる年は世の中あしく候、いかんとなれば早には鹽多くやき、雨つ

きよければ鹽多くやけず、しかれば鹽濱今の三箇一を減じても人の迷惑に及べからず、多によつていらざる魚鳥をも澤山に鹽して、鳥魚までもすくなくなり候、又老人のかたりしは茶碗、皿、よろづの燒物の多事、五十年以前には二十倍なり、むかし一通り、もちたる者、今は十通も持候、澤山なる故に大事とせずわりくだき候、是は猶以今の十分の一にしても人の迷惑に及べからず、鹽濱と燒物との山林を盡すことは大なる事也、それ山林は國の本なり、春雨五月雨は天地氣化の雨に候、六七月の間には氣化の雨はまれにして夕立を以て田畠を養へり、夕立は山川の神氣のよく雲を出し、雨をおこすによれり、山は木ある時は神氣盛んなり、木なきときは神氣おとろへて、雲雨をおこすべきちからすらなし、しかのみならず木草しげき山は土砂を川中におとさず、大雨ふれども木草に水をふくみて、十日も二十日も自然に川に出る故に、かた〳〵もつて洪水の憂なし、山に草木なければ土砂川中に入て川とこ、高くなり候、大雨をたくはふべき草木なきゆへに、一度に河に落入、しかも川とこ高ければ洪水の憂あり、山川の神氣うすく、山澤氣を通じて水を生ずる事も少ければ、平生は田地の用水すくなく、舟をかよはすことも自由ならず、これ皆山澤の地理に通じ、神明の理を知人なき故なり、國に忠あらん人は鹽濱と燒物とを減ずとも增べからず、其上古人も山をつくすものは子孫おとろふと申傳候

一　來書略、新田をおこすは人を養ふの第一にて可然事と存候、いかゞ

返書略、國に田畠ばかりにて、山林不毛の地なきは士民ともにたよりあしき物なり、野は野にてをきたるぞよく候、其上新田をひらきて、古地の田あしく成所あり、よく〳〵かんがへ有べき事に候、たとへさはりなくよき新田なりとも、君子ならばたゞにはおこすまじ、おこさばかならず其義あるべし、義といふは大道をこなはれて、ありかゝりの遊民のかたづけなくば新田ををこして有付候べし、鹽濱國土の山林に過て、材木、薪、不自由なる時その濱を減ずべきに、鹽焼どものかたづけのために新田をおこすべし、鹽濱五百石の人は田地千五百石に入候ともあまり有べく候、鹽濱には人多く入こむものにて侍り、人入こみて後其人を迷惑せさすることはならぬ事にて侍れば、こゝろあらん人は、もし後世に仁政のをこなはれんために殘し置度儀に候

◎朋友問曰、黄金白銀は乾坤の至精なりと申侍れば、多くほり出して、異國へ渡し侍る事はいかゞと申人あり、又有を以て無にかゆるは常の理なり、人道は文章ある事なれば唐のおり物を來して、衣服の美をなすことも禮なりと申人あり、いづれか是にて侍らん、答て云、日本の四海にすぐれたるといふ事は、國土、靈にして人心、通明なるゆへなり、近世は國土の靈もうすく、人もおとりゆく事は、山澤の至精をたくはへ、かくさずして金銀銅鐵多くほり出し、異國へまで渡し、山あれ、川淺く成たるゆへにてもあらんか、又有無をかふるといふ事は、かへずして不ㇾ叶物なり、藥種などのたぐひなるべし、糸類の物は唐物を來たさずとも、政道のありやうにて、日本の中にて事たるべし、昔から物す

くなく、日本のきぬのみ用たる時は、かへりて人道も風流に侍りき、近代から物、多きくけつこうなれども、人道いやしくなり侍り、人も才知のあらはれ過たるよりは、內にたくはへて德を養ひ、時に用ることそよく侍れば、金銀も世中に多すぎたるよりは、國土の精と成て山中にふくみたるやよく侍らん

◎心友問、夏后氏は五十にして貢すといへり、一夫五十畝を受て、五畝をかぞへて、年貢にさゝげたる也、殷人は七十にして助すといへり、始て井田の制あり、六百三十畝の地を畫して、九區とする時は、一區七十畝なり、中を公田とす、其外八家、各一區七十畝を受たり、其力を備て公田を助耕して、其私田に稅せず、故にこれを助法といふ、周人はこれをかね用ゆ、百畝にして徹す、鄉遂は貢法を用ひ、都鄙は助法を用ゆ、耕すときは八家、力を同じく作り、おさむるときは畝をはかりてわかつ、故にこれを徹と云、其實は皆什一なり、貢法は十分一を以て常の數とす、助法徹法とは九一なりといへども、廬舍を公田の中より取、商人は十四畝をとり、周人は二十畝をとる、故に商民は七畝を公納とし、周民は十畝を公納とす、或は井をなし、或は井をなさずといへども、什一には過ず、日本にては貢・助・徹の中、いづれか用らるべきや、云、王代はいふに及ばず、武家の代と成ても、貢法を用られたり、古の制の殘りたる所まれにあるを聞に、皆十一の貢には過ず、日本の土地には井田の法は用がたし、中國にても日本の土地の樣成所にては皆貢法を用たり、問、今の制は四分六分なり、四分

百姓とり、六分地頭とるといへり、今日本にて、十一の法を用ひば、大身小身ともに、武士は一年も立かたく、却て亂の端と成べし、古とても日本には行はるべしとも、おもはれ侍らず、云、四分六分にして、六分年貢となり、四分百姓とると云は、上田にて水を入れば田となり、水を落せば畠と成、麥作米よりも多く出來て田麥には年貢なき所の事也、中田は六分百姓取、四分年貢となる、下田は十にして二斗年貢となり、八斗百姓とらでは立がたきものなり、むかしは中田は一年、地をやすめて作せしかは、上田の取實に及べり、下田は二年やすめて、作すれば上田の取實に及たり、故に中下は地を受ること多し、かくて十にして一を年貢にさゝげたり、不易の上田は、京の東寺邊の地の如し、今の世の勢にて、十一の法はおもひもよらぬ事也、日本も今とむかしとは大にかはりあり、むかしは農と兵と一にしてわかれず、軍役みな民間より出たり、武士みないまの地士といふものゝ如くなり、いまの如く民とわかれずして、十が一を出したり、別に士を扶持する知行とてはいらざるなり、恭儉質素にして、驕奢なければついえなし、十一にしてみちたれり、今は士と民とわかれて、士を上より扶持するゆへに、知行といひ、扶持切米といひ、多くいるなり、十一の事はさてをき、十か二三とりても不足、農に兵なきゆへに、民奴僕と成て、とる事、つよくいやしく成たり、故に農兵の風たえて後は、一旦おさまるといへども、君も士も民も、はなれ／＼に成て、はては惣つまりになり、亂世となる事はやし、間、農兵はつよきものなりと承及侍り、常ゆたかに、戰陣つよくば、是ほどよき事は侍

らじ、昔の如く農兵にかへし度事なり、しかれ共、今の武士たる者、同心仕間敷か、云、急には成まじき事也、道行はれ、學明かになりなば、自然には成事あるべし、人君たる人のためにもよく、諸士のためにもよき事あり、當分は民少し同心すまじきなり、しかれども民のためにもよき事なれば、一二郡も其法行はれ、民ゆたかに成たるを見ては、いづれも同心すべし、君子は業をはじめ、統をたれて繼べき事をすといへり、世をへて後むかしにかへり、貴賤上下、共にゆたかに、治世久しき事はなすべし、問、代々賢君出たまはゞこそ、左樣にも成べく候へ、一代の間に成功なき事は覺束なし、云、誠の心ありて、道、時にかなへば、相繼て功をとぐる人あり、大夫士ともに子孫はます〳〵よく成ものなり、問、其法はいかゞ、云、日本の今の時・所・位ありより所ありといへども、跡によるにあらず、時に當てはなすべし、かねていひがたし

◎志ある人の代官役と成たるか問て云、今時は民間に誰有にもならずして、すたる費へ多し、代官たる者、慈悲正直にして、此費をやめば、所により兎にして、一成も其上下も出米有べし、一成あらば五分は百姓にとらせて、五分は上へ兎にして被㆓召上㆒、其内を以て下代庄屋等に給米多く遣し、私曲なき樣にするとも、いまだ餘米有べし、其餘米をもつては、國中いかやうのよき事も成侍らむ、いかが、答云、內々其通に聞及侍り、しかれども理屈と勢と情とのわかちを得心し給はでは、假初にも國郡のまつりごとはならざるものにて侍り、貴殿の身上、唯今祿と人數と相叶はん、其上に一兩人かゝ

り人有べし、其入用を別に合力して給はれ、外にをらむといふとも、別にわくる有餘はあるまじ、ひとつにをらばとかく養はれ侍らむ、理屈にていはゞ、とても入べきものなれば、外へ出したるも、内にてつひやしたるも、同じ事の様に聞え侍れども、事の情と勢とは、左様にはたらぬもの也、目に見へずして自然と出す事はなるべく侍れども、其半分にても、きわを立て急度免に取給はゞ、民は痛と申べし、其上貴殿の慈悲正直の心入を以て、一代はよくもあるべきか、代官替りなば、其免の上りたる所ばかり立て、其外の事は世のなみにくへるべし、しからば貴殿の代官所は、亡所に成侍らむ、君子は人の悪を残さぬものにて侍れば、後の煩なきやうに、萬事分別あるべき事なり、問、しからばいかゞし侍らんや、曰、傳聞、貴殿の代官所も他所も、一萬石の領に下代二人といへり、よく致者は一萬石一人にてたやすくなるよしなり、あしくする者は、二人にても事ゆかず、よき者を選て一人にして、其給分をかさみ遣し、百姓前より私曲なきやうにせらるべし、よき庄屋ある所は、庄屋代官にもせらるべし、居ながらなれば庄屋は今の下代の給ほどにてもよかるべし、兎角在々へは人の入こむほどあしく侍り、乘見といふこと大にあしきことなり、出免に窮めらるべし、左様にして百姓ゆたかにをごらば、飢饉米と云ふものを出させをき、軍國水旱の憂に備給ふべし、惣じて物は、あれば有次第につかふものにて侍ば、免を高く取て、上へ進し給ふとも、何の日にも見えずつかはれ侍べし、とりひろげたるはしめがたきものなり、奢は天のにくむ所なれば、打續不作などせば、其免の高く成たる

故に、上にも一入迷惑なさるべし、米の高直に成て、一兩年ともあり、武士の勝手くつろぎたる後に、又本の如く下直になりぬれば武士たる者皆々すり切て難儀に及もの也、人道はいつも常なるこそよく侍れ

○同志と會して治國平天下の窮理に及ぶ、夫國の國たる處は民あるを以也、民の民たる所は五穀あるを以て也、五穀のゆたかに多き事は、民力餘りありて、功の成によつて也、故に有德の君、有道の臣ある代の日は、舒にして長し、其民しづかに、いとま多く、力餘あればなり、道なき世の日は、いそがはしく短し、其民くるしみ務て、力不ㇾ足故也、古今、日の長短かはり有にあらず、君明かに民しづかなれば長が如し、上闇く下亂るれば短が如し、此故に禮儀は富足より生じ、盜賊は貧窮より起る者也、富足は寬暇より生じ、貧窮は日なきより起れり、故に聖人は力は民の本にして、國の基なる事を知給へり、浮侈篇に云、王者以二四海一爲ㇾ家、非人爲ㇾ子、一夫不ㇾ耕、天下受二其飢一、一婦不ㇾ織、天下受二其寒一といへり、後世の業は困苦多して利すくなきが故に、本をすてゝ末に趣き、剩游乎の者みちみてり、本を務るものすくなく、浮食する者多し、故に京都並に國城下の町屋次第にひろがりて、商賈、牛馬、道路にたへず、如ㇾ斯ならば商賈、日々に富て、武士日々に貧乏ならん、武士貧乏ならば、百姓いよいよ困窮せん、百姓くるしまば游民ますます多かるべし、人は次第に多なりて、奉公人はすくなき事もあらん、古人の云貧生ㇾ富弱生ㇾ彊亂生ㇾ化危生ㇾ安と云心は、人々奉祿は次第にまして、富とも

奢て節なければ國貧し、勢强にして人に驕者は必弱なり、國政を取て徳なきものは必亂る、安平を持て幾微を不レ愼者は必危しと也、君の過は未發の時にいさむべし、すでに發し、事行はれ、盛なる欲に敵するが如くなる時は功ならず、世間の惡も其本を知て幾微の間に止べし、すでに國に惡人多く、欲さかんにして、加るに困窮を以てする時は、刑罰を嚴にすといふ共、甲斐なかるべし、却て彼が勢をますべきのみ、其屢ふれ甚しくば功なかるべし、易に云童牛々牿元吉なり、いふ心は人の慾は初に止むる時は易しと也、今世中の人の欲、すでに盛なるに近し、少時過て成がたしといへ共、いまだ止べきの道あり、是を過ば悔といふ共甲斐有べからず、剝の初は下よりす、終に盡るに至ことほどなし、國の剝は民より初る、民の困窮するはこれ國の剝する始也、易云、山附二於地一剝、上以厚レ下安定、是剝を止るの道なり、君の民に附は山の地に附が如し、地厚ければ山靜にして安し、地うすくしてうごけば山もしたがつてくづる、夫剝は君子退き、小人進の儀なり、小人すゝむ時は日々に驕奢也、此故に世中奢時は民下に剝せらる、其次には士剝せられ、其次には公侯剝せらる、如レ此なる時は天下に災害多くして、終に君も剝するに至て亂世となる物なり、今の武士、民につよく取事を好み、やはらか成をそしり、民の剝せらるゝ次には、己が身に及ぶ事を不レ知、民の剝は世間の奢によつて取かくされ、公侯大夫、士の剝は國主郡主より初りて武士たる者、すりきりて行つまる也、かゝれば運氣變じ、天命あらたまるものなり、これ君の剝なり、君の無道にして世を失ふは各別也、惡逆なくて失ふ者あり、其

前表は山にあらはる、山は國に有て第一高き者也、君の象なり、山の木草つきて、土砂の川谷に落るは、上たる人の富貴を失ひて、下にくだるが如し、中夏にても渭洛つきて夏亡といへり、玉をかしぎ桂をたくと詩にも作れり、玉をかしぐとは米の高直なるをいふ、桂をたくとは薪の高直なる事なり、山のつきたるゆへ也、渭洛のつきたることは、水上の山の草木つきて、神氣うすく、流水次第にほそくなり、大雨毎に土砂を落し、入て川をうづみ、終には山もくづれて川源をとゞめたる也、近年諸國にをいて山のくづるゝも又如レ此、故にいにしへは諸侯に地をたまふと云共、名山大澤は封ぜず、有道の賢臣ありて、諸國の山川をつかさどれり、天下存亡の源を明かにし、世の長久を持し、民生を養ひ賢才を起し、ほとこさずしてすくふの仁政をなせり、春雨ふりて水、四澤にあつまり、初夏は純陽の月なれば、日でりして麥作みのり、五月は苗代、水の雨をくだせり、是天氣のぼり地氣くだりて氣化の雨なり、六七月は天地の氣不レ交、氣化の雨ふらざるを常とす、此二月は夕立を以て田畠を養ひ、草木をめぐむ、夕立のいたる事、神氣限あり、山澤氣を通じ、雷風相助くる事、神靈の行程あり、播州・備州の海邊に付たる數郡の如き、北の夕立は神氣不レ及、播州は淡路島より起る夕立を以て養ひ、備州は小豆島より雨ふれり、然に近年數十年は淡路小豆島より、夕立をこる事まれなれば、毎度日でりにあひて田作いたみ、畠物かれ失ぬ、此ついへ民間のいたみ、數十年の積り幾千萬といふ事なし、二島きりあらして神氣うすければ、雷風雲雨を起すべきちからなし、むかしより此理を知て、二島あら

さどりせば、備前播州の數十年の五穀の生、幾萬億といふ事あらじ、其上、民養生にくるしまず、甚著に涼風を得て、心氣涼しく病氣いゆべし、これほどこさずしてすくふにあらずや、二島のあれたるついへ、五穀の減少夥し、まして日本國中に如㆑此所多ければ、その減少あげてかぞへがたし、いにしへより美質の君、世々に出給ふといへども、此理を告申者なければ知給ふべき樣なし、問、山のあれたる事は、何國も同じ事なれ共、京都近江などは、六七月の日でりにも夕立いたし侍るは何ぞや、云、湖の神氣つよきが故に、江州は夕立をこれり、京も湖水に近し、其上北につゞきて深山多し、其外きりあらすといへども、高山名嶺かさなりたれば靈氣あり、淡路島の如きは草木しげゝれば、神氣もこもり、草木なければ神氣もうすし、又今時諸國共に松山を好めり、そたちやすきが故也、松山は多くしげりても、神氣のたすけにはなりがたし、却て神氣を損することあり、松山には下草生ぜず、水かれて出ず、松にかゝりたる雨露、田畠に入て毒となれり、松は浦濱などに相應の木也、山は雜木にしくはなし、問、山を立るは仁政の本なれば、今以て急にありたき政なり、云、よきとて是のみ行はれば、ゆくゆくよき所までゆかず、只今人民大に迷惑すべし、君子は業を始め、統をたれて、つかしむべき事をす、人の父母たる仁君おはしまさば、大なる催しありて後行はるべし、むかし一日史書を見て此理をいへり、數歲をへて當れる事あり、此後も又しからんか

一　心友問、貴老の被㆓仰付㆒たる池堤は、他の害なくして、後々まで堅固なりと申侍、或は川堤をなし

て他を損じ、或は池の堤破損、數ヶ度に及ぶ者は何ぞや、云ヽ、易云、賢人在二下位一元輔、是以動而有レ悔也といへり、此賢人は才德兼備の君子のみにあらず、人皆天性あり、人心の靈をの〳〵さとき所あり、あつめとらば賢人の知らんか、夫山谷の深長なるは、大雨の時に水の出來る勢は、所に住者よくしれり、川流大水の時の勢も、水邊の老民ならでは委はしらず、或は池の堤或は川堤をせんと思ふ時、其所に住なれたる老人、又は才覺ある者を呼てその情を盡させて聞、又傍示を立て相談し、物のあるべく事のなるべきやうにする時は、他の害なくして堅固なり、是以動而無レ悔也、如レ此の事だに、事に得たるの才物に、馴たるの情を盡させ、きかざる時は、なしたる事あしく成て、くゆる事あり、況や國家の政道においてをや、故に昔大舜は問ことを好給て才知人情の下にうづもれ、とゞこほる事なかりき、浮世の人は下問を恥とす、故に賢才は野にかくれて、邪佞朝に横行せり、天下の大事、多事なるも、知謀の出る處は三公九卿の外に出ず、一國のひろきも、卿大夫奉行人の外に出ず、此故に政令いでゝ人情にもとり、時變にたがひ、事よろしきにかなはず、たま〳〵問尋らるゝも、其人にあらず、人情時變は賢知ありといへども、生ながら尊き人は知がたし、下になれども平人は知ず、ひとり其眞を知ものは下に居の賢なり、然れ共此賢者は小人のあだとする物なれば、隔てられて達せず、上の令命の下に達ふのそしりは、時の權威に恐といふものなしといへども、其實は後世にかくれなし、他國本朝ともに前鑑明か也、これを全からん事を求るのそしりともいふべし、聖賢の君は、其人を師として下問に

恥給はず、己は愚に人は知ありとす、國の知を用ひ、天下の才をあつめて、治平の功をなせり、其功德はたゞ賢君聖主の一人の身に歸す、國家天下是をわけんといふものなし、是君の德なり、是臣の功なりといへり、堯舜禹の君臣たりしことしかり、當時悅び後世譽めり、賢君良相は知をかくし功をゆづり、名勢をさくるといへども、令名萬歳にながれ、德化四海に及べり、本より君子は名を求めざれども、かくの如きの大名あり、これも又はからざるのほまれならんか、臨六五云、知臨大君之宜吉、程子云、夫以二一人之身一臨二乎天下之廣一若區々自任、豈能周二於萬事一故自任其知者、適足レ爲二不知一唯能取二天下之善一任二天下之聰明一則无レ所レ不レ周、是不三自任二其知一則其知大矣、予たゞふるき奉行の功者なる者にきく、百姓の老人にならへるのみ、其始は見たる事もなければ知べき樣なし、問、しからば舊き奉行、貴老より先になさずして、貴老を待て初て出來たる事は何ぞや、云、是をゆるせる人なかりし故なり、堯舜の知も物にあまねからず、先つとむべき事を知て急にし給ひぬ、堯舜の時にのみ善人多く生れたるにあらず、善をゆるし給ひし故に、善人多かりしなり、今も善をゆるす人あらば、天下の善人、才能あげてかぞふべからず

◎心友問、國を治の法、衆ある時はこれを富しめ、富ときは是を敎ふとき侍り、今時すでに衆あれども、民は衣食たらず、士は貧困也、此故に士はむさぼり、民は盜す、敎べき事あたはず、今の時、士を富しめ、民を足しめん事いかなる政かおはしまさんや、云、財用の源を開き、其入事を計、出る事を節するに有、何をか財の源を開と云、農に利ある時は本をつとむる者衆多也、民力餘あれば五穀を

生ずる事限りなし、工女ゆるやかにして精げれば、天下の婦人よく女事をつとめて布綿餘あり、木こり杣人の山林に入事、時をたかへざる時は、草木蕃し、且無用の屋作をせず、無用の器、作らざる時は山しげり、川深く成て、民用とぼしからず、夫金銀珠玉錢物を用る事多くして、五穀すくなき時は人民多欲なり、善人を寶とせずして器物を寶とする時は、驕奢なり、この故に善政は粟を以て萬の物にかゆる也、今の俗、粟の字をあやまれり、俗に畠に作るあはの字は粱也、粟の字はもみの事也、米となしてはそこね易し、虫になりてすたり多し、故にいにしへはもみにて納め、萬の賣買ももみにてせしなり、(大學或問參照)もみはかさ多て、澤山につみかゝされぬ物なる故に、をのづから人心の欲すくなし、萬の物を同くもみにかへて、食する者も、功すくなくして食たりぬ、故に儉約のしめしなけれ共、自ら驕奢にいたらず、世間に粟みち／＼て澤山なれば、大方の不作にも困窮に及ばず、五穀水火の如く多時は民に不仁の者少し、盜をなす事なし、金銀は五穀を助くるのみ、もみつかひやみて金銀錢を以て萬のうりかひをなす時は、おさめたくはへて、ひろく用をなしよき物なれば、制すれ共をごり生ず、諸職みな美をつくさん事を欲す、故に商人富に過て士まづし、士貧乏なれば民に取事ますます多し、民と士と困窮する時は、商ひすくなく成行て、多の商人職人うへに及ぬ、あつまる處は天下に數すくなき富人の手のみなり、問、時を以て山林に入の政は今も行はれずして不レ叶事也、山林つき川澤あさく成てはあしき事多と見へ侍り、云、其本あり其勢出來て後はをこなはるべし、今の勢にて

時を以て山林に入の法をこらば天下ます〳〵難儀に及べし、今日の食だにやう〳〵とかせぎ出し、明日のたくはへなきもの多し、食なくいとまなくば、何としてか秋冬の内に、明年春夏の薪を伐をくべきや、薪材木をきりて米にかへ、其日〳〵に妻子をやしなふもののみなり、今も自然に立山ありて、草木をきる事を制禁するも、うり木こそは得せざれども、面々に朝夕の薪はぬすみきらずといふ事なし、今明日の食だにも、ともしきものども、何として薪をかひてたくべきや、明日首をきらるゝまでも、今日はぬすまでかなはず、かゝる時節に山林の制禁おほくば、罪人限なく出來ぬべし、武士町人等も薪いよ〳〵不自由に成て、朝夕のけぶりをあぐる事もならじ、何程よき事にても聖人の法にても、時•所•位にあはざる事はあしく、山川までもなく、人倫たちまち迷惑に及べし、問、近年米の高直にて迷惑するもの多し、下直に成べき仕置もおはしまさんか、云、米俄に下直に成ば、天下貴賤ともに、大に難儀に及べし、いかんとなれば今は大名、小名共に、武士たるもの借銀多からざる者はまれなり、米の高直なる時、かりたる銀を甚下直に成て、かへさば一倍の利にもあたるべし、年貢の米を殘らずうり、衣食たらずして、年をる共ふいゆる事なきもの有べし、公役といふ事あれば、左樣にもならず、とにもかくにもせんかたなきものは武士ならん、然らば民に取より、外の事あらじ、不便と思ふとも手前の不足なるには宥免も、すくひも、成べからず、士民は天下の本なり、其本困窮きはまらば亂に及ぶべし、商人出家など安樂をねがふとも得べからず、又甚高直にても世中立べからず、其本にかへ

るべきのみ、士、本をつとめば商の姦利やむべし、本、立て姦利やみ、德政にはあらで天下の借銀なくなる事有るべし、如レ此して後武士手づかへなく、民ゆたかに工商、利を得る政道あるべし、問、其政はいかやう成事にておはしますや、云、予はたゞ古今の理をいふのみ、時に當るの政は知べからず、たとひ知侍るとも、其任なきものはいふべきにあらず

一　學士あり云、下の物を多く取て、上に達するを損とするは尤の僻なり、如レ此にして國亡び、天下亂ざる事なければ也、上の物を散じて下をにぎはすを益とするは、國家天下長久なる故なり、今侯卿大夫士驕奢にして、諸民困窮するは損の極なり、物きはまりては必變ぜんとす、道を行て變ぜざれば、天道より逆を以て變ずる事、古今の常なり、こゝろみに上の米穀を散じて、民をにぎはさんとすれば、民多して穀不レ足、金銀をほどこさんとすれば、金銀限り有て、民かぎりなし、すくふべき分別なし、云、下を損ずる者は奢也、をごらざれば用すくなし、用すくなければおのづから民に取事うすし、故に云、二簋可二用享一とそれ祭祀は禮の大なる者也、然るに二簋を用て享祀するものは、文の簡、禮の儉なり、たゞ誠敬のみ至れり、他の事の儉知ぬべし、これほどこさずして下をにぎはし、散ぜずして天下にみつるの道なり、問、近年は人の上たる人は儉約を示し給へども、士の貧乏いよ〳〵きはまり、民なを〳〵困窮する事は何ぞや、云、人心の奢やまざれば也、心の奢をやめずして、事を儉にせんとする時は、東に滅して西に生ぜんとす、滅する處には人所有を空くし、庶人職を失ふ、生ずる

所には人なき物を求め、民本を捨て末におもむく故に、士いよ〳〵貧乏し、民益遊民となれり、驕奢の風俗によつて、大身小身共に用たらず、何を以てか下をめぐまんや、たとひ今の民に年貢をかろくしてほどこすとも、民のにぎはひとも成べからず、その故は敎なきによりて、士は富ではいよ〳〵をごりて、無禮不仁なり、民は博奕などのあしき遊びを好み、一年の妻子の養をも、一夜にむなしくす、これ士民共に敎なければなり、問、天下長久の第一たる儉の法も時にあはず、何を以てか今の世の政とせんや、云、士君子たる人、道を學ぶ時は仁を好み人民を愛す、仁あれば無欲なり、無欲なれば自然に儉なり、仁愛無欲より出たる儉ならでは上下の爲にならず、法に出る時は必害あり、不出にはをとれり、問、上たる人、仁愛無欲の質あり、儉約の法を示し給へども、人民の爲よからざる者は何ぞや、云、道學の敎あまねからざれば人したがはず、人の心服せざるは善なれども徒善也、故に政をするに不足、生付吝嗇なるものは儉約を得かたに取なしていよ〳〵いやし、をごれるものは是を見て儉約は吝なりとあなどり、上にはしたがふやうにして、實はしたがはざるをよしとす、終に行はれざるところなり

◎心友問、聖人おこり給はゞ、井田復すべきや、云、聖人おこり給はゞ、大道復すべきのみ、井田なとの事は、聖人、其一時の利によつて制し給へり、これその跡なり、いにしへと今と時勢大に異なり、古法の今に行べからざること多し、井田其一也、殊に日本の地形に相應せず、よく學ぶ者は聖人の意

を取て、あとによらず、聖人の意は仁政なり、仁政はいづれの國にも行べからざる時なし、今の時・所・位によりて仁政を行はゞ大道の復せるなるべし、問、日本の地形、井田にたよりならずと、のたまへども、算用つめにする時は、ならざる地なしといへり、もろこしにても、地の高下、廣狹、不同なる所にては、算用づめの井田ありといへり、いかゞ、云、民の田地を奪ひて井地とせんは、井田の實を失へるなり、又民に井田の十一をとらば、武士飢て亂逆出來べし、いまだ民の手にわたらざる新地にして、井田をせんは、聖代の法をうつしてみる也、しからばなを算用つめば詮なし、正しき井田をなすべき事なり、もろこしにても先正しき井地をなし、地形の井田にならざる所は貢法あり、貢法は井田の形をすてゝ實をとりたるものなり、井田の實は十一なり、故に井田のなしがたき地形にてはたゞ十一をとるのみ、先井田あり、其かたはら井地になりがたき處、貢法と二にするもたよりならざる事ありて、算用つめにしたるもありと見へたり、いまだ井田の正しき地形、ひと所もなきに、算用つめの井田をせんよりは、實をとりて貢法をなすべし、日本のいにしへは貢法なりき、故に其名殘にて、今も年貢といへり、もろこしはむかしは農兵にて、士民わかれず、軍役民間より出たりき、故に貢物十一也しかども、公用不足なし、井地は八家を一組とし、死生相伴ひ、疾病相助け、患難相すくひ、軍陣あひはげまして、一人すゝまず、一人しりぞかず、八家、一人の手足のあひたすくるが如し、貢法は五人を一組とす、國用軍用備りて、文武、車の兩輪の如し、農のいとまに應じて、學校の

政、孝弟忠信の教ありて、五倫和睦し、禮樂弓馬のあそび有て、風俗美なり、風雨にあたり、寒暑をしのぎて、身體すくやかなり、山野にかりし、川澤にすなどりするは、農の害を除て、武事に鍛錬せしめんとなり、故に軍士は農兵よりつよきはなし、農兵となれは自ら十一の貢法行はるゝ勢あり、治世には士、ゆるやかに、民、困窮せす、軍國には士民、相和して勇强なり、戒めずして質素なり、しかりといへども、今のならはしにては、賢君良相ありとも俄にはかへしがたし、仁君相繼おこり給ひ、業をはじめ統をたれて、士民相好むやうになりなば、治世永久なるべし

○賤貨而貴德は人君の金銀・珠玉・珍器等をたからとし、もてあそばるゝは妖（ヨウワザハイ）なりといへり、寶は民のためのたからなり、民のためのたからは五穀なり、金銀錢などは五穀を助くるものなり、五穀に次たり、しかるに金銀を重くして、五穀をかろくするときは、あしき事多し、道なきときの風俗は、金銀を第一の重寶としておさめたくはへ、五穀をばかろく思ひてたくはへなきものなり、軍陣に多く用る物は米なり、飢饉の年、金銀は食とならず、金銀をいだきてうへて死したる者多し、故に明主は五穀を民のために、多くたくはへさせて、萬のうりかい物も、五穀にてすれば、民間に五穀みち〳〵てあり、されば軍國にも、少の金銀、持ちゆけば先〳〵に食あり、金銀をたからとしてたくはへ、うりかい物、金銀にてする時は、諸國在々所々に米なく、軍國には金銀持ても、先々にて扶持方なく、飢饉には民人多く餓死するなり、其上商のみ次第に富て、士貧く民窮するものなり、金銀は多く持よけ

れば、手廻をして手くろ成、よければ奢長じ易し、五穀は多もたれぬものなれば、五穀づかひにすれば、商の利をあみすること成がたし、故に物下直に成て奢長ぜず、士民ともにゆたかにして、工商常の產あり、たからを賤ずるとて、なげすつる樣にするにはあらず、五穀を第一とし、金銀これを助け、五穀下にみち〳〵て、上の用達するを、貨を賤ずといふなり、民の字を御たからとよませたり、民のみならず、多くのもの天下のたからと成也、或問高直なるだに常の工商利すくなく、渡世難儀なり、下直ならはいかんして立べきや、云、高直は大商大利を取て高直なり、常の工商の手前はむかしより下直なり、されば萬事麁相にてやぶれ易し、其上高直の物を相易るによりて、をのづから下直にてはならぬ勢も有なり、もみづかひとなれば下直にて高直なるよりは渡世なりやすき勢あり、或問、もみづかひに何の利有や、云、粟と云はもみの事なり、十年過ても正實損せず、蟲に成てすたる費なし、米納ともみ納との得失は、天下の多を以てはからば、作毛下なりとも粟納め粟遣とせば、中には當るべし、中ならば三にあたるべし、民の藏納めに費なく、苦勞なき事は大なるたすかりなり、小扶持方取などは加增をとりたるに當るべし、いよ〳〵五穀澤山に成て、邪心やむべし、粟を時々にすりて食とすれば人の元氣を養ふこと各別つよし、病人もすくなかるべし、大身小身ともに米をうりて、金銀としつかふときは、米下直に物、高直なれば、大に迷惑す、故に米を費し、すつる所多からではならひ所なし、粟遣となればこのうれいなき故に、米のすたり所なき政出來るものなり、しかれば五穀水火

の如く澤山に成て、不仁の者なく、おかしぬすむ者なし、亂をねがふとも得べからず、人の道を敎べきのみ、又金銀、下に多くなれば天下衰微する事あり、いかんとなれば金銀多ければ奢長ず、奢長ずれば民による事多し、後には米は大かた上へとられて、民の食、牛馬に同じ、故に常に人の往來する大路の外は民間に宿すれば、一夜の食米もなく、行がゝりたる旅人めいわくする事也、まして人數など遠く出すとき、むかし米遣の時の樣に心得て、金銀持行ても、諸勢うゆるものなり、夷狄のためにとらるゝ事もあり、常は奢によりて諸侯・大夫・士までも金銀不足なれば、民より米を多とりて、金銀にかゆる分別のみなり、故に米のはらひ方なければ、天下に酒屋多なり、水となしてなく成、或は藏の下の蟲となり、海中に入など、米のすたる事、さま／＼多し、此すたり所なければ、諸侯・大夫・士の米のはらひ所なし、米のあつまる津には澤山なれども、國々所々には盡くとりあげられて米なし、國に兵亂の事あれば、軍兵の扶持米なく、津々より米をとりかへさんとすれば、米俄に高直に成て、盜賊所々にをこり、小亂も大亂となりしためしあり、さなくても少不作つゞけば米高直に成て、貧賤の者、餓死し、少豐年つゞけば米下直に成て、金銀不足し、諸侯・大夫・士大につまりて末々の者、扶持はなされ、流浪人多し、これ盜賊のたねにして、亂國のきざしなり、是上たる人、財用の道を知給はざればなり、北條前の相州は諸大名より、めづらしき道具、新渡の唐物等を奉れば、殊の外に氣色あしく、この器の德、別に有まじ、めづらしきといふばかりなり、これに米金をついやさるゝこと、

士民のつかれなれば、不忠の至なりとて、其代物をつかはして、其道具をばうちすて置れしとなり、この故に天下の人、器物をもてあそばず、又大友の淸正、三條の宗近が打たる太刀を、百貫にてかはれしを聞たまひて、宗近が太刀の德、何事にか侍る、物の骨のよくきるゝといふにて侍らん、物きれの太刀ははじめより御家にも傳て持給ふらん、古きめづらしき太刀持たるといたれん爲めばかりに百貫を出し給ふことは、物の輕重を知給はざるなり、百貫にて在鎌倉中、貧き郎徒にめぐみたまはゞ自然のときの御用にも一入立侍らん、此太刀一色は、くるしからず、一を以て萬を知なれば、よろづ入らざる道具を愛して、百姓に過役をかけ、諸士、迷惑せば、國虛ふして亂の本とも成ぬべし、天下に不忠の人といはれしとなり、このゆへに其比のうりかいに、三十貫より上の太刀かたなはなかりしと也、又其時代は新身とても金よく精神ありしかば、よくきれて古身にもをとらず、代物も古身におとらざりしとなり、其比の三十貫は今の米三十石なり、武士の第一とするものだにかくの如し、いはんや其外の器物は、一向もてはやさず、故に諸士文道を學て、道なる事を好み、變を好まず、色を好まず、武道におこたらざるをよき士といひて賞翫し、積學の人あればこれを崇敬せり、諸大名、在鎌倉の事は、二年又は三年に一度、百日或は二百日なり、それさへ鎌倉にて、米金を多ついやさゞる樣にとて、さまざま心をつけられしとなり、是によりて諸國ついえすくなく、九代まではつゞきし也、是前の相州、貞時、貨を賤じて、士民を愛する事を知給へばなり、相模入道の時の風俗はしからず、器物

を愛し金銀をたくはへ、色を好み、飲食をえらび、奢によりて、用たらざれば家來をくるしめ、或は扶持をはなし、百姓をしへたげ、所をあらしてもなをたらず、故に諸大名一國の一年の物成にて、一度の在鎌倉の用たらざりしとなり、大身小身共に參會の物語は、金銀米麥の事、道具・衣服・料理の事、甚しきは好色の事なり、武士の家業なれども、武藝をもたしなまず、いはんや文學をや、のがれ言葉には、學文は坊主のわざなり、武藝は藝者の事也、武士はたゞ一心といへり、これいにしへ名將勇士の言にあらず、義經は文學あり、七書にもよく通じ給ひき、辨慶も文才の達者にて能筆なりき、弓馬兵法の達者は人のしれる所也、楠正成、子に遺言せし書に勤學をこたる事なかれと書て、武藝の事はいふに及ばざればかゝず、足利家にも、今川の了俊は、文武二道の名將なりといひて、西國の探題にをかれたり、其比了俊におとらぬ武將は有しかども、六十餘州の中にて、一人えらび出されしは文道ある故なりといへり、この故に人もそねまず、太田の道灌は文を好みて名將の聞えあり、今も文武共にきらへる人の口實あり、豐臣秀吉、文盲至極にて天下をとりしより、武士の風俗いやしく成て、文道をこのまず、儒者の學は市井に落て、渡世の事と成たり、故に文盲にても、生付よき人には劣れり、武藝も藝者に落て、武道のはげみなければ、無手のものにおとれるなり、是等をひきて文武の二道をきらへるは其本をわきまへざるか、又しれども己がきらひののがれ言葉なるべし、むかしは生付行跡牛角の士にても、文學あればこれをまされりとし崇敬せり、今は武士の學文して、なみより

はよく、前よりはまされたる者あれども、己にましたる所あるをかくして、其非のみいひてそしれり、文を好む者も、このそしりにおそれてせず、むかしは同じ一心のよき中にては、武藝あるをまされりとす、今は同じ位の武士なれば、武藝あるを以て疵とす、相弟子の中によからぬ者などあれば、それをいひ立て武藝の稽古をさまたぐるものあり、藝能もなく無作法なる友とより合、亂行なるもの多けれども、それをば却てそしらず、これ皆讒を遠ざけずして、小人多くほしいまゝなる故なり、貴ㇾ徳は有徳の人を尊ぶなり、天下國家のためには有徳の人ほどなるたからはなし、賢者上にあれば國ゆたかに天下長久なればなり、勸ㇾ賢は賢をして知力を盡さしむるなり、又聖人の大變を位といひて、富貴の權をとりて、天下を平治し、天地の造化を助くるものなれば、國天下の政は、財用の心得大事なり、貨財は君子のいやしむものなれ共、財用の横をば下にわたさぬものなり、庶人はいやしきものなれども、是を制する權は上にあり、君子有德を尊び、貨財をいやしとすれ共、天下の貨を制する權は上にあり、四海の困窮は財用の權の商にくだるよりをこる事あり、上の天祿ながくたえて大亂となる時は富有の大商どもは盜賊のために害せられて、年來天下の者をくるしめし天罰のがれざるものなり、尊二其位一は一向の凡人に高位をあたふるにあらず、其分に應じて尊する也、帝堯は民間の舜をあげて賓客とし、九人の御子達をも馳走人に付給ひ、後に攝政を命じ、天位をゆづり給ひしにて知べし、位祿共に天位天祿なれば、人爵天爵相應の道理なり、房玄齡言二大宗一云、奉府舊人、未ㇾ遷ㇾ官者、皆嗟怨

曰、吾屬奉ニ事左右ニ幾何年矣、今除官反出ニ前宮齋府人之後ニ、上曰、王者至公無私、故能服ニ天下之心ニ、設ㇾ官分ㇾ職、以爲ㇾ民也、當ト擇ニ賢才ニ而用ヒ之、豈以ニ新舊ニ爲ニ先後ニ哉、今不ㇾ論ニ其賢不肖ニ、而直言ニ嗟怨ニ、豈爲ㇾ政之體乎、といへり、この故に有道の代には君といへども私し給ふべきにあらず、故に御子なれども其德なきには位を傳へ給はず、武王周公の先祖にをくり號ありしも、文王・王季・大王まては王號をゝくり給ひ、それより前は其まゝ諸侯の位にて、祭禮ばかり天子の禮樂を用ひ給ひしにて知べし、大舜さては漢の高祖の如きは親先祖よりのゆづりにあらず、其身よりの位なれば、父といへども凡人なり、故に無位にしてたゞ舜のみ父母を愛敬し給ひ、天子の父母たる榮花あるのみ、大舜は五十に成ても、父母をしたひ給ふ事、赤子のときの如し、天子と成給ひても、父母には位を用ひ給はず、匹夫の時の如くなり、父母も天子をば子とすれども、諸侯公卿にはたかぶり有べからず、大方は參會も有べからず、もし參會ありとても、天子の父なれば、上座に置べきばかりにて、言葉はたがひに慇懃なるべし、天子の師の如し、尊して位なく、尊して民なきものなり、我ゆづりたる天下にあらず、我子と匹夫なり天子こそ子なれば心安かるべけれ、諸侯、百官にたかぶるべも道理なし、諸侯・大夫も父、匹夫にて、子、諸侯・大夫となりたらんは、其父母たるもの心得有べし、天理・人情を知べし、或問、舜の弟は惡人なり、しかるを有庳の國主とし給ふは、其人ならねども、其位を尊するにあらずや、孟子の言と相違の如し、云、舜は堯のゆづりをうけて、堯の先を先として、祭をつかさどり

給へり、舜の父死して祭主たるべきは象なり、舜も象を助て祭給ふべし、故に舜の本生の父母、先祖のために有庳に封じ給ふべし、堯も黃帝の孫なり、民間に入て久しからず、四代までの間には善人も有べし、舜より代官をつかはして、有庳を治めしめ給へば、象は一國の祿を受るのみなり、象が凡情を國に及さじとなり、我朝王代に一任、四箇年の受領をつかはして諸國を治めしめ、百官は國々の貢物をたまはるばかりなりしは、此遺風なるべし、山川あるゝ事なくして、國ゆたかに天下長久なりき、中夏は大國なるゆへ、なべてさやうにはならざれども、名山大川のよく雲を出し、風雨をおこして、民用を助くるをば、諸侯に封じ給はず、とりわけて天子より下知し給へり、大舜の象を有庳に封じて貢物のみ給はりしは時の權道なり、常にはあらず、日本もこれに習ひて、久しく治りしか共、國々に侯有は天理自然の勢なれば、後はおのづから諸侯の如くにて、在國の大名出來たり、後醍醐の帝の時天下本に歸したりしを、時勢人情を知給はで諸侯をむかしの受領の如くし給し故に、天下又武家に歸したり、此時足利・新田を大納言になし、楠を中納言とし、赤松ならびに長年などを宰相とし、其次は中將・少將・侍從になして諸大名、皆昇殿をゆるされ、公家・武家ひとつにし給はゞ、他の事は大方あしく共天下はゆるくすべからず、其間に天皇崩じ給はゞ、惡政やみて、いよ／＼かたかるべし、足利家の中比より、權威を失て公家の如くなりしも、禮を失て、天下の士憤りしゆへなり、三種の神器は王者の心法なり、知、仁、勇の德を表せり、人情時變を知給はざるは第一の知不足なり、眞の學、行

はれざればなり、問、漢の高祖、其父匹夫なるを、太上天皇の號を奉りたるは、いかゞ、云、道を不レ知人なればなり、天に二の日なし、死後のをくり號は不レ知、生前に王號有べからず、舜の如く父母にのみ位をわすれ、匹夫のむかしの心にて愛敬して、天子の父母たる榮花有べきのみ、高祖は賢人の徳なしといへども、天命を得て天子たり、父母は道德なく、天命なし、死後とても王號は有べからず、父、士たり、子、大夫たる道理にて、天子の禮樂を用べきのみ、親類は人により、或は位をあげ、或は祿をあたへ給ふなり、こゝの位祿は公・侯・子・男の事にあらず、祿とあるにて、國郡にあらざる事を知べし、公侯・子男・卿大夫は定りたる地あり、其外は一日にいかほどゝて、今の扶持方の如く給はりしを祿といへり、公男へ出していやしからぬには位をあたへ、無骨にて公儀成がたきには、祿のみあたへ、心に善を好み、器量もある人には地をあたへらるべし、同ニ好惡一は兄弟・伯父・甥・諸親類を君子の心にしての好惡なり、君本より聖賢なれば、君と好惡を同するにて知べし、勸レ親レ々は、親族皆道理に服し、善はすゝむなり、君にちかきを以て敢て人にをごらず、無禮を以て耻とするなり、官盛任使は萬事の用人備て大臣は惣つかねを聞、諸臣の上に座してゆたかなり、大臣の才を用ゐて、さへさへしきは下いそがはしく成ものなり、大臣は才知ありても人に先だゝず、諸人の才知を用ひて善なるをば、好していよ〳〵大にし、及ばざるをば助て、善にいたらしめ、我分別より出たる善をも、君といひ君過あれば我不足といひ、進では忠を盡し、退ては過を補ひ、誠を以て大臣の職分とするな

り、如レ此大臣は君の權威をうばふ心なければ、いよ〳〵萬事うちまかせて、小臣の譏を入ざる時は、大臣もいよ〳〵忠に進で、心を盡すものなり、後世如レ此大臣はまれなり、まかすれば權威、下にうつり、まかせざればうらむる事あり、故に後世は家に備りたる大臣はうしろみの樣にてあり、執政は時に當りて、小臣・陪臣民間をいはず、才德有人をあげて宰相の職にをき、職に付たる祿を給はりて、一代きりに用られたり、是によりて君威も下にうつらず、大臣も不レ亡、さのみ賢君ならねども、三百年四百年つゞきたり、家に備りたる大臣の權を取て、子孫に及すは、君の子孫亡、其身の子孫もほろぶる事は、君威かろくなれば、格の備たる人をのみ用ひて、下よりあくる事あたはず、日本王代も、延喜の時代までは、王威つよかりし故に、北野天神は儒者にて文章生なりしを、大臣になして、天下の政をなさしめ給へり、其後、攝家などいひて數定りたる家の外は權をとらざる樣になりたり、是によりて王威日々衰たり、君威をさへうばふ事なれば、まして大臣の威をうばふ事はやすければ、武家の天下となれり、學問はなくとも少し物のわきまへあれば、政にはあづかり度にあらず、人間五十年、夢幻の如しといへり、其中にも病苦憂哀いろ〳〵さはり有て心安たのしむ日はすくなし、執權は天下國家の苦をになひ、多の人につかはるゝなり、人にをちうやまはるゝを悅ぶばかりなり、これによりて一生いそがはしく、夢の如くにてをはらんははかなき事也、勢にをされて外はうやまへども、心にはあなどり、にくむもの多し、俗語にも三の末とて家の衰微するは家老の末、町奉行の末、代官の末と

いへり、大臣は代々知行に不足なし、執政を以て渡世とするにも非ず、諸方よりあつまり來る諸物の多きも心氣のついへとなれり、かぎりなき欲のために、かぎりある生をうばはるゝもはかなし、無ニ是非一うやまひをまことゝおもひて天下をのぞみ、卽時に亡びたるもあり、何の益なくて害のみ多きをしらば、才知相應の人をすゝめあげて、執政とし、うしろみして、ゆたかにありたき事なり、其身一生のたのしびを得のみにあらず、君臣ともに子孫長久なるべし、中夏にて下よりあげられて天下の執政となりたるを宰相職といへり、祿大分なれ其國郡は給はらず、今の合力扶持方の如くありしなり、公用には公儀の諸役人を使なり、直臣なれば直に殿中に往來して用もよく達す、給はる所の祿は、其身今日の自由と子孫一類のにぎはひなり、子孫につたへざる祿なれば、人をはかゝへず、我家内事すくなく苦勞なく公用一偏に心をつくすなり、才德少ありとても、俄大身なれば其郡の政、家中の仕置、公用にさしつどひ、一方はをろそかになるものなり、代々の大身にあらざれば、諸士も、より合者にて、風俗あしく、其人の心を害する事多ければ、右の如し、宰相・年老、或は病氣などにて、職を辭すれば、民間より出たるは本の民間に歸し、小臣・陪臣よりあげられたるは、小村を給はりて、山水に隱居し、しづかにたのしめるもあり、家中なく民なくて、給はりたる大祿なれば、五七年の宰相にても、子々孫々の富有となれり、公儀のためには、藏入の地減せずして、よし小身を大身にして地を給はり、其人死すれば、子孫にすぐに給はらでもかなはず、又あけて郡地をたまはれば、一二百年の間には給

はるべき地なし、故に下よりあぐる事あたはず、下地よりして大身なる人の筋目あるが中にてえらべば、其器にもあらざるに政をとらしめて、君臣共に家を失ふ事、右の如し、倉入の地すくなき故に、世の絶を繼ず、國を廢するをあげず、みだるゝを治めて危をたもたず、國郡のあくを悦ぶやうなる、非道も出來る事あり、これ亡國の端なり、一のあやまりより、萬のひが事生ずるものなり、忠信重祿は誠ありて禮義正しく、大やうなる士を賞して祿を重くし、人の頭とすれば風俗あつく成て輕薄ならず、世間いそがはしからず、いとま多て文武の道藝をつとむるものなり、利發才覺なる者をば、忠信の人の下に付て、小事に用いて可なり、人を用る事あたれば天下の士、善にすゝむものなり、時使薄㆑斂は農のときをさまたげず、年貢をかろく取なり、宋衞陽王義季、嘗春月畋有㆓老父㆒、被㆑苦而耕、左右斥㆑之、老父曰、盤㆓于游畋㆒、古人所㆑戒、今陽和布㆑氣、一日不㆑耕、民失㆓其持㆒、奈何以㆓從㆑禽之樂㆒、而驅㆓斥老農㆒也、義季止㆑馬曰、賢者也、命賜㆓之食㆒、辭曰、大王不㆑奪㆓農時㆒、則境內之民、皆飽㆓大王之食㆒、老父何敢獨受㆓大王之賜㆒乎、義季問㆓其名㆒、不㆑告而退、むかしは農兵にて、武士民間にあり、田畠にも手傳し、山野にかりし、川澤にすなどりし、風雨にあたりて身堅固なり、軍陣に出るもの、皆一在所の者なれば、にげて以來面目なく、主從數代の恩儀あれば、五人七人つれたるものも主人を見はなさず、其身つよく、下人思ひ付たれば、殊の外つよきものなり、この故に聖人農兵を用ひ給へり、今の馬まはりなどいふものの如し、軍役農より出し故に、年貢かろし、むかしは日本も農兵なりしゆへ

に、大方十分一の年貢なりき、農に利あれば百姓農業にすゝむなり、日省月試、既稟稱レ事、既稟は今の扶持方なり、百工の家業をよくつとめて切あるには、其事ほどに扶持をまし、すぐれざるにも常の扶持をば給はるなり、或は五日、十日に一度、或は一二月に一度、其つとめ怠りを考へ、屋を作り、器物を作るも、堅固不堅固を吟味する也、故に百工も心まめやかにて、家業をよくする也、送レ往迎レ來は、人を出しておくりむかへせしむるにあらず、天下の旅人・商人・往來、自由にして、氣づかひなき事、をくりむかふの有が如し、又賓はをくりむかふる道理なり、川にのぞみて、わたらんとするものに、舟を出してむかへおくらば、淺からぬ事に思ひて、よろこぶべし、橋をかけをけば、うれしきとも思はざるが如し、聖賢の代には旅行するもの、路銀をもたで往來せしなり、所の主より旅人のまかなひを出し置て、役人をつけ、馬等までかしたり、其代には禮式ありて、人の往來いそがはしからず、いたづらに横行するものなかりし故なり、むかし僧の行跡よくて、數すくなかりし時は、一錢をももたで諸國修行し、所々にて宿をかし、朝夕を養ひて通ぜしが如し、近世は出家餘多になりて、作法あしく、しかのみならず、人を殺害などする者も、僧の中に多ければ、眞の僧にも、宿かしがたく、かせども宿ちんとるが如し、今の風俗にてみれば、此政はなるまじき事の様なり、嘉レ善矜ニ不能一は、四方より帝土へあつまるもののよきをば賞美して、いよ／＼其善を大にし、よからぬをばひきなをし教たつるなり、文學なども、夷中にて、書まかせにひろくみて、達者なるもあれども、夷中學問

にて一偏なる所あり、帝士は四方の名人あつまるによりて、四方の中をとりて、よきものなることばつかひさへ、都の士は、いつく共さだまらず、一偏ならでよきものなり、諸藝も又かくの如し、取分文學は數百歲、數人の手をへて、ひとつ〳〵も中にかなひたる、よき事をいへるがあつまりて、いつとなくよみならへり、故に京學は書には、さのみひろからでも、偏屈になく、ひろき處あり、又一人にも、善と不能とあるなり、少すぐれたる事ある者は、一生に一度、帝士へと志して來るなり、帝士にも天下の善をあつめて、風俗うるはし、むかしは日本よりも中夏の都にゆきて物を習しなり、遠人をめぐみやはらくる政ありし故也、繼二絕世一擧二廢國一は、子孫なくなりて、祭絕、又あれども、をちぶれて、其人ともなきを絕世と云、國郡の主の子孫なくて絕たり共、同姓をたづね、ゆかりを求めて祭をあげしむるを繼と云なり、子孫有ながら國郡を失ひ、流浪してあらんをば、よび出し、先祖の國郡をあたへて、代々の家來を扶持せしめ、祭をなさしむるを、廢國を擧と云也、治レ亂持レ危は、家中に口說など出來て、國みだれんとし、子孫不覺悟にて家を失はんとする如きこと出來れば、天子よりよき人をつかはし給ひて、口說をしづめ、無事になし、惡人あらば其者ばかりを刑罰して跡をよくし、子孫不覺ならば、敎化して覺悟をなさしめ、不レ改をば隱居させ、先祖の子孫の中にて、よからんをえらびて家を立、上下ともに師とすべき、よき人をつかはして道學を敎へ、風俗をよくし給ふなり、後世はしからざる事あり、君の氣に入たるものに國郡をあたへ、取立んために關所の地あらん事を願

へり、故に子孫なきをば家を絕し、あれども嫡子ならざるをは、とりあげず、ましてすたれたるをば取立ず、家中に口說など出來れば、しつめはせて、それにかこつけて身代をばこし、子孫の不覺を敎はせて、惡事出事次第に所をめしはなてり、この故に流浪人多出來るなり、扨小身のもの思ひよらず、郡國の主となれば本めしつかひたる小者、中間は士になり、かち若黨は高知をとり、いやしきゆかり、かろき朋友までも、分に過たる身上と成ぬ、これ世中の風俗のいやしく成はじめなり、主從共に才德なくて、あがりたるものなれば、三代、五代、七代の間には、又亡る事あり、子孫奢に習て本の賤きわざも得せず、在所もとり失ひて、歸るべき所なければ、淺ましき體に成もの多し、いやしくそだち、下の事知べきものはあがりて、驕をきはめ、代々よくそだちたるものは牢人して下にくだれり、下のわざも得せざれば、うゑこゞえに及て、妻女共に悲哀す、末々のかろき牢人は、勇氣にたよりて盜賊を事とするもの出來ぬ、勇氣もなきものは遊民となりぬ、治平の政は遊民盜賊のたねをまかさる樣にすること肝要なり、故に士の罪あるは左遷の法ありて、他國に流浪せしめず、左遷とは流罪にあらず、近世は左遷罪同じ事に覺たり、流罪は島へ遣し、山澤に置なり、これは死罪に近き罪なり、左遷は位をさけて、ひきゝ役をさするなり、下々の罪あり、死罪をなだむるは、入墨をして、米つき・水汲・薪とるやうなる事に使なり、骨をりわざもならぬものは、遠くゆかれぬ樣に、足の筋をたちて、門番などをさするもあり、後世は死罪につくものは、多はおひはらふなり、是盜賊遊民の種をまくなり、

いはんや大身の亡て牢人多をや、賢君は此勢を知給へば、天下の古き家のたゞざる様にし、流浪人の出來ざるやうにし給ふなり、此時下より進て立身するものは皆善人なり、主の仕合によりて、立身するものは千人が九百七八十人まで善人はなし、たゞ家久しきもの、ゆかりのものと云ばかりなり、むかし國郡の主の跡たえたるとき、取立の人を大身になしてつかはさるゝに、其家中の士うごかず、國付にしてたまはり、一人も他國せざるやうにせしもあり、これは又一道なり、いにしへの農兵に同じ、取立のもの多して、我身子孫までの用心と思へども、おちめに成ては、少も用にたゝざるものなり、古今明白なり、武士の農をはなれて城下にあつまり、足輕中間までも城下に住居するは、治亂ともにあしき事なり、むかしは士たるものも農を本とし、在所を持て住居せり、才あり徳有もののえらばれて、京師にも國都にもよび出され、其官職に付たる祿を受て仕るなり、子孫はそのまゝ在所にをれば官職を辭すれば、本の農に引込なり、故に牢人といふもの有べき様なし、後世戰國久しかりしより、士たるもの農をはなれ、在所を出てわたり、奉公人などといふもの出來て、陣所の小屋かげに習て、城下に屋敷を多とり、役人にてもなきもの、馬まはりなどいて大勢たゞ居し、子共多出來れば、宗子一人は親の跡とりとて、部屋住に妻子を持、次男三男よりは、主君よび出さゞれば牢人と名のりて、他國をかせぎなどす、國々にさやうのもの多ければ、すぐれたる藝能あるか、よき肝煎なくては有付がたし、治世久しければ、牢人ますく多成て遊民の如し、主君より祿を受て、生じたる子ども、親

かゞりなれば、牟人と云べき理はなけれども、風俗あし成くだりて如ㇾ此、これ又亂世の端なり、足輕・中間などはなを以て農の餘民をつかへばよき事多きに、城下に妻子を持て、家屋敷をならべをれば、其子共後にはなすべき事なく、有付べきやうなし、習いやしければ盗をもし、いろ〳〵あしき事有ものなり、後には國君もすべき様なし、平生あしきのみならず、軍國にはなを以て大にあしく、數代集居たる武士の妻子、足輕・中間の妻子までも、城内に取入て、養はんことは成かたかるべし、其身に成ては生なきにしかざる難儀有べし、農兵なれば在所〳〵にて、いうやうにもさくまひする事なれば、男子ばかり城にも入、出陣もすれば、何の憂費もなし、もし人じちとる事ありても、頭々庄屋などの母か妻子か城中に入たるばかりにてよし、か樣の事こゝにいらざる論のやうなれ共、聖人九經の政にそむけば惡事多出來る證據をいへり、朝は聘以ㇾ時、朝諸侯常に來て天子にまみゆるを云、五年に一度なり、聘は年に一度大夫を使とし、三年に一度、卿を使として、天子に土産をさゝぐるなり、定數の外にはへつらひて、使者土産等を奉ることあたはず、往來の路次も、一日にいく里と大數定りて、いそぐ事あたはず、風雨等のさはり有て、をそきは何ほどにても不ㇾ苦、一日も定數よりはやきをいましむるなり、故に道中いそがはしからず、往來すくなく、諸國しづかなり、時を以てする故なり、日本王代のときは、三年に一度の上洛といへり、小國にて近き故なり、京に三十日より多は居ざりしなり、尤人じちなし、德治の遺風なり、厚ㇾ往薄ㇾ來、諸侯よりの土産はかろく、歸國のときに天子よりのた

まものは多し、近代、諸大名の土產よりも、御暇のときに、大樹よりたまもの多も此遺風なるべし、

或問、天子畿內の地は、帝土の臣にたまはる所多し、かくの如く天下の諸侯に厚く給はり、うすく受給はゞ、何を以てか萬事とゝのひ侍るべきや、云、これは往來の禮用なる故に、臣の奉るよりは、君のたまもの重し、諸侯皆在國して、帝土につめざる故に、定れる貢を奉るなり、貢には通禮なし、かろき貢にても天下を合せては大なることなり、上にことなる驕だになければ、諸國にめぐみ給はる用はたれり、むかし奥州の秀衡、平家にしたがはずして、在國せしかども、天子に奉る貢は、每年黃金を傳へて京都にさゝげたり、頼朝にもしたがはざりしかば右の如し、これいにしへの風なり、武家の代となりては、在鎌倉久しくて國用多ついやす故に、諸侯の貢やみたり、貢をさゝげて在國する事は、諸侯も天下主も、大によきことなり、士民もこれによりて困窮せざれば、武士百姓ともにゆたかなり、頼朝・北條・尊氏諸侯を在鎌倉せしむる事は用心と見へたり、しかれ共むかし王代の二十分一も世を持ことあたはず、頼朝のときは、いまだ古風、のこりて物每にかろく其上、三代といへども、年數すくなかりしかば、在鎌倉ゆへ、諸國困窮の沙汰なし、北條は猶以て儉約を宗としたるゆへに、九代までつゞきたり、高時にいたりて威つよく、驕奢きはまりしかば、一國の一郡の物なりにて、一度の在鎌倉の用とゝのほらざりしとなり、これによりて諸國虛し、士民困窮せしかば、大亂出來ぬ、足利家の天下十四代といへ共、中比よりは公方と云名ばかりにて、今の公家の如し、是皆士民困窮して、國虛

せしゆへなり、天子諸侯のたから三つあり、土地人民政事なり、しかるに土地虚し、人民困窮し政事九經にそむくときは、亡びざることあたはず、懷二諸侯一は、此方に心ありて、なづくるにあらず、諸侯より徳をしたひてなづくなり、懷にするとよみて、同心同徳の意なり、なづくこと其中にあり

◎問、農兵は國の武道もつよく成、天下も久しく治り、能事にて候へどもゝ、もはや今はなり申まじく候や、云、その分にて農兵を取成候はゞ、武士も同心有まじく候、民は大に迷惑可レ仕候、士民ともによろしき様にすることは、本才の人に任ぜられ候はゞ、時の宜あるべく候、問、農兵になり候はゞ、井法、貢法の様なる事にて候はんや、それにては、上へあがる年貢、少くてそのけつかうに成たる世には、公方諸大名共に用たり申まじきと存候、云、日本もむかしは貢法にて候き、きつくその藏入よりも藏入は多くなり候、扨諸士はあんどいたし、子々孫々牢人流浪と申事もなく、其身子孫ともに堅固になりて藝能に達し、民は今の民よりは大にくつろぎあんど可レ仕候、諸大名も其家長久に、公方はなを以て百千歳もゆたかに御つゞき可レ被レ成候、上中下をしなべて能事に候へども、世の勢ひと申者にてならぬ事にて候、不レ成事を申てもせんなく候、其上其位なくして、其政をはかるの罪も御座候、問、公方の御藏入も、かはらずして成申候や、云、公方の御藏入も、いまの一ばいにも成可レ申候、扨天下の御用はとの半分いらず候ゆへ、金銀米粟あまり候、是を以日本の國を上國となし、水損日損の憂もすくなく、萬々歳のほまれ不レ少様に、いか様の事を可レ被レ成候もまゝにて、大道の業を知人なきは、よ

ぎなく候

○朋友問、うけあきなひ、座あきなひと申事、はやり物に御座候、國主とあき人と、たゞ二人の得分にして、天下の諸色、高直になり、諸人迷惑仕候と申候、むかしもありたる事にて候や、答云、さやうの事、無案内に候へ共、わかき時分、世人の物がたりをきゝたる事御座候、藤堂和泉殿へ、出入の町人、伊賀一國の鹽を御うらせ可ㇾ被ㇾ下候、左候はゞ五百枚の運上を指上可ㇾ申と望申候、和泉殿聞たまひ、其町人はわれらの物をこそ、もらいてすぐべきに、我に過分の銀を毎年、くれんとは何のよしみぞ、伊賀一國へ、他の鹽うりをよせずして、一人にてあきなはゞ、鹽の高直なる事、常より三ばいすとも、百姓ども、他より取事なるまじ、我に五百枚くれんといはゞ、五千枚も壹萬枚も其町人がとらんとの事なるべし、我一國のものを迷惑させて、其町人に、大分の得をとらすべき事は何事ぞ、畢竟我に五百枚くれて、十ばいか、二十ばいの利を付て、とりかへさんといふ事なり、我國の百姓の物を、あき人とあいたいして、あひ盗にぬすめとか、其百姓の痛みは誰が損とするぞ、其樣なるいたづら者は、二度よするなとて、大にいかりたまへるとなり、又一人の町人、望候やらん、他の國主の事にて候きや、失念申候、一國の茶を一人にかはせ給はらば、運上をあぐべきと申候へば、茶によらず、紙薪によらず、田作少き者が、さやうの物を作出して、年貢にもたて、米にもかへて、食とするものなるに、たゞ一人のあき人より、外にかいてなくば、いかほど下直にいふとも、すてうりにもうらずば

なるまじ、たとへば茶をもつて、米千石の年貢に立るを、其町人が二千石にもして、我にくれば、一旦利の有やうにても、民のなんぎ、かぎり有まじ、下々のつかれ、めいわくは不ㇾ及ㇾ申、我等の物をかたりてとる也、それほどの分別なくて取次をするか、汝等にも何ぞくれんといふかとて、しかり給へると承候、一國のつかれは、一國の主の損なり、天下のつかれは、天下の主の損なり、いにしへの王者は、一人を以天下を治む、天下を以一人に奉ずるにあらず、何ぞ一國を以其侯の欲を養ひ給はんや、町人もなみ〳〵の大勢は迷惑して、富人、五十人か百人が、ゑようにおごり、天下の風俗を亂し申までに候、其身も罰あたりて終に亡候、御代長久にて、大名も家老も、生ながらの上らふにて御座候、小身の武士さへ、けつかうに候へば、何も不ㇾ知候、さりながら聖人は、夢にも見給はざる凡人の上の事さへ、くはしく御存知にて候、生ながらの聖主、賢君も、下々の情を能しろしめすゆへにこそ、仁政もおこなはれ、後世に名をもあげたまひ候

一　朋友問、うけとり普請と申事は、小利大損と申候へ共、日傭の者の助などには成申事に候、その上武士の心安き事にて御座候へば、今時はやり候も、尤にて御座候也、答云、日傭の者は、使て、うけとりはさせぬがよく候、たとへ池川の堤を、金千両にてうけとり候へば、五百両は日傭頭のうけとりのもの取候て、日傭には五百両ならでは、不ㇾ遣候故、日傭もかしけて、麁相に仕候、其上、人數壹萬入べき處へも、五千ならでは不ㇾ入候ゆへ、ほどなく破損に及候、得つく者は日傭頭一人にて候、公儀

には千兩に又千金、かさねて倍々の御損のみならず、度々に田畠損毛仕候へば、其つひえ申盡しがたく候、武士の能奉行を被₂仰付₁、其處々にて百姓の內、かしこき者、庄屋の弟や子などやらの者を、つえつきにして、日傭二十、三十づゝあづけ、歩役壹萬可ㇾ入堤には壹萬五千も入、千金可ㇾ入には千五百金も入候へば、永代破損なく候、一旦大分物入のやうに候へども、右にくらべ候へば、其得分大なる事にて候、其得分よりも、武士たる者が、山川の地理にも、人のつかひやうにも、功者になり候事は大に能事にて御座候、屋作其外の事も、これをおして御がつてん可ㇾ被ㇾ成候、其堤近所の者、つえつき仕候へば、我身にかゝりたる事ゆへ、堤の堅固なるやうに精を出し申者にて候、日傭の歩もあるべきほど賃をとりて、身をすき申候、今時鐵砲役家中の出役など申者は、普請になれて、功者過候ゆへにかへりて堤堅固ならず候、日傭は日々我と我身をならはし、ほねをおりつけ候故に、常の人足とは一倍も達者に有ㇾ之候、奉行よくつかひやうだによく候へば、殊の外普請、はかどりて、しかも堤かたきものにて御座候、堤にてつぼを刻候事は、堤の堅固ならざる第一にて候、つぼをはらで不ㇾ叶は、土取どころにて、なはゞりしたるがよく候、池の根きりにはそこを入と云事有、あらでには、生あらでと云事有、池の水をもたすあらでのきれ堤のやぶるゝは、皆奉行の無功ゆへに候、總じて天下の萬事をうけとりにさせて、武士は心安きやうに待れども、天下の山川の地理も、金銀米穀の運行も、財寶の萬用も、皆町人の心にのみこみて、仕度まゝに仕候、武士は町人にはからはれて、何と有やらん不ㇾ知

候、さて金銀は皆町人の手にあつまり、才知、町人長じ候へば、時有て、亂逆のおこりとも成べく候也、みづからおこさず共、賊のためにすきたくはへたるべく候、是は皆うけとりより初申候、其外色いろの事に入札有事は、世中のけいはく僞のはしにて御座候、木の生ずる事は久しく、切とる事は手間不ㇾ入候へば、社寺の作事は、はかのゆかぬも、却てよく候、金銀の多く入事は、まはりては天下の内に有ㇾ之候、其上請取にて麁相に出來と、武士の奉行にて工商を下知し、武士の心より何事もはからひして、堅固に出來るとは、當分、多く入やうにても、畢竟はうけとりの半分も、いらぬに成行事にて候、商の心はやすき時に買、高時に賣、有所の物をなき處へ通ずるばかり也、工はたゞ其身の職分に心を入て、身力を盡すのみなり、大廻しの事は武士のみ知て、彼等は手足の心にしたがふが如くなる道理にて候、いまは手足の爲に心つかはるゝに成申候

◎或問、今の木津川を三ヶの原の上より、川ちがへして、南良の佐保の川筋へまはし、河内路を經て、津の國の川口へおとせば、能と申說有、さやうにてはよき事多候、相調候へかしと、願もの御座候、もし又あしきことや出來侍らん、答云、さやうにして、よきつもりこそ、おはしますらんしらず候、愚か小知にておもへば、大にあしからん、川ちがへせんと、物語の所より、淀の大橋まで、五六里有らん、川の勢ぬるゝ下に、常にながるゝ大河を受たれば、旱にても捨石舟は大方通ひ侍り、しかるを大和路へまはして、河内攝津國へ落せば、大和は地形高し、河内への落口に、てうしの口をせては河

水たもちがたし、てうしの口すれば、いまの十石舟も、すぐにはゆかず、かぢを持こさねばならず、若又此高下積なくて、てうしの口をせて、すぐにおとさんとせば、水上は水すくなし、水急にくだつて、河水つきぬべければ、常の舟のかよひはやむべし、大雨の時は河内の上田へ、砂石をばはせ入て、國ついゆべし、此川は常は水すくなくて、大雨のときは殊のほかつよく出なり、今の川はゞ貳町ある所も、三町ある所もあり、それに一ばい出て、なを堤のあやうき事度〳〵なり、今の堤はむかし堤ゆへ、山も同前にかたきさへ、折々きるゝ事有、近年は日傭のうけとりにて、堤のつきやうあしければ二十里ばかりの新堤、兩方にて四十餘里なり、洪水にかゝゆるやうにはいかゞあらん、かたきつきやうはあれども、ことの外むづかしき事にて候、さて二十里餘の所、川のはゞ貳町ならしにして、大和河内の上田畠をつぶすとも、山々あれて、大雨毎に砂をおとし入れば、ほどなく砂川となり、河どこ高く成べし、しからば後には大和河内はあるゝ事有べし、本の川跡田畠になるといへども、底まで砂なれば、何にもなりがたかるべし、新川はゞせばくつもるものも有よしなれ共、大水の時の水勢を不ㇾ知ゆへに候、せばくては中々かゝゑらるゝことにてなし、さて川の長さはいまの一倍に成候、此川常はほそき水なり、それをのべ候はゞ、方々にて水もれ、いよ〳〵水ほそくなるべく候、其上淀より下大阪までの舟路、少てり候へば、舟すはり候間、木津川とまりなば、いよ〳〵難儀なるべし、扨大和河内の上田のすたり大なる事ならん、吉野川もはしての上よりは舟となり筏となり、通路不自由に候

むかしかく不自由にして、をきたる事は川の勢つよくて、急に地さがりゆへに、すぐに舟を通さんとすれば、吉野川の水ひをちて、河水つくるゆへなり、大和は河内和泉紀州よりは地形高がゆへ也、むかしは大和川にも、てうしの口有しときく、舟をかよはせんとて、これを切たれば、舟かよはざるのみならず、川あさくなりぬ、小水は砂中をくゞりて、昔にきこへし立田川も、今は名ばかり也、悔て本の如くせんとせしかども、天然の岩を切たれば、もはやなをされず、問云、江州湖水の邊、近年水こみて田作ならず、高二十四五萬石程水底に成ぬ、勢田の下、しゝが瀬の岩を少打かけば、水落て作つくと申侍り、是もとりかへされぬ悪敷事や侍らん、云、大に悪敷事出來なん、湖水のこみといふは、一朝一夕のゆへにあらず、しゝが瀬は天地自然のてうしの口なり、しかるにしゝが瀬の岩を切なば、湖水急におちて、淀川の水たぎり、湖水ほどなく落なば、淀川あさく成て、今の舟の通ひやむべし、彼是にあしき事、多出來ぬべし、悔ていふ共甲斐有まじ、又湖水のほとりのごみは、近年の地震に、地をゆりしづめたりともいへり、さも有ぬべし、高島の水邊は常に水地にて、地やはらかなれば、大地震毎にゆりしづむ事あらん、古の白鬚の鳥井は、今は水中に入て見へずといへり、天氣つゞきて、能時分水ひ落て、作毛付、淀川の水も能程をつもり、それより高き水はおつるやうに、北國の方へ、池水のあらてのやうに、水はきをつける事はくるしかるまじきか、古人は問學ありて、山川の地理に器用なる人をえらび、且山川の事になれしめて、其後山川池堤等の奉行をなさしめ給ひき、いまの人い

かほどかしこければとて、問學もなく、生付の器用も撰ばず、其事にもなれず、古人のしをかれたるかんがへもなく、商人などの利にかしこきもの丶、いふにしたがはんは、あやうき事也、其上山々あれて砂石河水に入事、一雨々々にかさなりぬれば、川ちがひなどの末の事にて、能成といふ事はなき道理なり、上田の毎年すたる物成と、川堤の造作を、水上の山人にとらせて、水上と左右の山との木をきらず、雜木をはやしなば、ほどなく砂とまり、河水ふかく成べし、山々きりあらすべからざる御制禁も出候へ共、明日の飯米さへ、たくはへなきもの多ければ、薪を買てたくことは思ひもよらず、明日くびをはねらる丶共、それまでと申候へば、庄屋肝煎も可レ仕樣なきと申候、又此川ちがへによつて、大阪邊に、新田多くいでくると申說有、是は猶以てあしかるべき事に候、日本はじまりてより以來、日本國中にて、大和河内の上田といふ古地を、川につぶして、其下に新田をせんことは、大成ひが事なり、古地に少もかまはでさへ、川下に新田をすれば、川上の古地あしく成とて、むかしより心有ものは、せぬ事にて侍り、まして古地をつぶして、新田をする事は、大小の損益はいふべき事にあらず候、悔て本の如くせんといふとも、やがて山々よりながれこみたる砂は、世主の御力にも、のけ樣あるまじく候へば、もはや大和河内の上田は、永代すたりに可レ成候、大なるそしりを後世になし給ふべし、其うへ下の新田はやがてやくにたゝぬ事に成事侍るべし

一 或問、河内國方々の山川のたまり廣澤となりて、多の田地捨れり、是を國分川の一所におとし、

それより新川を付て、難波の浦へながし侍れば、三萬石ほどの古地おこり候、新川につぶし候田地は壹萬石ばかり也、此儀いかん、云、寢前木津の川ちかへよりはよく侍り、しかれども壹萬石捨て、三萬石を得ば、利也、人の難儀を考れば、廣澤と成てすたれたる古地は、幾年以前よりの事やらん、知人なし、むかしは是によりて、亡失の人有べけれども、今はなし、此廣澤の田地とならざる憂はすくなし、新川の爲に壹萬石の上田畠を失ひ流浪し、飢に及ものは多かるべし、仁者は人の存亡をはかりて、利の大小を事とせず、其上新川の堤普請、堅固ならずば後日の損もまた大なるべし

一　或問、數百歲後の事は、遠きはかりごとにて、吾人ともに知べからず、さしあたりて山家水邊ともに、安堵すべき權道あらんや、云、一の治水の道あり、古歌に古川の人とよみたるにて心付、西國にて人に教て、なさしめたり、いひし事を、半用ひて半は用ひず、されども大を助て小のこれり、まつたく用ひなば水損も有べからず、今山城津國河內の水損を留むべき事は易かるべし、淀の大橋のむかふ山崎邊より、あらてこしといふ事をなし、すて堤をつき、あらて川はゞ二三町にして、洪水のとき兩川となすべし、かつら川は淀までおとしつけず、半よりあまる水を、あらて川へこさする筋も有べし、しからば鳥羽、伏見邊、津國河內の水損やむべし、あらてこしの田地の、つぶれ高二千石ばかりならんが、助かる地は高拾五萬石も有べし、十五萬石より二千石をおぎなはゞ、免にして一二分なるべし、堤の間の田地は、そのまゝ田作すべし、五七年に一度、當毛の損は有べけれ共、明年はこや

しなく共、大に豐熟すべし、五七年に一度の損毛は、水損やみたる地よりつかはすとも少しのことなるべし、其外諸國の水損、其地形を見ば、よき道有べし、是大道行はれ、天下長久の基本立、業を始統をたれ、川々むかしの如くふかくなるまでの補ひとはなるべきか

○朋友問、王代の佛者の盛成し事は今に超たり、叡山は近江の內、多く領知仕候、東大寺興福寺多武峯吉野法師高野山などの大名寺、いくつも御座候き、其上に諸國の寺領、はてしなく候き、今は五萬石共一寺してとる寺はなきと聞え候に、天下の四分の一は、佛者取と申說御座候は、いかゞ、云、むかしは寺といふはみな山にかたより居候ゆへに、一所に數多候かはりには、今の如く町屋在鄉に、ひしと入まじりたる寺はなく候き、ゑいざんなど、大分知行取候へども、頭ばかりは坊主にて、其下に立候ものは皆俗にて候、近江寺領と申ても、坊主は叡山にあるばかりにて、領知の者はつねの者に候、叡山に居候ものも、つかはるゝものは小姓若黨六尺等にて、坊主は少候、今は町屋士屋敷と軒をならべ、在々の百姓と地を並べて、ひしと立並び、其上に山々の寺も、むかしより所、卓散になり候へば、叡山に寺數減候ほど、わき〳〵の山林の寺數にて、入あひ申べく候、町在家に建籠たる數百萬石の寺がむかしより增たる分にて候、今は隱居の、持庵のとて、在家にまで入こみ侍り、知行とて高は多とらねども、國々所々にて、靈地の山林は、十が九は、寺內と成候、其外、上田畠をつぶし、寺地といへば大にとり候へば、其つゐえ古に十倍仕べく候、扨又むかしの佛者は、おほくても女人酒肴をいみ候

へば、ぞうさは今の半分もいらず候、其上に今が多ければ其ついへはとかくいふべからず候、間、世間の驕て山林を盡す事、佛者のみにはあらず、禁中公家の御屋作も、あれほどになく其成申べく候、今は天下の政道も不〻被〻成候、客人分にて御座なされ候へば、禮樂の法だに執行はるゝほどに御座候はば、質素にして風流に御座有度事に候、武家の屋作も古風にかへり侍らば、今の樣にはあるまじく候、其上木具へぎ臺など、むかしは今のやうには有まじく候、ぬり臺ひとつあれば、其家にて、音信物の肴など、すへ候事は濟たりと申候、今はあたらしき臺に居候はねば、つかはさず候、又昔は何に成ともすべてつかはし、何箱に成共入てつかはし、其入物はかへりたると申候、今はかりそめの進相成物にも、箱をさゝせて納て不〻遣候へば、ならぬやうに候、此箱と臺との、ついえばかりも夥敷事にて有べく候、云、それらも夥敷事にて候へども、禁中幷公家衆は、たゞ京都御一所にて候、大難作事も、たまたまの儀に候、尤公家も武家も、よく御合點參候は、屋作などはいかにも、かろく質素に、禮儀のかたはおごそかにきつと御うやまひなさるへく候、武家も今の城中の夥敷、矢倉・多門・天守・屋形作はすまぬ物に候、外は敵に取まかれ、內、大なる木にて、ひしと作りならべられ候へば、火矢を射かけて燒立るか、內より火出るか、しのびにて火を付候か、仕候はゞ、狹き城內にて、のき所もなく、外は敵也、上下みな燒死申べく候、その時はくづして、小屋かけにすべきならば、時によつて大儀なるべし、器の費も大なること也、士屋敷は作事の夥敷數多きは江戶ばかり也、國々の諸士は今は

中〳〵驕べき力もなく、それはさてをき、たをれかゝりたれども修理すべきやうもなし、居られぬほどの體になれば、其とき漸作事仕候へども、これによりて借銀出來、其身一代は申におよばず、子供の代まで迷惑に及候、百姓はなを〳〵困窮いたし候へば、屋作は秋の取入もならぬほどの事也、町人も富てかひこみ仕候ほどのものは、屋作奢候へども、これも數少く、間口五間十間の事にて候へば、大方ほどあるなり、たゞ出家の堂寺は公儀よりの御沙汰も夥敷ことなれ共、それは千分が一にて候、山城の谷、洛中洛外ばかりにても、五六十年以來の大小遠近をならして、一年の寺の修理建立、内半をとりて三千貫目づゝは入べきと申候、音に聞えたる寺は一寺もたらぬと申分にて、千貫目、二千貫目ほどづゝいらぬ年はなきよしに候、間には本願寺の大佛の御室のなどゝ申樣ながら出來仕候、さのみ大なるやうには聞えねども、當年東山に立候、新寺にさへすきと仕舞候は千貫目は入べきと申候、今二三ヶ寺、寺町田中に建候にも合て、千貫目は入と申候、此三四ヶ寺の入用ばかりにても、三十萬石餘の城下の士屋敷は不ㇾ殘修理して、五十年も堅固なるやうに可ㇾ成候、しかれば山城中の寺に、五千貫目づゝは毎年入つもりに候、此つもりを以て江戸大阪諸國の多少をならして、一年の堂宇の入用にては二十ヶ國の士屋敷は堅固に可ㇾ成候、三年にては國々にわたり可ㇾ申候、六年にては天下の町人、百姓の迷惑人の家、のこらず修理可ㇾ成候、右はつもりよきしがつもりて申候、是ほどの夥敷費の者が、わきにのきて、毎年〳〵五六十年が間、天下をとりくづし候へば、日本のひろきといへども、五六十年の

間に、ひた〳〵と衰微仕候事尤に候、其外の費は尤有道の世にはなき事ながら、くらべてはわづかなることに候、ともし火きえんとて光ます事も、佛者の算乘し極て亡るとき至り侍れば、吉利支丹の御穿鑿出來て、佛者の奢いやましになり、唐僧來て大寺多建かさみぬ、君臣ともに仁君忠臣にて御座候へども、此一の乘除の理を、あきらかに不レ被レ成しては、世中のつゞくべきやうはなく候、むかし大道心無我の僧ありて、佛法再興の法を立ん事をねがひ、上書したるといふ事、或書に見へ侍り、五百年此かたの佛者の心には、かなはぬ事ゆへ、知人なきと見へ候

初學知要

貝原益軒著

篤信嘗著二尙儉論一曰、儉約者人君治レ世之大用、而大臣經國之要務也、非二儉約一則不レ能二守レ身保レ家

厚親救乏治國安民、故自天子以至庶人、不可不行之、何也儉約則用之有節制、而財恒豐矣、財之豐歉、是家之盛衰、民之休戚、俗之貪廉、兵之强弱、世之治亂繫焉、不可忽諸、古昔聖賢雖尊爲天子富有四海、皆自奉以儉約、而後取財於民也薄、施惠於人也厚矣、是以撫民者、節用於內、而樹德於外、古者冢宰制國用、必於歲之抄、量入以爲出、每歲所入均折爲四、而用其三、每年餘其一、則三年而餘三、又足一歲之用矣、故三年耕必有一年之食、所謂裁省冗費、禁止奢華、常須稍存贏餘以備不虞也、是古人制財用之道、而萬世不可易之良法也、苟循守此法、則天下之人、家富財足、可以助廉養德、賑貧窮、行禮義、豈亦有貪求侵奪之患乎、衆人之情好奢靡、惡儉朴、是以世變之所趨、大抵自儉而奢、自簡質而華飾、凡飲食衣服居室以至器用之末、莫不然、且太平日久、則人情驕怠、而不知艱難、是以奢侈淫佚之風俗、日盛月昌、是人情時變之所致、而人欲之使然也、蓋人欲無窮、財產有限、以有限財產、而徇無窮人欲、苟不節之以制度、則必傷財、財傷則用不足、其末必至於不顧禮義、不知廉耻、貪利害民、其弊不可枚擧、又豈可敢得賙窮賑貧、養老恤孤乎、故財用竭盡、則不足于自奉、何有餘于施人乎、夫禮義廉耻、生於富足、貪汚侵奪、起於貧困、富足生於儉約、貧困起於奢侈、是以君子常以反約還朴爲務、而不畏愚人之誹笑、獨行其志而已矣、愚人不知此理、以儉約爲鄙吝、極口爲譏誚、是所謂君子之所爲、小人誠不知也、曾子曰、國奢則示之以儉、古昔齊國之俗奢侈之甚、晏子矯之以

弊衰一、雖レ非二中行一亦足二以矯レ時勵一レ俗也、張莊簡見二風俗奢靡一、益崇二節儉一、以率二子孫一、是皆可三以爲二法也、近世時俗、尤爲二奢靡一、而用度無レ節、是以志淫好辟、流蕩忘レ反、習慣不レ察、不二從レ俗淳漓、與レ時俯仰一者鮮矣、雖レ至二於貧困窮苦一、然不レ知二自儉一、可レ勝レ歎哉、方二此時一君子雖レ不レ能レ禁、豈敢忍二隨レ俗助一レ非乎、必不レ可レ無二守レ己勵一レ人之工夫一、易小過象曰、用過二乎儉一、言、用度常過二乎儉一則反得レ中也、苟有レ志之士、當下自低儉薄而矯中勵於時俗之昏迷上、不レ可下徒畏二愚者之誹笑一而隨中時世之俗習上、是得二小過一之義也

○大學曰、生レ財有二大道一、生レ之者衆、食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恒足矣、呂氏曰、國無二遊民一、則生者衆矣、朝無二幸位一、則食者寡矣、不レ奪二農時一、則爲レ之疾矣、量レ入爲レ出、則用レ之舒矣、蘇轍曰、方今之計、莫レ如レ豐レ財、然所三以豐二財者、非二求レ財而益一之也、去下事之所三以害二財者上而已、朱子曰、財者人之所二同好一也、而我欲レ專二其利一、則民有下不レ得二其所一者上矣、大抵有レ國有レ家、所三以生二起禍亂一、皆是從二這裏一來、黃道周曰、蓋以二財之有無一、國之貧富、民之休戚、兵之強弱、世之治亂繫焉、是故人君治レ世之大用、而大臣經レ國之要務也、原四其所三以經二治之一、大要有レ三焉、生レ財有レ道、取レ財有レ義、用レ財有レ禮而已、篤信曰、用レ人理レ財、是二者有二國家一、利二民生一之要務、蓋不レ謹レ用レ人、則不レ能二行レ政治一レ民、不レ勤レ理レ財、則不レ能二保レ家養一レ民、故大學以レ是終レ篇、用レ人之方在レ知レ人、理レ財之方、在レ守レ儉、二者闕二其一一、則不レ可也

愼思錄

貝原益軒著

財者國家之所資用而民命之所繫也、故財竭則自給不足、況贍貧窮行禮義勵廉恥賞有功、行兵防敵、凡國家百事、不可得擧行乎、故治國家之道、以理財爲要、然足財之道、在乎務本而節用、務本者在致稼穡勸種植惜民力賑貧乏而已、非貪求侵奪之謂也、節用者在量入爲出、裁制冗費禁止奢華而已、非吝嗇刻薄之謂也、大學之書、生財有大道之一節、是理財之大略也、如小人之貪求侵奪、與吝嗇刻薄是生財之小道也

財是天地所生之物、養民之具、而其所生有限、不可妄費、凡其志驕奢、而妄費耗者、必不能救貧窮蓋重于彼者輕于此、其勢常如此、必然之理也

勤儉二者、治國保家之道也、怠奢二者、亡國破家之道也、蓋勤業者、不怠惰以失時、儉用者、不奢侈以傷財、凡振古以來、家國之興也、無不由于勤儉者、其亡也、無不由于怠奢也者

井田之法、雖於中國廣濶之地後世有其勢難行之論、況於外夷壤地褊少乎、凡爲治之道、只在發政施仁、致稼穡嚴法制薄稅斂省力役興學校明倫理耳、不要泥于古制今不知其

土宜、而拘拘于古制者、以中華古昔井田法爲可行于外夷、是陋儒之見、不諳世變、偏僻之說、不知時宜者、可謂智乎

有經世濟民之任者、仁惠忠誠、知人安民、固其本也、且不可不博通于古今、蓋不博古、則不能監聖賢之成法、而明往迹之事變、何以能施今日之事務哉、不通今、則不能諳達當世之事務、而察識士民之安否、何以能操國家之機要哉、該通典籍者、博古也、練習時務者、通今也、二事不可闕一、爲將之道亦然、范文正公曰、將不知古今、匹夫勇耳

吾曹雖讀書、然不通經濟之學、故世之君相、以儒生爲無用之徒不通事宜、且以仁義爲迂濶不適世用、豈啻君相然乎哉、世之不好學者、往々皆如此、是亦由吾曹之學術不明、且不德也、然則世人之不好學、吾曹亦可半其罪也

自娯集

貝原益軒著

散財論

天道運而無所積、故萬物成矣、夫以元氣之流行乎天地之間也、古今無一息之凝滯、不息于晝夜、如有所凝滯、則天地之道、或幾乎息矣、是天地發育之機、生生不息之妙、所以亘萬世而無窮也、且陰陽二氣之聚也、和而散則爲霜雪雨露、凝而滯則爲戾氣曀霾、其在于人物亦然、人身氣血和順而、不塞飲食消化而不滯、則氣血自盛精神日旺、何疾病之有、如氣血凝滯而不通暢、飲食樽塞而不消化、是所以能爲病也、若夫河水否塞則能壞堤防、地氣伏迫則能爲震裂、世間萬物久聚必散、皆自然之理也、人之於貨財、豈獨不然哉、夫金穀寶貨、聚斂而不散施、則其畜積者、或欻然至于亡失、或遽變而致災禍者往往有之、老子所謂多藏必厚亡者此之謂也、若積而能散之、則往者已去、來者新繼生殖無窮、而其財亦不竭、是復自然之理也、殷紂厚賦稅、以充鹿臺之財、盈鉅橋之粟、而不知散施、是殷之所以亡也、且鄧通之銅山不能有萬日、石崇之金谷何嘗傳永年、武王克商散鹿臺之財、發鉅橋之粟、大賚四海而萬姓悅服、是周之所以興也、君子之用財也、固崇儉須有

儲畜一而備中不虞上、然有レ餘則賑二之於鄰里鄉黨之貧急者一、故其財流行而不レ滯、積盈而不レ溢、循環無レ窮而、與二天地之化一同レ流、未レ有下府庫之財非二其財一者上、豈有二悖出之災一哉、是所二以長守下富也、小人昧二此理一、常營營以レ聚レ財爲レ務、財既聚則不レ能二散而施下之、雖レ有二親戚之貧窶者一、不レ知レ賑況其他乎、馬援所レ謂守錢虜而已、唯知二聚レ財之爲下利而、不レ知二聚レ財之反能爲下害耶、夫物極必變、是以其財聚極而凝滯否塞、則與二天地之化一不二相似一、變而能爲レ禍、是必然之理、而不レ可レ疑也、或爲二水火・凶荒・盜賊而失二其財一、或逢二于疾病・死喪・禍害一而亡二其身一者、往往有レ之、此皆因二貨財不散一而所レ發之禍也、天地之盈虛與レ時消息而況於レ人乎、豈有二常盈而不レ虧之理一乎、易曰天道虧レ盈而益レ謙、地道變レ盈而流レ謙、鬼神害レ盈而福レ謙、人道惡レ盈而好レ謙、然則財之盈而不レ施者、亦豈得レ非二天地神人之所下惡乎、夫天之富レ人以レ財也、豈徒厚二其人一、而使二彼有下餘而已哉、誠欲レ使下其人賑レ貧救レ窮以補中其不レ足者上也、故古之君子汲二汲乎賑下民者、是畏二天命一而賑二人窮一也、苟積レ財有レ餘、而不レ知レ救二補不下足、則是逆二天意一也、可レ不レ畏乎、故富者當下奉二順天意一、隨二其力一而博施救上レ衆、是卽仁人之心、而復遠レ禍保レ富之道也、且夫君子不二與レ民爭下利、不レ盡レ利以遺レ民、如下公儀休拔二園葵一、去二織婦一之類上、詩云彼有二遺秉一、此有二不レ斂穧一、伊寡婦之利、夫貪レ利嗜レ財而不レ能レ全レ家保レ終者吾嘗聞レ之、好レ施賑レ窮、而終以破レ產亡レ家者吾未二之聞一也、然則大學所謂國不レ以レ利爲レ利以レ義爲レ利者、其於レ家亦豈得レ不レ然耶

三年耕必有一年之食說

古之明君必尙儉約、而自俸菲薄、是故其施人也厚、取民也輕、苟自俸不儉、則耗費多而、財用不足、何以可得厚施輕歛乎、且明君躬行儉約而先于民、故下正不令行也、然古人行儉約有定制、其奈何、王制曰三年耕必有一年之食、言每歲所入均折爲四而用其三、每年餘一則三年而餘三、又足一歲之用矣、以三十年之通則餘十年之食、其積蓄亦大乎哉、裁省冗費、禁止奢華、則財常有餘、可以備不虞也、蓋古人制財用之法如此、可以爲萬世三良法、後世四民若循守此法、則家財足、而可無貪求侵奪之患、以其有餘補其不足、復豈有凍餒而不得其所者乎

義利說

天之生人也利以養其體、義以養其心、雖君子亦不可無飲食・衣服・宮室之養、妻孥・臣僕之俸、此非利以養其體而何也、故利者民之所以遂生養而、不可無者也、易曰利者義之和也、是言、從義則自有利也、非義外有利也、今之學者往往謂利者、非君子所欲、是則好名夸高者之言、非君子之眞情、惟僞爾、蓋如士之祿、仕農之耕稼、工之製器、商之交易、亦養體之計是利而已矣、苟不爲貪汚之行、豈可爲非義乎、程子曰君子未嘗不欲利、但專以利爲心則有害、惟仁義則不求利、而未嘗不利也、程子之言判斷明白、可以爲依據也、然人之身體、以性爲貴、身體猶臣僕、心性猶主君、身體固可貴、而比性則可爲賤、故舍生而取義者、貴心性而賤身體、君子之行也、徇

利而忘義者專養身體而賤心性小人之事也、君子道行仁義也、常專一、而不可有挾利之心、此董子正其誼、不謀其利之意、若夫行義而有利者、只言自然之效而已、其當行義道之時也、功利者非君子之所計謀也、夫利者百物之所生、衆人之所同好也、宜公之而、不宜私之、苟私而專之、則其害多矣、天下之人欲同得之何、專之者所以利之、爲害公之者所以義之爲利也、子曰放於利而行多怨、此天下國家之所離叛而亂也、故曰國不以爲利以義爲利也

禁末作論

天下之民非五穀無以充腹、非絲麻無以蓋形、故耕織者民功之本也、男職在耕耨女職在機杼、民有此事、則天下之人無貴無賤皆得衣食、而上下樂焉、然而有國用不足黎民苦饑寒者何、蓋男有雕文・刻鏤之事、女有繡飾・纂組之功、則耕耨・機杼之功廢焉、而黎民衣食匱乏、國用亦因茲而空虛焉、是以黎民裋褐不能蔽形、糟糠不能充腹者、男女末作之功奪於耕織之時也、故農事傷則饑之本也、女紅害則寒之本也、凡治民之道、在足衣食、足衣食之道、在勤耕織、欲令勤耕織又在愛於民力而已矣、愛民力者惜時日之空過也、故愛民力之道、在警遊惰禁末作使之以時而不妄役使而已矣、末作謂何雕文・刻鏤之事、綉飾纂組之功也

義利輕重辨

天之生人也、利以養其體、義以養其心、故人之生乎斯世也、有義理有利祿、二者不可欠一

也、義理以養其心而厚人倫者存道也、利祿以頤其體而及家人者存身也、故無義理則不能厚人倫而存斯道、無利祿則不能資衣食而存斯身、易曰利者義之和也、言人之所行合義則人我相和、不求利而無不利、故行義而利自生焉者、利亦義也、蓋此身者道之所在也、故君子養此身者卽所以存斯道也、小人舍義貪利者、非義之和也、夫心者身之主也、義理之所存、道之所由出也、萬物之中、人之所以獨得而異於禽獸者義理而已、所以爲至貴也、身者心之舍也、比之心則賤矣、何也雖禽獸亦有身則不能不飲啄、不飲啄則生養不遂、故人之所以不能不利養斯身者、亦與禽獸無異、故利祿養身之事、其所繫雖重、比之義理則爲至輕、故義理之所在、雖祿以天下不顧、見危授命、雖刀鋸在前不避、故辭富居貧、舍生取義、是義重於利與生也、夫義重利輕、義貴生賤、是理之本然也、義理之心、人皆有之、不獨賢者有此心也、與之以天下而將殺其身、雖至愚之人不敢取也、是無他、知身貴於天下也、見君父之危則見死若歸、義重於身也、是人之本心也、夫天下大利也比之身則小、身所重也比之義則輕、君子之心常以義爲重、故見利思義、見危授命不失其本心、故樂得其道、小人之心常以利爲重、貪利失節、而亡其本心、故樂得其欲、是君子小人之所由分也、苟捨義則不能立斯道、失爲人之道而不免與禽獸同趣、君子之所賤、小人之所不耻也

童子問

伊藤仁齋著

問、吾聞富貴爵祿皆外物也、爲二其所一レ誘而可乎、曰、富貴爵祿皆人事之所レ不レ可レ無者、只當レ辨二禮義一、豈可下徒以爲二外物一而厭上レ之也哉、子猶泥二于舊見一、不三嚴洗二滌此意一、不三後來必至下於厭二人事一樂二枯寂一、遠二日用一而廢中人倫上、甚不可也、今夫飲食衣服非二外物一乎、然不レ服二飲食一、不レ御二衣服一、朽腹裸體而居、不二五日十日一而必隕二軀命一、且藥物如二人參黃芪之類一、多產二于外國一、若以二其外物一而不レ用レ之、死亡立至、外物之不レ可レ惡也如レ此、儒者或以下錙銖軒冕塵中芥富貴上爲レ高、世間亦以三超然遐舉蔑二視人事一爲レ至、皆不レ知レ道之甚也、若夫不レ辨二禮義一、而徒有下惡二外物一之心上、必爲二異端一、外物二字本出二莊子一、非二儒者之所一レ合レ用也

問、後世恐難レ行二王道一、曰、子爲下不二井田一不二封建一、則不上レ可レ行二王道一乎、將爲下悉除二後世之法一、以復中三代之舊上乎、曰然非邪、曰非也、王道豈在二法度上一乎、所レ謂王道者、以二不レ忍レ人之心一、行二不レ忍レ人之政一而已、何難之有、若使三聖人生二于今生一、亦必因二今之俗一、用二今之法一、而君子豹變、小人革レ面、天下自治矣、孟子當二戰國之擾々一、勸二齊梁之庸主一、豈以二不レ可レ行之時一、勸二不レ可レ行之道一乎、苟有二其

人一、則雖二戰國一、猶可レ行レ之、況不レ爲二戰國一之時乎、雖二齊宣梁惠一、猶可下能行上レ之、況不レ爲二齊宣梁惠一之君乎、唐太宗之初卽レ位也、嘗與二群臣一語及二敎化一、上曰、今承二大亂之後一、恐斯民未レ易レ化也、魏徵對曰不レ然、久安民驕逸、驕逸則難レ敎、經レ亂之民愁苦、愁苦則易レ化、譬猶三饑者易レ爲レ食、渴者易二レ爲飮一也、上深然レ之、封德彝非レ之曰、魏徵書生、未レ識二時務一、若信二其虛論一、必敗二國家一、徵曰、五帝三王、不レ易レ民而化、行二帝道一而帝、行二王道一而王、顧二所レ行如何一耳、上卒從二徵言一、貞觀元年關中饑、米斗直絹一疋、二年天下蝗、三年大水、上勤而撫レ之、是歲天下大稔、米斗不レ過二三四錢一、終歲斷二死刑一二十九人、外戶不レ閉、行旅不レ齎レ糧、帝謂二群臣一曰、此徵勸レ我行二仁義一、旣效矣、此近代之明效也、王道豈可レ行二于古一、而不レ可レ行二于今一耶、徵之學、未レ爲レ知二孟子一、然其言猶有二明效一如レ此、況不レ爲レ徵者乎

問、班固盛稱二文帝之儉一、古之王者亦尙レ儉乎、曰、王道以レ儉爲レ本、蓋奢則不レ給、儉則有レ贏、可下以二我之有一レ餘、而拯中人之不上レ足、己苟不レ足、則安能補二人之不足一、傳稱、堯土階三尺、茅茨不レ剪、采椽不レ劉、雖二監門之食一不レ飽、雖レ未三必如二其言一、然由レ此可三以見二堯之儉德一、孔子曰、禹吾無二間然一矣、菲二飮食一、而致二孝乎鬼神一、惡二衣服一、而致二美乎黻冕一、卑二宮室一、而盡二力乎溝洫一、古先聖王皆躬自務レ儉者、蓋植二養レ民之本一也、故王道以レ儉爲レ本、觀二文帝紀一、書レ賜二今年田租之半一者二、書レ除二田之租稅一者一、豈非下帝躬務二節儉一、不三輕用二天下之財一之驗上乎、於二斯時一、天下富庶、黎民又安、延二長漢家四百年之國

祚一、皆文帝務ニ節儉一之效也

問、文帝惜ニ百金之費一、不三敢作二露臺一、而文王則爲レ臺爲レ沼者何哉、曰、先王築レ城造レ門、創ニ臺榭苑囿一之類、一以爲レ國、一以爲レ民、其爲レ國者、亦爲レ民而已、非下徒爲ニ遊觀一敢興作上也、魯人爲ニ長府一、閔子騫曰、仍ニ舊貫一如レ之何、何必改作、春秋一土木之興必書者、重ニ民力一也、夫廣堂大廈、起ニ於倉廩之積一、倉廩之積、出ニ於民之耒耜一、耒耜之微、積而爲ニ斗升之粟一、斗升之粟、積而充ニ于倉廩一、倉廩之積、溢爲ニ廣堂大廈一、人皆知三廣堂大廈之成、起ニ於倉廩一、而不レ知三本出ニ於耒耜之微一也、聶夷中詩曰、鋤レ禾日當レ午、汗滴禾下土、誰識盤中餐、粒粒皆辛苦、其非ニ爲レ國爲下民、而漫興作者、不レ知レ所三以固ニ邦本一也、若夫文王之爲ニ臺沼一者、與レ民同レ樂之至、庶民子來、不レ日成レ之、不レ可ニ槩而論下之也

問、聖賢所三以深戒ニ聚斂一者、何哉、曰、所三以取ニ民之怨一者、莫レ甚ニ於聚斂一、夫小人之事レ君也、聚斂掊克、唯知レ爲レ君、而不レ知レ爲レ民、殊不レ知レ爲レ民者、便所ニ以爲下君之實也、未レ有ニ爲レ民而不レ爲レ君者一也、又未レ有ニ不レ爲レ民而能爲レ君者一也、故少爲レ民、則少有レ效、大爲レ民、則大有レ效、昔馮驩爲ニ孟嘗君一焚ニ薛債券一、後朞年孟嘗君免レ相、就ニ國于薛一、未レ至ニ百里一、民扶レ老攜レ幼以迎、夫焚レ券細事也、然其得ニ民心一、尙如レ此、矧大ニ於此一者乎、苟上好ニ聚斂一、則民必怨、怨而不レ已則怒、怒則離、離則叛、雖レ有ニ鹿臺之財、郿塢之金一、豈能得レ爲ニ己有一乎、夫儉則有レ餘、有レ餘則足ニ以施下人、奢則不レ足、不レ足則不レ能レ不ニ聚斂一、此聖人之所三以尙レ儉而戒ニ聚斂一也

問、國家承平日久、人皆安肆、互以二奢侈一相尚、及二其久一也、習以成レ風、人不レ知三其爲二奢靡一、今遽欲下以二節儉一治上レ之、則恐人之難二遽從一、如何、曰、君子之德風也、小人之德艸也、艸尚二之風一必偃、民不レ從二其所一レ令、而從二其所一レ好、顧在二上之所レ好如何一耳、孔子曰、上好レ禮、則民莫二敢不一レ敬、上好レ義、則民莫二敢不一レ服、上好レ信、則民莫二敢不一レ用レ情、皆在レ謹二上之所一レ好耳、上自好二華麗一、而欲二下之節儉一、雖二嚴刑峻法以繩一レ之、而不レ可レ得也、苟上自好レ儉、則不レ令而行、滕文公欲レ行二古禮一、父兄百官皆不レ欲、其卒也至三於四方風動、有二路不レ拾レ遺之效一、故欲レ令二其下一、則須三要謹二其所一レ好、上實好二節儉一、則何憂二下之不一レ從

問、唐太宗言及二禮樂一、房杜有二媿色一者何哉、曰、是知二王道之難一、而不レ知二王道之易一也、孟子曰、明君制二民之產一、必使下仰足三以事二父母一、俯足三以畜二妻子一、樂歲終レ身飽、凶年免中於死亡上、然後驅而之レ善、故民之從レ之也輕、蓋禮生二於節儉一、樂成二於有餘一、先王之世、家給財阜、民安俗醇、自レ晨至レ夕、自レ春至レ冬、民心和洽、猶下正月之吉、被レ服具レ儀、舉レ觶上レ壽、各祝二萬歲一、一家熙々、頓忘中窮歲之勞上、禮樂安得レ不レ興乎、故孟子論二王道一、必以制二民之產一爲レ先、房杜不二是之求一、而漫生二望洋之心一、故有二媿色一、不レ知二孟子一故也

問、樂成二於有餘一、既得レ聞レ命矣、禮生二於節儉一、如何、曰、人情樂則勤、厭則荒、節儉之餘、必家富力給、故以レ文爲レ樂、此禮之所二以興一也、禮奢文勝、則財殫力勞、故厭心生焉、是禮之所二以廢一也、故

論語曰、禮與二其奢一也寧儉、又曰、先進於二禮樂一野人也、後進於二禮樂一君子也、如用レ之、則吾從二先進一、唐宋之定レ禮、必以二彌文一爲レ事、故唐開元禮、宋開寳政和等禮、皆爲二虛器一、不レ爲二時用一、蓋知二禮之末一、而不レ知二禮之本一故也、樂雖レ成二於有餘一、然由二節儉一、而致二有餘一、則雖レ樂亦皆本二於節儉一、故欲レ行二王道一、則不レ得レ不レ儉

問二王覇之辨一、曰、王者以レ子養レ民、覇者以レ民治レ民、其設レ心不レ同、故民之應レ上、亦從而異、以レ子養レ民、故民亦視レ君如二父母一、保護愛戴、效レ死而弗レ去也、以レ民治レ民、故民惟知レ供レ役奉下法、而不レ知レ親二其上一、有レ難則去、此王覇之辨也

問、何謂下以レ子養上レ民、曰、先王視レ民、猶二其赤子一、惟恐二民之不下得二其所一、故制二民之產一、仰足三以事二父母一、俯足三以畜二妻子一、又設二爲庠序學校一、申レ之以二孝悌之義一、斯之謂下以レ子養上レ民也、何謂下以レ民治上レ民、曰、以レ威臨レ之、以レ法繩レ之、徒知四驅二逐使三令之一、而無二哀恤惻憫之心一、斯之謂下以レ民治上レ民也、孟子曰、善政民畏レ之、善敎民愛レ之、又曰、以レ善服レ人者、未レ有二能服レ民者一也、以レ善養レ民、然後能服二天下一、天下不二心服一而王者、未二之有一也、此二言、乃篇中要言、學者爲二人君一說者、宜下以レ此勸上レ之也

問、程子曰、修養之所二以引一レ年、國祚之所三以祈二天永命一、常人之所三以至二於聖人一、皆工夫到二這裏一、則有二此應一、夫修養之引レ年、資質之變化、皆可二勉而至一焉、至レ所三以祈二天永命一、則獨係二於天一、而非三人力

之所ニ能致一、何術可ニ能致一レ之、曰、祈ニ天永命一、豈有レ他哉、亦曰、仁而已矣、夫天無レ心、以ニ民心一爲レ心、民心悅焉、則天心悅矣、民心厭焉、則天心厭矣、書曰、天視自ニ我民一視、天聽自ニ我民一聽、好ニ民之所一レ好、惡ニ民之所一レ惡、民心悅豫、則可三以祈ニ天永命一也、昔者文王之治レ岐也、耕者九一、仕者世レ祿、關市譏而不レ征、澤梁無レ禁、罪人不レ孥、鰥寡孤獨四者、天下之窮民、而無レ告者、文王發レ政施レ仁、必先ニ斯四者一、故周有ニ天下一、中間雖下有ニ幽厲之暴一、蹙中先王之國脈上、然猶能歷ニ八百餘年之久一矣、若好子孫相繼善維ニ持之一、則豈止歷ニ過其數一、永膺ニ天命一、奄有ニ九有一、不レ可ニ茹度一焉、詩曰、於戲前王不レ忘、若夫福慶流ニ於子孫一、奕世累葉、有レ隆莫レ替者、鬼神所レ不レ能、人力所レ不レ及、唯非下得ニ民心一、而沒レ世不上忘則不レ得、故雖レ禱ニ爾百神一、而不レ若下得ニ民心一之必實、而能遠大上也、若ニ秦始皇本朝羽柴氏一、雄武英略過ニ絕古今一、戰勝攻取、風動艸靡、前無ニ勁敵一、其宜三子孫繁衍、保ニ數百年宗社一、而纔一再傳而亡、嚮氣熖赫赫者何在哉、吁、不仁之禍、和漢一レ轍、漢高祖纔以ニ寬仁一濟ニ天下一、唐太宗從ニ魏徵之言一、用ニ仁義一、皆能身致ニ太平一、子孫緜緜、此鬼神所レ不レ能レ致ニ其靈一、唯得ニ民心一而能然、仁義之豈不レ大乎

經史博論

伊藤東涯　著

井田論

先王之禮廢已久矣、其遺法之存㆓於煨燼殘簡之中㆒者、詳略不㆑同、彼此不㆑一、後之讀者、不㆑知㆓其本之有㆒㆑在、而唯務、究㆓之于器物度數之末㆒、故其說紛錯支吾、不㆑得㆓一是之歸㆒、而亦無㆑益㆓於治㆒焉、三代之禮亦不㆓相襲㆒、夏曰㆑校、殷曰㆑序、周曰㆑庠、皆學也、其名既不㆑同、則其規制科條、亦不㆓復同㆒可㆑知矣、夏曰㆓大夏㆒、殷曰㆓大護㆒、周曰㆓大武㆒、皆樂也、其名既不㆑同、則其聲容節族、亦不㆓復同㆒可㆑知矣、然其所㆓以教㆑民善㆒㆑俗之意、則一也、夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、皆賦也、其名與㆑法、亦不㆓復同㆒、其所㆑不㆑同者法之末也、先王固稽㆓之于古㆒、不㆓敢自專㆒、而沿革損益、則亦有㆑隨㆓當時之宜㆒、斟㆓酌之㆒而不㆓必相襲㆒、本之不㆑在㆓于此㆒也、所以孟子論㆑學則曰、皆所㆔以明㆓人倫㆒也、論㆑樂則曰、與㆑衆樂㆑樂、與㆑少樂㆑樂孰樂、論㆓田法㆒則曰、此其大略也、若㆔夫潤㆓澤之㆒、則在㆓君與㆒㆑子矣、潤澤者澤㆑民之義也、蓋學者施㆓教化㆒之所也、樂者和㆓人心㆒之具也、而井田之法、所㆓以爲㆒㆑民之實、而使㆘暴君汙吏、不㆖得㆑慢㆓其經界㆒、此其本也、故孟子每就㆓其本㆒而明㆑之、略舉㆓其宏綱大要㆒、而不㆓復詳言㆓制度品

章之委焉、後之論井田者吾惑矣、周禮與王制不同、王制與孟子不合、而彼此相叶、欲以一之、或執周禮王制以疑孟子、當孟子之時既曰、諸侯惡其害己也、而去其籍、纔因大田之詩知周之亦助也、則當時其制固已不可詳知也、而周官王制、所載量天下之土田、小大相乘、如棊枰然、夫三代之山川、乃漢唐之山川也、數千百年間、雖不無陵谷變遷、然其名山大川丘陵墳衍、故在而使弼服五千之地、不辨高下、如棊局然、此理之所無也、第古者生齒尚稀、而曠閒之地多、且無兼幷之弊、故其平衍之地、可井者多、則井之、其山足河壖、屈曲斜尖之地、不可井者、則亦據其法、而賦之耳、故孟子曰、方里而井、井九百畝、此就一井而言、未嘗有分天下之地、小大相加、如周禮所說丘甸縣都之法也、周禮所言、恐據算法而言之耳、非實有其事也、然則後之欲考三代之道者、原其意而略其事可矣

唐論

三代之時、一夫受百畝、九夫爲井、井方一里八家、各耕其私田、以治公田、國有軍旅之事、則出車輿步卒、每一乘步卒七十二人、先儒馬融、謂、八百家出軍一乘、包咸謂、八十家出一乘、朱子善馬氏說、積之至一萬二千五百人爲軍、天子六之、大國三之、中國二之、小國一之、此三代之兵制也、秦廢三代之法、壞井田、開阡陌、自是而後、兵與農分矣、至唐太宗、十道置府、凡六百三十四、而各置府兵、蘇子由民以謂、有周秦之利、而無周秦之害、後之論者、或以其非三代之法、亦不善之、

或謂猶有寓兵於農之意、殊不知先王之制法、本非預爲一定之法、使萬世長不得損益之也、亦因時損益沿革、以取安民焉耳、古者寓兵于農、後世兵農之分、亦勢之所致然、而設使後世有聖人作、亦未必爲全復古之兵制也、蓋人之材有能有不能、志有所樂、有所不樂、聖人之使人也、各用其能、而使得其志、今夫家畜兩奴、使淳謹者管米鹽、强幹者供奔走、則内無廢事、外無闕務、若不別其職、互而役之、則淳謹者役于外而不足、强幹者服于内而思伸、用乖其材、職非其所樂、推之于天下亦然、耕桑之務、非淳謹力作、爲子孫謀者不能、軍旅之事、非强幹輕鋭、奮不顧身者不能、故籍丁壯果鋭之士、而收之于府、朝夕教之、以坐作進退之法、養其勇以使之樂死而思奮、而散其老實者于南畝、使之晨耕夕耘、供其粒米、則强者捍于外、以守弱、弱者力于家以養强、於是乎天下無棄人、無廢事矣、此後世之良法也、其弊也不治法之弊也、非法有弊也、三代聖人、亦非惡之而不爲也、方其時也、土地空閒、生歯尚稀、雖欲分兵與農、而亦有勢之所不能者矣、若夫生歯繁殖無難於分之、則亦何所憚而不爲哉

盍簪錄

伊藤東涯著

度量之制、古者短而小、後世長而大、蓋後世事煩物繁、不能不併者、亦勢之使然也、大抵漢之一升、較今之壹合而輕、唐之一升較今之二合半許、不知國家今日所用、以何世爲準耶、漢書匈奴傳、王莽傳、嚴尤曰、計一人三百日食、用糒十八斛、非牛力不能勝、牛又當自齎食、加二十斛重矣、據此則一人口糧、百日費六斛、每日食率六升、一牛所載三十八斛重也、以今制準之、則一人日食五合、一車載四斛、則漢之量、較今之量十分一而輕矣、于定國能飮酒至一斛不亂、近今之一斗、所謂中二千石者、不滿二百斛也、唐書食貨志曰、代宗卽位、議者以爲、自天寶至今、戸九百餘萬、王制、上農夫食九人、中農夫七人、以中農夫計之、爲六千三百萬人、少壯相均、人食米二斗、日費米百二十六萬斛、歲費四百五千三百六十萬斛、而衣倍之、又唐文粹、陸龜蒙送小鷄山樵人序、全家大小之口二十、月費米十斛、據此則一人口糧、每日率二升、或一升七合許、唐之量、較今之量、則殆四分之一矣、大抵漢之一升、今之一合、唐之一升、今之二合半、考古方分兩者、不可不知焉、宋書何胤傳、胤答庚果之曰、吾年已五十七、月食四斗米不盡、何容復有官情、據

此則日率一升二三合食、以此爲年老食減之證

中國古者、稱一兩者有二法、十六銖爲一兩、又二十四銖爲一兩、秦始皇、及漢高后、鑄半兩錢、其重皆八銖、此十六銖爲一兩也、今□本國金一兩、爲四分、一分爲二銖者、遵此制也、及唐武德初、鑄開元通寶錢、其重二銖四參、積十錢重一兩、此二十四銖名一兩也、中國銀重十錢爲一兩者、依此法也

昔者二十四銖爲一兩、二十四兩爲一斤、無以錢言者、自開元錢起、而十錢重準一兩、故銀重準錢一文重者稱之、一錢積而至十錢、重爲一兩、自是銖兩之名廢、而以幾兩、幾錢、幾分起數矣、國家近代之制、則以錢起數、而十之、爲十錢、百之爲百錢、千之爲一貫目、而不以兩計之也、故中國之所云百兩、今之一貫目也

前漢食貨志曰、太公爲周立九府圜法、錢圜函方、輕重以銖、國語曰、周景王鑄大錢、班固曰、文曰寶貨、然其制度之詳、不可得而考也、及秦兼天下、鑄錢、文曰半兩、重如其文、漢與更鑄莢錢、高后二年行八銖錢、重八銖、文曰半兩、自此之後、制度不一、輕重又殊、及列宋孝建元年、更鑄四錢銖、始以年號爲文、曰孝建、背文曰四銖、年號配錢、始于此、及唐武德四年鑄、文曰開元通寶、徑八分、重二銖四參、積十錢重一兩、竭輕重大小之中、其文以八分篆隸三體、廻環可讀、以通寶名錢始于此、自是之後、或稱泉寶、或稱元寶、或稱重寶、皆配以年號、而不別立名、德宗建中初、

鑄二建中通寶一、自レ是之後、五代宋已來、皆沿二唐制一、必配二年號一曰二通寶一云
宋之量、亦與レ唐準、沈存中筆談云、米六斗、人食日二升、二人食レ之十八日盡、又按周癸辛雜識、宋
時杭城仰レ糴而食者、凡十六七萬人、人以二二升一計レ之、非二三四千石一、不レ可三以支二一日之用一、據二今制一、
口食日率五合而言、則宋之一斗、亦與二今二合半一準、與レ唐同也、閱二朱之瑜談綺一、官升以二日本六合一
爲二一升一、河南以二八合五勺一爲二一升一、餘姚縣四合爲二一升一、是謂鄕升、大較通二四方一以二五合五勺一爲レ升、
據レ此則明淸之升、較二唐宋一、則加レ倍、視二本朝一則減レ半
中國所レ稱若干金者、古今之量不レ同、方密之通雅云、古一金以二一斤一制レ弊、雖レ未二必實重一斤一、然定
有二常形一、如二今之錠一、又曰、後世分兩漸改、錠有二大小一、相沿遂以二一兩一爲二一金一矣、按、古者所レ稱千金
之裘、千金之子者、蓋皆以二一斤一爲レ金也、後世所レ謂一金者、皆以二銀十錢一爲二一兩之金一也、頃閱二明
末所レ著話本一、拍レ案驚奇者、第十五卷、載、李生賃房負租錢每年四金、共欠二他三年租價一、賈秀才豪俠好
レ義、取二銀十二兩一償二主人一云々、年率四金、積二三年一則該二十二金一、而以二銀十二兩一償、則一金是一兩
也、中國以二十錢一爲二一兩一、則一金爲二十錢一重可レ知矣
相傳慶長亂後、此年豐稔、京師米價斛率十八錢、後至二二十四五錢一、既而漸次踊貴、四十年前、平價不
レ下二四十錢一、延寶之間、薦飢、斛至二百三四十錢一、餓莩載レ路、棄兒空屋、比々而在、其後豐歉不レ常、旼
有二低昂一、二三年來、常價不レ下二七八十錢一、壬辰已來、愈致二沸騰一、癸巳五六月之間、精米至二二百錢一、百

物亦隨擡、價酒一升酬三錢餘、油一升酬九錢餘、物價之貴、前代未嘗有也、然民無飢色、買奴婢多不易致也、蓋工商傭作者亦自貴賣、故亦相融、士庶中人、無敗賣賣士田之貧者甚困、自是而穀價淩增、脫粟價溢二百、及乙未之歲、諸州豐穰、價減三之一、然積弊之餘、且官吏大農傷於穀賤、百物難售、困猶初也

續文獻通考、神宗萬曆二十八年八月、士科王德完疏略曰、國家歲入僅四百萬、而歲出輒至四百五十萬有奇、居恒無事、已稱出浮于入、年來意外之警、不時之需、皆因事旋加舊額、如寧夏用兵、甫數月約費餉銀一百八十七萬八千餘兩、朝鮮用兵、首尾七年、約費餉銀五百八十三萬二千餘兩、又地畝米豆援兵等餉、約費三百餘萬云々、按武備志云、朝鮮之後、明氏耗費八百餘萬、參之通考、大約而言、然其大樣相符、準之今日之制、爲銀八萬貫錢重也、今人唯知三韓之亟、而不知明氏之糜亦已甚矣

制度通

伊藤東涯著

夏ノ世ニ貢ト云、殷ノ世ニ助ト云、周ノ世ニ徹ト云、孟子ニ詳ナリ、貢法ト云ハ、夏后氏ノ世ニ田地十間ヲ一組ニシテ、一間ニ五十畝ヅヽアリ、是ヲ一人ヅヽニワタシテ、一間ゴトノ間ニ溝アリ、所謂十夫有溝ト云是ナリ、サテ秋成ノオサメ時分ニ、十人ノ面々ヨリ、五十畝ノ十分一、五畝ノ所得ヲ公儀ヘアゲテ年貢トシ、ソノ殘リヲ己ガ得分トス、貢ハタテマツル義ナリ、故ニ孟子ニ云、夏后氏五十而貢ト、コノ時ニハ、何レモ私田ニテ公田ナシ、助法ト云ハ、殷ノ世ニ、田地九間ヲ一組ニシテ、一間ゴトニ七十畝アリ、其間ゴトニ溝ヲホリテ、サカヒヲナス、井ノ字ノ形ノゴトクナルユヘニ、是ヲ井田ト云、眞中ノ七十畝ニハ主ナシ、是ヲ公田ト云、マハリノ八間、各七十畝アリ、是ヲ八人ニワタシテ耕作セシム、是ヲ私田ト云、八家同井ト云是ナリ、八人ノモノ通用シテ公田ヲ耕シ、私成ノ時ニハ公田七十畝ノ入ヲ、公儀ヘアゲテ年貢トシ、私田七十畝ヅヽノ入ヲ、ワガ所得トス、助ハタスクルトヨム通リナリ、公儀ノ田ヲ、百姓ノ力ヲカリテ、タスケ耕スニヨリテ、是ヲ助法ト云、故ニ孟子ニ殷人七十而助トイヘリ、コノ内ニ廬舍アルコト先儒ヨリ說アレドモ詳ナラズ、徹ト云ハ、周ノ世ニハ、國

中ヲ都鄙郷遂トワリテ（六郷六遂コレヲ郷遂ト云、都鄙ノ内ニアリ、）都鄙ノミヤコ遠キ所ニハ、殷ノ世ノ助法ヲ用ヒテ、郷遂ノミヤコ近キ所ニハ、夏ノ世ノ貢法ヲ用ヒテ、二代ノ法ヲ通用シタルユヘニ、コレヲ名ヅケテ徹法ト云、徹ハ通徹ノ義ナリ、ソノ内周ノ世ニハ、一人マヘニ田地百畝ヲ渡サレタルユヘニ、孟子ニ周人百畝而徹ト云リ、税法ノ名カクノ如ク、世々ニカハレドモ、何レモ大様ハ十分ニワタリテ、ソノ一分通リヲ上ヘオサメラルヽニヨリテ、是ヲ什一ノ税ト云、孟子ニ其實皆十一也トアル是ナリ、又孟子ニ粟米之征ト云モコノコトナリ、コノ外ニ布縷之征ト云テ、絹布ヲ年貢ニ取ルコトアリ、力役之征ト云テ、百姓ヲ夫役ニ使フコトアリ、周禮ニ一年ノ内ニ、一人手前ニ、三日ヅヽ使フト云アリ、又田地ノワリニヨリテ、兵車ヲイダス、三代ノ田法大略カクノ如シ、ソノ大スジメハ、孟子ニアキラカナリ、周禮王制等並ニ注疏ヲマジヘ考フベシ

周ノ末ヨリ王法クヅレ、ヤブレテ、貢法助法モ、古ノゴトクニ行ハレズ、魯ノ宣公ノ時ヨリ十ガ一ヲアゲテ、十ガ二ヲ取レリ、春秋左傳等ニ見ハル、其後諸國モ詳ニシレザレドモ、大概オシ知ルベシ、孟子ノ時ニハ、イヨ／＼オトロヘ、スタレテ、周ノ助法ヲ行フコトサヘ、タシカニ知ラレズ、孟子モ詩經ニイハユル雨ニ我公田一遂及ニ我私一ト云文句ニヨリテ、周ノ助法アルコトヲ、オシハカラルヽホドニ、古ノ成法コト／＼クスタレタリ、シカレドモ井田ノカタチハ、殘リタリト見ヘタリ、秦ノ孝公ノ時ニ及ンデ、商鞅ヲ用ヒテ、天下ノ井田ヲヤブリ、阡陌ヲホロボシテ、井田ノカタチモ、コト／＼ク

カハリタリ、ソノ時貢賦ノ分量タシカニシレズ、漢ノ人秦ノ事ヲ云テ、大半之賦トイヘリ、是ニヨリテ先儒ノ說ニハ、秦ノ時ニハ十ガ五ヲ取リテ、ソノ半分ヲ百姓ヘアタフト云リ、二世ソノ法ヲ承行ヒ益聚斂ヲツトメ、海內愁怨シテ、遂ニ天下ヲ失ヘリ

漢ノ高祖ノ時ニ至リテ、秦ノ弊ヲウケ、禁ヲハブキ、田租ヲカロクシテ、什五ニシテ一ヲ稅ス、又天下ノ民、年十五ヨリ五十六マデノ間、人別ニ錢百二十ヲイダサシム、是ヲ一算ト云、庫ヲ治メ車馬ノ用トス、是ヲ算賦ト云、景帝ノ世ニハ、三十ニシテ一ヲ稅セシム、王莽篡レ位テ、令ヲ下シテ曰、漢氏減ニ輕田租一、其名三十實什稅レ五也ト、是ハ前漢ノ末ノコトナルベシ、後漢光武帝ノ時ニ及ンデ、田租三十稅レ一

租稅ノ外ニ古ヨリ、百姓ヲ夫役ニ使フノ法アリ、孟子ニ所レ謂力役ノ征ト云是ナリ、古者役レ民歲不レ過ニ三日一ト云リ、秦ノ世ニナリテ、一年ノ內ニ三月使フ、故ニ董仲舒、屯戍一歲、力役三ニ十倍於古一トイヘリ、漢ノ世ニ及ンデ、秦ノ法ニヨリテ、更賦ノ法アリ、更ハカハル意ニテ、番ガハリニ屯戍スルニヨリテ、是ヲ更ト云、更ニ三品アリ、正卒一月ニ一更リスルヲ、是ヲ卒更ト云、又番ニアタルモノ、貧キモノヲ雇(ヤトフ)テ遣ハス、月ゴトニ錢二千、是ヲ踐更ト云、又天下ノ人定リテ、一年ノ內邊ヲ戍ルコト三日、又名ヅケテ更ト云、丞相ノ子トイヘドモ、コノ役ニアタラズト云コトナシ、然レドモ人々邊ニユクコト成リガタク、又戍ルモノ三日ニテ、其マヽカヘリガタシ、ヨリテ人々ヨリ、三百錢ヲ出サシメ、公

儀ヘアゲ、公儀ヨリ戍者ヲヤトフテ遣ハシ、一年ヲ一更リニスル、是ヲ過更ト云、ソノ後、コノ法アラタマリテ、罪アルモノ戍レ邊一歳ニナルテリ

後漢ノ明帝ノ世ニ、尙書張林ガコトニヨリ、穀貴ク錢賤キニヨリ、モツパラ布帛ヲ取リテ租トシテ、天下ノ用ヲ通ゼシム、ソノ後魏武帝袁紹ヲ平ゲテ後、田租畝ゴトニ、粟四升、戶ゴトニ絹二疋綿二斤ヲ取リテ、ソノ餘ハ擅ニオコスコトヲ得ズ、晋宋ノ世モ大略前代ノ通リニテ、少々カハリアリ

南齊ノ世ニ至リテ、其課丁男ハ、調布絹各二丈、絲三兩、綿八兩、祿絹八尺、祿綿三兩二分、租米五石、丁女ハ何レモソノ半ヲ取ル、男子ハ十六ヲ半課トシ、十八ヨリ正課トス、六十六ニテ課ヲ免ズ、其男丁每歲ニ役スルコト不レ過二二十日一其田畝稅米二升ト定メラル、其後梁陳並ニ北朝ノ制、一々アグルニイトマアラズ、大抵米穀ヲ取リ、布帛ヲ取リ、又夫役ニ使フ日數アリテ、各ソノ年貢ヲオサム、

唐ニイタリテ、是ヲ定メテ租庸調ト云、畢竟古ヘノ布縷之征、力役之征、粟米之征ト云フノ三品ニスギズ、名ハカハレドモ同キワケナリ

課役ト云コトヲ、今ノ人ヒトツゴトニ覺ユルハアキラカナリ、課ト云ハ成丁以上ニ、絹ヲイダサスコトアリ、役ト云ハ夫役ニツカハルヽコトナリ、ソレ故法令ノ書ニ課役並免ト云コトアリ、又年貢ヲ調トイフコトハ、モト軍役ニ士卒ヲカリ立ルヨリイヅ、杜氏通典ニ云、夫調者猶レ存下古井田調ニ發兵車一名上耳、此豈直斂二人之財一者乎ト、是ニテ調ノ名義シルベシ

唐ノ高祖ノ武德七年ニ、ハジメテ均田賦稅ヲ定ム、天下ノ丁男歳十八巳上ナルモノニ、田一頃ヲ給フ、病人並ニ寡妻妾ニハ、又三四十畝ヲ給ヒ、其內ニテ二十畝ヲ永業田ト云テ、代々ノ家督ニシテ、子孫マデモ是ヲ傳領ス、其ホカヲ口分田ト謂テ、一代ノ內是ヲ作ル、サテ年貢ノ品、三通リアリテ、租庸調ト云、丁男一人ノ手前ヨリ、粟二斛ヲ出ス、是ヲ租ト云、又丁男一人ヨリ、所々ノ土產ノ品ニヨリテ、絹綿麻布等ヲ出ス、是ヲ調ト云、又丁男一人ニ、一年ノ中ニ二十日、役ニ使フ、モシ役ニアタラザレバ、ソノカハリニ、日ニ絹三尺ヲ取ル、是ヲ庸ト云、モシ二十日ノ上、二十五日ヲ加フレバ、調ヲユルシ、三十日ヲ加フレバ租調トモニユルス、正役ニアハセテ、五十日ニハスギズ、唐ノハジメノ賦稅、コノ通リナリ、本朝ノ稅法、モツパラコノ制ニヨレリ

租ノ事令云、段租稻二束二把、町租稻二十二束、義解云、田賦爲レ租也、又云段地穫二稻五十束一、束稻舂得二米五升一也、卽於レ町者須レ得二五百束一也、トコノツモリニテハ、田地三百六十坪一段ノトコロヨリ米ノイヅルコト、五十束、ソノ內ヲ二束二把ヲ年貢ニ上ルナリ、一町ノ場コレニ準スベシ、又是ヲ米ニスルトキハ、稻一束ヲ舂テ、米五升ヲ得、一段五十束ニテハ、二石五斗ナリ、其內ヲ一斗一升、年貢ニハカル、町ノ上ニテハ、二十五石ノ內、一石一斗取ルナリ、然レバ二十五分ノ一ヲ稅シテ少シオモシ、唐ノ時ニハ、丁男一人ニ田一頃ヲワタシテ、粟二斛稻二斛ヲ出ス、是ニ準ジテ輕重アリ

文武天皇、慶雲三年九月丙辰、遣二使七道一、始定二田租法一、町十五束、及點二役丁一、右ハ續日本紀ニ見ハル、

拾芥ニ、ソノ時ノ勅書ノ略ヲ擧テ云、宜ニ段別充ニ租稻一束五把一ト、同キコトナリ、然レバ大寶ノ時令ヲ撰バルヽニハ、一町ニ一斛一斗ヲ出ストコロヨリ、コノ時ニ減少シテ、七斗五升ニ定メテ、取ラルルト見ヘタリ、拾芥ニ段別ニ充レ租トアレバ、マシテ取ルヤウニキコユレドモ、續紀ノ通リニテハ、令ノサダメヨリ、減省シテ取ラルヽコトナリ、シカレバ三十ニテ一ヲ取ルヨリモカロシ、町ノ租五百束ノ内ヲ、十五束取ルトキハ、三十三分ニテ、マダ五束アマルナリ

弘仁式云、上田一段地子十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束、拾芥云、租地子雖レ出ニ一流一、格式之時、租者數少、地子者數多ト云々、地子ハ租ト各別ナリ、是モ唐ノ時分ヨリ其名アリ、唐書食貨志云、貞觀十一年、以ニ職田侵ニ漁百姓一、詔給ニ逃還貧戸一、視ニ職田多少一、毎畝給ニ粟二升一、謂ニ之地子一、是歳以ニ水旱一罷レ之

古ヘ田ヲハカルニハ、モツバラ町ト云、位田職田モ幾町トツモリテ給ハル、近世百年前ニハ、百貫千貫ト云コトアリ、イヅレノコロヨリハジマルト云コトヲ知ラズ、或云、今ノ見米五十石ノ地ヲ、十貫トツモルト、又一説ニハ千石ノ場ヲ百貫トイヘリ、大様ソノ通リノコトナルベシ、ソノ後ハモツバラ石ヲ以テツモリテ、今ニイタリテコレニヨル

庸ノ事令云、凡正丁歳役十日、若須レ收レ庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、須ニ留使一者、滿ニ三十日一、租調倶免、役日少者、計ニ見役日一、折通ニ正役一、並不レ得レ過ニ四十日一、次丁二人、同ニ一正丁一、ト右ノワケハ、

本朝ノ古法、天下ノ百姓、歳二十一ヨリ六十マデノ内ヲ正丁トシテ、ソノ間、四十年ハサダマリテ、一年ニ夫役十日使フト立タルモノナリ、何事ニテモ、其身ヲ夫ニ使フトキハ、其通リ、モシ夫役ニ使ハザレバ、其代リニ布ヲ取ル、是ヲ庸布ト云、一人前ニ、一日ニ二尺六寸トタテ、十日ニテ、二丈六尺一端ヲ取ルコトナリ、又正役十日ノ外ニ、加役三十日ニミツル時ハ、租並ニ調トモニコレヲユルス、但加役三十日ニミタザレバ、一人前ノ租調ヲ、三十ニワケ、其一分ヲ一日トシテ、加役ノ日數ヲ算用シテ、コレヲユルス上ニ、所謂折免是ナリ、(コノ折ノ字モ又折俸折支米ノ折ノゴトシ)總別正役加役ニ通ジテ、一人手前ニ、一年ノ内、夫役四十日ニスギズ、又次丁ハ二人アハセテ、正丁一人ノ役ヲスルナリ、次丁ト云ハ、老人六十以上ノモノ、又ハ病人ナドヲ云、凡老殘並爲二次丁一ト是ナリ

唐ノ時ニハ、正役トシテ二十日、閏年ニハ二日ヲ加ヘ、庸布日ニ三尺、加役ニ通ジテ、五十日ト定メ、十五日ニテ租ヲユルシ、三十日ニテ租調トモニユルス、本朝ノ法、是ニヨリテ損益シ、簡ニシテ寛シ、既ニ上ニ詳ナリ

文武天皇、慶雲三年二月庚寅詔制二七條事一、其五曰、准レ令正丁歳役收二庸布二丈六尺一、當欲下輕二歳役之庸一息中人民之乏上並宜レ減レ半、(當當レ作レ常)コノ時ニ二丈六尺ノ庸ヲ減少シテ、半分ニセラル、ト見ヘタリ、

日數ノ事ハ、令ニカハルコトナキナルベシ

調ノ事、令云、凡調絹絁絲綿布、並隨二郷土所一レ出、正丁一人絹絁八尺五寸、六丁成レ疋、長五丈一尺、廣

二尺二寸、美濃絁六尺五寸八丁成レ疋、長五丈二尺、廣同ニ絹絁一、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成ニ絇屯端一、端長五丈二尺、廣二尺四寸、其望陀布四丁成レ端、長五丈二尺廣二尺八寸ト、絁ハアシ絹ト訓ズ、ツムギノ類ナルベシ

右ノワケハ本朝ノ古法、天下ノ百姓、二十一ヨリ六十マデ、成丁ノ分ニハ、年貢庸役ノ外ニ、絹綿絲布等ヲ、所々ノ出產ノ品ニヨリテ取ルコトナリ、是ヲ調ト云、絹ナレバ一人前八尺五寸ヅヽイダシテ、六人ニテ一疋ヲ成就ス、五丈一尺ナリ、美濃絁ハ、六人ニテ五丈二尺一疋ヲ成シ、絲ナレバ一人前八兩、二丁ニテ十六兩一絇ヲ成ス、綿ナレバ一人前一斤ニテ、二丁ニテ二斤一屯ヲ成ス、布ナレバ一人前二丈六尺ニテ、二丁ニテ五丈二尺一端ヲ成ス、又次丁ハ二人ニテ、正丁一人ニ準ズ、中男ハ四人ニテ、正丁一人ニ準ズ、中男トイフハ十六ヨリ、二十マデノモノナリ、此外ニ又雜物ト云モノアリテ、鐵・鰒・鰒・堅魚・紫菜・海藻等ノ類、正丁一人ヨリ出ス品アリ、又調ノ副物ト云テ、紫茜木綿、漆黃連等ヲ出ス品々アリ、是ヲ合セテ、トモニ調ト云、ソノ品目ノ詳ナルコトハ令ニ具サナリ、コヽニアラハサズ

スベテ調庸ノ物ハ、每年八月中旬ニ、ソノ所々ヨリ起輸シテ、近國ハ十月卅日、中國ハ十一月卅日、遠國ハ十二月卅日マデ、大藏省ヘオサムルナリ、タヾシ調ノ絲ハ百姓ノ手前ヨリハ、蠶事オハリテ卽輸シ、七月ヲ待タズ、七月卅日以前ニ、省ヘオサムルナリ

調ノ事ハ前ニ論ズル家別ノ絹年貢ナリ、故ニコレヲ戸調ト云、陸宣公モ有レ家則有レ調トイヘリ、然レドモオシナミ家別ニ出スニアラズ、戸ニ課戸、不課戸ト云コトアリテ、成丁已上課口アル家ヲ課戸トシ、無キモノヲ不課戸トス、シカレバ調ハ課戸バカリ出スト見ヘタリ、是ハ戸トイヒナガラ、丁身ヲ本トシテ調ヲ取タルユヘナリ、此事唐・本朝同キコトナリ

令云、戸内有二課口一者爲二課戸一、無二課口一者爲二不課戸一、義解云、不課謂二皇親及八位以上、男年十六以下、幷蔭子・耆・癈疾・篤疾・妻・妾女・家人・奴婢一ト、唐令ノ文、本朝令ト全ク同キコトナリ、是ハ歴々ノ人・病人・女下人等ヲ課セザルニヨリテ、是ヲ不課口ト云、コノ外正丁ノ分ヲ課口ト云、課口バカリヨリ、調物ヲ出スナリ

貢物ノコト、中國ニテハ賦税ノ外ニ在リ、禹貢諸州ニ、厥貢云々トシルサル、唐ニテモソノ通リトミヘタリ、本朝ニ在リテ、國々ノ貢物ヲ、スグニ調ノ内ヘイレテ、租庸調ノ外ニ別ニ貢ノ名ナシ、其内雜物ト云トキハ、鹽鐵魚類等ヲ、ソノ定リノ數ホド出セバ、調ノ絹布ハユサルト見ヘタリ、令ヲ考ヘテ辨ズベシ、調布是ヲテヅクリト訓ズ

右本朝租庸調ノ法、大略カクノ如シ、全ク唐ノ制ニ據リテ、ヤヽ斟酌アリ、然ルニ本朝ノ古書、所々ニコノ事アレドモ、是ヲ合セテ租庸調ト、連ネテ稱スルコトナキニヨリテ、學者古ヘカクノ如キコトアルヲ知ラズ、ソノ上、唐ノ法ヲ模セラルヽトイヘドモ、唐ノ法ヨリハコトノ外、簡易ニシテ事カル

シ、古ヘ王化ノ盛ンナリシ時、上下相安ジテ、無爲ノ治ヲタノシムユエンナリ、古ヲ誦スルモノ、知ラズンバアルベカラズ

中國古ヘヨリノ税法、通ジテコレヲ考フルニ、三代ノ時ハ、井田ノ法ニテ、一人前ニ田地百畝、或ハ五十畝、七十畝ヅヽワタシテ、其什ガ一ヲ取ル、此外ニ軍賦征税アレドモ、戶賦口賦アルコトヲキカズ、秦ヨリコノ方、井田ノ法スタレテ、地ヲステヽ人ヲ税ス、口算踐更等ノ法オコル、唐ノハジメニナリテ、前代ヲ損益シテ、租庸調ノ法トナリ、田賦・戶賦・口賦ヲ取ル、代宗ノ時ニナリテ、宰相楊炎ガ計ニヨリ、兩税ノ法ニアラタマリ、後世マデソノ通リニ適用ユ、其內、租庸調ノ法ハ、一人一人ノ身ヨリツモリ出シテ、十八已上、六十マデノ內ニ、田地ヲ渡シ、税ヲ取ル、所謂以二人丁一爲レ本ト是ナリ、大暦已來ノ兩税ト云ハ、人丁ニカマハズ、モッパラ百姓ノ身代ノ貧富ニヨリテ、品ヲタテ、富ルモノハ多クオサメ、貧キモノハスクナク取ルコトナリ、宋モソノ通リニテ、孟子集註ニ、今兩税三限之法此意也ト云、明モ其法ニヨレドモ、ソノ取リヤウ唐ト少シ異ナリ

公廨田ト云ハ、廨ハ官舍ノコトニテ役屋敷ナリ、唐ノ時、處々ニ公廨田アリテ、ソノ所務ヲ、所ノ公用ニ給スルナリ、本朝ニモ又コレアリ、此ハ常平倉トハ、ワケカハリタルコトナレドモ、續日本紀ノ體ヲ考フレバ、未進ヲツグナフタメニ、設ケラルヽト見ヘタリ、因テ此處ニノス、又其文ヲ下ニ擧グ、

續日本紀、桓武天皇、延暦元年十二月、詔曰、公廨之設、先補二缺負一、次割二國儲一、然後作レ差處分ト、又

九年十一月、勅曰、公廨之設、本爲レ塡ニ補缺負未納一、隨ニ國大小一、既立ニ畧式一、而今聞諸國司等雖レ有ニ缺物一、猶得ニ公廨一、理須レ依レ法科レ罪沒爲ニ官物一云々、缺負未納ト云ハ、今ノイハユル未進米ノコトナリ、コノ勅ノオモムキハ、公廨田ハモト未進ノ時償フハズヲ、國司ヒキヲヒアルモノ、コレヲワガ物トスルヲ、制セラルヽト見ヘタリ

本朝中古以來ニハ、國々ニ正税公廨ト云コトアリ、タトヘバ山城國ナレバ、正税公廨、各十五萬束、大和國ナレバ、正税公廨、各二十萬束、近江國ナレバ、正税三十八萬五千束、公廨四十萬束ト、諸國何レモ如レ此ニシテ、多少有無同カラズ、又所ニヨリテ救急料ト云モノアリ、ソノ詳ナルコトハ、源順倭名鈔ニ具サナリ、未進ノ設ニシテハ、ソノ數甚多シ、ソノ法ノ詳ナルコトハ、後世シリガタシ

金銀銅三幣ノ事、古今ノ變、通ジテ之ヲ考フルニ、金ノコトハ、古ヘ禹ノ時貢ニ金九枚ト云コト、左傳ニ見ハル、禹貢ニ荊州楊州ノ貢、惟金三品トアリ、易ニ金矢金夫ノ象アリ、周禮ニ鈞金束矢ノ事アリ、孟子ニ兼金ノ贈アリ、モハラ金ヲ用ヒテ交易ス、銀ノコトハ禹貢ニ著レテ、銀鏤砮磬トアリ、銅錢ノコトハ上ニ詳ニアグル通リ、周ノ初メ太公ノ時ヨリコレアリ、漢ノ時ニ黄金重一斤、直錢萬、朱提銀重八兩爲ニ一流一、直一千五百八十ト、漢書食貨志ニ見ハル、朱提トハ縣ノ名銀ヲ出ス、音シユシトヨム、然レバソノ時ニハ銅ヲ以テ準トシテ、金銀ト通用ストミヘタリ、ソレヨリ後、專ラ銅錢ヲ用ヒテ、金銀通用スルコトミヘズ、通典・通考・會典等ノ書、詳ニ銅錢ノ事ハノセテ、金銀ノ沙汰曾テア

ラハレズ、元明ノ世ニ至リテ、又寶鈔オコル、是ニオイテ、金銀錢鈔ノ四ツノモノ、共價相通用ス、シカレドモ金銀ヲ常ニ使フコトハミヘズ、明ニ至リテ租稅等一切銀ヲ納ム、是ニオイテ銀ハジメテ世ニ重シ、張習孔ガ雲谷臥餘ニ云、前古之通用者、大率以レ金、銀之見ニ于載籍一者、始ニ于禹貢一錢制始ニ于太公一止是貨財中之一種耳、不ニ常用一也、自ニ漢鑄レ錢以通ニ百貨一數千年來、皆是用レ錢、金銀雖ニ亦行ニ于世一然國課物價不ニ以レ之爲レ準、至ニ明時一租稅権贖一槩徵レ銀、銀始獨重ニ于天下一百物皆取レ銀爲レ準矣、コノ說ニテ、古今貨財ノ變、大槩ミルベシ、大抵中國五金ノ產、國ニ合セテハ甚乏シ、上世ヨリ秦漢マデハ、マタ金銀ヲ通用スルコトアレドモ、ソレヨリ後ハタヾ銅錢バカリヲ用ユルトミヘタリ、ソノ內漢ノ時ニハ、錢ヲ以テ準トシテ、金銀トモ價幾錢ト云、明ニハ銀ヲ以テ準トシテ、百物トモニ價銀幾兩幾錢ト云ナリ、古今ノ變自ラミルベシ

漢已來、又鹽鐵ノ稅アリ、ムカシ禹貢ニハ、青州ヨリ鹽ヲ貢ス、周禮ニ鹽人ト云官アリ、ソノ時コレヲ以テ、國用ヲ資ルコトヲキカズ、齊ノ桓公ノ時、管仲ガ策ニ因リテ始メテ鹽ヲ征ス、征トハ運上ヲトルコトナリ、漢ノ世ニ及ンデ、秦ノ法ヲウケ、鹽鐵ノ利、古ヘニ二十倍ス、武帝ノ元狩年中ニ及ンデ、鹽鐵官ヲ置テ、天下ノ利ヲ收メ、私ニウルモノハ罰アリ、ソノ後或ハ罷ミ或ハ行ハレテ、唐ノ代宗ノ大曆ノ末ニナリテハ、天下ノ鹽稅、六百餘萬緡ニテ、天下賦稅ノ半バニオルト云リ、緡トハ錢一貫ノコトナリ

中國ハ土地ヒロキユヘニ、海ヘ遠キ所ヘハ、運漕不自由ナルユヘニ、鹽甚大切ナリ、鐵ノ產モ饒富ナラザルニヤ、故ニ漢已來鹽鐵ノ事サマ〳〵政令アリテ、鹽鐵論ノ書オコル、又後世ニハ茶馬ノ政令アリ、是ハ北狄ヨリ馬ヲオクリテ、中國ノ茶ト交易ス、茶馬司アリテ、ソノ事ヲオサム、是モサマ〳〵利害アルコトヽミヘタリ、シカルニ因テ、鹽鐵茶馬ノ四ツノ事、典籍ノ中多クソノ說アリ、本朝ニハ古ヘヨリコノセンギナキ故ニ、中國トノ異同考ヘ合スベキヨシナシ、ソレユヘ目錄ヲ立テズ、タヾ錢貨ノ次手ニコレヲ著ハス

訓幼字義

伊藤東涯著

論語に、富與ㇾ貴、是人之所ㇾ欲也、不ㇾ以ニ其道一得ㇾ之不ㇾ處也、貧與ㇾ賤、是人之所ㇾ惡也、不ㇾ以ニ其

道一得レ之不レ去也とあり、此章は、人たるもの、平生の意得は、富貴貧賤の上より、萬般のことに及まで、道を以てのりとして、これにたがはざるやうにせよといふことなり、先富貴は人のすきこのむことにて、貧賤は人のきらひ、にくむものなり、たゞこゝろのまゝに、富貴になりて、貧賤をさるやうにするときは、何様の惡事もなしかねず、君子は道を以てのりとして、萬事これにたよりて行ふ故に、かりそめにも道にかなはざれば、日比富貴の家に生れても、これを辭しさりておらず、貧賤の場におりても、これを甘なひて辭しさらず、故に不レ以二其道一不レ處也、不レ以二其道一不レ去也とのたまふなり、道といふは、いはゆる道義也、此章にありていへば仁なり、故に下の段にこれをうけて、君子去レ仁、惡乎成レ名、無二終レ食之間違一レ仁、造次必於レ是、顚沛必於レ是といへり、孟子に、非二其義一也非二其道一也、祿レ之以二天下一弗レ顧也とあるも卽此意なり、古の聖賢の上に就ていへば、吳の太伯季子のごとき、世々諸侯の家に生れても、位をつぐこと心にかなはざれば、他國にのがれさる、是其道を以てせざれば富貴にをらざるなり、顏子閔子のごとき、簞瓢陋巷に居て、そのたのしみをかへず、季氏がまねきをふせぐ、これその道を以てせざれば貧賤をさらざるなり、是にて古の聖賢は、道を以て萬事の法としたまふこと見るべし、先儒の說にては、道を富貴を得、貧賤と得るの道と解せらる、人爵おさまりて天爵いたるは、富貴を得るの道なり、博奕飲酒は、貧賤をうるの道なり、それ故句讀もかはり、てにをはも上下ことにして、其道を以てせざれば、おらず、其道を以てせざれどもさらずとよむことな

り、富貴はぎんみをして、道なればおり、然らざればさる、貧賤はぎんみなしに、君子の上に得まじき筋にてもおると、集註に審二富貴一而安二貧賤一と、語類に富貴有二兩路一貧賤只一路といふこれなり、然れども富貴を得るの道といふことはきこへたることなり、貧賤を得るの道といふことはあるまじ、博奕飲酒のたぐひを、貧賤を得るの道といふこといぶかし、これはたゞ富貴に所し貧賤をさるの道、これを得るの道にあらず、その上舊說の通りにては、富貴の上にては、不レ就といふべくして、おらずといひがたし、其詳なることは古義にあらはる、此義文義のたがひにて道の字古今異同の大義にあらざれども、古のおしへは、道を以て目あてとして示さるゝこと。此章に明らかなるゆへ、次でにくはしく論じ及ぼせり

秉燭譚

伊藤東涯著

和蘭國ノコト

和蘭陀國ノ事、諸書ニミエズ、皇明世法錄ニ詳ニ載ヲケリ、佛郎機ト國壤ヲ接ストイヘリ、古ヨリ中國ニ通ゼズ、明ノ萬曆二十九年、閩人李錦ト云モノ、久シク大泥國ニ居テ、和蘭國ノ事ヲシリ、和蘭ノ酋長麻韋郎ト云者ニ說シテ云、漳州ノ海外ニ彭湖嶼ト云島アリ、コノ所ニ壘ヲ築キテ守ベシ、中國ト互市ヲ求メバ、コノ處ニ易フルコトハナシト、ソノ比明ノ宦者ニ名寀ト云モノアリ、世法錄ニ寀璫ト書ケリ、璫ハ宦者ノコト也、コノ者ニ賂シテ宜カラント云、因テ三萬金ヲ以テ壽ヲナシ、是ヨリ中國ニ通〆、彭湖嶼ニ據テ三窟ヲナス、其人深目碧瞳、長鼻赤髮、閩人呼テ紅毛蕃ト云、又ハ紅夷ト云、三十丈許ノ大船ニ駕シ、長サ二丈餘ノ大銅銃ヲ置クト云々、日本ニテハ阿蘭陀國ト云、和蘭阿蘭ハ聲ノ轉ナリ、阿蘭陀人ハ海中ニ島アリテ、ソノ所ヲ中宿トシテ、日本諸國ニ通路スト云ハ、彭湖嶼ノコトナルベシ、又ソノ國幾萬里ヲ隔テ、地ノ底ニアルヤウニ云ハ誇說トミエタリ、西南海外ノ蠻國トシルベシ

折二錢ノコト

宋明ノ時ニ折二錢ト云コトアリ、明ノ時當十、當五、當三、折二、小錢ト五等アリ、小錢ト云ハ今ノ開元永樂ナドノ如キ常ノ錢ナリ、折二ト云ハ少シ大ナリ、一文ニテ二文ノ代リニナル、當三ト云ハ又大ナリ、一文ニテ三文ニ當ル、又折三トモ云、當五ハ五文ニ當ル、當十ハ十文ニ當ル、又折十トモ云、イヅレモ名物六帖ニアラハセリ、折ト云ハ準折ナド、ツヾキテ物ニカユル義ナリ、俸祿ニ絹布ヲワタスヲ折俸ト云、米ニテモナラシニワタスヲ折支米ト云、年貢ニ他物ヲオサムルヲ折税ト云、音物ノ代リニ金銀ヲツカハスヲ折乾ト云、珠璣藪ニ折乾ノ注ニ、以銀準折禮物トアリ、又役所ニ折博務ト云アリ、交易ノ所トミユ、博モカユル義ナリ、杜氏通典七巻ニ、唐ノ麟徳三年、米毎斗折五文トアリ、此等ニテ折ノ字ノ義シルベシ

東涯漫筆

伊藤東涯著

欲二富貴一而惡二貧賤一、此人之恒情、不レ可二全非一也、只艷二富貴一而嗤二貧賤一、重二爵祿一而蔑二道義一、正是俗人、得二富貴之資一、則於二利レ人澤レ物之方一、得レ力居レ多、能得レ行二其志一、聖賢何曾悻悻焉、厭レ之如二糞土之將一レ浼レ己乎哉、但是求レ之有レ道、得レ之有レ義焉耳、若夫爲二子女玉帛一、而欲二富貴一、正是劣品

漢食貨志李悝爲二魏文侯一作下盡二地力一之敎上、其言曰、糴甚貴傷レ民、甚賤傷レ農、民傷則離散、農傷則國貧、故甚貴與二甚賤一其傷一也、五代史唐明宗問二宰相馮道一曰、天下雖レ豐百姓濟否、道曰、穀貴餓レ農、穀賤傷レ農、因誦二文士聶夷中田家詩一、其言近而易レ曉、予謂、凶年飢歲穀價翔貴、民無レ所レ得レ食、穀貴之傷レ民古今恒然、穀賤之傷レ農者何也、工商之家通レ功易レ事以給二口食一、故不レ厭二穀賤一、農家所レ出唯粟米耳、除二口食一外交易轉賣、以給二百需一、故穀甚豐賤折閱告レ窮、故傷二於穀貴一者小民也、傷二於穀賤一者大農也、今仕官之家亦傷二穀賤一、遍考二漢唐以來史籍一、度二支之一方纖悉備錄、而唯此一事終不二論及一、蓋中土之地金穀甚寡、仕者俸祿多給二錢鈔一、故云二俸錢一、所レ得米糧纔給二口食一、不レ及レ出二糶其餘一、錢鈔・絹布折支居レ半、故無二穀賤之患一、本國從來粒米饒足、仕者之俸全支二正米一、故家內凡百之費、皆取二於此一、故穀

甚賤則亦苦財匱、大凡事貴適中、穀價之變甚貴甚賤皆能致害、所以平糴・常平爲可貴也

義利之爲言與善惡不同、善惡之名一是、一非、其迹夐然而不相入其自威之挾策與穀之博塞、而其大至於堯舜之以仁帥天下與桀紂之以暴帥天下皆善惡之分也、義利之稱則不然、義固善之一端、利是或是或非、在于可爲不可爲之間、尤易致混淆、而善惡之分自此而判、故聖賢每雙擧而致戒焉、觀論孟所載而可見也、蓋利者不劈初頭、惡底事有時而亦不可不言、第專乎此而不知節之、則其極至於簒弑賊逆之大惡而不自知焉、故曰、子罕言利與命與仁、觀其曰罕言、則夫子亦非絕口而不言也、容易而言之則必致害義、故愼言之也、孟子又曰、苟爲後義而先利不奪不饜、亦言流弊之所極、未嘗言苟志於利、卽是簒奪聖賢、就人之恒言立敎、其輕重大小之差、權衡自然精矣

善者惡之反也、利者害之對也、利害之於善惡、或合或離焉、故曰、見利思義、蓋言方利之、當得顧其合義與否、見其義之可得然後取之也、若夫只管得利而不顧義、則雖未必爲盜跖之事、而其終必至於爲盜跖之所爲、故孟子曰、鷄鳴而起、孳々爲善者舜之徒也、鷄鳴而起、孳々爲利者跖之徒也、欲知舜與跖之分、無他利與善之間也、蓋人之爲惡未有無所利、而徒爲者也、貪利而不已、遂至爲惡、故孟子辨舜・跖之間、不言善惡而以義利斷之、其義精矣、若夫以理欲分義利其辨如嚴而却不免粗

利以金谷・土地爲重、而金谷・土地人之所資以生、不可以此爲利、而諱言之利以安富・尊榮爲期、而安富・尊榮用賢之所以有益於國、亦不可以此爲利、而諱言之利者猶此、問人言得也、未及善惡之分、故經書亦與得字互言之、曰、見得思義、又曰、見利思義、觀此可見矣、從來利字說不明、以爲梁惠王以富國强兵爲利、而孟子則以庶民親戴爲利、後儒因此遂謂、有仁義中之利、有仁義外之利、其說卒不免鶻突、若夫庶民豐樂、國運綿延、則所謂行仁義既効者、而不可以此謂爲利

紹述先生文集

伊藤東涯著

勞心者治人全章義

任有二大小之殊一、故所レ勞者不レ得レ不レ異也、蓋天下之事大小繁簡、千岐萬轍、綱張二乎上一、目設二乎下一、殊二其尊卑一、品二其條貫一焉、苟一壞焉則、君失二其勢一、民失二其所一、而國非二其國一、天下非二天下一矣、何許行陳相之昧二乎此一也、今夫首二出億兆一、以秉二萬國之柄一、得失利病、萃二于一身一者、則所レ謂大君、而自レ此以下、有二公卿一有二大夫一、皆其所レ任者大、而其所レ勞者心也、唯受二小人之養一耳、何暇而勞二其力一乎、服二事田疇一、以憂二百畝之治一、耕耘收穫、輸二乎公上一者、便所レ謂野人、而自レ此以外、有二工匠一有二商賈一、皆其所レ任者小、而其所レ勞者力也、唯聽二大人之治一耳、何暇三於勞二其心一乎、且上下之間、體統相持、彼此之間、功用相通、故事有二相益以濟レ用之義一、而無二獨限而各脩之理一、大人自豈逸二其力一、而偏勞二小人之力一乎、爲二小人一勞二其心一、則不レ得レ不レ逸レ力、故非下有二食レ之者一而納二其租稅一、輸中其貨賂上、則不三唯上闕二供給一、而爲レ下者亦無二報答之義一、於レ是乎治レ人者、有三以食二於人一、小人豈自逸二其心一、而偏勞二大人之心一乎、爲二大人一勞二其力一、則不レ得レ不レ逸レ心、故非下有二治レ之者一而布二之政令一、解中之紛亂上、則不三唯下無二管攝一、而爲レ上者亦欠二子育之恩一、於レ是乎食レ人者、有三以治二於人一、皆所三以相二濟用一、而非レ所二以相病一也、許行陳相之徒、徒知下憂二後世之弊一、上下隔絕、姦濫並作、不上レ堪二其僞一、而殊不レ知聖人所下以宰二制天下一、令中上下有上レ別焉者、皆天地之常經、古今之通義、苟一違焉則、人道幾二乎熄一矣、而一切欲三併而壞レ之、以蔑二君子小人之別一、不二亦不經之甚一也乎

天民遺言

並河天民著

大學

生レ財有二大道一、生レ之者衆食レ之者寡、爲レ之者疾、用レ之者舒、則財恒足矣、此鄕曲市井之人亦猶可レ能也、至レ如下子路言中千乘國、攝二乎大國之間一、加レ之以二師旅一、因レ之以二饑饉一、由也爲レ之、比レ及二三年一、可上レ使二有レ勇且知下方也、則非下有二果決之質、幹蠱之才一者上不レ能也、救レ時之事業、經濟之先務、學者不レ可レ不レ盡レ心焉

貢法

問二貢法一曰、班二祿爵一之制徵二兵賦一之法、宗廟朝會之典、宮室衣服之用、皆出二於此一、則經世之本、治國之要也、上稽二唐虞一、下閱二三代一、什一之外、有二貢篚之物一、加レ之以二兵車橋梁之費、城築力役之征一、今夫本邦、於二兵賦橋梁之費、城築力役之征一、則取二之乎公一、而不レ取二之乎民一、大率用二十四之法一者、亦不レ爲二甚過多一矣、然如重レ之以二一毫一、則眞大桀小桀也、可レ不レ懼與、古人所下以督二責深耕易耨、乘レ屋播レ穀之業一、而使中レ民不上レ得二綏佚一者、蓋無二一夫之不レ耕、無二一婦之不レ織、國不レ乏二於九年之蓄積一、則雖

有堯水湯旱之災、使斯民自無有凍餒之患也、所謂以佚道使民雖勞不怨、此之謂民之父母、後世天下之人牧、能有志于此者鮮矣、故浮費無節、横賜無常、務宴安之逸遊、縱宮庭之奢靡、受女謁之干請、容近昵之僥倖、廢實均實贏之法、而取民無制、壞常平義倉之典、而倉廩懸罄凶年荒歳則富商大賈、專財謀利、遏糴閉粟故生民之塗炭、於此極矣、實可歎哉

孟子條答復高橋淑

移粟移民章詳來意、似疑移民間之粟不可以為惠、愚意以為、葵丘之盟、禁遏糴則戰國之時、或有雖封內禁民之私糶賣其粟於隣郡、域民以封疆之險、則雖國內禁民之自相移徙、而今惠王皆放其禁、而任民之所欲、則河東得糴買河內之粟、而緩其急、河內得糶賣其餘蓄於河東、而獲其贏利、河東之流民、轉移執作、得以營目前之衣食、河內之居民、資其工力、得以成其開墾造營、兩得其利而不見其害、皆固荒年之小惠也、而比之於先王之仁政、則實溟渤之勺水也、故孟子以五十步百步、喩其惠之不足以為惠也、孟子謂塗有餓莩、而不知發、則所移是民間之粟、朱註不可謂無的據也、移粟移民之為惠、其說意不外此、然鄙說亦出想像意料、別無明據、不知適其事實否、然而此皆魏瑩之小惠、固非先王之仁政、而不可以為治國之法、則是沒緊要事、不要深究討事實、但至來書曰移粟移民一小邑、猶不可轉移、況河內河東之大乎、則有大可論究者、愚謂一小邑、則實不可轉移、而大國則可轉移也、何則一小邑之粟、所積幾何、移之他邑、

而所救幾何、而小邑之積、盡輸之彼、則其邑亦已自困、小邑之容流民幾何、流民之執作賣傭、可營衣食者幾事、眞如黔婁之衾覆首則足見、掩左則右露、無其利而有其害、此小邑之民粟所以不可相轉移也、大國則不然、其所積固多、移之足以救彼之乏、而民之來徙者、執作營爲、其得生意之道廣矣、兩得其利、而共不見其害、此大國之所以可移也、宋王介甫青苗之法、嘗試之於一方、而民實得其利、施之天下、則有不勝其害者、凡事固當以小推之大、而又有宜於大、而不利於小者、有可施於小、而不可加於大者、此有志於事爲者、最所宜講明、而非章句訓詁小説話之比也、故論及葛藤、質意以爲如何

中興鑑言

三宅觀瀾著

聚斂

窮而後作レ法者、雖レ巧益弊亦蓋反ニ其本一矣、夫欲猶ニ漏巵一也、不レ塞ニ之釁一、終日沃不レ見レ盈、今者以ニ人主之求、求每易ト給、而煽以ニ小人一、彼罷此起、雖ニ資以ニ奕世之業、連府之財一、不レ得レ不レ至ニ匱且盡一、有司者乃蹙レ額握レ籌、百方取以奉副、而財利之議始起焉、誠其所レ計有レ補ニ乎國一、而不レ傷ニ於民一也、而利之染レ人甚ニ乎油膩一、其竇一開、上下變レ指、教ヘ主見ニ其可ニ智取一、無レ心ニ乎芟改一、而萌ニ欲於封殖一、害一矣、教ト臣伺ニ其旨向一、以圖中恩獎上、掊尅之令、將ニ疊々起一、害一矣、教ニ貪吏黠民、緣爲ニ隱漏欺罔一、事皆賄成、取ニ償於官一、有レ積ニ于此一實闕ニ于彼一、勾覈靡レ爽、而消耗亦多、害一矣、遂教ニ民心操競、逐レ末任レ僞、竊相傾奪一、利權下移、物價不レ平、以致ニ天下之財、不ト知ニ其滯聚之處與ニ泄失之端一、又其傚成レ俗無ニ以爲ト恠、則雖ニ峻法嚴刑一、莫レ知レ所レ施、而仁君賢輔、扼レ腕欲レ釐ニ革之一、亦將レ有ニ不レ勝焉者一、害豈可レ勝レ擧哉、矧夫財也者、不ニ自レ天降一、不ニ自レ地生一、萬無レ有下不レ取ニ於下一、而能足ニ於上一之理上、則所レ謂巧也者、雖ニ乃神算而鬼計一、亦必不レ出下張ニ設名目一以欺中刧之上、或山澤之細利、謂レ之爲レ收レ遺、或爭ニ市井之畸贏一、謂レ之爲レ抑レ末、或縮ニ庶司之經用一、而減ニ百官之食俸一、謂レ之爲レ節レ用、及レ責ニ之民一、則立レ說謂、薄取ニ諸一人一、而厚收ニ諸四海一、是可下以使中下無ニ甚傷一而上有中洪補上也、夫浚ニ民之膏一、猶レ刺ニ人之血一、刺ニ一指血一、見ニ其無ト傷、遂以連レ臂及レ肩、無レ所レ不レ刺、則必將下大損ニ其軀一、以至ト喪レ命、彼染ニ指于民利一者、見ニ一施行後、天下未ニ即困斃一、以爲ニ計之中一、每有レ不レ足、仍發ニ故智一、自下田之租、戶之賦、榷ニ于酒一、改中于幣上、以至ニ鹽場、鐵冶、茶絹、舟車、關津、店鋪、間架、荷擔一、追債而豫徵、倍舊而創新、又

從率貸而助獻、將見其根括全剝、慘及膚露甚乎頭會箕斂焉、則其害之極、豈不至覆亡而後止哉、古巧取民、稱桑弘羊、然終以致戸口衰耗、而盜賊滿山、非輪臺之詔下、恭主嗣立、則漢之事、且不可知、而帝亦巧其術、收守護地租二十分一、尋行鈔、又尋鑄錢、鈔之作俑此也、其法之行、甫一間歲而兵興國破、南遷不歸、想當時民間囊箱、盈貯印楮、抱以悲歎者幾何矣、以倭漢之事觀之所謂巧而益弊者、其言皆可以驗、而世之談經濟者、每以殖財爲務、雖學士大夫亦云可謂暗哉情原乎下、而制由於上、則政可以行、欲縱乎上、而禁加於下、則其政不可得而行、雖行不可保久、而民擾事沮、徒招愁怨以止、其於錢貨楮幣之事、最昭々可見焉、蓋穀粟布帛、天下之實寶、凡有口體者之所必需而弗可闕、而五金之爲物、飢不可以飽、寒不可以禦、特以其精氣所萃生稀而品尊、故、天下之心固已貴、而珍之矣、當古之時、俗朴而事簡、日中成市、抱粟貿布、民之生亦自給、及至中世、智與文開、巧與僞生、治則繁其飾、而亂則周其備、苟非有移遠輸多、發滯通壅之術、以濟其不足、則家國之務將廢、而強綦之寇弗防、飲食器什之微、亦將失其所資、聖哲之君有憂之、取夫天地之所稀生、天下之所常珍者、爲之制、而權其用、至其黃白子母、等而差之、亦皆據物性自然之所存、依人心自然之所趨、有以示轉輕致重之爲利、則蚩々之民靡然從之、事立而生遂矣、此三幣九府之所以通四海施萬世、不可得而廢、而後世以楮易錢、其道亦與是同、楮之爲物、固不足以充啖食被服、而其品之賤、又非可與五金比、然自唐以來、

有飛券、有監鈔、有茶引、齎挈轉行、實便於錢、而天下耳目、知夫方尺之楮、可以動萬金之貨、亦既久矣、至如益州、則民苦鐵錢之重、私爲交子以行市里、於是乎官因其情、以建其制、寄重錢于上、而通輕券于下、一府千里之民、長以爲賴、而南床北金、經元迄明、其法施及海內、與錢貨並行、無所復礙（錢實數、而楮虛名也、以故楮法姦弊易生、上下相欺、非四海萬世所能通行也、明季其法日替、亦物性人情之自然爾、）故以物爲本、而錢權之、以錢爲本、而楮濟之古之政、其豈不揆民情、不酌時勢、而妄行其私者哉、若漢武之爲政、窮奢極侈、至不足而後創皮幣、其他歷代或鑄小、以多見數、（劉宋、鵞眼綖環、以致商賈不行之類是也）或造大以售虛聲、（歷代大錢、如一當百一當五十、所用銅料、實減當數、亦假子母相權之名、以斂一時之利于上耳）及夫楮幣之爲弊、則折閱不換、廢棄無用、抑配糴價、使用本錢、宋之時、既蹈而行之、元季終至以楮爲母、以錢爲子之議起、此皆苟且欺罔、搏利目前、而群下重困、物價騰湧、併國用以大窘矣、可哀哉、帝之時天下孰知楮之可以易錢者、乃以供御缺乏、莫計可支、故驟然取遠外之法、施諸一世、以謂上之所命、雖瓦礫可寶用也、原其意之所由、而推其害之所究、當時雖使南幸之駕未促乎歲月、而其斂利於上、加虐於下、以至忤物情聚衆怨、官民並沮、而不可行焉者、必當與前世同乎敗轍、而況其傾覆蕩播之禍、最烈且速者哉、嗚呼後之行錢、其能原於民情邪否乎

財之耗也、始淫主乎之縱欲、而終於汚吏姦民之冐利、予前已悲、而道之、而天下更有泄失之永患、人々不知其所始、與其所終、建武之時、僧兼好云者、嘗論而警之矣、何其識之卓、而見之遠

也、其言曰、唐貨自非藥物、皆屬無用、古亦有言、不寶遠物、勿貴難得貨、夫我邦五金之旺、實盛乎萬國、發爲義氣、內肅外剛、懷廉知耻、決于取捨、而明于死生、雖自以華夏文明而處者、不能之若、故金者斯民所稟之秀、而我土所萃之精也、精之所萃、必待千年而後成、其生也稀、其用也貴、固非如艸木沙石之蕃且猥、而乃歲々發掘、在々挑採、以丘委于海次、而番輸于舶底、大洋茫々、一去不返、蓋其所出之數、一年千則十年萬、以至百年、則萬而萬、引之數世、算成不貲、勢卒不能不至乎盡、猶之好侈者、月入十金而日費一金也、溺色者竭膏枯髓、待斃于歲月、而不自知也、及其問所以爲計也、則果能用宋人茶馬相易之利邪、蠻奴轉易之所得邪、漢和明款、通關互市、出不得已之謀、以中其欲、而綏其寇邪、彼此泛然、一無所當、而又問其所易以得者、則文綺細縠、染綵毳布、以至寶具珠翠、髹硃鈿碾、奇香珍木、不可得而衣食之物、沓臻駢致、殆徧海宇、而有之不見何所益、無之亦不知何所損、要皆不過耳駭目眩、貪遠異以狥觀美焉耳、唯其數百年來相承相效、上下貴賤、用是成好、亦遂用是成禮、商賈奴婢之輩、莫不腰珊瑚而戴玳瑁、近聞、一富商管珊瑚大小數十顆、以供觀玩、而莫之佩、別索外國無名寶玉、以爲腰具、客問故、答曰、珊瑚易致、估價有限、若佩之者、必爲儕輩所鄙笑、不可用也、珊瑚且鄙而不御、世之尚異極修、亦甚矣哉雖乃儉士達人之厭浮費、薄祿賤吏之苦高價者、寧且舉貸典賒、負債逃逋、而必收買以務誇闘、實亦迫勢之所然、嗚呼民之惑、亦尚矣、雖然觀之美、亦人情之所不能無、而先王之所因以修禮也、苟有豪傑之主、超視遠圖、欲以移一世之觀者、出於其間、斷然不卹小害、不顧小

利、麑夫珍異無用之物於萬里、而去之、然後因我所固有、而致其飾、就彼所嘗輸、而立其制、爲之章程等差、以施王朝侯國、而及士庶鄕閭之間、倡以踐履之力、示以得失之實、施以緩急之序、又有嚴令明刑以從之、則歲月之後、靡風頑習、漸就革戢、自凡衣服之章、燕饗之具、皆內足不外求、而蜀錦齊紈、戎罽蠻琛、繼而日臻、無所復用、天下之觀、斯以移矣、觀移則尙殊、尙殊則俗成、俗成則化久、是其爲道、不止革弊于一時、而遂將齎我邦之至寶於千萬斯年、而靡失焉、若夫藥料水土之不可課種、而醫治之需不可得闕者、(我土所宜宜課農播種) 及册籍儀圖、可博考參取、以資我實用、而知彼情僞之類、則宜貿以諸雜貨可歲生可力作、之物、而及其不給也、乃棄黃白以副之、是亦理勢之所不容已、而矧金之歲出於海外者、若是之寡、則鑛之日息於地中者、自當相償、思多寡相濟、天地之常理、苟能節而出之、則土之所生、豈不足移易以供民用哉、苟不能然、精寶之生、生自有限、豈復得以貿無用之玩而無盡哉、予惡兼好之爲人矣、然是言之有裨乎裔世、實足可嘉、而其生適在後醍醐帝之時、故併而論之

執齋先生雜著（倫理彙編本）

三輪希賢著

生レ財有ニ大道一說

大學曰、生レ財有ニ大道一

生民の道、上一人より下萬民に至るまで、衣食住の三ッ、一ッ缺ても生を保つこと不レ能して天下に君たる人これを制せざれば、民欲にふけりて相爭故に、君まづこれをゆたかにして、天下を養ふの備とす、故に平天下の事業唯生財に在、是皆賢愚ともに知れる所也、然れども此大道によらずしてこれを生ぜんとすれば、必徳を外にして財を內にすれば、爭奪を敎ゆる者也、故に上下交征レ利して國危きこと、古今共あと歷然たり、紂は鹿臺の錢巨橋の粟ありて亡び、武王は散レ之て興り玉ふ、大道と云ふ字よく〳〵可レ見、下文四ヶ條の外にて求めて生ぜんと欲するは、皆小道也、たとへば道路の如し、定りたる本道をゆけば小兒の怪我なく行、荊棘の小徑を行けば、丈夫も害にあふことあり、誰にても大道のよきことを知ると云へども、華侈に多く用ひて不足なれば、此大道の外を求めて、樣々の事をなす、是亡國の道也、財は天地の生氣也、人子を生む時は身より乳出て養レ之、人間あれば又草木鳥魚を

生じて養レ之、自然の利也、故に利に心なくしても人事をよくつとむれば、必衣食に事缺ことなし、强て求め急ぎて生ぜんとすれば、又必是をうしなふ、唯自然の天理に從ふべし

生レ之者衆

生レ之者とは、百姓農人のこと也、農人は夫は穀を生じ婦は布を織て、生民を養ふ者也、後世國家太平年久して文華日々に開け、人民上下となく、奢侈に至りぬれば、町人多くなりて、百姓寡くなり、本を務る者日々減ず、又僧徒多くなりて、手を束ねて衣食をつひやす、是を以て生レ之者すくなくなりぬ、是亦自然の勢ひ也、然るに當御代諸事質朴に御返し被レ遊ぬれば、當分市町は衰微の樣なれども、町人は少にして百姓は多ければ、天下を一視すれば富盛と云ふべし、然るに町人利を失ひたる斗にて、農人益を得ることなければ、又これを生ずる者多くはなるべからず、農人多くなりても可レ作田地なければ、却て此人を養ふこと不レ能べし、今土地あり、民多くなりて、五穀を作り出すこと多き謀、下文に見ゆ

新田並に荒れ興し、夫去年如きの風水損は、幾年にも稀なるべし、たとひ豐年にても、廣き天下の事何かたぞに少々の水損なきこと不レ能して、荒地は年々これありて、新田は出來ざれば、百姓の手前にては、少々宛も廣め候ても、公儀の御高は年々減少たるべし、然れども、古田の妨に可レ成處は、元より手をも附べからず、可レ成處にしてならざるは、甚子細ある事なり、その村々のもの慾心にてなるべき所をならざると言立る有り、又已に請負せて半ばさせ候て、いろ〳〵の邪魔をなしてやめさせ、また外

の者に請負せては、其利を見るもあり、又決定なるまじき處をなるべしと言たて丶、人をあやつるものあり、世上に山仕といふもの、そのならざるを知ながら、先取かゝりて大かた成就といひたて、其間を渡世にするもの有り、又實になるべき所なれども、京大阪のものに請負せて取らるゝ事を嫌ひて、いろ〱に邪魔をして成らせぬやうにするも多し、もしまたしひてなして害生ずるものあることなり、先天下へ號令して、村々の百姓、その村々にて新田並に荒れ興しをして、外の害になるまじき處あらば、一反にても一町にても、其百姓の力にかなふべき程おこしひらき度存候はゞ、代官へ願候て、見分の上、赦さるべし、尤三年は作りどり、夫より十年迄は年貢を輕くして取るべし、若是迄も百姓自分に作り出し候田地御年貢をはからず候事有レ之候はゞ、隱田にて候故、御大法有レ之候へ共、當年までの分は御免被レ遊、當年きりに持高町歩をかき附、實義を申たて、さし出しをして、御年貢を受べし、相應に本田より輕く年貢を可レ被二仰付一候、若なを隱し置き候はゞ、來年内検地被二仰付一候て、隱田の徒は本田ともに召し上らるべしと、能く實儀を申聞せ、得心せしむべし、田畑ともに難レ成、荒野或は山などにて、草場の妨是なき所々、其所に相應の木をうゑさせ可レ申、是も民へその六分を被レ下、上へ四分を召しあげらるべし、漆・かみ草・その外民の利なるべきもの相應にうゑしむべし、曠遠の地に數萬石新開あるべき方を見立候て、江戸中無宿の徒、並に國々追放あるべきもの、並に博奕うち、三笠附などいたし候放埒もの丶類を、其處へ被レ遣、其處の竹木を被レ下、自分の家作を仕り、住居候

て新開仕、渡世可レ仕候、土地により或は三年五年七年のうち、無年貢たるべし、そのもの共の內、年老人品を見立て、五人組を立て候て、組頭となし、夫々のその一類のもの、又は闕所の銀にて具を與へて業に附かしむべし、または遠島のうちよりも、御免にてこの所へ被レ入ものもあるべし、或は入墨などをして其處へ遣り、江戶中へは入墨のものに商をかし候事御法度被二仰付一、もし江戶住仕候はゞ死罪たるべし、また乞食村のものにても、望候ものにはあたへて作らしめ、乞食を免かれ、常民になるべきは赦すべし、其處の代官は別に御撰可レ有事、さて江戶中比丘尼立遊女など、幷抱へ持居申候ものまで、一所に追遣し、妻に望み候ものには、赦してあたへ、農業につくべし、江戶にて小女を買取り、遊女比丘尼に仕立候事、堅く御停止可レ被レ遊か、號令の詞あるべし、若し法をおかし候はゞ沒收してかの新開へ可レ遣事、諸村法度、出家いたす事、心任せにならぬすぢの事、六十六部、順禮、山上まゐり建立諸勸進、この類のうちにて法の立樣あるべし、右の通に被二仰付一候はゞ、相催し新開不レ被二仰付一候とも、年々萬石に五七十石も作り出し可レ申候、且また民も利心相爭抔も有二御坐一間じく候、只新田被二仰付一候樣に法度成り候はゞ、世上一統に利欲に相うつり可レ申哉と奉レ存候、萬民上恩に感じ利心少く成り候へば、多く出し候ても、安心仕候、利心に罷成、上も利を御好と存候て、無レ所レ藏候へば、少分の事をも苦しみ候て、いろ／＼申立、騷動仕候、箇樣の儀は兎角御代官その人にて無二御坐一候へば、難レ成事に奉レ存候

食レ之者寡

幸レ位之徒、御家人輕重に不レ依、無德にて祿位を汚し申候は、皆幸位にて御坐候へ共、先祖より君民に功德ありて被二召出一候ものは、大體の過は御免可レ被レ遊候事、御仁德奉二感心一候、大法にそむきたる人は、是以御仕置有レ之事に候、輕き輩は身上被二召放一、彼新開の地へ被レ遣、その處にて相應の役義可レ被二仰付一哉、若また年を經て過を改め、身持よろしく成り候時は、追て可二召反一歟、御女中樣方、重き御方樣方數々所の外は、上々御臺所御儉約のうちは、三分の一ばかり御減少可レ被レ遊候哉、能役者より御取立のもの、當分は半減に被二仰付一、あとは一代切に可レ被二仰付一候か、其身は迷惑可レ仕候へ共、天下の大分にて不レ苦御事に御座候、前々より役者にて御奉公仕來候ものは、其通りたるべく候はんか、これ又新開地へ可レ被レ遣哉、儒醫、その外藝術を以て被二召出一候もの、其子父の業を相應に相つとめ候半は、無二相違一可レ被二仰付一候半か、若家事不案內のものは、半地に被二仰付一、齡廿歲以上のもの五年內兩度御吟味にて、家業修行仕、そのしるし有レ之候はゞ、本地可レ仰レ下候、無レ左候はゞ、可レ被二召放一候乎、御代々すゝめ有レ之候ものは、各別に被レ遊方可レ有二御座哉一之事

寺社料、諸大名幷御旗本は、御先祖皆一命を以て御奉公有レ之、家を起したる御方々にても、子孫斷絕か、或は惡行有レ之候へば御知行やしき迄被二召放一候處、寺社は其僧別當の者不義有レ之、御仕置被二仰付一候ものも、寺の料は本寺へ被レ下候事はいかゞと奉レ存候、尤由緒有レ之寺社等は、其寺社事重御座

候故、社僧は其役人に申附、役人替り候ても、その料は可レ被二差置一事、御尤に御座候、左も無レ之、寺社先代僧より事起りて、料の附候も有レ之、亦は方々に有レ之社など、神名帳の外に出候も、前々より料付候分は、たとひ御宗祖より被レ附候料にて候とも、その僧等不届にて罪に被レ處候分は、破却候て、地を可レ被二召上一候事、其前本寺々々へ御觸候て、末寺々々隨分吟味可レ仕候、若其住持不届にて、公邊に罷成候事、追院以上の罪過をおかし候は、寺地及其料可レ有二召上一旨被二仰渡一度候、私領等にて寄附の本主有レ之候はゞ、その本主へ御かへし可レ有レ之候事

爲レ之者疾

農人の時を奪ひて歩役に遣ひ候事は、唐とはちがひ日本にては甚すくなく候へ共、此筋の事外々殊の外多く御坐候、惣じて百姓は富み候へ共おごり申候、貧ければ難儀仕候故に、富せ候て教申候へば、二ッの者のやまひ無二御坐一候、詩に農の事は不レ可レ緩と御坐候へば、晝夜いそがはしくあらせ申度候、上方筋は農人耕作に精を出し申候故、地力を一盃に作り、田地のもてなしよろしく候、關東は元來人物風俗ぶしやうにて、大かゝりなることを好み、實儀にこまやかなる事を嫌ひ申候故に、田地のもてなしも疎末に御坐候、然れども是れは風化の遲くひらけたるにて、又御代長久のしるしにて珍重なる也、故に上方西國向は百姓の知さとくてあしき事、又佞多く、ことの外工み深ければ常には無事なる様にても治教施しがたし、關東はおろかにて手强候故、仕置なし難く見へ申候へども、少々德ある人

克くをしへ候へば、たしかに早く治り候て、以ㇾ漸すゝめ候へば土地もよく成り、御物成も多く仕り出し可ㇾ申候、勸農の箇條左にしるす、第一に溝洫をよくさらゆべし、夫糞水用とは田地の食物なり、水かゝりは口喉なり、惡水はきは田地の便道也、溝洫のよろしからざる處も、吾一人の事にあらず、そのうへ性の無狀なる儘に、誰一人頭取てさらえんとするものなき故に、惡水はき場埋まりて、有れどもさらゆるものなし、第一に御代官の人是を見分して、一鄕に命じてさらへしむれば、日損には水かゝりよく、水損にははき場よく、常には順路にして損亡少なく出來かたよし、糞土の事、里遠き處はこやしすくなきゆゑ、出來あしく、ほしか油糟など用ゆ、百姓不勝手にては其力なき故に、出來樣あし、然るに百姓すこしく勝手よく候へば、的を射蹴をうち鞠を蹴りなどして、もの入多くまたは堂宮の建立、伊勢講日待などに多く費し飮食に用ひてこやしの方に不ㇾ用、されば迚其もの入を上へ御取上げ可ㇾ被ㇾ成事にもあらざれば、御取上の方は前法の通にして、百姓のうちにて金銀並に米をかけ合せ、夫を負來るものにからせて、是をこやしの代にさせ、作物のかたへ用ひさせ、飢饉の年は是を社倉に用ひしむべし、さて五年切に遊び事建立事日待伊勢講など停止に被ㇾ仰付ㇾ、其他の老年有ㇾ心ものをえらびて、五長を立、また二十五人の惣頭を立て候て、敎法をおこし、此度の大意の書などの類にて、愚痴なるものにはおろかに敎へ導くべし、ケ樣の事兎角その人ならではなり難し、口傳あるべし、木を植ゑてよろしき地などには、木を仕立させ、其地々々にて相應の事をはからふべし、是又有才の

人、其地の百姓の古老を用ひて相談し、相はからひ、夫々に利をあたへ、半分宛の利にてもあたふべし、たとへば木を植てよろしき處十萬坪ある處は、一萬坪づゝ木をうゑ、十年目にふさがれば、前のかたより年々枝を打てよきはうちて御拂にも、又薪にも、是を以て百姓と半分わけにし、十一年目より切て、拂てよきは拂など、兎角能功成者に相談して用ふべし、或は紙草或は燒炭或は漆、相應に仕立べし

代官檢見の事、代官手代たるもの多くむさぼり申候ゆゑ、殊の外郷村騷しく難儀仕候事にて、御代官中も大かた推量も可ㇾ有候へども、盜み不ㇾ申樣にいたし候事、剛明の人ならでは成り不ㇾ申候、是にはいたし方有べき事に御座候、關東は斗代のもり大かた定り有ㇾ之候へば、檢見を出し不ㇾ申候はゞ一けんなどは多あがり可ㇾ申候、檢見前に觸を廻し、御年貢前より定り候盛の通りを上納可ㇾ仕存候はゞ、毛見遣し申間敷候まゝ、勝手次第苅取可ㇾ申候、もし定免にては難義可ㇾ仕と存候處へは、廻り可ㇾ申候と申聞せ候はゞ、十に七八までは定の通り上納可ㇾ申候、毛見を受候へば、必大分のもの入も有ㇾ之、其上天氣よき時分に勝手次第に苅る所に、遙に益ある事に候ゆゑ、一損斗の事にては、百姓のためにもよろしく候、偖その殘りの免を願候かたへばかりは、御代官自分に手代を引連行、所々へ手分をして手代を遣はし、晩にはその御代官の旅宿へ歸り候樣にいたし候はゞ、手代の貪りも成り申間敷候、百姓より取毛をあげ候はゞ、必定未進に成候て、さわがしきのみならず、上への納めかたは同じ程に

只今は大佛の節百度にても、節に事を缺申事無二御座一候へ共、金子不足と世上に申候は、遣ひ足り不レ申と申事に候、金不足に成り候へば、もの安く成候て、又つり合申ものに候、金多く候へば物高くなり申世上の勢にて候

默識錄（倫理彙編本）

三宅尚齋著

米價沸騰、薪炭紙帛之類、亦其價比レ于二慶長一、或倍蓰、或什佰、在上日驕奢、貧民日困者數年間、壬寅以來、米價年賤、而庶物則其價依レ舊、是以穀價賤、而上下困極、却甚レ於二壬寅以前一、竊聞大樹深憂レ之、旁問レ之、進言者各以レ所レ見獻二其術一、頃日或人來問二重固所レ見如何一、布衣寒士、固不レ知二天下事一、然重固寓二居於市中一、養二三五口一、菽粟薪炭之給レ於レ口、布帛綿綫之備レ於レ體者、一日不レ可レ缺、而皆取二之衙賈

者一、則以二一身之微一、可レ知二天下之情一、以二一錢之乏一、可レ見二萬金之用一者、豈無二其道一哉、蓋用則貴、舍則
賤、是人與レ物皆然、米賈雖レ賤然物之貴者、天下方今滔々而奢麗之務、物之貴、職由レ于レ此焉、敎化
以斬二截華靡之根一、法制以不レ得レ出二質素之域一、則物之賤、可二立而待一也、公家何故不レ有二衣服飲食之制一、
是爲レ可レ疑耳、或云、衣服飲食之制、固可三以賤二布帛菽粟之賈一矣而薪炭紙油之類、何損二其賈一、曰有レ
人所レ用、位貴祿厚、必其家人又亦相與貴、布帛菽粟其賈賤、薪炭油紙何獨貴、今不レ出二禁レ奢之令一、數
年人必困極、困極之日、人自不レ能レ用二華麗一、而庶物亦賤、方今速出レ令禁二奢靡一、則人不レ窮而物賤、是
必然之理也、所レ謂通レ變者是也

狃二治世一久矣、故物失レ度、財無レ節、比年米價賤、上下困極、無レ可二如何一、方二此時一非二大丈夫一、誰能
抑二其奢侈一、奮然成二大計一、諸家宰臣減二士員一、止贈遺之類唯之務、不レ識二計レ入爲レ出之術一、徒俟二米價沸騰
之時一、其謀亦拙、米價何時貴、諸物何時賤、空レ手待二困極一也爾、以レ是難二諸家宰臣一、皆謂學者徒讀レ書
未二嘗事一、以レ是自禦不レ信二人言一、以二學者所一レ言、爲二我亦已知一レ之、而終不レ行二其所一レ知、可レ嘆哉、或云、
大學生レ財之道、達二古今之常經一而外レ乎レ此、則所レ爲皆害二天理一之事、言レ之則往々皆謂レ此分明無レ可
レ疑、無レ可レ疑何不レ爲耶、余謂諸家困極、處レ之有レ術、須下自二學上一理會上、不レ然便是聚斂之術

比年米價極賤、上下用乏、困窮太甚、因或謂レ官置二常平一、則穀價平均、足二以救一レ之、余謂社倉常平法、
皆賑給之良法、然常平之主意、在レ憂二價貴民食乏一、故朱子曰、常平之法、所下以準二備災傷一、廣行中賑給上、

民命所ㇾ係、利害非ㇾ輕、今以二此法一使二賤者貴一、悖二朱子一甚矣、斗米三錢、適是大平之一大善事、上下用之者、非二米價賤之所一ㇾ致、別有二他故一耳

道學正要（倫理彙編本）

有木雲山著

治國

治ㇾ國之道、三寶施ㇾ民、此爲ㇾ要矣、老子云、我有二三寶一、持而寶ㇾ之、慈以愛ㇾ民、儉以富ㇾ民、讓以敎ㇾ民、謂二之三寶一也、聖人治ㇾ國、哀樂好惡、與ㇾ民同ㇾ心、故老子云、聖人無二常心一、以二百姓心一爲ㇾ心、詩云、樂只君子、民之父母、記云、民之所ㇾ好好ㇾ之、民之所ㇾ惡惡ㇾ之、此之謂二民之父母一、老子云、愛民治國、能無爲乎、孔子云、古之爲ㇾ政、愛ㇾ人爲ㇾ大、夫國君愛ㇾ民、如ㇾ保二赤子一、則民敬ㇾ君、如ㇾ養二父

母、君清靜臨民、則民自化、淸風協於玄德、淳化通於自然、上下相和、國復結繩、弃末而反本、背僞而歸眞、女修織絍、男務耕耘、器用陶匏、服尙疏布、恥纖美而不服、賤奇麗而不珍、捐金於山、沉珠於淵、無讒無欲、邪謀不興、無盜無賊、外戶不閉、日出而作、日入而息、施而不費、取而不貪、甘其疏食、美其惡服、安其茅居、樂其朴俗、天下皆慈、而不知慈、天下皆儉、而不知儉、天下皆讓、而不知讓、孝弟忠信、無區別焉、恬虛無爲、自然而已、天淸地靜、神說人和、災害不生、禍亂不作、陽陰自調、四時自順、日月自明、風雨自均、年穀自豐、民用自足、使民重死、而不遠徙、雖有舟車、無所乘之、雖有甲兵、無所陳之、隣國相望、鷄狗之聲相聞、民至老死、不相往來、此足故也、黃老之道、唯法自然、無爲而治、實若此已、老子云、聖人云、我無爲而民自化、我好靜而民自正、我無事而民自富、我無欲而民自朴、此之謂也

附餘　書云、人心惟危、道心惟微、蓋君子以道制欲、小人以欲忘道、故小人之使治國、賄賂並行、亂獄滋豐、國家之敗、由官邪也、官之失德、寵賂章也、事諂諛者、祿厚官尊、守忠儉者祿薄官卑、時得勢者、如春花燃、時失勢者、似秋葉落、黃白轉諾、沈浮反掌、使民不安、遙去遠徙、民之不處、其誰堪之、亡於不暇、又何能濟、記云、小人之使治國、災害並至、雖有善者、亦無如之何矣、是以、君國家者、不可不知人也、書云、都在知人、在安民、蓋不知人、則不能安民、不能安民、惡在其爲君也、孔子云、無爲而活者、其舜也與、夫何爲哉、恭己正南面而

已矣、此雖下法二其自然一、而不中敢爲上非下知二其人一、以任中衆職上、其孰能化レ民、如レ此其大者乎

富民

富レ民之道、國君節儉、此爲レ要矣、國君惟風、下民惟草、玄風高扇、淳化殷流、此莫レ使レ然、而自然也、淸廟茅屋、大路越席、大羹不レ致、粢食不レ鑿、昭二其儉一也、古之制也、蓋撫レ民者、節二用於內一、樹二德於外一、民樂二其性一、而無二寇讐一、宮室無レ量、民人日駭、是以食不二二味一、居不二重席一、室不二崇壇一、器不二彫鏤一、宮室不レ觀、舟車不レ飾、衣服玩好、田獵宴樂、禁二其榮華一、擇不レ取レ費、則穀粟足、君穀粟足、則不二聚斂一、國無二積滯一、亦無二困人一、公無二禁利一、亦無二貧民一、克勤克儉、以守二吾業一、是以、菽粟多而國富、孟子云、民非二水火一不二生活一、昏暮叩二人之門戶一求二水火一、無レ弗レ與者、至足矣、聖人治二天下一、使下有二菽粟一如中水火上、菽粟如二水火一、而民焉有二不仁者一乎、古人言云、有二石城十仞、湯池百步、帶甲百萬一、而無レ粟、弗レ能レ守也、富レ民之道、最先務哉、民穀粟足、則心自正、而守レ業焉、穀粟不レ足、則心自僻、而廢レ業焉、下民困窮、則國自弱、故雖二王公一、不レ可レ不レ儉、況於レ民乎、管仲云、凡治レ國之道、必先富レ民、此老子所二以儉爲二三寶一也、記云、飮食男女、人之大欲存焉、死亡貧苦、人之大惡存焉、人唯知レ惡レ之、而不レ知レ避レ之、可レ謂レ惑矣、凡欲レ避レ死、當須二長生一、欲レ避二貧苦一、當須二節儉一、孔子云、居レ上不レ驕、高而不レ危、制レ節謹レ度、滿而不レ溢、又云、謹レ身節レ用、以養二父母一、卽此義也

附餘　產語云、楚囊瓦爲二令尹一、奢侈、諸大夫效レ之、競燬二其服一、飾二輿馬一、盛二騶從一、伍胥使二於齊一而歸、

見二囊瓦一、囊瓦問云齊大夫之富、孰二與楚大夫一、伍胥對云、楚大夫特行路之富耳、曷若二齊大夫之富一、囊瓦
云、何謂也、伍奢云、楚大夫競熾二其服一、飾二輿馬一、盛二騶從一、是以、行路之間、觀者爲レ之留連、莫レ不三
歆二羨其富貴一、然胥嘗竊觀二其在下家也、倉廩無二來歲之儲一府庫無二重器之藏一、舊債未レ償、而新債日加、旦
暮所レ需、水火之外、無レ非レ假二諸人一、歲時貴者盈レ門、於レ是乎、諸尹縣公之貴、而諂二屈商賈一、斂レ襟謝二
不償之罪一焉、是惡在三其爲二富貴一也、齊大夫則不レ然、夫齊有二晏平仲一、其處レ己也恭、其治レ家也儉、衣二
敝衣一、乘二樸車一以朝、然齊貧士、待二晏子一而擧レ火者百餘家、國人以爲二熾譚一、諸大夫效レ之、擧崇二儉德一、
輿馬不レ飾、騶從不レ盛、是以、齊大夫入見二諸道路一、則或嗤二其儉素一、然問二其居家一也、則倉有二餘粟一府
有二餘材一、費用不レ匱、內外飽レ德、此所レ謂齊大夫在レ家之富也、由レ是觀レ之、楚大夫殆乎不レ若、囊瓦憮
然有二愧色一、夫人靡レ不レ欲レ富、而得レ之有レ命、致レ之有レ道、用レ之有レ義、夫內外皆富者、無二以加一焉、
若不レ然、與二其外富而內不下富也寧外不レ富而內富一、何謂二外不レ富而內富一、若二晏子一是已、仁人之德、
廉士之義、非二內富一、無二以行上之、其可レ不レ務乎、若夫忘二其內一、而外用二其富一者、徒以二其身一供二人之
觀一也

黄白問答

野宮定基著

庄園

庄園と申物、古には聞ず候が、中頃より相聞へて、庄官庄司など申もの、出頭を置など〻申事、相聞へ候、東鑑の中、こ〻かしこに、庄名多く見へ候、當時諸國に庄と申もの、散在候得ども、郡にもあらず、郷にもあらず、其地界も今はたしかならず候、昔庄と申もの出來り候事の起り、如何

答　是は今の知行所と申候、其理りに候、庄は俗字にて候、莊の字に候、韻會に田舍也、又正字通唐崔郡知貢舉婦妻乘田勸令置田郡曰我莊三十所と候、園は說文に所以樹果也、今案莊園と申は、其始に人の讓もあり、又私に買得候地もあり、以下不封地賜田稱莊園とさるによりて、新立莊園など〻申候、末之世に給候事に候得共、先王の法に非ず、故に地は廣く候へども、俗に下屋敷白屋敷など申意にて候、莊園と申候はこの起りに付て申入候也、事永々しく候へども、先あらまし申候は、我邦上古の家にて候、一軒に主人以下子弟奴婢十人候へば、一戸十口と立て申候、一口に付田を給り候、男は田二段、女は減三分之一候、一段之田に穗五十束を得申候、束を舂て五升を得候由、令義解に見へたり、

されば尊は太政大臣、卑は奴婢にても、おしなべて口分田を受申候、口分之租一段に二束二把を出申候て、男は九十五束餘を一人の養に給り候、此によりて上下貧富斉く候、其中に尊は用途ひろく候故、位田封戸等の品を立候て、不足なき樣に設おかれ候事、大法に候、其位田職田等も封戸とても、皆一段二束二把の租を出し申候、位田とは五位已上、位階によりて田を給り候、令に正一位は十町あり、此類にて候、職田は大納言以上、職重く候故、別に又田を賜り候、令に職分田太政大臣四十町とある類に候、封戸と申は太政大臣、封戸千五百戸と申候類とは別と申候戸五百軒を給り候、封は封地、國の字之意に候、如此にて上は節儉にて用足り、下は豐饒にてしかも、暴富驕奢なく、國治り俗もうるはしく、此外に賜田と申もの候、是は令曰凡別勅賜人田者名賜田と云、此田は后妃湯沐之料、功臣報勞田に候、令に所謂大功世々不絶、上功傳三世などゝ候、皆々其限に候、彼位田職田も其身薨卒候へば、返還申候て、上に收候、口分も死沒にて公に收候、又あとより出生出身にては班給り候、仍て班田の法、六年に一班と、令に見へ申候、又輸地子田と申もの候、然るに是は公私雜用の田の外、多く餘りたる田に候、是を民に授候て耕作いたさせ、其租を擧申候、此法は毎にも品差不同候、是延喜之定に候、此田も六年に一度返進候、ヶ樣に候へば、實六十餘州錐を立る程もなく主の田は無之候へども、王制は殊の外、上苦む政に候故、自分改ゆるせり、班田之法も怠がちになり、彼后妃湯沐之料、外家に讓給り、功田は子孫寺に施入候、惠美押勝大織冠之功田を以て、山階寺維摩之料に施入候事、

國史に見へ候、彼后妃沐浴之料、外家に授申候ては、湯沐浴之料とは稱しがたく、功田も施入之後は、寺にて功田とは申されず候ゆへ、彼畠屋敷と申樣の意にて、是を莊園と名付て、後々に廣く成候て、剩莊園多く持候ては、富有に候へば、近隣の莊園を買得て、かれこれ兼并し、故に富はます／＼富、貧はます／＼貧して、豪民恣に買得候て、豪民國々に出來候、末世の事に候へども、伊藤祐親、うつみ河津の莊を持候も是なり

一端の例にて候、今樣に候へば下民斉申候ゆへ□□後朱雀院寛德中に、新立莊園停廢之云々宣下有レ之故、被停廢富民之田候、後三條院延久初政に、被置記錄所候も、此停廢の事、第一義に候、其後代々の聖主も、政の第一は、此事而已に候得共、跡々より止不レ申候、是を申候得ば、下官が先祖ばかりにも候はず、多くの人の事に候、往昔執政大臣も、とかく田地を貪り候故、僻には被停廢の事を申候得共、忽に失損有事候へば、何かに事付候て、此莊園をはなち申さずのみならず、尚新立を企申候、延久より長承までは、六十年許りに候に、知足院關白山道の莊に可構立事、法性寺關白被レ談ニ宗忠公一事見ニ中右記一候、是より甚きは後々の人主停廢の事被ニ宣下一ながら、御讓位之後者、院之御領と被稱候て、定まれる御封之外に、田園を被貯候、剩さへ崩御の後ゝ、遺命を以て男女の親王に分ち給はり、或は得寵女房常有姦臣等に分ち下され候、是を院の御處分と申候、ヶ樣に候へば莊園常になりて、爭論出來候事も、舊語に見へ申候、元久の頃、京極黃門定家卿所領の江州吉田莊三位局に被掠、度々及訴

訟、賜□□院御教書事、見二明月記一、かくの如き風俗になり候へば、私領と申事彌盛んになり申候、義家朝臣、武衡、家衡を撃、三ケ年の戰に被得勝利候勢に乘りて、東國の豪民を麾下にまねき、被建御家人候、義朝平治の逆亂も、是よりひらきたると被存候、賴朝卿流人にて兵を被起候も、時政の類、三浦一黨、かの豪民御家人にて、是を助けなし申候、されば寬德延久の政務、莊園停廢の事、誠に後代の弊をおもひはかる所、遠く深く候ひけると、恐れながら存る事に候、此故に莊園は私領にて候へば、郡にもあらず、鄕にもあらず、一向に買得候へば、郡にもあらず、境堺の定めもなきものに候、或は莊園主人もなくなりおとろへ、子孫斷絕候へば、つぶれ申候、又は往昔は富て貯置候も、貧になりおとろへ申候て、人に賣與へ申候へば、昔迹も定れる莊と申ものは無之候、今諸國に莊と申所は、ものゝ名の殘りにて、何となく在名になりたるものに候、さて莊園は私領にて候へば、其領內にては、國法にもかゝはらず、自由を働申候、是を戒むるに、名にかゝりて、賴朝卿被置地頭、遂に六十餘州を手に入れられ、かの莊園の內の土產も、皆其領主に受納候、其奉行を莊司莊官別當などゝ申て、私に召置候者に候、此趣法記雜集の旨を以て見候へば、僅に箇樣に見へ申候事。

湖亭涉筆

安積澹泊著

聶夷中詩

周書無逸篇、敎二人君一以レ知二稼穡之艱難一先儒之論備矣、其敍二農民疾苦一、則司馬溫公眞西山之言、尤爲二詳切一、溫公上二疏神宗一曰、四民之中、惟農最苦、寒耕熱耘、霑レ體塗レ足、戴レ日而作、戴レ星而息、蠶婦治レ繭、績レ麻紡緯、縷縷而積レ之寸寸而成レ之、其勤極矣、而又水旱霜雹蝗蜮、間爲二之災一、幸而收成、公私之債、交爭互奪、穀未レ離レ場、帛未レ下レ機、已非二己有一、所レ食者糠粃而不レ足、所レ衣者綈褐而不レ完、直以三世服二田畝一、不レ知三舍レ此之外、有二何可レ生之路一耳、而況聚斂之臣、於 租稅之外一、巧取百端、以邀二功賞一、可レ不レ念哉、後唐宰相馮道對二明宗一、誦二進士聶夷中詩一以敍二農家之勤苦一曰、二月賣二新絲一、五月糶二新穀一、醫二得眼下瘡一、剜二却心頭肉一、西山釋レ之曰、新絲之出以二五月一、而貸以二二月一、新穀之登以二八月一、而貸以二五月一、此猶當時之俗也、若今則往往貸二於半歲之前一矣、千錢之物僅得二數百一、或不レ及二其半一焉、富家鉅室、乘レ時射レ利、田夫蠶婦、低レ首仰レ給、否則亡三以爲二耕桑之本一、迨下繭浴二於湯一、禾登於場上、而責逋者押至、解レ絲輦レ穀、亟以授レ之、回二顧其家一、索無レ所レ有矣債、或未レ足、則又轉レ息爲レ本

因レ本生レ息、昔之千錢俄而兼倍、昔之數百、俄而千錢、於レ是一歲所レ貸、至二累歲不一レ能レ償、己之所レ貸、子孫不レ能レ償、牒證一投、追吏奄至、伐レ桑撤レ屋、賣レ妻鬻レ子、有レ不レ容レ惜者一矣、且人情所レ望者一稔、而歲稔則督逋尤峻、竭二其廬之入一、不レ容二錙銖僉合留一、故昔人謂二豐年不一レ如二凶年一、其言似二於過一レ激、然實農家之眞利病也、此著二於大學衍義一、人人所二能讀而知一者、然不レ經二拈出一、或易二忽略一、明宗悅二道語一、命二左右一錄二其詩一、常諷二誦之一、亦有レ志二於爲一レ治者也、夫農家利病、古今一致、溫公西山忠誠懇惻、欲レ使下時君知中其困苦上、故其言切至、而西山敍二貧戶借貸之狀一、如二親歷而躬踐一レ之、戒石銘所レ謂民膏民脂、尤可二體貼一、當二牧宰之寄一者、庶朝夕觀レ之哉

新安手簡

安積澹泊齋著

一　當地增井村正宗寺と申禪院、城下より五六里隔て、久慈郡の內にて、夢窓開基の古跡にて御座候、舊は勝樂寺と申候、今以て二名並び存候、義堂鎌倉圓覺寺の住職の時、佐竹氏招待にて、暫く被住候事有之、勝樂除夜の詩、空華集にも載せ申候、十年前正德二年、正宗寺佛殿修造の時、緣の下より色々の古錢多く出申候、住持より源肅殿へ獻じ申候、今以て府庫に可有之候、其節の目錄等寫し置候間、入御覽候、錢貨の儀に付、御別紙乾元大寶の後は、御見聞不被成候由、然れ共拾芥抄に、乾元錢の事其註に御より候へば、應和の後改錢有之樣に被思召候、寶貨の事、御要用の義有之候付、考案も有之候也、御聞被下度被思召候、改鑄の詮案なども可有之候也、新國史亡失の後、すべてしどけなく、每事行きつかへ候事共多候由、逐一承知と奉存候、如レ仰新國史無之故、當館記傳編集大に差支申事共有之候、拙者相認め候日本紀、宇多帝紀贊にも、新國史不レ傳二于世一、斷編殘簡、綴拾匪易、掛レ一編レ百、裒腋成レ裘、採二史筆一者、殆艱乎哉と二書候通にて御座候、此時代記錄可仕本は日本紀略より外無御座候、紀略御考へ申候處、別紙之通り新鑄論奏の事共、禁秘抄、西宮記にも相見へ、紀略と致照應候得

共、新鑄之文は無之候、洞院左府之考へも不被存義と相見へ、拾芥抄に錢文無御座候、詔書の類、史館にて致編纂候書有之候に付、是をも考索致候へ共、改鑄詔勅、曾て以て相見へ不申、其外一代要記、歷代皇記、帝王編年記等の類、紀略補翼にも可成程の書考見候へ共、一向不見候、朝野群載け樣の事のせ申候に付、見申度存候へ共、當時江戶史館に有之、當館に無之候故、是も見不申候、然れ共新鑄改鑄の事共、必帝記にのせ候間、此時代の本紀をも見候處、新鑄の文無之候、左候へ共諸記錄共に、應和改鑄之錢文は無之義と存候

正宗寺より出候古錢目錄

開元通寶十九貫六百文	唐國通寶貳百文	乾元通寶八百文	皇宋通寶卅一貫八百文
聖宋通寶八貫八百文	宋元通寶八百文	太平通寶一貫八百文	淳化通寶二貫百文
至道元寶三貫九百文	咸平元寶四貫四百文	景德元寶五貫三百文	祥符通寶十貫文
天禧通寶五貫貳百文	天聖元寶十一貫二百文	明道元寶九百文	景祐元寶二貫百文
至和元寶三貫八百文	嘉祐元寶四貫七百文	治平通寶五貫六百文	熙寧元寶廿三貫文
元豐通寶廿九貫文	元祐通寶十一貫九百文	紹聖通寶十貫七百文	元符通寶三貫百文
大觀通寶二貫七百文	政和通寶九貫三百文	宣和通寶六百文	淳熙元寶三百文
慶元通寶五百文	嘉泰通寶三百文	開禧通寶一百文	嘉定通寶五百文

紹定通寶三百文　淳祐元寶二百文　景定元寶二百文　咸淳元寶一百文

景祐通寶一貫四百文　嘉祐通寶二貫五百文　正隆元寶二百文　文字不明錢二貫六百文

合四十二品各何れも三五錢數餘有之、惣計貳百卅四貫七百文

太宋元寶二十文　建炎通寶二十五文　紹興通寶十文　端平元寶六文

嘉熙通寶五十文　開慶通寶五文　至大通寶五文

右七品百貳拾五文

東國重寶　海東通寶　富貴神寶　用元通寶　漢元通寶　神功開寶

成康通寶　唐國通寶　朝鮮通寶　崇寧通寶　太定通寶

右合十一品十一文

古錢四拾貳品百文以上貳百三拾五貫、七品五拾文以上百貳拾五文、十一品壹文ヅヽ　以上

たはれ草

雨森芳洲著

あめつちとひとしく生ひいでたるこがね、しろがね、あかがねを、みだりにほり出だし、ありてもよし、なくてもすむといへる、異國の物にかへて、五行の氣を損じ、奢侈のみなもとを長ずるこそ、まことのをしむべきとはいふべき、くろがねは、此國の產するところ、萬國にすぐれたれば、あだに兵をかすにおなじとて、むかしより、これを禁ぜり、是もよろづ世のため、農器のとぼしからん事をおそるゝなどいはゞさもあるべし、その國みちなければ、竹をきりたるはた、木をけづりたる戟にて、さしもいみじき百千のせきも、平地となれるといへば、兵器にはよるまじ、されどわたらぬぞめでたき、南蠻よりきたれるくろがねにて、刃をつくり、ひと〴〵のもてはやせるを見れば、此くにのくろがねのみすぐれたりともいひがたし、からのくろがねも、此國にはまされりといへり、かねすくなくして、吹煉のつひえにあたらざるを、山する人のことばにはわかしといへり

自注、胡居仁曰、金人不下以二布帛一換中金銀上、是他有二見識一

もろこしには、金銀すくなく、此國には多しといへる人ありしに、ある人のいへるは、さにはあらず、

この國は金銀ををしむこゝろなく、みだりに山よりほりいだせばこそ、多くは見ゆれ、天地のものを生じ給ふ、おほかたはすぐる事もなく、またはたらざる事もなし、此國のみ金氣あまりありといへることわりやあるべき、もろこしは金銀のあたひたつとく、此國はさなきにて、金銀のすくなき事しれたるにあらずやといへるに、又或人のいへるはさにはあらず、もろこしの金銀あらゆるかずをいはば、此國には幾萬倍といふほどなるべけれど、これを用ふる人多き故にこそ、其價たふとく、すくなく見ゆるなり、此國はあらゆるかず、其すくなき事、又もろこしにははるかにちがひたれど、これを用ゆる人またすくなき故、價いやしく多しと見ゆ、たとへば奥すぢ某といへるあたりは、米多く、其あたひやすしといへるがごとし、米の地より生ずる事、一段にはいかほどゝいへるかず、よそに違ひて多にはあらず、船のたよりあしく、他國へ賣り出だすには勝手よろしからず、おほかた其國のみにてこれを用ひ、其用ふる人すくなき故、價も貴からず、よそよりは多きと見ゆ、某かくいへるは、唐土をまされりとし、此國を劣れりとせんといへる心にはあらず、世の人此國は金銀多しとのみこゝろえ、其實をしらざるゆゑに、おもきたからを、みだりにほり出だし、或はみだりにつひやし、或は他國におくりて、此くにのゆく／＼わざはひとなる事を、かへり見ざる、かなしさのあまり、かくはいへるなりとこたへしとぞ

此國は絲すくなければ、もろこしよりきたりうれる人なくば、衣服ゆたかならじと、いひし人ありし

に、ある人のいへるは、此國の糸もとよりすくなきなるべけれど、かひこもくはも、みな此國の産する所なれば、むかしの王后をはじめ、親、蠶の禮を行ひ給ふごとく、下は士大夫の妻までも、そのやしき／＼に、くはの木をしたて、われさきにと、こがひする風俗となりなば、絲のすくなき事やはあるべき、今も絲こしらへいだせる村里なきにしもあらねど、もろこしよりきたれる絲多く、しかも其あたひいやしきゆゑ、ほねをりこしらへても、うるところの利すくなし、人々其益不益をかんがへかひこかふにはおよばざるなり、此後天下後世の事をふかくおもふ人、上にたち給はゞ、もろこしより、きたれる絲を禁じ、家々に桑をしたて、かひこをやしなふ事を、をしへ給ふなるべしといへりとぞ、貨は國のもと、財は國のいのちなるゆゑ、平天下の章に、財をなす事をときたまへり、くにいへをたもつ人、此道しらでやあるべき、ものよみする人、仁義禮樂の事は、文にもあらはし、ことばにもいへど、財用の事いふはすくなし、是は人のすきこのみていへる事なれば、われいはずともと思ひ、義をさきとし、利をのちとして、人にゆづるもあるべけれど、たかきもいやしきも、たからなくして何事をかなすべき、許魯齋の學者は生をゝさむるをもて、さきとすといへり、そしるべきにあらず、されど財をなすといへるは、其のつかひをほどよくする事をこそいへ、しもをそんじて、かみをまし、人をやせしめて、おのれをこやすにはあらず

自注、たからは、漢書曰、貨者國之本也、唐書曰、財者國之命也、賈誼曰、積貯者天下之大命也、

損レ下而益レ上、瘠レ人以肥レ己、竊之道也

橘牕茶話

雨森芳洲 著

詩載芟云、侯彊侯以、註彊民之有二餘力一而來助者也、能左二右之一曰レ以、太宰所謂、間民轉移執レ事者、若下今時傭力之人隨三主人所二左右一者上也、鄭氏曰、間民謂下無二事業一者、轉移爲レ人執上レ事也、由レ是觀レ之、三代亦有下間民之無二事業一者上、傭力以供二朝夕一、蓋理勢之必然者也

士大夫而與二細民一爭レ利、猶且不可、何況天子乎、漢武好レ大喜レ功、國用匱乏、而興利之臣、如二桑弘羊之屬一紛々輩出、雖レ有下闢レ地拓レ彊之名上而天下已壞矣、蓋國家本無二匱乏之理一而至二于匱乏一者、未レ知二先王量レ入爲レ出之道一也、此理也、上下同然、今不レ探二其本一而唯利之圖、利終不レ可レ得、而禍殃

隨生、悲夫、蓋好色縱飮者、殀凶之兆也、然未ニ必劃一、卽殀凶或之ニ昏昧、或之ニ僥倖一、日玩歲愒、而不レ知ニ自敬一、終至ニ於殀凶一、其於レ利也亦然、可レ謂レ愚矣

或問、今日王侯匱乏之日至、是何故也、曰、人有ニ兄弟妻子一、同棲ニ一處一、食未ニ必魚肉一、衣未ニ必細絹一、營構未ニ必華麗一、雖レ有ニ進收之財一、累多贏少、不レ能ニ贍給一、不レ得レ已而至三於借債那移救ニ急目前一、此謂ニ眞貧者一也、若夫一歲所レ入、固足三以養ニ親眷一、而家有ニ餘妾剩僕一、門有ニ雜賓閑侶一、居未ニ必濕一也、事營繕食、未ニ必乏一也、而求ニ膏腴一、會則飮酣歌笑、出則艷服誇耀、如レ此而至ニ逋欠日積、催逼塡上門、此謂ニ無レ病而招下災、非ニ眞貧者一、此理也、天下國雖レ有ニ大小之別一、無三往而非ニ一致一、安得レ有三以レ此、而說ニ於今之王侯一者乎、蓋食レ祿之家、一百石以上、至ニ于王侯一、苟能量レ入爲レ出、則各自充足、何患ニ乎匱乏一、大凡不レ論ニ多寡一、使費之出ニ於分劑之外一者、謂ニ之奢侈一、以レ下爲レ準、不ニ敢傚上上、此其法也

多ニ僥倖之心一者、必有ニ不レ救之敗一、是以商人傳家之短、不レ如ニ農奕世之久一、故曰農民僥倖有レ限、商人僥倖無レ窮

易曰巽爲ニ近利市三倍一、子產亦曰、爾有ニ利市寶賄一、我勿ニ與知一、註、汝有レ逐ニ利於市一、珍寶貨賄之物、我鄭不三敢與ニ聞其事一、俗語利市字、想或本レ此

君子勤レ君、以ニ恭儉一、欲三其益ニ於國一也、不肖者誘レ君以ニ驕奢一欲三其利ニ於己一也、禮曰、國無ニ九年之蓄一、曰ニ不足一、無ニ六年之蓄一、曰レ急、無ニ三年之蓄一、曰三國非ニ其國一也、三年耕、必有ニ一年之食一、九年耕、必

有二三年之食一以二三十年之通一雖レ有二凶旱水溢一民無二菜色一然後天子食日擧以樂、蓋有二三十年之通一然後天子食日擧以樂者不レ忘レ蓄也

鈐錄

荻生徂徠著

制賦付士着幷武士之本ヲ不レ忘事

兵賦ト云ハ軍役ノコトナリ、軍役ノ割ヲ定ムルヲ制賦ト云、是建國ノ大制ニメ、軍法ノ根本ナリ、何トナレバ平時ニ於テモ、天子ヲ萬乘ト號シ、諸侯ヲ千乘ト號スルコト、古ノ法ナルユヘ、諸侯ノ國ヲ建立スルニハ兵賦ノ多少ヲ定メテ、是ヨリシテ萬事ノ制度ヲ建立スルコト、聖人ノ道ナレバ、建國ノ大制ナルコト明カナリ、最軍法ニ至テハ、先ヅ人數ノ總高ヲ知ラズシテハ、何ニ因テカ戰守ノ略ヲ運サ

ン、孔門ノ賢者子路ハ政事ノ科ニ稱セラレ、將軍ノ材ト令尹子西モ譽タル人ナルヲ、孔子ハ千乘之國可レ使レ治ニ其賦一トノ玉ヘレバ、兵賦ノ事ハ軍法ノ根本ナルコト明カナリ、三代兵賦ノ制、公侯ノ國ハ山川都邑ノ地ヲ除テ、田地バカリ方百里ノ地ナリ、方百里ハ一萬井ナリ、一井ノ地ハ田地九百畝ナリ、一畝ハ百歩ナリ、一歩ハ八尺ナリ、周尺ハ今ノ曲尺ニテ七寸二分ニテ、八尺ハ五尺七寸六分、大抵一歩ハ今ノ一坪ナレバ、百畝ハ三町、一井ノ田地二十七町、然レバ方百里ノ田地ハ二十七萬町、此方ノ升目ニシテ、大抵一町十石ト積リテ、一井ノ石高二百七十石ナレバ、公侯ノ國ト云ハ、二百七十萬石ノ大名ナリ、サレドモ租税ハ什ガ一ナレバ、現米三十萬石ホド四物成ニシテ、七十五萬石藏入ナリ、殘テ二十四萬町ヨリ出ル兵賦、三軍ノ人數三萬七千五百人ハ、八萬夫ノ家ヨリ出ルナレバ、大抵八萬ノ半ヲ取テ四萬ナリト見エタリ、伯ノ國ハ方七十里、右ノ割ニシテ、田地四千九百井、大抵方百里ノ半分ナレバ、百三十五萬石ノ大名ナリ、藏入現米十五萬石ニシテ、四物成三十七萬、四萬夫ノ家ヨリ出ル、兵賦二軍ノ人數二萬五千人、子男ノ國ハ方五十里石ノ割ニメ、田地二千五百井、大抵方七十里ノ半分ニメ、六十七萬石ノ大名ナリ、藏入現米七萬五千石、四物成ニシテ十八萬五千石、二萬夫ノ家ヨリ出ル兵賦一軍ノ人數一萬二千五百人、右ノ方四里、方七十里、方五十里ト云モ、大概ノ數ニテ、大抵田地六町ニ軍兵一人出ス割ナリ、秦漢以後ハ郡縣ノ世ナレバ、民ヲ募テ兵トスルユヘ、兵賦ノ定法ナシト知ベシ、而ルニ吾國軍役ノ懸リ、當時一萬石ニ十六騎ト云ヘドモ、其根元ヲ知ル人ナシ、其

起リ吾朝ノ古法、日本國ノ軍兵ヲ三十三團ト定メ、一團ノ兵大抵一千バカリ、一團ノ將ヲ太毅ト云コト令ニ見エタリ、團ト云ハ軍兵ヲ屯スル所ナリ、奥州ニ七團アリ、筑紫其外ノ國々關々ニ布列メ設ケ武士交替メ、屯スルナレバ、此事ヲ日本六十六箇國三十三萬騎ニテ、一萬騎ニ武者所一人、是ヲ團取ト云、大抵十番ニ交代スル積ニテ、一團ヲ一萬トモ云フ、大中小國ヲナラシテ、一箇國五千騎ト兵家者流ニ云習ハスモ、六十六箇國三十三萬騎ノ說ニ本ヅクナリ、一團ト云ハ本異朝ノ團練使ノ名ヲ取タルモノナルヲ、誤テ軍配團ヲ持コトト心得、武者所ト云ハ、京都院中ナドノ名目ナルヲ誤テ、太毅ノコトヲ稱シタルコト、展轉ノ違ナレドモ、古法ノ傳フル所、是ニ付テ考フベシ、一萬石十六騎ト云モ、コノ割ヨリ起レリ、實ハ一萬石百六十五人ニテ、或ハ步兵百六十五人、或ハ騎兵百六十五騎、各事ノ宜キニ隨フコトナリ、事ノ宜キニ從フト云ハ、豐饒ノ地、或ハ原野ヲ帶テ、草飼フベキ便リアル地歟、或ハ驛路ノ邊ナレバ、騎兵ヲ仕立ルコト便リアリ、サナキ處歟、或山國ニテ險阻ナレバ、步兵ヲ用ルニ便リアリ、故ニ一萬石百六十五人ヲ騎兵ニ仕立テテ、百六十五騎ニスル國モアルベシ、步兵ニ仕立テテ百六十五人ニスル國モアルベシ、日本國總知行高貳千萬石ヨリ、右ノ軍役ヲ出ストキ、三十三萬騎ノ數ニツマル、又古來ノ詞ニ六貫一匹ト云モ、田地六十石目ニ、一騎ト軍役ヲ懸ルコトニテ、異國日本ノ古法ニ符合ス、是ヲ軍役ノ定法ト知ルベキナリ、而ルヲ一萬石十六騎ト云コトハ、上方ノ國々ハ、多ク步兵ヲ用タルユヘ、令ノ定メ十人ヲ一火トメ、內火長一人、其頭ナルユヘ、ソレバカリヲ馬ニノ

セテ十六騎ナリ、サレバ近來兵家者流ノ定メニ、五十騎一備ノ人數、足輕陪卒カケテ、五百人ト云モ此割ナリ、近來騎戰廢レテ、騎馬ノ武者ト云モ、皆名目バカリニテ、物前ニナレバ、皆馬ヨリ下立テ、歩立トナルトキハ、右ノ歩兵ノ法ニテ、主人ヲ火長ト見テ、陪卒ハ歩兵ナリ、コノ歩兵モ主人ト一面ニ備ヘ戰フベキコトナリ、又陪卒ノ內、弓鐵砲ニ長ズル輩ヲ拔出メ、別ニ頭ヲ付テ足輕ニ用タリト見エタリ、是ニヨリテ知行高ニ應メ、陪卒ノ數ヲ定メ、是ヲ軍役ト云モ、戰ニ用ル故ナリ、而ルニ近來誤テ陪卒ニハ、具足箱・草履・挾箱・鑓ナドヲ持セ、是ヲ使令ノ役ニ供シテ、戰士ノ列トセザルユヘ、軍ノ時ハ無用ノ人ニ、兵粮ヲ費サレ、且又武士ヲ城下ニ聚ルユヘ、百姓ノ外ニ別ニ武士ノ家來ト云モノ出來メ、一枚ノ手形ヲ便リトメ、太平ノ法度ヲ以テシバリ置故、軍役ノ名ニ背キ、戰士ノ數減少スルコト、不吟味ノ至リナリ、扨右ノ如ク軍役ノ割ヲ定置テ、此上ニ主人ノ藏入ヲ引ベキ定法ハ四分ノ一ト心得ベシ、其子細ハ吾邦古ノ租稅十分一ナルヲ、武家ノ代ニナリテ兵農分レ、武士ト云モノ出來テ、朝家ノ租稅ヲバ押領メ、地頭四分、百姓六分ニ租稅ヲトル、然レドモ其地頭四分ノ內、一分ハ朝家ノ租稅ニシテ、此內ニテ國司ノ祿、其外ノ國用マデニ用テ、元來不足ナカリシコトナル故、四ツモノナリニメ、一萬石ノ地ノ租稅、現米四千石俵ニメ、一萬俵ノ四分一、現米千石ヲ君ノ祿ト定メ、殘テ現米三千石ヲ、家中ノ士百六十五騎ノ祿トスルトキハ、一騎前ニ四十五石ノ知行ヲ與ヘテ、古六貫目ノ田地ヨリ、朝家ノ租稅ヲ出シテ、其餘ニテ一匹ノ役ヲ勤タル割ニ叶ナリ、或曰三百石ヲ騎馬ノ武

者ト定ムルコト、當時兵家者流ノ說ナリ、而ルニ六貫目ニテ馬ヲ持ツコト心得ガタシ、答テ曰、三百石騎馬役ト云ハ、當時御城下ニ、武士ヲ聚置カレ、諸大名モ己ガ城下城下ニ聚置ク、世ニ相應スル樣ニ兵家者流ノ積リタル說ニテ、全ク武道不案內ノ妄說ナリ、六貫一匹ト云ハ古土着ノ時ノ古法ニテ、此軍役ヲ以テ日本國中ノ總軍兵三十三萬騎ト云數ニツマル、三百石騎馬役ト定ムルトキハ、僅ニ六萬六千騎ナリ、ソレモ主人ノ藏入兵兵足輕ノ料ヲ引テ、一萬石十六騎ノ割ニナリテ、僅ニ三萬三千騎ナリ、ソレモ又武士城下ニ聚居ルコト、年久キユヘ、奢侈日ニ長ジ、物價次第ニ貴クナリテ、今時ハ三百石ニテモ、馬持ツコトナリガタク、其大將モ一萬石十六騎ノ軍役ヲ出スコト、ナリガタク成行ハ土着ノ古ニ返ラズシテ、當分ノ渡世ノ上ニテ定ムルユヘ、不易ノ定法ニ非ズ、土着ノ古ニ返サザルトキハ、軍兵日ヲ逐テ減少シテ、武道滅却スルコト明カナリ、武士土着スルトキハ、衣食住ニ物入ルコトナシ、風俗自然ト質素ニナリテ、城市油滑ノ風習ヲハナレ、濱海ノ地ニ非レバ魚類不自由ナルユヘ、鳥獸ヲ食スベキ營ミニ、弓鐵砲ノ藝、自然ト精クナル、親戚朋友ノ訪問ニハ、五里六里乃至十里二十里ヲモ、常ニ往還スルユヘ、馬ニ騎習レテ自然ト馬達者ニモナリ、又地理ヲ能諳ンジ、山谷河海ヲ馳メグリテ、事情ニモヨク通達ス、召仕者モ己ガ領知ノ百姓ノ內ニテ見立使立、年來ノナジミ厚クナリ、其上其妻子一族、膝元ニ居住スレバ人質トナルユヘ、先途ノ役ニモ立ツナリ、城下ヘハ三月半年ノ勤番ヲ、軍役ノ人數ヲ以テ勤ルユヘ、主君ノ武備ニハ却テ甚宜キナリ、愚ナル大將ハ家中ノ士、城下ニ

居住スルヲ聞カナルコトニ思フベケレドモ、事出來ル時節、又ハ平日火災等ノ節モ、妻子家財手足マトヒト成故、却テ騷動ヲ生ジ、火ヲ消スコトモナラズ、勤番ノ武士ハ男住居ノ旅宿ナレバ、何事モ手バシカクテ、奉公モ思樣ニナルベシ、是又土着ノ益ナリ、又在々ニ强盜一揆ノ起ルモ、武士居住セザル故ト知ルベシ、扨馬ヲ持ツコトモ、當時ノ人ハ馬ニハ豆ヲ食ハスル物トバカリ思ヘドモ、古ハ士ニ領地ヲ與ルヲ、馬ノ草飼料トメ賜ルト云詞アリ、是ハ武士ノ馬モ、百姓ノ馬ト同ク、野ノ草ヲ食セテ養フコト古法ナリ、草ヲ飼テ養タル馬ハ健ナリ、當時ノ上馬トテ、豆ニテ養置タル馬ハ、肥フトリ、毛色ツヤノ麗シキマデノコトニテ、却テ弱クナリ、病出テ、常ニ使習シタル馬ハ達者ニテ、上馬トテ廐ニ立置タル馬ハ不達者ニテ、長途ヲ行コト不レ能ト云コト、當時武道衰廢ノ世ニハ人ノ知ラヌ事ナリ、此差別ヲ會得スルトキハ、六貫一匹ト云ニ疑アルベカラズ、或曰、家中ノ士ニ高下ナク、四十五石充知行ヲ充行ントセバ、當時諸大名ノ家中ノ諸士、父祖ヨリ相傳メ、百石二百石三四五百石ヨリ、乃至千石二三千石四五千石モトルモノアルヲバ、削減スルコト難カルベケレバ、タトヒ土着ニ返シタリトモ、六貫一匹ノ古法ハ行難カラン、答曰、六貫一匹ハ軍役ヲ懸ル割ニテ、總並ニ四十五石ヅツニスルト云コトニ非ズ、百石二百石三四五百石、乃至千石二千石三四五千石トル諸士ヲバ、其相傳セル祿ヲバ、其儘ニ與ヘヲキテ、此割ヲ以テ役ヲ懸ケテ、陪卒ヨリ騎馬ヲ出サスルトキハ指支ルコトナシ、尚又百姓ヲ騎兵ニ仕立テテ出サバ、二十石目持タル百姓ニ年貢ヲ免ズ、僅ニ現米八石ノ充行ニテ、四

十五石ノ知行ト同斷ニナルユヘ、其主人ノ心懸ケニヨリテ、騎馬ノ數ハ此割ヲ以テ如何程モ出サルベキナリ、又足輕ニハ十石目持タル百姓ニ、十俵ノ年貢ヲ免サバ不足アルマジキナリ、尙右ノ割ハ地戰ノ積リニテ、一日路、二日路、三日路マデノ軍役ナルベシ、長途ノ軍役ハ、關東ヨリ京都、中國、九國ト三段ニ分ケテ、人數ヲ減ジ、在國ノ士ヨリ、モヤヒヲ出メ、勤サスルトキハ、手支アルマジキナリ、畢竟武士ノ本ハ農民ナリ、武士ノ所作ハ、弓馬共ニ士ノ上ノワザナリ、ト云コトヲ忘ルルトキハ、武道日ニ衰フルナリト知ベシ、或曰、總知行ノ四分一ヲ、國主ノ藏入ト定ムルコト、今ノ世ニ於テ甚不足ナルベキハ如何、答曰、當時御城下居住ノ諸大名ノ身上ヨリ見ルユヘ、此不審尤ナリ、諸大名御城下ニ居住スルトキハ、何レモ皆旅宿ノ境界ナルユヘ、衣食住一切ノコト、皆金銀ニテ買調ルコトナレバ、領地ノ年貢ヲ沽却メ、金銀ニシテ御城下ヘ持來リ使フナリ、是ニヨリ商人諸職人、御城下ニ聚ツドヒテ、其自由ナルコト甚シキ故、奢侈日日ニ長ジ、就中婦女ノ奢、以テノ外ニ超上ス、此上ニ公儀ヨリ不時ノ公用ヲ懸ラルルユヘ、世移リ風俗末ニナルニ隨テ、其費用ノ程、限量ヲナシ難ケレバ、一定ノ割、曾テアルマジキナリ、土着ノ古ニ返ルトキハ、衣食住共ニ其領地ニテ事足コトナリ、食物ノ米穀ハ云ニ及バズ、菜菓ハ菜園樹木畠ヲ設テ種サセ、鳥獸魚介ハ漁人獵師ノ役ニテ是ヲ出シ、酒醬ハ厨下ニテ造ラセ、衣服ハ公宮ヨリ諸士ノ家マデ、婦女ノ役トメ、絹布ヲ織出シ、百姓ヨリ調布ヲ出サセテ事足ルベシ、宮室ハ山林ヲ立サセ、炭瓦ヲ燒セテ、工匠ノ役ヲ以テ造スベシ、百工ハ皆足輕ノ兼役

ニテ是ヲ用ユ、普請ハ百姓ノ夫役ナレバ、諸士ヨリモ夫ヲ出サセテ物入ナシ、大工塗師ノルイ、古ハ在々ヲ巡リテ細工ヲ仕懸ケ、先々ヨリ往還ス、月日ヲ積テ成就スルユヘ、家居器物モ丈夫ナレバ、破壊スルコト難ク、其利莫大ナリ、畢竟土着ノ世ハ、物ヲ買求ルコトナリ難キユヘ、人々物ヲ、兼テヨリ仕立置テ、年ヲ經テ後ノ用ニ立ル心ニナルニ、今ノ世ハ買求メテ、當分ノ間ヲ合スルコト、世ノ風俗トナリ、人ノ心バヘニ替アルヨリ、田舍ノ百姓マデモ林ヲ立ルコトヲ不レ知シテ、材木ヲモ御城下ヨリ買求メ、木綿ヲ作ル事ヲ忘レテ、京都ヨリ買求メ、或ハ蠶ノ業ヲ不レ知郷村モ多ク、何事モ御城下ノ風俗、田舍マデ移行テ、商人盛ニナルユヘ、金銀ノ通用ニテナラデハ渡世ナリ難クテ、國主ノ藏入モ、諸士ノ渡世モ、次第ニ手バリ行クナリ、ココノ界ヲ會得セバ、四分一ノ藏入ニテ不足ナキコト明カナリ、尚又作毛ノ外、其土地ノ物産、又ハ百工ノ上手ヲ仕立置トキハ、工商ノ利ヲ以テ國ヲ富ス術モアルベシ、是等ハ神而明レ之存ニ乎其人一ト云ヘル本文ノ意ヲ會得シ、人々ノ才覺ヨリ出ルコトナレバ、定マル割ノ外ノコトナリ

一 大名ノ身上ヲ幾十萬石ト云ヒ、平士ノ身上ヲ幾千石幾百石ト云コト古法ニ非ズ、大形信長・秀吉ノ時ヨリ起ルト見ヘタリ、古ノ領地ノカキ物ヲ見ルニ、何郡何ノ郷何村ニテ幾十町幾百町ナドトアリテ、石高ハナシ、武士ノ知行ヲ幾十貫幾百貫ト云モ、當時モ百姓ノ詞ニ殘リテアリ、田一坪ニ苗一把種ルコトニテ、百坪ニハ百把ウエ、是ヲ百目ト云フ、千坪ニ千把ウユ、是ヲ一貫目ト云、此積ニテ大抵十

貫ハ百石、百貫ハ千石ニ當ルトキ、上下田ニヨリテ一定セズ、是古法ナリ、扨俸祿ヲ石高ニテ定メタルコトハ、其起リ浪人衆ヨリ出タリ、浪人衆ト云ハ、本領ヲ離レテ、他國ニ仕ル者ヲ云フ、當時無祿人ヲイフ類ニハ非ズ、甲州ノ浪人衆、名和無理之助ガ類是ナリ、昔ハ本領安堵ヲ士ノ本意トスル習ハシナルユヘ、其國ヲ切取リ、手ニ入レテ後ニ、本領安堵サスベキト云コトニテ、當分廩米ヲ與フ、是ヨリシテ士ノ祿ニ石高ヲ以テ定ムルコト起リ、信長・秀吉ノ時分ニ至テハ、日本國中ノ士皆本領ヲハナレテ家家ヘ散亂シタルユヘ、一面ニ石高ニナリタルナリ、當時モ古キ家ニハ、新參者ニハ廩米ヲ與ヘ、家ノ譜第ニナリテ知行所ヲ與ルコトノアルモ、此遺風ナリ、且又四物成、三ツ五分物成ナドト云コトハ、元來百石ト云ハ、モミ百石ナリ、米ニ安四十石アルモアリ、三十五石アルモアルヨリ、四斗俵、三斗五升俵ナドト云コト出來セリ、古ハ皆モミ納ナリ、武家ニ兵粮ヲ貯置クハ、皆モミニテ貯置クコト古法ナリ、故ニ東照宮ノ御筆ノ物ヲ、御旗本ノ家ニ所持シタルニ、誰々ニモミ幾俵幾俵トカキ給ヘルガ多キナリ、カクノ如クナル子細ナレドモ、今當時ノ風俗ニ合セテ、右ニハ石高ノコトヲ云ヘリ、古ヨリ石高ト云コトアリトハ思フベカラズ

右制賦ノ一卷ハ戚南塘ガ兵法ニモナキコトナリ、又和軍ニモモトヨリ是ナキコトナレドモ、是軍法ノ大本ナルユヘ、愚按ヲ以テ是ヲ述ス、愚按トテモ、和漢ノ古法ニ本ヅクコトナレバ、全ク杜撰ニ非ズ學者疎ニ心得ベカラズ、又謙信流ニ日本國總人數ノコト、四萬五千騎トアレドモ、無稽ノ妄說也ト知

ベシ、孔子ノ御詞ニ庶富敎ノ三ノ次第ノコト論語ニ見ヘタリ、是治國ノ大道ナルユヘ、卽軍學ノ至極ナリ、サレドモ當時ノ儒者ハ、治國ノワザニ疎キユヘ、空理ニ是ヲ說ナシテ、聖人ノ深意隱レタリ、嘆シキコトナリ、第一ニ庶ト云ハ、國ニ軍兵ノ數不足ナキヤウニスルコトナリ、是卽此制賦ノ卷ノ意ナリ、庶ハ衆庶ノ義ニテ、人類ノ多キ心ナリ、國ノ治メハ國中ニ人數ノ多キヤウニナルコト第一ナリ、當時ノ愚ナル學者ハ、城下ニ工商多ク聚マリテ繁昌シ、武家ノ家居ヲ作リツヾケ、袴着タル若黨、中小姓、手ブリ奴ノ澤山ナルヲ見、又田舍マデモ商人多入込テ繁昌スルヲ、孔子ノノ玉ヘル庶アリト云ニ叶ヘリト思フハ、以ノ外ノ僻事ナリ、其子細ハ古ハ武家皆知行所ニ居住シテ、在々ニ遍滿シ、皆々土ニハヘ付タル草木ノ如クナリ、故ニ楠ナド其外ノ家々、度々城ヲ落サレ沒落シテモ、子孫其所ニカラマリ居テ、幾代モ不レ絕、ヒタモノニ旗ヲ擧テ、家ヲ取興セシコト、是武家土ニ付タル威德ナリ、シカルヲ信長・秀吉日本ヲ一統シ玉ヘルトキ、甚ダ是ニ難儀ス、是ニヨリ敵國ヲ攻從ヘ、其將降參スレバ、所替國替ト云コトヲサセテ、地ヲハナルル樣ニシタリ、是ヨリシテ士ヲ知行所ニ置トキハ、所替ノ節不便利ナルユヘ、皆城下ニ士屋敷ヲ立テテ、集メ置クコトニナリタリ、士ヲ城下ニ集置キ見レバ、昔在在ノ知行所ニ置ケル時トハ替リテ、立廻モヨクナリ、行儀モヨクナリ、又城下ニ大勢居ルユヘ、是ヲ召使フニ自由ナルユヘ、大將モ是ヲ悅ブ、又士ノ召仕家來モ城下ナレテ利口ニナルユヘ、士モ是ヲ悅ビテ便利ナル事ニ思ヒ、始メハ遠國ニハ知行所ニ居ル士モ多カリケレドモ、次第ニ城下ニ居住シテ、

今ハ大形日本一統ニナリタリ、如レ此ナリ堅マリタランニハ、此以後亂世ニナリテ、割據ノ世界ニナリタラントキ、敵ニ城ヲ攻落サレタラバ、一敗塗レ地トヤラン云如クニテ、其城下ニ住居セシ武士ノ種ハ、盡クニ滅却スベキゾ悲シキ、其子細ハ小身ナル士、城下ニ居住シテハ、タトヒ知行處ヲ持タリトモ、知行處ノ治メハ努々ナラスコトナリ、只年貢ヲ取バカリヲ、地頭ノ所作ト覺居ルナリ、其百姓モ地頭ハ年貢ヲ取ル役ノモノトバカリ覺居テ、地頭ハ少モ多ク取ントシ、百姓ハ少ク出サントト思入テ、互ニ取ラン取ラレジノ爭ノ外ハ、更ニ他事ナケレバ、地頭ト百姓トハ、當時ノアリサマ仇敵ノ如クナリ、サレバ其城落城シタルトキ、其武士知行所ニカラマリ居ルコトハ、曾テ不レ叶、皆百姓ニ打殺サルベケレバ、一敗塗地ニハ非ズヤ、且ヘ知行所ニ住居スルトキハ、武士モ百姓ノ風俗ノ如クニテ、譜第者ヲ澤山ニ持居ル、譜第者ハ家內ニテ生レタルモノニテ、幼少ヨリ主人ノ妻モ我子ノ如ク憐テ、是ヲソダテツレバ、主人ヘナジミ深シ、追出シテモ行ベキ先ナシ、恩ニアマヘテメンドウナルモノナレドモ、其主人モ百姓ノ心ノ如ニテ、ヨクメンドウヲ見ルユヘ、先途ノ役ニ立ツコトナリ、武士城下ニ集居コトニナリタル後ハ、召仕ノ利口ヲ好ム心ヨリ、譜第者ヲ召仕フ事ヲ嫌ヒテ、皆出替者ヲ召仕フ事ニ今ハナリタリ、出替者ト云コトモ、元來田舍ノ百姓ノ家ニアルコト也、皆近村ノ百姓ノ身上ノ、ナラスヲ召置クコトナルユヘ、其者ノ親類、親子、地ニ着テアリ、田宅モアレバ、ソレヲ棄テ、逃走ルモノニ非ズナルホド慥ナルモノナリ、城下ノ武家ニ是ヲ召置トキハ、出替者ハ定マリタル主人ニ非レ

バ、十方旦那ノ心ニテ主人ヘ思入ル丶コトナシ、年季アリテ出替ルユヘ、年久シキナジミナシ、剰ヘ遠國ノフテンナル者ヲモ、城下ノ商人ヲ請人ニシテ、手形一枚ニテ、召置クコトナルユヘ、治世ニ公法ノ立ツ内ハ、手形モ用ニ立テドモ、亂世ニ至リテハ公法ハ用ニタ丶ズ、他國ヘ踏出シテハ、皆途中ニテ缺落スベシ、サレバ只男ブリ、口先ノ利口ヲ取テ、召置キタル中小姓、徒ノ者杯ノ闘カニ城下ニアレバトテ、軍役ノ用ニ立タネバ、孔子ノノ玉ヘル眞ノ庶アリト云ニハ叶ハヌコトナリ、又城下ニ商人ノ多ク聚マルコトハ、武士知行所ヲハナレ、城下ニ居ルトキハ、平生ノ身持、土ケヲハナレテ自然ト奢美ニナル、奢美ニナラズトテモ、城下ハ箸一本ニテモ買調ヘズシテ、朝夕ヲ送ル事不レ叶ユヘ、城下ニ商人次第ニ多クナルコト必然ノ理ナリ、商人次第ニ多集テ、城下自由便當ニナルニ隨テ、武士ノ奢、彌盛ニナリ、年貢ニ取タル米ヲバ、其年切ニ悉賣拂ヒテ、商人ヲ頼テ用ヲ足シ、世ヲ送ルユヘ、米ノ貴キコトヲ、人々皆忘レテ、金ヲ貴ブ人ノ心ニテリタリ、畢竟ノ處國主ノ士ヲ養フベキ爲ノ俸祿ハ、商人ヲ養フコトニナリテ、武士ノ身上ハ皆商人ニ吸取ラル丶コト、當時ノ有樣ナリ、是ニヨリテ物價次第ニ貴クナリ、武士次第ニ困窮シテ、人馬ヲ軍役ノ通リニ持ツコト、今ハナラヌヤウニナリタリ、百姓ハ雜穀ヲ食シ、年中勞苦シテ世ヲ送ルニ、商人ハ白米ヲ食シ、骨折ズ世ヲ送ルユヘ、今城下ノ風儀、田舍マデ移リテ、田舍ニモ商人多クナリタリ、國中ノ民ハ百姓ノ外ハ、皆武家ノ家來トナリテ、軍役ヲ勤ムベキ者ガ、今皆商人トナリタレバ、庶ハ庶アレドモ、軍役ノ用ニ立タネバ、眞ノ庶アリト

云モノニハ非ルト知ベシ、第二ニ富スト云ハ、武士ト百姓トノ富ムコトナリ、武士ト百姓トノ富ト云ハ、其國ニ米ヲ貯置クコトナリ、今ハ米ヲバ悉賣拂テ、金ニシテ商人ヲ養ヒ、又商人ヨリ他國ニ送リヌ、剩ヘ金モ其年切ニ使棄レバ、國空虛ニシテ、貧ニナル事、右ニ云ガゴトシ、且ヘ今世ハ工商混ジテ一ツニナリ、工ヲモ商ヲモ町人ト是ヲ名ヅク、是又國貧ニナルユエンナリ、總ジテ古ハ百工ヲ其國ニ仕立置テ是ヲ用ヒ、他國ノ百工ノ作タル物ヲ、商人ヲ賴ミテ金ニテ買調ルコトハナカリシナリ、何事モ其國切ニ、用ヲ足スヤウニセザルトキハ、亂世割據ノ時ニ至テ、ヒシト手支ルノミナラズ、商人勢ヲ得ルユヘ、物價次第ニ貴クナリテ、國必貧クナルコトナリ、百工ハ庶人ノ廩米ヲ食ムモノヽスルコトナルユヘ、戰國ノ比マデモ、多クハ足輕ノワザナリ、普請ドウヅキハ、足輕幷ニ武家ノ家來ニサスル事ニテ、日庸ヲ傭フト云コトハ昔ハナキコトナルニ、今ハ足輕モ、武家ノ家來モ、驕リテ是ヲセズ、日庸ヲ傭ヘバ、物入莫大ナリ、農民ニサスレバ農作ノ妨トナル、日庸ヲ傭フユヘ、游民其所ニ聚マリテ、米穀ヲ食費シ、武家ニ仕ユルコトヲ嫌ヒテ、皆游民トナルユヘ、人民ハ多ケレドモ、軍役ノ用ニ立ヌコトニナリユク、是皆庶富ノ二ヲ知ラヌユヘナリ、第三ニ教ト云ハ軍法ノナラシナリ、孔子ノノ玉ヘル教ト云ヲ、仁義五常ヲ講釋シテ教ルコトヽ、今ノ世ノ儒者ノサヘヅルハ、以ノ外ノ僻事也、古ニ孝悌忠信ヲ教ユルト云ハ、上タル人ノ治メカタニヨリテ、自然ト孝悌忠信ノ風俗、厚クナル事ニテ、全ク講釋ヲシテ教ルコトニ非ズ、其上庶富教ノ教ハ、孔子ノ不レ教民ヲ以テ戰フハ、民ヲ棄ルナリトノ

玉ヘル心ニテ、軍法ヲ教ルコトナリ、軍法ヲ教ユルト云ハ、軍法ヲ説テ教ユルコトニ非ズ、軍法ノナラシヲ仕込テ、士卒ノ身ニ覺ユルヤウニスルコトナリ、是卽チ下ノ操練ノ諸卷ニ述タルトコロナリ、今ハコノナラシナキユヘ、弓鐵砲ハ獵師ニ劣リ、馬ハ牧士ニ劣ルヤウニ武士モナリタリ、下卒マデニ仕込ムベキコトハ旗鼓ノナラシナリ、士分以上ノ人ハ隊長以上ノ職ナルユヘ、人數ノ使樣、合戰ノ仕樣、遠クヨリ見テ、人數ノ多少ヲ積ル事、備ヲ立ル間數ノ場積リ、是等ヲ第一トスベシ、山川地理ノ案內、諸事ノ功者、寒暑ニ身ヲ錬リ、勞苦ニ堪ルコトハ、知行所ニ住居スレバヲノヅカラナルコトナリ

徂徠答問書

荻生徂徠著

檢見と申事、世上有之候より、斗筲の人ならで代官はならぬ事に被成候、貢賦之法は、常免を至極に仕候三代之法、夏は貢法、殷は助法、周は徹法に候、徹法は貢助之外に無之候、助法は公田私田を分ち候故、後世に難用候、貢法は常免之事に候、大禹之御定めにて候故、是に踰候良法無之候、聖人はよく人情に通達し、古今之情弊を洞見被成候間、御立候事に候、世上に檢見と申事御座候よりして、吏の種々の奸曲は生じ候事に候、定免に仕候へば、賄賂之道斷候て、奸曲を防がずしておのづから無之候日本之古も異國は秦漢より元明までも、皆定免に候、檢見を以て見取に致し候よりして、國の財用は吏の囊橐に入り候と可被思召候、其上定免に致し候へば、入に定額御座候而、定額を以て國用を制候故却而簡便に候とりかゝを定免に致し候へば、誰にても代官は勤まる事に候、代官を鄙職に定め候故、其家にてしかと致したる士をば申付がたく、是よりして果は卿大夫皆民間の情にうとく、木偶人のごとくに成行申候、皆戰國の餘習をうけて、苟且の制度と可被思召候以上

辨名

荻生徂徠著

儉者節用也、如溫良恭儉讓、宋儒誤以爲聖人之威儀、遂謂儉不止節用者非矣、蓋儉者仁人之道也、王者之大德也、堯舜茅茨不剪、土階三尺、禹惡衣服、菲飲食、卑宮室、豈不然乎、孟子所謂仁民愛物、蓋古言也、謂愛惜物也、因孟子又有愛牛之說、而宋儒誤以爲慈愛之愛者非也、數罟不入洿池、斧斤以時入山林、皆不暴天物之義也、若徒以慈愛言之則孰若浮屠之戒殺乎、孟子所以仁術言之者、欲以誘齊王、其好辯之失、率如是耳、如禮與其奢也寧儉、亦謂節用也、觀於今也純儉可以見已、又曰、富而好禮、子路曰、傷哉貧也、生無以爲養、死無以爲禮也、曾子曰、國無道君子恥盈禮焉、國奢則示之以儉、國儉則示之以禮、子思曰、有其禮無其財、君子弗行也、有其禮有其財、無其時、君子弗行也、蓋禮必備物、貧則不可備矣、雖不貧然、節其用而不必盈禮是儉也、必欲備物而侈其用是奢也、後儒不知本諸古言、徒謂儉者不及之謂、而欲就禮、爭過不及其論、遂致弗通、學者察諸

紫芝園漫筆

太宰春臺著

謂二富國强兵一、爲二覇術一者經生之談也、其實先王之道、亦唯是物已、足レ食足レ兵、非二孔子之言一乎、蓋國而不レ富、不レ可二以爲一レ國、兵者所二以守一レ國也、兵而不レ强、不レ足二以守一レ國、然國不レ富、則兵不レ强、是富レ國又强レ兵之本也、富レ國有レ道、能盡二地利一則國富、後之爲レ國者、率不レ能レ盡二地利一、見二磽确潟鹵、不一レ宜二嘉穀一、則以爲二不用之地一、而不下復求中所二以治上レ之、殊不レ知地若唯生二嘉穀一而已、則何足二以養一レ人哉、夫地有二五土一焉、山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰五者皆地也、人之所レ資飲食衣服、藥物器用、凡百貨財、皆產二於地一、善治二其地一、則各隨二其所一レ宜、皆得二其利一也、然後以レ有易レ無、則用可レ足、而國可レ富矣、此謂レ盡二地利一

民農爲レ本固也、然地或有レ不レ利レ農、則不二必耕織一、若果不レ利レ農、則自炒レ鐵煮レ鹽、狩獵釣漁、以至二百工之事一、莫下不レ宜レ爲者上、孟子曰、民事不レ可レ緩也、故善治レ民者、視二其才性一、而參以二地宜一、而敎レ之就レ事、因督二其事一、賞二勤者一而罰二惰者一、夫然後民遂二其生一、而庶富可レ致、此亦爲レ國之要術也

近時有二興利之臣議一、涸二潴澤一以爲レ田、所在隳二巨池大澤一、而流二其水於他處一、旣不レ知二地勢一、又逆二水

之性一、所三以有二水災一也

凡借レ人以二金錢一、而其人能及レ期還レ之、幸也、如其貧不レ能レ還レ之、則當二捐レ之不下責、因爲レ折レ劵、以安二其心一、已亦去二其心累一、此謂下培二善根一植中德本上、蓋感レ恩圖レ報、負債擬レ償、人情之常、不レ待二賢人君子一、而後能然也、卽人不レ報、天必報レ之、卽不レ在二其身一、將在二子孫一、況人升沈無レ恆、豈可下占二一時富利一、而不上レ憫二人之究困一哉、馮驩所下以不上レ責二貧民之錢一、以爲、孟嘗君布二德於薛人一、其意在レ斯、非二惟封君宜下如レ是、凡居二富家之業一者、不レ可レ不レ行二斯道一也、世之富人、不レ能三植德、以爲二百年之計一、有二負債一而不レ還者、責レ之不レ已、繼レ之以レ怒、負者亦怨二其不恕一、雖二親戚故舊一、由レ是失二其歡一、卒爲二仇讎一者、往々有レ之、甚則訴レ官、立取二其償一、至レ使二負者攜離逃亡一然後已、卽不二告訴一、握二無用之劵一、以責二虛債一、雖二守而責下レ之、積以二歲月一、終不レ能レ得、負者困困、責者亦勞、徒爲無益、嗚呼愚哉、大抵借而責レ之、不レ如レ無レ借、故君子有レ不レ借、々レ之則不レ責、惡二敗德一也

富貴可レ欲也、不レ可レ求也、君子知二其不下可レ求、故弗レ求也、孔子曰、富與レ貴、是人之所レ欲也、言欲二富貴一者、人之情也、富而可レ求也、雖二執鞭之事一、吾亦爲レ之、是孔子亦欲レ富也、欲レ之而弗レ求、斯爲二君子一矣、淵明曰、富貴非二吾願一、此非二人情一也、虛語也已

爲學初問

山縣周南著

一　ちかごろは、士庶ともに貧窮を苦む人多し、盛世にも斯る事あるべきや、曰、苦を經ねば樂を不レ知、今の世の貧窮も、亂世の苦患にたくらべなば、いか程か樂しかるべき、世久しければ人口增加して、物不レ足と、人はいへど、さは思はれず、和漢の史どもを見るに、飢饉は亂世にこそあれ、治世には稀なり、誰も知れる唐の太宗の世の斗米三錢など、時豐なる驗なり、亂世は造化の氣虛して、人類減耗すれば、米穀諸物も同く減耗す、治世は造化の氣旺する故、人類蕃昌すれば、諸物も同く蕃昌して、人の養ひ不足なし、杜氏通典明史など、天下の戶口を記したるを考へ見るに、漢桓帝永壽三年口數五千六百四十八萬六千八百五十六人、唐玄宗天寶十四年、口數五千二百九十一萬九千三百九人、明世宗嘉靖年中口數五千五百七十八萬三千人とあり、是彼邦全盛の時の口數なり、此間の亂世は、戶口皆減ぜり、是を以見れば、譬へば豐年の田地に稻よく生ればとて、一町の田に生る稻の限りある如く中華の地に生ずる人も、土地相應の限りあると見えて、古今の差ひなし、世久しければとて、諸物に越て人類のみ蕃昌して、養ひ不足すべきことに非ず、唯治世久しければ、人情驕慢に成て、風俗自然に

奢侈し、過分に物を費す故、奢侈極まれば財力盡るなり、天地の生育不足するにあらず、人事の相違にてあり、但禮樂の制度あれば、急には困窮にならぬことなり、禮樂の制度とは、上王者より、下凡民に至るまで、上下貴賤人倫の差別を、居所衣服一切の物にて格式をたて、其品を分るをいふ、是治世安民の道を運ばする道具なり、此道具揃はねば、仁政天下に徧ねからず、軍中にこそ皆甲冑をきるなれば、軍裝衲服とて、貴賤の章服差別なけれ、今は王者も社杯をめす、凡民も社杯をきるなれば、いかで貴賤をわかたん、されば財だにとめば、凡民も王者の榮耀の眞似をする、奢りに奢りて、今は世共に財つきて、貧窮を苦むなり、分を越て奢らずば、何の故にか貧窮せん、貴者は身を高く持上て輙くは人に物をもいはぬ程の風俗なれば、今の諸侯は昔の王者にも增るべし、今の大夫は昔の諸侯にも增るべし、是を見眞似て、足輕の奴隷まで、士大夫の眞似して、上﨟めけばなどか貧窮せざらん、治世の德をば恭儉の勤儉のとこそいふに、高くでるを規模と覺え、緩怠をするを貴相と思ふ、淺ましき風俗なり、偖困窮程恐ろしき物はなし、小人窮すれば濫すといへり、奢る者の癖として、奢りの用をたさん爲めに、財寶を貪る、財寶は貴賤上下相應じて配當したる物なれば、分に越て張時は必たらぬ物なり、不足ばとて、人の財寶を手立ても取られねば、上よりは下を剝てたし、下は上を掠めてとる、はぐも掠むるも手を見せじと巧む程に、凡俗大きに惡く成て、禮義廉恥の四維たへ、士のかたぎはなし、其世に生れし人は、士のかたぎはかうぞあるものと思ふらん、上下交取利は國危からんとい

へり、易からぬ事にてあり

一　扨それをばいかにして立直すべきや、曰、制度を建る事は、天下を保ち給ふ王者ならでは成がたし、それこそ博く學問して、世々の制度を考へ、古今治亂の源委をさがし、世々の君臣の賢不肖を鑑みば、いつとなく知識厚く成て、時節相應の計らひも出來ぬべし、禮記王制に、「三年耕而有二一年之蓄一」とあり、是は一年の所務を四分として、其三分を今年の用料とし、餘る一分を蓄へ置て、飢饉の用意とす、三年蓄れば三分あり、則一年の用料あり、是を積て三十年にして十年の用意あり、是を堅固の國とすといへり、又「量レ入以爲レ出」といふことあり、是は一年收入る所の所務はいか程と見て、ならるゝだけに拂ひ出すべし、遣方を先にして拂ひ出せば、必不足するものなりといふことなり、無二一年之蓄一國非二其國一といへり、一年飢饉すれば上下餓死する故なり、又軍事には分限相應の人張をして從軍する外に、石に當りて軍役あり、役旗役槍等分に應じて出す事なり、今の士大夫何として辨ずべきや、先は近昔の風俗を手本にして、身上半分の覺悟にして、凡の格を立てゝ見よ、それならば風俗自然と恭儉に成て、何事も成よかるべし、それより先は彼學問の力にて、よきことを思ひ出し、人の耳目を驚さで、いつの間にか風俗直りて國治まる樣の計らひあるべし、相かまへて學問こそしたれと物知だてして、大道の旨に違ひたる輕忽の計らひして、人の國家に過ちばしさせ給ふな

一　左樣に格を改めば、勝手にはよかるべけれど、餘りにさもしく成て、士の分たゝじと思はる、曰、

吾も人も其心なればこそ世は窮するなれ、居所の莊嚴家内の器物、凡吉凶の人事、昔に比せば輕くとも十倍にせむ、されば昔一年の用金百兩にして餘計有し人は、十倍して千兩にても不足あり、なれ來る事を常の樣に思ふは人情なり、四五十年以來年增につみあげていつとなく、十倍に成たれば、唯昔より斯ぞありけんとおもふなり、何にても父祖の代の事を今日に引合せて見給へ、十倍なること思ひ當りぬべし、半分に減じたらんは、何か苦しかるべき、それを士の分立ずと思はるゝこそ口惜けれ、都て今の世の恥る事と、昔の世の恥る事と、氷炭なる事多し、困窮に付ては不屆なること多く、士のすまじき事をもする、譬へば富家の金を借て返さず、取まじきものをも取り、育むべき人をも顧で、それをば何とも思はず、よき絹きて富貴の體相して立廻るなどこそ、いと耻かしき事なれ、官祿高き人は、高きに付ての用意あり、一己の士は、一己に付ての用意あり、其闕たらむこそ羞なるべけれ、女のはづる樣なる事數へあげて、是ぞ士の羞なりと思はんは、口惜き事なるべし、最明寺入道殿、かはらけ味噌を日本一の肴なりとて、酒飲れたりし事、誰もいみじとは思へども、其世の勢に付て、我獨もせられまじきか、されども都でなさむと思へば、なすに付ての道理あり、せまじと思へば、せぬに付ての道理あり、必せで叶はずと思はゞ、人の耳目を驚かさでよき程の計ひいくらも有べし、左もなくて安危存亡の機を察せず、唯世に連て浮沈せば、譬へば重き病ある人の、炙はあつし藥は苦しとて用ひず、一日の安きを賴み、眠り居て命の盡るをしらざるにひとし、死亡の患の種なりと、しりて

道義程有難き者はなし、貧窶さへあるに、行儀も卑劣にて、人に下しまれんは、口惜き事なり

南郭文集

服部南郭著

淨英子墓碑

壺井氏、相傳其先三河高須族、後徙二京南伏見一更レ氏焉、鄕推爲二黨正一、及下豐臣氏都二伏見一、大築上城、邑居日繁、謂某者與二三雲高田二家一、三二分邑民一、治二闤闠之政一、至二國初一隨二伏見城一、然其地陪二京南一、南扼二諸畿一、且自二大坂成下都、官道百有餘里、水陸兩通、大小諸侯諸司、朝聘往來、商旅貨財、悉二天下半一、莫レ不二皆由一レ此焉、最爲二要路一、以レ故自二國初一、建二鎭臺一、擇二諸侯一尹二其地一、壺井氏爲二黨正一如レ故、蓋七世、會レ無レ子、自二一柳氏一來嗣二家氏一、曰二祐佐翁一、諱益德、長子諱益秋、寔爲二淨英子一、翁既見二其地、公役

殊劇而民乏二產業一志欲二賑恤一、元祿中、參政米倉侯、東來巡二察京畿之政一、乃見二伏見衰敝、鄉不下堪レ役
憂レ之、召レ翁問二利害一、遂用二其議一、東歸上聞、特賜二伏見澱漕公船二百艘一、會尹辜闕、代未レ至、時有下從二
他縣一請上レ造レ船、而不レ能レ成、建部侯來尹始駭二賜船未一レ成、朝恩中阻一復召レ翁議、因命董二其事一、翁徙
有二才略一、既肯受、以爲レ任、乃募二富商運レ貨者一、令レ得下隨二新造一而漕上、船算守レ法無二私加一、商貨家大
喜、爭願レ隸焉、翁拱レ手司二其事一耳、未レ幾大小二百船、整然浮レ澱、行旅得レ便、鄉民就レ業、尹侯大
悅賞レ之、上二其事一、朝命、令二翁三年一東、得下與二朝正之儀一通行十二年、而澱漕舊有二公船千二百餘一、
奮辜権得レ擅、於レ是害下伏見船分二其漕一、不上レ得レ加二私利一、數構レ事、請レ廢二伏見船一、寶永中、姑能二伏見
船一、俄失レ業者數千人、翁甚憂レ之、乃父子俱東力請レ復二其船一、及二北條侯爲下尹革二諸敝政一、時翁已卒、淨
英後先副二父翁一共レ事、於レ是復具二其利害一、上訴、尹侯審理、欲レ再二興之一、享保中、攜二淨英一東朝、具
以聞、朝議復賜二伏見公船大小二百艘一、與二舊船一竝漕、因令下察二舊船非法事一上告上、蓋竝漕、則各自相勵
不レ得三擅二一、私加二雇賃一、雇賃賤、則行旅輸レ財、天下便レ之、不二獨伏見居民成一レ生、是國家惠政之意
云、三年朝正、拜上賜物、諸依二父前例一、淨英剛毅持重、而才略亦不レ減二先翁一、亡何、造船復行、嘗失
レ業者、皆盡鳩聚、行路相讙、而猶尙時爲二舊黨一所二動搖一、淨英乃據二朝命一、執契不レ撓、屬者得レ依焉、
享保甲寅、小堀侯來鎭、亦患二其動搖相煽一、於レ是淨英建白、以レ船隸二鎭臺一爲レ重、侯乃乞二朝命一許レ之
司二其事一如レ故、實寬保三年也、寬延戊辰八月五日病卒、年六十四、葬二黃檗山龍興院先翁之兆一、法諡

曰二淨英一、淨英子、自二父翁一、廢興若干年、苦レ心焦レ肝、爲二國家一立二利世之功一、幷又成レ家、世司二其事一、然其勞亦劇、中壽未レ幾沒歟、悲夫、昔父翁俱東請レ復也、乃指二余長女一約レ婚、後淨英再業逆娶、生二男三人一、長子克成、繼司二其事一、次公允在レ家、次天、又養二妹夫子恒德一爲二第二一、令レ繼二黨正一、女子二人皆夭、孫女一人尙幼、余既以二婚姻故一、得レ詳二其本末創基之功一、且有レ裨二國家惠政一、庶可レ銘焉、銘曰、孝乎、善繼二先志一、而施二於有一レ政、可レ謂二善述一レ事矣

昆陽漫錄

青木昆陽著

比輪錢

葛洪肘后方ニ比輪錢ヲ用ユレドモ、周ヨリ晉マデ比輪ト云錢ヲ鑄コトミヘズ、晉書食貨志ニ（文獻通考コレニ同ジ）元帝過レ江、用二孫氏舊錢一、輕重雜行、大者謂二之比輪一、中者謂二之四文一、吳興沈充又鑄二小錢一謂二之沈郞錢一

トノスレバ、西晋ハ魏ノ五銖銭ヲ用ユレドモ、呉ハ遠國ユヘ竊カニ孫子ノ舊銭ヲ使ヒ、元帝江ヲ渡リテ草創ノ時ナレバ、呉俗ニ從フテ、孫氏ノ舊銭ヲ行ヒ、輕重雜行スルナルベシ、コレニテ見レバ比輪ハ元來銭ノ名ニアラズ、呉ホロビテ、呉人ノ俗稱ニテ、東晋俗稱ニヨルナルベシ、三國志ニ呉ノ孫權嘉禾五年春鑄二大銭一當二五百一、赤烏元年春鑄二當千大一銭トアリテ（當五百當千ノ二銭、形状輕重ヲ記サズ、孫氏ノ時ノ一文使ヒノ銭ハ、後漢ノ諸銭ナルベシ）孫氏ノ時ノ孫氏ノ舊銭コノ二銭ノ外ナケレバ、東晋ノ大ナル者ヲ比輪ト云ハ、孫氏ノ當千ノ大銭ニシテ、ヨホド大ナル銭ナルベシ、（當千ノ大銭フタツ輪ニテ、兩輪相比ブニヨリテ、呉人比輪ト云ニヤ、考フベカラズ）中ナル者ヲ四文ト云ハ、孫氏ノ當五百ノ銭ナルベシ、（當五百ノ銭ノ重サ、一文使ヒノ銭ノ四文ニアタルユヘ、四文ト云ニヤ、考フベカラズ）沈充傳ナケレバ、何レノ代ノ人ナルヤ、知ベカラザレドモ、又鑄ト云ニテミレバ、西晋ノ時ノ呉人ナルベシ、（晋書ニ王敦ニ與スル沈充アレドモ、コノ沈充ト別人トミユ、）齊ノ孔覬ガ云ク、自二漢鑄一五銖一、至二宋文帝一、歷二五百餘年一、不レ變者、輕重可レ法、得二貨之宜一也ト、（漢ヨリ劉宋ノ文帝マデ、銭ヲ鑄ルコト一ナラザレドモ、五銖バカリ久シク行ハル、ユヘ、孔覬コレヲ云也）コレニヨレバ、東晋ノ初度ハ孫氏ノ舊銭、沈郎銭ヲ行ヒタレドモ、後々ハ五銖銭多ク江左ヘ入テ、江左ニテモ五銖銭ヲ行フトミユ、通雅ニ、曰二大泉者一、王莽曰二重輪一、乾元者唐肅曰二嘉禾一者、呉一當五百也、曰二比輪一者、東晋之初渡、曰二大貨一者、陳一當五銖之十トアレドモ（王莽ガ大銭徑リ寸二分、重サ十二銖ニシテ、文ヲ大銭五十ト十二銖ニシテ、文ヲ大銭五十トイフ、唐ノ肅宗乾元重寶ヲ鑄テ、一ヲ五十ニ當ルナリ、陳ノ宣帝、大建十一年大貨大銖ヲ鑄テ、一ヲ五銖ノ十ニ當）委ク說ズ、呉ノ嘉禾元年ヨリ、晋ノ元帝ノ建武元年マデ、僅ニ八十六年ナレドモ、葛洪丹陽ノ人ニテ、呉タイラヒテ父ニ從フテ晋ニ入、ソノノチ郷里ニ歸リ、元帝ニ仕ヘテ江左ニ在シユヘ、爭亂ノ時古銭得ガタキニヨリテ比輪ヲ

ヲ用ユルナルベシ、（肘后方ニ大錢ナ用ヒルアリ、按ズルニ東晉ノ初ノ孫氏ノ舊錢、比輪四文、沈郎錢ノ三錢バカリナレバ、大錢ト云ヒ比輪ノコトニシテ、大錢ト書カヘタルモノナルベシ）潛確類書曰、蜀之直百、吳之當千、晉之比輪、陳之六銖、梁之兩柱、皆是失二之大重一ト是ハ江左ニテ比輪ト云ユヘ、晉ノ比輪ト云トモ、吳ノ當千、スナハチ晉ノ比輪ナレバ、別ニ比輪ヲ出スベカラズ、其上大重ハ吳ノ制ナレバ之ヲ晉ニカクベカラズ、潛確類書フカク考ヘザルナリ

沙錢

宋元通鑑、高宗紀ニ惟得二沙錢一トアリ、通雅ニ唐建中初、判度支趙贊、采二連州白銅一、鑄二大錢一一當十一、亦白選、遺意也、續會要曰、開寶中、減二桂陽監、歲入白金三之一一、至道歷二邵武成州金場一、又廢二衢州銀冶一、景德中建州寶通山出レ銀、以圖來獻、天聖中虔州石城產レ銀、置義豐場、按諸處言レ銀則桂陽監之白金爲二白銅一明矣、是レ自漢之白金幣、非二眞銀一、後遂以二白銅一爲二白金一耳、白銅亦稱二青銅一、慶曆中、知商州皮仲容、采二青水青銅一、鑄レ錢、張鷟號萬選青錢、曰レ青者別二其非二紅黃一也、紅銅加レ鉛則黃、鉛大多則色雜、近二黝鑄一者煮黃レ之、惟有二萬曆錢一最好、十錢直一兩、與二開元通寶制一合鑄用二白銅一、民間每多用レ之、號曰二白沙一ト、截レバ宋ノ沙錢ハ、白沙ノ類ナルベシ、サテ古ヘ白金ト云ハ、直銀ナレドモ、唐以後ノ白金ハ、白銅ニテ今ノ白メ又ハシヤリノ類ト見ユ、唐書湖州吳興郡ノ土貢ニ金沙泉アリ、沙泉卽チ沙錢ナルベシ、（通雅ノ紅銅加レ鉛則黃ナルノ鉛ハ倭鉛ナリ、倭鉛ハ一土丹ト云、倭鉛ノ制、天工開物ニノセテ云ク、凡倭鉛古書ニ無レ之、乃近世所レ立レ名也、其質用二爐甘石一、熬煉而成、繁產山西

大行山一帶、而荊衡爲レ次レ之、毎爐甘石十斤、燒載入ニ一泥礶內一、封呆泥固、以漸研乾、勿レ使ニ見火折裂一、然後逐層用ニ煤炭一、餅藝盛ニ其底一、鋪レ薪發レ火、煅ニ紅礶中一、爐甘石鎔化成レ團、冷定毀レ礶、取ニ出毎十耗一、去ニ其二一、即倭鉛也、此物與ニ銅狀一入レ火即成レ烟飛去、以其似レ鉛而性猛、故名レ之曰ニ倭云一)

鉛錢

九暦ニ云ク、天德三月廿八日、可ニ新錢鑄進一數竝鉛錢宜可申者而依公卿之參不能定奏ト、コレニテミレバ、天德ニ鉛錢鑄ラレシニヤ、天正慶長ノ比ハ、關東ノ民、ヒソカニ鉛錢ヲ鑄テ使ヒシナリ、敎書見タル本アシクシテ天德何年ト云コトナシ尙善本ヲ考フベシ

金錢

宋ノ蔡襄ノ萬安橋ノ碑ニ、靡レ金錢一千四百萬トアリ、古ヨリ歴代、金ハ散用ノモノニアラズ、梁ノ始メ京師三吳荊郢江襄梁益ハ錢ヲ用ヒ、其餘ノ州郡ハ穀帛ヲ雜ヘテ交易シ、交廣ノ域ハ金銀ヲ貨トスレドモ、此時南北ニ分レ、交廣ノ域バカリ金銀ヲ貨トスレドモ、金錢ニハアラズ、隋書ニ云、後周保定元年、河西諸軍、或用ニ西域金銀之錢一而不レ禁ト、コレモ一時ニ通用スルコトニテ、定メタル通用ニアラズ、コレニテ見レバ歐羅巴ノ地方ハ、金銀ノ錢ヲ使フコトハ久シキナリ宋史燕王德昭傳曰、三歲作ニ弱弓輕矢一、植ニ金銀兩的一、俾ニ之戲射一、皇明通紀曰、景帝以ニ銀豆金錢等物一、撒ニ地令ニ宮人及官侍一爭拾上、爲ニ鬨笑一トアレバ、宋明マデモ、金錢ハ民間ニ散用スルニアラザルコト明カナリ、コレニテ考フレバ金ヲ錢ニ易テ用ヒタルユヘ、金ト錢ト合

セテ、一千四百萬ト云フコトナルベシ

赤錢

唐書柳州桂陽郡ノ土貢ニ赤錢アリ、連州連山郡ノ土貢ニモ赤錢アリ、桂陽郡ノ義章縣連山縣ヨリ銅子出ルニヨリテ、鉛錫ヲ雜ヘザル銅錢ヲ鑄テ、赤色ナルユヘニ、赤錢ト云ナルベシ

青錢

乾隆五年改鑄青錢條例曰、鎔試以青錢四串、計重三十觔、內有紅銅十五觔、白鉛十二觔七兩二錢、黑鉛一觔十五兩二錢、但鎔ニ化三十觔之靑銅ハ、必須ニ外加ニ黑鉛十七觔、鎔汁ニ始可下將ニ青銅ニ投入鎔化、合計鎔試一爐分得ニ紅銅五觔八兩、黑鉛脆錫十七觔ハ、其餘盡行ユ折耗ヒト（文長キ故、全文ヲノセズ）乾隆ノ錢モ、康凞ノ錢ノ如ク鍮金ナリト云ハ、青錢ハ即チ鍮金錢ノコトナルベシ、白鉛黑銅脆錫知得ストモ、意フニ白鉛ハシロメノ類、黑銅ハトタンノコト、脆錫ハ白鉛黑鉛黑銅ノ交リタルモノニヤ猶博物ノ士ニ問フベシ、我國ノ青錢、青銅ト云ハ、惡錢ニ對シテ云コトニテ、精錢ノ精ヲ省ヒテ、青錢青銅ト云ト見ユ

沙尾錢

宋史曰、廣間多毀錢、夾以沙泥重鑄號沙尾錢ト、按ズルニ、沙尾錢ハ昆陽漫錄卷四ニ載ル沙錢（前ニ出ヅ）ト異ナリ、此比思ヒ出スニ、先年羽倉東之進、元ノ沙錢大サ寶永通寶ノ大錢ノ如キヲ示シテ

沙錢ノ使用ヲ問、(表ハ元ノ至元ノ年號ニテ、裏ハ沙錢トアリシト覺ユ)元史ニ沙錢ノ使用見ヘザル故、知ザルヲ以テ答フ、今考レバ元ノ沙錢ハ沙泥ヲ雜ヘタルモノニアラズ、白目ノ類ニテ、鑄タルモノニシテ、宋ノ沙錢ト同ジトミヘタリ

物價

東鑑ニ炭薪糠等ノ價ヲ定ラレシコトアリ、其文左ノゴトシ

建長五年九月十一日、被レ定ニ利賣直法一、其上押買事、同被ニ固制禁一、小野澤左近大夫入道、內島左近將監盛經入道等爲ニ奉行一

薪馬駄直法事

炭一駄代百文　薪三十束(三把別百文)　萱木一駄(八束代五十文)　藁一駄(八束代五十文)　糠一駄(俵一文代五十文)

件雜物近年高直過レ法、可レ下ニ知商人ニ者云々

其比ノ金銀米錢ノ價シレザレバ、今ノ何程ニ當ルヤシルベカラザレドモ、我國天福コノカタ錢鑄ラレズ、建武元年乾坤通寶錢ヲ鑄レシカドモ、兵亂アリシユヘ鑄ラルヽコト少ク、天下ニ通行セズトミヘタリ、コレヨリ天下錢少ニヨリテ、西土歷代ノ錢ヲ用イラル、(宋元通鑑ニ云、禁三日本博ニ易銅錢一ト元史ニ日本遣三商人持レ金易ニ銅錢一許レ之トアレバ、西土ヨリ錢ノ來ル多キコト知ベシ)室町殿ノ比ヨリ、西土歷代ノ錢ヲ精錢ト云、(惡錢アルニヨリテ、精錢ト云ヘリ)關東ニテハコレヲ京錢(京錢ハ草廬雜談ニノス)ト云ヘリ、(關東ハ應永十年ヨリ、永樂錢イヨ〳〵多シ、委ハ草廬雜談ニノス)京室町頭ニ藏ムル織田殿ノ書物ニ、精錢トアリ、(此書物ノ寫、先年官ヘアゲルナリ)天正二十年、豐臣秀次ノ次船ノ朱印ニモ、一文遣ノ精錢トアリ、(此朱印ハ奉使小錄ニノス)咸賓錄ニ云ク、(咸賓錄ノ文ハ、委ク經

濟纂要ニ載ス用中古錢千文價銀四兩ト成賓錄ハ明ノ書ナレバ、室町殿ノ末ヨリ惡錢甚ダ多ク、精錢ノ價ヒ甚ダ貴キヲ聞テ、千文ノ價ヒ銀四兩ト書シト見ヘタリコレニテ我國西土ノ錢ヲ使シコト明カナレドモ、弘長ノ比ノ宮錢ハ我國ノ古錢ト唐ノ開元通寶錢ナルベシ、東鑑ニ弘長三年用二切錢一事、可ニ停止一之事トアレバ建長ノ比モ惡錢アリテ九暦ニヨレバ天德中ニ措錢鑄ラレシト見ヘタリ宮錢ハ甚ダ高キコト知ベシ、憶ニ正銀一錢ニ宮錢百文ニ過ザルベシ、續日本紀ニ云ク、和銅四年以ニ穀六升一當ニ錢一文一、令下ニ百姓交關一、各得上ニ其利一ト、室町殿日記ニ、切米兵庫ノ賣買、一石ニ付五錢三分ノ由トアリ、コレニテ觀レバ和銅ヨリ後、段々ニ貴シトミユ、和銅ノ穀ハ籾米ナルベケレバ、五合摺ニシテ六升ハ三升ナリ、和銅四年ヨリ建長五年マデ、五百八十四年、建長五年ヨリ室町殿マデ、大抵百三十年ニ中ルナレバ、室町殿日記年號ナキ故、大抵ヲ云コレニテ推量ルニ建長ノ比、大抵米一石今ノ升一石ノ積リ正銀五錢ニ過ベカラズ、慶長ノ前ハ正銀ノ通用ナリ正銀一錢、錢百文ニ當リ、錢百文米二升ニアタレリ、此價ヲ以テ考ルコト、左ノゴトシ（續文獻通考ニ云ク、洪武十八年、令ニ兩浙及京畿官田一凡折收稅糧、鈔每五貫準米一石、絹每匹準米一石二斗、金每兩準米十石、銀每兩準米二石、棉布每匹準米一石、苧布每匹準米七斗ト、明ノ升、國々同ジカラザレドモ、大抵明ノ一升、今ノ升五合餘ニシテ、明ノ一石ハ、今ノ升五斗餘ニアタル、建長五年ハ、洪武十八年ヨリ百三十一年前ナレドモ、我國ハ米貴ケレバ、正銀五錢米一石ニ當テ、大違ヒ有マジ）

炭一駄代百文ナレバ、大抵一駄ヲ三十貫目トシテ、六貫目入ノ炭五俵、一駄ニテ米二斗ナリ、

薪三十束三把別ニ百文ハ、別ハ今ノ毎ノ意ニテ十把ヲ一束トシテ、ソノ内三把コトニ、代百文ト云コトニテ、一束ハ錢三百三十三文ナリ、薪二駄ノ價ヲ、炭一駄ニアテシトミユ、（薪ハ大把ニテ一把半ヲ一駄ニアツルトミユ）薪二駄ニテ米二斗ナリ、サテ薪十束トアゲズシテ、三十束トアグルハ、三束ハ六駄一把ニテ、十束ハ六十六駄、一把三十束ハ、二百駄ニシテ、端ナキユヘナルベシ

萱木一駄八束五十文、萱木ハ萱草ノコトナルベシ、此時板屋根少ク、萱葺多キユヘ、萱草多シテ大束ニテ八束三十貫目アルヲ一駄トシテ、薪一駄ニアテ、、米一斗ニアタルナリ

萱一駄八束代五十文、コレモ萱ト同ジコトニテ、藁屋根多ク、其外藁ノ用甚多キユヘ、藁甚ダ貴クシテ、大束ニテ八束三十貫目、一駄トシテ薪一駄ニアテ、、米一斗ニ當ルナリ、糠一駄俵一文代五十文ハ俵ノ代一俵一文ニアツルナルベシ、糠一升大抵重サ百四十目（コバ米ナサリテノ重サナリ）アレバ、糠三十貫目ヲ一駄ニスレバ、糠一石一斗四升二合五勺餘ニテ、米一升ニアツルナリ、（今ハ貫目ニカマハズ、八斗入三俵ナ一駄トス）米四斗入ノ俵ノ内俵サンダアラ共ニ繩ヲ除キ、四百二十目アリ、糠三十貫ヲ四俵トシ、（糠ハ單ヘ俵ナルベシ）四俵代四文ニテ、藁一貫六百八十目、代二文七釐九九餘ヲ減ズレバ、一文二分アマル、一文二分ハ、俵ヲアムノ代繩代ニアツルナルベシ、糠一升ハ錢二分三釐三三ニテ、一斗二文三分三釐三ニアタル、此時ハ風俗質朴ニシテ、澤庵漬、糠漬コレナク、鬢付油モナクテ、人ノ手洗モ希ニ糠ノ用甚ダ少クシテ、糠ノ價モ甚賤シトミヘタリ、イマ文字金一兩ニ米一石トシテ、米ニテミレバ、此時ノ物價甚賤シキニモアラズ、古ハ

物價ノ賤キノミナラズ、淳朴ニシテ奢ラザルユヘ、上下困窮セザルニヤ

垂統後篇

片山兼山著

禮記の大學の篇に曰く、仁者以レ財發レ身、不仁者以レ身發レ財、この發の字は、もと蕃の字なるに、發に訛りたるは、平聲が轉じて入聲となりたるなり、この例は古書に多きことなり、書經の洪範の曰の字の爰に訛りたるも此の例なり、史記の匈奴傳の閼氏を、索隱に閼氏、音烟支、とせり、又陳丞相世家の注に蘇林曰、閼氏音焉支ともせり、董安于を韓非子の內儲說には董閼于に作る、漢書の律曆志の閼逢攝提格之歲の閼逢を、史記の曆書には焉逢に作る、又曆書の端蒙單閼二年の注に、徐廣曰、單閼一作二亶安一、索隱曰、單閼、丹遏二音、又音蟬焉、正義曰、閼音烏葛反、又於連反、これ亦閼焉安の三

字、古へは音を以て通用するを見つべし、本草綱目、薄荷の條下に、李時珍曰、薄荷、俗稱也、食性本草作㆓菝蕳㆒、甘泉賦、作㆓茇葀㆒、字林、作㆓茇葀㆒、則薄荷之爲㆓訛稱㆒可㆑知矣、千金方作㆓蕃荷㆒、又方音之訛也、これ音の轉用にて、入聲の平聲になりたるによりて、字もまた變りたれども、その實は此を是とし、彼を非と定るは固なることなり、畢竟は時珍が古音に精しからざる故なり、薄の菝となり、又蕃ともなるは、卽ち此の藩の發となりたると同例なり、薄荷の字の色色と轉じたるは、何れにてもすむことなれども、此の藩の發と轉じたるは、義理に關ることゆゑ、訛りとせねばならぬなり、古今の諸儒これを知らずして、誤字に就て義をつけし故、いろ／＼と臆說を逞しふして見れども、本と强なることゆゑ、此の章の義、今に明白ならぬなり、發の字にして見ては、何ほど辨說を費すと云へども、つまる所すまぬことになるなり、このことは余も久しく疑ひ居しに、近ろ左傳をよむとて忽發明したり、昭公の元年に樂桓子相㆓趙文子㆒、欲㆘求㆓貨於叔孫㆒、而爲㆑之請㆖、使㆑請㆑帶焉、弗㆑與、梁其踁曰、貨以藩㆑身、子何愛焉、この文と此の章と語は少し異なれども、意は全く同きなり、藩は藩衛の意にて藩㆑身とは身をかくまふことなり、故に下の句に、何衛之爲とあるは、此の藩の字と同義に用ひたるなり、財貨は本と身の守衛にする者なるゆゑ、仁者は財を以て身を藩衛するなり、不仁者は身を以て財貨の藩衛とすること、あちらこちらを取違へ、倒のことなりと云ふことなり、此の如くに此の章を見ざれば下の章も分了せぬことなり、國語の晉語にも、此の梁其踁が語を載せて、有㆑貨以衛㆑身也に作れり

衞は守衞の義にて、卽ち藩と同意なるゆゑ、國語には衞に作りたるなり、論語の里仁篇に、君子喩二於義一、小人喩二於利一、と云ひ、莊子の駢拇の篇に、小人、則以レ身殉レ利、云云、聖人則以レ身殉二天下一、又彼所レ殉仁義也、則俗謂二之君子一、其所レ殉貨財也、則俗謂二之小人一、とあるも、此の章の意味ありて、不仁者の心は小人と同然にて、利を以て利として、義を以て利とすること能はざる故なり、故に此も下の章に直に此意を承て、未レ有二上好レ仁、而下不レ好レ義者一、未レ有二好レ義、其事不レ終者一也、未レ有下府庫財非二其財一者上也、と云ひ、下にて以レ義爲レ利と云ふて結べり、卽ち爰にて始て仁義の字を並べ見はし一篇の主意を結ぶなり、大學の書は本と禮樂の本旨を說たる者ゆゑ、かくの如くに結び來るなり、此れ仁義は禮樂の本なる故なり、禮記の樂記篇に、仁近二於樂一、義近二於禮一など見つべし、此の章の事の字、終の字は卽ち始めの事有二終始一の終の字、事の字にて至て重き字なるに、古今の諸儒、心づかずして輕く看過す、その踈漏の眼より見しゆゑ、始中終よく貫きたる大學の文を、錯簡あり脫章ありなど云ふて、種々つまらぬ說を妄作せしなり、孟子の滕文公の篇に、陽貨曰、爲レ富不レ仁矣、爲レ仁不レ富矣とあるも、不仁者の心は、以レ義爲レ利ことのならぬ故なり、太王の狄人に侵されて邠を去りし時、屬二其耆老一、而告レ之曰、狄人之所レ欲者、吾土地也、吾聞レ之也、君子不乙以下其所二以養一レ人者上害甲レ人、これ以レ財藩レ身の事なり、かくて太王岐山の下に逃れしに、邠人曰、仁人也、不レ可レ失也、從レ之者如レ歸レ市、これ太王以レ義爲レ利たりしゆゑ、その民、仁人なりとして、此の如くに歸服せり、卽ち此章の

旨なりと知るべし、誠に有レ人此有レ土なれば、長二國家一者は財用を務とせずして、人心を得るを務とし
て、明德を行ふべきことなり、いはゆる一家仁、一國興レ仁、一人貪戾、一國作レ亂と云も此事なり、
仁は貪の反なり、扨この章の旨は、古先哲王の天下を經綸せる要旨なるゆゑ、獨り大學の書のみなら
ず、古の賢人君子の論及び諸子百家の書といへども、皆この意を述べたり、荀子の修身篇に、君子役
レ物、小人役二於物一と云へる物は、財物なれば此の章の意と同きなり、又儒效篇に以二貨財一爲レ寶、以二
餘生一爲二己至道一、是民德也、これ小人の以レ身蕃レ財を語るなり、卽ち小人喩二於利一もこれ故のことな
り、養生は身生を奉養することなれば生活の事なり、後世の醫家などの言へる養生とは別なり、又性
惡篇に仁之所レ在、無二貧窮一、仁之所レ亡、無二富貴一云云、是上勇也、これ仁者以レ財蕃レ身の主意を說る
者なり、顏子の陋巷の樂も全く斯にありと知るべし、論語の雍也篇の、回也不レ改二其樂一の集注に、程
氏の所レ樂何事ぞ、などゝ云れて、後學を迷はす謎の樣なる空談も、此の語をよく體認せば、その妄非
分るべきなり、顏子の樂み、荀子の上勇、孟子の浩然の氣を養ふと云れしも、此の事なり、程子など
加樣の禪子の話頭のやうなることを云ふて、後學を瞿瞿つかするは、必竟は聖人の語を戲談事にする
と云ふ者にて、その實は勿體なき事と云ふべし、聖學に志あらん人は、よく〳〵熟玩すべきなり、又
禮恭而意儉、大二齊信一焉、而輕二貨財一、賢者敢推而尙レ之、不肖者敢援而廢レ之、是中勇也、輕レ身而重
レ貨、恬レ禍而廣解、云云、是下勇也とあるも、此章の旨なりと知るべし、又哀公篇に、行中二規繩一而

不レ傷ニ於本一、言足レ法ニ於天下一、而不レ傷ニ於身一、富有ニ天下一、而無ニ蘊財一、布ニ施天下一、而不レ病レ貧、如レ此、則可レ謂ニ賢人一矣、これ以レ財蕃レ身のことを語るなり、又堯問篇に繒丘之封人、見ニ楚相孫叔敖一曰、吾聞レ之也、處レ官久者、士妬レ祿、祿厚者、民怨レ之、位尊者、君恨レ之、今相國有ニ此三者一、而不レ得ニ罪楚之士民一何也、孫叔敖曰、吾三相レ楚、而心愈卑、毎レ益レ祿、而施愈博、位滋尊、禮愈恭、是以不レ得ニ罪於楚之士民一也とあるは、孫叔敖の仁者たることを稱して、以レ財蕃レ身の用心を語る者なり、老子に名與レ身孰親、身與レ貨孰多、得與レ亡孰病、是故、甚愛必大費、多藏必厚亡、知レ足不レ辱、知レ止不レ殆、可ニ以長久一、この身與レ貨孰多の語は、全く以レ財蕃レ身と、文も意も同じと謂ふべし、殊に多藏必厚亡と言へる語は、貨悖而入者、亦悖而出づるの語と、表裡を相なして古今の確言と言ふべきなり、淮南子の道應訓に、太王の翟人の難を避て、岐山の下に國せしことを稱せるに、老子の言を引て曰く、貴三以レ身爲ニ天下一焉、可三以託ニ天下一、愛三以レ身爲ニ天下一焉、可三以寄ニ天下一矣、これ亦同じ議論なれども、但老莊者流の主意は、己れが身を貴重するを務として、王公の富貴も身の貴きには比視もならぬと、見識を定て居るゆゑ、以レ財蕃レ身のことは同じけれども、聖賢の斯の世に身を立てゝ、民を仁せんとして財を輕んずるとはその志に徑庭ありと知るべし、併し老莊者流の加樣に見識を立つるも說あることなり、老莊の時は春秋の代とちがひ、風俗ますます下り衰へ、士大夫の功名を立るもの、掌を反す間に禍敗に遇ひ、死亡日に相尋を見るに、誠に方ニ今之時一、僅免レ刑焉、桂可レ食、故伐レ之、漆可レ用、故

割レ之、なれば、官途は禍に遇ふの媒なりと思ひ切り、楚の狂接輿が今之從レ政者殆而と、言ふて孔子を諷諫せしなどを慕ひ、山林に志を高尙にするを上策とし、三十六計不レ如レ逃と見て、かく論を立るなれば、その理なきにしも非らず、これ卽ち長沮桀溺や荷篠丈人の孔子を譏れる流にして、春秋の世に既にかくの如きの徒多ければ、戰國の時の暴君汚吏の世は左樣の說を言ひあへるも宜のことなり、是みな古之狂也肆、隱居放レ言の徒なれば、孔子も左のみ疾み呵り玉ふ人人にもあらじと、思はるゝなり、既に孔子の門下にも、狂狷の徒ありて、曾點の季武子の喪に喪二其門一而歌へるなど、後世の老莊の徒の所爲に同じ、又孔子の故人原壤も母の喪に、その棺木に登りて歌をうたへりしかども、孔子これを容れて交りも絕ち玉はざりしなり、孟子の琴張曾晳牧皮を狂と云へるも此等の故を以てなるべし、併し曾晳の類は孔子の裁正を得て、聖人の徒たることを得たれども後の狂者は、孔子に後れたる故、その中を過て洸洋自肆に成れり、左もなくて孔子の時に遇はゞ、莊周の徒は決して浴沂の陪從に與るべきなり、畢竟は暴亂の世に生れて、已むことを得ざるより出たる見識なるべし、去りながら孟子荀卿の徒は仁人君子なるゆゑ、その世に生れて、逋もいけぬこととは知られたらんなれども、跡を仲尼の周流に繼て知二其不可一而爲レ之、道之不レ行、已知レ之、つゝも東西南北して、一度は斯民の塗炭を救んと、一途に志しけること、誠に仁人君子の所爲にして、有難きことなれども、右の老莊の徒の引こみ思案の族、それを何の角のと云ふて卑しめ媚り、或は管晏を祖述して、詭遇の術を以て功名を立ん

とする輩は、孟荀の仁義中正の道を以て世を經し民を濟んとするを、又何の角のと云ふて嘲り笑ふ、或は楊墨の徒は時世に合る一種の簡易の道を立てゝ孔子の道を排す、王公大人もそれを信用するもの多かりしかば、聖道の害をなすこと少からず、それ故孟荀も已むことを得ずしてその徒を拒まんが爲に管仲晏子及び史魚陳仲子楊朱墨翟を邪說暴行として痛く是を闢けり、畢竟はその張本人を抑へざればその末流を挫くに手がかりのなきゆゑ、其勢已むことを得ずして、かくは言へるなるべし、管仲等の諸君子の戰國縱橫の者どもに、有ること無きことを取り添られて、是れ管仲の道なり、是れ晏子が術なりなどゝ、祖述に遇て尊信せられしは、今の世より見れば誠に最屓の引倒しとやらにて、管仲晏子の不幸と謂ふべし、其故は孔子の門人多き中に仁を許し玉へるは顏子ばかりと思はる、其外は門人は又手をき孔子の出合玉ひし諸侯大夫も夥きことなるに、一人も仁を許せるはなし、但殷の三仁と管仲計りなり、管仲の仁を稱して如二其仁一、如二其仁一と仰せられたり、如やとは此上もなき詞にて、管仲の仁より上の仁はなきとなり、且へ如二其仁一、如二其仁一と重言し玉へるは稱美の甚きなり、如何さま左傳及び國語等にて、管仲の行事を觀るに、誠に仁人君子と謂べき人にて、孟荀及び後世の諸儒の論ぜる樣なるいかゞしきことは露塵ほどもなき人なり、孟子の以レ齊王、由レ反レ手也と云れて、管仲を輕視せしは、成る程孟子の時を以て觀れば、周の德も至て衰へ、數極德盡たれば、左もあるべきことなれども、管仲の時は周德雖レ衰、天命未レ改（左傳宣公三年王孫滿の語）の時なれば、縱ひ孔子の聖を以て管仲の處に居

て政をなし玉ふとも、恐くは桓公式の君を輔けては三ニ分天下ニ有ニ其二ーの業より外は成し難かるべし、彼の東周を爲さんと仰せられしも、德を積み道を明かにして、業を創め統を垂れて、後の人に繼がしめ、自然と周の迹を剪つより外はなかるべし、その故はト﹅年七百の數も未だ盡ず、文武周公の流風餘存も猶存し、故家遺俗の澤も斬ずして、天下の宗室となり、幽厲の如く罪を民に得る程の暴君も出ず、猶周禮を執て天下に臨めり、それ故襄王の弱なるも、なを晋文の請隧を止め、王孫滿よく楚莊の問鼎を拒めり、且へ列國の士大夫にも賢人君子多く、各その社稷宗廟を保ちて、その祖業を墜さじと勵む大國もありて、桀が犬堯を吠る邦國もあるなれば、何ほど夫子の聖德にても、手を反す樣に天下に王たる事は難かるべし、況て他人に於てをや、孟子の賢にて此等の事を辨ぜられぬことは有るまじけれども、その頃管仲を祖述する輩、管仲より外には人もなき樣に覺へて、聖人の大道あることを知らざるゆゑ、その者どもの爲に論ぜらるゝなれば、かく管仲を蔑せるなるべし、晏子も論語に夫子の晏平仲、善與﹅人交、久而敬﹅之と仰せられしと、及び家語の弟子行の篇左傳等に依りて、その言行を觀るに仁人君子と稱すべき人なり、故に孔子も褒め玉ひしことは、右の通りにてあれども、譏り玉ひしことは一向になきなれば、賢者にちがひはなきなり、史魚も直哉史魚、邦有﹅道如﹅矢、邦無﹅道如﹅矢と仰せられて、次下に賢哉蘧伯玉とありて、伯玉と並べ稱し玉へるを觀るに、夫子も深く取り玉ふ人なり、又家語の、困誓篇に史魚の、死諫して蘧伯玉を進め、彌子瑕を退けしを孔子これを忠直なりと褒め玉

へり、左傳の襄二十九年に吳の季札適レ衛、說二蘧瑗史狗史鰌史魚公子荆公叔發公子朝一、曰衛多二君子一、未レ有レ患也と云へり、季札も史魚を君子と稱して、蘧伯玉等の賢者と並べ褒めり、莊子の駢拇胠篋の篇等にも、曾史と云ふて曾參と並べ稱するを以て觀れば、譏るべき人には非るなり、然るに荀子の不苟篇に盜レ名不レ如レ盜レ貨、田仲（陳仲子）史鰌不レ如レ盜也と言へるは、怪むべきの甚きに非ずや、但陳仲子は孔子より後の人と見へて、論語左國等の乾としたる書に、名も著れざれば、その事歷も審ならぬなり、去れども列女傳及孟子に載する所を以て考るに、已むことを得ざることありて仕を辭し、隱遁したること、司馬牛の類なるべし、それを後の隱遁の士の、鳥獸と群を同ふするを樂む輩、仲子の風を慕ひ、その道を祖述して、世途の人を賤み視ること後世の復豆の徒に似たる弊ありて、大に三綱五敎の害となるゆゑ捨て置れず、それを闢くには先づその祖とし尊ぶ人より破せねば其勢不可なる故のことなるべし、孟子の蚓而後充二其操一者也と陳仲子を蚓に比せられしも、同然のことなりと知べし、孟子に載する所の仲子の行事も、其徒の仲子の廉潔を稱せんとて、却て仲子の德を損する樣なると說話を設けしを、孟子はその眞僞に拘らず、その取りはやせる說話に就て辨ぜられしこと、即ち舜象瞽瞍との事を辨ぜられし例にて、その眞僞の處には拘らぬなるべし、何にもせよ史魚、仲子共に直廉の君子に間ちがひもなき人達なれば、盜賊や蚓に比する人には非るべし、孟子荀子の言とは云へども、公論とは思はれぬなり、孟荀の管仲史魚をかくまで輕んじ蔑れしは、恰子路

子貢の管仲を仁者に非ずと言しと同じ見識なるべし、子路子貢は幸に孔子に質してその非を悟りしかども、孟荀は本と私淑の學なれば、何も角も己の心腸より出たる見解なれば、加樣の場に至りては心得ちがひもある筈のことなり、その頃は論語の書も未だ世に顯れず、一家に秘し傳りて有しなるべければ、孟荀の精學といへども、不幸にして見られぬと見へたり、若し論語を看られたるならば、夫子の定論もあることなれば、管仲・史魚などを駁せらるゝにも、その論に斟酌ありて、かくは輕んじ蔑れはすまじと思ふなり、但し管仲之器小哉と仰せられしことなど、論語の外、別の書などにも傳はり在りしなどを見られて、孔子も管仲をば取り玉はぬと思はれて、かくは論ぜられしにや、怪しむべきことなり、又楊氏の爲ㇾ我を君を無すとし、墨氏の兼愛を父を無すと、孟子の言れしも公論には非るべし、成る程その理を言ひつのらば、左樣の理にも聞ゆべきなれども、其れは甚しきことにて如何と思ふなり、楊墨の二氏も天下の治に志す程の人なれば、汚れりとも父を無にし、君を無にする樣なることは致すまじきなり、墨子の主意は其の世の諸侯大夫奢僭甚しくして、軍國の用に困窮せしによりて、盜臣にも劣りたる聚斂の臣を用ひ、民に税租を責ること仇讎の如くにて、實に萬民も手足を措く所なく苦めり、且へ聖人の道の本を辨知せざる七十子の末徒など、繁文縟禮を事とし、浮虛に趨き厚葬に競ひしゆへ、淫樂僭禮の事のみ多くして、却て世主の奢心を迎へしなり、是に依りて墨子その弊を矯んとして、堯舜の土階三等、茅茨不ㇾ翦、禹王菲ニ飲食一、而致ニ孝乎鬼

神一、惡二衣服一、而致二美乎黻冕一、卑二宮室一、而盡二力乎溝洫一の事などに本き、專ら儉約を以て教を設けしなり、その愛無二差等一、施由レ親始と云へるも、禮記の禮運篇の大道之行也、天下爲レ公人不二獨親一其親一、不二獨子一其子一など〻言へると同じ意にて、古より加樣の說を立る人も多く有りしことと見へたり、その旨趣は惡からぬことなれども、その大本の主とする所異なるゆゑ類を充て〻義の盡る處は大に儒敎と相反するゆゑ、孟荀も嚴しく是を拒めり、然れども其の本志は堯舜禹を祖として孔子の禮與二其奢一也寧儉、喪與二其易一也寧戚、の意より出たる者なり、唯その一家の學を成しける所より、自然と門戶も立て爭の端を起し、互に相譏るよりして、罪を孟荀にも得たるなれども、その主意は惡からぬことなりと知るべし、その故は今傳はる所の墨子の書を觀るに殘缺も甚しく、又附益も少からぬとは見ゆれども、その主意は能分る〻なり、いかさま戰國の世の時のみならず、今の世の聖教も行はれず、列國の諸侯大夫己れが得意の事のみを務として、驕奢にのみ趨き、下の疾苦をも顧みざる人人の爲には、墨子の言は大なる藥石と云ふべき者なれば、甚だ益ある敎なり、儒人たる人も心を虛にして此を讀ばその益少からざるべし、但その枉れるを矯て直きに過ぎたる過當の論は擇び棄て〻可なり、墨子の學とても戰國の代に始て起りたるにも非ず、右言へる如く、堯舜禹及び夫子の言より出で〻、但其の論ずる所過當の言多きまでの事なり、是れは何れの派の學にても、その道を主張せんとすれば過當の議論はある者なれば、强ちに墨子のみを咎むべきに非ず、聖人孔子の如き賢に非れば、この過ちに免れ

ざることなりと知べし、何れの道にても古にもその跡あり、又その萠しも久しくありて、是かには起らぬ者なり、墨子より前、春秋の世に齊の晏子が儉約を以て景公を輔けて、その名を天下に顯はし、由余が儉約を以て秦穆公に說て西戎に覇たらしむるの類、みな墨子の見識の發する所なるべし、然れども晏嬰由余を祖述しては、其道尊からぬゆゑ、上古の堯舜禹の質素を祖として、數を立てしと見へたり、莊子の天下篇に古之道術、有下在二於是一者上と言ひて、墨翟宋鈃愼到老聃等の道を論じて、その原くく所あることを言へり、いかさま何事も祖とし本く所なくては、何ほど是なる理を言ふて唱ふとも、和する人少なかるべきなり、それゆゑ孔子の大聖を以ても祖二述堯舜一、憲二章文武一、たまへり、楊子の道も伯成子高より出でゝ古よりある道なり、列子の楊朱篇に楊朱曰、伯成子高不下以二一毫一利上レ物、舍レ國而隱耕、大禹不下以二一身一自利上、一體偏枯、古之人損二一毫一利二天下一不レ與也、悉二天下一奉二一身一不レ取也、人人不レ損二一毫一、人不レ利二天下一、天下治矣、これ伯成子高は夫子のいはゆる古之矜也廉也の類にして、狷者の祖と言べし、然れども楊子より前に、申徒狄が石を負ふて河に沉み、鮑焦が洛水の上に橋死せしなど、楊子の道の漸なり、但楊子に至りて集めて大成したるものなり、屈原の汨羅に沉みしなども、狷者の事にて、楊子者流の仕方なりと知るべし、澆季の世の貪戾の俗にはその益なきに非ず、誠に人心如レ面にて、その性の好む所、區々なることにて、その道は無くても、その風を好く人は世世に絕ぬなり、それゆゑ一と理窟あることをさへ唱ふれば、いつにても和する人ありて、忽ちに其徒黨も出來る

者なり、是は古も今も人情は同じきものなるゆゑかくあるなり、俗に言へる蓼くふ蟲とやらにて、平常に異にして一とはね撥たる仕方をば却て聖人中正の道よりも信好する者多きなり、但長く續かぬ迄のことなり、譬へば聖人の道は、昔より有り來りの衣服顏色の如し、他の道は流行の衣服顏色の十年ならずして轉り化るが如し、故に世に連れ、時に隨ひて、いろ〳〵の風俗新奇のことも生るなり、既に後漢の代などには、楊子の道とて祖述する人も無りしかども、あの通り貪戾の風俗、甚しかりしかば、志士廉夫これを惡みて、楊子者流の人多かりしなり、卽ち郝廉が留錢、時苗が留犢など全く楊子の遺風と言べし、孟子に非禮之禮、非義之義、大人弗ㇾ爲とある如く、大人にて無れば、この處は成りにくきことなり、後漢の諸君子は激する所ありしゆゑ、非禮の禮、非義の義も多かりしなり、あの立て派にては楊子の行事も無ど思はるゝなれども、楊子はそこに用捨權衡ありて、左も無りしにや、彼の伊尹の有莘の野に耕せし時非二其義一也、非二其道一也、一介不三以與二人、一介不二以取二諸人一とあるなどは、楊子の見に似たることにて、後漢の諸君子の志す所もこの處なりしかども、伊尹の德義なければ、圭角牙槎あることを免れざることと見へて、詭激の行に陷れり、いかさま箇樣のことは伊尹の如き賢聖の人の行へば、擧措その宜を得べけれども、是を學でなす人は、俗にいふ不受不施とやらん言へる樣に成るべきなり、伯夷の目不ㇾ視二惡色一、耳不ㇾ聽二惡聲一、非二其君一不ㇾ事、非二其民一不ㇾ使、治則進、亂則退、橫政之所ㇾ出、橫民之所ㇾ止、不ㇾ忍ㇾ居也、思下與二鄉人一處上、如下以二朝衣朝冠一坐中塗炭上也、とある

も、俄然と聞ては烹ても燒ても食れぬ偏屈人の樣にて、全く後漢黨錮の諸君子の行跡に異ならざることなれども、伯夷はそこに用捨權衡ありしと見へて、孟子これを仁と稱せり、加樣の行事を以て、紂の世に居て禍に逢ざりしは、その擧措宜きを得たるが故なるべし、扨又老莊申韓の徒の、堯舜文武及び孔子を譏れること、皆もと議論の言ひ懸りにて、已むことを得ざるの勢ありてのことなり、その本心は否ることとその書を讀て分ることとなり、是れ孟荀の管晏陳史を譏れるに過當の言あると同然なり併し何ほど鞭が長きとて、馬の腹は打つまじきことなれば、其末流の弊を抑るとても、堯舜孔子をば譏るまじきことなるに、阿堵の如くなる造言せしは、その罪も少からずと言ふべし、去りながら孟荀の賢にてさへ、過當の論は免れざる事なれば、老莊諸子百家の徒は責るに足らざるなり、莊子が道德不レ一、天下多得レ一、又道術將下爲二天下一裂上、と云へる誠にその通りにて、七十子の末流に至ては、聖人の道を唱へながらも其人にてなければ、聖人を尊信しながら、その言行は聖人の道に背くこと、却て楊墨老莊の徒にも劣りたる人、衆かりしなり、それゆゑ名を揚げ身を立んとして、世路に奔走して、利祿を貪る儒をば、老莊の徒より是を卑しみ嘲けり、又は博而寡レ要、志のみを高くして迂遠なる事を說て、時務に闇き儒をば、申韓商鞅の徒より是を侮り笑ふ、又老莊諸子の者どもの儒士を嘲り笑ふのみならず、儒士の內にして儒士を非り媚るもあり、荀子の非十二子の篇を讀て知るべし、かくの如くなれば、老莊の徒の儒士を非るは固然のことなり、是れ他の咎にも非ず、我より侮を納るゝの道

を啓く故なり、誠に孟子の人必自侮然後人侮レ之、家必自毀、而後人毀レ之、國必自伐、而後人伐レ之、と言へるは、古今の金言にて、大にしては國家の存亡廢興、小にしては一身の毀譽榮辱、みな自ら作す孼より起りて、天よりも降らず、地よりも涌ず、人に罪はなしと知るべし、去り乍ら何事によらず、その末に至りてはその弊はある習ひなれば、深く咎ることにも非るなり、その故は天下古今の道に、六經より上の有り難き至道至術はなけれども、久しくして振起せざればその弊生るなり、故に禮記の經解篇に詩之失愚、書之失誣、樂之失奢、易之失賊、禮之失煩、春秋之失亂、と言へり、此文に依りて考るに、七十子の末徒に至りては斯の愚・誣・奢・賊・煩・亂の儒生多かりしと思はるゝなり、是れにては老莊申韓が徒の侮りを受る筈のことなり、史記の叔孫通が傳を看るに、漢の高祖朝儀を起さんとして叔孫通を使とし、魯の諸生三十餘人を徵されしに、魯有ニ兩生一、不レ肯レ行、曰、禮樂所ニ由起一、積レ德百年、而後可レ興也、と答へて行ざりしかば、叔孫通笑曰、若眞鄙儒也、不レ知ニ時變一、と言ふて呵りしは宜のことなり、德を積こと百年ならざれば、禮樂は興されぬ者と思へるは、周の太王王季より文武に至りて武王天下を取り、武の樂を作りしに依りて言へると見へたり、それは時勢と云ふものにて周は左樣なれども、他の聖王の樂を作りしはかくは無きなり、德を積こと百年ならざれば、必ず禮樂を作ることならぬ者ならば、禮樂を作ることは永世ならぬと言ふ者なり、その故は周の如く太王、王季、文武と賢聖の君、相つゞきて出ねば德を百年つむことはならぬなり、あの如く賢聖の君の珍ら

しく繼出することは、周より前も周より後も無き事なれば、永世禮樂を作る時は來らぬと云ふ者なり、右の兩生は經解に言へる詩之失愚の類にて、詩經學者なるべし、誠に叔孫通が呵りし如く、鄙儒にして時變を知ぬ者と謂ふべし、その故は天下革命の時に當て、頼に高祖も禮を制せんと志す折なれば、千載の一時、願ふても無き時と云ふべし、加樣の時に遭遇しては、一事を建て一業を立てゝも、天下萬世の矜式となることなれば、仁人君子の志あるもの失すまじき時なり、然るに加程の有爲の時に遇ふて、右の如く無稽の迂言を申すこと心得ぬことなり、若し高祖、己れが建言することを用ひずんば其時に浩然として引退て可なり、故に孔子も不可則止との玉ひ、又襄二十六年の左傳に孫氏を罪し玉ひし詞にも、義則進、否則奉身而退、とも仰せられたり、是れ聖人出處進退の大例なり、何んとなれば孔子の大聖を以てすら、公山弗擾佛肸が召に應ぜんとし玉へり、右の二子は畔人なりしかども、時宜に因ては拒み玉はず、況て高祖に於てをや、誠にその器量なくば是非もなきことなり、若しその材略も有りながら、その有爲の時に會て、魯の兩生の如き事を言ふて、安民の功業を立て得ぬは、仁人の用心に非れば、聖人の罪人と言ふべし、聖人の大中至正の道にてさへ、末敗は此の如くなれば、管晏史陳を祖述する輩の、種々の姦怪の事を作すは嘸と思ふなり、然るに後の學者加樣の所へ心づかずして、管仲等を輕視し、義利の辨、王霸の別など言ふて、得も云れぬ議論を喧くすること悲むべきことなり、必竟は漢より以來の諸儒、王霸の實、義利の眞を知る人なき故より起りたることなり、以上の

論以レ財藩レ身のことには、誠に贅勝なることなれども、老子の文を引きたるに附て、聖人の志す所と、老莊等の志す所と、同じく財を賤む內に徑庭あることを知らしめんが爲に煩擾を厭はず筆を費す者なり、且又老莊諸子の論と言へども、その本は皆聖人の道に本いて、その人の才性、時世の變化に隨て、枝分葉別すれども、其根本は一つ物にて出處あるなり、此の出處を知りて、諸子百家の書を讀まば、岱嶽に登りて山河の首尾を辨ずるが如く、堂上に居て堂下の人を別つが如く、その要領を得んこと卷を終るを待たじ、後世禪釋の索隱、行怪の書といへども、その理の原くところ、その語の據るところ、皆吾が道の圈繢をいでざれば、いはゆる天下に裂れたる者なりと知るべし、卽ち下に引く所の呂覽等を看ば、其の思ひ半に過ぎん、呂覽の本生編に今生之惑者、多以レ性養レ物、則不レ知二輕重一也、不レ知二輕重一、則重者爲レ輕、輕者爲レ重矣、若レ此、則每レ動無レ不レ敗、以レ此爲レ君悖、以レ此爲レ臣亂、以レ此爲レ子狂、三者固有レ一焉、無レ幸必亡、云云、是故、聖人之於二聲色滋味一也、利二於性一則取レ之、害二於性一則舍レ之、此全レ性之道也、世之富貴者、其於二聲色滋味一也多二惑者一、日夜求、幸而得レ之、則遁焉、遁焉、性惡得レ不レ傷、云云、貴富而不レ知レ道、適足二以爲レ患、不レ如二貧賤一、これ老子の身與レ貨孰多、多藏必厚亡、の意を演たるものなり、その本は以レ財藩レ身より出たる論なれども、治國のことを捨てて、獨潔二其身一の見より論ずるゆゑ、一身の養生を主として說たる者なり、然れどもその出處は以レ財藩レ身の意に原きたると知るべし、又貴生篇に聖人深慮二天下一、莫レ貴二於生一、夫耳目鼻口、生之役也、耳

雖レ欲レ聲、目雖レ欲レ色、鼻雖レ欲レ二芬香一、口雖レ欲二滋味一、害二於生一則止、在二四官一者、不レ利二於生一者弗
レ爲、これ亦養レ性を主としていへども、その實は以レ財藩レ身の事なり、故に下に子州支父が堯の天下
の讓りを受けず、王子搜が丹穴に逃れて越國の君となることを辭し、顏闔が魯君の幣を避て、坏を踰て
逃れしことを言へり、又貴信の篇に魯莊公の劒を懷にして、齊桓公を劫かし、汶に封ぜんことを請ひ
しに、管仲曰、以レ地衛レ君、非二以レ君衛一レ地、君其許レ之、とあるなどは、全く以レ財藩レ身の事にて、
地は財貨の本なれば、地と云ふも財と云ふも、意は同じことなり、衛は即ち藩衛なり、又觀表の篇に
郈成子が右宰穀臣の微言の託を受て、その妻子を畜ひしを、孔子きこし召て、夫智可二以微謀一、仁可二以
託一レ財者、其郈成子之謂乎、と仰せられしも、仁者の財を輕んじ、義を以て利とするの行に協へるを稱
し玉へり、說苑の說叢に義士不レ欺レ心、廉士不二妄取一、以レ財爲レ草、以レ身爲レ寶、又下士得レ官以死、
上士得レ官以生、又欲レ賢者、莫レ如レ下レ人、貪レ財者、莫レ如レ全レ身、財不レ如二義、高一、勢不レ如二德尊一、こ
の三章共に以レ財藩レ身の意にて以レ義爲レ利のことを言へり、魏文侯の段干木の閭に軾して、干木光二乎
德一、寡人光二乎地一、干木富二乎義一、寡人富二乎財一、地不レ如レ德、財不レ如レ義、寡人當レ事レ之者也と言れしも、
仁者の財利を賤みて、德義を尊ぶことを示せり、これ仁者は以レ財藩レ身の故なり、淮南子人間訓に仁者
不二以レ欲傷一レ生、知者不二以レ利害一レ義とあるも、全く此大學の意なり、又秦牛缺と云ふもの、山中にして盜
賊に遇ひ、車馬衣被を奪ひ取られしに、少しも惜色なかりしを盜賊ども怪しく思ふて、その說を問ひし

に、牛缺答へけるは、車馬、所ニ以載レ身也、衣被、所ニ以掩レ形也、聖人不ニ以レ所レ養害ニ其養一、とあるは、太王の邠を去りし意趣ありて、仁者の用心を語れる者なり、左傳の昭十年に晏子の陳桓子を諫めし詞に義、利之本也、蘊レ利生レ孼、と云れしは、全く此の大學の旨にて、富めるかな言と稱すべし、楚語に令と尹子常が鬪且に蓄レ貨聚レ馬のことを問しに、鬪且それを譏れる詞に積レ貨滋多、蓄レ怨滋厚、不レ亡何待、と云ひしは以レ身蕃レ財の害を語れる者なり、晉語に叔向が韓宣子貧を賀して、欒桓子、郤昭子等が以レ身蕃レ財の害を引て、若不レ憂ニ德之不一レ建、而患ニ貨之不一レ足、將弔不レ暇、何賀之有、と言へると、說苑の反質篇に魏文侯の御廩に災ありしを、群臣みな素服して弔ひしに、公子成父ばかり是を賀しければ、文侯作レ色けるに、公子成父曰、臣聞レ之、天子藏ニ於四海之內一、諸侯藏ニ於境內一、非ニ其所一レ藏者、不レ有ニ天災一、必有ニ人患一、今幸無ニ人患一、乃有ニ天災一、不ニ亦善一乎、と對ければ、文侯も善のことなりと感心せられし等は以レ財蕃レ身の談柄、鼓吹となすべし、尙書の旅獒篇の玩レ物喪レ志と言へるも、此の卦影を帶て見るべし

贅語

三浦安貞著

天下皆欲治惡亂、而治難興、亂難已、何邪、凡事有利害、有勞逸、利逸者、人之所欲、勞害者、人之所惡、欲惡與愛憎隨、此人之所以歸德避暴也、過逸則荒弛生焉、長利則爭奪興焉、是所以好人之德而自荒德、避人之暴、而自行暴也、治亂均是情慾之感應也、情慾可以和、不可以傷、可以疏、不可以塞、不和而傷之、不疏而塞之、何以得天下之心焉、和也悅、傷也怨、順也喜、忤也怒、悅怨者情也、喜怒者意也、和順不由道、雖取悅於人之私、生怨於天下之公、是故以道順人、以德和人、德莫大於安天下、利莫大於利物、欲安避危、欲利除害、惟欲自安者危人、欲自利者害物、是謂之私、虞書曰、罔違道以干百姓之譽、罔咈百姓以從己之欲、天下之情好、同于我、而用與我反也、我所好、人亦好之、我所惡、人亦惡之、我遂所好、人失所好、我推所好、人遂所欲、以是己好貨財、人不棄貨財、而和於己、還以此爭、己好聲色、人不棄聲色而奉於己、還以此爭、故令天下見利放干戈、則天下執干戈而起、令天下見害於仁義、則天下舍仁義而走、或曰、治國以禮、放於利而行、多怨、苟以德

爲レ政、則如三衆星之共二北辰一、而弗二之講一、利害之言、士則不レ喜、曰、人之在二天地一、情慾意智已、修而用レ之、爰有二仁義禮樂一、仁義禮樂之於二情慾意智一、猶二精粲之於二粟糲一、粟糲未二始美一、修理而後美、雖レ美自二粟糲一而爲レ美、惡二勞害一欲二逸利一、天下之通情也、知二天下之情一、而養二天下之情一、今其民之所二欲惡一、疇仁之慕、疇義之榮、疇賞之進、疇罰之畏、仁不仁者、善惡之事、得三之於二情慾之適否一、悅怨爲レ主、安レ衆則獲レ乎レ衆、未レ聞不仁者、而獲レ乎レ衆、是非三君子之取二悅於一人矣、人之悅レ之也、非レ遠レ怨、怨不レ生也、義不義者、是非之事、得三之於二意智之分辨一、榮辱爲レ主、棄レ於レ世則辱、未レ聞義而辱レ於レ衆者、是非三君子之求二榮於人一矣、人之榮レ之也、非レ避レ辱、辱不レ至也、利レ之不レ以レ義、逸レ之不レ以レ道、惟可レ欺二碌々一、而未レ能レ易二榮辱一焉、故榮辱之道、未レ可レ下以二悅怨一決上レ之、是意智情慾之別、悅怨榮辱之分也、孔子屢稱レ智、夫人孰無レ智、智有二明暗邪正一、智而明正、君子之智也、智以生レ義、由レ義制レ禮、情以生レ仁、由レ仁作レ樂、禮之序、樂之和、百行之美、統レ之則仁義而已、若除二利害慾惡一、別求二仁義一、將下棄二粗糲一、而求中精粲上、利用安民、萬世之所レ賴、利以利二天下一、業莫レ大焉、慾以安レ衆、志莫レ美焉、仁義禮樂、大業美志之具也、業能安レ衆、德能濟レ物、利害勞逸、以爲二之地一、芮良夫曰、夫利、百物之所レ生也、天地之所レ載也、主レ人者、將三導レ利而布二之上下一者也、不レ布レ利而專レ利、周厲之所二以亡一也、子適レ衞、冉有僕、子曰、庶矣哉、冉有曰、既庶矣、又何加焉、曰富レ之、曰、既富矣、又何加焉、曰、敎レ之、哀公問二政於孔子一、孔子對曰、政之急者、莫レ大レ乎レ使二民富且壽一也、子貢問レ政、子曰、足レ食

足兵、民信之矣、冉有之言志、使足民、欲俟禮樂於君子、故詩曰、飲之食之、教之誨之、今經生言利則忌、言慾則笑、利以利己、慾以欲私、是爲小人、利以是爲小人、利以利物、慾以欲道、堯舜亦如之而已、楚王失弓、楚人得弓、孔子猶惜其私、仁者以濟物、豈仁者害物損用者哉、孟子謂仁曰、老者衣帛食肉、黎民不飢不凍、養生喪死無憾、故曰、民無恆産、因無恆心、苟無恆心、放辟邪侈無不爲也、管子亦曰、倉廩實而知禮節、衣食足而知榮辱、勢自利害勞逸動、故租稅重、則民去農桑、玩好競、則民走淫技、於是國家貧矣、上之於下、猶手之於於指矣、可以亂、可以治、可以爲善、可以爲惡、詩曰、執轡如組、兩驂如舞、是之謂也、故除天下之害以利之、施天下之勞、以逸之、而後勸之於善、懲之於惡、逸而不勞、利而不害、則民安樂溫飽、民安樂溫飽、則竊盜欺詐之心弭、竊盜欺詐之心弭、則廉恥慈惠之心生、然而民安樂溫飽、則恭敬戒懼之心怠、則奢汰放恣之心萠、養厥生、消厥萠、教化之道也、湯誥曰、若有恆性、克綏厥道、惟后、故道之以德、齊之以禮、賞罰以佐之、夫人竆必甘死、苦則不厭辱、利害爲勢也、於是懸賞以勸善、人不方善、縣罰以懲民、民不畏罰、是不養民情之弊也、故傳曰、禮先王以承天之道、以治人之情、今禁民之所欲、閉民之所樂、契敷教、皐陶作士、奚爲、今不知仁義禮樂之所由而生、言利害得失、則排、徒下令、責忠孝廉恥、欲奉生喪死、是乃聚餒者、教之讓食、呼凍者、勸之解衣、强不樂者笑、促不哀者哭也、子不見彼溺水者乎、自溺者、不顧

父母、情無餘也、依舟楫者、雖貓犬不睨而過、有餘于情也、雖有有餘不足于情、情豈異哉、勢不同也、均是水也、或不動塵、或崩岸、均是矢也、或不穿縞或透札、勢也、故人之好治好亂、好仁好暴、情同而勢異也、是故仁者、令人遂愛慾之正、是以獲乎衆、不仁者、遂愛慾之情於己、是以怨乎衆、仁者道衆之明於天下之意智、是以榮于道、愚者掩衆之明於天下之意智、是以辱于道、是故欲國祚之長、欲天下之平、欲子之孝、欲臣之忠、湯武桀紂一也、其相反如此者、聖狂賢愚所謀之道弗同也、且士之於天地之間、仁以爲己之宅、義以爲己之道、然則繫馬千駟、非其所安、簞食瓢飲、非其所辭、是以子罕言利、故知命者、不以利害勞逸自謀也、是士之行也、是故學將夫人與士之行者也、非以士之行責之於凡庸者、政將夫人爲士之風者也、非以士之心望衆者、是以貧而樂道、富而好禮、遺逸不慽、厄窮不憫者、惟士能之、以士之能求之於天下、非馭衆之道矣、故行之不修者、吾人之耻也、以士望衆者、上者之不智也、是以治之始、省費除冗、抑奢制分、斷賄賂、務民業、伸屈達鬱、遠怨宅安、絕者接焉、困者振焉、窮者通焉、獨者合焉、疾者養焉、孤者育焉、幼者慈焉、老者敬焉、而其功成于舉賢用能、於是揖讓之風可行焉、絃歌之聲可聞焉、士風可興焉、是固國基也、是結人心也、是達大命也、是永天命也、是之謂仁義、天下孰肯捨仁義而好亂

名疇

皆川淇園著

○儉

儉者、雖人之所以爲我常度所當者、而我不敢爲滿盈於其常度之行之名也、其疇象、爲彼之所紀於我者、（我常度所當）而我於其紀（常度）之內、用禮（不爲滿盈行）之類也、禮檀弓、曾子曰、國無道君子耻盈禮焉、國奢則示之以儉、儉則示之以禮、蓋以晏子一狐裘三十年、遣車一乘、及墓而反謂之儉也、周語云、夫宮室不崇、器無彫鏤儉也、又云儉所以足用也、以儉足用則遠於憂、並皆以其用物約於常度謂之儉、論語禮與其奢也寧儉、亦謂其用物之約也又奢之與儉反、有以其行身約於常度稱者、周語云、居莫若儉、論語、子曰奢則不遜、儉則固、與其不遜也、寧固、是也、左傳莊二十四年、儉德之共也、亦以其行約於常度爲儉

或問、君子何以貴儉也、答曰豈唯君子、聖人貴儉、昔者禹菲飲食、而致孝乎鬼神、惡衣服、而致美乎黻冕、卑宮室而盡力乎溝洫、夫子謂、禹吾無間然矣、蓋儉之所以可貴者、其義有二焉、其一自奉從約者、是爲能自制其欲、君子自制其欲則將必以尚德義、不自制其欲則、將必以與民

爭二其利一、與レ民爭レ利者、必棄二德義一、故楚語云私欲弘侈、則德義鮮少、共一用レ物約二於度一、則財用常足、財用常足、則民以得二安息一、是以君子尙レ儉、如三子貢稱二夫子恭儉一、亦以二是故一也、但小人之儉、或出二貪欲、謀二於積貨一者、比二之奢侈一、雖二固勝一、然要レ之與二君子尙儉之旨一、相去遠矣

或又問、據レ云二奢則示レ之以レ儉、儉則示レ之以一レ禮、則儉是爲下慊二於禮一者上矣、論語、儉則固、亦似三以レ是云二爾、然而夫子以答二林放禮本之問一者、何以也、答曰、夫禮先王之所二以制一物宜一者也、物之致レ失二其宜一者、亦由下人各自逞二其欲一僭中其度上故也、儉者奢之反、儉然後可下以不レ失二物宜一、是夫子所三以レ儉爲二禮之本一之旨也、且人之血氣、常苦二其易一レ過レ節、雖レ制二抑之一、而或以至二于其盈一矣、是以聖人非レ不レ欲三其合二於禮一、而懼二其因以溢過一、故曰、寧固、苟如レ此則於三夫爲二禮之本一思過レ半矣、是以用答二其問一也、易小過象傳曰、君子用過二乎儉一者、其旨同

○義

義者、人方下從二物慾一易レ過二節度一之際上、能自以レ身處二於其所一レ當レ止之名也、其疇象爲下於レ用二其道一（物慾易過之際）而紀二（能自以身處）其紀一（其所當止）之類上也、易象則以擧下外象陰若陽、與二內象一不レ當者上、錯二諸其相當之處一者、稱レ之曰レ義也、易繫辭傳曰、理レ財正レ辭、禁二民爲一レ非、曰レ義、卽是也、而此其文意、乃言民與レ人分レ財、互爲レ求レ多、是爲二其辭不一レ正、而爲レ非者一、今令下之均分得上レ當、其辭無レ邪、而以三禁二其爲一レ非、曰レ義也、此對レ利言者、而古書此類甚多、易文言傳曰、義、利之和也、左傳昭十年曰、義、利之本也、晉語、

里克曰、義者利之足也、廢レ義則利不レ立、周語、晉孫周、言レ義必及レ利、單襄公曰、義、文之制也、又曰利制能義、此言下用二文德一自制、而以二其義一濟上レ利也、晉語、丕鄭曰、吾聞、事レ君者、從二其義一不レ阿二其惑一、惑則誤レ民、民誤失レ德、是棄レ民也、民之有レ君、以治レ義也、義以生レ利、則豐レ民、左傳成二年曰、名以出レ信、信以守レ器、器以藏レ禮、禮以行レ義、義以生レ利、利以平レ民、政之大節也、宣十五年、鮮楊曰、君能制レ命爲レ義、臣能承レ命爲レ信、信載レ義而行レ之爲レ利、此諸書所レ言、大意皆言、物唯以レ義制レ之、然後得三普饗二其利一也、然又有下與二一人所レ專之利一相對以言者上、如二論語、夫子云下君子喩二於義一小人喩中於利上、又云見レ得思レ義、及左傳、昭三十一年、君子云下君子動則思レ禮、行則思レ義、不レ爲レ利回一、不中爲レ義疚上者甲、即是也、又有下於二君臣之際一言レ義者上、如二論語、子路云、不レ仕無義、長幼之節、不レ可レ廢也、君臣之義、如レ之何、其廢レ之、孟子云、仁之於二父子一也、義之於二君臣一也、命也、有レ性焉、又云下契敷二五敎一曰、君臣有上レ義左傳、隱四年、君子云二大義滅一レ親、僖二十五年、狐偃云下求二諸侯一莫レ如レ勤レ王、諸侯信レ之、且大義也上、二十七年、舅犯云民未レ知レ義、於レ是乎出定二襄王一、孟子又云乙庶人召レ之、往役義也、君欲レ見レ之、往見不義也甲、即是也、又有下於二長幼一言レ義者上、如乙上所レ見孟子路之言、及孟子云、親レ親仁也、敬レ長義也、又云下義之實從レ兄是也上、論語夫子云二羣居終日、言不下及レ義者甲、即是也、又有下於二賢愚之擧廢一言レ義者上、如丙禮中庸云下義宜也、尊レ賢爲上レ大左傳、昭二十八年、仲尼聞二魏子之擧一也、以爲レ義、曰乙近不レ失レ親、遠不レ失レ擧、可レ謂レ義者、即是也、又有二與レ信對言者一、如丁

左傳、宣十五年、解揚云、義無二信、信無二命、論語、夫子云、主忠信、從義崇德也、有子云、信近於義、言可復也、左傳、昭元年、趙孟云、臨患不忘國、忠也、思難不越官、信也、圖國忘死、貞也、謀主三者、義也、者是也、又有與勇對言者、如論語、夫子云、見義不爲、無勇也、又云、君子義以爲上、君子有勇而無義、爲亂、小人有勇、而無義、爲盜者、是也、又有於上之制下、言義者、如論語、子謂子產、其使民也義、又云、務民之義、楚語、范無宇云、地有高下、天有晦明、民有君臣、國有都鄙、古之制也、先王懼其不帥、故制之以義、旌之以服、行之以禮、辨之以名、書之以文、道之以言、既其失也、失物之由者、即是也、今且總論之、義蓋物與其分宜相當之名也、左傳、昭二十五年、子大叔曰、夫禮天之經也、地之義也、民之行也、據此言之、義蓋本於地之宜、而生者也、易繫辭傳云、觀鳥獸之文、與地之宜、蓋言、鳥棲林、故其羽與木之葉相類、獸居野、故其毛與草之葉相類、其他、魚在水、故其鱗與水之紋相類者、皆所謂其文與地之宜合者、是故、凡物之於地、不可不各被其所居之土宜、而土地之宜、因轉生人之義、如位之分、身之分、材之分、受用之分、節當守之分、凡其有度量之可裁、而物當其分、則皆得言義、君臣長幼之道、以各止其位若身分之宜爲節、故皆曰義也、又賢者天縱之材、使高於衆、則尊之、以使得當其等位者、爲材之宜、故亦曰義也、又分財平當、爲各人受用之分宜、故亦曰義也、然如夫衆庶、則不能自知以由其義、是故、自古爲人君上者、必制民之度量、如楚語、云明度量、

以道二之義一、明二等級一以道中之禮上者中、言三義之生二於度量一者一也。所以、上之制二下度量一、及使三レ之以二其度量之宜、皆亦曰義也、如二君子一者、能自制レ身、以由二其義一、制レ身以由者、即所謂仁者也、然而義之爲レ物、亦有レ大有レ小、或宜二常以不下易、或宜二視レ時以易措一、大者己身於二天下若倫理一之義也、小者事之節也、身之於二天下若倫理一者、所謂宜二常以不下易者也、事之節者、所謂宜二視レ時以易措一者也、視レ時必權レ中而得、權レ中而得者、又必由二學若問一、然後以知二其善一、善乃義之善也、故易益卦象傳曰、君子以見レ善則遷、有レ過則改、論語曰、主二忠信一徙レ義、又曰、聞レ義而不レ能レ遷、不善不レ能レ改、是吾憂也、然而其徙也、其行也、非レ勇則不レ可レ得、是以君子言レ勇也、其徙又有下似レ無レ信者上、君子乃唯欲三其田レ義、以全二大信一、是以言レ信也

或問二義利之所一分、答曰、禮郊特性曰、男女有レ別、然後父子親、父子親然後義生、義生然後禮作、禮作然後萬物安、無レ別無レ義、禽獸之道也、蓋夫禽獸、從レ欲而無レ忌、不下惟於二牝牡一而然上也、苟從レ欲無レ忌則、莫レ不下以挑二爭亂一而、招中危亡上矣、而人不二自戒一、亦之二禽獸一、安泰者體之欲也、飲食者、口腹之欲也、男女者、情愛之欲也、貨財者、計慮之欲也、好レ勝者、氣志之欲也、凡是數欲者、君子雖レ不レ斷レ之、而唯其度、度則義存焉、不レ度則義亡焉、晉語曰、不レ度而迂求、不レ可レ謂レ義、可二以見一矣、是故君子方二此數者之將一動二其心一也、必自強制二其身一、以致二諸其倫理若分節之所一宜而止、乃所謂義者也、禮郊特牲曰、割刀之用、而鸞刀之貴、貴二其義一也、聲和而後斷也、聲和者、致二之其倫理若分節

之所宜之謂也、斷者卽自止之謂也、若夫不致之其倫理若分節之所宜、而從欲無忌者、己利其身者也、己利其身則、人受害、人受害則必怨或爭、寧能不受人之怨爭者、亦皆義也已、孟子曰、人能充無受爾汝之實、無所往而不爲義也、是乃義利之所分者矣

或又問利者義之和也、答曰、取而不予者、我雖便、而彼惡之矣、予而無取者、雖便彼而、我不堪也、必也取予相因、而彼此皆便之事、而後民善相合矣、此和之本也、雖相合而不信立義明則、其合未能相親也、雖相親而不以曠日彌久、情見物定、則其親未能相和也、至於其親相和則利生焉、利者謂其事疏通、無所復阻礙也、故曰利者、義之和也、蓋言非以義、則雖和而未得利也

或又問、義之制、則出於分宜、分宜、何以爲其辨也、答曰、分宜之辨、生於名、名定則分定、分定則宜存乎其中矣、左傳桓二年、晉大夫師服曰、名以制義、義以出禮、禮以出政、論語、夫子曰、名不正則、言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、夫從言之順、與事之成者、卽義也、吁可不畏哉、名之所在者、天地之所位、神明之所依、倫理之所立、性情之所因者矣、小人或不畏天地、不忌神明、見物可欲、輒忽遺其名、因以妄行、縱慾無已、貪冒侵淩、自從利便、或以亂倫理之所立、以失性情之所因、而以背天地之性、干神明之怒、卒以喪其身家國矣、吁可不畏而戒哉、又問名之辨已立、何以裁之、答曰、以詩書、左傳僖二十七年、趙衰曰、詩書義之府也、禮

樂德之則也、德義、利之本也
或又問、易說傳、曰立二人之道一、曰二仁與一レ義、義何以與レ仁對、又得二以爲一レ道乎、答曰、君子於下己與二事
物一之際上、其心起二己之分宜之度量一、卽義也、故義者、譬如レ引二繩墨一也、因以レ身從二其分宜之所一レ在、卽
仁也、故仁者譬如三因用二刀鋸一也、故無レ義則、亦無レ仁、是仁與レ義之所二以對言一者、而既從レ之則道乃
存二乎其中一、故又曰レ道也、又問二禮義之別一、答曰、義之所レ立、自二內思制二其量一而立焉、禮之所レ行自三外
從二順其宜一而行焉、此其別也
或又問、左傳哀十一年、冉有用二矛於齊師一、故能入二其軍一、夫子曰、義也、此何以稱レ義也、答曰、凡士之
在レ軍、固期レ用レ勇、夫子曰、陳レ力就レ列、不レ能則止、今既以レ勇、故在レ軍則用レ矛者、爲二其宜一、故稱
曰レ義也、又問、昭三年、趙文子欲レ得二州縣一、范韓二宣子、曰、自郤稱以レ別二三傳一矣、晉之別縣、不唯
州、誰獲治レ之、文子曰、二子之言義也、違レ義禍也、此稱レ義者、何、答曰此蓋以三二子之言中二其制議
度量之宜一、謂レ之爲レ義也、又問、僖十九年、司馬子魚曰、齊桓公、存二三亡國一以屬二諸侯一、義士猶曰レ薄
德、此何故、謂二義士一也、答曰、按僖九年、宰孔曰、齊侯不レ務レ德、而勤二遠略一、義士蓋指二宰孔一也、夫
己有二其德一、以求二人之屬一者、是其宜也、今非二其之宜一、而求レ屬二諸侯一、孔宰非レ之、故稱曰二義士一也、又
問、桓二年、臧哀伯曰、武王克レ商、遷二九鼎于雒邑一、義士猶或非レ之、此何故謂二義士一也、答曰、遷レ鼎、
其迹似レ貪、非下王二天下一者之宜上、故非レ之者、亦稱曰二義士一也、又問、成二年、嬪媚人曰、反二先王一則不

義、此何以稱二不義一也、答曰、此其上有レ言云、先王疆二理天下物上之宜一、而布二其利一、而下因言、晉之告二他國一、以利レ己、非二覇者之宜一、故曰二不義一也、又問、莊二十二年、君子曰、酒以成レ禮不二繼以一レ淫義也、何以稱レ義也、答曰、不二繼以一レ淫、則是得二成レ禮之宜一、故曰レ義、又問、莊二十七年曰、天子非レ展レ義、不二巡狩一、此所レ稱レ義者、何物也、答曰、莊二十三年、曹劌曰、會以訓二上下之則一、利二財用之節一、朝以正二班爵之義一、天子之所レ展、卽此班爵之義、而其實、乃上下之則、財用之節、亦因レ此正、而併得二訓制一焉、故所レ展、亦兼二是二物一、亦皆分宜者也、又問、易繫辭傳曰、陰陽之義、配二日月一、此何謂、爲レ義也、答曰、在レ易、禁レ非曰レ義、陰陽之義、亦同、陰不レ當、則正レ之以爲レ陽、陽不レ當、則正レ之以爲レ陰、亦乃分二宜之一者也、故曰二陰陽之義一也

或又問、禮喪服四、制曰、門內之治、恩揜レ義、門外之治、義斷レ恩者、何謂也、答曰、此當丙先明二門內之事一、可二以レ義一稱乙之類、然後辨甲之揜レ義也、禮禮運曰、何謂二人義一、父慈子孝、兄良、弟弟、夫義婦聽、長惠幼順、君仁臣忠、十者謂二之人義一、據レ此父子兄弟、夫婦長幼之間、分宜之行、皆亦可二以レ義稱一也、而如二夫義婦聽一則、易恆卦六五曰、恆二其德一貞、婦人吉、夫子凶、象傳曰、夫子制、從レ婦凶、此言、夫子當三專斷二家政一、而如二殷紂一、婦言是聽、婦言是用一、乃所レ謂牝鷄之晨、是爲レ凶也、恩乃惠恤慈愛也、曰二恩揜一レ義者、言二門內之治一、以レ用二惠恤慈愛之情一爲レ要、雖下其有二失行一者上、亦善爲周二旋之一、而務令レ勿二外揚一、以全二其恩一、是爲レ道、卽如二父爲レ子隱、子爲レ父隱者一、是也、門外之治者、謂二外事一也、

曰義斷レ恩者、言雖ニ其親族一、而必正以ニ其罪一、務使ニ其法勿下偏ニ私於內一者、是爲レ道、卽如ニ左傳、昭十四
年、晉叔向、尸ニ赦魚於市一者上、是也、又如乙孟子、桃應問曰下舜爲ニ天子一、皐陶爲レ士、瞽叟殺レ人、則如
レ之何上、孟子曰、執レ之而已、然則舜不レ禁レ與、曰、夫舜惡得而禁レ之、夫有所レ愛レ之也者甲、亦以ニ門外之
治、義斷下恩、言ニ舜之不下禁者也、但孟子此下、更曰下舜視レ棄ニ天下一、猶レ棄ニ敝蹝一也、竊負而逃、遵ニ海
濱一而處、終身欣然、樂而忘中天下上者、卽又明下子爲レ父救ニ其死一、則當中棄ニ其富貴一、以爲上之、此其爲レ義、
卽亦子爲レ父隱之類者矣、又問、夫子論下叔向尸ニ叔魚一之事上曰、叔向、古之遺直也、治レ國制レ刑、不
レ隱ニ於親一、三數ニ叔魚之惡一、不レ爲レ末レ減、曰レ義也、夫可レ謂レ直矣、平丘之會、數ニ其賄一也、以寬ニ衞國一、晉不
レ爲レ暴、歸ニ魯季孫一、稱ニ其詐一也、以寬ニ魯國一、晉不レ爲レ虐、邢侯之獄、言ニ其貪一也、以正ニ刑書一、晉不レ爲
レ頗、三言而除ニ三惡一、加ニ三利一、殺レ親益レ榮、猶レ義也夫、杜注、以爲於レ義未レ安、直則有レ之、又云、以
レ直傷レ義、故重疑レ之、此說如何、答曰、杜說謬矣、上云、治レ國制レ刑、不レ隱ニ於親一、故曰レ義也夫、
又云、三數ニ叔魚之惡一、不レ爲レ末レ減、故曰可レ謂レ直矣、且按ニ古義一、義必與レ直相配、故易曰、敬以直レ內、
義以方レ外、孟子言ニ浩然之氣一配ニ義與下道、以レ直養、其不レ與レ義、而稱レ直者、乃狂直愚直而已、杜乃
言ニ於レ義未下安、又曰ニ以レ直傷下義者、蓋亦未ニ深考一之過也耳
或又問、告子言義外也、非レ內也、以ニ彼長一而我長レ之爲レ證、而孟子以ニ長者義乎、長レ之者義乎一、而以
辨ニ其說之非一焉、然按易文言傳云、義以方レ外、則告子之說、似レ得ニ古義一、而孟子似ニ失レ之者一、如何、答

曰易孟子同言内外、而其旨各有不同、如易、乃就君子所自修之身、分擧内外、蓋以明君子所用修功之周至者也、如孟子、乃就人之性、分言内外、而以辨義之非爲不本性、而僞爲之者、是故易内外者以實形爲依、而以言之者也、孟子内外者以虚象爲依、而以言之者也、其旨自別、不得引彼混此也、又問、然則、告子之説非乎、答曰、義自心制其度量而立、豈外也哉、告子之非、孟子辨之、已盡矣、讀孟子之書、而猶疑其是非者、乃亦不能虚心讀書、而妄惑自誤者耳、或又問、孟子曰、理義之悦我心、此以理卽義之類、故連稱也、孟子又曰、義内也、義已内則、理亦其類、當具乎性、如何、答曰、此當先辨理之所本、次辨内外、然後得喩其言具性之非也、凡理如金玉木石肌肉之理、本皆屬形、形之大者地、故曰地理也、似形而不可撫、只可見者、曰象、而象亦有理、如天文、如雲氣之有狀、如風色著草木而見之者、皆象之理也、如禮樂記所云天理者、謂我形之分際、不得不然者、而見之於其象者是也、是故、理者屬於形象、形象本於天地、而人心觀之其理者也、人心所以得觀之者、乃以神之爲之主宰也、蓋神無方、故無有形象、無有形象、故又無有自理、而天地爲寓、形象爲倚、而以立乎其中者也、是以神得觀之形象之理焉、又辨内外、則有三、其一以他爲外、以己爲内、此就物而分之者也、其一以形爲外、以心爲内、此就形而分之者也、其一以形象之理本天地之有爲外、以神無有自理爲内、此就意象而分之者也、今夫人之性、唯以順其形象之理、而以爲其道者也、是以就意象、分之内

外一、其理者、本天地之有也、非下心神之所二有上之也、故謂三理具二乎性一者、辨二內外一之不レ精、而論二其物一之謬誤也、如レ義則與レ此異、因レ觀二其理一而心自生二之度量一、卽所レ謂義者也、孟子故曰、義內也、雖レ然理外義內、而其情乃相屬、故又連稱曰レ義、非二以下義卽爲上理而、以言上之也

資治答要

皆川淇園著

士之道如何之物に候哉と、御尋被二仰越一候而承り申候、先今世之士には大方甚敷心得違之事有之候、其故は今諸國藩中諸士いづれも、其先代各相應之武功有之候に付、其子孫は國の祿を世襲して、數代勤居申候に付、面々の心得居申候には、主人の家來たる故に、士と云ものに成り居り候と相心得、又士といふ證據は、刀脇差二本を腰に横たへたるが、士なりと覺へ居り候、夫故刀は武士の魂成抔と申、

可レ笑之說有レ之天下滔々として大形右之通之心得に御座候、是は以之外なる心得之相違に而御座候、天より民を生じたるに四ッ有之、一ッには士、二ッには農、三ッには工、四ッには商也、農は天下の人の爲に稼穡して穀食を出し、工は天下の人の爲に造作して器物を出し、商は天下の人の爲に貿易して貨財を通ず、しかるに士といふのばかり天職なかるべき所謂なし、主人の家來たる故は士といふならば、人の奴僕婢妾たる者は皆士なる也、先祖武功有之候故に、子孫は士たりといはゞ、士の士たる所は先祖に留りて、其子孫はたゞ士にあやかりたるものなるにや、刀は士の魂なりといはゞ、刀を指さずして寢入たる時は、士の魂はしばらく離れたるといふべき也、人身の内に有魂には、士といふものなくて、刄物に魂ありといふは、其身內の魂ははかなくおとりたる魂にあらずや、是等は皆愚盲不通の論なるをば、稍事情にも通じたるとみゆる人も、夫につれて刀脇差のこしらへ拵、格別に立派に仕立つる事を、身に取りては專要の事と心得たるもあるは、世上の流俗に連れて已を得ずしてするもあるべけれ共、あまりに淺間敷所存なりと思はるゝ事共也、或人の說には、士の魂といふはあてなくして謂にはあらず、士は武を以て暴亂をしづめ、殺戮を以て威を立つる物也、刀劍の屬は其用にあづかる專要の器物にて、士は片時も其これを用ゆる事を忘るべからざるもの、故に其處の儀を示さんとて、士の魂とは云ふ事なりといへり、もし此說のごとく暴亂をしづめ、威を立るのみを士の職とせば、太平の代にはさまでの暴亂も起るべからず、四海皆德化に歸服して、格別の威を立る事も入用なけれ

ば、太平の代には士は四民の內の贅瘤の如くなる物なるか、或はいふ左にはあらず、四海の德化に服して靜なるも、武士の武を磨きて威を立る事を忘れざる故に、其鬪が鬪が下にこたへて自然に暴亂もおこらず、靜謐成事を得たる物たりと、此說のいふ所は聞こへたる樣なれ共、それはたとへば俗家に愛宕山の札を張りて、火伏之祈禱とするが如し、此札を張りてあれば火災の患なしといふ事なれ共、火災の起るべき時來れば、火伏の札は用に立つべからず、武士武を磨きても、君上其德義を失ひ政に私曲多くして、其下民の安處を得ざれば、衆心一致して蜂起せん、如ㇾ此の時に及びては切るとも衝くとも恐るべからず、昔より亂の起りたる世には、武士も無かりしといふ事なければ、此說もまた深く思はざるの强說なるべし、先右之說は其理あるにもせよ、あても見えざる賣主の如き說を賴みて、今日を暮す事相濟ざる事なり、今日の農は今日の天下の人の爲に、炎日に晒され寒霜をふみてこれが食を作り出し、今日の工は今日の天下の人の爲に、手足の力を竭してこれが衣服器用を作り出し、今日の商は今日の天下の人の爲に、山海を跋涉して是が貨財を轉易する事也、士たる者は獨今日の食を食ひ今日の衣を衣、今日の貨財をたゞ取にして自ら安樂なるは、先祖の蔭主人の恩澤なりとのみ思ひ、さて其用を爲す處を問へば、國中に亂の起りたる時に、一番鑓を衝き主人の馬前にて命を捨て討死をすれば、己の身の任は相濟事なりといひて、當今の天下は太平なるに、あてもなき兵亂の事をあてにして、其時の用有身なりと誇りのゝしる、是等は其言に相違あるまじきか、しかし我は迯んとはいはれ

まじき事也、いづれにもせよあてもなき兵亂をあてにして、其時の用に立つもの故に、今日の衣食を唯取にする事は、たとへば津波の打時には、此一村の人を船にて救ふべしといひて、山村に養はれて居る船頭の如きものなるべし、左あらば津波の打ん時に、出參りて、救ふべきに、津波の氣の見へざるに客腕をいひて、今日の衣食を費す事は、先祖の事は先祖の事にして、今日の所第一の不義なるべし、是等の俗論は皆四民の內の、士たる本職を考へず古義を知らずして、かゝる筋もなき拔句をいひて、世を欺きて暮す事に成りたるものなり、古の士たる義は左にはあらず、論語に子路の問に、何如斯可レ謂ニ之士一矣、子曰、切々偲々怡々如也、可レ謂レ士矣、朋友切々偲々、兄弟怡々と答給へり、凡そ士は四民の一之惣名なり、天子も諸侯大夫も皆士なり、天子諸侯大夫は爵位なり、故に儀禮には天子之元子は猶士なりといへり、猶士とはやはり士なりといふ義なり、士の爵位を得ざる木地の所が士といふ物にて、民を安んずる事を志として、其わざを事とするものなり、民を安んずると云ふ事は、亂世には干戈矢石を冒かして、暴惡を禦ぎ伐ちて民の患難を救ひ、治世には其身に義を行ひて、三民の表準となる事を心がくるを士といふ、故に朋友には切々として諫め、偲々として善に導き、兄弟には天倫の和を失はざる事を欲して、怡々として虛心にして容受する事を務め、剛柔に偏ならずして其時宜を行ふ、故に士と謂ふべしと云給へるなり、子貢の問に何如斯可レ謂ニ之士一矣、子曰、行レ己有レ恥、使ニ於四方一不レ辱ニ君命一可レ謂レ士矣、是は其人の德器任ずるに遠事を以てするに、いかにも託賴すべき

に定るものを士といふ事にて、名節を重んじ取捨を苟もせず、君命を受て使たるに、君命身に在りて身にこれを致する事、其命の如くする事能はざるをば、命を辱むと云事成り、今己を行に耻ありて必ずこれを致して、後にやむ者を士といふと云給へるなり、されば道義を重んじて、身の安きを懷はざる者にあらざれば、右之如き行は出來難き故に、士而懷レ居、不レ足三以爲二レ士矣、とも云給へり、士志二於道一、而耻二惡衣惡食一者、未レ足二與議一也といひ給へるも同じ意味なり、曾子の語には、士不レ可三以不二弘毅一、任重而道遠、仁以爲二己任一、不二亦重一乎、死而後已、不二亦遠一乎といへり、是は士たる者は其重き荷を負はんとする者、故に自から其內德を弘大にせずはあるべからず、事をやり付る事をなすべき者ゆへに、剛毅にせずばあるべからず、重荷と云は仁の事なり、やり付るといふは死する迄は、其仁の事を是非にやり付る事を云故、毅といふなりと云事なり、されば士と云物は只此のごときの志を立て、其身を其處に處する者を士といふ事也、しかれどもヶ樣の人其志の起りたる所、本は天然の生れ付にて此情あり、たとへば木は何の故に木となり、草は何故に草となれると知るべからざる如し、農の農を好みて稼穡を業とし、工の工を好みて造作を業とし、商の商を好て買易を業とするが如きものにて、浪人をして居りても士は士なり、主人をとりて奉公をし帶刀をする故に、士となる事を得と云ふにはあらざる事也、さて此士たるの志を立てたる所は、天子も諸侯も大夫も、皆是を以て其木地として、天子には天子の任有、諸侯には諸侯の任あり、大夫には大夫の任あるをば其別とす、中にも天子は至

尊、諸侯は其次なり、天の命を得給ふに非ざれば、其位に居る事を得ず、大夫は政を執りて民人を安んずるの任にて、しかも其材徳を以て其位にすゝむ事を得べきを以て、士は常に大夫の位に居る事を得べきの德を、其身に成す事を道としてこれを學ぶ、其德は卽ち所謂君子之德なり、君子の德の事は尙易・論語・孟子等にて御考可有事也、扨右のごとく士は天子諸侯大夫と同じ志の木地なれ共、人倫の道には別に大義と云ふ物ありて、天命のある所の天子諸侯に依り仕へて、君とせざれば其義を失ふ者となる事なる故に子路の語、不ㇾ仕無ㇾ義といへり、されば義あるによりて君臣たれども、其君に命ぜられて執扱ところの官事は、卽ち其身に付きたる天分の事なり、易の蠱の卦の上九に、不ㇾ事二王侯一高二尙其事一といへるは卽ち此事にて、王侯の爲に此事を執扱とせずして、其事は直に天より命ぜられたる事とすといふ意なり、禮の表記にも此語を□たるの道に合せてこれに引けるに、後世の儒說には隱者の事の樣に說たるは謬說なり、士たるの道かくの如くなる物故に、全體の道理を以ておして云へば、いつまでも浪人をして仕へぬと云ふ事はなき筈の事なり、され共是は時と勢もある事なれば、或は一概にも言がたかるべし、扨士たるものゝ子孫の世々士たるは、農工たるものゝ子孫の世々農工たるが如きものなれば、志を枉げても其父祖の業を繼ぎて、勉强せざれば叶はぬ事なり、其先代の士の道はかゝる物なりと知らざりしは、是非もなき事也、かゝる物と知たる上にも、其非を改めざるは不義の至りなり、不義の至りなる故に身を處する事天の咎も恐敷事と可ㇾ被二思召一候

前書に申達し候士たるの道、詳には有ㇾ之候得共、士たる身分の今日の覺悟如何相心得、其義にあたり可ㇾ申之所、未しかと相分かれ難申に付、今一應可ㇾ申進ㇾ旨承候、士たるの身は朝夕道義の然るべきを求めしりて、それを我身に行ひ其德を成就して、庶民の模範とならん事をのみ心懸け候事、其身分の當り前にて、假にも其身可ㇾ安逸ㇾにせんとし、富貴を羨み貧賤を惡む心を起すべからず、さて其德を成就する事は、勉强して行はざれば成就せず、智を廣むる事は學問によらざれば出來がたしと可ㇾ被ㇾ思召ㇾ候、士たるの身分の當り前之所、元來安民の事が其職分之事にて、其人の申付にて相勤候事に候得共、依ㇾ之功有れば加增恩賞等を心掛くる事、決て有ㇾ之間敷事なり、後漢の馮異と申將軍は戰の功に誇らずして、常に大樹の下に引離れて居りたるは、右之職分と知れる故なり、尤法とすべき事なり

士と庶人との分かれの事略相知不ㇾ申候得共、今一應申進候樣被ㇾ仰越ㇾ承ㇾ候、此義は先以人の道と申事を御存知無之候而は、其分かれ分明なら難く候、凡そ人の生は天地の中和の氣受候て生れたる物故に形は百々億萬の分れあれ共、其道は一和に歸する事になり行ものなり、故に士は民を治め安んずる事を任して、農は士を養ひ又天下の爲に食を出す、工は士に役せられて又天下の爲に器を出す、商も又役せられて天下の爲に貨財を通ず、又此のごとくに四民の榮の相輔し相養ふのすがたに出來たる事は、往古より人々言合せて分かれて、此の如く成りたるにはあらず、天地の自然にて此四民の別となりて相輔養せり、父子君臣夫婦長幼朋友の道も、亦皆相輔養する事を道とせるものなり、此相輔養する所

を勉强して行ふを仁といひ、相輔養する所にて我分を見しりて、其宜き分を踰へざる度量を立つるを義といふ事なり、故に仁義は人の道なりといふ事なり、禮の表記に、子言之仁者天下之表也、義者天下之制也、報者天下之利也といへる語あり、是は仁の其身を勉强して義に從ひ行ふるは、天下の人々の表にたつる所のもの也、其從ひ行ふ所を己が心にて、身分〳〵の相應を見はかりて其分を取る事は、天下の人々の制量を立る所のものなり、仁義に從へば各其報を得る故に、士は三民よりこれを報じて、食色あらしめて又是が役を執り、三民は士より是を報じてこれが難をすくひ、是を敎へて安からしむ、是天下の人々の利とする所のもの也といひ給へるなり、四民の道元來皆此の如くなる物なれ共、士には常祿ありて衣食の憂なく、三民は常祿なきに常に衣食の營に心身を勞する事なり、心身を勞する事を苦む故に、それによりて或は仁義の道を忘れて、己れ獨り利を專らにせんとする事あり、此のごとくなれば爭亂が生ずる故に、士はこれを治めて和順にする事を敎ゆ、其敎ゆる人に私欲あれば、人に敎ゆる事行はれざる故に、常に禮制によりて其身を修する事が入用なり、三民は家業に隙なくそれを以て父母妻子を養ふ、故に一々禮制に從ふ事能はずして、只々孝悌忠信を失はざる事を要として、其他の制はこれを君上に仰ぎ聽く而已、是が士と庶人との道の分かれなりと可被思召候

管子にも衣食足而知禮義と申候へば、衣食を足すの事、先は當分の事務に候へ共、衣食の足し樣幷に財貨のふえ候致方無之、御思案に、難落候に付、心付候事候はゞ可申進候樣之仰越承候、總てケ

樣の事は先全體の所の、大積之無レ之候而は難ニ出來一事に御座候得ば財用乏しき國は札遣と申事をはじめて用ひ候得者、其正金銀と札とを合せて、國中の財貨の數貳倍になり申候故、自然と流行豐饒になり申道理に候、しかれ共是には札と引替る計にて、三四倍五六倍とはなり不レ申候、今三四倍五六倍に成り候致方有レ之候、是は先國中上下共に財貨をいやしみ、信義を尊び候樣に取まはし行候而、風俗共通りに成り候はゞ、人々に財貨の出入に疑ひなく、內に蓄へ置く事をせずして、各什一の利を逐ふ樣に致し可レ申候、左候へば國中民間の通用常に行つかへなし、財貨の數自から四五倍五六倍にも成り可レ申候信義を貴ぶと申事如何樣に致可レ申哉、假令信義を貴び候而も金銀の實に乏しければ、自然と信義は立がたかるべしとの御疑ひ御尤に御座候、是には甚致し方有レ之事に候、先金銀の店など御捌被レ成候に、第一信義にはづれたる所を以て御咎可レ被ニ仰付一候、扨是非返濟方出來がたき者へ、何成共工作之事力傭之事を課役を以て被ニ仰付一共貨錢を御遣其貨を分けて、半を渡世の用とし、半を備銀の實に致し候樣可被ニ仰付一候、不博は追放に被ニ仰付一候、とかく利合に拘はらず、信義の立候所をおもとして御捌被レ成候はゞ、民情上の財貨を鄙み、信義を貴び給ふに恥入可レ申候、恥入る事に成候はゞ、自から金銀を卑しみ信義を貴ぶ事になり可レ申候、左候へば國中財貨の通用、是非共澤山に成り可レ申候、信義を貴ぶの敎なければ、金銀は民の爭ふ處の物なる故、上より如何樣之義を以て被ニ仰付一候共、次第に上を疑ひて匿す事になり候故、國中に金銀はありながら、日々不自由に成り可レ申候

節儉を守り候事も心得有レ之候哉と、御尋被ニ仰越一御尤之義に御座候、如何にも心得有レ之候事に御座候、節儉は財用を殖するためと思召され間敷候、但節儉をして民に定りの外なる租税をかけて、難儀をさせまじと云心得を以、節儉を御つとめ可レ被レ成候、論語に節用而愛レ人といふ、即此意持を以て孔子の被レ仰たる事と可レ被ニ思召一候、總じて貧乏といふ物は、心のつもりの外なる事に費用多く出來りて貧乏になる物に候、富饒も右之反にて、心のつもりの外なる事に費用少なくなれば、自から富饒になるものと可レ被ニ思召一候

信義を貴び財貨を鄙しみ候事は、御尤に被ニ思召一候得共、當前之處御國に費用多く、全體の御祿封邑の入用よりは、御家中の人數不相應に多く、依レ之借用の息物次第に相重りし所に、追はれ被レ成ニ御座一候事故、如何とも難レ被レ成候由、尤借財の息を御出し不レ被レ成候而、如何樣共に成方も可レ有レ之候得共、百姓町人並に外方之出入之町家出銀致し居候もの共へ、信を失はれ候事に成り候上、不時之公用出來候節、費用を取替呉候方無レ之なり候而、尙表向御勤方の首尾に相拘はり可レ申、又御家中の人數御減じ被レ成候事も、心易き事に候得共、御先代より數世恩顧被レ成候者共ゆへ御不便に被ニ思召一且は義を失ふ事にも可ニ相成一候故、進退難レ被レ成候に付、是等之所宜敷所存も可レ有レ之哉、申上候樣被ニ仰越一承候、何樣甚六ヶ敷御事に御座候、併是は第一に無用之虛飾に拘り被レ成候而、實は信義少く候故、此ごとくに相成候事と被レ存候、御家中人數御祿高に過ぎ候而も、召離され難く候はゞ、其趣を改て御家

中に仰聞候而、役人たる者之外は男女に限らず年限を立て、面々に工傭を勸めさせ候而、其價を半分は本人へ相渡し、半分は公府に御遣し被㆑成候而、百姓町人へ御預け被㆑成候而、年數を積り候而、其息物を以て已來年々の養ひ出來可㆑申候、又百姓町人外方御立入の町家出銀之者へも、有體之處被㆓仰聞㆒御賴被㆑成候而、此已後節儉の御守りの處固く、行末は府庫充實いたし可㆑申、御返銀之處に信義相立候儀疑ひ無㆑之候時は、何れも御公用之御指支に相成候事は、決而爲㆑致間敷候、何事も有體之事には人其直に與する物にて、虛飾の詞多き時は人に疑念多く用心を致し候故、世話も不㆑仕ものに御座候、是も上一人の御取計らひにて、御一決無㆑之時は執政已下の器量なき人は、行末の處を危み候而同心仕間敷候事に御座候

逸史

中井竹山著

逸史氏曰、互市之係要務、而不可以已、果如此夫、蓋當時、屬數百年間喪亂之餘、海内新息肩、而蚩民春眠、貿貿然罔攸營爲、陸產之可採、海品之可收、以至布帛器械之製、旁及凡百技能、可以給乎國事、而資乎民生者、舉有未周焉者、太大君既興治鑄之利、乘豐富之運、乃超覽宏圖、開關市、致遠物、上以潤成國華、下爲萬民啓巧思、通靈竅、一時權宜之制、實有不可闕焉者也、然承平已降、萬用圓備之日、猶且遵故事、徒以爲媚侈靡之具、則玉栝之諫、旅獒之顛、將於是乎在焉、且也往昔有確論曰、凡外舶所載、藥石之外、一切屬無用、斯義也、浮屠兼好首言之、觀瀾三宅氏再發之、白石新井氏又詳議其弊、新井氏嘗居要路、旁審度支簿領、乃算互市所發兌、姦民所闌出、金銀銅大數曰、室町已還、至勝國時、西陲無管籥、海舶來往、茫乎不可徵焉、自慶長至寶永、百餘年間、所亡失之可徵、推公概私、據顯例晦、金凡六百二十萬兩、銀凡二千六百二十萬枚、銅凡二億三千萬斤云、吁夥頤哉、寶永而下、到于今、又既歷五紀、其所出、不知復幾鉅萬、縣官雖務約定額、厠以雜貨、益禁奸闌、而傾有限之寶、以應亡厭之需、國家无疆之治、其究爲何如、夫二子

皆娓娓言之、或以爲竭吾邦義氣之精、或以爲拔天地之骨、憂慮於後世、而付諸浩嘆、其言似也、然以予觀之、未爲得政治大體焉、夫黃白之爲物也、飢而不可食、寒而不可衣、以其貴重也、居焉不得以合棟宇、爨焉不得以制錡釜、以其不堅利也、戰焉不得以造鋒鏑介冑、士則不爲刀削、農則不爲鎡基、工則不爲斧斤鑽鑿、商賈不用鑰廚櫃、而鎖倉庫、其鎔以爲華飾、亦猶外舶所輸、珠璣珍怪也、此出彼入、其事埒已、鑄以爲幣也、多焉而輕、寡焉而重、其爲用也均矣、借令異日黃白拂地乎、亦唯白鳳年前宇宙是也、豈無物可以爲幣乎哉、唯銅切乎民用、是爲可惜爾、異日長國家之人、能達治體乎、則必有以處之矣、若夫所謂義氣之精、天地之骨、是原於五行之說、要皆譚究理、而失實際者、漢儒以還、拘泥謬衍、千載滔滔、舉落窠臼、豈勝與辨哉

履軒幽人文稿漫錄

中井履軒著

利政雜議

商賈貪レ利而不良、主頻散而家產以傾、天子貪レ利而不良、民散而天下衰敗

利竇一啓二于上一、則橫流不レ可二復遏一焉、蓋任レ事之臣、因二利事一而寵進、則衆小人唾レ手而起矣、萬人彙進、各施二其術一、視レ民如二艸管一、當二是時一也、忠臣良士、若弗三自箝二其舌一、則双必加二于其頸一、可レ不レ爲二寒心一哉

利盡二海內一、延及二海外一、可レ謂二富盛之極一矣、然此特其外貌而已、其實所レ得、不レ償レ所レ喪、强士益斥、而府庫益耗、屯戍飛レ輓、日月相屬、中國鍛レ甲、邊海造レ艦、非二太平之祥一、欲レ已而弗レ能嗟誰之咎哉

吾邦環二四海一爲二池水一、無二邊疆之虞一、譬猶二辟廱一矣、號二稱二高枕之國一可也、夏人世々所二欽慕一云、近歲頗有二赤夷之擾一、勞費漸廣、足三以救二民矣、是廟謨之不良、蓋大臣無識、納二計司之議一、誅二於奸民之言一、與二松前一爭レ利之所レ致、古人言、何必曰レ利、古今之確言、不レ可レ易矣

松前一縣、元非二吾邦域一、亂離之際、我之逃民剽略、而據有焉、至二于國初一、來請レ命求二內屬一、是國家威

靈之所及、非有貪瀆今時之擾事、生於我之貪瀆矣、與役設官、悉革舊索、與松前爭利、大臣之無識亦已甚、國體安在夫、松前豈無罪乎哉、然是夷中交通之細故、欺罔匿利而已矣、何必計較、今也松前既内徙、美疵各在、前日帳則凊矣、大機會存于此、宜能官拔縣、收遺民、悉地南迁、海岸設關、永絕往來、嚴禁商旅、是當今之良策也、當路之人、尙不覺悟、惟惜一縣之地、而不能棄海帶蟲魚之利、乃屯戍煩擾、粮餉絡繹、東北之賦稅、空殲於波濤之外矣、其竟何所濟、吾計後日悔革、必如吾所策耳、國家財賦之耗息、人民困弊之休否、正卜於悔革之遲速、是亦巧遲弗若拙速者縣官出錢斂息、是與民爭利之甚者也、是超于安石之虐政耳、一切放免可也、本息併棄似官錢耗廢、而不然也、蓋數十年無欠逋、則息皆倍于本、官錢之不多、而今積成大數、無可惜、又有全無本錢、而空斂息者何也、蓋負官錢者官法催督尤嚴、雖有他負在前、訟告亦在前、而不得與官負爭衡、其逃戶滅戶、並責鄉里伍保償之、故官錢永無耗折、是故豪農富商、往往與官吏比出咨錢、假官錢之名而行之、共分贏利、官吏因此積贏利、亦能自出私錢矣、於是官錢少而所貸多、人無錢而有錢、貸者困于催督之急、不能自友吾、倏忽破產失業、良可憫惻、至于今時、其勢稍變、貸者姦生、變詐百端、有官不能催督者、主吏或因此獲罪、又貧諸侯往々勸民而貸焉、皆以鄉民之印取錢、而錢實不入于鄉民之手、及于催督之期、鄉民弗能辨息錢、而諸侯固無錢、鄉民坐訟庭、明白陳列而乞哀、保任證左、皆爲紙上之談、抵當田產、或犯重複之禁、縣官亦察其無

罪、不忍於加刑、邦君不押印、亦難以蔽罪焉、唯解喩兩造、勸以扣息、徒延歲月、凡名錢之害猶多、是其大略也

寺觀祠廟、至於搢紳、或亦出名錢、皆奸民所慫慂、其錢多出於奸民、而贏利亦多入于奸民矣、本主全無錢、白手分利者、其入至微、而鄉里受代償之害者尤多、良可憫矣、凡名錢者、不問公私、一朝放免可也、所以罰奸民、而安良民、所謂威惠並行者、一事而得焉、其本主若失錢、然積年斂利多一倍於本、何足惜哉、若白手徵利者、得失何足算、奸民之罰、猶可謂輕矣、凡名錢之弊、縣官出錢百十、奸民之添補、輙萬千以上矣、奸民惟恃理債之辨、而弗顧民之疾苦、其給錢不復問貸者之貧富、保任之眞僞、又不憂貸戶之逃滅、抵當之重複、唯視鄉正三老之印記明白、即了、一經官司、無所礙耳、夫遠鄉僻地之民、會逮于大都者、尤可痛心、其鄉正保伍以下、逮者數十人皆廢耕棄業、以離寒著炊桂飱玉、千辛萬苦、稍有所償、入于奸民之囊槖、良爲可惜矣、近歲官中側聞、亦有白手徵利一流之事、秘未知其詳

山澤河海之總可存者、仍舊貫可也、其他商稅一切、放免爲當、凡諸官錢、及官租之逋欠、一切放免可也、方春發之時、出放免之令尤便、蓋去歲收斂已了、逋欠皆在帳籍、一抹即了、無追問之勞、一喝即達于四海矣、或屬有慶事、假赦而行之亦可

關貨之獄、歲々弗斷、雖罪在奸民、而亦有可憫者、蓋推其本、摧場定價太賤、客商非闌、無以

得利、或折本故也、國家刑辟、不宜施於客商、惟自賊我民而已、是上啓利竇而驅民也、非刑辟所能遏焉、若稍增客商之價、使其得利、又稍減國商之價、亦使其得利、然後物價平、而奸闌速息、官抜利廉、則增減立成矣、擁場舊例、國商買以五者、官抜其四、客商惟得其一而已、是四倍之利矣、尙其廉者、至于抜利之多者、則數十倍云、今試革其法、國商買以六者、官抜其三、客商亦得其三、則可謂公道矣、若物價之贏縮則隨時、此惟論其大要耳

擁利與貨本相半、是天下抜利之大者、不可加一毫、若增之一分、則一分也、不義矣、征商之際、亦不當犯不義之事

國家開擁場、元在於通商濟民用而已、且柔遠安邊之術、自在其中、殊非貪利之政、然官吏以多利爲功、每欲貴其價、國家以射利爲心、務欲賤其價、兩情相戾、而客商受其弊、奸闌之起、蓋以此也、若兩商各得利、則奸闌無由起、假令有闌貨奸民、無以得利必弗售、刑可以措

擁場設官聚人、亦已廣矣、其費不少、故官不得弗抜貨利、然所謂貨利、以供擁場諸費、則亦可以已矣、不必輦金號函關可也、國初開擁場之時、思未有輦金之制也、歲月之久、官吏不以利事爲功、謂故生是弊耳、如其歲額多少、非外人所知、無可議已

或曰、擁場歲額、輦而東者、每歲一萬金矣、其餘入于長崎之庫、而歲報盈縮而已、不以東矣、果然國家經用之廣、萬金欠虧、何足論損益、若移是萬金、以平物價、一增一減、永絕奸闌之根、不亦

善ニ乎、然未レ知ニ其倍不一、嘗聞、正德中、新井白石如ニ長崎一、革ニ治場務一、頗多ニ改革一、或疑蕃金之制、創ニ于此時一也、亦未レ知ニ是否一 或曰、吾子之策則善矣、然放免頗多、國家經用、若有レ弗レ給、其如ニ之何一、幽人勃然作レ色應レ之曰、千石之吏以ニ千石之租一、制ニ家費之節一、萬石之侯、以ニ萬石之租一、制ニ國用之節一、以至ニ于百萬石一皆然、是之謂ニ經用一也、今國家富有ニ四海一、租入尤廣、計司不レ能ニ用レ此制ニ其節一、乃欲レ仰ニ給於商稅一、何以謂ニ之經用一也、吾聞、量レ入以爲レ出、未レ聞ニ量レ出以爲ヒ入也

擬諭

近歲東北有ニ赤夷之擾一、松前已撤レ縣矣、護官戍兵仍存焉、頗爲ニ內郡之患一、恐非ニ良策一也、蓋莫レ若下悉撤ニ戍兵一、棄中土地及肅愼之民上、而吾無レ理焉、嚴設ニ海防一、禁ニ吾民之闌出一、永絕ニ來往一是當今之良策、而萬世之利也、因作ニ擬諭一

維某年某月、官命發ニ舌人一、諭ニ歐呂者人一曰、汝小夷不レ識ニ文字一、其就ニ舌人一而聽焉、汝持ニ我國漂民一、請ニ來還一焉、似レ有ニ善意一、然汝洋中遺ニ我國商船一、輙奪レ載毀レ船、或殺ニ其人一善意安在、與下還ニ漂民一者上、大不ニ相類一、且汝之還ニ漂民一、蓋不レ過レ欲下用レ是結ニ我之歡心一、以求中商賈之利上而已矣、其智亦淺々矣、夫洋中風濤之險、其沒溺者、歲率數十百人矣、偶漂ニ于外地一得レ活者、百中之一耳、在レ我旣著ニ于鬼錄一矣、患レ歸不レ足ニ多喜一、唯汝死ニ生之一可也、豈敢以ニ一人之命一、敗ニ亂國法一哉、況冒レ險圖レ遠者、往々闌出犯レ禁、若不レ死ニ于水一、歸而受レ戮亦無レ爲也、吾以ニ衍沃膏腴一建レ國也、五穀之充實冠ニ于萬國一、歲食常有

レ餘、則積畜以備ニ歉歳一、倉庾充實、遞支ニ數年一、是故雖レ有ニ凶年一、而無ニ餓殍之民一、凍□相仍、不レ至ニ于紅腐一、何以レ有レ餘爲レ患哉、我唯以ニ多積一爲レ寶矣、汝乃欲ニ相易一、其用ニ何物一爲、夫氈絨布帛、吾邦能造レ之、不レ欲下以ニ我寶一相易上、玩好奇巧、珍禽異獸、我且惡レ之、禁絕之不レ暇、何交易之有、蚌中明珠、自レ古有レ名、我唯充ニ藥餌一、不三以爲ニ首飾一、翡翠盈レ山、未三嘗翦ニ一羽一、吾習俗之美、可ニ以知一矣、若ニ紅毛支那國一本ニ舊條一、交易弗レ用レ殺、未レ絕ニ氈絨布帛一、而玩好時至、我未ニ之拒一、所三以柔ニ遠人一也、其他出レ籍承レ物、國用無レ虧、何更外仰レ汝、若欲下持ニ同貨一以奪中二國之利上、是不道之甚者、吾竟無レ求ニ於汝一、又不レ欲レ出ニ捐國寶一矣、汝何乞請輾轉無レ息也、松前一縣斗ニ入于肅愼一、之非ニ我之封域一、昔日亂離之際、我民奔逸、入ニ于彼地一、因奪而據焉、昇平之後、來求ニ內屬一、當時不ニ之拒一、卽以レ地封爵焉、多歷ニ年所一、汝似レ欲レ得ニ其地一、又有ニ詿惑誘動之奸一尤可レ憎者一、然我不レ欲下以ニ彊外荒地之故一、多勦中彼此生民之命上、故今扳レ縣收レ民舉ニ土地一還ニ于肅愼一、以復ニ于天地經畫之理一、汝欲レ得レ地、其就而取焉、我無レ所レ可レ否、汝苟有レ覬ニ覦于我之邊强一乎、欲レ東卽來ニ吾邦一、劒戟之利、宇宙間無レ當レ此焉、戰鬪之健、大弓之巧、飛丸之妙、神靈又祐レ之、距レ今六百年前、蒙古嘗一來寇、十萬之師殲ニ于海岸一、其得レ還者三人而已矣、汝其愼勿レ生レ意、汝亦自料生ニ長于不毛之土一、以ニ不毛一建レ國、首長以下、皆以ニ商賈一爲レ生、倱飩羊酪、三飱而飽亦已矣、何必若下死求ニ難レ獲之貨一、以取中禍于目前上、我爲レ汝不レ取也、汝其以ニ斯言一、歸語ニ汝之酋長一、善自爲レ謀、我言不レ再

安良滿保志

中井履軒著

ゆたけき國にても民のまたしきなるも、みな身のおごりよりぞおこる、いづかたにも富める民のあるを、そのすることをみならひてさらぬものも、おのづから身のほどをわするるにそすれば、民一戶に田一町とかぎりて、おほくもつことを禁じれば、民の貧富おほかたにひとしくなりて、いたりてとめるなく、いたりてまどしきもあらで、ながくたのしき世のさまとならまし

田地は國あるじのたもてるものにて、それを民にかして稼穡のわざをなさしむるなり、されば民より租稅をたてまつるは、田地をかさりたるしろ也、いかで田地をわが物がほに、わたくしに賣買ごとやあ

るべき、かたく禁ずべきことにぞ、賣買ごとやみなば、質といふものはおのづからやみなむ、まどしき民の田地を質したるは、租税をふたかたにいたすにひとし、ますますからき世をわたるのみに・、田地をとりかへすたのみやはある、質は民の蠹といふべし

金銀てふものは、其動きはたらく處にて用をなしければ、是非物にて用にたゝず益もあるべし、もし一處に積貯へてはたらくことなければ、是死物にて用にたゝず益もなし、されど不時の備へとは、其身の分限に應じて少々貯ることあるべし、多少は分限次第なるべし、多きは上にますます多きを求るはよからぬこと也、只今東の御庫に夥しく金銀は積れりと、民間にていふなりさもあるべし、聚斂の名はうたてあることにこそ、只今にての良法は、今まで積たるものをしゐてちらすにも及ばず、今年よりはじめて其庫にたしかに封をつけて、この後出入無用とかたく約を定め、別に小庫を設けて年々の出入經用をわきまへ、其餘はおほくまさざるやうにはかるべし、さて諸運上の類近年に初りたる分は皆停止あるべし、上に節儉のゆるみなく、又貯の數をまさぬとならば、運上なくとも財用はあまりあるべし、あまれば其つかひかたはあまたあるべし、諸侯の困窮を拯ふ法は數々あるべし、第一に上より金をかして、其舊債を償はしむるぞよき、まづ五萬石上下の諸侯百ヶ國をゑらみて、一國に五萬兩をかすべし、無利息にて年に十兩一の返金をたてまつり、十年にて皆濟なり、百ヶ國にて金あわせて五百萬兩なり、この金は格別のことなれば、かの封ぜし金庫より出してよく百ヶ國の數たらずば、

上下四萬六千の諸國を加へてよし、この下もこれに准ず、初年の暮に五十萬兩の返金入也、これを一萬石諸侯五十ヶ國にかすべし、第二年に五十五萬兩の返金入也、これを二萬石諸侯二十七ヶ國にかすべし、第三年に返金六十萬兩餘入なり、これを三萬石諸侯二十ヶ國にかすべし、第四年返金六十七萬餘兩、是を四萬石諸侯十七ヶ國にかすべし、第五年返金七十三萬兩、是を六萬石諸侯十二ヶ國にかすべし、第六年返金八十萬兩、これを七萬石諸侯十一ヶ國にかすべし、第七年返金八十八萬兩、これを八萬石諸侯十一ヶ國にかすべし、第八年返金九十六萬餘兩、是を九萬石諸侯十ヶ國にかすべし、第九年返金百五萬餘兩、これを十萬石諸侯十ヶ國にかすべし、第十年返金百五十萬兩、これを十五萬石諸侯十五ヶ國にかすべし、第十一年に返金百二十六萬兩、これを二十萬石諸侯十ヶ國にかすべし、第十二年に返金百三十三萬兩、これを二十五萬石諸侯十ヶ國にかすべし、第十三年返金百四十六萬餘兩、これを五十萬石諸侯十ヶ國にかすべし、第十四年返金百六十萬兩ほど也、これを百萬石以下の諸侯にかすべし、一年に二三ヶ國づゝにて三四年にて終る、大抵十六七年にて行わるべし、返金皆濟又十年を加ふべし、およそこの算は金高を石高にわりつけたるにて實數にあらず、國數多少は上下に融通すべし、たゞ萬石萬兩の算だにたがはねばよし、十五萬石より以上は金高より、石高はだん〳〵多かるべし、下地困窮せぬ諸侯は拯ふに及ばねば、總數より減ずべし、又元金此に倍しなば年限はこの半なるべし、又大國分地の諸侯はかさぬもよし、あしくしてかさばかへりて、其家國のいたみとなる事ある

べし

かくてわづか五百萬兩の金にて、天下の諸侯貧困を免かるゝこと也、さてこの金三十年の內に皆上の元庫にかへる、一毫も損失なき事也、さて諸侯の舊債は大抵つきぬべし

この年限の內にも法を守らず奢侈にして、更に債を長ずる國もあるべし、是は大不道也、上の御惠にて無利息の金をかりながら舊債をも償はず、十分一の返金をゑせぬならばきびしく責讓すべし、責再三に及びてもなほ不足ならば、其國を沒收すべし、其君たる人に萬石千俵のつもりに、倉米扶助ありて國臣は皆追放すべし、公吏を遣はして其國の租稅をおさめ、かの返金及び舊債を償ふべし、其皆濟の後にはこの國を全く舊主にかへし賜ふと、よしあるへは減少のたぐひ時宜によるべし、小名以下のことは甚煩しくて、是は部下の風儀一變の後ならでは手をつけがたし、故にいはず

五百萬兩の金數十年庫中に埋れて、何の用やはある何の益をやなす、是をよく思ふべし、もし國家不虞の災軍用の爲とならば、金銀を貯えんより民心を貯るがまさるべし、鹿臺の財は亡國の杖につかれず

貢獻

飲饌の貢獻をとゞめられしは唐土の世々にても、世々のかしこき帝のほまれぞかし、およそ口腹の欲もて民のわざはひ、人のなげきとなすはいかなる心ぞや、今東の御事をかろ〳〵しく申出おそれあることなり、又世々の御掟のまゝにて奢侈などし、かたむきいふべき事しもあらず、されどつら〳〵國

國の物語をきゝつたへきくに、ある國には蜜柑とやらんの貢獻の費に、三千石の地を前々よりあてお
かるとなんいふ也、大國は皆々かゝる類こそいかゞさはと思ひど小國の鹽・あゆ・つるし柿・鹽辛・燒鹽
なんどの貢獻だにさばかりのわづらひなり、それをさげてとりくだる旅のうきさへ、とりそへていと
おしう覺ゆるを、大國にてはさぞとおしはかられてしらるれば、そう言こはあらずかし、扨もてまつ
りていかにといへば、年々の公事斗なん、その物はやがてすべり出るなり、やんごとなきあたりには、
いさゝかもみなれ給はずとなんいふ、さらば多くの財を費し民を勞して露用なきわざなりし、十くさ
にもあまりはたちにもみつるもありなん聞也、さる露ようなき貢獻をゆるしはて給はゞ、しらず〳〵
おほん惠の露にうるおふ民ぐさ多かるべし、又國產の貢獻はもとよりさるべき事なれば、飮饌の類の
み停止ありて、つるぎ・馬・きぬ・わた・紙・蠟燭・疊の表やうの物を、大小の國々おの〳〵一年一くさを
さだめ、國の費民の勞すくなきやうに掟給へなば、おのづから上下ともにようなき費はあらじ、又聞
しはまな鶴の貢獻ある國々は、國の內に鶴のおりゐるを、聲たてゝおふ事だにゆるさずとなん、春の
半より力を勞し心を盡して、つくり出たる稻穗などを、鶴のあつまりてくひつくすを、みな〳〵手を
つかねてまもりをる民の心は、いかに淚の落ざらめやは、すべて田獵は講武の業あれど、其もとは田
の害をする鳥獸をかりとるもの也、されば田の字を書てかりとよめる、さるをことさらに鳥をあつめ
て、田の害をなさしむるは王政といひがたし、鶴の貢獻やみなばこの害はおのづから絕ぬべし、干鯛

干鮹などはゆへ〳〵しく貢献はすれど、さていかゞしてくふべきといへば、くわぬものにこそとい
ふ、下が下にてもしくわぬものを、友どち相おくりたらば腹たちて中たがひやせん、上が上にいかで
さる物をたてまつるらん、すべて筥肴てふ物尊家の品によることゝきけどまさなき業なり、鰹節する
めにて禮儀だにとゝのひなば、よしや高きいやしきの品はわかたずとも、又箱の物にてひそかにへち
の物を底にいれしためしゝあれば、此のちとても穴かしこ心ゆるびなしたまひそ、北國雪の鱈、驛路の
さはぎやく、嶺南の荔慶に似たりと聞ゆ、これらはことにすみやかにとゞめ給はんぞよき、のしあわ
びは藁もてつかねたるよりも、たゞ一筋紙もてつかみたるみるめさへそよき、衣服の貢献恩賜ともに、
御したしきかぎりはさも有べき御事にぞ、中もかしこき聞しる事もなし、なべての諸侯に給はれるは、
後のおふきやかなるか心ゆかぬにや、みづからはきずたてまつれる物も、御身ちかくはよらずと聞也、
かゝればふたつながら事をはぶくなり、是なくて事たらぬ限りは、是物てふ物ぞいとようなれ、およ
そ政事は大小ともにようなきことをはぶくをよしとす、ようなき事おほければようのことおろそかに
なるは、さだまれることわりならずや

公　領

三都にちかきかぎりはさておきぬ、諸國に入まじりたる公領てふ土地は、いにしへの官田の制にかよ
ひてもとはさるべき也、こゝならし、今にてはすこし害有、すべて諸侯の私領にはほと〳〵法令さだ

まりて、みだりに他國の人をいれたてず、まいて亡命逋逃あるは罪ありて放逐せられし輩、まさなきわざする旅人などは、一夜の宿だにかすべくもあらず、公領はやゝかねもていかなるものとても、わいだめなくすまんとだにいへば、すませて其地のにぎはひとめづるより、世にすみわびたるわろものら、つどひきてわろわざをするなり、又旅のわざをぎうかれめなど、みなゆく世には是をおほやけの政也といふめり、おそのおほやけやかゝるわろものゝ遊しには、村長をはじめとしてみそかによき事のあればこそ、心よくうけひくらの私事のさかりといふべし、かくて公領とだにいへば必民の風儀よからず、それにちかき村々は私領までも、是をみならひてあしくのみなりゆく也、國々の侍の身をうしなひ家を亡すは、多くはみそかに公領にかよひて、わろあそびをするよりおこれり、今これを改んにはすべて公領をわかちて、諸侯に預け給はんぞよき、ひたすらに止なんもこゝろぐろしければ、坂西にては山陽道の内にて一所、山陰道にて一所、四國にて一所、九國にて二所、はづかに公領をのこして代官の祿田ならびに、その廳のもろ〳〵費をわきまひて、すこしあまるばかりの土地を、はかりてさだめおかれん、さてあまるものは藏たてゝ、おさめおきて凶年の備へとし、且國々の手本となさん、かゝれば田の三監、宋明の監司の姿なるべし、諸國の風俗政治の善惡、臨時の變事を申を職とすべし、坂東もこれになぞらへんや、又あづけてふことにもすこし害あり、其地の民みづから公領の民なりとほこりて、よろづ領主の命をもとき隣鄕と肩をいからせ、ともすれば鬪爭をなし、訴訟おこりてさわ

かしき事たへず、これをおもへば公領の名をけづりて、みな〳〵私領となしはてなんぞよき、扨あづけてふ事を租稅の數にて定めおき、土地はいづこの村ともなし、たゞ年ごとに預ぬしよりあづかりし數の、よねを三都の御藏におさむるならば何の煩なるべし、この政よくゆきわたりなば、たとへば十萬石の侯國より一萬石の米奉るやうなりて、後々おのづから計一の職貢となるべし

物價

世の中の賓時により處によりて、貴賤あるはかぞふるにいとまなし、おしなべていふに今すこし價のいやしく、あらましかばと思ふ物はあるらね、家ごとに用ゆとはすれどいまだ銅の用を盡さず、またしれものにはぬすみ心へくよ、かゝるたからを年々に遠きゑびすに、わたし玉ふまつりごとはいつにぞや、こがねしろがねはたとくまれいやしくまれ、にわかなるのぼるくだりになくかさてありなん、ゑびすにわたすもかへりておしからず、眞綿木綿に十倍すれば、まどしきものゝはだにふれがたし、おひ人のなげきにや、あたひのよきほどなるものは竹也、家ごとに用ひていさゝのことにも、此君なくてはとぞ思ふ、まことに竹の用は盡せり、紙•墨•筆•木わた•陶に物ふるき茶の具、太刀、刀はいざしらず、鹽•酒•鐵、今すこしたとくあらましかばと思ふものは、からし、唐からし•柚•蜜柑•はちばみ、あまりにいへやすければめづる心うすし、杉まるたこれもめなれてめでやらずいとおしきわざなり、とくさたとしとて用ひぬかは、今は切たかくて位おとりたるや、いすの木•から木とてまれなるをめづ

るは世のならひにや、およそ木のうちにから木に似たるは只いすなめり、いかなればこの國の人のこれをめでざりくしね、つげの外には用ひぬ事とすめり、されば薪にたきすつるぞいとおしき麻黄・石膏・陂際、いとたとくあらましかばと思ふものは、たばこさらはまどしきもの此末をしらで、おのづから火災もすくなかるべし、黑さどうさらばみどり身の病もすくなかるべし、このふたつはありて何の益ぞや、なくてもありなん

茗會文談

太田錦城著

經濟學

ある人とふ、經濟の學とは、いかなる事にや、答へていふ、知り侍らず、經濟は學者の任ずることゝ

承るに、知らずとはいかゞ、學者の任ずる所は、己を脩め、人を治むる事と聞き侍る、經濟とやら、ありかましく名目をたてゝいふに及ばず、經濟の文字は、聖人の常經をもて、民を救ふとの心なるべし

其經術をもて、民を濟ふことといかん、もろにこして、經濟を説る書あまたあり、こゝにていはゞ、農かた、河かた、地かた、金かた、などの有司の心得べきことをいへり、是らはいづくにても、それ〳〵の職にあたれる人は、其術にかなふなれば、其中にとり分てすぐれたるを撰みあげ玉ふべし、かの籩豆の事は、有司存せりの類なるべし、學者の庶幾する所、聖人の經濟をいはゞ修レ己安二百姓一を目あてとし、敬レ事而信、節レ用而愛レ人、使レ民以レ時とある根本に志し、其君を善に納んとするなり、孟子只大人爲三能格二君心之非一、一格君而かなし此所誤脱あらん先君側に仕ふる人をえらみ、人のゆるすほどの才を用ゆべし、ことに幼君には猶以てこれを初とすべし、然らば君の御心よこしまなかるべし、是は捨置、只事の上のみにてすればよし、かくすればあしゝなどいふは、かの有司の職なり、宋の王安石、政をとり、様々の新法をはじめ、おのれ經濟の學をよくすと思ふべけれど、たゞちに天下の害をなしたり、神宗帝のこゝろ、安石におほはれ玉ひ、邪なる故、朝廷の君子を皆退けて、安石に諂ふ、蔡京呂惠卿などいふ奸姦の人をよしと思ひ、あげ用ひ、人民を塗炭におとし、終に夷狄の亂おこり、崩ぜられて僅三十年あまり過て、天下を失へり、これ君心に安石が非を格すことを知らず、只功利の心をもて、

しろをとゞいくに治んとせし故なり、たとへば人の身は飲食を節し、食をつゝしみ、元氣を保てば、おのづから疾病なし、藥物針灸をたのまず、もし外邪ありとても、大ひなる害に至らず、然れば人君を無病にすることぞ、學者の志すところなるべけれ、此を外にしての經濟は、實に知り侍らず

量入以爲出

是は禮記の王制の篇に見えたり、量ははかりつもるなり、入とは天子諸侯とも、年分の收まり高なり、出るとは祭祀賓客朝聘會同吉凶の事より、群臣の俸祿まで、公私一切の國用に出すべき高なり本篇上文に、用地小大、視年之豐耗、以三十年之通制國用とあり、三十年の平均にて入高を定むるなり、また此下文に國無九年之蓄曰不足、無六年之蓄曰急、無三年之蓄曰國非其國也、三年耕必有一年之食、九年耕必有三年之食、以三十年之通、雖有凶旱水溢、民無菜色とあり、上代の備への手厚きこと如斯、國家の政道品々あることなれども、財用の事は一大要務にて一日も等閑にすべからず、それゆゑ大學八條目の末は、財用にて結びたり、我國今日侯國の勢は、上古と大に異にして、三年の蓄へどころにてはなく、一年の蓄も出來ざる上に、目前の急をも救ひがたきやうに往々なりゆくこと、洵に苦々しきことなり、是は何故なれば、みな入を量るの目當なき故なり、昇平二百年にも近きゆゑ、天下一同に太平の化に誇り、綱紀頽弛して、上下共華奢潜上の風、次第に增長し、外を飾り表を繕ふことのみにて、君臣とも般樂怠敖に、歲月をおくり、無用の費夥しく、その跡より

物成をもつて、是を償はんとするは、先出して後に量るといふものゆゑ、後手にいつとても足ず、足ざる故に、虐政をもつて聚斂掊克を專とし、或は群臣の祿を剝奪し、或は商賈の貨を浚剝するなど、世に多くあることなり

それ故に農窮して離散に及び、士窮して廉耻を忘れ、商賈窮して姦詐生じ、國勢大に損壞するに至りても尙足らざるは、三都の地より乞貸して、その不足を補はんとする內に、大借となり、益窮し、竟にいかんともすべからざる事、天下滔々、過半はみな是なり、その弊みな本を棄て、末をのみことゝするにあり

先王はよく本を務め、身を脩るを始とするゆゑ、おのづから侈靡の風などたへてなく、上にかつて無用に費やす事なきゆゑ、聚斂せずして、國用餘りあり、夫ゆゑ下民安穩にて、次第に人もふゑ荒たる土地もなきやうになれば、上下とも富有の國となるなり、既に入を量て餘りあれば、出すを爲すこといかやうにも品よく成べし、紀國の始封の南龍公は、英傑の君たりしゆゑ、國用の事もよく心付ありて、碁盤の目のつもりといふことを設けて、よく入を量りて出させられたり、先王の三十年の通、九年の蓄などゝあるに比すれば、末なることなれども、今の諸侯せめて右の碁盤づもりよりなりとも、取かゝりて、用を節するの志急度たちなば、それより追々進んで、古の良治に復するの階梯ともなるべし

新田の說

ある人のいふ薩摩の國には、新田をひらく事、むかしよりなしとなり、共昔文之といへる人あり、さつまにて、新田の說おこりし時、此文之ひとり同心せずしていふ、新田より米出れば、古田にてそれほど、米の出來不足するなり、然れば多くの金銀を減じ、人事を費して、新田つき立んは、國の利ならずといひしなり、是最の事とて、國のおきてとなり、永く新田のさたなし、至れる哉、文之のいへること、孟子に草萊をひらき、土地とするをいましめたり、文之は朱注の四書に、はじめてかな付けたる人なり、是によれば、古寺さびしく、新參を寵すれば、古參うらむ勢しかり

聚斂

むかし、一城の主、取稼の功者なるものをめし置玉へり、その人ある時農人どもを召集めて、納かたの員數を申渡しけり、例にかはりて多ければ、農人どもゝ承引せず、その申けるには、其方どもは、元來農人百姓の體を知らざるより、さは思ふなり、農人は身にさしてといふものを着し、繩の帶をし、わらにて髮をたばね、いねのはたき粉に、ぬかをまぜ、だんごにこしらへ、菜大根をきり込みて、ぞう水をして食し、家は松の柱をほり込、やねは麥わらにてふき、ねこだといふものをしき物にして、雨にも雪にも寒にも著にも、田畠に居るべし、かくすればものもいらず、米もよく出來て、十分に上へも納めらるゝなり、今汝らが有物を見れば、よき木綿をものずきにそめて、すそ長に着し、外へ出るに

は、絹もの着、さやの帯、つむぎの羽をり、きんらんのたばこ入、鼠屋張の煙管、羅紗のきせる筒、糸もとゆひをまき立、ひきの油をぬり立、食物は一年中米のめしなり、しまつといふが麥飯なり、家には青だゝみをしき、瓦ぶきに物ずきのすまひをし、高をもてるものは、耕作は下人下作に作らせ、その身は茶の湯、鞠うにひを稽古し、京大阪へなぐさみに出るなり、みるを見まねに、水呑百姓、下作つくり、下男迄、百姓のもやうはなし、此通りにては、作り出す米を、皆々おのれが所得にしては次第に貧乏し、後にはわらぶきの下にも得居るまじ、先にいふ通りに心得ば、定りの通りに上へ納めて、家にもよけいあらん、上よりあればありだけに、はぎとらんとはし玉はず、今汝らを一たびわらにて髪をゆはさねば、國の御爲にもならず、汝らが爲にもならず、是をよく心得ば、わがいふ所の無理ならざるを知るべしといへりとぞ

是を旁より見れば、先一々尤なり、世太平に治まれば、おのづから花美になるは、上下ともに勢のしからしむる所なり、然るに此奢りをする農人は、一村の内に十人ともなし、この者ども耕作ばかりにては、この奢はあらず、面々商人にまじりて、商の利を得るによりてなり、都と云に近き百姓は、尙以然に、水呑百姓も見るを見まねに奢りて、つなぬきといふ革のはきものはきて、畠かへすなど見及べり、むかしより耕作も、巧者になりて、地より出るものも多し、然れば暮しかたの見よくなるもことわりなり

是らをいかりいましめて、乞食同前のさまになれとは、先は仁者の心にはあらざるべし、仁德天皇のみことのりにも、百姓の富るは朕が富るなりと、ありしにくらぶれば、へだてあり、一二人めしつかふ下人にても、あまり見苦しきさまなれば、主人心よからずまして、其國一年の納りは昔にかはらねど、花美の世の勢ひなれば、國用は一倍の費あり、この一倍の入用を、百姓の商して利をとり、自由にする料物を皆上へ納め、小百姓の巧者になりて、取實多くなり、つなぬき買ん料物を、皆上へ納めよといはゞ、百姓の心服せぬも、すこしはことわりあるか

租稅

世間は元來何事もなきものなり、孟子に事なき所にやる智もまた大なりといへり、たゞ小人出で事をとる故に、種々の事を生ずるなり

租稅の一事につゐていはゞ、農民にこれほどの地面よりは、是程は上へさゝぐべし、これ程はその家内をやしなへと、定むるにて、事すむことなり、小人出るなり、上よりはおほくとらんとし、下の小人よりは少く出さんとす、是より役人を置て、其姦を察す、一人耳目たらざれば、人を多くす、その中に又奸人ありて、つゐに賄賂行はれ、上へさゝぐる物は減らし、役人のこやうとなる、宋の王安石の新法のついへかくのごとし、上も下も誠の心にて、事を處さば、何の障りあらん、其所々のかしらたる農民を撰みて、役をとらしむべし、よくつとむるとも、三五年づゝにて、改めてまばらにつとめさ

すべし、上たる人たゞその奸を察するのみ

梧窓漫筆拾遺

太田錦城著

一萬兩の普請は五千兩は入用にて、五千兩は盗臣と夫れに加はる町人百姓の嚢槖に入る、盗臣と農商と共に潤澤を得るときは、廣大の仁恩仁政とも云ふべけれども、夫れ等の爲に財用匱窮して、止むことを得ず、聚斂の臣を用ひ、頭會箕斂に及ぶ、されば良民を浚剝して、姦民を饜かしめ、盗臣の費を聚斂の臣にて償ふ、後の世には此等のこと多かるべし、經濟の臣此等のことを知らば、經費過半を減じて財用優足なるべし、殺レ身成レ仁、捨レ生取レ義、臨レ危致レ命、遇渉凶義亡レ咎の類格別のことなり、只今の太平無事の世界に生れては、家を興し身を全くする人は、賢智者と知るべし、家を滅し身を敗る人は

愚不肖と知るべし、智愚賢不肖の前は、廢興存亡にて分明なり、去るが故に愚昧に見ゆるも、身を全し家を興す人は、何か各別人に超過することありと知るべし、或は身を敗り家を滅す人は、何か人に劣れる愚昧のことありと知るべし、姦才にても身を全し家を興せば智者なり、去れども是は曹孟德司馬仲達、天下を取りし類にて、子孫永久は覺束なし、仁義正直にて家を興し身を立つる人は、堯舜三代の聖人、漢唐宋明創業の君と同じ、身家と天下とに理あるに非ず、家を興す人は、天下を興す人、家を滅す人は天下を滅す人なり、故に放蕩無賴にて、身家を滅す人、天子となればとりも直さず桀紂幽厲なり、齊の東昏、陳の後主、隋の煬帝なり、唐の玄宗、宋の徽宗、元の順帝なり、去るが故に與レ治同レ道、無レ不レ興、與レ亂同レ事無レ不レ亡と云へり、然るに世の文人才子など云ふ者に、身家を廢亡して我は天下を治むべしなど云ふ者あり、笑ふべきことなり、身家を守り得ずして、如何に天下を治むべきか此等の人の才藝は、玄宗の詩文、徽宗の書畫にて、都を出奔するか國賊の囚俘となるべき人物なり予京師に在留の日、北山の鹿苑院の金閣寺へ兩度、東山慈照院の銀閣寺へ一度、參詣せり、金閣の金は今ものこれり、銀閣の銀は少しものこらず、さて當時は光麗なることなるべし、されども今より見れば、金閣の池などは、餘程廣けれども、一體の分內狹にして、今の諸侯の別莊などに擬すべきに非ず、銀閣の庭は殊に狹少にして、今の商賈の別莊位なり、義滿義政、天下を領する勢にて、其侈如レ此に過ぎず、是にて今の世の富貴繁華の盛を知りて、此世に生れて逢ふことは、悅ばしく樂しき難レ有こと

とは思へども、李嶠が富貴榮華能幾時、山川滿レ目淚沾レ衣と云ふを思ひ出だせば、慄然として戒懼の心なきにも非ず、有道の君相は、風俗を敦朴に歸して、奢侈繁華を裁抑せられずんばあるべからざることなり

古琴操

河添子納著

堯舜之民熙熙然遊二息乎昇平麗鴻之澤一、無爲之化、大同之世、至矣哉、後王後賢、稱二太平之化一、以二唐虞三代一爲レ言、然日出而作、日入而息、鑿レ井而飮、耕レ田而食、勤者有レ賞、則惰者當レ有レ罰、能者在レ職、則不肖者當レ在レ野矣、俗亦儉勤矣、豈如二今世之治一哉、勤怠弗レ問、賢愚亡レ論、民皆畏レ罪自重、公政所レ令、朝發夕達二一海之陬一、而遊手博奕之徒、亡命狡猾之輩、皆足二生活一、可レ謂網漏二吞舟

之魚一也、諸侯之國、政令自レ己、各以レ分而治、於レ是名門世家之輩、疇人子弟之徒、不レ知二民性艱苦一、
自以爲、奉二公法一爲二交接一、自有二舊章一、吾儕賴二父祖餘勳一、遊二大平之澤一、不二亦可一乎、且官少人衆、職寡
士多、則縱拔二其萃一率二其餘一、猶且惰而不レ知、終レ之辱二戮父祖前業一、比比皆然、此其不レ念二父祖之業一者
也、不レ念二父祖之業一者、不レ知二父祖之業一者也、或謂、人不レ生二於空桑一、豈有下不レ知二父祖之業一者上乎、
雖レ然耳之所レ熱而狎焉、目之所レ移而狎焉、狎レ之又狎レ之、遂乃謀二生計於方寸一、爲レ醫、爲レ僧、爲下卜
筮視二手理一、狐蠱爲二順辭一之徒上、於二其人一則可矣、於二國家一觀レ之、元氣未三必不二由レ此沮壞一也、今夫
雖二士氣不下振乎、如論二其祖一、則有下以三拳勇股肱之力顯二於衆一、而後進者上矣、有二先登爭レ功斬レ首平レ敵、
危而後濟者一矣、有下起死回生、千無二一失一、刀七之妙、赫然而後用者上矣、有二抱レ經上レ筵、講論如レ流
竦二動人聽一、而後起者一矣、非二勇功一則武術、非二儒業一則刀七、皆供二國用一、相輔爲レ治者也、今或斟二酌
古禮一、採下其宜レ時者上、春秋命二宮長一、廣集二國子弟一、設二飲酒禮一、各談二祖業一、曰、汝祖某勞二國事一而戰死、汝
祖某騁レ馬善レ射、某某經明行修、某某刀七如レ神、某爲二某之長一、彼勞二彼之事一、今汝嗣レ家、生無レ益二于國一、
死無レ恩二於人一、則辱二其祖考一、忘二失國恩一者也、黜陟之典、不レ避二親疎一、輒進下行修學成、及武藝熟有二一
技能一者上而賞レ之、黜下其不レ從二教法一者上、使レ勿レ與二春秋會飲一、則民德歸レ厚、而人有二克勵之志一矣、此
敎化之本也

慶元之間、一切武斷、賓之初筵持二一案一飲食、山殽野蔌、與レ子丑レ之耳、所レ好魚麗隺翼之事、擊劍手

槍之術勃然、神王曰、某之役、某之戰、先登陷レ堅、突入斬レ首者誰也、天下孰敢敵レ我、苟或及二閭閻猥褻之談一、排擯不レ入、彼何爲口二婦女一也、置二奴僕一蓄二田宅一、視二家人一如二兄弟子姪一、刀槍甲冑、整整乎相備、士有二田祿一、則廐有二肥馬一、何其眞率乃爾、距レ今僅未レ及二二百年一、而上下之際、貴賤之別、何如レ此苛刻也、凡君臣威嚴、至二今日一而極矣、諸侯從二萬石一、皆生二長於深宮之中一、不レ離二阿保之手一、其所二朝夕一、非二嬖幸便僻之徒一、則婦人女子之際、至二於外臣一、終身無下見二其面一者上、況彌二大諸侯一者乎、故位益尊、智益昬曚然不レ辨二當世事情一、間有二好學求古人一、延レ儒講レ經者、左右侍臣、不レ知下遇二學者一之道上、分レ席而坐、嚴如二君臣一、纔講二一二章一則罷矣、一進一退、不レ失二揖讓之禮一耳、凡幼習如二天性一、習慣如二自然一、古之貴レ習也、唯使三一二儒者、陪二侍於側一、古今興廢之跡、人事經濟之略、詩文琴酒之說、不レ拘二忌諱一、妄語妄說、則性與レ習入、薰染之深、不レ覺三其入二于道一矣、博二聞識一通二人情一者、亦由レ是也、而亦當下外臣下吏之遠二於君側一者、時賜二淸讌一、假以中顏色上、爲二官長一者、遇二其下士一亦如レ是、不レ問二尊卑一、不レ論二長幼一則非三唯見二群臣能否一、而人人親二其上一、愛二其長一、上下之情結矣、祿雖レ薄、居雖レ困、不下憾二其上一而疾中其長上、亦未下嘗輕二離其君一而逃去上也、余在二東都一、每觀下昔者所レ進、今日不上レ知二其亡一也、不二亦可一下憫乎、余嘗在二一小侯邑一、有下卒伍自二他邑一來爲レ贅、盜二義父刀一逃去者上、侯不レ許、命逐捕、搜索討レ之、又一近臣有レ盜二小金一、恐二發覺一出奔、又命捕レ之、一年餘遂擒レ之、卽命斬首、以爲家法不レ可レ濫、蓋侯祖先馬上治二一邦一、亦克養二士死心一、厚二其祿一卹二其孤一、或有二出奔者一討レ之、戒二其後一也、雖二卒伍之賤一、

其奉足三以養二父母妻子一、今則不レ然、僅僅二口月俸、使下其老身長子、以二其中一易レ錢易レ衣、以過中周歲上、何以能立、不レ立而走、利劍隨二其後一、官長以下至二諸士列一、進退困厄、輒張レ傘叨レ針、有下賣レ之易二衣食一者上、一士作レ傘殊勤、後以レ此少富、侯大賞レ之、皆至レ謂下奉二君長一不上レ如レ為レ賈、豈不レ憫哉、又聞、信州中野縣、往歲州民紛紜、不レ用二上命一、隣邑諸侯、各出レ兵備レ之、迺飯山・須坂二侯、至下不レ能レ備二一騎一、賃二民間疲馬一出上レ之、而大夫有司、平生肉食、煖衣拱レ手、坐二視主侯之困一、吁可レ怪哉、傳曰、自三其有二聚斂之臣一、寧有二盜臣一、雖三深惡二聚斂為一レ害、然國困民貧、日徵二租稅一、至下於取二今年之入一不レ足、取中三四年之入上、則民心離畔、猶且家富身侈、恬不レ念レ危、非二盜臣傷一レ國而何哉

今世民間、有二無盡會鏹者一、救レ貧卹レ窮、亡レ大レ焉、其法不レ論二人衆寡一、大抵二十人、如三三十人為二一部一、各書二姓名於冊一、名下押レ印、主人署二姓名冊端末一、又押レ印、各定二錢幾貫一、又書二年月日一、刻レ期而會二其主宅一、一歲之中二三次、合レ錢如レ劵、劵合則奉二主人一自取、是為二初會一、其日飲酒食肉之費、減二其中一如レ數、第二會以下、各懷二一刺一而集、刺而中レ姓者取レ金、始取レ金、歲如二定數一、出二息子錢一、徧及三一部一而罷、始會主人既已取レ金、假二之他人一收二其息一、則亦未レ勞二稱貸一也、其分レ財通レ惠、古義田遺意也、惜哉、行二於民間一、而不レ行二於諸侯大夫一也、其行二民間一者、有司無レ意三以レ之救二窮民一、則彼唯自為自收耳、今之諸侯、有二留守居一、各居二諸藩一、亦皆為レ伍、大抵因二諸侯爵位一、大國與二大國一為レ伍、中與レ中為レ伍、小與レ小為レ伍、互相匡救輔佑、以務二公法一、而飲酒宴樂、竭二其驩一無二踈濶一也、諸侯之臣、

結ニ境外交一者、亡レ親ニ於此一、其年老經レ事、則尊ニ稱先生長者一、萬事從ニ其頤指一、一不ニ如意一、祟及ニ其主一、
雖ニ其主一不レ能ニ如レ之何一、今諸侯各戮ニ其志一、命ニ留守居年老經レ事、且端直公正者一主ニ其事一、各減ニ一年之
入一、同レ數而合レ之、而後託ニ諸富商大賈一、收ニ其稱貸一、出入必謹、無ニ惰以慢一、一人缺則補レ之、一金減則足
レ之、以如ニ民間無盡鏹者一、而以備ニ不時之用一矣、大國與ニ大國一爲レ伍、中與レ中爲レ伍、小與レ小爲レ伍、
郡吏則與レ民設ニ約束一、謹ニ期限一克行ニ此法一、爲ニ永久之制一、則諸侯之大、未ニ必困ニ不時之貨一也、而大夫之
尊、亦未ニ必屈レ首卑ニ趨乎賈豎之門一也、是留守居之任也、此其孰下與其君之貧、而用度不レ辨、假ニ貸
富商大賈一、以救ニ燒レ睫之急一、而酣醉優樂之爲上哉

人無ニ恒產一、多犯ニ法禁一、其誅罰者亡レ論焉、人主憫而赦レ之、出ニ諸境外一而已、苟不レ與ニ之生活一也、迺
不レ禦ニ貨於北門一、則奔ニ他國一爲レ賊、天下一家、他國亦何罪之有、國之有レ盜、猶ニ木之生レ蠹、川之生
レ垢、山之生ト蟲也、法令少弛、惡徒萠生、且先王設ニ五刑一、使ニ刖者守レ門、宮者守ト宮、此皆與ニ之生活一、
彼不レ得レ已而從レ之、如施ニ黥刖一、不レ與ニ之生業一、則彼何餬口、與ニ之生業一、則獨不レ有ニ孤獨行乞之徒一乎、
不レ與則驅レ之爲レ惡也、與レ之則傷レ惠也、且破家殘賍之徒、繫レ獄一出、忽忘ニ法重意一無ニ忌憚一、甚者
至ニ殺レ人放レ火、其貫猶盈一、則行ニ仁惠一、還害ニ良民一者也、故罰不レ重、則法不レ立、法不レ立、則威令弗
レ行、故曰、嚴父無ニ悍子一、慈母有ニ敗孫一、故余以爲、不レ問ニ輕重一、逐捕討レ之、高祖約ニ法三章一、猶曰、傷
レ人及盜抵レ罪、且縱令ニ刖者守レ門、宦者守ト宮、天下之姦無レ絕、而宮門之守有レ限、不レ修ニ其本一、而論ニ

其末一、我見二其術終窮一矣、仁人君子、必先安二矜寡孤獨四者一、四者得レ所、天下無二窮民一矣、生産未二大困一、而縱棊者賊也、豈可レ不レ殺乎、而恤二矜寡一保二乞匃一、則天下之姦自消矣、蓋敷二天下之姦一、王法之所レ後也、救二境內之困一、仁政之所レ先也、後二其所一レ先、而先二其所一レ後、如二負レ薪而救一レ火、置レ飯而驅一レ蠅、吾未レ見二其利一也、且諸侯之屏二罪人於境外一、以二隣國一爲レ壑也、吾未レ知二其可一、故余曰、必罰嚴討、治之要也

民之貧者、多假二貸富民一、以救二一時之急一、富民樂二其急一、不レ肯二妄假一、卽百方以謀レ之、不レ聽則出レ質以假レ之、不レ聽則劵二田宅一以假レ之、而後厚息貸レ之、不レ能二及レ期出一レ息、則守而責レ之、而不レ出則準二衣物一持去、又不レ足則併二田宅一奪取、以準二雇借一、貧民不レ可二如何一、裸呼二道側一、終散而之二四方一者幾千人、諸侯乃憫レ之、欲下薄利以貸、至二秋斂一收上レ之、則民皆不レ便、夫薄利緩收者仁政也、而猶不レ便何邪、夫彼假貸者、亦皆朝夕出入相友、吉凶相濟者也、爭二財貨一生二訟鬩一、然邑里居レ間者、各請二其緩一レ期、則彼雖二狠戾一、亦且暫聽レ之、緩レ之又緩レ之、終未レ及レ操レ戈者、民之情也、假二於官一者不レ然、及レ期則官吏臨二于門一、民乃奔走、掃除鞠躬、以圖二官吏之驩一、不レ足則假二諸四鄰一、又不レ足則鬻二田宅一賣二妻子一、而不レ能二相顧一、亦民之情也、故民多不レ便、夫行二仁政一、猶且有下逆二乎人情一、而不レ宜中于民上、則爲レ政者可レ不レ監哉、孔子曰、保レ國保レ家者、不レ患レ寡、而患レ不レ均、余聞、昔歲嶋原侯、移二封野州宇都宮一、事出二倉卒一、邑入不レ足三以辨二用度一、侯及諸大夫、憂謀無レ所レ出焉、有二一民一、年四十餘、聚二其族一謀曰、吾儕

小人、奚知㆓公家之事㆒、祇煖衣飽食、養㆑生送㆑死無㆑憾、一有㆑不㆑出㆓於侯徳㆒、今聞、侯東裝未㆑治、吾儕豈可㆓坐視㆒乎、汝等以爲㆓如何㆒、皆曰、善、迺遽聚㆑之、則跳而往、從㆑之數百人、一朝獲㆓數千金㆒、即呈㆓諸府㆒、侯乃治㆑裝能行、中間二三十年、侯亦就㆓國舊封島原㆒、則其民猶在、年已老、兒孫數人、侯大喜㆑之、召見㆑之與㆓酒肉㆒、且賜㆓子孫田宅㆒、猶尙以㆓前好㆒也、其民愈益欣㆓戴侯徳㆒云、夫當㆔侯之移㆓封宇都宮㆒、其民豈知㆘再就㆓舊封㆒之以徳㆗乎已㆖哉、而又豈知㆔其已歳之及㆓乎此㆒哉、雖㆑侯亦不㆑知也、輙出㆓千金㆒無㆓吝色㆒、唯恐侯之不㆑受也、乃侯平生施㆓澤於民㆒、民亦懐㆑之久矣、唯天道不㆑詐、其民無㆑恙、再荷㆓侯顧愛㆒、嗚呼、叔世美談有㆓如㆑此者㆒、惜哉、海内不㆓拭㆑目而見㆒也、余前出㆓入侯邸㆒、見㆓其大夫岩行言字子言者㆒、文學徳行、鬱爲㆓名儒㆒、世所㆑謂華沼先生也、宜哉、侯之有㆓政績㆒也

古之聖人、躬行㆓禮義㆒、以道㆑民厚矣、猶以爲未也、又建㆑官置㆑師、以㆓孝友睦因任卹㆒教㆑民、爲㆔其有㆓父母㆒、故教以㆑孝、爲㆔其有㆓兄弟㆒、故教以㆑友、爲㆔其有㆓同姓㆒、故教以㆑睦、爲㆔其有㆓異姓㆒、故教以㆑因、爲㆓隣里郷黨相保相愛㆒、故教以㆑任、相賙相救、故教以㆑卹、以爲徒教之或不㆑率也、故使㆘官師以㆑時書㆓其徳行㆒而勸㆖之、以爲徒勸之或不㆑率也、於㆑是有㆓不孝・不友・不睦・不任・不卹之刑㆒、方㆓是之時㆒、豈有㆓今時之弊俗㆒哉、夫井田一壞、天下無㆓匡救通財之義㆒、今國家之制、國下有㆑郡、郡下有㆑縣、縣下有㆑村、而村有㆑大有㆑小、有㆘分爲㆓東西左右㆒者㆖、今不㆑因㆓村大小・民戸多寡㆒、循㆓舊制㆒統㆓屬村長㆒、謹書㆓尺口㆒、必檢㆓死生㆒、一人死籍㆓諸府㆒、生亦如㆑之、使㆘一村出入、起居、吉凶憂虞、無㆖不㆓相通㆒、而別當㆑立㆓弔死之

制一、古之禮、卿大夫病、君問レ之無レ算、士壹問レ之、君於二卿大夫一、比レ葬不レ擧レ樂、比二卒哭一不レ食レ肉、爲レ士比レ殯不レ擧レ樂、今則卿大夫死而不レ弔、士則不レ知二其生邪死邪一、吁上下之隔、一何乃爾、如有二好古之君一、酙二酌古禮一乎、卿大夫死、則君躬弔二哭之一、君如有レ故、使二上大夫攝一レ之、士則使二大夫弔一レ之、官吏胥徒、乃使二其長弔一レ之、工商亦如レ之、而農則使二里正弔一レ之、必問三其所二疾苦一、有二貧不レ能レ葬者一、里正告二諸郡官一、郡官奏二諸府一、而後從二其有亡一、賙救襄レ事、民有二居レ喪竭一レ哀、賞以旌別、居レ喪放惰不順、必黜而罰レ之、傳曰、旌レ善病レ惡、樹二之風聲一、此未下必及中更二張法令一、驚上二俗耳目一、而人知二愼レ終之道一矣、而後風俗自然淳麗、余聞、信州古市郡、有二一小民一、其母死、傾レ産以葬レ之、美麗過レ制、時松代侯封內、新命二節儉一、則村令愬二諸府一、事聞二松代侯一、侯召視勞二問之一、而顧二群臣一曰、儉素戒二其平生一耳、父母則一、彼豈得レ再二其美麗一哉、小民乃至レ今、感二慕侯一言一不レ已、善言之入二人心一其速矣、而況善政乎

天下貢賦之法、無レ上二於十六一、無レ下二於十三一、此比二殷周一甚過矣、而民亦不レ困レ食、而甚困二於財用一、夫民心安レ所レ習、故塡レ澤墾レ地、亦皆不レ擇二地利一、不レ相二土宜一、種二平生所レ收五穀一、一無二成功一、懲艾戒二其子孫一、偶有二善熟一、則有司立徵二其租稅一如二水火一、故成功與二不成一一也、且平原曠野、不レ宜二五穀一、而草木亦能生長、不レ用二糞水一、自然繁茂、如克擇レ之、不レ勞二一人一、不レ費二一金一、獲二國家無盡厚利一亦有レ之、信州西北、有二戶隱山一、此信中一大山、常多二煙霧冷泉一、善光寺醫生靑仲庵者、知三其必多二藥草一、躬往撿

之、果蓏紫胡・黄蓍・桔梗類、仲庵親斸之、且奏諸官、廣鬻四方、今信之黄蓍・芍藥・茯苓、爲藥肆上品、此二十年前事耳、此類世間自藥物、固受偏氣、其生於窮谷無人之地、功能亦烈、而世人捨焉不意、豈不惜哉、動以闢田爲言、亦何愚也、凡求諸名山大川、何物不有、棄而不斸、遠求諸四海之外、亦過矣

夫萬邦諸侯、朝聘會同之有事、執玉帛以集東都、亦非周制三年小聘、五年大聘、已事而竣之比、財貨所費、歲累鉅萬、故王侯動則怱窮、此且匪使之倉廩盈府庫充、未可以奉上供職、永享其祭祀也、皮之不存、毛將安傅、豈可以尤興利之說乎、而余竊怪諸侯之臣、無用空位、皆領厚祿、府史胥徒、僅不能免饑寒矣、蓋大諸侯之臣、大者數萬石、小者六七千石、其稱宗子巨室、動領萬石、出入横行、終歲無事、夫萬石之祿、足列卿位帶從僕、而賤吏死于官者、俸不及其嗣、使妻子塡溝壑不問、終歲無用之人、老死牖下、其子坐受厚祿、賤吏廼勤苦老事、妻子纍纍、餬口四方、此豈君子父母斯民之意哉、余以爲、大邦之臣、從大夫以上一萬石爲上、中則三千石爲上、下則百石至三百石、以此爲限、孟子曰、君子之澤、五世而斬、小人之澤、五世而斬、蓋五世祖免、六世親族盡、則親親之殺、其義然也、則今當減大臣無用之祿、以施府史胥從之類、減者於父死子嗣之時、施者亦於父死子嗣方時、如其子幼、則與二口如三口月俸、長而後與其父俸、如是則上無逾制之患、下無散亡之困矣、古所謂朝無空位、財用足者也

韓子曰、商君教二秦孝公一、以連二什伍一、設二告坐之過一、燔二詩書一明二法令一、塞二私門之請一、而遂二公家之勞一、此秦之燔レ書、不レ出二李斯一、而出二於商君一也、不レ始二祖龍一、而始二乎孝公一也、然則其廣燒二天下書一、坑二天下儒一者李斯耳、祇當時天下大勢、旣已如レ此、彼且因二其勢一而導レ之耳、故曰、勢之不レ可二以已一也、夫世人滔滔、腹非心刺、況學者好二論議一、修二飾仁義忠信等說一、詆二訐他人短長一、詭二判秋毫一、逞二其智能一、以欲レ執二月旦之權一、故曰、處士橫議、中屠蟠拂レ衣、吁、後世學者、不レ遭二祖龍一坑一亦幸矣、且勢者出二事理之外一者、而豪傑智士克識レ之、余嘗惟親鸞之徒、別建二一宗一、創二食肉帶妻一、當時天下旣多二火宅梵僧一、習風成レ俗、人亦不二疑怪一焉、彼乃乘レ勢而利二導之一、故其功終成、不レ然尖喙三尺、雖レ彼何堪二其譏讒一、

余恒曰、諸侯之邦、可レ惜者二、今夫各國連レ屋駢居者、法然親鸞二宗之僧也、此輩勸二誘農賈一、以募二金帛一、路費已饒、遂爾聚二然二京之間一、呼レ伎讙レ倡、六博飲酒、何學問法規之論、投二棄橐裝一、空手來歸、隨レ緣領レ寺者、每歲不レ下二數十人一、一也、瞽者之二京師一、各受二官位一、爲二檢校一、爲二勾當一、其下亦有二階級一、彼出二入士大夫之門一、乞二其資給一、而後納二金於京一買二其官一、亦每歲不レ下二數十人一、二也、余以爲、僧則使二大剎首座主一レ之、瞽者使二國祉大祝主一レ之、今夫彼之二京一、學問之徒、諸宗中皆謂二之所化一、猶レ學レ儒之稱二書生一也、故各從二其宗一、統二屬諸國中大刹一、位高望重、且有二藏經一、擇二宿德道行者三四人一、爲二之首座一、廣敎二諸僧一、使三出入起居其中一、而法臘高學業熟、則首座相二其宜一、而進二退之一、如有下年弱臘淺、而才智俊秀、循二行法規一者上、擇而遣二諸二京一、使三其愈益進二乎道一、亦在二首座之任一、則放逸亡慙之徒、不レ能下往二來二京一、

耗二損上邦內金幣一矣、如二彼耆者一、欲心無レ厭、不レ知二耻辱一、宴會婚禮、群然相列、奏二時樣歌一、接二近婦人
女子一、猥媟淫哇、以悅二其心一、誇圖二襲裝一、而縱橫二行街衢上一、夫邦內大社、必有二大祝一主レ焉、其爵有二五
位六位一、則使二之統屬一亦足矣、此二者在二邦國之制斷一、無二不レ可レ行之理一也、而捨レ之不レ問、祇頭會箕
斂、割二剝民產業一、不レ知邦貨之歲所二虛耗一、以二此類一也、況儒醫卜筮諸食二技術一之徒、稱レ肄二其業一、動則
踰レ境遠游、飃然颺去、此亦所レ可二嚴禁一也(以上卷三)

大抵天下之俗、婦人多二於男子一、商賈多二於農民一、技工多二於陶冶一、醫多二於卜一、僧多二於儒一、遊手苟且之徒、
亡賴慓悍之輩、紛二挐糾雜乎其間一、不レ知二幾數一、昔人云、古之民四、今之民六、而今世豈唯六而已哉、如
論二其富一、則商與レ僧耳、徒食安坐、快二意目前一、其多二破戒於逸一、蓋有レ故也、五尺童子何知焉、施主檀
越、相議而託二諸寺一、受二度牒一以爲二弟子一、至二八九歲一、落髮緇服、徐及二血氣方剛之時一、不レ知何故爲二釋
氏一、以孰强レ我而禿哉、一生不レ受二世間榮華一、此何苦也、輒欲二還俗一、亦無二一技能足下餬レ口、則兇頑自
若、纔假二念經一、以供二饘粥一、實過レ日之計耳、非レ出二情願一、何望二持戒淸規一、余以爲剃二度弟子一者、歲二十
以上爲レ制、愼勿下以二幼弱一爲中弟子上、蓋人至二二十始冠一、意已辨二是非一知二好惡一、有二願焉者一、有二不レ願焉
者一、其所レ不レ願焉而强者、敗之源也、及二其血氣方剛之時一、願二棄レ俗出下家、亦足レ恃也、其猶有二童心一、
無用一棄、物何關二人世生產一、此且可下因二被剃一以餬中口也、若幼而願レ僧、天生因緣、他日光二輝一宗一
可レ知也、此當レ不レ在二此限一、駢二於無用虛誕之僧一、而費二生民終歲勤勞之粟一、則國之貧困有二自來一矣、故

曰、邦內之制、歲二十爲レ限

士生二于儉一、農生二于勤一、商賈生二于智一、士而克儉、則俸祿雖レ薄、家計恒足、農而克勤、則田畝雖レ狹、獲レ穀蓓蓰、商賈有レ智、則本錢雖レ乏、未二嘗損折一、近有二半平者一、南都小賈也、少時操行不軌、亡命流二蕩勢州一、又値二主家怒二其傲慢一、逃而走二大坂城一、居二于三井肆一、三井者、大坂大賈、家僮常數百人、其過二家僮別舖一、則灑レ水設レ砂、主者盛服出謁、送迎實如二貴介公子一、半平坦腹而臥笑、傲如二平生一、主者怒曰、廼翁過レ門、女何不二肅服委蛇一、而失敬如レ是、恐遭二廼翁之怒一、我不二亦能留一レ女也、半平笑曰、鈞レ之商夫有二何輕重貴賤一、唯賴二錢貨多少一、勢焰異焉耳、請君勿レ恐、吾知レ之矣、居久レ之、視二北濱米價沸騰一、而糴賤糶貴、未二一二年一、獲レ利累二巨萬一、遂以レ之起レ家云、彼且値二主人怒而逐一レ之、則投レ足無レ地、而猶倨傲倔彊、然比下諸碌々仰二人鼻息一者上、其見亦卓矣、東都有二篠木玄波者一、壯時貧不レ見レ知、朋友常誹二笑之一、自以爲、久困無二窮時一、生不レ如レ死也、卽腰二短刀一、欲下往二間隙無人之地一而自裁上、夜獨起往二于品川鈴森一、此所レ誅二罪人一處、廼自踞レ石、將レ刄二其腹一、則有二一人一牽レ馬來、敝衣帶索、被レ酒放歌、意自得甚、玄波熟二視之一、大息曰、吁、人生如レ彼乎、體無二完衣一、手無二一錢一、猶且放歌自得甚、今我雖レ窮乎、腰有レ劍、身有レ服、未レ至レ如レ彼、我死二於此一、誰知相弔、吾知レ之矣、宜三別建二奇策一、卽竊藏レ刄、不レ顧直去、而腰間僅餘二錢三十文一、廼急鬻レ劍、別求二竹刀一室焉、而爲二伊豆侯步士一、數年未レ得レ意、然克勵務レ儉、五六年後、羨餘金八兩耳、廼自往二典物舖一、賣二劍價八兩一、而歸居良之、典物舖急使三レ人買二故劍二

十兩、其劒實貴家所典、而其人出子錢償之、則典物舖誤簿、而鬻諸玄波者也、卽苦請之、玄波不聽、又請、願奉以二十五兩、不聽、强請則曰、我已買女、則吾腰間劒也、何論價高下、最後又請、願以五十兩、卽親往逢舖主、則奉五十兩自取、玄波取原價八兩曰、我豈乘人急射利乎、舖主大喜謝恩、玄波進曰、我則伊豆侯之臣某、他日有緩急於藩、無財貨之給、子能爲我辨之乎、主曰、敬諾、亡何伊豆侯歲計殆窮、邑入不足以奉諸士、有司憂之、玄波曰、微臣有一計可施、卽急往買劒舖、如數假貸、以救藩之急、侯亦進位爲士、而凡出奇計三四、家貨殖後、以富濱松侯邑、獲利不貲、廼以富諸侯國自名、最後以富越州、遂臣越後侯云、今其子鮮衣怒馬、周旋于士大夫之間、余聞、玄波目未能辨色葉者、而胸中之奇、圓轉恢達、此豈尋常見解哉、亦叔世豪傑也、其後東都之間、扼腕自言富諸侯國者、不知幾數也、皆碌碌奴才、動則閉商賈金、則假貸之道塞、而諸侯之國益困、亦與玄波所爲異矣

羽州一諸侯、其臣有豫圖機密者、而以久管利權、家亦富給、後以奉職亡狀斬首、三族連坐、其子時未免懷抱、亦幽繫於獄中、二十餘年于今、近聞、以久在幽囚、足膝拘攣不能行、其人廼日周旋獄中數千步、約以十里爲度、意竊禱於伊勢神廟云、夫先王之制刑、父子兄弟、罪不相及、故曰、罪疑惟輕、功疑惟重、父既以罪論死、其子與謀、當刑戮之不疑也、孩提童子何知、亦人子之大不幸也、如依公家不養刑人之義、則當使屏之四方、終身不蹈其國、而彼亦未必嚮其國而

坐也、若依堯舜傘公之義、則當擇其材而與之少官輕俸、彼亦未必無稽紹蕩陰之筋、不論此二義、使罪家子孫、求生不生、求死不死、國多淹滯、此何政哉、余聞、其侯好學、延納儒生學士、訪問政令、惜哉、無以此論告之也、夫既不欲殺之、亦不使出獄、則如以千乘之國提一夫也、余未知何謂

王朝盛時、稱武士者、皆今世之民也、從國大小、定人衆寡、選練而出之、國司麾下、有軍團押領使、選平民勇健堪戰鬪者、習武藝、教坐作進退、又撰其中、差諸京師、屬於四府檢非違使、無事則常司宮禁警衞、有事則務追捕之任、是謂大番、州有盜賊謀叛、則天子賜節刀於大將軍、將軍廼鳴驛路鈴、以赴其所、所過諸州押領使、率國兵屬其麾下、各務戰功、此則士民耳、王綱少弛、源平貴族、各賜將軍、每奉征討、率民而出、功積則推擧行賞、或賜田地、或除官位、然無踰六品也、其號大名者、或曰莊司、或曰名主、多有田地、蓄家僮、廣供軍役耳、如今之一村有令長、皆無位無官之徒也、讀國史所載兵數、至五六十萬或百萬、實當然也、然則古昔農兵之制行也久矣、中葉以降、王綱不振、州多群盜、農每持兵器、以備不虞、於是勇悍壯健之民、侮亡敗弱、常率從僕、以防禦鄉閭、則三籍二丁、以列兵伍、一丁爲耕、而兵農始岐矣、延而迨于今、則庶士終視民如輿隸、而後兵數實少矣、廼四體不務、五穀不分、老死於閑官空職、而猶之稱武士也、僅僅采地、託之田夫、不問、則其貧亦宜矣、余觀元祿年中史、祿秩三百石者、厩有肥馬、今則非三四千石、不

レ能レ置レ馬、昇平百年、事勢已然、未レ可ニ如之何一邪、將流蕩奢侈、日甚ニ於一日一邪、夫兵農已判、士之子恒爲レ士、農之子恒爲レ農、則農夫宜ニ耒耜之外勿下持ニ兵器一也、今則八州之地、農夫亦鮮衣長劍、馳ニ騁乎鄕里之際一、驟視無ニ與レ士異一也、至下於執レ刄殺レ人、亡ニ命他邦一、而不レ知ニ其所一レ之者上、九州諸國未ニ之有一也

今世之奴僕、皆買ニ諸他方一、限以ニ一歲一、給以ニ金壹兩二分一、自ニ諸侯及大夫一皆然、此自ニ古昔一所レ無、亦唯諸侯開ニ邸東都一、士大夫群ニ居其下一、無ニ家僮老奴之死ニ其家一、則勢已不レ可ニ如レ之何一、諸侯多役多事、買ニ之東都ニ不レ足、廼廣求ニ諸八州之地一、則下吏承ニ其主命一、持ニ金數百兩一而出、自ニ九月一至ニ十二月一、滯ニ留八州之地一、八州之民、貧困不レ能ニ自立一者、出見ニ下吏一、定以ニ年月一、則與ニ典身金一如レ數、期以三來歲二月出ニ東都邸一、此其例也、而其下吏者、皆平生僅僅月俸、纔足三以養ニ妻子一、一出ニ他方一、買レ奴爲レ役、則眩ニ惑囊裴一、所レ之奢侈、雄ニ張市井之間一、余嘗居ニ信善光寺一、觀ニ濱松侯下吏一、後浴ニ丹中一、觀ニ小田原侯吏一、皆以レ買レ奴、久滯ニ驛舍一、與レ余隔ニ障子坐一、携ニ妓女一推ニ酒肴一、歌舞驩呼侈甚、一日所レ費、不レ下ニ數十金一、而彼乃主人買レ奴之錢耳、每歲如レ是、則所レ謂齎ニ盜糧一者、而假ニ聲援於姦吏盜司一也、諸侯動以ニ儉約一刻ニ其群下一、猶且不レ知レ問レ之、亦可レ怪也、余觀ニ下吏買下奴、皆建ニ招牌各處通街一、標以ニ主侯名一、村中鬻レ田賣レ宅、不レ能ニ自立一者、皆來ニ集其下一、則吏與ニ一劵及定數金一、村中有ニ妻子田宅一者爲ニ保人一、如亡命逃走、則保人辨ニ典身金一、雖レ然八州人民、離レ鄕去レ家如ニ脫屣一、則遂非ニ永安之術一也、而人民爲レ奴、老

實自重者、十無二一人一、則皆經二廻江都中一、至レ謂二白壁重門、盡是我主一、出入亡賴、飄忽不レ定終レ之、爲二世所謂無宿雲叟一、間有二歸レ鄕者一、見二闘都下繁富一、侈心日長、筋骨竊惰、不レ能三復卽二耕耘一、則世間無用一裸虫耳、此其初豈必皆然乎、竊怪此等亡命去レ鄕、將各國郡吏置而不レ問邪、抑遂不レ可二如何一也、何怪二其田野不レ闢、土地荒蕪一乎哉

昇平二百有餘年、民皆熙熙然相樂也、生育日繁、而用度不レ節、則士民之困、亦其勢也、余甞讀二古記一、其中有レ言、夫婦有二子三人一、則一家五口、其子又生二子五人一、則一家二十口、夫婦營レ産、生計恒足、至二五人一生計始困、至二二十口一生計大困、以二生レ之者少、而用レ之者多一也、今夫生育日繁、而無用赤口、徒二食其中一過レ生矣、然疫癘饑饉、或行死者如レ麻、則古今人數不二甚相遠一、且好尙之變二物性一、古所レ無者、今多有レ之、則今日天地、克養二今日人民一、有二諸侯地均人同、而貧富懸隔者一、動則以二土地磽惡一爲レ言、余遊二其邦一觀レ之、山川土壤、不二甚相遠一、貧富曼殊乃爾、以レ無二人力一故也、今夫十取レ四者、天下通法、其什取レ五、非二最上良田美地一不レ稅也、故雖二上上一無下踰レ五及レ六者上、雖二下下一無下下二於四一者上、余甞問二老農一、皆曰、田地美惡、實在二牛馬肥瘦、耒耜鋭鈍、且用糞多少一耳、若能牛馬健耒耜鋭、用糞不レ失レ時、則雖レ有二磽确一、化爲二良田一、唯一則恐二賦稅或加一、一則農人惰怠、致二此鹵莽一也、以レ此論レ之、天下土地、不二甚相遠一、歐陽公日本刀歌、風俗醇厚土壤美者可レ徵焉、祇習風難レ改、敝俗不レ化、仰レ頭日望二米價沸騰一、至二富國之略一、拱レ手無レ策、豈不レ惘哉、近聞、小田原侯別邑、在二于野州蓁柯郡一、

侯嘗使置有司監租税、土廣人少、迺募敢來爲民者、則五年之中、給人麥五斗、及田器牛馬盡與之、於是亡命破戸者、來集數百人、侯乃如約與之、戸口歳倍、三年之後、墾田數百頃、得粟數萬石、人或議、亡賴惡徒雜居、雖有闢地、妨害良民、亦且不鮮、然此在執政者之敎導如何耳、小人之好議論、動沮壞他人善政、亦可憾也

信州穂科郡、有一淨土寺、領采地十三石焉、符至今存焉、而無立錐之地、主僧意不能平、訟諸松代侯、侯有司不能裁、事未果決云、余聞、有田地者、及其貧困、或賣之或質之、更數十年、而茫乎不知誰某爲始田主、今俗謂之隱田、迺質者鬻者一訟之有司、則皆置嚴刑、故一切不問、而人情不能忘之、故民間往往訟訴、有司欲聽曲直、意憫其處嚴科、故淹滯不決云、又聞沿江諸村、水激沙漲於岸、往往傷害殊甚、或岸崩田壞、舊時良土、今變爲川者、而猶尚出租税如昔也、唯此二事、民害殊大、朱文公曰、經界一事、固知不無小擾、但以爲不若此則貧民受害、無有了時、孟子曰、仁政必自經界始、是故暴君汙吏、必慢其經界、蓋周公井田之法、雖孟子時、未能言其詳、則後世言我能論之、皆影焉耳、蓋方十里爲井、其中分爲八家田、以今里數視之、一里十二丁、分爲八家田、則一夫所耕、一町二十四間四尺、一町乃今尺六十間、六間爲一段、則一町乃今田六段、一段所出、大抵穀二石餘、爲米一石三四斗、一歳所出、不過穀二十石、而因田肥磽、其實亦殊、則何以分別農上中下乎、今國家之制不拘田廣狹人强弱、租税隨民戸貧富、自無强

古有妙算秘籌之吏、而今不得之歟、此數者皆無不慮而防之募而求之矣、而計之告縮、仍鰓鰓然、利愈不得不興、民愈不得不剝者、其由果何在、曰、由文侈之習長、而閑冗之官滋

○其四

海內之財產、用諸海內之事而有餘也、猶一家之財產、用諸一家之事而有餘也、而天下常苦財之不足、何哉、一家之中、有妻有兒有兄弟有奴婢、衣服飲食之需、以至諸器用玩好、皆仰一家之財矣、主一家者、計其產所入、以爲其用度、如此者比屋皆然、然有用而有餘者、有用而不足者、用而有餘者、不必富也、新聚之家槩然也、用而不足者、未必貧也、久安之家槩然也、新聚之家、宜不足、而有餘、久安之家宜有餘而不足、是何故也、蓋人之情、新聚則凡百之事、皆從苟簡、久安則凡百之事漸趨具備、是比屋之財、所以有有餘不足之異也、故善爲家者、其制產也、雖造久安而常如新聚之時、限其用度、嚴爲之節、爲不可無者、有可有可無者、衣服之於體、飲食之於口、屋宇之於風雨、一奴一婢之於役使、釜鬲刀鋸耒耜皿盒之於器用、是不可無者也、其他玩好之具、皆可有可無者也、其不可無者、猶必從其苟簡粗惡、況其可有可無者、斥而去之耳、如此則一家之財、用諸一家之事而有餘、雖不幸遇疾病死喪水火之災、而不至於流離、不善爲家者、新聚則然、至於久安則忘其本、恥粗糲而非粱肉不食也、恥大布之衣而非絹縠不服也、屋宇奴婢器用亦皆補之、其不可無者已然、至其可有可無者、亦求其具備、我不以爲侈矣、而

人以爲常也、如此則一家之財、用諸一家之事而不足、苟不幸遇疾病死喪水火之災、則必至於流離、雖邦國天下亦猶此乎、天下之財、非有古今之異也、而守成之天下、天下之財或用於天下之事而不足、而回視創業之天下不然也、蓋創業者、新聚之家也、守成者、久安之家也、是知彼國用之有餘不足、亦判於從苟簡與趨具備也已、夫守成之君、自好奢侈者無論焉、卽其號恭儉者視諸創業之君則已侈矣、豈盡其罪哉、情勢風習、漸移於冥冥之中、而不自知也、珍貴也、繕造也、禱祀也、濫賜橫賞也、左右使令之員、後宮侍御之選、有增無減也、自大吏至府史胥徒、每遇一事則加一員、世其祿而不削也、比例典故創於中世者、因仍踏襲、有冗費之大而不察也、可有可無者、已不從苟簡、則不可無者、能不求其具備哉、乃至會計告不足、則自食租衣稅、以至末征雜課、無不盡取而廣求之、求已廣、取已盡、而計猶不足、不幸遇非常之災、其焉不竭乎、苟有英斷之君出反其本而思之、凡百之事、一切苟簡、如草創之時、其可有可無者、斥而去之、特在其不可無者、而嚴爲之節、庶乎其可救也、噫庶人之家、用財無節、以至失產、猶可借貸於比隣、海內而不得其計、以至失其財產、則亦有可貸之比隣歟

○其五

利不必興也、害可必除也、興利而害至、除害而利生、故善慮國家者、日求害而除之、而其不善日求利而興之、求利而興之者、後害而救害也、求害而除之者、先利而生利也、而世之

凌弱、衆暴寡之患也、抑何簡略、雖然諸侯之采邑、犬牙相錯於其中、則防水溝澮之爲用、利於右而害於左、好乎前而不好于後者、亦多有之、四月五月之交、民皆決防水於田、上者多瀦之、則下者苦其不足、前者多決之、則後者憂苗浸、於是動生爭鬪、地素相錯、彼此異君、則事亦不可私決、終訟諸東都、有司聽訟、彼此之兩辭各有理、亦不能偏聽、使兩辭各如有其理而罷、歸則以曲直不分、又亦紛紛相爭、有司知之、置而不問也、而民之坐訟者、一村數十人、嚢裝縣罄、空手蕩然、再不能生業也、此其因循苟且之政、不可如何乎、竊惟先王制井田正經界、此等如何處置、山川丘陵難易、肥磽高下遠近、及卿大夫士之采邑、不能無錯雜於其間、則又如何下手、以吾國家觀之、非唯不可施其實、使民擾亂紛紛、而後止矣、雖然此乃先王經國安民第一義、則古雖邈乎、亦當規矩存於古禮簡、今世儒者、何不爲考明三禮、斟酌宜時者、傳以己意、粲然可行、以竢他日上位之求、而徒騰無用口舌哉、吁、世胡無好古之人也

商賈一切本源、因米價高下、而或貴或賤、或困或活、今諸州糶糴、大坂爲大、江州次之、張州又次之、彼皆風帆如蜚、陸續而至、西控九州之粟、東運奧羽之藏、一日所至、不知其幾千萬石也、商賈賴之、高下其直、因以謀利、謂之圖且、或謂一六、有因以起家者、有因以破産者、起家者、一朝獲累巨萬、破家者、須臾之間、失累巨萬、諸品貴賤、自此而出、俄頃而達于海內、商賈之利、莫大焉、故謂圖且、謂一六、皆博徒隱語也、夫商賈之權之重、有過今世者乎、要之諸侯無東

西一無二大小一、糴二於大坂一、而皆來二東都一、揮二金於市一、故諸臣月俸、皆以レ金給、人情拙二於圖一レ久、取二快目前一、則所レ給金幣、隨レ手散落、今日取二諸府一、明日投二諸市一、回レ首空手相顧耳、士之窮自若、而諸侯之貧亦未レ愈也、如使下諸臣月俸一切給以レ米、勿上レ與二金銀一、則侯國亦必糴二三之一一矣、大坂米價沸騰之患少減、而諸臣亦不レ揮二無用金銀一、則雖レ少困二於目前一、終有レ益二於久後一也

民之愚騃倔強、無二久遠之慮一、其情爲レ然也、俚諺曰、治レ民勿レ令レ生、勿レ令レ死、此言雖レ淺、實自名言、民情無レ恒、少富則放、放則老少奴婢相集、鬻レ穀易レ酒、揚揚自得、不レ意三來歲豐凶旱乾、水溢一至、則家無二一物一、終呼レ天耳、少困則怨、上疾レ長、不レ勤レ農、不レ勞レ事、鼾睡之聲、比屋而發、於レ是不レ躁則亂、故給二其衣食一、無レ迫二饑寒一、養レ生送レ死、纔得レ辨レ事、此乃勿レ生勿レ死之政也、夫古之於レ民也子レ之、今之於レ民也讐レ之、孟子曰、上下交征レ利、而國危矣、余謂交交互之交、謂二相交錯一也、夫上將下刻二剝其下一、以逞中私欲上、則下必念下欺二其耳目一、以利中己身上、而上之刻二剝下一、將レ不レ露二其端一、而下之欺二上耳目一、亦將レ不レ露二其迹一、此交二錯智術一、以圖レ利二其身一、於レ是詐僞百出、險匿綜錯、今世之人情是耳、古人論レ事、可レ謂二親切著明一也、余嘗以爲、刺牌之興、未レ知レ始二何代一也、春臺翁嘗著論言、與レ民爭レ利之害、且以爲、傷二士大夫廉恥一、此實當然、然今從二諸侯及士庶人一、無レ不レ困也、重二斂於民一、厚二征於商賈一、則彼且不レ欲レ耕二於其野一、不レ欲レ藏二於其市一、而僥二倖於不レ可レ竢之富一、以圖二萬一一者、人之情也、故刺牌所レ在、四方來集、投レ錢不レ少、廼擇二其所レ宜、而置二刺牌舍一、設レ官擇レ吏、以圖二不時之用一、則

庶下幾勝中於重レ租厚レ斂、以招二民之怨一者上邪（以上卷四）

天災流行、國家更有二水旱一、飢饉之一臻、苟無二其備一、則今之人民半坐枯矣、夫無二三年之蓄一、謂二國非二其國一、而今世諸侯、豈有二一年之備一乎、蓋假貸之道開、則國富民安、而財常足矣、假貸之道塞、則國貧民苦、而財常不レ足矣、國有二二十議一、猶未二施行一乎、邇レ之以安二目前一、遠レ之備二凶荒一、謹物地宜二多植二草木一一也、蓄收二農商刀鑄一、以爲二錢幣一二也、邑設二刺牌一、廣集二他方錢一三也、與レ民設レ券定レ數、村置二無盡鏹一四也、減散二官無用之祿一、藏二諸內府一五也、各國諸侯、出レ金通レ財、以圖二匡救一六也、制レ節謹レ度、卿以下及レ民、作レ室術レ有二舊矩一七也、喪祭讌享、不三敢踰二法度一八也、僧醫卜筮、諸學技術之徒、不二敢踰レ境遠游一九也、勸農之令、歲數二民戶口一、視二老幼死生一、而振二德之一十也、斬二博徒姦盜一、以全二良民一保二乞丐一十一也、愼レ終追レ遠、勞二問貧民喪祭一十二也、封內之民、不二踰レ境而移一、移則連坐十三也、克圖二糶糴一、不レ使二姦商惡販把一レ權十四也、諸臣俸給、一切以レ粟、不レ用レ金十五也、閑官空職、各就二采邑一、以事二力耕一十六也、使下民有二餘夫一者、及亡命無賴、各與二耒耜一、以墾中新地上十七也、置二各處倉廪一、減二一年之入一以納レ之、視三年之上下、與二民之疾苦一、而出二納之一十八也、大寺名刹、雄據以擅二其利一、何國無レ有、既在二其邦內一、則宜下盡稅二地錢一、以立中國威上十九也、郡縣之吏、權輕則人民不レ服、蔑二視其上一、以圖二不逞之意一矣、民之流亡、職是之由、故賞罰之典、從二其手一出、以塞二僥倖一全二威嚴一二十也、二十議行、則法令明、而國體正矣、至二於坐議立談之臣一、盈二于政府一、文綵羅縠之女、

塡二乎後宮一、則蠹レ財傷レ民、有下不レ可二得而言一者上也、終則諸侯非二諸侯之邦一、卿大夫以下、屈レ首俛レ眉、擎跪曲拳乎、三都之富商大賈、以圖二一日之安一、不レ能三及レ期反二其息一則與レ劒爲レ士、與二章服一以比二宗子之榮一、抑何拙也

諸侯之臣、從二卿大夫一以下及二庶士一、大抵百石以上始稱レ士、采地從二國大小一、有二采地一者役二其民一、無二采地一則無レ民、唯賦二其租一耳、如二封戸之制一邪、而今世之士、駢二居其國城下一、則與二其民一不二朝夕相通問一、語曰、遠親不レ如二近鄰一、謂三邇者之日生二情實一也、又曰、豈不二爾思一、而室是遠、謂三遠者之日就二疎濶一也、夫目未レ視二農事勤苦一、民生拮据、則猶且將下剝二其民一、以逞中己欲上、亦人之所レ不レ免也、且祿之豐約既殊、而人之用度無レ藝、則大國之民逸、小國之民勞矣、邦君之民逸、卿大夫之民勞矣、況百石之祿素薄、而用度之無レ極、遂至レ傷二其民一也、余在二一諸侯邦一、聞下一士呼二其民一謀上、曰、家素貧困、而有二老父一不レ能レ供二饘餬一、汝各當三出レ金、以救二我急一、民辭則曰、然、當二出レ米以救下之、民又辭大怒、揮レ刄怖レ之、民大怖、終各出二一口米一以賂レ之、而民亦益困、此其禍雖レ貽二與レ民疎濶一乎、然如二封戸之制一、亦自有レ理、余於レ是知レ不レ可レ執レ一而廢レ百也

王莽之設二五均司市錢府一、而安石之置二靑苗一也、本二諸周禮一、而民怨人叛、終亂亡二其國一、則謂二爲レ僞者周公一而可乎、至二於蘇轍一、錢入二民手一、不レ免二妄用一、及二其納下錢、雖二富民一不レ免二違限一、則理則然矣、然假貸之道、天下滔滔皆是、而貧人之所二以益一貧、富人之所二以益一富、其源二由此一、豈唯官所二給假一哉、天下無

難於農、而獲利無薄於農、終年勤苦、不能贏一錢、如或旱乾水溢、則骈首餓死相望、苟與錢財、責其稱貸、如療病而殺之也、然其或爲乞匄流亡、又焉可拱手坐視乎、今試使與人百金、爲農與賈邪、農不能爲中農夫、而賈乃運轉獲利、日倍蓰、何者始買田地、及田器牛馬類、或築屋舍、百金無贏餘、而利乃僅僅餬口已、賈則賃屋開肆、不買牛馬耒耜、或中奇貨、既已不貲、以百金中人之產、猶不能爲中農夫、極足視其乏錢、而責其利息、民不耐煩矣、今州郡有春假秋斂者、冬假是收者、民或憂苦之、或悅樂之、其苦之者、蘇轍所謂吏緣爲姦者也、厚假諸民、薄收之府、已中分其利、民豈有不困哉、故作之版籍、視其老幼生死億兆之民、如指諸掌、而後恤其所疾苦、假貸之、又焉有不悅乎、要之不在于法、而在于人也

宗室世臣、及卿大夫之有采邑者、大國則千石至萬石、以吾邦制觀之、千石之祿、通歲所入三百五十七石餘、萬石則三千五百七十七石餘、富貴極矣、夷考中華歷代之制、未有如今世者也、而宗子鉅室、終歲無事矣、夫卿大夫稅其邑所出、而貢諸主侯、周制固有之、故今五百石以上、其采邑所出、從而獻諸政府、無則人出錢幾貫、此亦古之法、而國之所直行也、人或言、無博徒游妓、則天下金銀、滯著於豪富大賈之手、而不流通也、故彼等潛伏於法之內、國家知而不問、此不知理者之言也、今夫數富、以家有萬金爲富、然萬金豈必存於篋中、或布帛器皿、或山川田里屋舍、或假貸息子出入、盡載諸肆券、而金迺流通四方、故檢肆券、則萬金具在、而家之所恒藏不饒、從外

觀之、妄意其室中之藏、踰千盈金萬耳、此金銀財貨之理也、故謂沈溺飲博游妓之徒、能投金如糞土、而後萬貨亦從流通、不知治者之言也、小人暗治道大體、動生議論、其害大甚

庶士田祿、百石以上、始有采邑、是爲粟百石、爲米四十石、或三十五石、隨地肥瘠又殊、故征十四或十二、以今米價準之、金壹兩易米一石二三斗、則四十石爲金三十一二兩、以其中易衣食居宅、奴婢一切、日用諸俸、上養父母、下養妻子、用度一過、生計日窮、而饑寒亦從之也、夫士之居於散員閑僚亦多、周歲之中、當直不過四五日、閑居暇日、不堪迭歲、典衣脫物、以貪醉飽、今諸侯之士、雖祿有厚薄、其稱庶士、大抵十人、如二十人必有長、謂之番頭、今能使之家饒財給、無艱難衣食乎、一則使之移居采地、力事耕耘、一則使之比伍相匡矣、業既十人、如二十人、結爲一伍、則各計一士周歲之俸、以爲三分、與二而留一、合其二十爲一、置諸公府、而託諸國中富商、以三年爲限、每月出其利息以蓄之、其貧困有稱貸、不能迭周歲者、遽留三之一、則愈益窮困矣、故新出法令之日、官亦當與周歲俸祿、而留其一分、其一切稱貸、約歲出少許九、大諸侯雖多人乎、勞役老官者何限、此皆俸給稱職、既廩堪養、則其實足衣食乎恩澤、祇散員冗僚之徒、亦焉可不振德哉、克從此二術、不及損百金、而彼輩既足優游而終歲矣

夫物有常理、國有大體、暗於常理、亡於大體、則廉耻之風消矣、廉耻已消、則士氣不振、當今之時、庶士之祿亦輕矣、僅僅月俸、未足以防風雨養妻子、然且不失士氣、區區貧賤者、以腰有二劍

故也、鄙諺曰、鷹飢不啄穗、此言雖小、可以譬大、故工商雖富、不踰庶士而行、拘於位也、今則不然、亡論農夫商賈、廼以諸侯之尊、不能及期反其息、則彼且不欲出金救緩急、然纔涎之不饜、屈首俛眉、意私歆歆乎、其藏則與以一劒、使庶士爲伍也、猶且不聽、則與以章服、而後宛然士哉、彼乃盛服從奴僕、馳騁乎鄉里際、習風成俗、民皆帶長劒、郡吏雖禁不肯也、非唯無益、足以傷士氣矣、故盡收農商刀、鑄以爲貨、則天下之錢有餘矣、收無用虛飾之刀、施諸天下之貧民、其利亦大焉、吁、天下未見其害於政、則因循苟且、無決行之矣、縱令治一郡守一縣、而有志於先王之敎、從小及大、從邇及遠乎、四方豈不仰而效之、效之其功亦速成矣（以上卷七）

今世諸侯之祿、大踰百萬、而小萬石以百數、五等之制備矣、昇平之極、奢麗成俗、靡曼之伐性固其所、則或憂無子、百方以求之、而多男子、則不能處置、次子以下亦憂之、鄙諺曰、不死之子一人、不耗之金千貫、乃人生至願、雖情皆同哉、固有天命、未可如之何耳、華封人之壽、堯以多男子、詩人頌周、必以子孫千億、然則無男子者、宗家之不幸、而多男則國人之福也、天之所以報施其先人、繩繩不絕、永享社稷者也、既受斯福、不能全有、使之分封別支邪、祿秩減削、至朘小祖宗之國矣、養以公子奉給邪、平生所用、其費亦多、大國地廣租衆、則未必以此爲患、十萬石而下、乏餘地祿、未必能辨之、故不問姓同異屬、耳目他侯無子者、媒妁相謀、以爲過房云、

貧賤猶或可二富貴一、而爲二之同姓一則猶然、託二之異姓一、利二他人之祿一、以離二自家之累一、揚揚以爲レ得レ計、不レ知遺二次子以下一、纔留二嫡一人一以爲二副貳一、如或不幸嫡子病且死邪、愚不肖癈疾、不レ可レ嗣乎、不レ能三再取二所レ遺子一、求二諸同姓之中一不レ得、終又養二他人子一、以爲レ嗣立レ此、則嫡子之外、一切爲二家累一、隨二人所一レ求、許レ爲二過房一、天下滔滔、以爲二上策一、亦將下傷二於義一、而害中於政上也、惜哉、不三以レ禮爲二之制度一邪、蓋據二古之禮一、國君長子曰二世子一、次曰二公子一、某世子爲二君副貳一、尊崇與レ君不レ異、公子者皆臣也、雖二君夫人之子一、世子而外、皆已臣レ之、況爲二婢妾子一者乎、公子之子曰二公孫一、公孫之子、君賜二之族一、凡古之侯有三姓無二氏族一、如二齊姜宋子陳嬀魯姬一、則姓統屬二子孫一、如二吾邦源平藤橘一是也、氏族則子孫所レ分、辨二別家系一、以施二稱號一、如三源姓有二新田足利北條一是也、諸侯子孫幾世、以下其混雜不上レ可二辨別一、故賜二之族一、以王父字一爲レ氏、如下魯有二展氏一、宋有中華氏上是也、此乃古昔有レ姓無レ族故也、今則不レ然、國有二氏族一、家二有二系譜一、公子之尊亦至矣、非二唯君夫人之子一、雖二婢妾之賤一、其有レ子則尊踰二等倫一、靡麗日上、威望顯赫、請謁或行二春秋之義一、母以レ子而貴者、謂二父死子嗣立之後一也、今則不レ然、蓋富貴之娛、聲色爲レ最、而東都之大、何物無レ有、世祿君子、生二於深宮一、長二於婦人之手一、心奢肉熱、嬉戲是常、靡然成レ風、下視レ上傚二靡曼妖冶之態風流都雅之狀一、淸歌而巧舞、何求無レ有、此乃閭里所レ長、固非二閫閤之選一、姆師所レ誨、則終非二淑嫗窈窕之人一、而一朝立二諸婢妾之上一、豈能輔二助內敎一哉、抑亦國之不幸也、又不幸而有子、則君既待接亞二世子一、大夫以下至二群臣一、尊奉如二世子一、給養日厚、輿馬僕從、恒極二奢麗一、其副官近臣

仰承恩寵非無奪宗之志、旦夕貽禍、一時成變、骨肉分離、兄弟乖隔者、亦職是之由、其不然者、公子既已不以薄祿爲足、徼倖乎非分、君亦愛季、欲盈其願、而土地有限、貨財不給、遂乃不得已、而冷眼矚他侯無子、爲萬人取許之計、夫不勞方竭精、而驟奪他人之國、以爲上策、終則至使他人奪我國、顧不惜乎、故今宜從先王禮制、次子以下盡爲臣、禮制一立、君夫人以下、至諸婢妾、子生則列諸臣位、待接必薄微、其奉給如養大夫之子、其於世子之前、言必稱臣、以幼稚之時教以義、方防驕奢淫佚、及其既長、愈嚴君臣之辨、二十弱冠、有爲人父之道、則宜與俸祿從大夫之後、不宜與尊官厚祿、大抵萬石以上、至三萬石、公子祿秩二百石爲限、四五萬以上、至八九萬、三百石爲限、十萬石以上、賜以五百石、二十萬以上、賜以千石、三十萬以上、賜千五百石、五十萬石以上、賜二千石、今之諸侯、從國大小、因地肥墝、貧富各殊、則雖不可概以此制乎、大抵以之爲度、位則列大夫之下、平日無職、不預政事、朝聘燕享之大禮、或命以使者、或軍旅之事、帥其兵賦、從大夫之後、如或才略幹事、發謀出慮、秀出於衆乎、擧以大夫、令執國政、經事老職、亦當從其功勞時賞之、進職加祿、夫列公子公孫於臣、以充吏役、既經數世、一旦君無嫡子、國乏繼嗣、則奉以爲君、何不可之有、孰與螟蛉之子、遽來奪國邪、夫既賜公子祿、列之臣位、子孫世世襲祿、不幸而無嫡、宜立庶子、如無庶子、擇其族人之中、擇族人之中不得則宜絕繼無後矣、不得養他公子公孫及、異姓爲繼、異姓爲繼、則公子之家衆多、而田祿所費、公室亦從而衰

矣、今從二十七歲一以上無レ子、則假請二族人可レ繼者一爲レ嗣、以備二不時之急一矣、苟列二公子於臣位一、此亦不レ足レ慮也、諸侯欲レ行二此制於子未レ生之前一、豫已與二大夫群臣一議定レ子、已生則急宜レ定レ之、苟因二循舊制一、溺二姑息之愛一、既已尊二奉其子一、他日驟欲レ列二之臣一、侈心久長、下レ亂則怨望矣、故國之有二公子公孫一、務循二聖人之禮制一、則大レ之無下奪二國於人一之患上、小レ之無二嫡庶爭レ勢之漸一、而後可下以全二天福一永享中祖宗之邦上矣、其不レ如レ此、雖二奉レ之五倍一、猶未レ爲レ饜矣

今世諸侯、國無二大小一、國用不レ足、貧困日甚、輙減二家臣俸祿一、少者十一二、多則十五六、猶未レ足則假二貸於國中富商大賈一、猶未レ足則假二貸諸三都之富商大賈一、不レ能レ及レ期反二其息一、則彼守而責レ之、而後屈レ首俛レ眉、拜二趨乎商賈之門一、夫假二貸於富商大賈一、以救二目前之急一、未レ幾、子亦生レ子、負債如レ山、則金數雖レ夥乎、有レ名無レ實、將從レ何出乎、諸侯之臣憂レ之、克出二智術一、運二其籌策一、或心躁慮短、不レ能レ遂二其志一、或忤二觸貴戚一、蒙レ咎獲レ罪、或讒沮群小、大志中敗、或暴二歛國民一、立致二亂亡一、或國君好レ奢、良策不レ行、或好自用、不レ委二任賢材一、有レ一二於此一、雖レ有二管晏之略、商韓之術一、未レ能レ成二其功一也、而縱下令鑒二事未然一、察二禍將來一、獻中其奇計上、君與二大夫一、晏然不二心及一、至二燒レ睫之急一、而有下智黠自奮、欺二詒商賈一、拜二趨子錢家一、纔假二金穀一、以救二一時之憂一者上、君與二大夫一、喜二其便捷一、賞以二俸祿一、然假二諸右一、以救二於左一、損二乎前一、而益二于後一、則足三以免二暫時窮困一耳、其實如レ沃二焦石一、愈假愈困、則雖レ有二智者一、不レ能レ全二其後一矣、國勢至レ此、豈不レ憫哉、蓋經二濟國家一之術、譬二諸良醫治一レ病、緩則治二其本一、急則擊二其標一、標本不レ失、能

除病根、治國家亦然、建制度、正國體者本也、蓄金穀、足民用者末也、請論之、諸侯無大小、蠢集居于東都、則其士大夫以春秋從之來代、歲數十萬、各收租其國邑、而揮金於東都之市、況萬國梯航、鱗次畢集、五方之民、奔走射利、則此其日夜所資給、非金銀則不可也、古昔吾邦絶無鑄金銀爲幣、鑄錢亦希、輙日用之實少、祗仰給異國而足矣、迨慶元之際、天下稍稍金銀數多、寛永中鑄錢以來、大事給以金銀、小事給以錢然亦唯都會之地耳、窮陬邊邑、民至老死、目未見金銀者、昇平日久、人既侈心、耳目之所觸、習風成俗、物價亦從沸騰、今則天下非金銀、不能供使用、且十貫之錢、丁壯不可負擔、而百金尩弱、懐之有餘、則非金銀、不能以完一日者、今世之勢也、大勢至此、雖督教之以朝廷制度、未易挽回、況一國之力、豈所能及也、然則米穀足以供朝夕、布帛足以掩形體、亦足矣、上從王侯、以至庶人匹士、非蓄金銀、不可以支一日、此今之急務也、而蓄金銀之計、無善於交易、無大於墾田、嘗試論之、對馬侯小諸侯也、與外國交易人參虎皮諸品、而鬻諸貴、故富比二十萬、松前亦小諸侯也、與蝦夷交易熊皮魚服、而富給比十萬石以上、薩摩廼以大國、與流求互市蕉布賧酒諸機玩寶玩、而富甲于海內、然以地接邊塞、國利梯航未易與內諸州比也、越州造檀紙、石州歲出板紙、此其利亦不貲也、以此論之、凡中州諸國、五土所生物產恒多、未有不利國家者、祗其所生、有多有寡、其寡者亦能教導督責其民、宜多樹而歲出之、又且敎器物、宜用工玩當供者、而多造之、與他方交市、亦無限之利也、凡百穀之外、山海

所出、原隰所産、布帛・絲綿・麻紵・簟席・簑笠、民或業之、皆征税於上、或二十取一、或五十而取一、其餘爲民私貨、與商賈交通、則直金民皆自取之、夫民之鬻諸貨物、運轉他方、則賃船駄馬、而至處又定行家、牙儈籌之、坊正査之、滯留數日、出飯錢於行家、供貢錢於坊正、謝勞錢乎牙儈、酒肴之與湯浴、亦出錢數十、則既賣與貨物、除諸錢所費而黠之、其入手者幾希矣、故民之往來異邑商其貨物者、原價雖賤、未必有厚利也、貨主固既土著、而不與他方往來、則雖無諸費用、業已減價鬻之、則亦未必有厚利、此兩失之勢也、故今之爲經濟者、國君定法、一切諸貨、不用征税、就土産貨物所出、而宜與貨主定直盡買之、而後賃船駄馬、而藏諸大坂江都之邸倉、別擇良賈一人、居諸二京、專主其事、原價定後、取他方去票、而鬻諸貴、如此則國之商賈、不出征税、不費動搖、坐而與國君相交易、此兩得之勢也、第其奸猾之吏、師不良之民、既將賤取於民、厚利於己、則民亦將匿其貨物、飾苦窳以眩耳目、上下相欺、國終搖亂者不鮮矣、此亦不可不愼也

余嘗遊長崎、見長門嘯菴先生者、其人素跅弛自喜、勇偉傑豪、不可一世、作囊語漫游錄、論天下經濟之略、嘗建議、欲闢下毛州南蘋濃原爲新田、時余以爲、大志奇器、非尋常人也、後余經歷八州、見空原平野、莽蒼乎彌望千里者、呑所謂南須濃者、八九不蔕芥、往往何限、毛上下州殊多、奥羽之間愈益多、而民戸零落、人煙極鮮、僅有所連接處、鮮衣長劍、馳騁乎鄉里之際、一値水旱饑饉、輕離其土、如脱屣、不知土實不毛、一切五穀草木不可種邪、抑水脉不接、遂無生氣邪、將

遂ㇾ末忘ㇾ本有司者置而不ㇾ問也、余嘗與ニ宇都宮侯臣小山良玄者ㇾ交、彼常說、南須濃土實磽确不ㇾ可ㇾ墾、原中有ニ一大毒石ㇾ、相傳玉藻妃化爲ㇾ石、禽鳥翔ニ于上ㇾ、死而墜焉、牛馬過、則觸ㇾ氣而死焉、故其傍數里不ㇾ可ㇾ近、近卽眩暈顚蹶、官命榜ㇾ之、不ㇾ使ニ人往來ㇾ云、後在ニ隆恭師房ㇾ、則其僕九平自言、久在ニ下毛州ㇾ、問ニ原形勝ㇾ則云、土實可ㇾ墾、小川廻環、白石錯落、不ㇾ知ニ其孰爲ニ毒石ㇾ也、然縱橫數十里、無ニ一民戶ㇾ、其傍亦多ニ平原ㇾ、如假ニ數十年之功ㇾ、數十人之力ㇾ、從ㇾ邇及ㇾ遠、從ㇾ小至ㇾ大、豈無ㇾ不ㇾ墾乎哉、廼知嘯菴先生素昧ニ地利ㇾ、其言遂不ㇾ果、亦宜矣、而彼二人皆言、我能相ㇾ原、而其不同如ㇾ此、則人言之不ㇾ可ㇾ信也、亦可ㇾ知矣（以上卷八）

新策

頼山陽著

○財用略

我中國上古蓋謂之食足之邦云、至新羅高麗諸蕃或貸我穀種數萬石播之其土、足以見其治之貴穀矣、頼襄曰、余廣視宇宙、無不錢穀爲重者、而古貴穀今貴錢、今貴錢者、彼此皆然哉、是以古之時、獨有穀而無錢、亦猶彼日中之市抱布貿粟也已、夫孝元而上尚矣、崇神帝敬天崇神、轉災爲吉、疫息而大熟、十二年始校人民更科調役法、時稱泰平、泰平者穀之周也、爾後列朝之策、穀飢必書、穀熟必書、以爲大故焉、垂仁帝始詔諸國、修池沼置屯倉、以備水旱、是垂仁之所以爲仁也、仁德帝都攝津之難波、登高津之臺、望炊烟而不起、以爲重憂也、於是乎室不堊柱不藻、菲其服食、悉除天下之課役、厲精求治者三年、登臺望之、嚮之不起者、如朝霧之氣、帝喜作歌、民至今誦之、登臺之章是也、帝猶以爲不足也、乃鑿茨田江、築堤開田、所謂鑿江也、亦鑿大渠于山背、以漑其田、遂置茨田屯倉、定舂米部、其餘備池沼、鑿溝渠、開墾田、一代之策不絕書焉、是仁德之所以爲仁也、故平安之得民乎千載之下也、蓋源于此也、自是其後、列聖

相承、無不以穀粟為治之本、顯宗以遺孽、久潛微賤、備知民間疾苦、及即位、勤政從約、以富百姓、歲比大稔、米石一錢、其崩也、民如失其父母、以武烈帝之猛、尙使皇后親蠶、詔天下課種桑、桑且然、農可知已、安閑帝最專意乎此、以前代蓄積未廣也、於是欲天下國郡莫不置屯倉者、而中道崩、宣化帝繼先皇之志、遣大臣蘇我某等、巡按諸道、列置屯倉、詔曰食者、天下之本也、金銀萬貫不療飢也、白玉千箱不補寒也、其貴穀也如此、以至孝德之朝、其治民之制、始可得而記云、五戸相保、一人為長、以五十戸為一里、每里、長一人、滿六十戸者、割其十戸立一里、置長一人、不滿十戸者、隷大村、田五尺為步、長三十步、廣十二步、曰段、一段之田、獲米二石五斗、凡度以秬黍中者十粒為分、十分為寸、十寸為尺、十尺為丈也、凡量以秬黍中者一千二百為龠、十龠為合、十合為升、十升為斗、十斗為石也、民自二十二至六十曰丁、丁男一人、給田二段、女子減三分之二焉、謂之口分、其賦三等、田有租、身有庸、戸有調、租者丁男一人、米二斗二升、庸者丁男一人、每歲十日役使之、調者絹絲綿布及雜物、隨其土宜、每一丁絹八尺五寸、六人成一疋、布二丈六尺、二人成一端、孤寡鰥獨不預調課、謂之不課戸、每六年檢戸籍班田、而有災必蠲、有飢必除、有屯倉、有義倉、有公廨田、屯倉以備凶荒、義倉以賑貧困、公廨以塡逋欠、蓋倣李氏制、而仁厚過之、此時蓋始有錢與穀並用、而獨稅穀不稅錢也、自從大化白鳳馴致慶雲和銅之際、錢幣之用漸盛、金為上幣、銀為中幣、錢為下幣、置鑄錢司于京畿鑄之、

額十萬一千貫、用銅五萬二千餘斤、鉛一萬五千餘斤、凡權衡以秬黍中者百重爲銖、二十四銖爲兩、十六兩爲斤也、蓋承平之久、商旅四達、始貴此賤彼也、金銀之製、靡得而知、而和銅貞觀寛平延喜諸錢、猶有存乎、今者、大都以純銀若銅、有輪郭肉好、徑一寸七八分、初廢銅錢行銀錢、後銀銅竝行、蓋初苦錢輕物重、後嫌錢貴物賤也、其後令伊賀伊勢等諸國始輸錢調、延及諸國、稱德之朝、工役繁興、刑法嚴峻、吏民始彫弊、方帝之時、京城東西市糴粇米斗百錢、始令民輸錢於官、以拜爵位、而漕陸奥出羽之穀六萬餘石、以賑飢民、光仁桓武繼之、革諸弊政、自聖武以來、東北多事、及至於此、遣征東將軍坂上田村滿等、發東海東山兵二十萬伐陸奥夷、勅二道運糗糧十二萬石于多賀城、而糴價賤於前朝數等、禁輸錢取爵、當此之時、六十州守吏以官爵賞罰之、民部省總天下上計、天子親聽之、海內富庶、烟火萬里、而王家之運漸趨叔季、禮文日美、物力日絀、末民豪權之徒起、民產始不均、嵯峨帝朝遣吏括畿甸富商之錢、以散給貧民、帝始不親民政、民部諸官概世官子弟、不習下情、而委諸守吏、班田之法漸廢、民產愈不均、及至文德淸和之際、相家專政、藤原良房爲淸和帝之外舅、請帝幸其第、召農民作耕耨狀、使帝觀之曰、欲示稼穡艱難也、相家之結人心、自此時始、而上下相習、奢侈漸甚、延喜帝欲行儉富民、與藤原時平謀、使時平盛其車服而朝、天子則大怒、禁其朝請、卿大夫震慄從儉、而未幾復故、後三條帝明達勤儉、以富民、爲任、諸弊大革。自班田制廢、相家專權、權門莊園交錯治下、守介之政不得周民、及帝之

時、乃收七道莊園公文、而悉銷廢之、錢穀上計莫不親聽、而御宇不永、白河堀河以還、莊園復故、土豪兼併田地者、蟠屈其間、與守介相結、競爲姦利、縣官不能禁、凡本朝制、兵農一致、每有軍興、兼併之徒、多出兵賦、往往有功效、則方面將吏倚爲爪牙、又挾其利、收攬小民者、源平二氏爲最、皆世將也、保元之變、朝廷徵兵四方、而安藝守淸盛、下野守源義朝等、挾兵威徼功賞、卿大夫束手聽其所爲、而食粟之權竟全歸將家云、文治元年、源賴朝用大江廣元策、請朝曰、畿內山陰山陽南海西海二十六州、不論權門勢家莊園、每一段課米五升、以充兵糧、以追捕亂後盜賊、制曰、可、此爲將家執兵食權之始、後又請其所私管相模武藏上總下總安房伊豆等諸州、去歲以往逋租、盡行蠲免、以復流民、天下州郡盡准之、朝廷又可之、源氏之結人心類如此、北條氏因之益重民事、泰時時賴爲最、其衣食皆儉薄、多人所不堪者、天下是以富庶、而其後世亦驕逸不親瑣事、而委諸嬖臣、民政以壞、而王家乘此以復其權、後醍醐帝恢復之初、橫恩濫賜、而天下士田不給、錢穀之本已不均焉、建武元年、興卒數千人、修造大內、乃徵諸道守護家人采地租稅二十分一、以充其費、又多女寵、好珍異、冗費亦鉅萬、乃鑄錢又造紙錢、是爲本朝交鈔之始、民間不便之、廢不行、縣官令不能行者有刑、民勉行之、居無何、足利氏事起、帝南遷、而民不思也、建武之政、封建官制兵制法律其弊多端、而其大失天下之心、而遽爲足利氏所奪之其最大由也、足利氏則再以武人乘而奪之、爾後載籍不明、無可記也、大抵十三姓終始擾亂中、其民政固不暇如北條氏之密、知

徵稅充餉而已、而尊氏義詮數主猶當草創時、自安薄約、至於中世、版圖漸廣、而奢侈漸長、義滿喜興造之始借京畿富商之錢、號曰藏役、每歲四次、以四時配取、蓋後世牧長、國用盡、仰商賈者、漸於此也、義教之世、嬖寵甚衆、費用槩起、藏役愈加、一歲十二次、以十二月配取、至義政嬖寵興造皆倍前代、至室町府殿上之甍、一甍直六十萬錢、紙障一具直三萬錢、當此時藏役頓繁、無復常度、至歲之十一月九次臘月八次、又不能償之、則立稱貸不償之法、號曰平均德政、加之農稅三十倍前代、後世重斂之習、亦漸於此也、又重天下牧長贄幣、凡室町時有特禮、課牧長供其經費、號曰大儀、大儀之擧或九歲一次、五六歲一次、以爲常、而義政時至五歲九次、海內騷然、是以至有應仁之亂、則牧長各保其國、競務耕戰、鑄山煮海、擅有其利、而室町氏坐困矣、至某季也、細川三好松永之徒紛紛而起、更管京畿利權、而最後織田氏興、盡併其權、蓋應仁而降、京城內外、悉被兵燹、宮闕隳廢、公卿大夫往往散之四方、寄食牧長割据之國、而供御無所仰、列朝卽位之禮或舍而不擧、後柏原帝朝、本願寺僧納錢於官、而禮以擧、詔以僧准門跡、門跡者、皇子爲僧者也、後奈良帝朝、周防主大內義隆又納錢、而禮以擧、詔以義隆爲太宰大貳、正親町帝朝、安藝主大江元就獻金助之、而禮以擧、詔以元就爲大膳大夫兼陸奥守、繼其祖廣元之位、自稱德帝至此再擧此政、及織田氏平定京畿、自貸私錢於京城富商、令每月輸其息於朝廷、以資供御、至公卿家計、無不措置焉、永祿十二年遂發卒數千人、興造大內、以美濃二歲租、充其資、豐臣氏繼起、襲其遺業、大

興廢典、其未改幣也、頒金五千枚銀三萬枚於公卿及諸牧長、其已改幣也、頒金三十七萬五千兩皆發其私藏也、二氏之得人心而暴起、蓋由此類也、然豐臣氏性喜遠大、視錢穀如糞土、天正中起大佛殿于京師、發二十二州卒、二歲而成、其他興造稱之、又屢游觀畿甸、天下物力已紬、而征伐亦不息、文祿元年、遣小西行長加藤清正等十六萬人伐高麗、令出羽越後諸州負海之郡、運糧轉輸高麗、文祿四年、撿天下土田、蓋前古所無、亦出於索糧也、已而兵連不解、二歲賦役煩重、西南騷然、肥後州盜起、尋請和、慶長二年、和破、復遣十萬餘人濟海、吏四出調發糧餉、不論公私封、天下糴米價石八九十錢、會豐臣氏薨、遺言止役、而天下錢穀已竭矣、先是大佛災、豐臣氏後主繼造之、以銅鑄佛像、天下見行錢少、錢貴物輕、小民大困、而其度支使石田三成等侵盜縣官、又欲分其罪、則每有軍興及大繇役、千貫之費與五十貫錢於下吏、庶官承風揞克用事、征歛無藝、而天下人心愈離、以至滅亡、然豐臣氏先主起微賤、知民間疾苦、非後主比也、蓋武門之制、官民貿易、不與上古調役之制均、是故古人主奢傷民、儉益民、後世不必然也、是故先主之數興工役、蓋於天下未一之時、以此合海內耳目、散財於民、以總攬其心也、故當時其弊不甚著、而民乃有便之者、若其租稅、大抵以什之四爲率、其幣則金銀銅三物、金有大鈑小鈑小方三品、銀有大鏹碎銀二品、銅有慶長通寶錢、鏹銀碎銀及錢、槩因前代、而大小鈑金造於天正十六年、其生前也、小方金造於慶長四年、其死後也、而皆出於其意、蓋前代金銀二幣大如今大鈑、特此圓彼方、方者割而用之、此小方所

以作也、以小鈑金爲公私通用之幣、而大鈑金以爲牧長贄幣軍興支費、小方金鏹銀及錢、皆以小鈑金爲母、而權之、小鈑其重四錢八分、小方金以下稱之、小方金一錠直千有五百錢、小鈑金一兩直六千錢、大鈑金一兩、直四萬有五千錢、銀則以其鎔形大小輕重爲直、小方金及銀及錢、皆因時價升降其直、而小鈑金之直、一定不易、凡諸幣皆純其質、不多款識、以防盜鑄、民頗便之、施行至今、大凡自兵食之權去王家、其貴穀賤錢之俗猶存、源賴朝之造大佛于平城也、其薦福之金、不滿五千兩、當時以爲盛事云、自足利氏錢幣之用漸盛、至豐臣氏而極矣、相模之役、餉二十萬石而金萬枚云、蓋攝津者、仁德之舊都焉、其俗尙貨利多豪商、其地勢、播磨右彎、和泉阿波左抱、東海而西、中如巨江、和泉阿波之交、中斷者、亦如巨江、諸道之漕船帆于兩巨江、而萃于攝津者、以萬數、攝津者、攝其津也、大豪據以爲窟宅、賤糴貴糶、以收大利、自足利氏、將門牧長已資其稱貸、豪商操利權而翕張之、至豐臣氏時、天下牧長集大坂者、以其寄寓便錢幣也、則悉仰于此、行長三成之徒或起商賈、而執吏務、則與此爭利、其政賤穀而貴錢、其後天下漸平、諸郡國復流亡、戶口滋息、田土加闢、鹽鐵之利加出、而其習不改、蓋先王之制、藏兵於農、經於源氏北條氏而未變焉、故下尺符、則數十萬兵馬立具、而平時不費一斗餉、有事則合、事止則散歸田畝、衣食器用、自足於其土、而及足利氏以降、亂離相踵、兵常合於將、以漸封建之形、封建之形、成於豐臣氏、又數遷其封、故兵之常合於將者益甚、終至住其城下、猶寄寓之人、衣食器用、不得

レ不レ資二於商賈一、乃悉販二其祿一、化レ穀爲レ錢、則姦民比周、射二利其間一、分二據天下城府一、各置二壇坫一、四達罔レ利、諸州農亦日捨レ業改レ產、集二于城府一、城府之勢日盛、寄寓之人益衆、而天下之物力偏枯、是以糴價常貴、動至二石七八十錢一、其最賤者亦不レ下二三四十錢一、鹽醯薪炭諸物之價、亦騰踊不レ可レ禁、而錢幣之權漸輕、凡天下之糴、陸奧出羽最賤、關東次レ之、攝津次レ之、天下貨權、常以二此三所一爲レ準、漕運相資、以レ時升降、而其賤レ穀貴レ錢之習如レ一、是猶二大化和同之際一邪、蓋升平之習、自レ古爲レ然、人而生レ此、抑何幸也、吾聞近世明主嘗誦二宣化帝詔一曰、王言之爲二天下之法一也如レ此歟、又下鮮二能知レ之、貴二無益之財一儲レ怨盈レ庫、謂二之良吏一、何其謬也、故其下皆愛レ民不レ求レ富云、有二嘗上言一曰、世貴二義政遺器一、臣以爲二不祥一、猗歟君臣相戒如レ此、欲レ不レ興得乎、余欲レ使二天下之民知二其生之幸一也、作二財用略一

○均田釐籍

戰國之法、存至二治世一、無二不レ便者一、以二其簡而近レ民也、世之腐儒動稱二三代一、是レ古非レ今、是二外國一非二本土一、欲下以二禮文度數一變中馬上之規上、夫馬上之規存矣、是以不レ萠二馬上之患一、變二馬上之規一、能不レ萠二馬上之患一哉、然則馬上之規、悉便乎、曰、馬上之規、悉便矣、而有二一事不レ便也、是何謂也、治レ農之法、是也、夫所レ貴レ於二馬上之規一者、以二其簡而近レ民也、治レ農之法、簡則簡矣、如二不レ近レ民何一、不レ近レ民將レ不レ便レ民、民之不レ便、國受二其弊一、是可レ不二爲レ之慮一哉、何謂レ不レ便、民產不レ均也、黃籍不レ精也、

民產不レ均者何、古昔平安之治、倣二李氏一、制二天下之民一、皆有二口分二段之田一、周之井地、此爲レ近焉、中世以降、縱三民私賣二買田一、貧者日貧、富者日富、加レ之神計佛資淆二雜其間一、守介之令、有レ所レ不レ及、而田制始壞矣、戰爭相踵、無三復有二明制一、至二豐臣氏一、町畝丈尺、一二變古法一、而田制再壞矣、豪戶有レ田、至二數十頃一、至二窮戶一或不レ及二一頃一、勢力相役、收二大半稅一、東家連レ倉列レ廠、牛欄馬槽、星二羅其內一、耒耜器械、鱗二次其外一、而西家則鶉衣百結、一霽之麥、淆以二草芽一、夫妻分レ之、夫天下之田、固足下以分レ於二天下之民一而有上レ餘也、然而如レ此、非三民產不二均乎、均レ之之道、欲レ如二古之口分田一、則事情有二太不可者一、至レ若二井地之制一、彼之地形、夷坦平曠、此之地形、則腹背隆而濶、首尾卑而狹、其勢不レ可レ倣也、欲二强倣一レ之、方邪豐殺、高卑迂直之形、籌レ之至艱、分レ之至煩、且捽二褫豪戶一、苛二擾窮戶一、怨讟紛起、不レ致二禍患一者幾希矣、是聖人之制、用以釀レ亂也、斷不レ可レ倣矣、故宜下酌二古昔一量二今時一、稍爲二之等限一、徐視中其功效上耳、每二一家一田一頃、是爲二定限一、過レ之者不レ許レ買、而及レ之者不レ許レ賣、過レ之者之中、其不レ盈二二頃一者不レ分レ於二子弟一、而盈二二頃一者、許レ分レ於二子弟一、無二子弟一者、豫畫二分之一、待レ有二子弟一而分レ之、或使二不レ及レ之而極窮困者、佃而耕一レ之、如レ此則數年之後、自然融通、無レ不レ均矣、是均二民產一之道也、黃籍不レ精者何、古昔平安之治、最重二戶籍一、五戶相保、一人爲レ長、五十戶一里、每レ里長一人、六年一造、檢二其加減一、夫彼周漢而降亦無レ不レ重二版籍一、至二明淸一而甚詳、明淸之法、戶丁籍、曰二黃冊一、土田籍、曰二魚鱗冊一、黃爲レ緯、以定二賦役之法一、魚鱗爲レ經、以質二田畝之訟一、以二一百十戶一爲二一里一、

推丁糧多者十戸爲甲、十戸一甲、十甲一里、里之長一人曰老人、董一里之事、糧長三人管公税、貧而老者司木鐸、守令監其勤惰而升降之、每一里編爲一冊、冊首總爲一圖、鰥獨不任公役者、帶管於百十戸之外、而列於圖後、名曰畸零、每十年一大造、其他三門九則之法、爲至詳悉、本邦後世亦非無此制也、特略而不詳、戸籍之法、附諸頭陀、郡曹計曹之所司、民數穀數田祿分等之簿、每郡不過領其大槩、流寓逃散、唯其所爲、其所樂則聚爭尺寸、其所不樂則汙萊不治、而保首里正鄉長大鄉長之類、或以一人管數里、權重而情苟、或以一家襲數世、其庸愚者、藉上之威武斷鄉曲、聚稅之外、不知有職、助富民而困小戸、結納猾胥而蔽罔上司、是以小民散漫、莫或親睦、奸僞日長逋欠歲多、種種弊端、不可摟數、衙劇之郡、因衙劇爲奸、僻曠之郡、因僻曠爲奸、要之皆坐數簿之略也、非戸籍不詳乎、詳之之道、欲分差官吏搜撿釐革、則煩擾民情、而多寡廣狹、因賂而成、猾其上下、而肥其中間也必矣、宜因今日素有之制參酌明淸之法以定其法、概小自五戸、大至一郡、體統相包、管轄相攝、帶管畸零、其從明渡制、每一鄉編爲兩簿、一簿錄男女廬舍牛馬之數、一如舊法、一簿圖各戸頃畝之田、及東西南北四至界次、及丈數若干、斗額若干、每八歲稽査之、分立前管新買除賣見在四目、今稽之前管、卽先稽之見在、防奸於流轉之際也、年月頃畝、略於除賣、而詳於新買、防奸於鬻產之際也、如此則混淆之弊革矣、凡一糧升降、穀祿分等、貧富之證、爭訟之質、亦可按之而定也、是詳黃籍之道也、黃籍已詳、民產已均、則夫不

便民者悉去乎、曰未也、所以不均不詳者、由不近民也、國之處戰爭、詳於外防而略於內治、故司令之級、在帥尉之下、以能軟者充之、以充之爲羞也、以一人攝數十里、取於其多供軍糧而止、延至治世猶不改也、其屬隸胥吏以食升斗祿者五六員、總攝數十縣、一歲之中、徵比監撿、往來數返、供帳相望、需索百端、雞犬爲之不寧、民之釜鬲日竭、而公之倉廩不必實也、故斗升祿而當比素封矣、而其御之者、非能軟則乳臭、聽其橫肆概焉不察、巡視統領、徒充文具、延領望遷、如是而已、英君誼辟、苟察其爲弊乎、則斷然創法、升郡司於執政之次、升郡舍於帥府之上、重其詮選、選才充之、使以充之爲榮、取其能宣德意聯民情、而嚴急捂克、能奏美餘、則不取也、咎其不能陳力凶荒庇護其下而稽遲逋欠則不咎也、厚胥吏之俸、有廉謹勤幹者、則時增俸錫金、或列書司令及賤吏姓名於公之燕室、日夕省之、以爲簡黜、察其勤惰貪廉、而黜陟之、凡察此之法、得世唯無時差憲部僚吏而訪之、體不重而事不擾、固善法也、然唯眄眄然遺利是摘、適足以生郡官之猜疑而增其培克也、而其供帳相望者、與彼郡胥無大異同、則何在其不擾乎、且此輩之與郡胥同爲聲應、則均之歸蔽罔耳、英君誼辟、宜擇親信授德意專問其貪與惰、或破前格親見賤胥、而問民事、或托射獵以輕裝行僻郡、召見老農、親問疾苦、如此則上下日近、源澄流淨、民產日均、黃籍日詳、而不便之政革矣、或曰、使民以其簡也、今之所陳無乃如十羊而九牧乎、無乃如煮小鮮而屢擾之乎、無乃繆腐儒之習乎、曰誠然、然亦顧

立レ法之始如何ニ已、揭ニ盡一之法一、嚴禁ニ其煩苛一、使下如三一母一子必不ニ相苛一則不ニ前戒一不ニ警導一單車裹レ糧、毫不レ累レ民、舊法似レ簡而擾、此則似レ擾而簡、亦顧ニ立レ法之始如何一已、且也、民皆知ニ上之貴レ農如ト此、則背レ本業レ末之俗萋矣、則此法也、不ニ獨富ト民、亦所ニ以富ト國也、富レ國之術無レ他、其源在下均ニ民產一詳ニ戶籍一之法上而已矣

○財利之計

虛敎非レ不レ美、民未レ堪ニ其敎一也、虛治非レ不レ具、國未レ堪ニ其治一也、治レ國敎レ民、可レ不レ求ニ其實一乎、何之謂レ實、曰財、財者、國家之所ニ以安危一也、四民之所ニ以叛服一也、苟充ニ其倉庫一、足ニ其衣食一、則何治不レ可レ爲、何政不レ可レ施、實之已立、文斯從生、是情勢之自然也、世之談レ治者、每曰、先王之仁義、三代之禮樂、治國之所レ當レ先也、聞ニ富國之說一、則概謂ニ之曲學一、殊不レ知倉之乏也、庫之匱也、飢而不レ興、荒而不レ發、上之趨レ利、不レ異ニ商賈一、而啾怨之聲塡ニ于草野一、而猶謂ニ之仁義禮樂一乎、世之談レ政者、每曰、庠序以訓ニ忠信一、師儒以諭ニ孝弟一、是敎レ民之所レ當レ先也、聞ニ豐民之說一、則槩謂ニ之卑論一、殊不レ知飢之無レ食也、寒之無レ衣也、逋欠不レ得レ不レ多、巧僞不レ得レ不レ滋、仰事俯育之資、無ニ由而給一、而賤レ老貴レ壯之習、行ニ于家庭一、而猶謂ニ之忠信孝悌一乎、是治也者亂レ國、而敎也者導ニ民於ト姦也、然則治云敎云、皆不レ可レ爲邪、曰何不レ可レ爲、吾徒惜下夫先ニ虛文一而不レ求ニ其實一者上耳、實之已立、文斯從生、惡憂ニ其不ト可レ爲、實者何、充レ於國也、足レ於民也、夫國之倉庫已充、則施レ於下可ニ以漸ト仁、

國之倉庫已充、則取於下可以漸義、國之倉庫已充、則爭奪之風息、而豐享之氣洽、可以漸言禮樂、仁義禮樂之實已立、則仁義禮樂之文、斯乃有可興之勢、因其勢而參酌之、何啻其虛者哉、夫如此、故能保其富、故能長安而不危、民之衣食已足、則奉其租稅、可以漸忠、民之衣食已足、則對其吏胥、可以漸信、民之衣食已足、則供甘旨而給輕暖、有同爨相恤之力、而無分門割戶之患、可以漸言孝悌、忠信孝悌之實已立、則忠信孝悌之文、斯乃有可興之情、因其情而誘導之、何啻其虛者哉、夫如此、故能保其豐、故能長服而不叛、國之長安而不危、民之長服而不叛、治敎之至也、而所以致此至治至敎者、悉在於財、財者、治敎之實也、治敎者、財之文也、文以保實、實立而文從、譬如畜馬、豐其芻豆、其毛自澤、策而馭之、折旋周馳、無不如意、彼治國敎民者、不求其實、而虛文是先、侈華釆章、謂之美矣、不省其府庫之盎竭、煩苛碎細、謂之具矣、不恤其衣食之盈削、是策飢馬而責其毛之不澤、欲施之金羈玉勒而馭焉也、彼惡乎堪之、非顚而仆則蹄齧而走、危矣乎

〇其二

量入以爲出、古昔之制用也、量出以爲入、後世之制用也、古昔之所以富有、後世之所以匱乏、其皆出於此乎、古昔之所以易得民、後世之所以易失民、其皆出於此乎、吾觀古昔之制國用也、取民以十一爲額、至歲之杪百穀皆入之時、則以地之大小、視年之豐耗、以計來歲之所

出、今歲租稅、分之爲四、以其一爲經費、餘其三爲儲蓄、三年耕而餘一年之食、通融三十年之會計、則九年之食斯餘、蓋一歲之入、充十歲之出而有餘也、故所入豐則所出或豐、所入約則所出必約、約其常也、豐其變也、是量入以爲出者、非邪、吾觀後世之制國用也、取民槩無常額、唯費用是視、少費用則已、苟過多費用、則橫歛暴征、無所不至、今歲租稅、盡以爲來歲之經費、爲儲蓄之不暇、亡論無九年之食、所謂六年三年之食、亦不能存焉、蓋一歲之出、費於一歲之入而不足也、故所出豐則所入必豐、所出約則所入或約、約其變也、豐其常也、是量出以爲入者、非邪、是故古昔之倉庫、雖水旱飢蝗、而不至匱乏、況平時乎、後世之倉庫、雖平時而不至富有、況水旱飢蝗乎、是以古昔之民、雖水旱飢蝗、而不忍叛其上、況平時乎、後世之民、雖平時而疾視其上、況水旱飢蝗乎、豈天地之生財、贏於古昔、縮於後世歟、人民之懷德、愿於古昔、而黠於後世歟、蓋亦在制用之得術與否也已、夫財生於土地、而成於人民、其所生成、入之於人主、人主取之、以爲己之出、是人主所得於天之分、然天之立君、豈取於萬人、而供於一人之用而已乎、亦使一人慮萬人之用也、用度之數無窮、而生成之財有限、以有限者、充於無窮者、以無窮者、資乎有限者、一旦遇不慮之事、將不可悔焉、故節制其無窮者之源、而經紀於有限者之內、以立萬人之表、又蓄此之有餘、而備彼之不足、是之謂能以一人慮萬人之用、古之人猶且愧之、以一人之用困萬人、謂之何哉

○其三

國之多レ事也、計不三必告二縮、國之無レ事也、計不三必告二贏、贏縮之由、其可レ不レ察邪、草創之日多レ事、泰平之日無レ事、多レ事則供億無レ究、無レ事則經用易レ給、供億無レ究則不レ得レ不三罔レ利剝二民、經用易レ給、則不レ待三罔レ利剝二民而足焉、是必然之勢也、然事乃有二大謬者一、夫彼草創之日如何、版圖未二全收一、貨幣未二全通一、軍旅未二全息一、餽餉未二全絕一、其倉庫之入、何啻百三減於二無事之日一邪、其費用之供、何啻百三增於二無事之日一邪、而加二徵民租一之政、草創之冊不レ載也、征レ關禁レ澤之政、草創之冊不レ載也、告二緡錢一數二舟車一之政、草創之冊不レ載也、籠レ治興レ擴榷レ酤算レ茶稅レ鹽之政、草創之冊不レ載也、非三國計之告二贏、則何能如レ彼乎、夫彼無事之日如何邪、版圖既全收、貨幣既全通、軍旅既全息、餽餉既全絕、其倉庫之入、何啻百三增於二多事之日一邪、其費用之供、何啻百三減於二多事之日一邪、而加二徵民租一之政、泰平之冊相望也、征レ關禁レ澤之政、泰平之冊相望也、告二緡錢一數二舟車一之政、泰平之冊相望也、籠レ治興レ擴榷レ酤算レ茶稅レ鹽之政、泰平之冊相望也、非三國計之告二縮、則何遽如レ此乎、天之生レ財、少レ於二泰平一、而多レ於二草創一乎、地之生レ財、少レ於二泰平一、而多レ於二草創一乎、水旱蝱賊之災、彼或甚レ於レ此、地力未レ盡レ於レ彼、而無レ不レ盡レ於レ此、人之生レ財、少レ於二泰平一、而多レ於二草創一乎、民力未レ聚レ於レ彼、而無レ聚レ於レ此、然而如レ此、吾不レ能レ知三其所二以然一、豈泰平之日、天下更有レ所二洩泄一而然歟、有レ所二湮壅一而然歟、姦胥蠧緣爲二欺罔攫竊一而然歟、租稅之逋欠、歲月相因而然歟、蠧レ於レ廩歟、蠧レ於レ廩歟、

古有㆓妙算秘籌之吏㆒、而今不㆑得㆑之歟、此數者皆無㆑不㆓慮而防㆑之募而求㆘之矣、而計之告㆑縮、仍緦緦然、利愈不㆑得㆑不㆑興、民愈不㆑得㆑不㆑剝者、其由果何在、曰、由㆓文侈之習長、而閑冗之官滋㆒

○其四

海內之財產、用㆓諸海內之事㆒而有㆑餘也、猶㆘一家之財產、用㆓諸一家之事㆒而有㆖餘也、而天下常苦㆓財之不㆘足、何哉、一家之中、有㆑妻有㆑兒有㆓兄弟㆒有㆓奴婢㆒、衣服飲食之需、以至㆓諸器用玩好㆒、皆仰㆓一家之財㆒矣、主㆓一家㆒者、計㆓其產所㆘入、以爲㆓其用度㆒、如㆑此者比屋皆然、然有㆓用而有㆑餘者㆒、有㆓用而不㆑足者㆒、用而有㆑餘者、不㆓必富㆒也、新聚之家槩然也、用而不㆑足者、未㆓必貧㆒也、久安之家槩然也、新聚之家、宜㆑不㆑足、而有㆑餘、久安之家宜㆑有㆑餘而不㆑足、是何故也、蓋人之情、新聚則凡百之事、皆從㆓苟簡㆒、久安則凡百之事漸趨㆓具備㆒、是比屋之財、所㆔以有㆓有餘不足之異㆒也、故善爲㆑家者、其制㆑產也、雖㆑迨㆓久安㆒而常如㆓新聚之時㆒、限㆓其用度㆒、嚴爲㆓之節㆒、爲㆓不㆑可㆑無者㆒、有㆓可㆑有可㆑無者㆒、衣服之於㆑體、飲食之於㆑口、屋宇之於㆓風雨㆒、一奴一婢之於㆓役使㆒、釜鬲刀鋸耒耜皿盆之於㆓器用㆒、是不㆑可㆑無者也、其他玩好之具、皆可㆑有可㆑無者也、其不㆑可㆑無者、猶必從㆓其苟簡粗惡㆒、況其可㆑有可㆑無者、斥而去㆑之耳、如㆑此則一家之財、用㆓諸一家之事㆒而有㆑餘、雖㆔不幸遇㆓疾病死喪水火之災㆒、而不㆑至㆑於㆓流離㆒、不㆓善爲㆘家者、新聚則然、至㆑於㆓久安㆒則忘㆓其本㆒、恥㆓粗糲㆒而非㆓粱肉㆒不㆑食也、恥㆓大布之衣㆒而非㆓絹縠㆒不㆑服也、屋宇奴婢器用亦皆備㆑之、其不㆑可㆑無者已然、至㆓其可㆑有可㆑無者㆒、亦求㆓其具備㆒、我不㆓以爲㆘侈矣、而

人以爲常也、如此則一家之財、用諸一家之事、而不足、苟不幸遇疾病死喪水火之災、則必至於流離、雖邦國天下、亦猶此乎、天下之財、非有古今之異也、而守成之天下、天下之財或用於天下之事、而不足、而回視創業之天下、不然也、蓋創業者、新聚之家也、守成者、久安之家也、是知彼國用之有餘不足、亦判於從苟簡與趨具備也已、夫守成之君、自好奢侈者無論焉、卽其號恭儉者視諸創業之君、則已侈矣、豈盡其罪哉、情勢風習、漸移於冥冥之中、而不自知也、珍貴也、繕造也、禱祀也、濫賜橫賞也、左右使令之員、後宮侍御之選、有增無減也、自大吏至府史胥徒、每遇一事則加一員、世其祿而不削也、比例典故創於中世者、因仍踏襲、有冗費之大而不察也、可有可無者、已不從苟簡、則不可無者、能不求其具備哉、乃至會計告不足、則自食租衣稅、以至末征雜課、無不盡取而廣求之、求已廣、取已盡、而計猶不足、不幸遇非常之災、其焉不竭乎、苟有英斷之君出反其本而思之、凡百之事、一切苟簡、如草創之時、其可有可無者、斥而去之、特在其不可無者、而嚴爲之節、庶乎其可救也、噫庶人之家、用財無節、以至失產、猶可借貸於比隣、海內而不得其計、以至失其財產、則亦有可貸之比隣歟

○其五

利不必興也、害可必除也、興利而害至、除害而利生、故善慮國家者、日求害而除之、而其不善日求利而興之、求利而興之者、後害而救害也、求害而除之者、先利而生利也、而世之

言理財術者、毎喋喋然以興利爲說、某地開鐵冶、將得利若干、某處開鹽場、將得利若干、某關算舟車、某市榷酤酒、將得利若干、某山劃而與墾、某池塡而課耕、某河口、某海齒、築塢起堤、以爲囂爲津港、將得利若干、凡爲是說、國用之不足也、國用不足、經費之無度也、經費無度之不問、而取於民與乎事、欲以補苴之、此非後害而救害者乎、古之言理財術者、殆乎異於此、以除害爲說而已、某與作爲無益、是害財若干、某脩造爲無用、是害財若干、某賜爲濫、某賞爲橫、某官員爲冗、某典故、某比例、自何世始自何歲興、爲非所宜因襲、是害財若干、苟從是說、經費將有度焉、經費有度、國用將有餘焉、國用果有餘也、利何求乎、先利而生利者、如疏水流之、刷其已而利其壅、因勢而導之耳、後害而救害者、如撲火滅之、隨撲隨燃、適足煽其燄、二者未可同日而語也、是故除害之說似無術、興利之說似有術、有術之術人見其跡、是術之末至者也、無術之術、人不見其跡、是之謂天下之至術、術之末至者、煩勞人力、擾動人情、功效雖著於赫赫之外、而物力已屈於冥冥之內、術之至者、無一所煩勞、無所擾動、功效雖不著於赫赫之外、而物力已息於冥冥之內、息於冥冥之內爲社稷者、而著於赫赫之外爲其身者也、取爲其身之說、而棄爲社稷之說、豈能慮國家者也哉。雖然爲社稷之說、亦有眞僞焉、眞者獨欲其息於冥冥之內、故嚴於上而緩於下、詳於大而略於細、以徐觀其害之除、其僞者仍欲其著於赫赫之外、故嚴於下而緩於上、略於大而詳於細、以急計其利之

與徐觀爲儉、急計爲嗇、唯其嗇矣、是以其煩勞人力擾動人情者、尙猶議財之流也、慮國家者、其亦自省思、此果爲社稷邪、將爲其身邪

○其六

富國之術、莫善於節用度而愛民力、蓋財用之於天下、不可一日無者也、有焉則安、無焉則危、安危之機、將於是乎在、其孰忽之、自古國家常苦財用之乏、才之可以殖財利用者、無不求也、政之可以殖財利用者、無不張也、而國計之告乏自若也、是其弊未可以知其所窮歟、彼殖財云者、果何爲哉、必暴取於民、或虐責逋缺或加徵常租、吏之悍急苛酷者、稱爲才能、吏之緩和平恕者、稱爲不才不能、苟稽遲罰從之矣、苟搜索剝括、爬羅剔抉、則賞從之矣、則天下之號牧民者、乃皆困民者也、如此而財之能殖者、吾未之能信、彼利用云者、果何爲哉、必煩興事、開礦也、與治也、墾荒蕪也、堙汚澤也、改作錢幣、以爲陽予陰奪之法也、懸新令撓市井、而爲扼吭拊背之術也、如此而用之能利、吾未之能信、何則民者財用之所由生也、其所由生、保而護之愛而養之、猶且或至於瘁、況暴之乎、譬之木、欲其枝葉之茂、則宜先培其根、不培其根、伐而蹙之、幾何其不骨而枯也、彼暴取于民者、自以爲殖財焉、吏之責愈嚴、而租之逋愈繁、民之力漸弱、而地之利漸遺、是其殖財適以蹙財也、事者、財用之所由輸也、其所由輸、省而闕之、節而制之、猶且或至於冗、況煩之乎、譬之人、患其精元之耗、則宜先節其慾、不節其

慾、而徒欲服金石以補之、幾何其不撓其臓而涸其髓也、彼煩興乎事者、自以爲利用焉、而一事之興、一弊必從興、一利之生、一害必從生、當其始握籌也、工費之當、無不較量、而其終也其所失或不償其所得、是其利用適以損用也、損用也蹙財也、乃訑々然自得也、謂富國之才莫我若、而富國之政莫此若、而國計猶告乏、則謂取於民與乎事之未至也、將求其所未至而張之、是斧纔存之根、而劉纔潤之髓者、非邪、然則富國之術何爲、曰莫善於節用度而愛民力

○務農勸耕

一農捨耒、海內將有受其飢者、一婦破機海內將有受其寒者、況十國中之籍、末其八而本其一乎、農夫織婦、國之根也、士與商工、國之葉也、葉之茂人能見之、根之深人或不見之、其所見而重之、其所不見而忽之、是世之常習也、背其所忽、嚮其所重、是人之常情也、變其習而回其情、以富其國、非有識者其孰能之、有識者之所以爲富、無識者之所以爲貧也、無識者之所以爲富、有識者之所以爲貧也、有識者之所以爲富如何、誘天下之民而使其自嚮田野、苟可以殖稻粱之與桑麻、則寸地不遺也、苟可以課耕耘之與繰織、則一人不置也、爾爲賈者、取於其足以通有無、而都無冗賈、爾爲工者、取於其足以給興作、而邑無冗工、衣食之數、多於貿衣食之具、生衣食之人、多於資衣食之人、而受其治者、多於施其治者、故見其都

邑索如也、見其田野蕪如也、而無識者見其末焉、而不見其本焉、則其貧之也亦宜、無識者之所以爲富如何、誘天下之民而使其自聚於都邑、苟可以置肆店之與器材、則寸地不遺也、苟可以執牙籌之與錐刀、則一人不置也、稱爲農夫者、取於其足以責租稅、而田無餘農、稱爲織婦者、取於其足以供文釆、而野無餘婦、貿衣食之具、多於衣食之數、資衣食之人、多於生衣食之人、而施其治者、多於受其治者、故見其田野索如也、見其都邑蕪如也、而有識者置其末焉、而察其本焉、則其貧之也不亦宜矣哉、然而彼無識者、猶不察之也、見其蕪如者、謂國之富在此也、保護之、其索如者、則不知恤焉、抑制禁防之政不敢無、故而加、賈豎之巧術日長、輕重之權操於市井、而無知奪之也、蠲租減額之典不敢無、故而擧、農民之耗散日衆、膏腴之土棄於山林、而無知墾之也、習以爲常、不知重末忽本之爲非也、闔境之民、見上之所重在彼而所忽在此也、乃日捨其耒破其機、厭其田野而樂其都邑、側肩躡足、有如流水、競殖錢幣、遊手而食、情之所常、無知背本嚮末之爲非也、是以其末之勢日益厚、而其本之勢日益薄、國内之仰哺、而資給者日益多、則督責剝括者日益急、削其根柢而滋其枝葉、根柢之力居其十二、枝葉之力居其十八、制量海内一歳之所生、纔足以資海内一歳之給、不幸有水旱凶荒以加之、其何以備之、然而猶恬然以謂黄白圓方之幣、皆我所作、大賈膏肓之庫皆我外府、穀粟之乏不必憂也、布帛之匱不必恤也、噫彼庫中物雖千億乎、不過貿衣食之具耳、一郷之凶、一國之飢、猶可誘

曰糴於外、當夫海內乙田荒、而海內之虞竭、菜色塡野道殣相望之時也、其煌如鱗如、箱溢而貫朽者、不足以飽於一日、不足以暖於片時、欲持焉、以貿焉、何從取之、根斯蹷、枝葉能獨不枯哉

○裁商權酤

邦國之所以安危者財也、財之所最重者粟穀也、穀粟生于地而成于天、而助其生成之功者則在于人焉、天地之事不可期、而人民之力可權、不可期者雖聖智而無若之何、而可權者則明哲之所用其心也、曰水、曰旱、曰蝗飢、是其不可期者也、曰士、曰農、曰工商、是其可權者也、知其可權而裁之、知其不可期而備之者、是之謂人君、不裁而使其偏重、不備而使其飢餓者、是之謂若非其君、夫古之天地猶今之天地也、古之人民、猶今之人民也、天地人民無古今之異、而穀粟之生于其間者、有古今之異、吾不能知其所以然、何者、海內之士、固足以食海內之人、而有餘也、苟有餘乎、則雖有水旱蝗飢之災、宜不至飢餓焉、然古者不至飢餓而後世否焉、古者明主之君於海內也、當其平時、海內殷富、家給人足、穀價常輕賤而皁隸之食或殆稻粱、不幸而災乎、公私之所儲蓄、足以賑而支之、是以雖至壞山襄陵流金鑠石之時、而民無菜色、雖欲背叛、其可得乎、後世庸主之君於海內也、當其平時、海內有殷富之名、而無殷富之實、人之家於都者、日收奇贏、人之家於野者、日憂不給、穀價動騰貴、而皁隸之食非麥則菽、雜

以草芽木葉、不幸而災乎、公私之所儲蓄、不足以賑而支之、是以雖不至壞山襄陵流金鑠石之時、而途莩相藉、雖欲不背叛、其可得乎、夫古之歲非歲歲而豐也、後世之歲非歲歲而歉也、古之生齒、非加少於後世也、後世之生齒、非加多於古也、海內之土、固足以食海內之人而有餘、而古食之有餘、後世食之不足、是獨何歟、曰、由民力之弱而已矣、民力之弱、由海內之勢偏重於都邑而已矣、冗官世祿者、連甍相望、而大豪素封者、列據衝要、尸位素飡之族、兼併遊惰之徒、如此之多、則供其耳目口鼻之娛、釣奇射利者、如雲而起、乘其曠間無聊之隙、或志亂心者、亦如雲而起、奇技淫工歌童舞妓、海內之籍十居其三、禱祈符章僧道巫祝、海內之籍十居其二、凡是皆徒手食粟者也、是以沉湎之俗、玩戲之習、日長月增、增壚競醉之具、倍於耒耜之數、珍禽奇獸之畜、倍於耕牛之數、凡是皆無故糜穀者也、徒手食粟、無故糜穀者、聚於都邑、都邑之勢重、則鄙野之勢不得不輕也、且夫好游惰而惡勤勞、人之常情也、使勤勞而飽、游惰而飢、而人猶將苟安於游惰、況在於鄙野、則勤勞、而不得自食、在於都邑、則游惰而取食於人乎、使勤勞而貴、游惰而賤、而人猶將苟安於游惰、況在於鄙野、則勤勞而比於奴隸、在於都邑、則游惰而通於士大夫乎、故農民耕隸舍其耒耜、賣其耕牛、背於鄙而嚮於都者歲以千數、而其所餘鳩頭鵠面之民、蓋匱匱然、輕者日以愈輕、重者日以愈重、而民力弱矣、唯其民力弱矣、是以地力未盡矣、唯其地力未盡矣、是以海內之穀粟不及於古之有餘矣、舉國內人民成之者三、糜之者

七、譬如以銖兩稱鈞石也、如以寸木支大樹也、穀價安得不騰貴、皂隸安得不食草木、至有水旱不可期之災、安得公私所儲足以賑而支之乎、是豈古人預備素計、制其財用、以助天地之功之意乎、是豈所以計長安乎、憂之則何爲、曰、天地人民、固無古今之異、亦在人君之爲而已矣、曰、人君之爲之何爲、曰、如古之明主而已矣、何爲則如古之明主、曰、限都鄙之章、限士與工賈之數、又嚴限歌童舞妓僧道巫祝之數、而禁背於鄙而嚮於都、不禁背於都而嚮於鄙、自今以往者、在於所限、自今以來者、在於所禁、願爲農者、官爲貸牛種糧、緩其稅而勸其墾、業商賈者、重其征賦、而賤其品流、不得通士大夫、則徒手食粟者衰矣、糟壚釃醅之具、盡收諸官、官榷而鬻之、少於舊額而賤於舊價、其所獲之利、不納諸公庫、特造庫于街衢儲之、以爲賑貸新農之資、使舊酤家易產、產之未殖、官或助之、珍禽奇獸、悉逐而絕之、則無故糜穀者絕矣、徒手食粟者衰、無故糜穀者絕、則海內之勢偏重於鄙野矣、偏重於鄙野、則民力强矣、民力强則地力盡矣、地方盡而穀粟不及古之有餘、穀粟之價不至輕賤者未之有也、是所謂可權者也、裁其可權者如此、則於備其不可期者乎何有、古之明君其亦爲之而已矣、曰、衰徒手食粟者、絕無故糜穀者、利則利矣、恐其梗時勢穀逆物情、且穀價至太賤、則或有傷士與農之患、而自今以往射利於糶糴之間、以爲產業者、將焉爲生、曰、然、雖然、因所謂時勢、隨所謂物情、而施其術、則梗時勢逆物情者、亦無不可行矣、穀價

至太賤、官以術而少貴之、則士與農亦無傷矣、且穀粟之太貴、農豈有餘可糶焉乎、若夫射利於糴糶之間者猶彼盜鑄私鹽之徒乎、概姦民也耳、姦民易産、而四民富財、邦國之所以長安也、凡此類亦皆在人君深思其由、廣求其說、而徐觀其效而已矣

〇平均穀價

併邦國之利權而操之者君也、慮人民之資用而備之者君也、民操利權而不知禁、民困資用而坐視之、惡在其爲君也、利權之在邦國、無常形也、或貴或賤、因時而變、何者人民之資用、有豐乏之異也、資用之於生民、無常量也、或豐或乏、因時而異、何者、生物之本、有凶穰之變也、世之無遠慮者、無若小民、當其穰也、粒米狼戾、誠有餘也、彼以其有餘也、視穀粟如糞土、有食而盡之者、有糶而貿之以爲日用器服之資者、賤者益賤、無儲其廩也、當其凶也、藜藿不充、誠不足也、彼以其不足也、視穀粟如珠玉、雖欲食而無可食矣、雖欲糴而無可糴矣、貴者愈貴、轉於溝壑而止也、是之謂民困資用、世之兼併者、無若豪民、取之於其糞土視之時、而予之於其珠玉視之時、不以其緩而貴取之、且乘其緩而百減之、不以其急而賤予之、且乘其急而百倍之、寓巧術於取予之際、而併利權於緩急之間、是之謂民操利權、民操利權而不知禁、民困資用而坐視之、惡在其爲君也、故古之明君立之法、曰、歳穰則貴取之、畜而待之、歳凶則賤予之、以救其乏、凡所以準平時價裁節物力、以使農與末皆無傷、使穰

與凶皆無困也、古之所立、猶可行于今、雖古今之勢異乎、上之人揆而酌之、舉而施之、詎有不可行者哉、苟有慮上憂下之君、輔以識古通今之相、定議創事、就港汊總會漕輓輻湊之處、各開平糶務、列置倉廩、皆計司總之、斷棄帑金數千鏹以爲糴本、就計曹與郡曹、各選廉明之吏一人、分遣各處司之、厚其俸給、責以大義、不必伺察也、而使其自選齊民中諳糶糴之事、熟耕作之道者、各十數人、以爲其屬、常候時氣之變移、察市價之升降、檢諸穀之熟否、上熟則糴三舍一、中熟糴二下熟糴一、小飢發小熟之所斂、中飢發中熟之所斂、上飢發上熟之所斂、其若古法、或不能然也、則穀之太賤時、不必糴三舍一糴二糴一、稍貴於時價而買之、穀之太貴時、不必以上熟中熟下熟之價、稍賤於時價而賣之、民亦誘其利、無不奔而趨、且其糴之也、不必糴米粟也、大小麥大小豆黍稷之類、隨其價賤而糴之、其糴之也、不必待歲飢而價貴也、紅腐陳蠹不可久藏者、毋時糶之、或運漕諸乏且貴之地而糶之、以所糴之穀爲所糶之備、以所糶之錢爲所糴之本、輕重斂散、操其樞機於上、而運動伸縮之、誠如此法、則庶幾小民之不困資用乎、有便利之法如此、而不知擧焉、使夫兼併厚畜之徒翁張小民豪橫都市、可勝嘆哉、然假使人君有欲行此法者、而吾知其不能也、何者、是法非官帑金錢有餘、則不可擧焉、古者量一歲之入、以爲一歲之出、用度之外猶餘數年之積、故立法興事、無所爲而不擧矣、民蒙其利矣、而及其終也、官亦有利矣、後世量一歲之出以爲一歲之入、用度之內猶

有不足者、況能爲貴糴賤糶之法、使民蒙其利哉、夫已不能貴糴而賤糶、則或將賤糴而貴糶、是徒能操邦國之利權、爲不能慮生民之資給也、則商賈之雄耳、君之所爲而已、可窺其跡、則民不肯趨之、若夫小吏屬隸之類、横暴攫竊、挾上之威權、而凌轢群下、上下共無所利、而其中飽矣、所謂與一利而生一害、是詎若不與之爲愈乎、噫是古之所以貴於節用也夫

○窮盡地力

民力之未聚、地利之所以有遺也、地力之未盡、民利之所以有闕也、墾荒之說、其可不講乎、古者明王之爲制也、計地以布民、計民以分地、地無不有民之地、民無不有地之民、知民力之所堪而聚之、地利是以無有闕焉、後世之習則反之、吾請得詳言之、昇平之俗、貴末而賤農、重金錢而輕米粟、相習相率、不知其不可也、是以捨耒耜賣牛犢而遊四方、易其業未改其產、其求爲商賈百工技藝之人、遊手浮食、大半於天下之籍、而地著食力之民厘厘焉、民力之未聚如此、地利其不有遺乎、唯其然、是以僻地遠邑、不能無汙萊之區、膏腴沃肥生穀之土、捨於山林、而無之或墾也、逋逃離散之餘、淹潦旱涸之後、爲草蕪、爲磽确、爲沙淤、爲萑洳、爲鹵蕩蘆葦之場、而無之或復也、地力之未盡如此、民利其不有闕乎、欲民利之無闕、則無若盡地力、欲地利之無遺、則無若聚民力、墾荒之說其不可不講也果矣、果欲講之乎、不必擾庶民也、不必煩庶官也、或差良有司練熟民事通曉地理者數員、歲巡視可開墾之地、徐誘夫遊手

浮食之民一而趨レ之、約而勤レ之、區而分レ之、勸勉而鼓二舞之一、量二地境之高卑一、度二種樹之宜否一、無レ水之處激而取レ之、多レ水之處宣而洩レ之、斗門閘牐、激レ水之具、無レ不下廣求二其術一而講上焉、而皆使下以二便宜一行上事、無三一所二撓掣一、授二其資一而責二其成一、褒二其效一而作二其氣一、禁二絕其聚議不レ決推諉相苟之端一、則墾荒之事可下以不二煩擾一而集上矣、或檢二國內之籍一、籍下其失業蕩產之民變爲二遊手一者上、而招二徠之一、貸二其耒耜之具一、助二其牛種籽粒之費一、約レ之以二幾年之租一、盡捐而與レ之、如レ此則應レ募者必踊躍而聚、趨レ耕者必人人自奮、墾荒之事亦可下以不二煩擾一而集上矣、誠如レ此、民利何闕之有、地利何遺之有、或者曰、後世之弊、不レ在二地力之未レ盡而、在二地力之太盡一、不レ在二民力之未レ聚而在二民力之過聚一、墾荒之說誠利矣、但恐其無レ所レ施也、曰、不レ然、口分之制久壞、戶籍之法不レ明、萬民不二地著一而縱二意所一レ之、唯其所レ安之地、則蹈レ足而集、雜沓重疊、山陵邱阜、無レ不二耕者一、尺寸之地不レ得二更休一、而其所レ不レ安則雖二膏腴地一、捨不レ知レ耕、卽知レ耕亦因二其故常之安一、憚二其興造之費一、不二敢墾一也、有司號二稱開墾興利一者、亦就二其雜沓重疊之處一、計レ增二區區一、是以海濱河口多增レ田而僻遠之地否焉、卽田畝之價貴レ於此而賤レ於レ彼、彼之不レ察而此之見、乃謂二地力大盡民力過聚一、其亦溺レ於二習俗之見一耳、我是以益信下先王之制慮二後代一之深上也

○錢鈔之制

錢幣者、非二天下之寶一也、所三以疏二通天下之寶一者也、然則何謂二之天下之寶一、曰、米穀也、布帛也、無

之則饑、無之則凍、若夫錢幣、有之不飽、有之不暖、故米穀布帛、不可一日無焉、金幣錢鈔、可百年無焉、可百年無焉者、官何汲汲於造之、而民何汲汲於獲之乎、曰、以米穀易布帛、米穀不可合勺分也、分則耗矣、以布帛易米穀、布帛不可尺寸裂也、裂則棄矣、而夫數石之重、數匹之大、不可輙轉擧矣、不可分裂、不可轉擧、則不可一日無焉者、或將不給矣、是所以汲汲於可百年無焉者也、金幣錢鈔、可折之分釐而資日用、可藏之襟懷而行千里、輕以轉重、微以輸大、以通天下之有無、以發天下之滯聚、可百年無焉者、於是乎亦不可一日無焉也、民是以汲汲於得之、民唯汲汲於得之、故官汲汲於造之、故規民之利而造之、且以裁天下之貨權、利於民、卽所以利於官也、規官之利而造之、不足以裁天下之貨權、弊於民、卽所以弊於官也、金幣錢鈔之利弊、可以是兩語而斷也、請歷陳古今造幣之因革、所謂利弊、可以就其中而見也、本朝近世之事、不敢言焉、以西土事言之、夫三代而上所造錢幣、有利而無弊者、何也、無他規民利也、秦漢而下之錢幣、利弊相半者、何也、無他或規官利或規民利也、彼周之大錢、秦之半兩、漢之白金皮幣三銖赤側、王莽之二十八品、孫權之大錢、共廢而不行者、蓋皆欲懸虛聲而欺民以增官之利、或官之奢侈究、而國用竭、於是淆雜他物、以益見數、以薄爲重、以小爲大、以無用物、爲有用物、欲藉威强行之也、其民始受其欺、中覺之、而勉從之、終乃斷不用、至此則雖威彊不可行也、官之所造、竟歸於無用物而

止、徒規官利而不規民利、曷足怪焉、彼漢文武共縱私鑄、宋王安石弛銅禁、似仁而有弊、武帝乃收銅於官、非三官錢不得行、周宋之主亦嚴銅禁、皆似貪而有利、蓋或不必利於民、或不必利於官也、唐宋金元造交鈔、亦皆以無用物為有用物也、而官民共受其利者、規民利而非規官利也、宋季元末有交鈔之弊、而至明清鈔法終不行者、因規民利者、而漸規官利也、吁乎利於民即所以利於官也、弊於民即所以弊於官也、其驗不亦歷歷乎明哉、後之造金幣錢鈔者、歷鑒於此、無徒以規官利為利、而深知規民利之為利、則庶幾永有其利而無其弊矣、曰、漢唐宋明其專規官利者、其弊固如此、然其中亦有規民利而官又利者矣、而盜鑄一弊終不能止者、何也、曰、此亦規官利之念未絕也、何則官之鑄錢、欲用銅少而得錢多、是以或小其體、或淆他物、是以致盜鑄之患也、苟不愛銅、而重大其體、如漢五銖錢、唐開元錢、則民知工費之與利不相當也、而盜鑄之弊自止矣、交鈔僞造之弊、可以此意推也、官已絕規官利之念、而民猶盜鑄僞造、則自甘刑辟者也、斷而誅之何庸傷、曰、錢幣也、楮鈔也、共不規官利而造之也、而錢輕物重、鈔輕物重之弊、常不能止者、何也、曰、是則權也已矣、非規官利之咎也、物與錢、錢與楮皆如秤也、此輕則彼重、此低則彼昂、非人力所及也、雖然官之所造、苟規民利、而非規官利、則所謂人力所不及者、亦可裁其權也、錢多而易得、則錢輕而賤、錢輕而賤、則物重而貴、是秤衡自然之權也、於是設術斂錢於官、以準平之、錢之分釐重而低

則物之分蘶輕而昂、是亦秤衡自然之權也、鈔多而易レ得、則鈔輕而賤、鈔輕而賤、則錢重而貴、是秤衡自然之權也、於レ是設レ術斂二鈔於一レ官、以稱二提之一、鈔之分蘶重而低則錢之分蘶輕而昂、是亦秤衡自然之權也、雖レ然此非下虛聲欺レ民、淆雜多レ數、侵二本錢一、抑二糴價一、屢革擾レ下者之所上レ能也、唯規二民利一而不レ規二官利一者能レ之、其造レ之之始、已有下人力與二自然一之異上也、大凡自然者、可下以二自然一裁上也、故準平稱提、有三能定二民心一焉、其自然者、不レ可下以二人力一勝上也、故威强禁令、無三能行二官志一焉、蓋行二金幣錢鈔於下民、固欲下以レ此易二米穀布帛一以發二滯聚一通中有無上耳、蓋以二彼有一レ之不レ飽有レ之不レ暖之物一、易二於彼無一レ之則饑無レ之則凍之物一、以下此可二百年無一焉者上、易レ於下彼不レ可二一日無一焉者上、以下彼疏二通天下之寶一者上、易レ於二彼天下之寶一也、然而民利レ之者、知三金銀銅之可二珍貴一也、其於二楮鈔一、亦知三其爲二本錢之劵一、而珍二貴之一也、故能規二民利一者、因下民之所二珍貴一者上而爲二之制一、故謂二之自然一、不レ規二民利一而規二官利一者、淆二珍貴一以二粗賤一、或棄二珍貴一而行二粗賤一、欲下藉二威强一行上レ之、故謂二之人力一也、後世之造二金幣錢鈔一者、不レ以二人力一而以二自然一、則彼錢輕物重鈔輕錢重之弊、何患二其不一レ可レ止哉

○銅工之禁

以二無用之事一、費二有用之物一、以二無限之工一、糜二有限之貨一、是天下之大弊也、夫金銀銅錫者、宇內精英之所二凝聚一、百歲而生、千歲而成、爲レ地至疎、爲レ體至眇、明智之主乃節而採レ之、聚而淘レ之、甄而鎔レ之、以爲二寶貨錢刀一、因二其貴賤輕重一、定二其數一而等二其章一、以レ母權レ子、以レ子權レ母、使三天下大小之民用爲二交

易、轉大運重、排滯敗聚、皆莫不資於此、此非有限之貨有用之物乎、及至後世、奢侈之習
長、而朴素之風銷、男子之於刀劍、婦女之於釧釵、以及宴遊戲玩之具、無不以金銀飾之、貧賤
已然、況於富貴人乎、甚則至銷其已爲貨幣者、加之僧道之徒鼓游惰之民、寺院道場之創也、莊
嚴彫鏤、百倍古昔、施及齊民之家、無不置佛龕、其像其器無不用銅、每一戶口之增、輙增一佛
龕、是以天下都邑每有以鑄佛像佛器爲生業者、而無不以致富、甚則至銷其已爲錢者、此非
無用之事無限之工乎、英察剛斷之主、苟能洞察其弊、則可不嚴立之禁哉、雖然世習人情因襲爲
常、欲驟禁之、則曷翅不可禁焉、或開騷擾之端也、宜徐出明諭以漸革之耳、若夫鎧冑刀
鎗、及耒耜斧鋸鍋釜鍼刀鑷鑰之類、四民日用不可闕者、皆用鐵而足矣、燈燭盆盂之類則用陶而足矣、
其餘凡不得不用六物者、特定其節、至所謂無用之事無限之工、則一切絕之、凡天下之以銅
爲佛像及佛器者、盡以官錢購之、銷以爲錢、凡天下之以金銀爲器用者、盡以官錢購之、
銷以爲貨幣、器用之節、禮制不得不備者、代以骨角毛羽采色之類、佛像及佛器、民情之不得不
存者、代以陶與木石、飾以金彩、使諸僧道諭其無異同、以銅工爲生者、官爲助之使漸易產、
或因以爲官工、使伺察私鑄之徒、則上下俱享其利矣、而彼采取之繁急、漸屬緩徐、精英所凝成、
滋息於礦、不至涸竭、有用之物有限之貨、庶幾不糜費也、或曰、銷器用以爲貨用、可也、至
銷佛像及銅器以爲錢、則雖其利甚博、而或有錢賤傷貫之患、曰、然、錢與物相爲輕重、相爲貴

賤、錢賤則物貴、物賤則錢貴、物賤傷農、錢賤傷賈、農之傷、賈之傷、國之害也、何必害乎國、且
夫權物價制低昂、盡在上所爲而已、錢少則重、重則貴、貴則散之以法、使其多矣、錢多則輕、
輕則賤、賤則斂之以法、使其少矣、亦何患焉、而所以能制斂散多少之權者、亦由於銅禁之
嚴而得焉耳、苟弛銅禁、縱民鑄冶、而無知其泄耗之端、則雖欲權物價制低昂、其可得焉乎、
然則嚴金銅銀錫之制者、豈非革弊之急務邪、或曰、世亦有貴殊方之物而賤本土之貨者、斷
絨綿綾瓊瑤翠羽、果爲有用邪、金銀銅錫鐵鉛之屬、果爲無用邪、何爲乎貴彼賤此、今是之不問、
而區區器用佛像之察、無乃明於小而昏於大邪、器用佛像猶尚在於海內、彼闌出殊方者、豈亦
可購而求乎、曰、不敢言已

○征課厚薄

有所厚也、而後可以有所薄也、有所重也、而後可以有所輕也、是之謂明主取於民之法、
是之謂明主均乎民之術、何以謂之明主取於民之法、曰、將薄於彼且厚於此、將輕於彼、
且重於此、不厚無以爲薄、不重無以爲輕、民知其所以爲薄也、故雖厚不怨、民知其
所以爲輕也、故雖重不恨、不怨不恨、是以謂之取於民之法、何以謂之明主均乎民之術、
曰、厚云重云、民情之所常苦也、薄云輕云、民情之所常樂也、民之所趨民之所就、則懸其所
苦而示之、使其厭而去之、是以不至偏衆、民之所厭民之所去、則懸其所樂而示之、使其趨

而就之、是以不至偏寡、不偏衆、不偏寡、是以謂之均乎民之術、寓均乎民之術於取乎民之法、是古昔之國所以富也、蓋後世之患、莫大於民之不均、而民之不均、由取於民不得其宜、昇平之久、民之習俗、漸好游惰、去田野而就都邑、厭農夫而趨商賈、是以食力者日寡、而游手者日衆、生財者之力日衰、而糜財者之力日盛、此非民之不均乎、昇平之久、吏之習俗、愛於近而苟於遠、厚田野之斂而薄都邑之征、重農夫之租而輕商賈之課、是以食力者不享其全利、而遊手者收其畸贏、生財者常遇徵求、而糜財者常漏禁綱、此非取於民不得其宜乎、唯其取於民、不得其宜、是以民之不均益甚、是後世之國所以貧也、吏民之習於昇平不得然也歟、雖然吏民之習俗無常也、亦在人主之所爲而已、苟有明主出、求均乎民之術而行之、其何患焉、均乎民之術、宜寓諸取於民之法也、取於民之法、宜厚於都邑也、宜重於商賈也、游民所收之畸贏、宜收諸上也、糜財者宜使不得漏禁綱也、緡宜告也、緡宜算也、煮鹽之場、冶鐵之鑛、酤酒之壚、宜皆開務榷之、置關征之也、或曰、噫是皆非衰世暴主所爲耶、今也爲之、以招怨恨、何以爲明主之政、曰何其然、如此則經用足矣、經用足、則田野之斂可以薄也、農夫之租可以輕也、暴主奢侈、農租之不足、以充經用、然后爲此政以招怨恨、其所爲同、而其所以爲有天壤之異、苟知其所以爲、則誰敢怨恨、且古之明主、使民慕悅者、求諸西土、三代後莫如漢祖、漢祖實重商賈之征、而困辱之、當時未聞其怨恨也、後世亦不得目漢祖以暴主、

目西京以衰世也、亦顧其所以爲如何而已、然則今也擧而爲之、何可不以爲明主之政哉、且夫爲之數十年、民之風俗、皆嚮上之所尙、向之所厭今則趨之、向之所去今則就之、十國內之籍而食力者生財者居其八九、經用益足、其富無比、假使其怨恨、怨恨者一二耳、其八九則皆感戴於我、以八九敵一二、加以富足之力、何恐之有

○貨權輕重

有慮乎民而立法者、有利於上而立法者、慮乎民而立法者、百世可行也、利於上而立法者、不一日可行也、然嚮者之法慮乎民而立也、而今者擧而用之、欲以利於上矣、則百世可行者、不可行諸一日也、而嚮者之法利於上而立、而今者擧而施之、欲以慮乎民、則不一日可行者、可行諸百世也、故法一也、或博施濟衆、爲明君賢相所擧、或陰謀潛奪、爲暴君貪吏所擧、顧其意如何而已、雖明君賢相之法乎、使暴君貪吏用之、何往而不爲陰謀潛奪之歸哉、雖暴君貪吏之法乎、使明君賢相擧之、何往而不爲博施濟衆之歸哉、今有一法擧而施之、足以濟衆而不察也、民利之不均未始不由此也、明君賢相可不爲之慮哉、曰、何法也、準平貨權之法是也、何之謂準平貨權、請略陳之、夫民之始非偏富而偏貧也、而至素封之家、役貧弱而驕王侯者、出貨權之不平、而所謂貨權之始、亦非偏輕而偏重也、而貴賤之低昂、常不至平者、何也、時有緩急而地有歉足也、時之緩也、地之足也、貨物太賤、不足相支、時之急也、處之歉

也、貨物騰踴、不可制止、狡賈猾民買之於其太輕之間、以待其時、賣之於其騰踴之際、以收其利、積貯倍息、不厭千倉、轉販擧移、不憚千里、而其巧術之委曲變化、殆乎無知端倪、富者以愈富、而貧者以愈貧、其不均也至如莛楹、無他其相倚仗相因積、勢之所必至也、是故明君賢相從其輕重而常平之、使貨物不至騰踴不至太輕、又使民不至愈貧不至愈富、是準平貨權之法、所以不可已也、苟欲立其法、以得人爲先、必擇仁恕公平洞知下情者一人、而委任之、次擇明変周廣練熟賈術者數人、而爲之副、以次相薦、多置屬吏、分居衝要、皆體德意、以使民不至大貧爲心、酌量時勢人情而奉行之、其法倶沿古人、就所在檢察、凡百貨物有其價因時太賤者、則官悉買之、待其價太貴而賣之、使農民計其地之歉足、而相委輸灌澆、至如商賈之爲官、皆償其價、所在豫置倉庫、以儲其所獲、使民明知非官代商賈而網民利也、然後以之爲勸農課耕之資、賑貸貧民、薄息而緩取、至其極貧困者、則棄而予之、誠如此則時無緩急之殊、地無歉足之別、物價常不至騰踴、不至太輕、而貧民免其因苦、狡賈猾民無所施其術、積貯轉販之利爲上所奪、而失其驕王侯之勢矣、貨權之平如衡之準矣、故曰、今而施之、足以濟衆、此法是已、明君賢相盍少察之、或曰、陋夫哉、策也、是非桑弘羊之所請漢武者乎、漢武爲暴君、弘羊爲貪吏、往古爲之者、宋有神宗、而神宗又爲暴貪之歸、且夫漢武宋神、皆以此法施乎天下、爲陰謀潜奪之術、而戶口衰耗、民心騷擾、其始似利、其終則害、如合符也、汝其忍汚其吻焉哉、

乃欲レ使三明君賢相舉施二諸民一、陋矣哉、策也、曰、小白亦衰世之明君也、夷吾亦衰世之賢相也、夷吾輔二小白一、博施濟レ衆、致二驩虞之化一、職是之由、昔二諸侯一爲二百世可レ行之法一、何則慮レ乎レ民而立レ之也、漢武宋神之所レ舉、無レ非二此法一也、然而民擾事沮、不二一日可一レ行者、利レ於レ上而立レ之也、亦顧二其意如何一而已、後之明君賢相苟慮レ於レ民而舉二此法一、則其致レ化猶二夫齊一也、何必概棄レ之哉、曰、小白夷吾霸者耳、準平貨權之法、功利苟且之說耳、而汝何謂二百世可一レ行乎、曰、慮レ乎レ民出レ於二至誠一、則王者之政也、慮レ乎レ民出レ於二苟且詐僞一、則霸者之政也、亦顧二其意如何一而已、世之腐儒善立二畛域一、自謂非二三代聖人之法一不レ言也、殊不レ知聖人起レ於二盛世一、天下之變未レ多也、後世之處レ於レ衰而救レ之以レ術者、亦何可レ闕哉、而聖人慮周二萬物一、故處レ於レ盛而豫レ於レ衰、後之明者、巧法千變、不レ能レ出二其範一、彼儒者自守二其範一而虛二其實一矣、周官司市辨レ物而平市、亡者使三肯師平二貨賄一、泉府買二滯貨一待レ時賣レ之、是則後世平貨權之法已囿レ於レ此矣、彼儒者亦謂二之功利苟且之說一乎

通議

賴山陽著

論利上

天下之財用ニ之天下之事一、不レ應レ有レ不レ足也、而天下每病ニ財之不一レ足、不足者不レ於ニ多事之日一、而於ニ無レ事之日一、何哉、當ニ彼創業之時一、版圖主レ全、貨幣未レ周、而征伐營建未レ息、其倉庫之入、必百ニ減無事之日一、而所レ出必百ニ倍之一矣、而今覽ニ其志一、加ニ徵民租一之政、不レ載也、裁ニ減士祿一之政不レ載也、征レ市括レ商籠レ治搉レ酤之政不レ載也、及レ至ニ守成之時一、則未レ全者全、未レ周者周、而未レ息者息、其入必百ニ倍多レ事之日一、而其所レ出必百ニ減之一矣、而前之不レ載者、相ニ望於ニ其冊一、是非ニ事之大謬者一哉、如レ此者觀ニ之和漢一、歴々可レ指也、源右大將之興、西討東伐、千里饋餉、而北條氏承レ之、亦數有ニ大役一、當ニ是時一未レ聞ニ其國計告下不レ足也、而子孫一遇ニ元弘之亂一、以ニ新田一邑多ニ豪戶一、課ニ之十萬貫一、其佗可ニ推而知一也、足利氏之初課ニ文武邑入一、以充ニ軍興費一、不レ過ニ五十分一一、至ニ中業以後一、借ニ金於ニ富商一、謂ニ之藏役一、至ニ義政一則借而不レ返、號曰ニ德政一、當時國有ニ大事一、課ニ諸侯一、助ニ其費一曰ニ大儀一、率十歲一舉、至ニ義政一五歲九舉、尊氏義詮死レ於ニ鞍馬奔走之間一、而義政坐享ニ全盛之業一、其顚倒有ニ如レ此者一、豈守成之世、天下之財有レ所レ泄

歟、壅歟、蓄於廪歟、蓄於庫歟、夫天下之財用諸天下之事、猶一家之財用諸一家之事也、一家有父母、有妻子、有奴婢、衣食之需、屋宇之庇、與器物之用、皆仰給於一家之財、主於家者計其產之所入、以爲用度、比屋皆然、然有用而贏者、有縮者、贏者非必皆富也、新聚之家、槩然縮者非必皆貧也、久安之家槩然、蓋人之情、新聚則凡事皆從苟簡、久安則漸趨具備、善爲家者雖處久安、視如新聚、不可無衣、苟足以蔽體、雖無副可矣、不可無食苟足以餬口、雖無貳可矣、屋宇足以庇風雨、奴婢足以使、而釜鬲杯椀足以用可矣、其他可有可無者、斥而去之、如此則一家之財、常用而有餘、以其有餘備其無虞、可以不至失措矣、不善爲家者、新聚則然、至久安、則忘其初、其不可無者寧精勿粗、寧豐勿歉、至可有可無者、亦莫不然、我不以爲侈、人以爲常也、是以雖其平時、病其不足、不幸遇疾病死喪水火之災、不至流離蕩散者幾希、天下之財亦猶此乎、創業者新聚之家也、守成者久安之家也　夫守成之君、驕奢如義政之類毋論已、卽號爲恭儉者、視諸創業之主則已侈矣、是豈盡人主之罪哉、習之所成有不自知焉耳、夫唯英斷之君、能反其初、凡百之事、一切苟簡、如草創之時、斥去其可有可無者、特存其不可無者、而嚴爲之節、何患不濟也、嗚呼庶人之家用財無節、以至失產、猶可借貸於比隣、無可貸之比鄰者、其可不預慮歟

論利中

利可興乎、曰、可雖然不必興也、興利不若除害之爲利也、利興而害從焉、害除而利生焉、故善慮國家者、日求害而除之、而其不善者日求利而興之、興利者如投薪救火、適足熾其餤、除害者如疏水流之、刮其壅塞其泄、因勢而導之、二者損益明矣、而世之言理財者、每喋々於興利、某幣可造、某市可榷、某山關而興礦、某水塡而課耕、凡所以爲是者、由於國用不足、而國用之不足、由於經費無度、不察於此、而徒欲有以補苴之、隨補隨陷未見其益也、識者則異於此、某繕造爲無益、某供御爲無用、某賜爲濫、某賞爲橫、某官員爲冗、某典某例自何時始、爲非所宜、因襲求其害於財者而日除之、積之之久、經費有度、而國用有餘、果有餘乎、則何必擾々然、有所興作哉、夫欲作是事者、必有是人、有是人則有是費、當其始握算運籌、較量得失、無不得其當也、而其終也、所得每不償所失、譬之好色之人、而憂其精元之耗、不先節其慾、而服金石以補益之、不至撓其藏而涸其髓不已也、孰與屛藥謝醫、特遏其耗精者、則日夜所息、源源而來、不患不爲强壯之人矣、是除害之說也、在昔中興英主、稱能濟世富國者、莫若光仁桓武興後三條焉、而未聞其爲興利之政也、光仁桓武倂省官員、汰冗兵而已、後三條屛四方進奉、痛抑奢侈而已、而蠲官之事、見於白河之時、課錢守護之令、發於後醍醐之朝、皆未幾而致衰亂、或暫興旋圮、興利除害之勝負可以判、焉、然後世人主常喜興利之說何哉、不唯興利便於己、而除害否也、以除害爲無術、興利

爲レ有レ術焉爾、夫有レ術之術、民見二其跡一、故彼亦以レ術邀レ之、彼已知二我心之在一レ利也、雖下美二其名稱一
以令上レ之、終レ於二廢格不一レ行者多矣、我或陽予而陰奪、扼レ吭而拊レ背、以爲二天下之至巧一、不レ知彼狡黠
者、熟二其事一而處二其便一、其術之繆巧變化、非二官吏可一レ及、饒使二其術行一乎、贏餘在二上之耳目一、而耳目
所レ不レ及、耗屈不レ可レ數、損與レ怨歸レ於二人主一、而下利二其功賞一而已、何苦下無レ術之術之利二國家一、而無中
其跡上也、則爲二人主計一取下利二國家一者上邪、取二自利者一邪

論利下

國之所二以安危存亡一者財也、財之所二最重一者穀粟也、穀粟生レ於レ地成レ於レ天、而助二其生成一在レ於レ人、
天地之事不レ可レ期、而人民之力可レ權、曰水、曰旱、曰蝗、是不レ可レ期者也、曰士、曰農、曰商與レ工、
是可レ權者也、權二其可レ權者一、以備二其不レ可レ期者一、治レ國者之任爲レ然、不レ權而使二其偏重一、不レ備而使二其
飢餓一、是失二其任一也、昔之治レ國者、當二其平常一、烟火萬里、斗米數錢、家給而人足、不幸遇二凶災一、公私
所レ儲、足二以賑而濟一レ之、雖レ欲二背叛一不レ得也、後世則不レ然、海內有二殷富之形一、而無二其實一、人之家二於
都一者、日收二奇贏一、其家レ於レ野者每病レ不レ給、穀價動騰貴不レ可レ遏、一遇二水旱一、帑廩並空、坐二視其斃一而
已、其不二群起爲一レ盜者幸也、夫昔之歲非二歲歲而豐一也、後之歲非二歲歲而歉一也、後之生齒雖レ加二多於昔一、
昔之土田加二少於一レ後可レ知也、而昔食之有レ餘、後食之不レ足、是獨何歟、吾嘗觀二鎌倉古墟一、其廣袤不
レ如二後世之一藩府一、則它邑聚可二以レ此推一也、當時將士散二處各邑一、職二事長上一、其數有レ限固也、覽二其志

所載、有定鎌倉買人員之令、是在其報建三四十年之際、以常情視之、當招聚豪戶、以壯形勢、而所為乃如此、可謂有識矣、其富强非後世所及者、未必不由此、及室町以後、武人淺識徒見都邑之繁盛、以為國之富在此、恃其以重馭輕、壓服四外之勢、而不知根本之日弱也、冗官世祿、連甍相望、兼幷之豪、列據衝要、無益之工、不急之技、與夫恣為僧道巫覡者、居版籍之十四、皆徒手食粟者也、是以沈湎游戲之習歲增、槽壚麗醮、殆敵耒耜、歌童舞妓、殆敵耕牛、皆無故靡穀者也、而並聚於都邑、都邑之勢日重、則鄙野之勢、不得不日輕、且夫好逸而惡勞、人之常情也、使勞而飽、逸而飢、勞而貴、逸而賤、而人猶將取逸、況居此終歲仡々、而不得自食、居彼袖手、取食於人、居此比於奴隸、居彼交通士大夫乎、故舍其耒、賣其牛、背鄙而嚮於都、歲不下百千、而鳩鵠之民、匪守其舊、輕者愈輕、重者愈重、譬若以銖稱鎰、以眇木支大樹也、而可以百世而無危乎、憂之則何為、曰天地猶昔之天地也、人民猶昔之人民也、亦在為人上者所為而已、誠使室町中葉之君、慨然察於此、藉令不能如鎌倉之時、略辨都鄙之章、限商賈之數、嚴良賤之籍、定醲酤之程、復古度牒之制、而禁其背於鄙嚮於都、不禁背於都嚮於鄙、自今以往者、在於所限、自今以來者、在於所禁、蕩產之民、願為農者、官為稱貸之、薄息而綏取、業商賈者增其征賦、而不得交士大夫、則海內之勢漸不病偏重、而民力强、民力强則地力盡、地力盡而穀粟不及昔之有餘、而價不至輕賤者、斷無之矣、是所謂可權者也、則其不可期者、

庶幾可レ備二而無一レ憂乎、曰如レ此者、利則利矣、恐下其梗二時勢一而逆中物情上、且穀價太賤、或有下傷二士與一レ農之患上、而夫商賈之射二利糶糴之間一、以爲二產業一者將二焉爲一レ生、曰然雖レ然、豈無レ可下因二所レ謂勢與一レ情、而施中其術上哉、穀價太賤者、官以レ法少貴レ之、則士與レ農亦無レ傷矣、且當二其太貴一也、士與レ農豈有二復可一レ糴焉邪、至レ若下射二利糶糴一者上、猶二彼盜鑄私鹽之徒一、桀姦民幸二國之危一者耳、姦民敗レ產、而四民富レ財、豈非三國所二以長安一耶、曰後世之患、不二獨穀價貴一也、諸物皆貴、嗚呼穀者財之最重者也、穀賤則諸物隨レ之、抑諸物所二以貴一者、亦由レ於二國勢之偏重一焉爾、國勢之輕重適矣、而物價之輕重不レ平者不也

論民政上

儒者之談二治道一、動輙曰禮、曰樂、曰學校、曰井田、是可レ言而不レ可レ行者也、吾嘗歷二觀彼二十二代之史一、其志禮志樂云者、皆行レ於二喪祭一、而不レ行レ於二平時一、行レ於二朝廷一、而不レ行レ於二民間一、則惡在二其所レ謂移レ風易一レ俗也、饒令レ行レ之、其摘擗之容、瀆漫之音、誰能樂而爲レ之者、或有下興二鄉庠黨序一、申二孝悌忠信一之敎上、吾知二其欠伸而逃避一也、其無二實効一也如レ此、故曰不レ可レ行也、至レ如二井田一、則不レ可レ行之尤者矣、漢唐君臣、非レ無下欲レ復二經界一者上、彼之秦晉梁楚、夷坦平曠、不レ改二三代之舊一、而猶且不可、況我之地形、腹背隆而首尾窄、方邪迂直、籌レ之至難、分レ之至煩、褫二有餘一而授二不足一、怨讟紛起、禍患立至、是所レ謂聖人之制、用以速二亂亡一耳、故曰二尤不一レ可レ行也、然田法之不レ均、民數之不レ詳、國計之

所由贏縮也、非如禮樂學校之無損益於國、故尤不可行者、不可不尤加意焉、唐因混一之時、計田授民、最爲近古、而吾平安之制取焉、民之丁者、皆有口分二段之田、五戶相保、一人爲長、五十戶一里、里有長、六年一造、撿其加減、其均且詳如此、自王政之怠、縱民私賣買田、私邑寺封混淆其間、守介之令有所不及、而田法始壞、戰爭相踵、無復明制、至豐臣氏、町畝丈尺、一變古制、而田法再壞、不復均矣、兵亂初平、流亡未復、雖有帳籍不必撿校、監管之法、分付僧侶、而民政不復詳矣、富戶占田數十頃、而窮戶或不及其十一、勢力相役如奴僕、然而里正鄉長之類、或以一人管數十邑、權重而情苟、其不均不詳極矣、若使豐臣氏有願治之心、輔以有識之士、而乘其幷吞之勢、官地命吏、私地命各主、饒使不能如口分戶籍之周、師其意而變通之、豈無可爲哉、及其既定、則不可復爲矣、後世儻有不達變者、欲革焉而行古法、使人主或聽之、必亂天下、夫計民丁授田者、田盡在官、故可爲也、後世田盡在民、而民與田不相讐、於是視田之在民者稅之、不論其多寡、而井田廢矣、秦以後是也、隨民之有田者稅之、不問其丁中、而口分廢矣、唐中葉以後是也、其不均不詳、漢土已然、而更宋元明淸、而不能革者、以其便爾、至我之後世、何獨不然、故官知某邑某里稅額幾何而已、其民之多少貧富、與田之廣狹肥瘠、不必問也、特督其稅如數則已、或不如數責其正長、有貧而積缺者、使賣其田於富者以償之、富者益有餘、而貧者益不足、於是不足者、每借有餘者之地、以食其力、有餘者每借不足者之

力一、以治二其地一、交用相濟、而併二入其獲於一レ官、雖二其不レ均不レ詳之至一レ此、其爲レ法也亦可レ謂二簡便一也、若使レ如二古之官田一、其授受之煩、勸課之勤、官盡任レ之、而民之勞逸相濟、必不レ能レ如二今日一、儒者每非レ今是レ古、殆不レ察レ於レ此爾、然則今法盡無レ弊乎、曰非レ然也、官未レ見二其不レ均不レ詳之弊一耳、民之賣二買田一也、賣物苟免二今日之流亾一、而買者預計二後日之詭逃一、故有二田狹且瘠而稅重者一、有二廣且肥而稅輕者一、其價貴賤、亦因致二錯繆一、不レ可二推覈一、姦吏猾胥、左右壟レ利、罔レ乎レ上漁レ乎レ下、而官受二其弊一矣、有レ田者不レ耕、耕者無レ田、無レ田者務吝二其力一、而有レ田者不レ能レ糞二其地一、肥者少レ獲、瘠者汙萊、而官又受二其弊一矣、皆生レ於二不レ均不レ詳也、欲レ救二此弊一抑亦難矣、古法之不レ可レ行、則毋レ論已、欲下稍均二其不一レ均詳中其不上レ詳、亦不レ得レ不下大發レ令、遣レ吏理二圖帳一、稽中民籍上、民必以爲下官之搜二遺利一而無中容レ足之地上也、必騷擾生レ變、如下豐臣氏檢二奧羽之田一、而速中民叛上、可二以見一焉、夫爲レ政貴レ因不レ貴レ革、治レ民貴レ簡不レ貴レ煩、苟使二君相願レ治之心誠實孚一レ物、大小之吏盡體二其心一、則因二其舊一而加二之意一、要使下貧民不レ至二流亡一、富民亦不上レ破二其產一、田野日闢、汙萊日理、不レ患レ不レ均、不レ患レ不レ詳、而國計贏矣、國計苟贏、則上不レ厲レ民、民知二仁義一、先レ禮後レ食、鼓腹擊壤、不三必作二學校禮樂一、而學校禮樂之實效見矣、蓋實效者、必以二誠心一得レ之、苟無二誠心一、雖レ有二善政一、亦不レ可レ行也

論民政下

租稅之法、周取二十一一、秦取二十五一、漢初取二十五之一一、文景之際取二三十之一一、觀二王莽所一レ言、則漢之取、

其實十五、雖其言不可信、亦非必三十取一、可知也、唐因魏周之制、定租庸調、丁男一人、給田一頃、出租粟二石、則近於十一矣、及其經喪亂、民多流徙逃籍者、不復問其丁中、視其見在資產、而歲再收之、夏收麥、秋取米、謂之兩稅者、宋元明淸因之不革、大氐重於十一矣、國朝倣唐制、其計田曰段曰町、大約町如唐之頃、段如其畝、以二段給一丁、每段獲稻五十束、舂得米二石五斗、以町計之、得二十石、而官取一石一斗、視唐減大半、則是二十而取一也、而水必蠲、旱必蠲、凶蝗疫癘必蠲、而數免逋欠、史不絕書、大凡中葉以前之志、冊冊皆如漢文帝紀所載、其後蓋不能盡然也、及鎌倉置守護於正稅之外、每段取糧五升、而租始重矣、及足利氏天下田租盡輸武門、而其取之之式不可概見、蓋愈久而愈重、至織田豐臣氏、則六民而四公、重於漢唐、而近於秦、較之王家、爲十倍矣、而水不蠲也、旱不蠲也、訴凶蝗疫癘以爲欺上也、何況望免逋缺乎、甚則有預防其耗、每苞多幾升者矣、王制所謂、一段爲三百六十坪、豐臣氏削其六十坪、坪蓋方八尺、又縮爲七尺强、後人因又縮爲六尺强、而仍收一段之稅、王家之永祚、豐臣氏之促亡、判於此而已、抑亦有勢使然者、古郡縣之世、四海一王、食租衣稅、用度有限、其不得已者、如恒武營宮城、征蝦夷、非世世而然也、其餘之糜財者、非後房內寢之飾、則宴遊服玩修繕賜予、皆得已而不已者耳、及至豐臣氏之時、封建成治、帥府城池之大、輿馬兵衛之夥、固什倍古之王京、而諸藩國之建規模、雖有小大、皆什倍古之國司、則其費用之廣且大什倍於古、是亦有不

レ得レ已者一、故租賦之重、什二倍於下古、亦其宜也、抑所レ謂重者租而已、漢有二算賦一、魏周有二戸調一、而唐有二庸調一、國朝亦然、已租レ於レ田、又庸レ於レ人、調レ於レ戸、後世唯有二其一一宜其重也、然鎌倉軍興之制、有二興役一、有二公事一、至二室町一、一石之田課二之百錢一、又役二其身一不レ役者、日收二十錢一、及二戰爭已息一、則不二必然一、然民之居二邑聚一者、亦有二地子錢一、如二漢之算賦一、其沿二驛道一者、亦不レ免二驅役一、予レ直太少、而妨レ農太多、民之廬二舍田中一者、收二其租一準レ田、又有二邑役者一、邑有二興作修繕一、又課二之民一、則不レ爲レ無二庸調一也、但國有二大役一、則官給レ直傭レ夫、爲レ非二古之比一、然課二之諸侯一、諸侯亦各課二之民一、古制歲役レ民止レ於二一日一、不レ役者折二出庸布一、庸布一丁成レ端、調布四丁成レ端、服レ役者免レ庸、服レ役過二三十日一者、租調共免、其取レ之輕而又不二竝取一如レ此、後世寧能如レ此乎、抑雖二租之重一、一歛レ之而已、不レ同二夏秋再收者一、然民之服レ耕者、槩佃二人之田一而已、田主所レ收、率每レ段八斗、已奉レ於レ官又奉レ於レ私、則與二彼兩稅一、無二大異一也、且彼之兩稅、率以レ錢納兼二庸調一也、我已有下如二庸調一者上、而租之重等レ於二兩稅一、豈不レ可レ憫哉、由レ是觀レ之、如二織田豐臣之取下於レ民、雖レ曰レ二二十倍王制一可也、吾邦之民、不レ生レ於レ古、而生レ於二此時一、何其不幸也、夫民終歲暴二露泥土一、而所レ獲升合不レ得二自食一、一蜀之麥、雜以二草芽木皮一、以爲二仰事俯育之資一、而吏呵二責其逋欠一、鞭撻從レ之、雖レ遇二水旱一、不二肯諒恤一、民剜二其肉一、竭二其膏血一、而不レ能レ償焉、則有二流散死亡一而已、君之有レ民猶二木之有一レ根、掘二蹷斬三伐其根一、以求二木之榮華一、無二是理一也、使二人主苟有下曉レ於レ此乎、則焉得レ不下少息二其肩一以養中其力上也、而不レ能レ然者何哉、曰有レ不レ得レ已爾、嗚呼吾

恐其得已者、廣且大於其不得已者也

論市糴

利權之在國無常形也、或貴或賤、因時而變、何者民之資用、有豐乏之異也、民之資用、有豐乏之異者、則生物之本、有凶穰之變也、爲政者幷國之利權、而操之、慮民之資用而備之者也、民操利權、而不知禁、其困資用而不能救者、惡在其爲政也、世之無遠慮者、無若小民、同一穀粟也、當其穰視之如糞土、有食而盡之者、有鬻以爲日用器服之資者、至其凶則視之如珠玉、欲食無可食也、欲鬻無可鬻也、豪民之黠者、取之其糞土視之時、而予之其珠玉視之日、因其緩而百減之、而乘其急而百倍之、海內津要之地、皆有黨類、千里相報、捷於烽燧、視晴雨之候、揣低昂之應、先機射利、莫知端倪、爲國政者、惡得坐視而不之禁耶、故古聰明之人立之法、曰穰則貴取、凶則賤予、所以準平時價裁節物力使農與末皆無傷也、吾不必遠引魏人與漢人也、且如我王朝、京師有穀倉院、諸國公廨有不動穀、遇米價騰踊、則減價糶之、後置常平司于東西市、賤賣官米以濟飢民、鎌倉室町之世、有能行之者耶、苟有志於行之、雖國勢有異於古郡縣時、而揆而施之、上令下傚、詎有不可行也、當穀之太賤也、不必三舍一糴一糴一也、稍貴於時價而買之、當其貴也不必以上中下熟之價也、稍賤於時價而賣之、民亦觀其利無不率趨矣、且其糴之也、不必止米粟也、雖雜穀視其價賤者而糴之、其糶之也不

必待二歳飢價貴一也、紅腐陳蠹不レ可二久藏一者、量レ時而糶レ之、或運二諸乏且貴之地一而糶レ之、以二所レ糴之穀一、爲二所レ糶之備一、以二所レ糶之錢一、爲二所レ糴之本一、操二其輕重斂散之權於下上、而運二動伸三縮之一、庶三幾可二以濟下民乎、民視三其所二以濟下己也、可三以久行而不下廢矣、且黠民之取予焉、曰二幾千石幾萬石一者、槩虛聲而已、今收二其權於下官、官之所二號稱一、皆見在實數也、誰有下舍二其實一而趨二其虛一者上哉、則彼竊二弄利權一翕二張小民一者、不レ禁自解矣、有二便法一如レ此而不レ知レ施焉、可レ勝レ惜哉、雖レ然假使レ有二欲レ行レ之者一、吾知二其難一也、何哉、此法非二官帑金錢有下餘、則不可、古者量レ入以爲レ出、用度之外猶餘二數年之積一、故無二行而不可一、民蒙二其利一而其終官亦有レ利也、後世則量レ出以爲レ入、官之用度猶有二不足一、況能貴糴而賤糶、有レ濟レ於レ民哉、夫已不レ能二貴糴而賤糶一、則或將二賤糴而貴糶一、是特能操二利權一、而不レ能レ慮二民用一也、則商賈之雄耳、民謂三上意之在二於自利一也、則不レ肯レ趨レ之、而吏之幹二其事一者、挾二上之威一、或結レ於二豪民一、以陰資二攫竊一、上下共無レ所レ利、而徒飽二其中一矣、是欲レ與二一利一、適生二一害一、詎若三不レ行之爲下愈乎、嗚呼是治レ國之所二以貴一於二節用一也夫

論地力

世之言二富レ國之策一者何哉、曰多方殖二金錢一而已、天下之事、有レ時有下非三金錢所二能濟一者上、國之所二以爲下國、以レ有二土地一爾、以レ有二人民一爾、二者萬世而可レ賴者、就焉爲レ計、豈爲レ無レ策哉、國之貧富、由レ於二地力之盡否一、地力之盡否、由レ於二民力之聚散一、無二古今一一也、古吾王國建二口分之制一、計レ地以布

レ民、計レ民以分レ地、地無レ有ニ不レ耕之民一、民無レ有ニ不レ可レ耕之地一、及レ至ニ後生一、生齒之繁、應レ什ニ倍於下
古、而倉廩之積、或不レ及レ古者、其故寧不レ可レ知耶、古制之不レ可レ復、則姑無レ論可已、習俗之所レ見、
重ニ金錢一而輕ニ米粟一、貴ニ商賈一而賤ニ農民一、而征賦之徵、每苛レ於レ所レ賤、而緩レ於レ所レ貴、是以有レ田之民
舍ニ其田一、無レ田之民舍ニ其業一、游手浮食、居ニ國籍之大半一、民力之未レ聚如レ此、唯然是故、僻邑遠地、不レ能
レ無ニ汙萊之處一、生レ穀之土、捨レ於ニ山林一、而無ニ之或墾一也、逋逃之餘、水旱之後、爲ニ荒蕪一、爲ニ葅洳磽确一、
而無ニ之或復一也、地力之未レ盡如レ此、欲ニ國之無下貧、其可レ得乎、考ニ之古制一、以ニ田野之治否一、爲ニ守介
之殿最一、致ニ百姓流亾一、十人以上者、解ニ見任一、無レ佗慮ニ民散而地蕪一也、元正朝議、以ニ民戸漸多而田地
窄一也、課ニ諸國一墾闢、凡發役所レ須、皆備ニ官物一、給ニ粮食一、令ニ各郡國司一督レ役、得ニ良田一百萬町一、當時
陸奧出羽、未三全入ニ版圖一、每レ叛出レ師、其費不レ貲、而未下嘗閒中困レ於ニ供億一者上、豈非ニ是之効一哉、夫一
百萬町、以三町得ニ二十石一計レ之、則是得ニ二百萬石一也、天下公民之積、在ニ常數之外一、忽增ニ二百萬石一、
其爲レ利不ニ亦博一乎、而何從得レ之乎、地力之所レ蘊、而用ニ民力一發レ之也、使ニ其蘊而不下發、則是舍ニ二
百萬石一而不レ用也、後世之地、古之地依然也、所レ蘊未レ發者、蓋不レ可ニ勝言一矣、以ニ生齒之數如下此、
而不レ足ニ以發下之者、不レ得ニ其術一耳、夫小民之失レ業逃レ籍、變爲ニ游手一、而未レ定ニ其產一者、在在皆是、
而豪民之財亦多欲ニ稱貸假息一、而未レ得ニ其當一者、誠得下熟ニ民事一曉ニ地理一者上徐規ニ畫之一、募ニ豪民一出ニ其
費一、而募ニ小民一出ニ其力一、約レ之以ニ幾年之租一、盡捐與レ之、至下與ニ所レ出財一相倍稱而止上、則出レ財趨レ耕者、

皆奮而來聚、則不煩擾而成矣、成之後以爲官田、而佃游民作之可也、或用以業豪民而收其租、亦可也、是之謂聚民力以盡地力、庶幾可以積倉廩、不讓於古矣、可以使百萬之兵、坐食而無憂矣、富國之策、有踰此者乎、曰後世之患、不在地力之未盡、而在地力之太盡、不在民力之未聚、而在民力之過聚、則此策恐無所施耳、曰不然、自田制籍法之不明也、農不地着而縱意所之、唯其所安之地、則雜沓駢居、山陵邱阜、無不耕者、尺寸之地、不得更休、而其所不安則雖膏腴地、捨不知耕、即知耕、憚其興舉之費、與租賦之急、而不敢措手、所謂號稱開墾興利者、亦就其雜沓駢居之處、以計增區區、是以海濱河口、歲增田畝、而山僻之邑歲減、減者之不察、而增者之見、乃謂太盡而過聚、亦溺於習俗之說耳、且夫習俗之說、則必曰不有漕運者乎、鎌倉之興、諸國兵糧、各仰其地之入、而東北最多穀之地、未歸其手、非盡八州之地力、則何所賴乎、而豈恃漕運哉、但彼足利氏處京師迫蹙之地、不得不仰近畿西國之運也、應仁之亂、七道兵民、集且鬭於府下者十餘年、糧餉乏絕、以畠山義統屬東陣、通北地之糧、而後纔得以平定山名氏、漕運之不可恃也如此、吁乎是地力之所以不可不盡也、能盡地力所以壯國力也

論錢貨上

古今錢貨利弊、可兩言決耳、曰規民利而造、則官亦利、規官利而造、則官民共不利、何以言之、彼錢幣者非天下之寶也、所以疏通天下之寶也、何謂天下之寶、曰米穀也、布帛也、無之則饑、

無之則凍、若夫錢幣有之不飽、有之不暖、故穀帛不可一日無、而錢幣可百年無者、官何汲汲於造之、而民何汲汲於獲之乎、曰以穀易帛穀不可合勺分也、分則耗矣、以帛易穀、帛不可尺寸裂也、裂則弃矣、而數石之重、數匹之大、不可輙轉齎焉、則彼不可一日無者、或將不給也、若夫錢幣可析之分厘、而資日用、可藏之懷袖、而行千里、輕以轉重、微以輸大、以通有無、以疏滯聚、民是以汲汲於得之、民汲汲於得之、是以官汲汲於造之焉爾、唯然、故造焉以規民利者、足以制天下之貨權、造焉以規官利者、不足以制天下之貨權、姑以西土之事歷言之、彼周之大錢、秦之半兩、漢之白金、皮幣、三銖、赤側、王莽之二十八品、孫權之當十錢、其廢而不行者、蓋皆欲懸虛聲欺民、以增官利、或官之奢侈、極而國用竭、於是濟雜佗物、以益見數、以薄爲厚、以小爲大、則是以無用爲有用、而欲藉威强行之也、民始受其欺、中覺之而勉强從之、終乃斷不用、至此雖以威强、而不可行、官之所造、終歸於無用而止、規利而不得利、不足怪也、彼漢文縱私鑄、宋神宗弛銅禁、似仁而有弊、武帝乃收銅於官、非三官錢不得行、周宋之主、亦嚴銅禁、皆似貪而有利、蓋或非利於民、或非必利於官也、唐宋金元造交鈔、數寸腐爛之紙耳、是以無用爲有用之甚者也、而官民並被其利者、本出於規民利也、宋季元末、有交鈔之弊、而至明淸、鈔法終不行者、漸規官利也、吁乎果孰利孰不利邪、曰雖規民利而造焉、盜鑄僞造之弊、終不能止者何也、曰此亦規官利之心、未絕也、何則官之鑄造、欲

用二物與一レ力少、而得レ幣多上、故或輕二薄其體一、或淆二他物一、所三以致二此患一耳、苟不レ愛二其物一、而精二緻其製一、如二漢五銖、唐開元錢之類一、則民知二工費與レ利不二相當一、誰敢冒レ死爲レ之者、官已絕下規二官利一之心上、而民猶盜且僞、則自甘二刑辟一者矣、斷而誅レ之、庸詎傷、曰錢也鈔也、共不レ規二官利一而造也、而錢輕物重、鈔輕銀重之弊、常不レ能レ止者何也、曰此則非下規二官利一之咎上也、物與レ錢、鈔與レ銀、皆如二秤衡一、然、此輕則彼重、此昂則彼低、非二人力所一レ爲也、權也、而無レ不レ可レ制也、錢多而易レ得則物貴、於レ是設レ術斂二錢於一レ官、以準二平之一、錢纔昂則物輒低、鈔多而易レ得、則銀貴、於レ是設レ術斂二鈔於一レ官、以稱二提之一、鈔纔昂則銀輒低、是亦權之自然也、雖レ然此非下虛聲雜レ物、侵二本銀一抑二糴價一、屢革二擾民一者之所上レ能也、唯規二民利一者能レ之、其造レ之之始、已有下人力與二自然一之異上也、其自然者可下以二自然一制上、故準平稱提有三能定二民心一、其自然者不レ可下以二人力一勝上、故威强禁令、無三能行二官志一、是和漢之同轍者矣、我鑄錢司之制、不レ可二得而詳一、如二中世以來一、後醍醐中興之天子也、造二交鈔一而不レ得レ行、徒駭二天下之耳目一、而煽二延元之亂一、武田信玄割據之雄耳、爲二金幣一而行レ於二國中一、雖二四外之民一、或便而用レ之、至二豐臣氏一、大制二天下之幣一、亦不レ得レ不レ因二其規模一、蓋用二錢幣於一レ民、以下夫可二百年無一者上、易レ於下不レ可二一日無一者上非邪、而民利レ之者何歟、知三金銀銅之可二珍貴一也、其於二楮鈔一亦知三其爲二本銀之劵一而珍二貴之一也、故因下其所二珍貴一者上、而爲二之制一、故謂二之自然一、淆二珍貴一以二粗賤一、或舍二珍貴一用二粗賤一、而欲下以二威强一行上レ之、故謂二之人力一、嗚呼後世之造二錢幣一者、不レ以二人力一而以二自然一、則彼天下之貨權、雖三坐而制二其輕重一可也

論錢貨下

有以無用費有用、以無限耗有限、而不察焉者、是古今大弊也、夫金銀銅宇內精英之所凝聚、百蔵而生、千蔵而成、其地疎其體眇、非如菜楮魚介之蔵蔵而可擷、處處而可種也、古明智之主、知其可利於我民也、極人力而採之、陶而鎔之、等其形模、子母相權、行之悠久、使大小之民用爲交易於海內、轉大運重、挑滯散聚、莫不資於此、此非有限有用者乎、及至後世、奢侈成習、器用服佩、以及宴遊戲玩之具、往往銅造之、金銀飾之、加之寺塔佛像、以莊嚴雕鏤相尙、施及齊民、每增一戶、輙加一竈、造此以爲業者、所在皆是、甚則至銷其已爲錢幣者爲之、此非無用無限者乎、嘗考之先古、雖我邦五金殊絕萬國、然開闢以還數百年而未發也、至天武元明之際、始因得銀銅之貢、置鑄錢司于京、融通其利於海內、未聞其費之於他事也、及聖武得金貢、不以爲民用、而謂之佛威、專銅造大像、又置國分寺、然後上下競傚之、如白河法皇、至鑄大小像三千有餘、極其靡耗、而錢之用衰矣、嘗觀古幣之存於今者、如元明之和銅錢、精好純雅、不減唐開通元寶也、而寬平延喜諸錢、皆瑣屑薄惡、有衰世之風、宇多醍醐皆明主、厲精爲政、造錢不當至如此、豈非以前世銷銅之夥、發掘采取、涸竭根本故哉、至其後、蓋因互市得宋錢、而用之於我、我不復鑄也、至室町之時、明永樂錢盛行於我、亦襲此故也、夫郡縣之政、地着之世、其金錢之用未盛也、猶且不免此患、而況其不然者、可不慮邪、雖然所謂既費且耗者、猶存於海內

自若也、向使下英明剛斷如二後三條一者、永二其世一而施二其政一、察中彼無用無限者之爲上レ弊、必有三以嚴二禁之一、雖下習俗之成不上レ可二驟回一、徐出二明諭一、革レ之以レ漸、無レ不レ可レ爲也、凡器用之飾、禮制之不レ得レ不レ備者、代以二骨角毛羽一、釆色足矣、燈燭盆盂、民用之不レ得レ不レ存者、以二木石一粉二澤之一足矣、凡嘗用二金銀銅一、以爲二佛像及器一者、官盡購レ之、銷爲二錢幣一、造レ此爲レ業者、官資レ之改レ產、或因以爲二官工一、伺二察犯者一、則上下共享二其利一矣、而彼采取之繁、急者漸舒、而滋二息壙中一者可レ繼也、是增二有レ用者一、以養二有レ限者一也、或曰銷二器用一以爲二貨幣一可也、至下銷二佛像及器一以爲上レ錢、雖二其利甚博一、或有二錢賤傷レ賈之患一、曰、錢賤則傷レ賈、物賤則傷レ農、農之傷國之害也、賈之傷非二必害一レ國也、且夫此錢與レ物、並在二海內一者也、制二其輕重斂散之權一、豈爲レ無レ術哉、而術所二以可一レ施者、亦由二銅工之禁嚴一而得焉、苟弛二其禁一縱レ民銷鑄、而無レ知二其泄耗之端一、則雖レ欲レ制二之權一、有二難レ施者一矣、雖レ然世更有二泄耗之大而不レ察者一、又未レ可レ知也、當三我市二易彼宋錢一也、宋蓋弛二其銅禁一、不レ察三其闌二出海外一也、苟使二察而禁一レ之、則吾之不利乃彼之利也、至レ於二近世一則彼國用專資レ於レ錢、歲鑄二鉅萬一、而其錢非下得二我銅一質中劑之上、則不レ可レ造、我苟察而禁レ之、彼之不利、乃我之利也、嗚呼安得下明二古今利弊一者上、與極二論之一

言志録

佐藤一齋著

國家於二食貨一無二遺策一、連二園田山林市廛一、無三尺地缺二租入一、金銀銅並寶レ署鑄出、不レ知日幾萬計、而當今上下困弊、財帑不レ足、或謂奢侈所レ致、余則謂不二特此一、蓋以二治安日久一、貴賤人口繁衍、比二諸二百年前一、恐不二翅十數倍一、衣二食之一者逐年增多、生レ之者不レ給、勢必至レ於レ此、然則困弊如レ此、亦由レ於二治安之久一、是可レ賀、非レ可レ歎、但有二世道之責一者、不レ可下徒諉二諸時運一而不上レ慮二所レ以レ救レ之方一、其方亦無二別法可一レ設、唯不レ過レ曰二食レ之者寡、用レ之者舒、生レ之者衆、爲レ之者疾一、而至二於制度一立、上下守レ之、措置得レ宜、士民信レ之、則蓋存レ乎二其人一矣

鈔錢出而明衰、鈔錢盛而明亡

物得二其所一爲レ盛、物失二其所一爲レ衰、天下有レ人而無レ人、有レ財而無レ財、是謂二衰世一

五穀豐歉、亦大抵有レ數、三十年前後、必有二小饑荒一、六十年前後、必有二大凶歉一、雖レ較二有遲速一、竟不レ能レ免、可レ不レ爲二之豫備一乎

運レ財有レ道、在レ不レ欺レ人、不レ欺レ人在レ不二自欺一

理レ財當レ著ニ何想一、余謂財者、才也、著想當下如レ驅ニ使才人一然上、辨レ事在レ才、取レ禍亦在レ才、可レ不レ愼乎

財者天下公共之物、其可レ得ニ自私一乎、尤當レ敬ニ重之一、勿ニ濫費一、勿ニ嗇用一、愛ニ重之一可也、愛ニ惜之一不可也

賑レ財不レ如レ免レ租、興レ利不レ如レ除レ害

物有レ餘謂ニ之富一、欲レ富之心、卽貧也、物不レ足謂ニ之貧一、安レ貧之心、卽富也、富貴在レ心、不レ在レ物、身勞而心逸者、貧賤也、心苦而身樂者富貴也、自レ天視レ之、兩無ニ得失一

凡爲ニ郡官縣令一者、父ニ母民一之職也、宜下以ニ憫恤一爲レ先、以ニ公平一爲上レ要、至レ於ニ委曲詳細一、則付ニ之屬吏一可也、故又以レ精ニ選屬吏一爲ニ先務一

爲ニ郡官一者、視ニ百姓一如ニ兒孫一、視ニ父老一如ニ兄弟一、視ニ鰥寡一如ニ家人一、視ニ傍隣郡縣一如ニ族屬婚友一、己則以ニ勤儉一率レ之、而以ニ臥治一爲レ旨、可也

親民之職、尤宜レ擇ニ有レ恒者一、若有レ才無レ德、必敗ニ醇俗一、後雖レ有ニ善者一、而不レ能レ反レ之

凡治ニ大都一者、宜下以レ知ニ其土俗人氣一爲上レ先、爲ニ之民一者、必覘ニ新尹之好惡一、欲レ使ニ人不一レ覘、則倍覘レ之、故當レ使ニ人早知ニ其好惡一、卻レ好、何好惡之爲レ可、恤ニ孤寡一、愛ニ忠良一、禁ニ奢侈一、折ニ强梗一、是爲レ可

艮齋閑話

安積艮齋著

元ノ許魯齋云フ、學者治レ生爲レ先、生計不レ足、則或嗜レ利、以喪レ所レ學、是切實ノ語ナリ、後儒生ヲ治ムルハ學者ノ道ニ非ズトテ、譏ルモノモアレドモ誤ナリ、凡ソ人タル者生產ヲ治ムルアタハズ困窮ニテハ、君ニ忠ヲ盡スコトアタハズ、親ニ孝ヲ盡スコト成リ難シ、親戚故舊ヲ救フコトアタハズ、意外ノ不義ヲ行フニ至ル、孔子家語ニ獸窮則攫、鳥窮則啄、人窮則詐、トアルハ生ヲ治ムル今日第一ノ急務ナリ、漢ノ高祖ノ豁達ニシテ、生產ヲ治メズ、韓信。陳平。酈食其ナドノ貧窮落魄ナルハ、俊傑ノ事ニテ、常人ノ學ブベキニ非ズ、世ノ學者貧富ニ心ヲ置ハ、小量ト思ヒ、妄ニ奢侈ニ長ジ、酒食ニ財ヲ費シ、貧窮ヲ求ムルハ、大ナル心得違ナリ、聖賢ハ道理ヲ守リ、職分ヲ盡スヲ第一トシテ、貧富ニ心ハ累セザレドモ、驕奢ヲ好ミ、貧窮ニ至ルハ絕テ無キコトナリ、顏子ハ處士ニテ貧トイヘドモ、二頃ノ田アリテ耕ヤシ五畝ノ宅アリテ身ヲ安ジ、琴ヲ彈ジ書ヲ讀ミ、聖人ノ道ヲ樂ムト、韓詩外傳ニ見ヘテ、今ノ學者ノ田宅ノ半畝モ無キ者ニ非ズ、曾子モ處士ナレドモ、其父曾晳ヲ養フニハ必ズ酒肉アリト、孟子ニ見ヘタリ、今ノ學者トハ相違ナリ、平日儉素ヲ守リ、奢侈ヲ制シ、生產ヲ治メ、人ニ慈惠

ヲ施スヲ願フベシ、但財ヲ積マントスレバ、吝嗇ニ陷ルハ戒ムベシ、凡ソ貧ハ奢侈ヨリ起ル、奢侈ノ本ハ衣食住ナリ、寒松堂雜著ニ數椽可三以蔽二風雨一、不二必廣廈大庭一也、繩床可三以安二夢魂一、不二必花梨螺鈿一也、竹椅可三以延二賓客一、不二必理石金漆一也、五簋可三以敍二間闊一、不二必盛席優觴一也、去二一分奢侈一便少二一分罪禍一、省二一分經營一、便多二一分道義一ト云フハ、古今ノ名言ナリ、世ノ人衣食住ヲ華美ニ飾ルハ、人ニ稱譽セラレンガ爲ナリ、人ニ稱譽セラレントシテ、己ノ心志ヲ勞スルハ何事ゾヤ、宋ノ王旦ハ賢宰相ナリ、玉帶ヲ貨ル者アリ、王旦ノ弟コレヲ以テ呈ス、王旦命ジテコレヲ係シメ、云フ佳ナリ否ヤ、弟云フコレヲ係テハ自ラ見ルヲ得ズ、王旦云フ、自ラ重キヲ負テ、觀ル者ニ好ト稱美セラル、ハ勞苦ナラズヤ、我腰間此物ハ稱ズト、笑テコレヲ還ヘシ、又平生服スル所、賜帶ニ止ルト云フハ、古今ノ美事ナリ、齊ノ晏子ハ賢大夫ナリ、一狐裘三十年ナリ、朱子ハ大儒ナリ、脫粟飯ヲ食フトアリ、我輩ノ蔬食布衣ハ當然ノコトナリ

泰平ノ世ニ生レ、含哺鼓腹シテ、往昔亂世ノ艱難ヲ忘ル、ハ勿體ナキコトナリ、知足軒友山少年ノ時ハ亂世トテ武士ノミニ限ラズ、農工商ノ三民、其外浮圖ノ徒ニ至ルマデ、艱難ナルコトナリ、今世ノ武士ハ、精白ノ米ノ飯ニ味ヨキ味噌汁ヲソヘ、菜好ミヲシ、其上ニ美酒ヲ飲、身ニハ衣食ヲ重ネ、冬ハ衾被ヲ用ヒ、夏ハ蚊幮ヲハリ、晝ノ勤メモ筵席ノ上ノ奉公ナレバ、格別苦勞ナルコトモナシ、カクノ如キ恩澤ニ沐浴シテモ、猶不足ヲ云人モアリ、亂世ノ武士ハ、臼杵ナケレバ脫粟米ナリ、味噌ナケレ

バ鹽ヲス、リ、魚菜ハ猶ナシ、陣營ノ内ハ僅ニ風雨ヲ蔽フノミ、下ハ薦ヲシキ、臥具トテモナク、冬陣ハ寒氣肌骨ニ徹シ、夏陣ハ蚤蚊ニ攻ラレ、時トシテ甲冑ノ儘ニテ假寐シ、カケ替モナキ身命ヲ塵芥ノ如キニ思ヒ、父母妻子ニ別レ、軍旅ニ日月ヲ送リ、辛苦如何ナルベキヤ、農民等モ亂世ニハ、軍役ノ勞繁ク、稼穡ノ暇モナク、國君領主、數度ノ戰ヒニ、歩卒雜人戰死スレバ、封内ノ民ヲ役シ、其闕ヲ補フ、其妻子ノ憂苦想フベシ、小田原陣ノ後、東照公轉封ノ初メハ、關東ノ人民艱難ノ體、目モ當ラレヌ有樣ナリ、其所ノ名主百姓ドモノ家ハ、床ヲ張疊ナド敷タルハ一軒モナシ、男女共ニ身ニハ布ヲ着シ、繩ノ帶ヲイタシ、藁ニテ髮ヲ結タルノミナリ、後世ニナリ、農家ニテモ床ヲハリ、疊ヲシキ衣服モ華美ニテ、髮ハ元結ヲ卷、油ヲヌリ、昔トハ雲壤ノ別チナリ、武士ニテモ昔ハ掘立家ニテ、土間ニ藁ヲシキ、住居セシコトニテ、遠國ニテハ其形四五十年前マデハ殘リタリ、況民屋ノ荒陋ナル知ベシ、百工モ武具馬具ノ類ヲ作リ、生業ニスル者アレドモ、家作ナドニ華美ヲ盡ス人ナケレバ、匠人ハ入用少ナシ、陣營ヲ作リ、城郭ヲ築クモ、兵卒力ヲ竭シ、造營スルユヘ、百工ハ武家ニ仕ヘ、僅ニ口ヲ糊スルナリ、後世ニテハ種々ノ器物ヲ作リ髹漆彫鏤ノ巧ヲ極メ、價高ク通用シテ温飽ニ耽ルハ皆泰平ノ世ナレバナリ、商人ハ猶更亂世ニハ艱難言ニ餘リ四海分裂ノ世ハ諸國ヘ通商スルコト自由ナラズ、其國ノ賣買マデモ便利ナラズ、其上强盜多ク流行シテ、刼奪ニ遇フユヘ、富饒ノ商人ハ財貨ノ置所ニ心ヲ苦ムルナリ、又金銀借用ト云フモナリ難シ、武士ハ時々ノ合戰ユヘ、明日ノ命モ知カヌルユヘ、

物借人モナク、又來春マデト券契ヲ出スコトモ信ジ難キ世ナレバ、商人共モ金銀ヲカシ、息ヲ收ムルコトモナラヌ世界ナリ、殊ニ敵兵亂入ノ時ハ放火シ、貨財ヲ掠奪スルモノアリ、後世ノ如ク安居シテ、商賣スルコトアタハズ、其辛苦知ベシ、農民ハ賦税ヲ納メ、百工ハ武器ヲ製スルユヘ、亂世トテモ無テカナハザルナリ、商賈ハ有無ヲ通用スルユヘ、是モ無テ叶ハザル者ナレドモ、其人少ナクテモ事タルユヘ、亂世ノ時ハ商賈ハ殊ニ艱難ナリ、泰平久シケレバ、自然ト奢侈長ズルユヘ、商賈ノ道盛リニ開ケ、其利得ハ亂世ニ百倍シ、遊手坐食シテ、金銀ヲ多ク聚メ、素封ノ富ヲ致シ、公卿大夫モ、其富饒ニハ遠ク及バズ、却リテ給ヲ商賈ニ仰グニ至ルハ、全ク泰平ノ世ナレバナリ、浮圖ノ輩モ、亂世ニテハ麻衣草鞋ニテ、僅ニ一命ヲ繫グノミニテ、後世ノ如キ紅紫ノ衣ヲ服シ、僕從多ク養ヒ、安穩ナルハ皆泰平ノ世ナレバナリ、保元平治以來四百餘年ノ間、亂世打續キ、四民休安ノ時ハ甚稀ナリ、足利氏ノ末ニ至リテハ、天下瓜分鼎沸シテ、英雄割據スル三十餘ニ及ビ、大亂極マリ、積骸ハ山ヲナシ、釁血ハ川ヲナシ、四民ノ艱難勞瘁イカバカリナラン、太閤朝鮮ノ役起リシ時ハ、十餘萬ノ兵、殊域ノ地ニ七年苦戰シ。加藤淸正蔚山籠城ハ、極寒ノ時ニテ、肌膚皸瘃シ、兵糧ハ盡キ、水ノ手ハ切レ、城池ノ屍沈ミ、血雜ハリノ水ヲ吸テ喉ヲ濕シ、死人ノ腰兵糧ヲ探リ取テ、食スルナンド、云艱難ハ、言語ノ形容スル所ニ非ズ、肥前ニハ數十年ノ兵ヲ屯シ、六十餘州ヨリ兵糧ヲ運漕スル人民ノ艱苦又知ベシ

古ノ聖人ハ智識萬物ニ周ク、天下ノ理ニ通ゼザルハ無シ、サレバ經濟ノ才モ高ク、國ヲ富スニ奇策妙

計モアラント思フニ、四書五經ニ載スル所ヲ通觀スルニ、奇策モ無妙計モ無、誠ニ平常ノ事誰モ知所ナリ、誰モ知所ナレドモ、能行フ者ハ宇宙ニ罕ナリ、唯聖人能コレヲ行フユヘ國富民給スルニ至ル、是聖人タル所ナリ、論語ニ節用トアリ、周易ニ節以ニ制度一、不レ傷レ財、不レ害レ民トアリ、禮記ニ量レ入爲レ出トアリ、聖人ノ經濟ハコレニ過ズ、誰モ知所ナレドモ、實地ニ行フニ至リテハ甚難シ、宋ノ李沆ハ一代ノ賢相ナレドモ、論語ノ節レ用而愛レ人ノ一語ハ、我終身行フテモ盡スアタハズト云ヘリ、衣服飮食宮室ヨリ、百玩好器物ニ至ルマデ、人欲ハ限リナシ、財用ハ限リアリ、限リアルヲ以限リ無ニ供スレバ、財盡キ民窮スルニ至ル、古ノ明君ハ皆克己シテ此處ヲ行フナリ、漢ノ文帝ハ呂氏ノ亂ヲ承ケ、財用甚乏シカリキ、文帝恭ニシテ百金ノ費ヘヲ惜ミテ、露臺ヲ作ラズ、上書ノ嚢ヲ聚メテ、帷幕ヲ製シ、幸スル所ノ愼夫人ハ、衣地ヲ曳ズ、是ニ因テ國富民饒ニシテ、太倉ノ粟ハ山ノ如ク、紅腐食フベカラザルニ至リ、錢ハ緡朽テ數フベカラザルニ至ル、炎漢四百年ノ間、文帝ノ時ヨリ盛ナルハナシ、唯節用ヲ行フノ効カクノ如シ、武帝ニ至リ驕奢ヲ極メシユヘ、財盡キ用乏シク、天下困窮シ、公卿給ヲ商賈ニ仰グニ至ル、是ニ因テ桑弘羊孔僅ノ徒ヲ寵用ス、此輩ハ皆財利計算ニ長ジ、奇策妙計ヲ工夫シテ、種々聚斂ノ政ヲ行フテ、國用ヲ足ス、上不レ加レ賦、而用足ト云フハ、奇策妙計ナリ、然シ上ノ驕奢ヲ留メズシテ、只聚斂ノ政ヲ行ヒ、民ノ膏血ヲ朘削シテ、萬民ノ困窮トナルハ、賦ヲ加フルヨリ其害甚シク、國家ノ元氣ヲ消耗スルナリ、唐ノ世ニテモ宇文融楊矜裴延齡ノ徒ヲ用ヒテ、國家

ヲ敗壊セリ、陸宣公ノ言ニ、民者邦之本、財者民之心、其心傷則其本傷、其本傷則枝幹凋衰、而根柢蹷拔矣、呂正獻公ノ言ニ、小人聚斂、以佐二人主之欲一、人主不レ悟、以爲レ有レ益二於國一、而不レ知二其終爲一レ害也、賞二其納一レ忠、而不レ知二其大不忠一也、嘉二其任一レ怨而不レ知二其恐歸一二於上一也ト云語ハ深切ト謂ベシ、明ノ太祖散騎舍人ノ衣服鮮麗ナルヲ見テ、幾何ヲ用フト問、五百貫文ト答ヘシカバ、大ニ驚キ、五百貫ハ農夫數口ノ家一歳ノ資ナリ、是ヲ一衣ニ費ス、驕奢甚シト、大ニ切責セラレタリ、東照公駿河ニ居玉ヒシ時、一小姓ノ臣美麗ナル袴ヲ着シ、出仕セシニソレハ何ト云モノト問玉ヒシカバ、茶宇ト云モノト答フ、公艴然色ヲ變ジ、上ニモシロシメサヾル美麗ノ服ヲ着スルハ何事ゾヤ、天下久シク亂レ、萬民塗炭ノ苦ミヲ受シ所、近年天下ヤヽ治平ニ向ヒシニ、ハヤ驕奢ノ心生ズル、是亂ノ端ナリ、左様ノ奢リ者ハ、左右ニ居ルベカラズト、大ニ切責シ玉ヒシハ、有難キ廣大ナル盛德ナリ、公御白小袖ハ、澣濯ノ衣ヲメサレタリ、或時英勝院殿上言ス、御白小袖下々ノ者ニ洗ハスルハ勿體ナシ、御側女房達ニ洗ハスレバ、柔カナル手ヨリ血出迷惑ス、澤山ナル御衣服ナレバ、洗ハセナクトモト云、公聞シ召、愚痴ナル女トモ合點スルコトアルマジキナレドモ、皆出テ聽ベシ、天道ハ奢リヲ惡ムトアリ、女房達ハ駿府ノ御藏バカリヲ見テモ多シト思フベシ、京大坂其外御藏ニ山ノ如ク積置タルユヘ、毎日百匹ヅヽ召タリトモ、御自由ナレドモ、諸人ノ御慈悲、御代々ノ御爲ヲ思召テノ儀ナリト、上意アリシハ誠ニ有難キ御盛德ノコトナリ、カクノ如キ恭儉ニ在セラレシ事ユヘ、萬億斯年ノ泰平ヲ開キ玉ヒシ

ナリ、總テ明君ハ儉素ヲ尙ビ、奢侈ヲ戒メ玉フハ、即聖人經濟ノ意ヲ能自得シ玉ヒシナリ、人君カクノ如クナレバ、臣士ハナホ儉素ヲ守ルベシ

凡血氣心知アルモノニハ欲ナキアタハズ、欲ニ公欲アリ私欲アリ、農民ノ寒耕熱耘スルハ、秋ニ至リ五穀ヲ收穫スル欲ナリ、商賈ノ朝夕商買ニ奔走スルハ、什一ノ利ヲ得ル欲ナリ、其相當ノ利ヲ得ルハ公欲ニテ惡心ニアラズ、モシ農民耕耘作ヲセズ、博奕ニ耽リ、一時ニ金錢ヲ多ク得ントスルハ私欲ナリ、商人モ分外ニ高價ニ賣、人ヲ欺ムキ大利ヲ得ルハ私欲ナリ、聖人ノ國ヲ治ムル、其私欲ヲ遏メ、公欲ヲ激勸シテ、力田ノ者ニハ褒賞アルナリ、孟子ニ所レ欲與レ之聚レ之所レ惡勿レ施爾也トアルハ公欲ヲ達スルヤウニ治ムルナリ、故ニ禮記ニモ人情以爲レ田トアリ、先王ノ政ハ天下ノ人情ヲ本トシ、殘虐苛刻ノ事ナク、其分限ニ隨ガヒ、仰事俯育ノ願ヒヲ達スルナリ、然シ禮義ノ教無レバ、公欲變ジテ私欲トナリ、非義ヲ行フニ至ル、庠序學校ノ設アリテ、私欲ニ流レザルヤウニ教フルナリ、士タル者モ公欲アリ、職事ヲ精勤シテ、褒賞ヲ得ントスルハ公欲ニテ、惡心ト謂ベカラズ、公欲ニ因テ善事ヲ勤ムルヤウニ、先王ハ誘勸スルナリ、若公欲マデ棄レバ、大賢君子ノ外ハ、老莊トナリ禪學トナリ、仕官モ厭ヒ、世事モ嫌ヒニナリ、晉ノ嵇阮ノ如クニナリテ、禮義ヲ蔑ニシ、放蕩ニ流ルヽナリ、大賢君子ノ仁義忠信ヲ行ナフコト、農ノ五穀ヲ欲スル如ク、商ノ貨利ヲ欲スル如ク、深知篤行スルハ格別ノ人ニテ、世ニハ甚罕ナリ、先王ノ世ヲ治ムルハ、賢人君子ヲ以テ、天下ノ人ヲ律スルナク、常人ノ道ヲ

以テ遇スルユヘ、民從ヒ易ク服シ易シ、周公ノ平易近レ民則民易レ從トノ玉ヒ、張横渠モ以ニ衆人一望レ人則易レ從ト云ヘリ、近世一賢侯ノ著ハセシ書ニ、戸ゴトニ富、家ゴトニ足ナド云フハ、イカナル事ニヤアラント云フニ、風俗質樸ニシテ、上下ノ制アルヲ云フ、各其分ヲ守ラズ、奢リニ流レモテユカバ、貢物ミナ民ニ與フトモ、富且足コトアラジトナリ、誠ニ有難キ意味深キ言ナリ

禮記曰、禮也者合ニ於天時一、設ニ於地財一、順ニ於鬼神一、合ニ於人心一、理ニ萬物一者也、故居レ山以ニ魚鼈一爲レ禮、居レ澤以ニ鹿豕一爲レ禮、君子謂ニ之不レ知レ禮、コノ言ヲ觀レバ、禮ハ土地ノ宜シキニ從ヒ、人情ニ叶フヲ本トス、山家ハ山ニ生ズル所ノ物ニテ、萬事ノ用足ルヤウニスルガ禮ナリ、澤ヤ海ノ人ハ、澤海ヨリ出ル者ヲ以テ用フルヲ禮トス、然ルニ山家ノ者海魚ヲ賞シ、遠方ヨリ高價ニ求メテ食シ、人ニモ贈ルハ先王ノ道ニテハ、却リテ非禮ナリ、昔山中ニ一村アリ、海ヘハ僅八九里ナレドモ、古ヨリ村ノ法度ニテ、海邊ノ人ト交ワリ、海魚ヲ求メ食スルヲ許サズ、故ニ川魚溪魚ニテ海魚無シトモ事足レリ、風俗殊ノ外、質樸ニテ儉素ナレバ、米粟ノ儲モアリテ困窮セズ、然ルニ後世ニ及ビ、少年ノ者ドモ、海邊ノ人ト交ワリ近ヅキ、始メテ海魚ヲ食セシカバ、其美味ヲ忘ルヽアタハズ、後ニハ買テ歸リ、家内ノモノニ食ヒシメタリ、老人コレヲ見テ大ニ驚キ、是ハ村ノ大禁ナルヲ犯セリト、叱リケレドモ用ヒズ、後ニハ右ノ輩多クナリ、海邊ノモノ利ヲ得ルヲ喜ンデ、種々ノ鮮魚ヲ持來リ賣ルユヘ、海魚マスマス村ニ入、人々爭フテ買求ムルヤウニナリ、終ニハ奢侈ノ風盛リニナリ、衣服器物居宅マデ、皆海邊

ノ風ヲ學ンデ、其村困窮ニ至レリ、先王ノ禮ヲ失フヨリカクノ如シ、總テ山家ハ山家ノ風俗ヲ守リ、海邊ハ海邊ノ風俗ヲ守リ、古禮ヲ失ハザレバ、先王ノ禮ニ叶フベシ

常陸帶

藤田東湖著

儉素ヲ守リ給フ事

奢侈ト儉素トハ、國家ノ治亂ニカヽル所ナリ、サレドモ賤キ身ニスラ、心弛ルミヌレバ、美衣美食ヲ願フ、增メ高貴ノ人ハ、何足ラヌ事ナケレバ、自ラ奢リニツノリ、或ハ花車風流ヲ好ミ、或ハ酒宴遊興ニフケリ、遂ニ國家ノ政事ニ怠リ、人心マスヽ恨ミ、財用日々ニチヾマリテ、國ヲ危クスルニ至ル、其例シ少カラズ、戒メザルベケンヤ、サレバ孝經ニモ、上ニ居テ驕ラザルト、節ヲ制シ度ヲ謹ムヲモテ、諸

侯ノ孝トセリ、其驕奢ヲ戒ムルユヘン親切ナリト云ベシ、中モカシコケレドモ、東照宮ニハ、專ラ儉素ヲ守リ玉ヒ、ウヘナミソト云フ五文字、身ノホドヲ知レト云フ七文字ヲモテ、常ニ人々ヲ戒メ玉ヒ御近侍ノ若キ者、茶ウノ袴ヲ用イシサヘ、痛ク怒ラセ給フ、又尾紀ノ二公新ラシキ御下帶ヲ參ラセシ時、我ガ威公未ダ御幼ナクシテ、御側ニマシマセシガ、東照宮阿鶴モ美ヤマシク思ハント仰セラレ、御自ラ御下帶ヲ解キ玉イテ、威公ニ賜ハリシ御事抔、今ノ世ヨリ見ル時ハ、御儉素ニスギ玉フ程ニ覺ユレドモ、勳功アル人々ニ、恩賞宛テ行ハルヽニ至リテハ、ソコハクノ國郡ヲモ聊カ惜ミ玉フ事ナク分チ玉フヲモテ見ル時ハ、無用ノ費ハイカニモ省キ給イテ、有用ノ備トナシ給フ、御心著ルシ、斯クアリテコソ、人君ノ儉素トハ申奉ルベケレ、中納言ノ君モ痛ク奢侈ヲ惡ミ給ヒ、聊カ衣食ノ美ヲ好ミ給ハズ、黑木綿ノ御上召棧留メノ御袴、麻ノ御肩衣ニテ、御シトネモ、夏ハ必ズ麻ヲ用ヒタマイ、御羽織ハ夏冬トモ麁布ヲ召サレ、日々ノ御膳モ是ニ准ジ、粗食ヲ用ヒ、御儀式事又ハ佳日ナド、御菜ノ數多キ事アレバ、御側ノ者ニ分チ賜ハリ抔シテ、是彼レノ御好ミマシマサズ、サテ三家ノ身トシテ、痛ク世ニ更ハレルサマ抔シテハ、幕府ニ憚リアリト仰セラレ、登營シ給フ時ハ、御衣服モ必ズ御先格ヲ守リ給フト雖ドモ、別シテ花美ノ品ハ用ヒ給フ事ナク、諸大名ノ富メル人々、登營ノ度ゴトニ、クサグサノ印籠抔、カヘ用ユルヲ見給イ、君ハイツモ黑クヌリタル普通ノ御印籠ニ、朱ニテ戸ノ字、三ツ蒔タルヲノミ、サゲ給フ、サレドモ御腰ノ物ハ、必ズ正宗ノ御大小ヲ帶シ給ヘリ、御幼ヨリ文雅ノ道ヲ

モ好ミ給ヘリ、殊ニ哀公專ラ風流ヲ好ミ給イシカバ、和漢ノ書畫イト珍ラカナル御懸物、數多アリケレドモ、君ニハ皆是ヲヒメヲキ給イ、御代十六年ノ間、御坐所ノ御床ニハ、普通ノ繪師ノ物セル龍ノ二幅ノミ、カケ給フ、哀公ノ御トキニハ、君ニモ御トモ〳〵ニ御茶事ヲ學ビ玉イシガ、御家督ノ後ハ、催シ玉ハズ、サレドモ貴キ賤キノ隔ナク、心靜カニ打トケテ、物語リスルハ、茶ノ湯ニシクハナシト仰セラレ、大名又ハ幕下ノ人々ニテ志アル者、屋形ニ參リシ時ハ、平常ノ御座所ヲ、屛風ナドモテ假リニ茶席ノ形ヲナシ給イ、イツモ大根ノ汁カケ飯ニ、鷄ノ玉子ノ白身ヲ月ノ輪ノ如クキリ、野菜ヲ加ヘタル御吸物ニテ、饗應シ玉フ、御相伴ニモ茶道ニ達セル人々ハメサズシテ、水戸ヨリ新タニ參リシ不調云（者カ）ニテ、文武ノ談ノミ好メル者ヲ召シ玉フニゾ、君自ラ茶ヲ點ジ玉イテモ、御相伴ノ者ハ、其作法ヲモシラズ、無雅ノコトノミ多ケレバ、君笑ヒ給イナガラ、御客ニ向ヒ給ヒテ、我ガ家ノ茶人ハ皆カクノ如ク侍リヌ抔ト、御戲レアリシ類ヒナリ、中ニハ松平肥州・伊達遠州・眞田信州・羽倉外記・江川太郎左衞門ナド云ヘル人々、參ラレシ折ニハ、御客モ痛ク議論ヲ好メルニ、主ノ方ハ君ヲ始メトシテ、御側ニ伺候ノ輩ニハ、藤田主書・鵜殿平七・戶田銀次郎・立原甚太郎・靑山量助・酒井市之允・川瀨七郎左衞門及ビ彪ガ如キ一癖アル者ドモナレドモ、和漢ノ談、文武ノ論抔、各居タケ高ニナリテ、語ライヌルアリサマ、今モ猶目ニ見ユル如ク覺ヘテ勇マシカリキ、扨衣服飮食抔ノ如キハ、斯ク儉素ヲ守リ給イケレドモ、飢饉ヲ救ヒ、武備ヲ調ヘ、領分ノ田野ヲ修メ、城下ニ學校ヲ設ケ玉フ事抔

ニ至リテハ、聊モ財ヲ惜ミ給ハズ、內帑ノ金銀ヲ夥ク出シ給ヘリ、サレバ學校ノ廣大ナルサマ、銃砲ノワザニ出來ヌルヨシヲ見聞テ、君ハコヨナク財ヲ費シ給フトノミ思フハ、其外ヲ知テ其內ヲシラズト云フベシ

奢侈ヲ抑ヘ給フ事

我ガ君スデニ儉素ヲ守リ玉イ、又國中ニ命ヲ下シ、痛ク奢侈ヲ禁ジ給フ、其アラマシヲ云ンニ、家中ノ諸士、慶事有ンニ、數多ノ人々寄集リ、夜ヲ日ニ繼テ、宴樂セシヲ禁ジ、衣服花ノ美ナルヲ止メ、其他淫聲ヲ放チ、又端午上巳ノ節、童男少女ノ祝ヒトテ、クサ〳〵無益ノ費ヘアリシヲ除キ給フ類イ、事ニツケオリニフレテ、其條數ヘ難シ、今其命令一ツ二ツヲ左ニ記シヌ、文政十五年九月水戶ニテ

一　近頃風俗奢侈甚シク、都テ花麗ヲ好ミ、儉素ヲ失ヒ候段、御聽ニ達シ、此度御家中一統綿服着用仕ルベキ旨仰セ出サレ候、尤モ官服並熨斗目、着用ノ儀ハ、是レ迄通リ相心得申スベク候

一　諸士以上、絹紬下着苦シカラズ候、妻女ノ儀モ右ニ准ジ着用致スベク候、且男女共七十以上、太織紬ナド着、苦シカラズ候

一　諸士以下輕キ者、都テ綿服着用、帶ノ義ハ太織紬苦シカラズ候、且ツ男女トモ、七十以上太織紬下著、御免遊バサレ候

一　官服ノ義モ右ニ準ジ、麁服相用申スベク候

右ノ通リ仰セ出サレ、來ル卯正月ヨリ、御改メニ相成候條心得違ヒ是ナキ樣、支配々々末々迄相違セラルベキ事

同年同月江戸ニテ

一　近頃風俗奢侈甚シク、都テ花麗ヲ好ミ、儉素ヲ失ヒ候ニ付、此度御家中一統綿服著用致シ候樣、仰セ出サレ候得ドモ、御國ト違ヒ、メン服ト限リ候テハ、却テ差支ヘ候向モ、是レアルベク候得バ、御定メニハ仰セ出サレズ候、然シナガラ上ニモ御內輪ニテハ、御麁服召サセラレ候御事故、厚キ思召シ恐察シ奉リ、官服並ニ熨斗目ノ外ハ、御規式ノ節タリトモ、綿服着用苦シカラズ候間、妻子等ニ至ル迄、ナルベキタケ輕キ品、相用ヒ申ベク候

但シ召遣ヒノ下男下女共、ナルベキタケ麁服着用致サルベク候

一　御客等コレアリ、御席ニ拘リ候族ハ勿論、御供御使等他ヘ參リ候儀ニテモ、公邊ヘ拘リ申サズ候節ハ、綿服着用苦シカラズ候

一　官服ノ儀モ右ニ准ジ、イカヤウノ麁服ニテモ御用捨遊バサレ候

右ノ通リ仰セ出サレ候條々、儉約專ラ相守リ、武器ノ備ナル丈ケ手厚ク出來候樣、心ガケ此上心得違コレナキ樣、支配々々末々迄、相違セラルベキ事

文政十四年十二月

一　御家中ノ族、御用召、又ハ祝儀事、是レアル節親類打寄リ、盃事ナド致シ候義ハ、本ヨリ苦シカラズ候得共、酒宴ガマシキ義ハ、停止セシメ候、同席並ニ同役等ノ祝儀ニ參リ候族ハ、取次ヘ申シヲクベク候、親類ノミ打寄リ候席ヘ加ハリ候ニ付、自他ノ人情止ム事ヲ得ズ、酒宴ガマシク相成リ、風儀ヲ亂シ候間、懇意ノ者タリトモ、申シヲキ候樣、致シベク候

一　音信贈答ノ義、先年ヨリ相達候振リモ是レアリ候得ドモ、是レ以テ相弛ミ候趣ニ相聞ヘ候ニ付、以來相互ニ專ラ質素ヲ心懸ケ、信義ヲ失ハザルノミニ致スベク候

一　親類緣者ヘ據ナク、振舞ヒ致シ候節、膳部ニ一汁一菜、吸物並ニ肴一種ニ限ルベク候

一　平日同役一席、參會ノ節ハ、汁講ニテ互ニ親ミ申ベク候

右ノ趣、此度初テ仰セ出サレ候、違背是レアルニ於テハ、糺ノ上、急度仰付ラルベク候條、支配々々末末マデ、洩レザル樣、相達セラルベキ事

天保元寅正月

一　御家中ノ娘等病身等ノ故ヲモテ、箏彈候義、願ヒノ上、是レ迄相濟ミ候得ドモ、右願ヒ濟ミノ者タリトモ、以來一圓相ナラズ候條、其旨相心得、支配々々末々迄、相達セラルベキ事

但シ御殿並上平馬宅ニテ、樂ノ箏彈候義ハ苦シカラズ候

同年正月、松飾リ等ノ冗費ヲ省キ給ヒ、同二月、稻荷祭ノ繁華ヲ禁ジ給ヒ、同四月端午幟ノ制ヲ立玉

イ、翌年卯三月上巳、雛飾リノ侈リヲ停止シ玉フ、同九年戌ノ三月西ノ丸、災イアリケレバ同閏四月ニ幕府ヨリ節倹ノ命令アリケルニゾ、君大ニ悦ビ玉イ家中ノ諸士、木綿服ニテ營中ニ登ル事ヲ許シ給イ、イヨヽ平常無用ノ費ヲ省キテ、武備ノ心ガケ怠タルベカラザル旨ヲ、仰セ出サレ、此外ニモ倹約ヲ守リ、奢侈ヲ止ムベキ由ヲ、フレ給フ事、猶多ケレドモ、煩ラハシケレバ漏シツ、或人ノ云ク、服ハ身ノ章ナリ、サレバ卿大夫ハ卿大夫、士庶人ハ士庶人、各其位ニヨリテ貴キ人ハ美服ヲ用イ、賤キ者ハ麁服ヲ用ユルサマニテコソ、中庸ノ道ニ叶フベケレ、然ルニ君三家ノ貴キニ備ハリ玉ヒナガラ、木綿ノ御服、麻ノ御羽織抔ヲ用ヒ玉フハ、イハユル下ニ逼ルトモ申奉ルベキ御事ナラズヤト、此説一トワタリハ聞ヘタレドモ、猶奢侈ノ風ニ染タル心ヨリ出ヌル説ナリ、モロコシ聖人モ衣服ヲ惡フシ、宮室ヲ卑フスト云フ事アリ、君官服禮服ヲモ脱ギステ玉イテ、士庶人ニヒトシキ衣服ヲ召サンニハ、下ニ逼ルトモ申奉ルベシ、官服ニハ先格ヲ守リ玉イテ、全ク平常ノ衣服ヲ惡フシ玉フハ、聖人ノ教ニモカナヒ玉フベシ、シカノミナラズ國侈ル時ハ、是レヲ示スニ倹ヲモテスト云フ古語アリ、文政ノ末ツカタ、奢侈ノ風イト甚シカリケレバ、此時ニ當リテ、ナマジヒノ倹約ヲ以テ示シ玉フトモ、多クノ民草ナビクベキニ非ズ、サレバカク迄ニモ、御身ヲ苦メ給イ、昔ニ復サントシ給フハ、却テ中庸トモ申シ奉ルベシ、或人ノ説ハ彼ノ子莫ノ忠ト云ヘル如ク、時ヲ知ラヌト云フベシ、諸侯モ士庶人モ同ジ服ト云ヘルハ、今ノ世、麻上下ヲモテ、專ラ平常ノ禮服トスレドモ、後光明帝ノ宣フ如ク、袖ナキ服ト云フハ、

モトアルマジキ事ニテ、カシコクモ大將軍ノ君ヲ初メ奉リ、賤キ商人迄モ、同ク用ユル事、イカナル故由ニヤ、コレニコソ或人ノアゲツラフベキ事ニナンアルベケレ

○定府ノ士ヲ減ジ給フ事

古ハ武士、皆山林田野ノ間ニ家居シテ、或ハ自ヲ耕シ樵ルワザヲナシ、或ハ家ノ子抔シテ、是ヲナサシメ、山ニ狩シ、川ニ釣シテ、寒暑風雨ヲ厭ハズ、心モ正シク、身モ健カナリシガ、中古ヨリ皆其國々ノ城下ニ集リシカバ、ナマメキタル士ハ、上﨟ノ如ク成行テ、下ノ情ヲモシラズ、飽マデ食ヒ、暖ニ衣テ風雨ニモ當ラズ、古ノ武士ニクラブレバ、其サガ弱シ、サレドモ今コレヲ返サン事難キノミナラズ、今ノ制度、古ニマサリヌル事多ケレバ、政ヲスル人、ヨク古今ノ勢ヲサトリ、其良法美意ヲ施シナバ謂ハユル文質彬々タル風俗トナリヌベシ、唯古ヲノミ慕イテ、今ノ士ヲヒタブルニ田野ニ移サント思フハ、其一ヲ知リテ其二ヲ知ラズトコソ云ハメ、サレドモ今ノ世ニ、イトイハレナキハ、大名ノ家中ニ、定府ト云フ者アリ、江戸ノ邸ナル長屋テウ所ニ住ミ、ネ屋ノ中ニ神棚ヲ設ケ、竈ノ側ラニ厠ヲ造リ、或ハ男女席ヲ同フシ、或ハ壁ヲ隔テ鄰人ト物語リ抔シ、手ノヒラ許リナル庭ニ、聊カノ草木ヲメデ、生ルヽヨリ死ル迄、其中ニ起臥シテ、自ラモ事足レリト思ヒテ、世ヲ送ルゾ淺マシキ、凡ソ人ハ其スミヌル所ニヨテ、姿モ心モ移リヌル事ハ、古人モ言傳ヘシ如クニテ、淺キ瀨ニ大ナル魚ヲ生ゼズ、假ソメノ叢ニ猛キ獸ハスメザルガ如シ、イト狹キ長屋ニ生レ、軒ヲ並べ、竈ヲ連ネタル中ニ、人ト

ナリテハ、自ラ其心ザマ狡黠ニノミナリユキ、物言ヒ立振舞イコソ、カシコクモ見ユルラメ、剛毅木訥トモ云フベキ風俗ハ、失ヒヌルモ理リナリ、我ガ藩ノ制度、昔ハ諸士皆水戸ニ在テ、一年ヅヽ交ル交ル江戸ノ邸ニ參リタル事ナルニ、君多ク江戸ニマシマスニテ、自ラ定府ノ士多クナリケレドモ、文公ノ御代迄ハ、其職ニヨリ一年ノ交代テフ者、未ダ數多アリシカバ、江戸水戸ノ風俗、猶通ヒテアリシヲ、其交代テフモノ、殘リナク止ミニシ後ハ、江戸ノ邸ト水戸ト、他國ノ如クナリテ、定府ノ人ハ水戸ノ人ヲ田舍者ト嘲リ、水戸ノ士ハ定府ノ士ヲ輕薄者ト詈リ、政事ノ妨ゲニナリヌレバ、我ガ君是ヲ患ヘ給イ、イカニモシテ定府ノ士ヲ減ジ玉ハント思召シ、折ニフレ事ニツケテ、一人二人ヅヽ、水戸ニ移シ玉フニ、其妻子ノ嘆キ哀シム有樣、罪ヲ得テ配所ニ趣クガ如シ、天保丙申ノ春、君十年ノ中ヲカギリ、萬ノ事專ラ省キ約メ玉フベキ旨、仰セ出サレシトキ、有司ノ人々ヲ召テ宣ヒケルハ、三家ヲハジメ、諸大名江戸ノ邸ニ參リテアルハ、將軍家ヲ守護シ奉リ、非常ヲ戒メンガ爲メナリ、サレバ家中ノ士モ出陣セシニテ、少シモ怠タルベカラザルニ、今ハ其カリノ宿リヲ、己レガ住家ト思イ、其本ヲ忘レヌレバ、若シ事有ン時ハ、女童啼キ叫ビ、家財器物ナド、モチ運ビ、諸士ノ手足マトイトナリテ、忠勤ヲ妨グベシ、サレドモ定府ノ者、一人二人ヅヽ、國ニ移サントスル時ハ、人ノ心動キ立テ、穩カナラズ、イザ一度ニ數多ノ諸士ヲ國ニ移サント、仰セアリケルニゾ、有司モ是彼レト、評議ニ日ヲ移シケレドモ、君シキリニ催フシ玉イ、三月下ノ八日ノ日ニ、執政職ヲ初メ、目附方・勘定方・奥右筆

方等政事ニタヅサハル職々ハ、殘リナク水戸ニ移リテ、交代スベキ由ヲ命ゼラル、明クル日ニ頭職ヲ始メ、諸士以上ノ人々、水戸ニ移ルベキ由ヲ命ゼラレ、其後諸士以下ナル者ヲ移シ玉イ、江戸ノ邸ニ殘リテアル者モ皆定府ト云フ名ヲ止メ玉フ、幾ク年カ邸中ニスメル女童等、イカナル深山ノ內ニ移ルニヤト思イテ、家々ノ歎キ大方ナラズ、是レ彼レノサハサナト云ヒテ、一日ヅヽモ止リナントセシガ、止ムベキニ非ザレバ、其年ノ夏秋ノ頃迄ニ、皆移リニケリ、君其人々ノ程ニヨリ、夫々黃金等賜リ、又水戸ノ郭ノ西ノ方ニ當リテ、新タニ小路ヲ設ケ、屋敷ヲ賜リ、其用金、ソコバクノ事ニテ、アリケルガ、折シモ其年穀物實ノラズ、關東ノ國々コトニ甚シク、貧キ民飢ヲ凌ントテ、イヤガ上ニ、江戶ヨリ集リヌルニゾ、穀ノ價イヤマシ貴クナリテ、彼ノ玉ヲ炊グテフ譬ニ均シク、諸大名是レガ爲ニ、大ニ苦シメリ、我ガ邸中モ先キノ如ク、男女夥シクスミタランニハ、イカ許リカ苦シムベカリシニ、サバカリノ嘆キモナクテ過ギニシハ、是レ偏ヘニ君ノ御決斷ニテ、定府ノ人々ヲ減ジ玉ヘル故ニゾアリケル、此事後ヨリミレバ大ナル事業ニモ非ザレドモ、其時ニアリテハ、容易ナカラヌ事ニテアリキ

〇饑饉ヲ救ヒ給フ事

治レル世ニモ免カレ難キハ、饑饉ノ患ヒニアリケル、其患イ何ツ來ヌベキトモ計リ難ケレドモ、二三十年ヨリ四五十年ノ間ニハ、必ズ其例シアル由、識者ノ云ヘル所ナリ、天明ノ饑饉ヨリ以來、五十年許

リヲ經テ、天保癸巳・丙申・丁酉ト打ツヾキ、五穀實ノラズ、天下ノ靑人草、幾萬人カ失セシ事、人ノ見聞スル所ナリ、癸巳ノ年ハ、君初メテ水戶ニ至リ玉イシ折ナレバ、御自ラ其職々ニ仰セラレ、貧キ民ヲ賑ハシ玉フ、此年八月朔日、大風吹テ領中ノ民家、一萬二千軒餘リ、或ハ倒レ或ハ破レ、目モ當テラレヌ樣ナレバ、君殊ニ若干ノ財ヲ出メ救ヒ玉フ、サレドモ五穀實ノリシカバ、大凶年ト云フ計リニハ非ズ、申ノ年ハ五月六月ノ頃、日々空カキ曇リ、艮ノ方ヨリ冷カナル風フキ來リテ、其氣候二月頃ノゴトクアリケレバ、五穀實ノラズ、天下ナベテ飢ニ惱メル中ニモ、關東ノ國々イト切ナリケル、或ル日君登營シ給フ時、御駕籠內ヨリ、飢タル民ノ斃レ居タルサマヲ御覽ジテ、屋形ニ歸リ玉イ、有司ヲ召シテ宣フ樣、貴キモ賤キモ、人ハ同ジ人ナルニ、イカニ飢ニ惱ミテ、斃レヌル樣ヲ見ルニ忍ンヤ、我ガ領中ノ民一人タリトモ、ユメ〳〵飢スベカラズ、國中ニ米穀盡テ飢ユルハ止ム事ナケレドモ、片ヘニハ富メル者、若干ノ穀ヲ蓄ヘナガラ、片ヘニハ貧キ者饑テ死ントスルハ、政事ノ惡キニヨレリト勵シ給イ、郡奉行ニ御書下シ賜ハリテ、其由ヲ仰セ給フニゾ郡奉行モ、殊ニ力ヲ盡シテ、是レヲ救ヒ、或ハ稗倉ヲ開テ是ヲ賑ハシ、或ハ富メル者ノ、貧キ民ヲ救ヒタラン者ニハ、其多少ニ從テ、恩賞ヲ行フベキ由ヲ喩シ、或ハ邪ナル民、大利ヲ貪ントテ、竊カニ穀ヲ隱シ蓄ルヲバ、是ヲ罪シ、其穀ヲ出シ、或ハ貴ク糶シ賤ク糴スル類イ、或ハ入穀ヲ許シ、出穀ヲ禁ズル類イニ至ル迄、殘ル處ナク施シ玉イケルニゾ、申ノ年・酉ノ年、世ノ中飢ヘテ死スル者多キ中ニ、我ガ水戶ノ領內ノミ、一人ノ餓莩ナキハ、ア

リ難キ事ナラズヤ、此時君是彼レト御心ヲモ、御身ヲモ苦シメ玉フ事、大方ナラズ、戌ノ年ノ六月五日ノ日、家中ニ示シ玉ヘル御染筆ノ寫、カシコクモ左ニ記ルス

巳年・申年兩度ノ凶作ニテ、米穀モ乏ク候處、此氣候ニテハ此上何トモ計リ難ク、萬々一今年モ凶作ニテハ、國中士民ノ扶助如何ハセント、日夜心思ヲ苦メ候、天地ノ變災ハ、人ノ力ニ及ビ兼候得共、人ハ萬物ノ靈ト是レアリ候得バ、上下一致シテ、人事ヲ盡シ候ハヾ、其心天地ニ通ジ、變災モ甚シキニ至ラズシテ止ミヌベシ、譬ヘ變災止マズトモ、人力ヲ盡シタル上ニテ、上下諸トモニ飢ニ及ブハ、天命ナリ、君子ハ民ノ父母トコレアリ候、カリソメニモ、國中數十萬人ノ父母ト仰ガレヌル身ニテ、イカニ子ノ飢ニ迫ルヲ見ルニ忍ンヤ、是ニヨリテ、今日ヨリ七日ノ間、潔齋シテ鹿島・靜・吉田等ヘ五穀成就、萬民安穩ノ大願ヲ立テ候得共、日々平常ノ食ヲ用ヒ候テハ、恐懼ノ事故、我等並ニ簾中初メ、一同今日ヨリ粥ヲ食シ、上ハ天ノ怒ヲ愼ミ、下ハ民ノ患ヒヲ救イ度心得候、此上何程凶年ニテモ國中ノ米穀ニテ、我等ノ食物ニハ差シ支ヘ是ナク、又粥ヲ用イ候トモ、其餘リタル米、國中ノ潤イニモナラズ候得ドモ、重役ヨリ初メ、國中ノ人、我等ガ心ヲ推察致シ、人々心次第ニ米穀ヲ餘シ候ハバ、國中ニ饑餓ノ民ハ、アルマジキ道理ナリ、譬ヘバコヽニ兄弟十人アリ、一人ハ富貴ニテ、珍味美食ヲ用イ、二人ハ相應ノ勝手ニテ、十分ニ飮食シ、二人ハ平常ノ食ヲ用ユルニ、其餘ノ五人ハ飢テ死ントスル時、初メノ五人各ノ食ヲ分チ、平常ヨリ少シク、麁食ヲ用イナバ、十人ノ命ハ全カルベシ、

我等愚ナル身ニテモ、國中士民ノ父母ナレバ、國中ノ士民、互ニ兄弟同様ニ思イ、貧キ者ハ、イヨ〳〵儉約シテ富メル者ノ救ヒヲ受ゲザル様ニ心ガケ、富メル者ハ我レ獨リ富マズ、一粒ヅヽニテモ餘シテ、世ノ中ノ人ノ潤ヒニナル様、心ガケ候ハヾ、國中ニ飢民ハ、是レアルマジク候、貴賤上下ニヨラズ、心有ン者ハ、夫々其所ノ鎭守氏神ニ、實意ヲ以テ、五穀成就ノ祈誓ヲ籠メ、一粒ヅヽモ、食ヲ餘シテ一人ヅヽモ、人ヲ助ント志シ候様、致シ度キ事ニ候

六月三日　　　　　　御花押

斯ク告ゲ喩シ給イケレバ、家中諸士ヨリ農民ニ至ル迄、思イ〳〵ニ麁食ヲ用イ、餘リアル者ハ足ラザル者ヲ助ケナドシテ、饑饉ノ患ヒヲ免カレヌルゾアリ難キ、我ガ封内ノ民、假リソメニモ君ノ深キ御惠ヲ忘レズ、耕シ作ル業ナ怠リソ

○國中ニ貸シ出セシ金穀ヲ棄テ、入ルヲ量リテ出ス事ヲ成シ給フ事

夫レ富ミ且ツ貴キ者アレバ、貧ク且ツ賤キ者アリ、サレバ財ヲ借リ貸シスル業、サモ自ラアルベキ理ニテ、和漢古今ノ同キ所ナリ、シカレドモ富メル者ハ少ク、貧キ者ハ多ク、國中ニテ代々俸祿ヲ知行セル人々モ、十人ニ九人ハ貧キヲ患フ、其故由ヲ尋ヌルニ、知行若干ヲ領シヌレドモ、父祖ノ世ニ、シカ〳〵ノ事アリテ、公ヨリ若干ノ金ヲ借リ侍リ、父ノ代ニモ亦若干ノ穀ヲ借リ侍リ、近頃何某ヨリ若干ノ財ヲ貸リヌルヲ、年々納メ返シヌレバ、今マノ當リ、領スル知行ハ、僅カニ若干ニナリヌト歎ケ

ル類ヒ、十人ガ中ニ六七人モアリヌベシ、君庚子ノ年、再ビ水戸ニ下リ給イ、偏ヘニ諸士ノ武備ヲ勵シ玉フニ、諸士ノ貧キユヘンヲ知ロシ召シ、先ツ年ヨリ其年ニ至ル迄、オヽヤケヨリ、貸シテアリシ金銀米穀、多キ寡キヲ云ハズ、古キ新キノ差別ナク、悉ク棄テ給イテ、賜ハリヌル由ヲ仰セラレ、扨其年諸士ノ知行スル祿ノ半ヲバ、年久ク財貸リテアリシ人ニ返サシメ、猶借タル財ノ殘レルハ、明ル年ヨリ聊カヅヽ年々返シヌベキコトニ定メ給イ、郡官市尹ノ府ニテモ、是ニナゾラヘテ、國中ニ申シ下セシカバ、貧キ者ハ、新ニ金穀賜ハリヌル心地シテ、大ニ悅ビ、富メル者ハ、ツレナキワザニモ思イケレドモ、公ケノ金穀ハ、ノコリナク、ステ給ヘルヲ聞テ、己レノミ利ヲ失ヘルニ非ズト思イテ止ミヌ

天保十一年子十一月十一日年寄ヨリ

御家中ノ族、勝手向キ相傷ミ、非常ノ手當ハ勿論、父母孝養等ニモ差支ヘ候向モ、コレアル趣キ、御聽ニ入リ、御勝手向ノ儀モ、御不如意ニハ候得共、御家中ノ儀ハ、御一體ニ思召サレ、一統拜借ノ金穀、多少新古ニ拘ハラズ、此度出格ノ尊慮ヲ以テ、一圓ニ下サレ流シニ相成リ、尚又來ル丑年ヨリ三ケ年ノ間、祿高ニ應ジ、夫々御世話成シ下サルヽ旨仰セ出サレ候條、年限中勝手向キ嚴重ニ改正致シ非常ノ手當等、心カゲ候樣、仕ルベキ旨、仰出サルヽ者也

同月同日若年寄ヨリ

一　此度出格ノ尊慮ヲ以テ、一統拜借ノ金穀下サレ流シニ相成リ、尙又御家中向キ改正ノ儀、仰セ出サレ候ニ付、右ノ通リ相違候條、其旨相心得ラルベク候

一　御勝手向、不如意ノ砌、莫大ノ拜借金等、下サレ流シニ相成リ候上ハ、御家中借財ノ義、一切棄捐ニ仰出サルベキ哉ニ候得ドモ、相對借用ノ義ハ、次第モ相違致シ候條、無利足永年ノ賦、仰付ラレ候事

一　貸借利分ノ義、近年猥リニ相成リ、格外高利ノ取引、是レアル趣キ、相聞ヘ相濟ザル事ニ付、向後一割以上ノ利分ハ、御禁制仰出サレ候事

但シ町人共、商用金利分ノ義、御構イ是レナク候

一　武器引當ヲ以テ、金子借貸ノ義、禁制ニ候處、近頃心得違ヒモ是アル趣キ、相聞ヘ相濟ザル事ニ候、以後右樣ノ義、是アルニ於テハ、急度御沙汰是アルベキ事

此外ニ命令アリタレドモ、其大要ノミ記シヌ、サテ此時公ケノ財モ殘ルナク捨テ玉フナラバ、下々ニテ、互ヒニ借リ貸シスリ財ヲモスツベキ旨、仰セアラマホシキト、中上ル人アリシニ、人ノ臣タル者君ノ賜モノヲ受ルハサル事ナレドモ、朋友又ハ商人抔ニカリヌル財ヲモ、貰イテ悦ブ士ハ、我ガ家中ニハ得アルマジ、速ニコソ返シ得ズトモ、末長ク償ヒテ、信義ヲ失フベカラズト、宣イテ斯クハ仰セ出サレヌ、斯クテ本ヨリ國用乏シキガ上、莫大ノ金穀ヲ棄テ玉イケレバ、其職トモ心苦シメケル

ニ、君兼テ紀伊ノ南龍公國用ノ圖ヲツクリ玉ヒ、碁盤ノ目ヲモリタル如クナルヲ、五色其外サマ〴〵ノ色ニテ分チ、此ノ用度、彼ノ用度ト定額ヲ記シ、譬ヘバ甲ノ用度多キ年ハ、乙ノ用度ヲ減ジヌル如クニシテ、領中ヨリ納メヌル金穀ノ中ニテ、事足リヌ樣ニ定メ給フ事ヲ、深ク感ジ給ヒ、諸々ノ職ニ仰セテ、年々領中ヨリ納ムル所ノ米穀金銀ノ數、山海ノ貢ナド、詳カニ記サシメ、扨天朝・幕府ニ捧ゲ給フモノヲ初メ、諸士ニ賜フ所ノ祿、或ハ宮室・衣服・賓客・軍旅ニ至ル迄、是レヲカゾヘシムルニ、納リヌル金穀ハ少クシテ、出ヌル用度ハ多シ、其故由シヲ尋ネ給フニ、水戶ノ封內尾張家・紀伊家ニクラブレバ、其半ニモ足ラズ、サレドモ三家並ビ給イテ、何事モ同ジサマニナシツル事、コレ國用ノ足ラザル根源ナリ、然ノミナラズ、土地惡クシテ、米穀少ク、古ニクラブレバ、民ガ衰ヘ、田野モアレテ貢納イヨ〳〵少シ、宮室・衣服・飮食ハ、昔ヨリモ質素ニマシマセドモ、世ノ中何クレノ物ノ價、古ヘヨリ一倍二倍モ增シヌレバ、其費ヘ多シ、諸士ノ祿モ、罪アリテ削ラルヽ者ハ少ク、勤勞アリテ新タニ賜ハリヌル者ハ多シ、其他財用ノ足ラザル故ヲ、具サニ申上ケレバ、君聞給イテ、用金ノ日々ニ多キ事イカニモ其理リナキニ非ズ、サレバ兎ニ角ニ、入ル事ヲ計リテ出ス事ヲ成スニアリト宣ヒテ、萬ノ事約メ給フ上ニモ、又一入儉約ヲ用ヒ給イ、諸有司ノ左バカリ勤勞ハナケレドモ、年ダニ滿ヌレバ祿ヲ增シ賜リ、其子孫ニモ傳ヘシヲ改メ給ヒテ、祿ハ何カ計リモ賜イヌレドモ、子孫ニ傳ウル事ハ容易カラヌ業ニ定メ、諸士ニ賜ハル所ノ俸祿、何十何萬石ト限リ、其中ニテ餘レル祿アレバ、必ズ諸士ノ中ニ

テ、功勞アル者ニ賜ハリ、一石タリトモ、上ノ用度ニ混ジ玉ハズ、其限レル祿ミチヌル內ハ、有司ノ年ヲ經々ル者アリテモ、世々ノ祿ニスル事ヲ得ズ、サテ醫師・馬乘・鷹師其他鐵炮師・弓師ナド、諸士ノ方技ヲ以テ仕フル者、其ハジメハ皆人ニスグレシ故、若干ノ祿賜ハリタルガ、其子孫ニ至リテハ、其家業ヲモ傳知ラズシテ、徒ラニ父祖ノ祿ヲ傳ウル者少カラズ、斯クノ如キ類ハ、悉ク沙汰シ玉イテ、今マノ當リスグレスル者ニ賜ハリヌ、總テ辭ヲ正クシ、財ヲ理シ、物事ヲ改メヌル事ハ、古モ今モ好マザル處ニテ、謂ハユル小人ハ便ナリトセズト云フ樣ニテ、カシコクモ議リ奉ル者モ、亦多カリキ、七年モ十年モ過ギタランニハ、量入爲出ノ規格モ定リヌベカリシヲ、俄ニ世ヲ遁レ給イテ、御志遂ゲ玉ハヌコソ、口惜ケレ

田畠ノ經濟ヲ正シ、穀祿ヲ平ニシ給フ事、民ハ國ノ本ニテアレバ、是ヲ安ズルヲ政事ノ第一トスル事、古モ今モ人ノ云フ所ナレバ、治レル世久キ時ハ、民ノ竈日々衰ヘ、貢賦年々ニ少クナリテ、國ノ用度足ラズ、用度足ラザレバ止ム事ヲ得ズ、又コレヲ民ニ取ル、初メハ七人シテ捧ゲシ金穀モ、後ニハ僅ニ五人三人シテ償フ事トナリヌレバ、民イヨ〳〵苦シミ國イヨ〳〵貧クシクナリ行ク事是又古モ今モ同ジ所ナリ、民ノ苦シメル故由シハ一筋ナラザレドモ、田畠ノ經界正シカラザルハ、最モ其盛衰ニアヅカレリ、水戶ノ封內、寛永ノ末ツカタ、威公ノ仰セニテ、田畠ノ界ヒ改メシヨリ以來、二百年許リニナリケレバ、其時上田ト名ケシモ、今ハ下田トナリヌレドモ、止ム事ヲ得ズ、上田ノ租ヲ納メ、或ハ畠ニ水

セキ入テ、田トナシタルヲ隱シ置テ、畠ノ税ヲ納ムル類ヒ、擧テ數フベカラズ、シカノミナラズ貧キ民ノ田畠ヲ、富ル民ニ賣ントスル時、富ル者ハ米十石ヲ得ベキノ實地ヲ取テ、其名ハ三四石ト定テ、僅ニ其租税ヲ出ス、殘ル六七石ハ名ノミ有テ、實ノ地ハナケレドモ貧キ民ヨリ其租税ヲ納ム、土地肥饒町段ノ廣狹モ、是ニ同ク、イト淺間敷ワザナレドモ、貧キ民ノ飢寒ニ迫レル者ハ、マノ當リノ苦ミニ堪難ケレバ、後ノ患ヲ計ルニ暇非ズ、實ノ土地ヲ賣テ、空キ石高ヲ殘シ、下田ト名ケテ、上田ヲ賣リ、己ハ下田ヲ耕メ、上田ノ租税ヲ納ル類、多ケレバ、古人ノ謂ハユル富ル者ハ、增々富ミ、貧キ者ハ增々貧キ樣ニゾナリニケル、天明。寬政ノ頃、文公專ラ民ヲ恤ヘ給イ、文化ノ始メ、武公ニモ政事ニ心ヲ盡シ給イシカバ、其頃ヨリ田畠ノ界ヲ改メ正サズシテハ、貧キ民蘇息スル事難カルベシト、其職ニ備レル識者、ヨリ〳〵議論アリケレドモ、是ヲ行フ時ハ、富ル民ハ俄ニ利ヲ失フ事ヲ歎キテ、上ヲ怨ムベシ、貧キ民ハ喜ブベキ理ナレドモ、多クハ愚ナレバ、富ル者ニ欺レテ、上ヲ疑フベシ、凡民ハトメルモ貧キモ、上ヲ疑ヒ、ヤヽモスレバ下ヲ損シ上ヲ益ン事ヲノミ計ルト思フワザナレバ、田畠ノ界ヲ改ン事容易カラズトテ、其事行レ難クシテ過ニシガ、中納言ノ君ニハ、公子ニテオハセシ時ヨリ、農政ノ書、數多讀考ヘ給イ、事情ヲ明ニシ給フニゾ、御代ノ初、早クモ經濟改ムベキ事ヲ郡奉行ニ計リ給フ、郡奉行モ君ノ御心非常ニマシマス事ヲ感ジ奉リケレドモ、容易ク行フベキワザニハ非ザレバ、一同僉儀シテ、先輩ノ識者、議論抔具ニ申上サセ、君ノ仰ノ如ク、イカニモシテ經界ハ改正スベキ事ニ

覺ヘ侍リヌレドモ、君ハイカ許リ、仁政ヲ施シ給フ御心ニテモ、民未ダ御惠ミヲ蒙ラザレバ、上ヲ疑フ心ナシト云ベカラズト、イザ斯迄ニ思召ノマシマサンニ、先奢侈ヲ押ヘ、儉約ヲ致ヘ、御怠リナク仁政ヲ施シ給フベシ、國中ノ民、君ヲ仰ギ奉ル事、父母ノ如ク、我君ハ露許リモ疑ヒ奉ルベカラズト人々懷キ奉リシ時ニ至テ、經界ヲ正フセン事、何ノ子細アルベキト申上ケレバ、君實ニモト同ジ玉イテ、專政事ヲ勵ミ玉フ折シモ、小石川ノ屋形、新タニ土木ノ事有テ、儀式行ヒ玉フベキ殿ハ、合天井ニ營ムベキニ定リシヲ、彼宮室ヲ卑フシテ、力ヲ溝洫ニ盡ステフ古語ヤ思召ケン、俄ニ其事ヲ止玉イ昔モロコシニテ、洒ヲ川上ニシタミ、諸ロ人ニ飲シメヌル事ヲ、御自ラ筆ヲ染玉イテ、合天井造ルベキ料ノ金子ヲ添テ、郡奉行ニ下シ賜リテ、國中ノ鰥寡孤獨ノ類ヲ賑シ玉フゾ有難キ、其後癸巳ノ年ヨリ丙申・戊戌ノ年、三度ノ饑饉ニハ、日夜御心ヲ苦シメ玉イ、或ハ簾中ノ宮諸トモニ粥ヲキコシメシ、或ハ朝夕ノ御膳ノミ、キコシ召シテ、晝ノ御膳ハ止給フ類イ、深キ御惠普ネカリケレバ、國中コゾッテ、明君ト仰ギ奉リケル、斯テ己丑ノ年世ヲ嗣給イシヨリ以來、戊戌ノ年ニ至テ、十年ニナリヌレバ領中土地改正幕府ニ請ヒ玉イシニ、許リ玉イケレバ、執政職ヨリ初、其職々ニ仰セラレ、其事ヲ始玉フ、其荒增ハ封内東西南北トテ、郡奉行四人ニテ治ム、其一郡ヲ又カリニ四ツニ分チテ、十六トナシ、兩番ノ士ヲ初、其ワザニ堪ヘヌベキ者三十二人ヲ撰ミテ、縄奉行ヲ仰ラレ、二人シテ其事ヲ共ニシ、郡方勤ル役人二人三人ヅヽ、是ニ副シ、村々ノ鄕士・庄屋・組頭抔云ヘル者、正直ナルヲ擇ビ、其他竿取、

繩取抔云者ニ至ル迄、夫々配リ分チテ、是ヲ一組ト稱フ、サテ一組毎ニ、田畠ニ臨テ繩打渡シテ、其廣狹長短ヲ計リタルヲ帳ニ記シ、土地ノ美惡抔迄、粗々論ジタルヲ、郡奉行ニ出シヌレバ、郡奉行・勘定奉行諸共ニ、其下ナル職々ヲ引具シ、田畠上中下抔ノ位ヲ定ルヲ、年寄・若年寄、其事ニ携レル人々ヨリ〳〵見巡リテ是ヲ勵シ、衆議ノ決シ難クテアリシヲ、是ヲ裁判抔シ、其職々心ヲ合セテ、力ヲ盡ス事、凡五年ヲ經テ、其功畢リヌレバ、諸士ノ本ヨリ、知行賜リタルハ、村ヲカヘ、是迄藏米賜リシモ百石以上ニ當リヌルヲバ新ニ知行ヲ賜リシゴトシ、甲辰ノ年彌生ノ初メツ方、其人々ノ祿、村々ノ民ノ竈迄、記サシメ、御朱印付テ、御手ヅカラ賜リヌ、其朱印狀ノサマ左ノ如シ

一　祿何千何百石

一　農何百何十戶

右常陸國或ハ下野國何郡何村某郡某村ニテ知行セシム、人馬油斷ナク相嗜ムベキ者也

天保十五年甲辰三月　　　　御朱印

斯クテ其農民ノ名記ルセル書ハ、別ニ郡奉行ヨリ、人々ニ分チ配リヌ、抑右諸士ニ田畠祿賜リシ時ハ、千石ハ千石、百石ハ百石ノ貢賦、大方平カニ均シカリシヲ、前ニ云ヘル如ク、土地ノ善惡、農民盛衰ニヨリテ、諸士ノ知行スル所モ均シカラズ、其名ハ千石ニテ、僅ニ六七百石ノ貢賦ヲ得、或ハ二百三百石ノ名ニテ、四五百石モ實ヲ得ル類ヒナキニ非ズ、又大祿ノ知行ハサモアラネドモ、小祿ノ知

行所ト云ハ、一村ノ中ニテ、此彼コト離レ、一人ノ民、數多ノ地頭ニ年貢捧ルワザナレバ、地頭ト民ノ情モ通ハズ、又地頭ノ代官抔、村々ヲ巡リ、民ヲ苦ムル類ヒ、其患少カラズ、此度ハ改給イテ、何百石ニ農何戸ト定メ、其民ハ必一人ノ物頭ヲ仰ギヌ、年貢收納ハ盡ク公ケノ役人是ヲ主リヌル事ニナリタレバ、地頭モ穀祿ノ平ナラザルヲ憂ズシテ、長ク數多ノ民ヲ懐クル事ヲ得、農民モ數多ノ地頭代官抔ニ苦メラルヽ事ヲ免カル、一ワタリニ限リテハ、知行ノ本意ニ非ザルニ似タレドモ、勢ヒニヨリ時ヲ濟フノ良法ト云ベシ、後ノ人能ク君ノ御志ヲ繼テ、是ヲ修メナバ、兵ヲ强クスル一助トモナリヌベシ、扨此經界ヲ正クシ玉フ事、御代ノ初ヨリ、十年ノ間、評議マチ〳〵シテ、定メ難クアリケレドモ、實事ニカヽリヌレバ、其評議セシトハ思ヒノ外ニ易カナル事モ、亦難キ事モ出來ヌ、其事擧テ數ヘ難ケレドモ、其一ツヲ云ンニ、富ル民ノ歎ントハ、誰モ分リタル事ナレドモ、貧キ民ハ喜ントノミ許リシニ、マノ當リ其驗シ見ヘ難シ、其故ハ富ル者十石ト名ケシ田ヨリ、僅ニ米四石ヲ納テ有シテ、今改メヌレバ百石トナリテ、米四十石ヲ納ムル事ニナリケレバ、年頃六十三石ノ米ヲ、滑カニ掠メ居ヌル幸ヲバ言ハズシテ、今年ヨリ貢米十倍セル事ヲ歎キ、其富メル民ノ貢米十倍セシ如クニ貧キ民ノ貢米ヲ十分ノ一ニ減ジタランニハ、サコソ喜ブベケレドモ、富ル民ハ少ク、貧キ民ハイト多ケレバ、一人ノ富ル者ヨリ、增納ル三十六石モテ、貧民百人ノ租税ヲ緩ムル時ハ、僅ニ米三斗六升許リノ救ナリ、又年頃アレニシ畠ニ、草木生茂リヌルモ、猶畠ノ名ニテ有シヲ、皆改ステ山野トナシヌレバ、封内ノ畠地大

ニ減ジケレドモ、斯ノ如キ地ハ、年久クアレテ有ケレバ、此度捨リヌル迚モ、一人ノ民ニ向テハ、サバカリノ惠ニモ非ズ、サレバ富ル民ハ歎キ、貧キ民モ大ニ喜ビモセズ、領中ノ石高ハ減ジヌレバ、經界正シヌルワザハ、謂レナキ事ト思フ人モアリツベシ、ソハ謂ハユル姑息ヲ喜ブ小人ノ言ニテ、聞クモイマハシキ事ナリ、孔子モ寡キヲ患ヘズシテ、均シカラザルヲ患フ宣マヒ、孟子ハ仁政ハ必經界ヨリ始ルト云ヒ、其他識者ノ論、ミナ是ニ同ジ、然ルヲ名ノミアリテ、其實ナキ土地ヨリ、年貢ヲ取リ草木生茂リタル山野ヲ指シテ、畠ト云ヒ、一段ニ足ラヌ田畠ヲ二段ト云ヒテ、其租税ヲ責ル類イ、民ノ父母タル者、イカデ是ヲ見ルニ忍ンヤ、斯ナリタルヲ、其儘ニ捨ヲケバ、後ノ世ニハイカ許リ亂ン事計ルベカラズ、仁政ト云ヘル者ハ、マノ當リ其驗シ見ヘズトモ、日ヲ重ネ、年ヲ經ルニ隨ヒテ、其澤大ナルヲ宗ネトセリ、二百年ノコノカタ紛ハシク亂レタル田畠、封内ノ隅々迄、繩打渡シ、土地ノ美惡ヲ論ジ定メテ、民ノ産ヲ均クシ、士ノ祿ヲ平カニシ玉フ事、誠ニコヨナキ仁政ト申奉ルベシ、其實地ヲ踏ズシテ、其事業ノ跡ヲノミ見聞ナバ、繩ノ打チ樣位ノ定メブリ、租税ノ納メ方抔、カシコハ斯ク當テ、コヽハ斯クナシ度キ者ヲ抔ト云ベケレドモ、昔世ノ中ノ人、兵亂ヲ厭ヒ、イカニモシテ、田畠作ラント思フサマナル時ニハ、經界正シヌル事モナシ易カルベシ、今泰平ノ御代、年久シク、上下コモゴモ利ヲ取ルト云ニモ似ヨリタル世ノ中ニ、土地ヲ改ル事ハ、イトナシ難キワザナリ、水戸ノ封内狹シト雖ドモ、幾萬人ノ民草、露許リモ心ヲ動ズシテ、大業ヲ畢リヌル事、君ノ仁德民ノ心ニ感ジヌル事

ノ深キヲ知ルベシ、サレバ何レノ國ニモアレ、今ノ世ニ當リテ、易カニ經界正シヌル由ダニ聞カバ、其手振ノ善シアシハ兎モアレ、其君コヨナキ仁德アリト思ヒヤルベキ事ニナン

東湖隨筆

藤田東湖著

方今物價騰貴一世ノ憂ナリ、如何セバ其弊ヲ矯ント問シニ、矢部曰、此事某職ニテハ日夜苦心スル所ナリ、閣老併ニ勘定奉行邊ノ論ハ、罪ヲ奸商ニ歸シ、其奸ヲ摘セヨト某ニ屢々督責スレドモ、某ガ論ハコレニ異ナリ、如何トナレバ近來新金銀行ハレ、今ノ挍銀ハ、金百匹ニ通用スレドモ、二十年以前ノ南鐐ニシカズ、其餘推テ知ベシ、官ニテ如レ此不正ノ事ヲ行ナヒ玉ヒ、唯商賈ノミ惡ムハ僻事ナリ、駿河守モユメユメ奸商ヲ護スルニハアラザレドモ、物本末アリ、第一ニ惡金銀停廢シ玉ヒ、其上ニモ

物價騰貴ナラバ、駿河守イカニモ、奸商ノ罪ヲ鞠問スベキモノヲト、此頃覆議セリトゾ

江戸二十組問屋トイヘルモノ有テ、都下ノ諸物ヲ、占賣占買スルハ僻コトナラズヤト問フニ、矢部曰コレモ當時議論紛々タレドモ、某思フニ十組ノ罪ニアラズ、十組ハ神祖以來立置ルヽ所ニテ、不正ノモノニアラズ、然レドモ近來ニ至リテ、十組ト世ニテ惡ムハ、畢竟官府ノ所置ワロキ故ナリ、近ゴロマデハ大阪ヨリ江戸ヘ運漕スルニ、舟二タ樣アリ、檜垣船、樽船ナリ、然ルニ紀伊殿御願ニテ樽船停廢、檜垣船ノミニナリタリ、二タ樣ノ船並ビ行ルヽ時ハ、檜ガキト樽ト相競ヒ、都下ノ相場モ、是ガ爲ニ高低シケルガ、檜垣一方ニナリテ後ハ、永々高價ニナリタリ、此事ハ紀公、幕府ヘ八千金ノ返金滯リ玉ヒケル折カラ、杉本茂十郎ナル奸商、紀邸ヘ取リ入リテ、其說ヲ建テ、遂ニ是ガ爲ニ幕府ハ勿論、一統難澁スル事ニナリタリトテ、議論三藩ノ國體ニ及ビタル故、余曰、臣ハ各其主ノ爲ニス、今老兄ニモ紀藩ノ臣トナラバ、又紀藩ノ爲ニ力ヲ盡スコトモアルベシ、一槪ニハ云ヒガタシト、微笑シケレバ、其談ヤミテ扨ソノ時矢部ノ談ニ、江戸物價ノ權ヲ制セントセバ大阪ニアリ、大阪ハ天下ノ咽喉ナリ、有司專ラ心ヲ用ユベキ所ナリ、近年物價ノ貴キ所以ハ、奢侈甚シキト金銀アシキガ其根本ナリ、其枝葉ハアマタ有レドモ、某ガ知ル所ヲ以テ論ズルニ、諸侯ノ國ニテ產物ト號シ、大阪問屋ニ拘ラズ江戸ヘ運漕シテ賣捌ク也、其中立ヲキクニ、江戸物價高キハ、畢竟大阪ト江戸問屋ニ利ヲ占ラルヽ故ナリ、今國產ヲ其國々ヨリ、直ニ江戸ヘ出シ、大阪ノ問屋ニ占ラルヽ程ノ價ヲ折テ、江戸ニテ賣捌ン

ニハ、萬人ノ益、殊ニハ江戸諸品モ、是ガ爲ニ價ヲ折ンモノヲト、勘定所等ヘ内訴スル故、イカサマニ有ルベキ理ト同ジテ、其請ニ任セ、今ハ五畿内中國西國ノ諸侯ソレ〳〵其國産ヲ江戸ヘ出ス事ニナリタリ、サラバ江戸ノ諸色古ヘヨリハ下直ニナルベキニ、却テ年々ニ騰貴シ、タトヘバ古ヘハ百文ニテ、買タル茶碗鉢モ、今ハ二百モ三百文ニモナリタリ、此事ヲツラ〳〵考フルニ、大阪問屋ニテハ、最初ハ國ノ産物ヲ引受ケ、タトヘバ十箇國ヨリ十品ヲ取次セバ、一品ヨリ銀一匁ヅヽロ錢ヲトリタルガ、今ハ五品ハ、江戸ヘ直ニ出シテ、問屋ニアヅカラザル故、問屋ノ株ハ半減ニナリタリ、依テ今ハ五品ヨリ、銀二匁ヅヽ取リテ、古ヘト同ジクラシヲナス事ニナリタリ、サレバ大阪ヨリ運スル品ハ、既ニ其本價一倍ニナリタル故、江戸問屋モ又是ニ准ジ、價ヲツケテ賣買スル故、漸々ニ其價騰貴セリ、扨諸侯ノ國産モ、最初ハ大阪問屋ノ品ヲ、見クラベ、下直ニ賣捌ケドモ、江戸ノ銀相場、銀一匁ニ賣ル品ヲ、八分ニ賣ルモ、無益ニ思ヒ、九分カ九分五厘ニ賣ルコトニナリタレバ、其本ニ立カヘリテ論ズレバ、大阪問屋ヲセバムル程、江戸ノ物價高クナリ、江戸ノ物價高クナレバ、諸侯ノ國産モ又コレガ爲ニ騰貴スル理ニテ、笑フベキ事ナリ、且ツ惡金銀ノ事ニ至リテハ、上方銀相場ニ拘リ、以ノ外ヨロシカラズ、然レドモ嫌疑アリテ、容易ニ論ジガタシトイヘリ

大正六年三月十六日印刷
大正六年三月十九日發行

不許複製

日本經濟叢書 卷三十三 非賣品

編者 瀧本誠一
發行者 佐藤卯兵衛 東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地
印刷者 中田福三郎 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
印刷所 株式會社秀英舍第一工場 東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地 日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事 高木範之丞
佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the thirty-third volume

Extracts of politico-economical matters from classical and other authors of the Tokugawa-period (about 1600–1860).

Vol. I

Compiled by

TAKIMOTO SEIICHI

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL XXXIII

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKŌKWAI

1917.